平成31年
第　2　回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成31年 2 月13日　開会
平成31年 3 月27日　閉会
} 43日間

沖　縄　県　議　会

平成31年 第２回　沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 9
１．開会日に応招した議員 …… 11

○第１号（２月13日）

１．開会年月日時 …… 13
１．議事日程 …… 13
１．本日の会議に付した事件 …… 13
１．出席議員 …… 15
１．欠　　員 …… 15
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 15
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 16
１．開　　会 …… 16
１．諸般の報告 …… 16
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 16
１．日程第２　会期の決定 …… 16
１．日程第３　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで …… 16
１．知事（玉城デニー君）の提案理由説明 …… 17
１．人事委員会（島袋秀勝君）の意見 …… 26
１．教育委員会（平敷昭人君）の意見 …… 26
１．日程第４　陳情第５号、第６号、第10号、第12号、第13号及び第15号の付託の件 …… 26
１．委員会付託 …… 26
１．日程第５　陳情平成30年第83号の取り下げの件 …… 27
１．採　　決 …… 27
１．休会の議決 …… 27
１．散　　会 …… 27

○第２号（２月20日）

１．開議年月日時 …… 29
１．議事日程 …… 29
１．本日の会議に付した事件 …… 29
１．出席議員 …… 29
１．欠席議員 …… 29
１．欠　　員 …… 29
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 30
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 30
１．開　　議 …… 30
１．諸般の報告 …… 30
１．日程第１　代表質問 …… 30
　末松　文信君 …… 30
　座波　　一君 …… 41
　新垣　　新君 …… 56

１．散　　会 …… 73

○第３号（２月21日）

１．開議年月日時 …… 75
１．議事日程 …… 75
１．本日の会議に付した事件 …… 75
１．出席議員 …… 75
１．欠席議員 …… 75
１．欠　　員 …… 75
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 76
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 76
１．開　　議 …… 76
１．日程第１　代表質問 …… 76
　狩俣　信子さん …… 76
　照屋　大河君 …… 82
　当山　勝利君 …… 90
　新垣　清涼君 …… 100
　上原　正次君 …… 109
１．散　　会 …… 120

○第４号（２月22日）

１．開議年月日時 …… 123
１．議事日程 …… 123
１．本日の会議に付した事件 …… 123
１．出席議員 …… 123
１．欠席議員 …… 123
１．欠　　員 …… 123
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 124
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 124
１．開　　議 …… 124
１．日程第１　代表質問 …… 124
　新垣　光栄君 …… 124
　嘉陽　宗儀君 …… 134
　渡久地　修君 …… 139
　金城　　勉君 …… 157
　當間　盛夫君 …… 174
１．散　　会 …… 180

○第５号（２月25日）

１．開議年月日時 …… 183
１．議事日程 …… 183
１．本日の会議に付した事件 …… 183
１．出席議員 …… 185

１．欠　　員 ……185
１．説明のため出席した者の職、氏名 ……185
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……186
１．開　　議 ……186
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで｝ ……186
１．一般質問・質疑 ……186
山川　典二君 ……186
仲田　弘毅君 ……193
西銘啓史郎君 ……201
中川　京貴君 ……211
大浜　一郎君 ……222
又吉　清義君 ……232
１．散　　会 ……242

○第６号（２月26日）

１．開議年月日時 ……245
１．議事日程 ……245
１．本日の会議に付した事件 ……245
１．出席議員 ……247
１．欠席議員 ……247
１．欠　　員 ……247
１．説明のため出席した者の職、氏名 ……247
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……248
１．開　　議 ……248
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで｝ ……248
１．一般質問・質疑 ……248
島袋　　大君 ……248
花城　大輔君 ……259
具志堅　透君 ……268
座喜味一幸君 ……279
照屋　守之君 ……286
大城　憲幸君 ……293
１．散　　会 ……300

○第７号（２月27日）

１．開議年月日時 ……303
１．議事日程 ……303
１．本日の会議に付した事件 ……303
１．出席議員 ……305
１．欠席議員 ……305

１．欠　　員 ……305
１．説明のため出席した者の職、氏名 ……305
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……306
１．開　　議 ……306
１．諸般の報告 ……306
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで｝ ……306
１．一般質問・質疑 ……306
糸洲　朝則君 ……306
上原　　章君 ……313
金城　泰邦君 ……321
瑞慶覧　功君 ……330
次呂久成崇君 ……338
瀬長美佐雄君 ……347
亀濱　玲子さん ……357
１．散　　会 ……366

○第８号（２月28日）

１．開議年月日時 ……369
１．議事日程 ……369
１．本日の会議に付した事件 ……369
１．出席議員 ……371
１．欠席議員 ……371
１．欠　　員 ……371
１．説明のため出席した者の職、氏名 ……371
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……372
１．開　　議 ……372
１．諸般の報告 ……372
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで｝ ……372
１．一般質問・質疑 ……372
宮城　一郎君 ……372
比嘉　瑞己君 ……379
西銘　純恵さん ……389
平良　昭一君 ……399
崎山　嗣幸君 ……411
玉城　　満君 ……418
１．予算特別委員会の設置 ……424
１．予算特別委員会委員の選任 ……424
１．委員会付託 ……424
１．休会の議決 ……424
１．散　　会 ……424

○第９号（３月６日）

１．開議年月日時 ……427
１．議事日程 ……427
１．本日の会議に付した事件 ……427
１．出席議員 ……427
１．欠　　員 ……428
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……428
１．開　　議 ……428
１．諸般の報告 ……428
１．日程第１　議会運営委員の辞任の件 ……428
１．日程追加　議会運営委員の選任の件 ……429
１．日程第２　乙第30号議案及び乙第31号議案 ……429
１．委員長報告（土木環境委員長） ……429
１．採　　決 ……430
１．日程第３　甲第25号議案から甲第40号議案まで ……430
１．委員長報告（予算特別委員長） ……430
１．採　　決 ……432
１．日程第４　陳情第17号、第18号及び第22号の付託の件 ……432
１．委員会付託 ……432
１．日程第５　陳情平成30年第92号の取り下げの件 ……432
１．採　　決 ……432
１．休会の議決 ……432
１．散　　会 ……432

○第10号（３月27日）

１．開議年月日時 ……435
１．議事日程 ……435
１．本日の会議に付した事件 ……437
１．出席議員 ……439
１．欠　　員 ……440
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……440
１．開　　議 ……440
１．諸般の報告 ……440
１．日程第１　議会運営委員の辞任の件 ……440
１．日程追加　議会運営委員の選任の件 ……441
１．日程第２　特別委員の辞任の件 ……441
１．日程追加　特別委員の選任の件 ……441
１．日程第３　乙第１号議案から乙第６号議案まで ……441
１．委員長報告（総務企画委員長） ……441
１．採　　決 ……443
１．日程第４　乙第14号議案 ……443
１．委員長報告（経済労働委員長） ……443
１．採　　決 ……444
１．日程第５　乙第８号議案から乙第13号議案まで及び乙第22号議案から乙第24号議案まで ……444

１．委員長報告（文教厚生副委員長）　……444
１．採　　決　……446
１．日程第６　乙第７号議案及び乙第15号議案から乙第21号議案まで　……446
１．委員長報告（土木環境委員長）　……446
１．採　　決　……448
１．日程第７　議員提出議案第５号　沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例　……449
１．島袋　　大君の提案理由説明　……449
１．採　　決　……449
１．日程第８　乙第27号議案、乙第32号議案、乙第34号議案及び乙第35号議案　……449
１．委員長報告（総務企画委員長）　……449
１．採　　決　……450
１．日程第９　乙第29号議案　……450
１．委員長報告（経済労働委員長）　……450
１．採　　決　……451
１．日程第10　乙第25号議案、乙第26号議案、乙第28号議案及び乙第33号議案　……451
１．委員長報告（土木環境委員長）　……451
１．採　　決　……453
１．日程第11　甲第１号議案から甲第24号議案まで　……453
１．委員長報告（予算特別委員長）　……453
１．甲第１号議案に対する修正動議の提出　……457
１．西銘啓史郎君の提出理由説明　……457
１．討　　論　……459
　次呂久成崇君　……459
　座波　　一君　……460
１．採　　決　……462
１．日程第12　議員提出議案第６号　パラオ共和国200海里水域での操業継続に関する意見書　……462
１．瑞慶覧　功君の提案理由説明　……462
１．採　　決　……462
１．一括議題
　日程第13　議員提出議案第１号　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書
　日程第14　議員提出議案第２号　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める決議
　日程第15　議員提出議案第３号　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議
　日程第16　議員提出議案第４号　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議
　……462
１．渡久地　修君の提案理由説明　……463
１．委員会付託　……463
　日程追加　議員提出議案第１号　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書

１．一括議題
日程追加　議員提出議案第２号　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める決議
日程追加　議員提出議案第３号　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議
日程追加　議員提出議案第４号　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議
……463
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長）……464
１．採　　決……465
１．議員派遣……465
１．日程第17　陳情平成30年第76号……465
１．委員長報告（総務企画委員長）……465
１．採　　決……465
１．日程第18　陳情平成29年第97号、陳情平成30年第93号、陳情第９号及び第23号……465
１．委員長報告（文教厚生副委員長）……465
１．採　　決……465
１．日程第19　陳情平成30年第130号……466
１．委員長報告（土木環境委員長）……466
１．日程第20　請願平成29年第６号、陳情平成28年第173号、陳情平成29年第14号、陳情平成30年第90号、同第91号、同第114号、同第119号及び陳情第５号……466
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長）……466
１．採　　決……466
１．日程第21　閉会中の継続審査の件……466
１．採　　決……466
１．閉　　会……467

○巻末掲載文書

１．知事提出議案……469
１．議員提出議案……579
１．諸般の報告……587
１．交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について……591
１．議案付託表……593
１．委員会審査報告書……595
１．閉会中継続審査及び調査申出書……607
１．予算特別委員名簿……623
１．請願・陳情文書表……625
１．陳情の付託替えについて……647
１．議案等処理一覧表……649

平成31年第 2 回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期43日間　自　平成31年２月13日
至　平成31年３月27日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	２月13日	水	（会議録署名議員の指名） 本 会 議　（会期の決定） （知事提出議案の説明）	請願・陳情付託
2	14日	木	議案研究	
3	15日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	16日	㊏	休　　会	
5	17日	㊐	休　　会	
6	18日	月	議案研究	一般質問通告締切（正午）
7	19日	火	議案研究	
8	20日	水	本 会 議　（代表質問）	
9	21日	木	本 会 議　（代表質問）	
10	22日	金	本 会 議　（代表質問）	
11	23日	㊏	休　　会	
12	24日	㊐	休　　会	
13	25日	月	本 会 議　（一般質問）	
14	26日	火	本 会 議　（一般質問）	
15	27日	水	本 会 議　（一般質問）	
16	28日	木	本 会 議　（一般質問） 委 員 会　（予算特別委員会設置）	議案付託
17	３月１日	金	委 員 会　（予算特別委員会・補正予算審査）	請願･陳情提出期限（特別委）
18	２日	㊏	休　　会	
19	３日	㊐	休　　会	
20	４日	月	委 員 会　（常任委員会・先議案件審査、採決） （予算特別委員会・補正予算採決）	
21	５日	火	議案整理 委 員 会　（議会運営委員会）	
22	６日	水	本 会 議　（補正予算・先議案件委員長報告、採決） 委 員 会　（予算特別委員会）	請願・陳情付託（特別委）
23	７日	木	委 員 会　（常任委員会）	
24	８日	金	委 員 会　（常任委員会）	
25	９日	㊏	休　　会	
26	10日	㊐	休　　会	
27	11日	月	議案整理	請願･陳情提出期限（常任委）
28	12日	火	議案整理	
29	13日	水	議案整理	
30	14日	木	委 員 会　（予算特別委員会）	請願・陳情付託（常任委）
31	15日	金	委 員 会　（予算特別委員会）	
32	16日	㊏	休　　会	
33	17日	㊐	休　　会	
34	18日	月	委 員 会　（常任委員会）	
35	19日	火	委 員 会　（常任委員会）	
36	20日	水	委 員 会　（常任委員会）	
37	21日	㊍	休　　会	春分の日
38	22日	金	委 員 会　（特別委員会）	
39	23日	㊏	休　　会	
40	24日	㊐	休　　会	
41	25日	月	休　　会　（予備日）	
42	26日	火	議案整理 委 員 会　（議会運営委員会）	
43	27日	水	本 会 議　（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

新　里　米　吉　君
赤　嶺　　昇　君
瀬　長　美佐雄　君
玉　城　武　光　君
親　川　　敬　君
新　垣　光　栄　君
次呂久　成　崇　君
宮　城　一　郎　君
大　城　憲　幸　君
金　城　泰　邦　君
大　浜　一　郎　君
西　銘　啓史郎　君
新　垣　　新　君
比　嘉　瑞　己　君
西　銘　純　恵　さん
平　良　昭　一　君
上　原　正　次　君
当　山　勝　利　君
亀　濱　玲　子　さん
當　間　盛　夫　君
上　原　　章　君
座　波　　一　君
山　川　典　二　君
花　城　大　輔　君
又　吉　清　義　君
山　内　末　子　さん
渡久地　　修　君
玉　城　　満　君
仲　村　未　央　さん
照　屋　大　河　君
仲宗根　　悟　君
崎　山　嗣　幸　君
金　城　　勉　君
末　松　文　信　君
具志堅　　透　君
島　袋　　大　君
中　川　京　貴　君
座喜味　一　幸　君
嘉　陽　宗　儀　君
新　垣　清　涼　君
瑞慶覧　　功　君
狩　俣　信　子　さん
比　嘉　京　子　さん
大　城　一　馬　君
糸　洲　朝　則　君
照　屋　守　之　君
仲　田　弘　毅　君

平成31年２月13日

平成31年
第　2　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　1　号）

平成31年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）

平成31年２月13日（水曜日）午前10時１分開会

議　事　日　程　第1号

平成31年２月13日（水曜日）
午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで（知事説明）
第４　陳情第５号、第６号、第10号、第12号、第13号及び第15号の付託の件
第５　陳情平成30年第83号の取り下げの件

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで
　甲第１号議案　平成31年度沖縄県一般会計予算
　甲第２号議案　平成31年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
　甲第３号議案　平成31年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
　甲第４号議案　平成31年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
　甲第５号議案　平成31年度沖縄県下地島空港特別会計予算
　甲第６号議案　平成31年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
　甲第７号議案　平成31年度沖縄県下水道事業特別会計予算
　甲第８号議案　平成31年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
　甲第９号議案　平成31年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
　甲第10号議案　平成31年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
　甲第11号議案　平成31年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
　甲第12号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
　甲第13号議案　平成31年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
　甲第14号議案　平成31年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
　甲第15号議案　平成31年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
　甲第16号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
　甲第17号議案　平成31年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
　甲第18号議案　平成31年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
　甲第19号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
　甲第20号議案　平成31年度沖縄県公債管理特別会計予算
　甲第21号議案　平成31年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
　甲第22号議案　平成31年度沖縄県病院事業会計予算
　甲第23号議案　平成31年度沖縄県水道事業会計予算
　甲第24号議案　平成31年度沖縄県工業用水道事業会計予算
　甲第25号議案　平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
　甲第26号議案　平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）

甲第27号議案　平成30年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第28号議案　平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）
甲第29号議案　平成30年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第31号議案　平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）
甲第37号議案　平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第38号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第39号議案　平成30年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第40号議案　平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
乙第５号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例を廃止する条例
乙第８号議案　沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例
乙第12号議案　沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　土地収用法施行条例
乙第16号議案　沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第25号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第26号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第27号議案　財産の処分について
乙第28号議案　訴えの提起について
乙第29号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第33号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
乙第34号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第35号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第４　陳情第５号、第６号、第10号、第12号、第13号及び第15号の付託の件

日程第５　陳情平成30年第83号の取り下げの件

出　席　議　員（47名）

議　長	新里米吉　君	23　番	又吉清義　君
副議長	赤嶺　昇　君	24　番	山内末子　さん
1　番	瀬長美佐雄　君	25　番	渡久地　修　君
2　番	玉城武光　君	26　番	玉城　満　君
3　番	親川　敬　君	27　番	仲村未央　さん
4　番	新垣光栄　君	28　番	照屋大河　君
5　番	次呂久成崇　君	29　番	仲宗根　悟　君
6　番	宮城一郎　君	30　番	崎山嗣幸　君
7　番	大城憲幸　君	31　番	金城　勉　君
8　番	金城泰邦　君	32　番	末松文信　君
9　番	大浜一郎　君	33　番	具志堅　透　君
10　番	西銘啓史郎　君	34　番	島袋　大　君
11　番	新垣　新　君	35　番	中川京貴　君
12　番	比嘉瑞己　君	36　番	座喜味一幸　君
13　番	西銘純恵　さん	37　番	嘉陽宗儀　君
14　番	平良昭一　君	38　番	新垣清涼　君
15　番	上原正次　君	39　番	瑞慶覧　功　君
16　番	当山勝利　君	41　番	狩俣信子　さん
17　番	亀濱玲子　さん	42　番	比嘉京子　さん
18　番	當間盛夫　君	43　番	大城一馬　君
19　番	上原　章　君	45　番	糸洲朝則　君
20　番	座波　一　君	46　番	照屋守之　君
21　番	山川典二　君	47　番	仲田弘毅　君
22　番	花城大輔　君		

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知　事	玉城デニー　君	副知事	謝花喜一郎　君
副知事	富川盛武　君	政策調整監	吉田勝廣　君

知事公室長	池田竹州君	病院事業局長	我那覇仁君
総務部長	金城弘昌君	会計管理者	伊川秀樹君
企画部長	川満誠一君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
環境部長	大浜浩志君		
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	総務部財政統括監	宮城力君
保健医療部長	砂川靖君	教育長	平敷昭人君
農林水産部長	島尻勝広君	公安委員会委員	知念公男君
商工労働部長	屋比久盛敏君	警察本部長	筒井洋樹君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	労働委員会会長	藤田広美君
		人事委員会委員長	島袋秀勝君
土木建築部長	上原国定君		
企業局長	金城武君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　ただいまより平成31年第２回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案75件並びに今期定例会提出予算説明書、積算内訳書、平成31年１月末現在の平成30年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情11件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた公安委員会委員長阿波連光君は、別用務のため本日、20日、22日及び25日から27日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日、20日及び26日の会議に公安委員会委員知念公男君、22日、25日及び27日の会議に同委員会委員與儀弘子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

９番　大浜一郎君　及び

24番　山内末子さん

を指名いたします。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から３月27日までの43日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から３月27日までの43日間と決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第３　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

平成31年第２回沖縄県議会の開会に当たり、議員各位の御健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日々の御精励に対し深く敬意を表します。

平成31年度の当初予算案などの重要な議案の審議に先立ち、まず県政運営に当たっての私の所信の一端を申し述べ、議員各位及び県民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

第１に、「県政運営に取り組む決意について」申し上げます。

私は、さきの県知事選挙において、辺野古新基地建設の阻止、経済と平和の両立という翁長雄志前知事の政策の継承、新時代沖縄に向けた私自身の公約を掲げ、当選いたしました。

私は、ウヤファーフジへの敬い、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを大切にするとともに、「自立」、「共生」、「多様性」の理念のもと、包摂性と寛容性に基づく政策を推進し、本年を全ての人の尊厳を守り、誰ひとり取り残すことのない社会づくりのスタートの年にいたします。

経済面では、アジアの中心に位置する地理的優位性と、沖縄が誇るソフトパワーなどの強みを生かし、アジア諸国との経済交流に向けた連携を強化し、県経済の発展及び県民所得の向上を図ってまいります。

アジアのダイナミズムを県経済に取り込む千載一遇のチャンスと捉え、「沖縄県アジア経済戦略構想推進計画」に基づく施策を推進し、沖縄経済の成長及び発展を実現してまいります。

また、ダイバーシティ（多様性）、デモクラシー（民主主義）、ディプロマシー（自治体外交）の考え方を県政の取り組みに生かすため、来年度に万国津梁会議（仮称）を設置し、平和、経済、文化、教育等の各領域において高い見識を有する方々に参加していただき、この会議での議論をさらなる政策の推進につなげてまいります。

私は、日米安全保障体制の必要性は理解しておりますが、戦後73年、施政権が米国から日本に返還されて46年を経た現在もなお、国土面積の約0.6%にすぎない沖縄県に米軍専用施設の約70.3%が集中し続けている状況は異常と言わざるを得ません。我が国にとって日米安全保障体制が重要であるならば、本来、その負担も日本国民全体で担うべきであります。

このような基本認識のもと、沖縄の過重な基地負担の軽減に取り組んでまいります。

特に、辺野古新基地建設問題については、司法ではなく対話によって解決策を求めていくことが重要と考えております。同時に、世界一危険と言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えており、辺野古移設にかかわりなく、同飛行場の県外・国外への移設、早期返還及び５年以内の運用停止を含む危険性の除去を政府に対し強く求めてまいります。

私は、辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向けて、ぶれることなく、全身全霊で取り組んでまいります。

また、「子供の貧困対策」を最重要施策に掲げ、全庁的な取り組みをもって貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供たちが夢や希望を持って成長していける社会を実現してまいります。

離島振興については、離島の諸課題を把握し、条件不利性を克服するため、交通・生活コストの低減、教育、医療、福祉等の定住条件の整備や、離島地域の特色を生かした産業の振興を推進してまいります。

県民がウチナーンチュとしてのアイデンティティーを確認し、ウチナー文化の根底をなすチムグクルを育むことができるよう、「琉球歴史文化の日」（仮称）を制定し、沖縄文化のさらなる普及、継承、発展及び発信に取り組みます。

未来を担う子供たち、若者たちに、平和で真に豊かな沖縄、誇りある沖縄、「新時代沖縄」を託せるよう、職員一丸となって公約に掲げた諸施策を着実に推進し、全力で県政運営に当たる決意であります。

第２に、「沖縄を取り巻く現状の認識について」申し上げます。

国際社会においては、モバイル端末やＳＮＳの普及が人々の生活を大きく変え、ＡＩやＩｏＴ、自動運転といった次世代技術の開発が進んでおります。これらのデジタル技術を初めとするイノベーションの進展とともに、実体経済のグローバル化と金融システムの発達により、世界経済の相互依存は一層強まっております。

一方、欧米の主要国では、国内所得格差の拡大等を背景に反グローバリズムの機運が生じております。

昨年から続いている米中の貿易摩擦については、２国間のみならず、貿易に支えられ回復基調にある世界経済への影響が懸念されます。

また、朝鮮半島における昨年４月の南北首脳会談、６月の史上初の米朝首脳会談により、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思が明確に示されたほか、日中関係においても首脳会談が開催され、東アジアの緊張緩

和に向けた動きが見られます。

我が国においては、政府の平成31年度の経済見通しによると、10月の消費税率の引き上げを踏まえた経済対策等の効果も相まって、雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心とした堅調な景気回復が見込まれております。

一方で、企業の人手不足は全国的な課題となっており、その解決に向け、労働環境の改善や女性・高齢者の労働参加を促すための働き方改革、幅広い外国人材の受け入れに向けた取り組みが進められております。

こうした中、沖縄県の経済は、国内景気の回復や入域観光客数の増加を背景に、観光需要や個人消費が拡大し、民間設備投資も増加するなど、平成24年以来６年にわたり景気拡大が続いております。県経済はことしも好調を維持すると見込まれますが、10月の消費税率の引き上げによる県民や観光客の消費活動への影響については留意する必要があります。

平成30年の入域観光客数は約984万人で、６年連続で過去最高を更新し、情報通信関連産業についても雇用者数は４万5000人、売上高は4300億円を超えるなど好調を維持しております。

また、直近の平成30年12月の有効求人倍率は1.23倍となり、27カ月連続で１倍を超えており、完全失業率も昨年７月には44年ぶりの２％台を記録するなど、雇用情勢も好調に推移しております。

アジア各地と那覇空港間の直行便数については、平成24年度末の週49便から平成30年12月末には週235便と大幅に伸びており、同空港における農林水産物や食品の輸出額も増加しております。

さらに、県外及び外資系企業によるリゾートホテルの進出が続くなど、沖縄の発展可能性に国内外のマーケットから評価が高まっています。

また、尖閣諸島をめぐる情勢につきましては、中国公船が領海侵入を繰り返しており、宮古・八重山地域の住民に不安を与えております。県民の平穏な生活環境及び県内漁業者の安全確保に向けて国に要請するとともに、国の関係機関との連携を強化しているところです。

県としても、文化や経済など多面的な分野の交流を通じ、諸国民との信頼の構築を図り、地域の平和と発展に貢献してまいります。

第３に、「今後の沖縄振興に向けた取り組みについて」申し上げます。

平成31年度は、これまで実施した沖縄振興計画に基づく各種施策等の課題や対策について総点検を行い、新沖縄発展戦略を踏まえ新たな沖縄振興計画の検討に着手するとともに、残り３年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに向け、各種施策に全力で取り組む年となります。引き続き、県民所得の向上、子供の貧困の解消、過重な基地負担の軽減等の重要課題に対応した施策を着実に推進してまいります。

また、私は、公約に掲げた、「新時代沖縄の到来」、「誇りある豊かさ」、「沖縄らしい優しい社会の構築」の３つの視点を踏まえ、好調な経済のさらなる発展と沖縄らしい優しい社会の構築に向け、経済、文化、教育、福祉、保健医療など、あらゆる分野の公約の実現に邁進してまいります。

「新時代沖縄の到来―経済分野―」については、成長するアジア経済に連動し、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画に基づく取り組みを一層推進します。

昨年11月のアジア経済戦略構想推進・検証委員会の提言も踏まえ、観光・リゾート産業や情報通信関連産業等のリーディング産業の拡充強化、国際物流拠点の形成などをスケール感とスピード感を持って推進し、2021年度の目標である県内総生産５兆1000億円の達成や県民所得の向上に向けて取り組んでまいります。

昨年５月に設立した一般財団法人沖縄ＩＴイノベーション戦略センターを司令塔として、Society5.0に対応した情報通信産業の振興を図るとともに、沖縄の多くの産業にＡＩ、ＩｏＴなどの先進的なＩＴを活用することにより、生産性向上、高付加価値化の推進及び新ビジネスの創出を目指します。

また、医療機関等との連携により、再生医療等の先端医療の産業化に向けた研究を推進するとともに、医療機器の開発・製造基盤の創出に向けた包括的な支援体制の構築に取り組んでまいります。

沖縄ＭＩＣＥ振興戦略に基づき、産学官連携による国内外のＭＩＣＥ誘致、受け入れ体制の強化、人材育成等に取り組み、ＭＩＣＥ推進による各産業分野の成長発展とブランド力の向上を図ります。あわせて、沖縄の成長可能性を引き出す大型ＭＩＣＥ施設や東海岸一帯のにぎわいの核となるエリアの形成に向け、取り組んでまいります。

那覇港において、クルーズ需要の増大及び大型化に対応するため、新港埠頭地区への22万トン級のクルーズ船が寄港可能な第２クルーズバースの早期整備に取り組んでまいります。

また、航空機整備を中心とする産業の集積を目指し、航空関連産業クラスターの形成を図ります。

３月に旅客ターミナルが開業予定の下地島空港については、宮古圏域の観光客の増加に寄与することか

ら、一層の利用拡大に取り組みます。

また、畜産物、水産物等の県産ブランド化と海外輸出体制を強化するため、高度衛生加工処理施設の整備等を促進します。

沖縄が世界に誇れる観光・リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図るため、観光・環境協力税（仮称）の早期の導入に向けて取り組んでまいります。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入については、事業の実現に向けた詳細な検討を行うとともに、国に対し、公設民営型の上下分離方式を可能とする特例制度の創設などを求め、計画段階への早期移行に向けて取り組みを進めます。

「誇りある豊かさ―平和分野―」については、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るため、基地の整理縮小を初め、日米地位協定の抜本的な見直し、騒音問題や米軍人・軍属による犯罪など基地から派生する諸問題の解決に全力で取り組んでまいります。

基地の整理縮小については、建白書の精神に基づき、普天間飛行場の閉鎖・撤去を求めるとともに、一日も早い運用停止を日米両政府に求めてまいります。また、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、統合計画の確実な実施とともに、内容の具体的な説明、地元意見の聴取の場の設置、跡地利用の円滑な推進等を引き続き政府に対して強く求めます。

日米地位協定に関しては、沖縄県がドイツ、イタリアを調査した結果、両国が航空法など自国の法律や規則を米軍にも適用させ、米軍の活動をコントロールすることで、自国の主権を確立していることが明らかになりました。同じ主権国家として、我が国においても米軍に国内法を適用することなどを日米両政府に強く求めます。

当該調査については、イギリス、ベルギーに加え、アジア諸国等にも対象を拡大するなど、日米地位協定の問題点をさらに明確化していきたいと考えております。

また、全国知事会においては、「米軍基地負担に関する提言」を全都道府県による全会一致で取りまとめ、政府への提言を行いました。引き続き、全国知事会を初め渉外知事会や軍転協との連携を深め、沖縄の過重な基地負担の軽減に全力で取り組んでまいります。

跡地利用に際しては、沖縄発展のための貴重な空間として、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な利用を推進してまいります。

アジア諸国等の大規模災害時の支援活動や台風対策等について、本県が、国内外に貢献できるよう「国際災害救援センター」（仮称）の役割を検討するとともに、本県の地理的特性や歴史、沖縄のソフトパワーを生かし、国際交流、国際貢献を通じた平和の緩衝地帯の形成を目指してまいります。

「沖縄らしい優しい社会の構築―生活分野―」については、子供の貧困対策のさらなる推進を図るため、「沖縄県子どもの貧困対策計画」を改定し、小規模離島町村への支援の強化や子供の居場所のネットワークの拡充、雇用の質の改善等に取り組むとともに、「沖縄子どもの未来県民会議」を初めとした行政、民間等による幅広い支援体制を構築します。

子供の貧困対策として、中高生のバス通学無料化に向け取り組みます。また、ひとり親家庭や生活に困窮する多子世帯などへの支援を引き続き推進してまいります。

待機児童の解消につきましては、「黄金っ子応援プラン」に基づき、市町村が実施する保育所等の整備や認可外保育施設の認可化の支援、保育士等の確保に取り組みます。

また、認可外保育施設の入所児童の処遇向上を図るため、保育環境の安全確保に取り組むとともに、引き続き給食費支援を行います。

放課後児童クラブについては、小学校等の公的施設を活用した設置促進等に取り組みます。

妊娠期から子育て期まで切れ目なく必要な支援を行う母子健康包括支援センターの設置を促進します。

女性がそれぞれのライフステージに応じて安心して生活し、さまざまな分野で持てる力を十分に発揮できる社会の実現のため、女性力・平和推進課（仮称）を新たに設置し、市町村や関係団体等と連携して取り組んでまいります。

また、北部圏域における医師不足を抜本的に解決し、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するための北部基幹病院の整備に向け、本年度に関係者間の基本的枠組みに関する合意形成を図り、次年度に基本構想、基本計画を策定するなど着実に取り組んでまいります。

北部地域への中高一貫校設置を推進するなど、中高一貫教育を充実させ、人材育成を図ります。

森や水及び水源地域に対する理解の促進と地域の振興を図るため、やんばるの森・いのちの水を守る取り組みを推進します。

本島周辺離島８村への水道水の安定供給と料金低減などを図るため、水道広域化に取り組みます。

また、県外都市部における移住相談会や移住体験ツ

アーの開催など、ＵＪＩターン者の持続的受け入れに向けた取り組みを推進します。

全ての県民の尊厳を守るため、人権啓発活動やＬＧＢＴの方々などへの偏見や差別をなくす取り組みを推進し、互いに尊重し合う共生の社会を目指します。

平成31年度に開催される「第43回全国育樹祭」を契機に、県民一体となった緑化活動を推進し、花と緑であふれる魅力的な県土の形成を図ります。

平成31年度の県政運営の「重点テーマ」として、「新時代沖縄への挑戦」、「沖縄らしい優しい社会へ」、「人口減少の克服と魅力ある地域社会の形成へ」、「県民一人ひとりに豊かな人生を」及び「県民の生命と暮らし、美ら島の自然と文化を守る」の５項目を掲げ、沖縄振興を力強く推進する施策に取り組んでまいります。

私は、職員が沖縄を愛する心と既存の価値観にとらわれることのない柔軟な発想と向上心を持って、持てる能力を発揮できる職場づくりを進め、限りある行政資源のもとで、多様な行政需要に対応する政策実現型組織の編成に取り組んでまいります。

第４に、「内閣府予算案及び税制改正について」申し上げます。

平成31年度内閣府沖縄振興予算案においては、沖縄振興を推進するための経費として3000億円台が確保され、事業最終年度となる那覇空港滑走路増設事業などの経費が引き続き計上されたほか、子供の貧困対策、沖縄健康医療拠点整備、北部振興事業などが増額となり、大規模災害時に想定される観光避難民への市町村対応の支援やソフト交付金を補完し市町村等の事業を推進する経費などが新たに盛り込まれました。

総額としては、概算要求の満額に届きませんでしたが、厳しい国の財政状況の中、平成30年度当初予算と同額が確保されました。しかしながら、関係各位の御尽力にもかかわらず、県及び市町村が増額を強く求めていた沖縄振興一括交付金が平成30年度を下回り大幅に減額となったことについては、残念であります。

また、新年度新規となる沖縄振興特定事業推進費については、その活用を注視しつつ、ソフト交付金事業と相まってこれらの効果が高まるよう連携して取り組んでまいりたいと考えております。

平成31年度税制改正においては、７つの沖縄振興税制の延長及び航空機燃料税軽減措置の対象地域への「下地島」の追加が認められました。

県としては、沖縄振興予算及び税制のさらなる効果的な活用を図るため、県を挙げて推進体制を強化し、最大の効果が得られるよう沖縄の振興に全力で取り組んでまいります。

次に、平成31年度における施策の概要について、御説明申し上げます。

第１は、「経済分野」に関して、新時代沖縄の到来の視点であります。

「自立経済発展資源の創出」について申し上げます。

持続的な県経済の成長・発展に向け、アジアの活力を取り込み、インフラの整備や海外におけるビジネス・ネットワークの連携強化、貿易、観光などアジアとの経済交流に向けた取り組みを効果的・効率的に進めてまいります。

また、自然環境、文化資源、スポーツ、農林水産物などを初めとする産業資源の高付加価値化を推進し、各産業分野においておきなわブランドの確立を図ります。

先端ＩＴ技術を各産業へ導入し、産業の高度化を推進する人材の育成等に取り組むとともに、企業の海外展開を牽引するグローバル人材、新たな産業の創出を牽引する起業家人材及び県内産業の新たな成長に資する人材の育成等を推進いたします。

「社会資本・産業基盤の整備」について申し上げます。

2019年度末の供用開始に向け那覇空港滑走路増設事業を促進し、同空港の機能強化を図ります。

さらに、県内経済界等とも連携して同空港に求められる将来の姿を描き、一層の機能強化及び拡充に取り組んでまいります。

那覇港については、総合物流センターにおける集貨・創貨の促進及び臨港道路の整備を推進します。

中城湾港については、航路の拡充や産業支援港湾整備を進め、クルーズ船の受け入れについても、物流機能との共存を図り、持続可能な受け入れ体制の構築に取り組みます。

本部港については、物流、人流機能の向上を図り、大型クルーズ船の寄港に対応する岸壁等の整備を推進します。

幹線道路網については、那覇空港自動車道及び沖縄西海岸道路の整備を引き続き促進するとともに、南部東道路等の整備、本島の南北軸と東西軸を結ぶ「ハシゴ道路ネットワーク」の早期構築に取り組みます。また、県道浦添西原線の整備を推進します。

沖縄都市モノレールの首里駅から沖縄自動車道西原入り口までの延長整備を推進し、平成31年の開業を目指してまいります。

「沖縄らしい観光・リゾート地の形成」について申

し上げます。

沖縄のソフトパワーを活用した世界水準の観光・リゾート地の形成に取り組むとともに、沖縄観光ブランド「Be.Okinawa」を推進し、2021年度までに観光収入１兆1000億円、入域観光客数1200万人の達成を目指します。

このため、観光戦略実行会議を活用し、観光の質向上、地元収益の創出・拡大による観光関連産業の所得向上を目指します。

また、人材育成と受け入れ体制の強化を図るため、観光・環境協力税（仮称）の導入及び「観光基金」の設置に向けた検討を進めてまいります。

南西諸島周遊クルーズの誘致、フライ&クルーズの促進、クルーズ展示会の誘致などを柱とした「東洋のカリブ構想」を強力に推進してまいります。

また、国内有数の国内航空路線網と拡大する国際航空路線網を生かし、経由便を活用した欧・米・豪からのトランジット客の誘致を強化するとともに、国内はもとより、台湾、香港等アジアの観光地と連携し、沖縄をアジア、日本を周遊する中継地の一つとすることを促進する「国際旅客ハブ」の形成を図ります。

宿泊業及び観光産業従事者の外国語対応力の強化、医療受け入れ体制の充実など外国人観光客が安心して沖縄観光を楽しむことができる環境整備を推進してまいります。

首里城を初めとした「琉球王国のグスク及び関連遺産群」についての適切な観光活用を推進するとともに、文化芸能、生活文化、地域文化などの魅力を観光資源として活用してまいります。

農林水産業と連携したグリーン・ツーリズム、森林ツーリズムなどの体験交流型観光を推進します。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、県出身選手の育成や聖火リレーの取り組みのほか、事前キャンプの誘致など、スポーツコンベンションを推進するとともに、Ｊリーグ規格スタジアムの整備やプロスポーツとの連携を図るなど、スポーツツーリズムの推進に取り組みます。

「産業の振興と雇用の創出・安定」について申し上げます。

沖縄と首都圏・アジアを直結する国際情報通信ネットワークなどのインフラを活用したビジネスの展開を支援してまいります。

また、観光とテクノロジーを組み合わせたResorTech（リゾテック）の提唱及び推進、先進的なＩＴを活用した産業活性化施策の実施等により、県内情報産業の高度化を図るとともに、さらなる企業集積のためアジアＩＴビジネスセンターを整備するなど、アジア有数の国際情報通信拠点の形成を目指してまいります。

また、賃貸工場の整備や国際航空物流の拡充等を進め、アジアをつなぐ国際競争力ある物流拠点としての機能を強化し、臨空・臨港型産業の集積を促進してまいります。

沖縄物産フェアの拡充や県内企業の販路開拓の支援等により、県産品の県外、アジア市場への販路拡大、販売促進を図ります。

さらに、海外ネットワークを活用し、観光誘客、県内企業の海外展開、投資促進等、戦略的に施策を展開してまいります。

沖縄からアジアへ展開するビジネスモデルを創出し、商流・物流機能の拡充を図ることで、全国特産品を迅速にアジアへ届ける流通プラットフォームの構築を推進します。また、国内最大級の個別マッチング型国際商談会「沖縄大交易会2019」を民間と共同で開催いたします。

再生医療等の研究を通じて先端医療技術の研究基盤を強化するとともに、産学共同による研究開発等を支援し、国際的な先端医療拠点の形成を推進してまいります。

また、沖縄の生物資源や地理的優位性等を生かした医薬品、医療機器、機能性食品等の研究開発及び事業化を推進します。

企業誘致については、国際物流拠点産業集積地域や情報通信産業振興地域、経済金融活性化特別地区等の特区や各種税制優遇措置などを活用し、半導体や電子部品製品関連などの高付加価値製品を製造する分野、航空関連産業分野及び医療機器製造関連産業を初めとする先端医療・健康・バイオ分野を中心とした産業の集積を図ります。

沖縄振興特別措置法及び復帰特別措置法に基づく各種税制措置の延長及び拡充に向けて、経済界と連携して取り組んでまいります。

県内ものづくり産業の振興については、付加価値の高い製品開発、基盤技術の高度化及び県内発注の促進に取り組むとともに、先端技術導入を図るための県内外研究機関との連携や技術交流を推進してまいります。

泡盛製造業については、リーディング企業の育成や経営が厳しい酒造所に対する改善支援など、経営状況に応じた総合的な支援策を展開するとともに、国との連携による海外輸出を促進してまいります。

伝統工芸産業については、後継者育成や原材料の安

定確保、市場ニーズに対応した製品開発等に取り組むとともに、「工芸の杜（仮称）」の2021年度供用開始を目指し、整備を進めてまいります。

中小企業・小規模事業者の支援については、各支援機関や市町村等と緊密に連携し、経営革新や創業の促進、経営基盤の強化、資金調達の円滑化などへ総合的に取り組みます。また、事業計画の策定支援、後継者への事業承継、生産性向上への取り組みなど、近年新たな役割を求められている商工会・商工会議所等の支援体制強化に取り組むとともに、市町村と連携した商店街への支援等を実施し、県内商業の活性化を図ります。

クリーンエネルギーの推進については、沖縄の地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及拡大を図るとともに、島嶼型エネルギー技術開発や、関連企業の海外展開を促進いたします。

雇用の安定については、若年者等の離職率の高さや求人と求職のミスマッチ等の課題に引き続き取り組んでまいります。

雇用の質の改善については、すぐれた人材育成の取り組みを行っている企業の認証制度のさらなる活用を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進、正規雇用の拡大、働きやすい環境づくりなどに取り組む企業に対し、各種支援施策を展開し、県民所得の向上、ひいては子供の貧困の解消につながるよう取り組んでまいります。

また、人手不足については、処遇の改善など労働環境の整備を業界に促すとともに、外国人材の活用などについても、全庁的に各業界の取り組みを促進してまいります。

「農林水産業の振興」について申し上げます。

本県の農業産出額は、２年連続で1000億円台を達成するなど好調を維持しております。引き続き農林水産業の振興を図るため、戦略品目による拠点産地の形成、おきなわブランドの創出を目指した研究開発、生産基盤の整備、６次産業化、販路開拓などに積極的に取り組みます。

また、島嶼県における流通条件の不利性の負担を軽減するため、引き続き輸送コスト低減対策を推進するほか、中央卸売市場における機能の強化を図ります。

農地利用については、農地中間管理機構等を通じて、新規就農者や法人経営体などの担い手の農地利用拡大に取り組みます。

畜産業については、経営基盤の強化、飼料コスト低減対策及び牛乳の安定供給に向けた生産供給体制の強化を推進してまいります。

林業については、環境保全に配慮した森林施業を実施し、県産木材の安定供給や特用林産物の生産拡大を図ります。

水産業については、新規漁業就業者を対象とした漁具等の漁業経費の支援などを実施し、漁業就業者の確保及び育成に取り組んでまいります。

また、市場・流通機能の強化のため、糸満漁港への荷さばき施設、加工施設等の一体的整備を実施します。

漁船が自由かつ安全に操業できる漁場を確保するため、ホテル・ホテル訓練区域における使用制限の解除対象水域の拡大及び対象漁業の拡充や、日台漁業取り決め及び日中漁業協定等の見直しを求めるとともに、日台漁業取り決めの影響緩和のための基金を活用し、漁業者の安全操業の確保や水産経営の安定化など、水産業の振興に取り組みます。

国際貿易交渉については、ＴＰＰ11及び日ＥＵ・ＥＰＡが発効したことから、ＴＰＰ等対策予算を措置し、農林水産業の体質強化対策や経営安定対策に取り組んでまいります。

第２は、「平和分野」に関して、誇りある豊かさの視点であります。

まず、「国際交流・協力の推進」について申し上げます。

昨年８月に開催された第１回グローバルグリーンアイランドサミットを踏まえ、島嶼地域が直面する環境に関する課題解決等に向け協力して取り組んでまいります。

10月30日の「世界のウチナーンチュの日」を中心に、県内外や世界各地でさまざまな活動が展開されるよう、ウチナーネットワークの継承及び発展に向けた取り組みを推進してまいります。

また、県内の中学・高校で国際協力出前講座を実施するとともに、ＪＩＣＡ沖縄と連携して、県内の高校生を開発途上国に派遣し、将来の国際協力を担う人材を育成いたします。

「基地問題の解決と駐留軍用地の跡地利用」について申し上げます。

米軍基地に起因する相次ぐ事件・事故は、県民に大きな不安を与えております。これらの事件・事故の背景には、日米合同委員会のあり方を含めた日米地位協定が根幹にあることから、同協定の抜本的な見直しとともに、軍属に関する補足協定の実効性ある運用、環境補足協定に関連する調査の判断基準等の明確化などを国に求めてまいります。

県としては、引き続きオスプレイの配備撤回を求め

るとともに、米軍機による事故等が発生した際の政府の対応に県の考えを反映させるため、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする新たな協議会の設置などを国に求め、県民の懸念や不安の払拭を図ってまいります。

辺野古新基地建設問題については、法令に基づく権限のほか、辺野古新基地建設に反対する県民世論及びそれを踏まえた私の考えを広く国内外に伝え、理解と協力を促してまいります。

県は、政府が普天間飛行場の危険性を放置することのないよう、同飛行場の運用停止を強く求めてまいります。

また、沖縄の基地問題の解決に向け、米国側の理解と協力を求めることが重要であると考えております。引き続き、米国ワシントンＤＣに設置した駐在員を活用し、米国内での情報収集及び情報発信、国連との連携や有識者と連携した会議の開催及び連邦議会関係者の沖縄への招聘に取り組んでまいります。

牧港補給地区については、７年以内の全面返還に向けて、引き続き政府と調整を進めてまいります。

普天間飛行場を初めとした返還予定地について、関係市町村等と連携し、跡地利用計画の策定を促進します。

戦後処理問題については、不発弾処理の早期解決に取り組むとともに、沖縄戦戦没者の遺骨収集の加速化を図ります。

所有者不明土地問題について、抜本的解決に向けた取り組みの加速化とともに、県民の貴重な財産として有効活用が図られるよう、国に求めてまいります。

「沖縄から世界へ、平和の発信」について申し上げます。

平和を希求する沖縄の心を世界に発信するため、沖縄平和賞の意義を国内外に広める取り組みを行うとともに、国際的な視点で平和構築について考える機会を提供するためのワークショップや、県内で平和活動の支援に取り組む団体等を表彰する事業を実施します。

また、平和の礎への刻銘や平和祈念資料館における戦争体験の記録等を通じて、戦争の歴史的教訓を次世代に継承するなど、恒久平和の実現に向けて取り組んでまいります。

第３は、「生活分野」に関して、沖縄らしい優しい社会の構築の視点であります。

「地域力の向上・くらしの向上」について申し上げます。

地域の課題解決に向けて、県民がボランティア、ＮＰＯ活動などへ主体的に参加できる仕組みづくりや、県民や地域組織、企業等の多様な主体が連携した取り組みを促進します。

民生委員・児童委員の充足率向上と活動の活性化を図るとともに、適切な福祉サービスが利用できる体制の構築を推進いたします。

「世界に誇る沖縄の自然環境を守る」について申し上げます。

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産の確実な登録に向け、国等と連携をさらに強化し、希少種の保護や外来種対策など、自然環境の保全に取り組みます。

沖縄県自然環境再生指針を踏まえた再生事業の市町村への普及・支援等や、サンゴ礁保全に向けた白化対策、オニヒトデ対策などに取り組み、自然環境の保全・再生・適正利用を図ります。

生物多様性の保全上重要な情報収集・調査研究・教育普及の拠点となる「国立自然史博物館」の誘致の取り組みを進めてまいります。

絶滅が危惧されるジュゴンの生息状況等の調査を継続し、保護施策のあり方など、希少生物の保全に向けた取り組みを推進します。

また、犬・猫殺処分ゼロから廃止に向け、命が尊重される動物愛護の取り組みを進めてまいります。

亜熱帯の特性を生かした沖縄らしい花と緑の景観形成等を目指し、全島緑化を推進します。

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の平成31年度供用開始を目指し、適正な廃棄物処理を推進してまいります。

赤土等流出防止対策については、農地等の各種発生源対策の強化など総合的な取り組みを推進いたします。

「歴史と誇りある伝統文化の継承と発展」について申し上げます。

各地域において大切に受け継がれてきたウチナー文化の根底をなすチムグクルを育むため、「しまくとぅば普及センター」の取り組みを充実強化するとともに、組踊、琉球舞踊、沖縄芝居などの伝統文化の後継者育成や基盤を強化し、これらのアーカイブスの活用を促進するなど、国内外への発信力の強化を図ります。

沖縄の伝統文化である空手を保存・継承・発展させるため、指導者・後継者の育成を図り、沖縄空手会館を拠点に「空手発祥の地・沖縄」を国内外に発信するとともに、空手にかかわる方々の受け入れ体制を強化し、交流人口の拡大を図ります。あわせて、ユネスコ無形文化遺産への登録や、沖縄空手国際大会の定期開催等の取り組みを通じ、沖縄空手振興ビジョンで示す

将来像の実現に向け取り組んでまいります。

「医療の充実・健康福祉社会の実現」について申し上げます。

2040年までに平均寿命日本一を取り戻すため、働き盛り世代の健康に対する意識の変革を促すとともに、健康づくりを担う人材の育成及びその活動支援を行うなど、引き続き健康長寿復活プロジェクトを推進します。

また、「沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定し、歯科口腔保健対策の強化に取り組みます。

こども医療費助成制度については、未就学児を対象とする現物給付の導入を着実に実施するとともに、通院の対象年齢拡大に向けて市町村との協議を進めます。

地域医療の強化を図るため、北部・離島地域の医師不足及び県内全域における医師の診療科偏在の解消に取り組んでまいります。

西普天間住宅地区跡地においては、国際性・離島の特性を踏まえた沖縄健康医療拠点の形成を促進します。

また、生活困窮者への支援として、相談体制の充実及び地域における関係機関とのネットワークの強化に取り組みます。

障害のある人に対する誤解や偏見等をなくす取り組みを推進するとともに、手話の普及啓発、発達障害に対する地域支援体制の整備など、障害者の地域生活支援に取り組んでまいります。

「子育て・高齢者施策の推進」について申し上げます。

子供の貧困対策については、「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を活用した就学援助等の充実を図るとともに、国や市町村と連携して、子供の居場所や貧困対策支援員の活動支援に引き続き取り組むほか、専門的な支援が必要な子供のための拠点設置や、離島地域における支援強化などに取り組みます。

待機児童の計画的な解消や、多様なニーズに対応した子育て支援、保育サービスなどの充実を図るとともに、幼児教育・保育の無償化に市町村と連携して取り組みます。

また、児童養護施設等退所者へのアフターケア事業を実施するなど要保護児童への支援を強化します。

介護サービスの充実など、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、介護人材の確保対策の強化に取り組みます。また、入所待機者の解消に向け、特別養護老人ホーム等の施設整備の支援に取り組みます。

「安心・安全で快適な社会づくり」について申し上げます。

人に優しい交通手段の確保に向けて、基幹バスの導入を推進します。

住環境の整備については、県営大謝名団地等の建てかえを推進するとともに、民間住宅の省エネ化やバリアフリー化を図るため、住宅リフォームを促進します。

高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援を促進します。

我が国においては、昨年、記録的な集中豪雨や台風、地震などの多くの自然災害に見舞われ、改めて日ごろからの防災・減災対策の重要性を痛感する年となりました。

近年、相次いだ大規模災害の教訓を踏まえ、県民の防災意識の向上と迅速な避難行動の確保を図るため、国、市町村、民間事業者等と連携した防災訓練を充実強化するとともに、消防防災ヘリコプターの導入を推進するほか、災害時要配慮者に対する福祉支援体制を構築します。

また、災害対策の実施に当たっては、沖縄県地域防災計画に定める対応を関係機関が的確に果たすことが重要であることから、引き続き、国、県、市町村及び関係機関と連携を図ってまいります。

災害に強い県土づくりのため、老朽化した道路施設や海岸堤防等の改修や民間住宅、ホテル、病院などの耐震診断及び改修等に対する支援に取り組みます。

市街地の雨水浸水対策を促進し、下水道施設の整備拡張や計画的な更新、耐震化に取り組みます。

治水・浸水対策、土砂災害対策、高潮対策に取り組むとともに、治山対策による森林の維持・造成を推進し、潮風害の防止、山地災害復旧・予防及び生活環境の保全を図ります。

安全な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、水道施設の計画的な更新や耐震化を推進します。

犯罪の起きにくい、安全で安心な沖縄県を実現するため、地域ボランティア団体や関係機関等と連携した「ちゅらさん運動」を推進するとともに、通学路の安全対策を含む子供や女性の安全確保、少年の非行防止・保護対策に取り組みます。

飲酒運転根絶に向けた県民意識の高揚を図るなど、交通ルールの遵守とマナーの向上を図り、交通の安全を確保するための取り組みを推進します。

また、サイバー空間における脅威等、社会情勢の変化に伴って多様化するさまざまな事象への的確な対処、犯罪被害者に対する支援活動の充実に向けた取り

組みを推進します。

ＤＶ・ストーカーや性犯罪等の被害未然防止対策を強化するとともに、病院拠点型の「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」を開所し、性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実を図ります。

消費者被害の未然防止と早期救済を図るため、市町村相談体制の充実と消費者への啓発等に取り組みます。

「離島力の向上」について申し上げます。

離島診療所への医師派遣、専門医による巡回診療を実施し、医療提供体制を確保するとともに、離島患者の経済的負担の軽減、離島航路及び航空路の交通コストの低減、離島からの高校進学等の支援など、離島の定住条件の整備に取り組んでまいります。

離島におけるガソリン価格・水道料金などの生活コスト低減に取り組むとともに、離島航路に就航する船舶の建造支援の拡充など、交通基盤の整備を推進します。

情報通信分野については、都市部と同等の情報通信環境の実現に向け超高速ブロードバンド環境の整備を進めるとともに、大東地区における情報通信基盤の高度化のため北大東島への新たな海底光ケーブルの敷設に取り組みます。

離島の主要産業であるサトウキビや畜産などの農林水産業の生産性向上や、担い手の育成・確保対策、製糖業の経営安定対策、地域の農林水産物を活用した６次産業化などを推進してまいります。

肉用牛生産の活性化を図るため、新たな担い手などが畜産経営に取り組むための賃貸型畜舎の整備を推進してまいります。

また、離島の農業経営の安定を図るため、農業用水確保等の農業生産基盤整備に取り組みます。

離島地域の港湾・空港施設の更新整備・機能向上を初め道路・公園などの社会基盤整備を推進します。

離島の重要性や魅力に対する認識を深めるため、沖縄本島と離島との地域間交流の促進や離島ならではの観光産業の振興など、離島地域の活性化を図ってまいります。

「教育振興」について申し上げます。

学校教育については、教員の指導力向上、授業の改善等により、小中学校の学力向上を図ります。

教員のさらなる指導力の向上を図るため、引き続き正規教員率の改善に取り組みます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、いじめ、不登校、深夜徘回等の未然防止、早期発見及び早期解決に取り組みます。

給付型奨学金の実施など、大学等への進学を支援して進学率の向上を図ります。また、欧米やアジア諸国等の海外の短期研修及び海外留学に高校生を派遣するなど、引き続きグローバル人材の育成に取り組みます。

那覇市内への新たな特別支援学校の設置については、2021年度開校に向けて取り組み、障害のある児童生徒の教育の充実を図ります。

就学援助を必要とする児童生徒に支援が届くよう、周知広報を実施する取り組みを推進してまいります。

水産高校の大型漁業実習船の代船建造については、2021年の就航に向けて計画を進めてまいります。

特色ある教育を実践し、個性豊かな人材育成に貢献している私立学校を支援し、私学教育の充実、多様な人材の育成を図ります。

大学や専門学校等に進学の意欲がある、所得が低い世帯の学生に対し、国と連携して支援に取り組んでまいります。

また、家庭教育の充実を図る「やーなれー」運動充実事業を推進するとともに、地域住民等の参画による学習補助や学校支援、子供たちの放課後の安全・安心な居場所づくりに取り組みます。

昨年12月に開館した新県立図書館が、誰もが気軽に利用でき、県民に親しまれる「知の拠点」として成長・発展できるよう取り組んでまいります。また、離島等図書館未設置町村における移動図書館の実施等により読書環境の充実を図ります。

「平成31年度全国高等学校総合体育大会」において、本県では８競技10種目が実施されます。円滑な競技運営に向け、会場地となる市町村等と連携を強化するとともに、本県高校生が活躍できるよう競技力の向上に取り組みます。

次に、甲第１号議案から甲第40号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

平成31年度は、「重点テーマ」を踏まえ、沖縄の持つ優位性と潜在力を生かす施策を戦略的に展開するとともに、「沖縄県ＰＤＣＡ」等の反映及び「沖縄県行政運営プログラム」の推進により、一つ一つの施策・事業の効率性と実効性の向上に取り組む方針のもと必要な予算を計上いたしました。

その結果、平成31年度当初予算は、

一般会計において　　7349億4500万円
特別会計において　　2548億9477万円
企業会計において　　1184億5558万円

の規模となっております。

また、平成30年度補正予算につきましては、国の

補正予算などへの対応や事業の執行状況に応じた所要の補正を行うこととしており、一般会計において83億3106万2000円の増額、15の特別会計において３億2844万8000円の減額等を計上しております。これらの補正予算につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、乙第１号議案から乙第35号議案までの乙号議案につきましては、条例議案が「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」など24件、議決議案が「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」など９件、同意議案として「沖縄県教育委員会教育長の任命について」など２件を提案しております。

このうち、乙第30号議案「指定管理者の指定について」など２件につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、今回提案いたしました議案の説明といたします。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。タンディガータンディ。シカイトゥミーファイユー。

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長　島袋秀勝君登壇〕

○人事委員会委員長（島袋秀勝君）　おはようございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第２号議案「沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、学校教育法の一部が改正されたことに伴い、引用条項を整理するための改正を行うものであり、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（新里米吉君）　次に、乙第24号議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第４項の規定により教育委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから教育委員会教育長の意見を求めます。

教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　ただいま議長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第４項の規定に基づき、教育委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第１項の規定により、沖縄県教育委員会の権限に属する市町村立学校職員給与負担法第１条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会規則で定めるこれらの手当の支給に関する事務を条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができることになっております。

乙第24号議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、法律の規定の趣旨に沿って、これらの事務を市町村が処理することとするものであることから、適当であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育委員会教育長の意見の開陳は終わりました。

○議長（新里米吉君）　日程第４　陳情第５号、第６号、第10号、第12号、第13号及び第15号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情６件のうち、陳情第５号、第６号、第10号、第12号及び第13号の５件については、米軍基地関係特別委員会に、陳情第15号については、公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（新里米吉君）　日程第５　陳情平成30年第83号の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、陳情者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、陳情平成30年第83号の取り下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明２月14日から19日までの６日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明２月14日から19日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、２月20日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時９分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　大　浜　一　郎

会議録署名議員　　山　内　末　子

平成31年２月20日

平成31年
第　2　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　2　号）

平成31年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）

平成31年２月20日（水曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第2号

平成31年２月20日（水曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	27番	仲村未央さん
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君

欠　席　議　員（１名）

26番　玉城　満君

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	企業局長	金城武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	宮城力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	公安委員会委員	知念公男君
		警察本部長	筒井洋樹君
保健医療部長	砂川靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	島尻勝広君		
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	上原国定君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君及び労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日から22日まで及び25日から28日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長池田克紀君及び労働委員会事務局長金良多恵子さんの出席を求めました。

○議長（新里米吉君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　おはようございます。

沖縄・自民党会派、末松文信、会派を代表いたしまして質問を行います。

まず初めに、知事の政治姿勢について。

復帰から47年、今日ほど本県と国との関係が悪化したことはかつてなく、今や最悪の状況にあると言えます。

本県の振興・発展に欠くことのできない沖縄振興予算は減少が続き、県産酒類等県関係税制の延長改正は、これまでの５年から２年間に期間が短縮されるなど、かつての沖縄優遇は過去のものになりつつあります。

本県は、米軍基地の過重負担の問題が県政の最重要課題であると同時に、国との関係がネックとなっており歴代知事を悩ませてきたのであります。しかし基地問題は基地問題として、県経済の発展のため国との信頼関係の構築に努めてきたのであります。このような歴代知事の努力による国との関係は、翁長県政の誕生後、崩壊の危機に見舞われております。

これまでも国と県とが基地問題で激しく対立したことは大田県政８年間でもありましたが、しかし信頼関係が崩れたことはなく維持されてまいりました。大田知事は、いつでも当時の総理に会うことができたようであります。また政府高官との太いパイプを築ける参謀もおり、基地問題では最高裁まで争うことはあっても、決して信頼関係が崩れることはなかったのであります。要は、知事自身の言葉遣いや国に対する姿勢、いわゆる政治姿勢のあり方に問題があると思っております。

翁長知事は就任早々、米軍基地は、戦後、米軍による銃剣とブルドーザーで強制接収され、住民みずから

差し出したものではないなどと、政府との話し合いの場で米軍統治下での強制接収を持ち出し、国を激しく批判してまいりました。

沖縄は、戦後の米軍統治下27年間、米軍によるさまざまな事件・事故や人権侵害が起きたのも事実であります。1972年に悲願の祖国復帰を果たしましたが、米軍基地は依然として駐留したままとなり、県民の間に不満が残ったのも事実であります。しかし大多数の県民は復帰を評価し、今日においても復帰についての県民世論調査では、大多数が「よかった」と評価しております。また国は、復帰に際して沖縄が本土から切り離され、米軍統治下に置かれたことで生じたさまざまな不利性や犠牲等について、その償いとおくれた沖縄の振興に向け５次40年にわたる振興計画と特別措置や高率補助などで特例を講じて振興策を促進し、沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）へと引き継がれてきたのであります。

しかし翁長知事が突然、普天間飛行場代替施設の辺野古移設を阻止する戦略として、戦後、米軍による銃剣とブルドーザーで土地を強制接収された歴史を持ち出し、これまでの沖縄の基地問題を70年前の米軍統治下の状態に引き戻したのであります。それが国に超えがたい大きな壁をつくってしまったのではないかと考えるのであります。さらに翁長知事は、国連で演説し、日本政府は、沖縄の人々の自己決定権や人権をないがしろにしている。自国民（沖縄）の自由、平等、人権、そして民主主義を守れない国が世界の国々と価値観を共有できるのかなどなど、日本政府を糾弾していました。翁長知事は、国に対し、話し合いに応じないと批判はしてまいりましたけれども、最初から国を敵視し言葉を選ばず激しくののしりながら話し合いを求める知事の姿勢は、多くの県民が心を痛めたのではないかと思います。それは、県民が誇りとする守礼の邦が、翁長知事によって無礼の邦へと変質したのではないかともささやかれました。県としても国が応じられるような環境づくりをする必要があったのではと思うのであります。

過去を忘れてはなりませんけれども、過去を持ち出して恨みつらみを上げるだけでは基地問題は解決しません。未来に向かった、お互いの真摯な対話と議論こそが必要であると考えます。

玉城知事は、就任のときから話し合い、対話での解決を求めると述べております。基地問題だけが突出する中で、基地だけでなく振興策にも大きなマイナス要因となることは、県政運営の最高責任者として140万余の県民に対し申しわけが立たないのではないかと考えるものであります。

以上の観点から、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、知事の普天間飛行場代替施設の辺野古移設阻止は、選挙公約であり、県民との約束であるが、知事就任後、国は土砂投入を開始するなど逆に工事は本格化しております。知事は任期４年間で辺野古移設工事の阻止を実現できるのか伺います。

(2)、知事は、自衛隊の救急患者の空輸や災害救助活動は評価するが、県内への自衛隊の強行配備は認めないと言明されております。自衛隊の配備なくして県民や住民の救助などできるのか、その認識を伺いたいと思います。

(3)、知事は、我が国の離島海域の警戒の必要性や中国の領海侵入への対応について、どのような考えを持ち、どのように対応すべきと考えているのか伺います。

(4)、知事は、撤回以外の知事権限について撤回の効力が停止されても国は自由に工事が行えない。事前協議が調う前に工事を行うことはできない。そしてサンゴ類の特別採捕許可等を挙げておりますけれども、実態として工事は進んでおります。具体的にどのような方法で工事をとめるのか伺います。

(5)、翁長県政のときから沖縄振興予算を辺野古移設問題と絡める国の姿勢は、本来の沖縄振興をゆがめるものとして、内閣府での一括計上方式や特別措置制度等を見直すべきとの声もありますけれども、知事の見解はどうか伺います。

(6)、国の公共事業について、県内企業に比べ県外企業の受注割合が高く、投じられた資金は地元に少なく本土に逆流しており、県内への波及効果は小さいものと指摘されておりますけれども、知事も同様の考えか、あるとすれば具体的事例を示していただきたいと思います。

(7)、知事は、新年の抱負で女性の活躍を飛躍的に推進するため、女性の活躍推進を図るとしておりましたけれども、報道によれば、知事の初めての幹部人事で女性登用は見送られたようでありますけれども、なぜか。女性人材が見当たらないのか伺います。

２、基地問題について。

(1)、普天間飛行場移設問題関係について。

普天間飛行場の移設は、平成８年12月のＳＡＣＯ合意を受け国や県からの要請に基づき、平成11年12月、名護市が条件つきで代替施設の受け入れを容認いたしました。これは、普天間基地の危険性を除去するための全面返還と基地の整理縮小、そして基地負担を

軽減することが前提となっておりました。自来、20年余にわたり県民のさまざまな議論を経て今日に至っているものと認識しております。

そこで伺います。

ア、辺野古埋立予定区域への土砂投入を開始してから２カ月が経過し、国は３月にも新たな区域への埋め立てに着手する方針のようだが、工事を阻止するとしている県の権限等を伺います。

イ、県は、大浦湾側の３群体のサンゴ類の特別採捕許可申請を不許可にしたそうですけれども、国は同湾側に新たな護岸の整備に入ったようであります。貴重なサンゴ類の保全の観点から適法で適正な申請を不許可とした理由は何か伺います。

ウ、大浦湾側の埋立予定海域に存在するとされている軟弱地盤の改良のため計画変更が必要とされているが、これについて知事は、承認しない方針のようでありますけれども、県が承認した埋立計画に一部変更が生じ、適正に申請した計画変更を不許可にすることが法令上許されるのかどうか伺います。

エ、県の撤回をめぐり、総務省の国地方係争処理委員会で審査が行われているが、これまでの経緯と係争委での結論が出たようでありますけれども、県の対応について伺います。

オ、県は、承認撤回の結論が出ない中、再撤回の可能性に言及しているが、再撤回は現在撤回が続いている中でもできるという意味なのか。撤回の審査や裁判等で県が負けることを想定しているのか。また、再撤回は、法令上の権利か政治的判断になるのか伺います。

カ、県は、普天間飛行場の５年以内の運用停止を求めておりますけれども、政府は辺野古移設で協力が得られることが前提としている。期限が迫った中、県はどのように実現させるのか伺います。

(2)、基地負担の軽減について。

ア、日米地位協定の改定を求めるため、県は、ベルギー及びイギリスなどを訪問し、米国との地位協定のあり方を調査したようでありますけれども、その状況と今後の活用について伺います。

イ、米空軍ＣＶオスプレイ４機が嘉手納基地に飛来したようでありますけれども、その目的は何か。訓練か配備か、地元は常駐化を恐れているが、県の考えと対応を伺います。

３、陸上交通網の整備について。

県の鉄軌道導入に向けた検討委員会は、那覇及び名護を結ぶＣ派生案を選定するとのことを決め、事実上県のルート選定作業は終了したようであります。これを受け県は、政府が取りまとめる財政運営の指針、骨太方針に鉄軌道導入計画案を盛り込むよう求めたようであります。今後、導入に向けて国の支援をいかに確実にするかが最大の課題であると考えます。

本県への鉄軌道の導入は、既にでき上がった市街地へ路線を通すこととなるため、本土の例に比べてより多額の事業費を要することとなります。県単独では到底無理があるのではないかと思います。このため、インフラ部分は公共が整備保有し、運行は運営会社とする上下分離方式を採用し、全国新幹線鉄道整備法を参考に、特例制度の創設が必須条件のようであります。

また鉄軌道の導入は、どこを通るのかによって沿線となる市町村や地域環境に大きく影響することから、地域住民にとって極めて重要であります。このため鉄軌道のルート決定については、県民の利便性や採算性などが重要であることは当然でありますが、何より100年先を見越した陸上交通の根幹を担う鉄道であることから、基本精神を忘れてはなりません。

また鉄軌道から分かれる支線をどうするのか、地域にとって重要な問題であります。フィーダー交通のあり方についてもさまざまな意見があるようですけれども、県は、一義的には地域が考える問題との立場のようであります。何と言っても鉄軌道の導入には、膨大な事業費を要し、県だけで解決できる問題ではありません。鉄軌道の導入については、この間、仲井眞弘多元知事と国との信頼関係があったからこそここまで進んできたものと考えております。今後、県の要望を国が了承するかは最終的には政治決着しかないと考えますが、そのためには、県と国が正常な関係にあることが求められております。確かに本県における陸上公共交通機関の状況は、戦後米軍統治下に置かれたことで鉄道の敷設がなされないまま放置され、このため本県の公共交通は、バスに依存せざるを得ないという背景があったことは国にも責任の一端があるものと考えております。

しかし、そのような背景にあっても県が要望する特例制度創設の実現には、国の理解が絶対に必要であることを翁長前知事の遺志を引き継いだ玉城知事は認識することが重要であると考えております。

そこで伺います。

(1)、鉄軌道の導入は、事業採算性等の課題から国の支援が不可欠である。骨太方針に盛り込む見通しもなく特別制度の創設も実現していない中で県としてどのように実現するのか、その見通しについて伺います。

(2)、本県の交通渋滞解消の問題は、県を初め関係

機関等が基幹バスの運行や路面バスの利便性の向上など……（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　傍聴席では静かにしてください。（傍聴席にて発言する者あり）

退席させてください。

○末松　文信君　強力に取り組んでいる。その取り組み状況と効果について伺います。

(3)、那覇市は、2019年度からＬＲＴ（次世代路面電車）の導入の議論を進めるとしておりますけれども、その概要と県としてどのようにかかわっていくのか伺います。

４、地域福祉・医療の充実強化について。

島嶼県で多くの中小離島や過疎地域を抱え、それぞれの地域における福祉・医療を充実し、高齢者から子供まで安心して安全に暮らせる生活環境を整備することは、極めて重要な課題であります。このため、交通、就労環境、教育など生活基盤を整備し、経済的・社会的自立に向けた各種福祉サービスの適切な提供体制を充実強化することが重要であります。また、少子化が急速に進展し、人口減少や高齢化に直面している現状において地域医療の充実が求められており、大きな課題となっております。

本県においては、県立病院が地域における中核的な医療機関としての役割を担っており、そのため地域住民のニーズに沿った安定的な医療が提供できるよう、持続的な医療体制の整備が必要であります。そのためには、医師や看護師の適正確保が不可欠であり、それぞれの地域で住みなれた生活の中で効率的で質の高い医療サービスが受けられる体制の充実強化が求められております。

しかし現状は、全ての県立病院において医師不足により外来診療の休止や診療の一部が制限されている状況にあります。地域住民にとって大変悩ましい問題であります。特に産婦人科や小児科における医師不足は、安心して子供を産み育てる上で喫緊の課題であり、県が目指す健康福祉セーフティネットを構築する観点から恒久的な対策が急がれます。

その意味で北部基幹病院整備については、経営形態のあり方の議論も重要でありますけれども、何よりも統合により医師及び医療従事者の確保が容易となり、安心・安全な医療サービスが提供できるという統合のメリットがなければならないと考えております。

そこで伺います。

(1)、県立病院の経営形態の機能強化を図り、離島医療、救命救急医療、そして急性期医療及び高度・特殊医療等、施策の展開と医療の地域偏在解消に向けた取り組みについて伺います。

(2)、地域医療連携体制の構築による医療体制の整備を図り、かかりつけ医制度の普及と医療機関ネットワーク化の推進について取り組みと現状を伺います。

(3)、高齢者の介護サービスの充実と特別養護老人ホーム等の施設の整備について、高齢人口の増加に対応した施策の展開が求められるが、取り組みの状況について伺います。

(4)、介護士不足は、高齢社会にあって深刻な問題であるが、本県における状況と介護士確保等に向けた取り組みの状況と支援体制について伺います。

(5)、こども医療費助成の窓口での完全無料化について、全県での実施状況と県の対応について伺います。

(6)、障害のある方に対する職業的自立を促進・支援する方策について、県の基本的な考え方と具体的な対策を伺います。

５、北部振興について。

本県の北部地域は、その総面積の約７割が山林で占められ、天然記念物であるヤンバルクイナを初め多くの動植物の生息地であります。さらに沖縄本島の水資源の供給地として福地ダムや安波ダム、羽地ダムなど多くのダムが北部に集中し県民生活に大きく貢献しているところであります。

しかし北部12市町村で人口の増加は、名護市以南の４市町村に見られるだけで、離島を含むその他の地域では、むしろ人口減少傾向にあるのが実態であります。また、北部振興策が策定され社会資本や定住条件整備に向けたさまざまな取り組みが行われ相当程度生活環境は進展しておりますけれども、振興策が15年余も経過する中で、なお北部地域は県内のほかの地域に比べ１人当たりの所得は低く、過疎地域の課題も改善されていないのが現状であります。

北部圏域の課題として名護市から北の地域や離島においては、過疎化と高齢化の進行や圏域全体に共通する医師不足、教育環境の整備等、地域の実情に応じた定住条件の整備、そして産業振興などが喫緊の課題として指摘されております。

そのため北部12市町村は、北部地域における医療体制のあり方として北部地域住民が安心・安全な暮らしができる医療体制の整備を求めております。ここに来て県立北部病院と北部地区医師会病院との統合による新基幹病院の整備が現実化してまいりました。県は、県と北部12市町村でつくる一部事務組合を設置主体として、公立北部医療センターを設置する合意書（案）を北部12市町村に提示したようであります。

今後、県と北部12市町村との間で協議が進められることになると思いますが、何よりも北部地域住民が納得する基幹病院であることは当然のことであります。

そこで伺います。

(1)、県は、北部地域における新基幹病院の整備について、公立北部医療センターとする合意書（案）を北部12市町村に提示したようでありますけれども、同センターの設置運営主体及び運営にかかる費用負担についてどうなるのか、県の基本的考え方を伺います。

(2)、北部地区医師会病院及び県立北部病院の資産や負債等の引き継ぎと医師や看護師等、職員の身分や労働条件はどうなるのか、公立北部医療センターへの移行について、両病院の職員への説明は十分になされているのか伺います。

(3)、今回の基本的な枠組みである合意書（案）は、北部12市町村が訴える北部地域における急性期や周産期医療、小児科など北部地域住民の安心・安全な医療体制の整備に十分対応し得るものであるか伺います。

(4)、北部看護学校の公立化に向け、名桜大学への移行が検討されているようだが、県として今後どのようにかかわっていかれるのか伺います。

(5)、北部地域における人材育成施設として、中高一貫校の設置に取り組まれているようですけれども、その取り組み状況と見通しについて伺います。

(6)、経済金融活性化特別地区における企業進出で、名護市における経済効果をどのように算出しているのか。また今後、さらなる制度の活用をどのように図っていくのか伺います。

(7)、北部振興策の展開により、情報通信関連施設の整備や社会資本の整備は相当程度進んでまいりましたけれども、北部地域住民１人当たりの所得は依然として低い状況にあり、人口も名護市を除いて減少傾向にあります。北部地域活性化に向けた今後の取り組みについて伺います。

(8)、名護市東道路の本部方面への延伸について、北部地域の交通網の整備や北部振興を図る上で重要であると考えますが、計画の進捗について伺います。

(9)、伊平屋・伊是名架橋の整備について、県は将来の交通量や費用対効果、そして膨大な予算の確保など解決すべき課題が多いことを理由として、具体的な整備計画や策定時期を示しておりませんけれども、県として建設方針はこれまでと同様変わらないのか伺います。

以上、代表質問とさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

２月定例会もよろしくお願いいたします。

末松文信議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の質問要旨１の(5)、内閣府の一括計上方式や特別措置制度等についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興交付金など各種の特別措置は、沖縄が抱える特殊事情から生じる政策課題に対応するための制度であることから、これらの政策課題が解消されるまでは継続される必要があるものと考えております。また、沖縄振興予算の一括計上方式は、沖縄振興計画に掲げた各種施策を総合的かつ計画的に推進するため必要であると考えております。

次に、基地問題についての御質問の中の２の(2)のア、ベルギー・イギリスでの地位協定調査の状況と今後の活用についてお答えいたします。

ベルギー・イギリスでの現地調査では、両国は自国の法律や規則を米軍にも適用させており、米軍機を飛行規制していることや墜落事故時には受け入れ国が主体的に捜索を行っていることなどが明らかになりました。また、空域を有効活用することは国際民間航空機関インターナショナル・シビルエビエーション・オーガニゼーション、通称ＩＣＡＯ、このＩＣＡＯ加盟各国の共通理解であり、軍は空域を占有せず、必要な時間のみ使用していることもわかりました。

沖縄県としましては、今後、調査結果をパンフレットなど一般国民にもわかりやすい形で示すことで、同協定の見直しの必要性に対する理解を広げ、国民的議論を喚起していきたいと考えております。

次に、陸上交通網の整備についての御質問の中の質問要旨３の(2)、基幹バス導入等の取り組み状況と効果についてお答えいたします。

交通渋滞の解消には、公共交通への利用転換が重要であるため、沖縄県では、那覇市から沖縄市までの区間に、定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスの導入に向け、ノンステップバスやＩＣ乗車券、急行バスの導入など利用環境の改善に取り組んでおります。また、去る２月12日には、国道58号の大謝名から伊佐までの夕方北向け区間において、バスレーンを延長したところです。これらの取り組みにより、バスの待ち時間や所要時間の短縮が図られるなどの効果があらわれております。

県としては、引き続きバス事業者を初め関係機関と連携して、利便性の向上に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、辺野古移設を阻止できるのかについてお答えします。

知事は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。沖縄防衛局は、県の埋立承認取り消しにより、工事を行う権限を失ったまま、違法に工事を行っていることから、県はこれまで再三にわたり、工事の中止及び原状回復を指導してきたところであります。しかしながら、沖縄防衛局は、県の指導に一切従わずに工事を強行しており、県としては、今後も引き続き執行停止の効力をとめることに全力を挙げるとともに、沖縄防衛局に対し、違法な工事の中止及び原状回復を強く指導してまいりたいと考えております。

同じく１の(2)、自衛隊に対する県の認識についてお答えします。

自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸、不発弾処理や災害救助など、県民の生命財産を守るためにこれまで大きく貢献しているものと考えております。一方、自衛隊の新たな島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県は、住民合意もなく、地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、求めてまいりたいと考えております。

同じく１の(3)、離島海域警戒の必要性や中国の領海侵入への対応についてお答えします。

海上保安庁によりますと、近年、我が国の近隣諸国等は、海洋進出の動きを活発化させており、特に尖閣諸島周辺海域では、中国公船による領海侵入が繰り返されるなど、我が国周辺海域をめぐる情勢は緊迫化しているとのことであります。県は、昨年11月、岩屋防衛大臣に対して、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保を、ことし２月８日には岩並海上保安庁長官に対し、本県漁船の安全操業の確保について要望を行ったところであります。

県としましては、尖閣諸島をめぐる状況により、宮古・八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、今後も引き続き、重大な関心を持って情報収集に努め、国の関係機関とさらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

同じく１の(4)、埋立工事をとめる手法についてお答えします。

辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や漁業調整規則に基づく手続などさまざまなものがあります。また、このような法令に基づく権限のほか、各政党と連携することや、辺野古新基地建設に対する知事の考えを広く国内外に伝え、理解と協力を促すということも非常に重要であると考えております。今後も県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでまいります。

次に２、基地問題についての(1)のア、辺野古埋め立てに係る知事権限についてお答えします。

沖縄県としましては、国土交通大臣の行った執行停止決定は違法・無効であり、去る平成30年８月31日に県が行った承認取り消しにより、埋立承認の効力は失われております。執行停止決定に基づき工事を進めるとしても、国が自由に工事を行えるわけではなく、埋立承認に付した留意事項に基づく事前協議が調う前に工事を行うことはできないほか、沖縄県漁業調整規則に基づくサンゴ類の特別採捕許可や公有水面埋立法に基づく設計概要変更承認等、知事からさまざまな許可等を得る必要があります。

同じく２の(1)のエ、国地方係争処理委員会についてお答えします。

県は、平成30年11月29日に、国土交通大臣が行った執行停止決定の取り消しを求めて、国地方係争処理委員会に審査申し出を行ったところ、今月18日に県の申し出を却下する決定が同委員会からなされました。

県としましては、当該決定に係る通知文書を精査の上、その後の対応について検討したいと考えております。

同じく２の(1)のオ、再度の承認取り消しについてお答えします。

平成30年８月31日に沖縄県が行った埋立承認取消処分については、公有水面埋立法の正当な手続による適法なものであり、埋立承認の効力は失われております。このため、現在のところ、再度の承認取り消しの対象となる埋立承認そのものが存在しない状況であると考えております。

同じく２の(1)のカ、普天間飛行場５年以内運用停止についてお答えします。

５年以内運用停止は、約10年かかるとされた辺野古移設までの間の普天間飛行場の危険性除去が極めて重要であるとの認識のもと、平成25年の沖縄政策協議会で求めたものであり、辺野古埋立承認の条件ではなく、また、辺野古移設とはかかわりなく実現されるべきものであると考えております。県はこれまで、危険性除去の実現に向けた具体策として、同飛行場所属機の長期ローテーション配備などを求めてきたところです。

県としましては、同飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期返還について、引き続き宜野湾市と連携し、政府に対し強く求めてまいります。

同じく２の(2)のイ、嘉手納飛行場へのＣＶ22オスプレイの飛来についてお答えします。

米空軍のプレスリリースによると、ＣＶ22の飛来の目的は、定期的な現地訓練の実施のためとのことでありますが、その詳細は明らかにされておりません。また、同リリースでは、暫定配備されるとありましたが、沖縄防衛局によると、今回の飛来は暫定配備ではなく、一時的な飛来であると米軍から聞いているとのことであります。

沖縄県は、オスプレイの配備に反対であり、配備撤回を求めるとともに、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により基地負担が増大することがないよう、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(6)、国の公共工事における県内企業の受注状況についてお答えいたします。

平成29年度公共工事における沖縄総合事務局の県内業者の受注額は約262億円、受注率は59.4％、沖縄防衛局においては、県内業者の受注額は約382億円、受注率は44.8％とのことであります。県では、毎年、沖縄総合事務局及び沖縄防衛局に対し、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、県内建設業者への受注拡大、県内中小企業者への受注機会の確保及び建設資材等県産品の優先使用等を要請しており、今後も引き続き受注機会の拡大に努めてまいります。

次に２、基地問題についての御質問のうち(1)のウ、変更承認についてお答えいたします。

公有水面埋立法第42条第３項で準用する第13条の２第１項では、承認後に願書等で示した内容を変更して埋立工事を実施する場合の手続を定めております。変更承認申請が提出された場合には、法第４条第１項及び第２項の免許基準との適合性等について、法令に基づき審査することとなります。

次に５、北部振興についての御質問のうち(8)、名護東道路の計画の進捗についてお答えいたします。

名護東道路は、国が整備を進める名護市伊差川から数久田までの延長6.8キロメートルの地域高規格道路であります。国道58号名護東道路の伊差川から先の延伸については、国において北部地域全体の振興に資する道路網のあり方の中で検討しているとのことであります。

次に５の(9)、伊平屋・伊是名架橋の建設についてお答えいたします。

県は、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受けて、平成23年度に整備の可能性調査を実施しております。その結果、技術上及び環境上の課題、費用対効果や膨大な予算の確保など、多くの課題が明らかとなっております。

建設工事費等の縮減については、土質ボーリング調査を行いながら可能性の検討を行うとともに、今後は、環境面の調査も行いながら、課題克服に向けて、引き続き調査研究に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(7)、女性職員の幹部登用についてお答えします。

部長級等幹部への女性登用については、その前提となる統括監級や課長級の女性職員の割合を高める必要があります。このため、県では、平成28年３月に策定した県職員の女性活躍推進及び仕事と子育て両立支援プランにおいて、2020年度までに知事部局の管理職に占める女性の割合を15％にすることを目標としております。平成30年度現在、女性管理職の割合は12％と、平成28年度の8.9％、平成29年度の10％から順調に伸びており、目標達成に向け、引き続き女性職員の登用を促進する取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、基地問題につい

ての御質問の中の(1)イ、サンゴ移植に係る特別採捕許可申請の不許可理由についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る造礁サンゴ類の移植に関する特別採捕許可申請については、平成30年12月６日に３件の申請がなされ、その内容は、大浦湾側に生息する小型サンゴ約３万9000群体及び大型サンゴ22群体となっております。しかしながら、普天間飛行場代替施設建設事業に関する埋立承認は、平成30年８月31日に取り消され、その承認は今なお取り消されたままであることから、当該承認に基づく環境保全措置を実施する事由もまた消滅しており、当該申請の必要性が認められないものとして、平成31年１月16日付で不許可としたものであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　３、陸上交通網の整備についての中の(1)、鉄軌道導入の実現の見通しについての御質問にお答えいたします。

鉄軌道は、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の移動利便性の向上、交通渋滞の解消による経済の活性化、基地返還跡地のまちづくりの推進などに資する重要な社会基盤であり、沖縄振興に大きく寄与するものと考えております。今後は、国の調査において示されている費用便益分析等の諸課題について、事業の実現に向けた検討を行うとともに、公設民営型の上下分離方式を可能とする特例制度の創設等、早期の事業化を国に働きかけてまいります。

次に、同じく陸上交通網の整備についてのうちの(3)、那覇市が導入の議論を進めるＬＲＴと県のかかわりについてとの御趣旨の御質問にお答えいたします。

那覇市においては、モデル性の高い基幹的公共交通の段階的導入を目指し、平成27年度から29年度にかけて、ＬＲＴ導入可能性調査を実施したものと伺っております。同調査においては、旭橋付近から東西方向に延びる３つのルート素案が設定され、平成31年度に、これらを盛り込んだ地域公共交通網形成計画を策定する予定とのことであります。県では、現在、鉄軌道と各地域とを結ぶフィーダー交通ネットワークの構築を見据え、各地域における公共交通の充実について、まちづくりの主体である市町村等との協働により検討を進めているところであります。那覇市の基幹的公共交通の導入に関しても、市町村と協働して検討がなされる中で議論が進められるものと考えております。

次に５、北部振興についての中の(6)、経済金融活性化特別地区の効果及び今後の活用促進についての御質問にお答えいたします。

経済金融活性化特別地区においては、平成30年12月現在で、金融及び情報通信関連企業46社が立地し、1088名の雇用が創出されるなど、名護市の経済振興に一定の成果を上げております。また、立地企業が納付した平成28年度における法人市民税額は、約１億3500万円となっており、名護市における法人市民税収納額全体の約25％を占めております。

県としましては、引き続き名護市と連携し、特区制度を活用した企業誘致や雇用創出に努めてまいります。

同じく５の(7)、北部振興事業の今後の取り組みについてお答えいたします。

北部振興事業は、平成12年度に創設され、内閣府において予算計上後、北部12市町村に直接交付される制度となっております。これまで情報通信関連施設等の整備を初め、道路、港湾、住宅などの社会資本整備や生活環境の整備などが進められたことにより、約2400人の雇用の創出、約4900人の人口増加等、一定の効果が出ております。平成31年度の北部振興事業予算は、国において約60億円が計上されたところであります。

沖縄県としては、引き続き北部12市町村と連携し、所得向上に向けた産業振興のための基盤整備や公営住宅などの定住条件の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　４、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(1)ア、県立病院の機能強化等についての御質問にお答えします。

病院事業局においては、平成29年度に県立北部病院の新生児集中治療室を増床するとともに、平成30年度には県立八重山病院に新生児治療回復室及び歯科口腔外科を新たに設置し、県立病院の機能強化を図ったところでございます。また、離島医療の充実強化を図るため、平成30年10月に県立八重山病院を新築移転したところであり、引き続き、急性期医療や離島・僻地医療等、医療提供体制の充実強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、４の地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(1)のイ、医療の地域偏在の解消についてお答えします。

県は、自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部地域枠、県立病院における専攻医の養成などにより離島及び僻地の医療機関で勤務する医師の確保に取り組んでいるところでございます。平成32年度以降、離島及び僻地において勤務する医師の数は順次増加し、平成41年度以降100人程度で推移するものと見込んでおり、医療の地域偏在は相当程度、解消されるものと考えております。

次に(2)の、かかりつけ医制度についての御質問にお答えします。

県は、第７次沖縄県医療計画に基づき、かかりつけ医による日常的な医療を基本として、必要なときには専門的な治療が受けられるよう県医師会と連携して医療機関の役割分担及び連携強化に取り組むこととしております。

県としましては、沖縄県医師会が整備する患者の診療情報等を共有するネットワークシステム、おきなわ津梁ネットワークへの支援を行うことで、医療機関相互の連携体制の充実強化に取り組み、かかりつけ医制度の普及に努めていきたいと考えております。

次に、(5)のこども医療費助成事業についての御質問にお答えします。

同事業に係る窓口無料化につきましては、平成31年２月時点で県内35市町村において実施されております。残りの６町村につきましても平成31年４月から実施されることとなっており、これにより県内全市町村で窓口無料化が図られることになります。

県としましては、通院の対象年齢について、中学校卒業までの拡大に向けて、引き続き市町村との協議に取り組んでいきたいと考えております。

次に、５の北部振興についての御質問の中の、北部医療センターの基本的枠組みについての御質問にお答えします。５の(1)と５の(3)は関連しますので一括してお答えします。

北部圏域における医師不足の抜本的な解決を図り、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するとともに、病院経営の効率化などを実現するためには、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、新たな基幹病院を整備する必要があると考えております。

県は、これまでの協議会における議論を踏まえ、基幹病院の新たな基本的枠組みとして、名称は公立北部医療センター、設置主体は県及び北部12市町村、経営形態は財団による指定管理、市町村の負担は一定の範囲内とすることなどを内容とする案を提示し、これに関する協議を開始したところであり、関係者間において方向性の一致を図るべく協議を続けていきたいと考えております。また、新たな基本的枠組みについては、関係者間におけるこれまでの協議を踏まえて作成したものであり、北部住民が求める安心・安全な医療提供体制の確保に対応し得るものであると考えております。

次に、(2)の資産負債、職員の身分取り扱い等についての御質問にお答えします。

新たな基本的枠組みにおいて、両病院が保有する資産及び負債については、原則として、医師会病院のものは引き継ぎ、県立北部病院のものは引き継がないこと。また、両病院の職員のうち希望する者については、新たに設立する財団の職員として雇用すること。労働条件については、北部地区医師会病院の労働条件を適用することなどを内容とする案を示したところであります。なお、現在は、両病院の職員へ説明を行う段階ではございませんが、県職員の身分取り扱いについては、病院事業局職員労働組合の執行部へ情報を提供し、意見交換を行っているところであります。

次に(4)、北部看護学校の公立化についての御質問にお答えします。

北部看護学校の公立化につきましては、４月から北部広域市町村圏事務組合と名桜大学、北部地区医師会などで構成する協議会で協議をするというふうに聞いております。

県としましては、関係者から相談がありましたら、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　４、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(3)、介護サービスの充実と特別養護老人ホーム等の整備状況についてお答えいたします。

県では、市町村が高齢者人口の伸び等を勘案し、通所介護や特別養護老人ホーム等の必要なサービス量を見込んだ市町村介護保険事業計画を踏まえ、沖縄県高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者の介護サービスの充実に取り組んでいるところであります。特別養護老人ホーム等の整備については、県計画に基づき、平成30年度からの３年間で1295床を整備することとしており、市町村と連携し取り組んでまいります。

同じく４の(4)、介護職員の不足の状況と確保の取

り組みについてお答えいたします。

平成29年度介護労働実態調査によると、調査に回答した県内事業者のうち60.3％が介護職員の不足を感じているとの結果となっており、介護人材の確保が課題であると認識しております。

県においては、今年度から介護職のイメージアップのためのテレビＣＭの放映などにより、新規の人材を呼び込むとともに、離職防止の取り組みとして、施設における若手職員をサポートする先輩職員の配置を支援するなど、介護人材の確保について総合的に展開しているところであります。

同じく４の(6)、障害のある方の職業的自立促進等についてお答えいたします。

障害のある方の職業的自立については、安定して働き続けられるように、障害特性や能力、職場環境や業務内容に応じた支援が必要であります。具体的には、就労継続支援事業所への指導等を通して、障害のある方の生産活動の機会の提供、就労に必要な能力向上のための訓練等が適切に行われるよう取り組んでおります。また、平成30年度からは就労定着支援事業が創設され、障害のある方が就労した際に、事業所職員が個別面接や企業訪問を行う就労定着に向けた支援を実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　５の北部振興についての中の(5)、北部地域への中高一貫校についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、北部地域の人材育成の観点から、中高一貫校の設置について、11市町村の教育長、関係高等学校長などと意見交換を行ってまいりました。意見交換では、おおむね賛成との意見がある一方、小規模中学校や地元の高校への影響も懸念されるなどの意見もありました。北部地域への設置については、開邦中学校や球陽中学校の実績や課題等も踏まえつつ、引き続き関係機関と意見交換を行い、学校の設置形態や課題などを整理し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　それでは、２次質問を行いたいと思います。

公室長から説明のあった件でありますけれども、これは法的に工事が違法に進められていると、こういう指摘でありましたけれども、工事が違法であるという客観的根拠があるのか、それについて伺いたいと思います。

それから、総務部長からありました女性登用の件は、なぜ今回見送られたかという質問でありますので、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それから、２の基地問題について(1)、普天間飛行場移設問題関係への国地方係争処理委員会の審査に関連して再質問を行います。

国地方係争処理委員会は、去る18日の第４回会合で、国土交通省の処分を違法な国の関与とした県の審査申し出を却下しております。これは、平成27年の埋立承認取り消しの際にも同様に却下された経緯があります。報道によると、知事は、これを不服として提訴する検討に入ったとありますけれども、知事は、去る２月13日の施政方針で、特に辺野古基地建設問題については、司法の場ではなく対話によって解決を求めていくことが重要であるとの認識を示されております。報道が事実だとすれば、施政方針との整合性がとれませんけれども、知事の姿勢について伺いたいと思います。

次に、知事が提訴に踏み切ることはないと思いますけれども、もしも提訴した場合、前回と、いわゆる承認取り消しの際と同じ轍を踏むことになります。最終的には、私は最高裁で敗訴することが明々白々と思いますけれども、知事の御所見を伺いたいと思います。

次に、先日の辺野古集会での知事の発言でありますけれども、知事は、昨年12月15日、辺野古での抗議集会デモに参加して、勝つことは難しいかもしれないが、勝つことは難しいかもしれないが絶対に諦めない、絶対に諦めないと述べたと報道されております。これが事実であれば、知事として不適切な発言であると思います。普天間飛行場代替施設をめぐる議論において、勝つとは何を指しておられるのか、そしてまた、辺野古移設に反対するのであれば、知事として普天間の危険性をいかに除去するか、代替案を示して政策的議論を進めるべきであり、勝ち負けの問題ではないと思いますけれども、発言の真意について伺います。

以上。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　末松文信議員の12月15日の集会における発言についての真意を問う質問がございました。

勝つことは難しいが絶対に諦めないという、諦めないのその発言の真意ですが、それは私は、政策として

辺野古に新基地をつくらせないというその方針を掲げて選挙で当選をいたしました。ですから、その諦めないということは、基地をつくらせないということと同意であります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　末松議員の再質問のうち、工事が違法であるという客観的な根拠についてお答えします。

県としましては、国土交通大臣の行った執行停止決定は違法・無効であり、去る平成30年８月31日に県が行った承認取り消しにより埋立承認の効力は失われているものと考えております。

次に、新聞報道に基づく係争委の提訴報道と施政方針、知事提案説明要旨とのいわゆる対話の姿勢と矛盾するのではないかという再質問にお答えします。

まず係争委の申し入れを受けての対応については、まだ通知文が届いておりませんので、その通知文が届き次第対応を検討することになろうかと思います。県は、これまで繰り返し政府に対して対話を求めてきたところでございますが、まだ明確なそういった対話の場というのがきちっと設定、今まで結びついてない状況でございます。仮に、係争委の決定を――法的には30日以内に提訴することが可能でございます。その辺は今後検討していきますが、提訴する場合であっても、対話がなかなか実現しない状況の中では、その提訴というケースについても検討していくことに手続としてはなろう、検討する対象にはなるものと考えております。

続きまして、３年前の最高裁で敗訴したのと同じような形になるのではないかというお話がございました。

３年前の関与取り消し訴訟につきましては、高等裁判所那覇支部の和解により取り下げております。したがいまして、この関与取り消し訴訟については、いわゆる最高裁、高裁もですけれども判示はされていないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　女性職員の登用の再質問にお答えいたします。

今回、女性登用につきましては、適切にその配置すべき職について人選をしたところでございます。対象が、先ほども答弁いたしましたが少ない状況がございまして、結果として登用についてはなかったところでございますので、県としましては、引き続きその前提となる統括監級ですとか、課長級の女性登用を進めていくことによって、その女性登用の促進を進めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　公室長、私が伺っているのは、県は工事に違法性があるから今回も撤回したということでありますけれども、この違法性については、県が勝手に言っているだけで、客観的根拠というのは私はないと思っていますけれども、もう一度答弁してください。

それから、知事、さきの施政方針演説の中で、特に辺野古については、司法の場ではなく対話によって解決を求めていくことが重要だというふうな認識を示されておりました。今公室長の答弁によると、検討することも考えられるという――提訴をするための検討も必要だというようなお話がありましたけれども、知事自身は、この施政方針演説との整合性をどうとりますか。もう一度答弁してください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　末松文信議員から、対話によって解決を求めていく姿勢と、そして訴訟に進んでいくというその対応については整合性がとれないのではないかということの御質問をいただきました。

国地方係争処理委員会の審査については、それを見てどのように判断するかということはこれから協議をしていきたいものでありますが、しかし、私はあくまでも対話を閉ざすことではないというふうに思います。あらゆる機会を持って、その対話の姿勢で臨んでいくということは、これからも変わりございません。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　末松議員の工事の違法性についての再々質問についてお答えいたします。

私ども先ほどから述べておりますが、平成30年８月31日に県が行った承認取り消しというものは有効であり、執行停止決定――承認取り消しは有効であり、埋立承認の効力は失われているというふうに考えております。

今回、審査、国地方係争委におきましても、固有の資格におきましては執行停止の違法決定は認められま

せんでした。ただし、その点につきまして、県の埋立承認の取り消しそのものは今、これから本体の審理が行われるということでございます。それらのことから、承認取り消しそのものにつきましては、いまだ効力は失われていないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

〔座波　一君登壇〕

○座波　　一君　休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○座波　　一君　まず、知事の政治姿勢についてであります。

沖縄の過去から現在に至るまで、保守・革新を問わず、全ての政治家は基地問題で苦悩し続けてまいりました。その歴史において、基地行政の責任は政治家が負い、政治で解決する覚悟があったと思います。県民同士の対立や分断を了とせず、同胞であるお互いを尊重する意識があったのではないかと考えております。

また玉城知事は、さきの議会で国家の存在意義を語り、日米安保条約を尊重し、自衛隊も認め、自身は保守・中道政治家であると明言しました。国会議員を経験した知事が今でも保守・中道政治家を自負するなら、国と地方の対立を自身の政治力で解決する努力を続けるべきと考えております。知事は、国の専権事項である外交防衛問題を民意に委ねることがいかに問題を複雑化し、そしてまた解決不能に陥るリスクがあることを知っているはずです。

４日後となった県民投票について、自民党会派は公明会派とともに複雑な県民感情に配慮した容認、やむを得ないを入れた四択案を提案しましたが否決されました。その後、全県実施に向けた動きの中で、どちらでもないを加えた修正案に対しましては、会派内の考え方がまとまらない形で採決となりました。その結果が全県実施につながったことは評価できますが、この時期における県民投票の趣旨と意義、費用対効果、そして設問方法や中立性に到底納得できるものではないことは、我が会派全員が共有していることでございます。そして多くの県民から同様な非難や不満があり、知事はそのことを十分に踏まえ、県民投票の結果を捉えなければなりません。

それでは質問に入ります。

(1)、県民投票に対する知事の考え方について。

ア、知事は誰ひとり取り残さない社会の実現を公約したが、今回の県民投票は賛否、どちらでもない以外に多様で複雑な民意を反映させる努力をしなかった。それはより多くの反対の民意を得るための強引な手法とも見える。みずからの公約と矛盾してはいないか伺います。

イ、歴史的経緯や普天間移設問題の経緯から、沖縄県民にはやむを得ないや容認という民意が多くあることを知りながら切り捨てた。なぜやむを得ないや容認を選択肢に入れなかったのかを伺います。

ウ、今回の県民投票は辺野古埋め立ての反対運動の延長であり、玉城知事がこの県民投票の結果を後ろ盾にしたい意図が見える。国会議員を経験し選挙で多くの信任を得た知事として政治力及びリーダーシップが見えない。なぜみずからの対話と交渉で解決へ導く努力を続けないのか。

次に(2)、県民投票後の長期的視点における米軍基地政策についてであります。

ア、辺野古埋立阻止が実現した場合、普天間基地周辺の安心・安全に向け、具体的かつ実効性のある取り組みを県民に示すべきではないか。また、嘉手納以南の返還計画等の整理統合計画への取り組みと影響についても示すべきであります。

イ、辺野古埋め立てが進み移設工事が進んだ場合、嘉手納以南の返還への沖縄県の対応や他の全ての米軍施設への今後の対応がどう変わるかを伺います。

ウ、埋め立ての阻止が実現するか、あるいは埋立工事が進行するか、いずれに進んでも県知事として日米安保条約のもとで長期的な米軍基地政策を県民に示さなくてはならない。県政運営の最高責任者として県民へ示す責務があるのではないか。

２、沖縄振興策の推進についてであります。

平成31年度沖縄振興予算は昨年度と同額で決着したが、実質的には後退であり、一括交付金が大幅減となった昨年に続き減額して次年度は1093億円となり、制度開始以後、最低額となりました。中でも、ソフト交付金の大幅減は県下市町村の継続事業の停滞を招き支障が出ています。平成33年度までの沖縄振興予算の3000億円台の確保は、仲井眞知事時代に約束されており、懸念されるのは一括交付金の減額と国直轄事業の割合がふえたことであります。なぜこのような状況に陥ったのか、これこそが県政の最重要課題であります。玉城知事は、翁長前知事の遺志を引き継ぐとし、基地問題の解決策をみずからの努力で模索することなく、反対のみの意思を引き継いだことがこのような状況を招いたことは明らかであります。県関係者

の中には、沖縄振興予算を辺野古移設問題とリンクさせた意図的な予算措置として国を批判し、予算一括計上や特別措置制度を見直すべきとの声もありますが、現実を見ないまさに無責任な空論であります。むしろ平成33年度で期限となる沖縄振興特別措置法の延長に向け、その必要性を議論し国に訴え、事前調整協議を進める重要な時期に来ているのであります。

そこで質問に入ります。

(1)、平成31年度予算案について。

ア、平成31年度沖縄振興予算案は、前年度と同額の3010億円で決着したが、昨年度との違いと、特に一括交付金の減額の要因について伺いたい。

イ、県は、知事を先頭に概算要求額3190億円の確保、一括交付金1253億円の確保に向け取り組むとしていたが、県の要求額が認められなかった。それはなぜか。知事はどのような要請行動をとったのか伺いたい。

ウ、予算額3000億円台は確保されたが、中身は、国直轄事業の割合がふえたとの指摘もある。どのような事業がふえたのか。県や市町村はどのように受け取っているのかを伺いたい。

エ、平成31年度県予算案7349億円を提案しているが、歳入及び歳出の内訳、特に県債への依存度、自主財源の比率について伺いたい。

オ、予算案の内容は玉城知事カラーを随所にちりばめたとしているが、知事の目指す政策で今回予算化した事業について伺いたい。

(2)、県経済の振興についてであります。

ア、沖縄振興予算の増額が望めず、一括交付金の大幅減額が続く中、平成33年度末までの沖縄振興特別措置法の期間中で、自立経済の構築に向けた基盤づくりは可能であるか伺いたい。

イ、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置など７制度の２年間延長と航空機燃料税軽減措置の対象地域の拡充で下地島空港が追加された。県の３年間の要望は認められなかったが、どのように評価するか伺いたい。

ウ、平成33年度末で期限切れとなる沖縄振興特別措置法の延長について、県は、国と調整を進めているとしているが、県の基本的な考え方としては延長は必要としているのか。また、国と調整協議に入っているかを伺いたい。

エ、今年度から新たに創設された沖縄振興特定推進事業30億円について、ソフト交付金を補完し、市町村等の事業を推進するとしている。同事業が創設された経緯や背景を県はどう考えるか伺いたい。

オ、ＭＩＣＥ施設整備について、県は、一括交付金の活用を見直し、県独自予算での事業化に方針を切りかえ今回調査費を計上しているが、2020年開業を見送り事業自体を見直すとしている。県の新たな整備計画の概要と財源確保、関係市町村との調整等について伺いたい。

カ、本県の中核企業であるオリオンビール株式会社の売却問題が大きく報道されているが、同社は酒税の軽減措置を受けており、県経済への影響も大きい。県はどのように把握しているか。また、今後の見通しはどうかを伺いたい。

３、観光振興についてであります。

本県観光は好調を続け、入域観光客数が過去最高を更新しハワイに並ぶ勢いであります。しかし、ハワイの観光と質の面で大きな違いがあり、１人当たりの観光消費額は、沖縄が７万5763円に対し、ハワイは約20万円でその差は歴然としています。平均滞在日数も沖縄は3.74日に対し、ハワイは8.95日で本県の２倍以上となっており、その差が観光消費額の差につながっているようであります。本県は世界水準の観光・リゾート地の形成のために課題解消に向け、欧米等のリゾート需要の開拓や離島観光、広域周遊観光の推進などを図ってまいりましたが、その成果が十分反映されていないのが現状であります。

次に、質問に入ります。

(1)、県は沖縄観光ブランド戦略を国内外に推進しているが、海外市場において、本県の国際観光ブランドとしての定着を図るための認知度向上や新規需要の開拓・確保のための戦略的取り組みについて伺いたい。

(2)、観光収入1.1兆円、入域観光客数1200万人達成に向け、受け入れ体制の強化が求められるが、観光業を支える中核人材の育成、語学力など専門的な知識を有する人材の確保等、質の高いサービスの提供ができる受け入れ体制の構築について伺いたい。

(3)、本県とハワイとの観光客１人当たりの消費額は、県の推計によれば、１日当たりの観光消費額はハワイと大差なく、滞在日数の影響が大きく平均滞在日数の延伸が課題としているが、これまでどおりの取り組みで成果が出るのか、あるいは新たな発想が必要ではないかを伺いたい。

(4)、本県へのクルーズ船の寄港が過去最多を更新するなど、寄港が相次いでいるが、寄港地ごとの推移と受け入れ体制の整備状況、また、急速な増加はオーバーツーリズムとの指摘もあり、本県観光地としてのイメージの低下につながらないか懸念もあるが、取り組みを伺いたい。

(5)、2020年３月の那覇空港第２滑走路の運用開始に伴う観光客増を見越して、県内でのホテルの開業が相次いでいるが、県の目標とする2021年度の1200万人への対応は十分可能であるか、また今後の開業予定について伺いたい。

(6)、離島観光は、それぞれの島々の持つ特性や魅力をいかに打ち出すかが重要であるが、きめ細かな情報の発信やそれぞれの離島ごとの観光商品の開発、受け入れ体制の整備等、離島観光の基本方向について伺いたい。

(7)、観光目的税制度の導入については、県は、宿泊税として導入する方針のようだが、決定に至った経緯及び税率や徴収方法、対象と使途、税収等について伺いたい。

(8)、海外事務所の役割と成果について伺います。

４、海洋資源の開発と科学技術の振興についてであります。

沖縄県は海底資源を活用した新たな産業の創出に向け、平成28年度に海洋資源調査・開発支援拠点形成に向けた詳細検討業務として、海洋資源の選鉱・製錬施設、研究拠点施設の誘致や調査船等の寄港地の可能性について調査を進めております。国も平成30年代以降に民間企業が参入する商業化を目指したプロジェクトを立ち上げようとする中、本県においては各種調査の結果を踏まえ、沖縄海洋産業創出協議会を設置しており、海洋資源に関連した研究開発・人材育成や産業化に向けた取り組みが期待されております。

そこで伺います。

(1)、海洋資源を活用した新たな産業創出に向け、平成30年代以降に民間企業が参入する商業化を目指したプロジェクトを開始するとしている。そのためのクリアすべき課題や県としての役割等について伺いたい。

(2)、経産省は、2050年時点における長期エネルギーとして、再生エネルギーの主力電源化を図るとしている。本県においても再生エネルギーの主力化に向けた取り組みが必要と考えるが、県の考えを伺いたい。

(3)、本県における水溶性天然ガスの利活用に向け、県内各地で試掘調査が行われている。県は、市町村や民間企業の取り組みを支援するとしているが、県経済への波及効果から、県が主体的に取り組む必要があるのではないかを伺いたい。

５、離島・過疎地域の振興についてであります。

本県の離島・過疎地域の遠隔性、散在性、狭隘性等の条件不利な特殊性から地域の産業振興は大幅におくれ、割高な移動コストが住民生活を圧迫し、若者が定着せず、高齢化、人口減少に歯どめがかからないのが現状であります。県は、沖縄振興計画や離島振興計画に基づき、離島における観光・リゾート産業の振興や農林水産業の基盤整備等を推進、地域の特色を生かした産業振興を推進しているが、依然として若年層の流出が慢性化し産業の安定化が進まず、課題解決に至っていない状況であります。

そこで伺います。

(1)、離島・過疎地域の活性化を図るために沖縄振興計画や離島振興計画等を活用し、地域の特色を生かした振興策の推進により一定の成果を上げているが、依然として、産業の振興や育成のおくれ、若者の流出、高齢化の進展で人口減少が続いている。その要因とこれまでの課題克服を図る上で何が必要かを伺いたい。

(2)、離島における物流の高速・効率化や離島航路就航船舶の大型化に対応した重要港湾及び地方港湾の整備と環境整備について、現状と今後の計画等を伺いたい。

(3)、離島・過疎地域における水道事業は厳しい運営状況にあり、低廉でかつ安全・安心な水の確保及び災害等の危機管理体制の確立が求められている。水道事業の広域化について、県の対応を伺いたい。

(4)、離島・過疎地域住民が安心して生活できるように、適正な医師の確保等地域医療の充実強化は県政の重要課題である。医師の派遣や代診医の確保、離島・過疎地域の医療支援について、現状と今後の取り組みを伺いたい。

(5)、離島振興を図る上で、それぞれの島々の魅力や特色を生かした施策の展開が求められるが、独特の伝統芸能の継承や工芸品等の産業化と販路開拓等の推進による島々の活性化に向けた県の取り組みの現状とこれまでの成果について伺いたい。

６、県内社会資本の整備について。

本県の社会資本は復帰後46年間で大きく改善整備されてきました。近年の人口増や観光産業の活性化及び経済発展に伴い、さらなる整備拡充が求められています。特に陸上交通では、高速性、定時性、安全性が確保された広域及び圏域をつなぐ拠点整備や公共交通機関等、多様なニーズに応じた交通政策が求められています。このため沖縄本島の南北軸と東西軸を結ぶ幹線道路網・ハシゴ道路ネットワークの構築に向けた道路網整備が進められ、都市圏の慢性的な交通渋滞の解消を図るために環状道路等の整備が急がれています。

以上の観点から質問します。

(1)、那覇空港自動車道及び沖縄西海岸道路や南部東道路の整備等により、本島の南北軸と東西軸を結ぶハシゴ道路ネットワークの構築について、取り組みの状況と完成の見通しをお伺いしたい。

(2)、大型クルーズ船の受け入れについて、那覇港は22万トン級の受け入れに向けた港湾の整備を進めており、中城湾港も受け入れを進めるとしている。県として、クルーズ船受け入れの港湾の割り振りなど基本方針について伺いたい。

(3)、那覇港において、国際交流・物流機能の強化を図るために総合物流センター及び臨港道路の整備を進めようとしているが、進捗の状況について伺いたい。

(4)、大型ＭＩＣＥ施設へのアクセスを円滑にする道路網の整備を進めているが、現状と今後の整備の見通しについて伺いたい。

(5)、通勤や交通手段として自転車利用がふえている中、混雑道路や狭い道路でバスや自動車の間を危険走行する自転車が多く見られる。指導や摘発の状況について伺いたい。

(6)、交通手段の確保と観光客の受け入れなど、目的地や景勝地等への便利な交通手段として、自転車の利用に応じた自転車専用道路の整備が求められているが、現状と整備計画について伺いたい。

(7)、沖縄自動車道の沖縄北及び南の出口インターチェンジの混雑は日常的になりつつあり、利用者から混雑解消の要望が多い。他の主要な出口インターチェンジも含め混雑解消に向けて取り組むべきではないか伺いたい。

７、県警関係についてであります。

県内の飲酒運転による事故件数は増加の一方にあり、1990年から2016年まで連続して全国ワーストワン、飲酒絡みの死亡事故は2013年から2016年まで４年連続全国ワーストワンという不名誉な結果となっております。

また、過去３年間の飲酒運転の検挙件数は、平成27年と28年は全国１位、平成29年は全国２位との不名誉な状況が続いています。このような中、県は、2009年10月に飲酒運転根絶条例を制定し、官民一体となって根絶に向けて取り組んでいるものの、2014年から増加に転じているのが現状であります。また、全国に増加するＤＶ、その中でも児童虐待やサイバー犯罪による児童への影響は極めて深刻な事態であります。沖縄県内の状況を共有し、関係機関が総力を挙げて早急に取り組まなければなりません。

そこで伺います。

(1)、本県は、飲酒絡みの人身事故及び死亡事故が全国平均の２倍という状況にあり、県警を中心に根絶に向け取り組んでいるが、夜型社会で飲酒が生活の中に染みついていると言われている中で、飲酒運転根絶に向けどう取り組んでいくのかを伺いたい。

(2)、2017年のドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の相談件数は過去最多となったようだが、相談内容とＤＶ対策を強化しながら改善されない要因や背景に何があるかを伺いたい。

(3)、2017年の県内におけるサイバー犯罪の摘発数が発表されたが、児童買春・児童ポルノ法違反が最も多いようである。児童の安全・安心を守る上で迅速な対応が求められる。摘発内容と増加した背景について伺いたい。

(4)、県内における不法投棄件数は、３年連続増加しているが、廃棄物の種別、廃棄される場所、投棄者の特定など、現状と取り締まりはどのように行われているかを伺いたい。

以上、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　ただいまの座波一君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後１時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前の座波一君の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　座波一議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)ウ、県民投票と対話で解決へ導く努力についてお答えいたします。

２月24日に行われる県民投票は、地方自治法に基づき県民から直接請求により審議・制定された条例に基づいて実施されるものです。辺野古埋め立てについて、県民一人一人がしっかり考えその意思を示すことは、大変意義があるものと考えております。私は、かねてから、辺野古新基地建設問題は、司法ではなく対話によって解決策を求めていくことが重要と考えております。今後も政府に対しては、その対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を強く求めてまいりたいと思います。

次に、沖縄振興策の推進についての御質問の中の２の(1)オ、平成31年度当初予算案に事業化した取り組

みについてお答えいたします。

平成31年度当初予算案においては、私が公約に掲げた３つの視点を踏まえ、好調な経済のさらなる発展と沖縄らしい優しい社会の構築に向け、経済、平和、文化、教育、福祉、保健医療など、あらゆる分野の公約の実現に向け、施策を展開することとしております。

経済分野に関して新時代沖縄の到来の視点では、各領域において高い見識を有する方々による議論をさらなる施策の推進につなげるための万国津梁会議費、女性がさまざまな分野で持てる力を十分に発揮できる社会の実現に向けた女性力推進事業、競争力のある国際物流拠点の形成に向けた沖縄戦略的国際物流プラットフォーム強化事業、東洋のカリブ構想を強力に推進するためのクルーズ船プロモーション事業、2021年度供用開始を目指す工芸の杜（仮称）整備費、八重山郡内の乳製品等安定供給に向けた乳業施設高度化整備事業などを計上しております。

また、平和分野に関して誇りある豊かさの視点では、将来の国際協力を担う人材を育成するおきなわ国際協力人材育成事業、普天間基地及び嘉手納基地周辺の米軍航空機騒音監視事業、日米地位協定の問題点を明確化していく他国地位協定等の調査事業、戦争の歴史的教訓を次世代に継承する沖縄平和啓発プロモーション事業などを計上しております。

また、生活分野に関して沖縄らしい優しい社会の構築の視点では、犬・猫譲渡機会の拡大に向けた犬・猫譲渡施設の運営費、組踊上演300周年の記念事業、児童養護施設等退所者へのアフターケアを行う社会的養護児童自立支援事業、防災対策や景観形成に資する無電柱化推進事業、高度な情報通信環境の実現に向けて本島と北大東島間の海底光ケーブル等を整備する大東地区情報通信基盤整備推進事業、中高生のバス通学無料化に向けた中高生通学実態調査事業などを計上しております。

平成31年度は、残り３年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに向け、各種施策に全力で取り組むこととしております。

次に、観光振興についての御質問の中の質問要旨３の(1)、沖縄観光ブランド戦略の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、国内外の観光地との差別化を図るため、平成24年度から、沖縄の優位性や独自性を表現した観光ブランドBe.Okinawaを展開し、旅行博やメディア、ウエブ等を通じ発信してまいりました。これまでの台湾や韓国等の重点市場に加え、東南アジアや欧米、豪州等の新たな市場においても一貫したブランドイメージのもと、各市場のニーズに合致した食や体験メニュー等のコンテンツを発信することで、沖縄観光ブランドのさらなる認知度向上や新規需要の獲得に努めているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のア及び(1)のイ、県民投票の選択肢についてお答えします。１(1)のアと１(1)のイは関連しますので一括してお答えします。

今回の県民投票条例は、地方自治法に基づき９万2848筆の署名を添えて県民から条例の制定が請求されたものであり、県議会においては、延べ５日間にわたる審議が行われました。その中で選択肢をふやす修正案も審議されましたが、最終的には条例制定請求者の請求趣旨を尊重し、賛成・反対の二択となったものであります。その後、全県での実施が困難となる状況の中、多くの県民から全市町村での投票を求める声が高まり、条例制定請求者からも条例改正に対し柔軟に対処する旨の声明が発表されました。

このような状況を受け、県議会各派代表者会において、賛成・反対に、どちらでもないを加えた三択とすることが全会一致で合意されたことから、選択肢を追加する条例改正を行ったところであります。県民一人一人がこの問題について考え、その結果として、賛成、反対またはどちらでもないのいずれかの意思を示すことが重要であると考えております。

同じく１の(2)のア及び(2)のイ、辺野古埋め立てと米軍基地の整理縮小等についてお答えします。１の(2)のアと１の(2)のイは関連しますので一括してお答えします。

普天間飛行場の５年以内運用停止を含む危険性除去は喫緊の課題であり、辺野古移設とはかかわりなく実現されるべきものであると考えております。また、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、平成24年４月の日米安全保障協議委員会において、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離されており、辺野古埋め立ての進捗にかかわらず、着実に実現されるものと考えております。

同じく１の(2)のウ、長期的な米軍基地政策についてお答えします。

沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を強いられ続けており、県

民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。そのためには、これまで一度も改定がなされたことのない日米地位協定の抜本的な見直しや、米軍再編で示された在沖海兵隊のグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要であります。

県としましては、今後とも、全国知事会、渉外知事会、軍転協や各政党等とも連携し、過重な基地負担の軽減に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、沖縄振興策の推進についての御質問の中の２の(1)のア、平成31年度沖縄振興予算案の概要についてお答えします。

平成31年度沖縄振興予算案は、総額が今年度と同額の3010億円で、事業最終年度となる那覇空港滑走路増設事業などの経費が引き続き計上されたほか、子供の貧困対策、沖縄健康医療拠点整備、北部振興事業などが増額となり、大規模災害時に想定される観光避難民への市町村対応の支援やソフト交付金を補完する沖縄振興特定事業推進費などが新たに盛り込まれました。

沖縄振興一括交付金は1093億円が計上されましたが、関係各位の御尽力にもかかわらず、また、執行率が改善している状況において、今年度に比べ94億円の大幅減となったことについては残念であります。内閣府によると、平成31年度における継続事業の見通し及び新規事業費の水準を勘案し積算したものと聞いております。

しかし、県としては、国が使途を定めている直轄事業等を優先して積み上げ、3000億円台の範囲内で沖縄振興一括交付金を計上した結果、今年度を下回ったものと考えております。

同じく２の(1)のイ、平成31年度沖縄振興予算の確保に向けた取り組み等についてお答えします。

知事は昨年10月の就任後すぐに、就任の挨拶を兼ねて、安倍内閣総理大臣や宮腰内閣府沖縄担当大臣を初め、自民党の二階幹事長、公明党の山口代表並びに県関係国会議員など、11月には菅官房長官、宮腰内閣府沖縄担当大臣を初め、自民党の二階幹事長、公明党の山口代表、日本維新の会の片山共同代表、末松衆議院沖北委員会委員長、石橋参議院沖北委員会委員長並びに県選出国会議員など延べ43名の方々に、また12月には関係者の皆様の御協力のもと機会をいただき、沖縄振興調査会及び美ら島議員連盟合同会議で概算要求額3190億円の満額確保、沖縄振興一括交付金1253億円以上の額の確保について御理解と御協力をお願いしたところであります。

同じく２の(1)のウの(ｱ)、平成31年度沖縄振興予算案の国直轄事業の内容及び県の受けとめについてお答えします。

平成31年度沖縄振興予算のうち、国直轄事業は、沖縄健康医療拠点整備経費が今年度と比べ56億円増額となる59億円が計上されたほか、国から市町村等へ直接交付される北部振興事業費が９億円、沖縄製糖業体制強化対策事業が10億円増額され、沖縄観光防災力強化支援事業10億円、沖縄振興特定事業推進費30億円などが新たに計上されております。沖縄振興一括交付金については、国が使途を定めている直轄事業等を優先して積み上げ、3000億円台の範囲内で計上した結果、今年度を94億円下回ったものと考えております。

県としましては、残り３年を迎える沖縄振興計画の総仕上げに向け、国直轄事業や市町村事業と連携しながら、効果的な施策の展開を図ってまいります。

同じく２の(1)のエ、平成31年度当初予算の内訳、県債、自主財源比率の状況についてお答えします。

平成31年度一般会計当初予算は、歳入では景気拡大等により県税及び地方消費税清算金が増となる一方、地方交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税は反動減となったほか、沖縄振興一括交付金の減に伴い国庫支出金が減となりました。歳出では、社会保障関係費の伸び等を反映し扶助費や補助費等が増となる一方で、沖縄振興一括交付金の減等に伴い投資的経費が減となっております。県債については、459億1200万円を計上しており、歳入全体に占める構成比は6.2％で前年度の7.8％より1.6ポイント減少しております。また、自主財源比率は35.4％となっており、前年度の34.2％から1.2ポイント改善しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、沖縄振興策の推進についての中の(1)のウの(ｲ)、平成31年度沖縄振興予算に対する市町村の受けとめについてお答えいたします。

平成31年度の沖縄振興予算において、沖縄振興特定事業推進費等が新設され、現在、内閣府において交付要綱を策定しているところと聞いております。市町

村においては、新規の国直轄事業の活用について検討されるものと考えております。

沖縄県としましては、内閣府における今後の作業を注視し、ソフト交付金事業とこれら事業との相乗効果が高まるよう、市町村と連携して取り組んでいきたいと考えております。

同じく２の(2)のア、沖縄振興特別措置法期間内における自立型経済の構築に向けた取り組みについてお答えいたします。

県では、自立型経済の構築に向け、観光・リゾート産業や臨空・臨港型産業など地域特性を生かした比較優位性のある産業を振興し、域内産業を活性化させることにより、経済全体を活性化させ、持続的に発展する好循環の創出に取り組んでおります。平成27年度の１人当たり県民所得は216万6000円、平成30年の完全失業率は3.4％、有効求人倍率は1.17倍となり、復帰以降最高となっております。しかし、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあることから、一層の取り組み強化を図る必要があると考えております。

県としましては、残り３年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに向け、各種施策に全力で取り組むこととしております。

次に同じく２の(2)のイ、平成31年度税制改正に対する県の評価についてお答えいたします。

昨年12月21日に閣議決定された平成31年度税制改正大綱において、７つの沖縄振興税制の２年間延長及び航空機燃料税軽減措置の対象地域への下地島の追加が認められました。

県としましては、それぞれ必要な制度として御理解が得られたものと考えており、残り３年を迎える沖縄振興計画の総仕上げに向け、これら税制を積極的に活用し、沖縄経済の成長を確かなものとするよう全力で取り組んでまいります。

同じく２の(2)のウ、沖縄振興特別措置法の延長についての御質問にお答えいたします。

沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興交付金など各種の特別措置は、沖縄が抱える特殊事情から生じる政策課題に対応するための制度であることから、これらの政策課題が解消されるまでは継続される必要があるものと考えております。

県では、今年度から、沖縄振興のための各種施策や特別措置等についての検証作業に着手しております。次年度以降、これらの検証結果を踏まえ、新たな沖縄振興のあり方等を総合的に検討しながら国との調整等を進めてまいりたいと考えております。

次に同じく２の(2)のエ、沖縄振興特定事業推進費が創設された経緯等についてお答えいたします。

内閣府の説明によりますと、平成31年度沖縄振興予算案に新たに計上された沖縄振興特定事業推進費は、沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト交付金では対応が困難な地域課題・政策課題に備え、事業を機動的に推進するため、臨機応変な財源捻出が困難な市町村等に対して配分される経費として創設されたとのことであります。また、同特定事業推進費の補助対象などの詳細を定める交付要綱については、現在、内閣府において策定しているところと聞いております。

沖縄県としましては、内閣府における今後の作業を注視し、ソフト交付金事業とこれら事業との相乗効果が高まるよう連携して取り組んでいきたいと考えております。

５の離島・過疎地域の振興についての(1)、離島・過疎地域の課題と今後の取り組みについてお答えいたします。

県では離島・過疎地域の振興を重要施策として位置づけ、これまで沖縄振興計画、沖縄県離島振興計画等に基づき、諸施策を推進してまいりました。しかしながら、離島・過疎地域においては、地理的条件不利性等に起因する産業振興のおくれや、島外・地域外への進学に伴う転出等に起因した人口減少など、依然としてさまざまな課題を抱えております。

県としましては、これらの課題を克服するため、引き続き、交通、生活環境基盤、教育、医療、福祉、移住定住等の分野における定住条件の整備や人口減少対策、観光・リゾート産業や農林水産業等の地域の特色を生かした産業の振興を図り、離島・過疎地域の活性化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２、沖縄振興策の推進についての御質問の中の(2)のオ、新たなＭＩＣＥ施設整備計画の概要と財源確保、関係市町村との調整についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の整備に向けた現行計画は、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提としておりましたが、工期を考慮すると同交付金の制度終期である2021年度末までに施設整備を完了させることができないことから、見直す必要が生じております。そのため、次年度は民間資金の活用を含めた整備財源の確保策を中心に、事業のあり方について再検討を行い、今後の進め方を整理していきたいと考えております。地

元市町村に対しては県の考え方を説明したところであり、中城湾港マリンタウン地区への施設整備に向け、今後も連携して取り組んでまいります。

次に３、観光振興についての御質問の中の(2)、質の高いサービスを提供できる受け入れ体制の構築についてにお答えいたします。

県では、観光客の満足度向上を図り、世界水準の観光・リゾート地を形成するため、観光事業者が実施する語学研修や専門知識研修への支援に加え、観光事業者の中核人材を対象とした集合型研修を実施しております。また、外国語対応の即戦力となる日本語を話せる外国人材を確保するため、海外就職相談会の開催などにも取り組んでいるところであります。

県としては、今後も引き続き観光人材の育成・確保に努め、観光客に質の高いサービスを提供できる体制の構築を図っていきたいと考えております。

同じく３の(3)、平均滞在日数の延伸に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

平成29年度における本県観光客の平均滞在日数は3.68日となっており、県が目標とする4.5日の達成を目指し、滞在日数の延伸に向けたさらなる取り組みが重要であると考えております。このため、あと１泊につながる離島観光を引き続き推進するとともに、今年度から新たに、アジア・日本周遊ルート上の観光拠点を目指す国際旅客ハブ形成に向けた取り組みを推進しており、比較的滞在日数の長い欧米客の誘致につなげてまいりたいと考えております。また、これらの取り組みとあわせて、消費額の高い国内外のラグジュアリー層の戦略的誘致や、ＭＩＣＥの振興、リゾートウエディング等の高付加価値観光の推進にも取り組んでまいります。

同じく３の(4)、クルーズ寄港の推移と受け入れ体制の整備状況、オーバーツーリズムへの取り組みについての御質問にお答えいたします。

近年の国際観光地としての沖縄の認知度の高まりにより、県内各港のクルーズ船寄港回数はおおむね増加傾向にあります。2018年の寄港回数は、対前年比で、石垣港と本部港を除き、那覇港、平良港、中城湾港で増加しております。各港湾における受け入れ体制については、地元クルーズ連絡協議会において、多言語観光案内等を行うとともに、諸課題の解決に向けて取り組んでいるところであります。昨今のクルーズ船の寄港増加に伴い、住民が使用するタクシーの不足、交通渋滞等の問題が発生していることから、県としましては、沖縄県クルーズ促進連絡協議会に住民を代表する自治会等の団体を加えた場において協議し、解決に向けて取り組んでまいります。

同じく３の(5)、客室供給量の現状及び今後の見込みについての御質問にお答えいたします。

2021年度の入域観光客数1200万人、平均滞在日数4.5日の目標達成のためには、県の試算では約５万6000室の客室が必要になりますが、昨年末時点で県内の客室供給量は約４万7000室となっており、宿泊供給量のさらなる増加が必要となると考えております。県において、新聞報道等をもとに今後のホテル開業予定を集約したところ、ことし１月以降、45軒のホテルの開業計画があり、約6800室の増加が見込まれておりますが、これらの計画が全て実現したとしても約2200室が不足することとなります。

県としましては、宿泊施設の需給バランスを考慮しつつ、引き続きホテル誘致に取り組んでまいります。

同じく３の(6)、離島観光の基本方向についての御質問にお答えいたします。

本県の離島は豊かな自然や独特の歴史・文化を有しており、それらを活用した離島観光の振興による地域経済の活性化は重要であると認識しております。県では、県内離島を八重山圏域、宮古圏域、久米島圏域、その他小規模離島の４圏域に分け、それぞれの特徴や魅力に応じたさまざまなプロモーション、本土や海外と結ぶ航空路線の誘致等に取り組んでおります。また、平均滞在日数の延伸や１人当たり消費額の向上を図るため、Be.Okinawa琉球列島周遊ルートの形成に取り組み、その中で３つのコースを設定し、海外に広く発信するなど、本島及び離島への周遊を促進しているところであります。

同じく３の(7)、観光目的税制度の導入決定に至った経緯、税率と徴収方法等についての御質問にお答えいたします。

観光目的税制度については、去る１月の観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会の分科会において、納税義務者は県内のホテル等における宿泊者とすること、徴収方法は特別徴収とすること、使途については、持続可能な観光地づくり、利便性・満足度の向上、受け入れ体制の充実強化、県民理解の促進のための取り組みに充てるという基本的な考え方等が取りまとめられました。税率は定額とされましたが、具体的な額については、３月の検討委員会で検討し、県に対する提言を取りまとめることとなっております。

県としては、この提言を踏まえ、観光目的税を早期に導入できるよう取り組んでまいります。

次に５、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の(5)のア、伝統芸能の継承に係る県の取り組みの

現状及び成果についてにお答えいたします。

沖縄県の離島地域は、多様で豊かな文化資源を有しており、その保存・継承を図っていくことは大変重要であると認識しております。そのため、県立芸術大学において、離島地域の伝統芸能を学べるカリキュラムを実践しているほか、離島・過疎地域を中心に移動大学を毎年度開催しており、これまでに延べ4777人が参加しております。また、人材育成を行う芸能団体の取り組みに対する支援のほか、重要無形文化財保持者公演や特選沖縄の伝統芸能の開催などにより、伝統芸能の観賞機会を提供するとともに、より質の高い地域の伝統文化への関心を深める環境づくりにも努めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２の沖縄振興策の推進についての(2)のカ、オリオンビール社の株式公開買い付けに対する県の認識と今後の見通しについてにお答えいたします。

今回の事案につきましては、同社の経営陣の一部が資金を出資して株式を取得する手法を用いており、基本的には、同社が事業継続を前提として公開買い付けに賛同し、株主に対して応募を推奨しているものと承知しております。今後の見通しについて、オリオンビール社によりますと、中核事業である酒類・飲料事業の経営体制や競争力の再強化、資本の安定化を図るとともに、持続的な成長と地域経済へのさらなる貢献を果たしていくとのことであります。

県としましては、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に３、観光振興についての(8)、海外事務所の役割と成果についてにお答えいたします。

県では、観光誘客や県産品の販路拡大、県内企業の海外展開促進等のため、沖縄県産業振興公社を通じて、北京、上海、香港、台北及びシンガポールに海外事務所を設置しております。これら海外事務所と連携した取り組みにより、沖縄の認知度が向上し、県産品の輸出拡大や外国人観光客数の増加等につながっております。あわせて県では、来年度から新たにソウル事務所を開設することとしており、今後とも、海外拠点の拡充により、アジア諸国との経済交流を加速させてまいりたいと考えております。

次に４、海洋資源の開発と科学技術の振興についての(1)、海洋資源を活用した新たな産業の創出等についてにお答えいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、海洋資源調査・開発の支援拠点形成を施策展開の一つとして位置づけ、次世代リーディング産業となり得る海洋新産業の創出を目指しております。一方、国は、沖縄近海での採鉱・揚鉱パイロット試験の実施等を踏まえ、海底熱水鉱床開発に関する報告書において、商業化に向けては、質・量ともにより経済性の高い鉱床の発見や効率性・経済性を向上させる技術・システムの確立等、さまざまな課題があるとしております。

県としましては、引き続き、将来の海洋資源を活用した新たな産業の創出に向けて、研究機関や関連企業等の集積を目指して取り組んでまいります。

同じく４の(2)、再生可能エネルギーの主力電源化についてにお答えいたします。

国は、第５次エネルギー基本計画において、2050年に再生可能エネルギーの主力電源化を目指しております。本県は、エネルギーの大部分を化石燃料に依存し、離島を多く抱えるなど構造的不利性を有していることから、再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギーセキュリティーの向上のためにも重要なことと考えております。

県としましては、国の取り組みと連携しつつ、地域特性に合った再生可能エネルギーの導入拡大に引き続き取り組んでまいります。

同じく４の(3)、水溶性天然ガスの利活用についてにお答えいたします。

水溶性天然ガスの利活用については、現在のところ、広域的な利用に適する生産量が確認できていないため、試掘井の所在する市において、それぞれの地域に適した利活用を検討することが望ましいと考えております。そのため、県では、所有する鉱業権及び試掘井を市に譲渡する等の支援を行っており、引き続き市と連携し、利活用に向けて取り組んでまいります。

次に、離島・過疎地域の振興についての(5)のイ、離島地域の工芸産業における県の取り組みの現状と成果についてにお答えいたします。

需要開拓や販路拡大を目的に、本県の工芸品を一堂に会した沖縄工芸ふれあい広場を東京で開催しており、参加全16産地組合のうち、離島地域から毎年５組合が参加しております。また、市場ニーズに対応した製品開発支援として、製品企画のアドバイス、マーケティングやプロモーションの支援を実施しており、これまでに離島の６事業者が支援を受けております。このような取り組みにより、販路開拓を推進し、離島の工芸産業の活性化を図っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　５、離島・過疎地域の振興についての御質問のうち(2)、離島における港湾整備の現状と今後の計画等についてお答えいたします。

重要港湾の平良港及び石垣港においては、現在、国直轄事業で船舶の大型化や大型クルーズ船に対応する港湾施設の整備を行っております。地方港湾については、これまで旅客待合所、浮き桟橋、屋根つき歩道等の環境整備を行ってきております。さらに、平成28年度から離島住民の生活の利便性向上に資する屋根つき荷さばき施設の整備にも着手したところであります。

県としては、海上交通の安全・安定性の向上のため、引き続き離島港湾の整備に取り組んでまいります。

次に６、県内社会資本の整備についての御質問のうち(1)、ハシゴ道路ネットワークの構築についてお答えいたします。

ハシゴ道路ネットワークの南北軸については、国において整備が進められており、現在、那覇空港自動車道の小禄道路が事業中であります。沖縄西海岸道路は、事業化区間が７地区10区間で、延長は約37キロメートル、73％の事業化率となっております。県で整備を進めている東西軸は、全12路線のうち、沖縄環状線など６路線で整備を終え、南部東道路を初め４路線が事業中であり、未着手路線については、宜野湾横断道路東側区間の事業化に向けた検討を行っているところであります。

次に６の(2)、クルーズ船受け入れの港湾の割り振りについてお答えいたします。

クルーズ船の寄港地については、クルーズ船社の判断によるものであります。県内へのクルーズ船の寄港は、那覇港に集中している状況にあることから、県としては、寄港地の分散化により、寄港回数のさらなる増加を図る必要があると考えております。そのためには、各港湾において、クルーズ船の寄港に対応できるよう港湾整備が必要であり、現在、本部港、平良港及び石垣港において岸壁の整備を進めているところであります。

次に６の(3)、那覇港総合物流センター及び臨港道路整備の進捗状況についてお答えいたします。

那覇港管理組合が実施する那覇港総合物流センターの整備については、平成30年12月には本体工事が完了し、現在、入居企業による冷凍・冷蔵施設などの設備工事を行っており、平成31年５月の開業を予定しているとのことであります。臨港道路の整備については、平成30年３月に臨港道路浦添線が開通しております。また、臨港道路若狭港町線整備事業については、国において若狭インターチェンジから曙交差点付近までの約2.2キロメートル区間を平成26年度から事業化しており、工事については、条件が整った箇所から随時着手していくとのことであります。

次に６の(4)、大型ＭＩＣＥ施設へのアクセス道路の整備についてお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設が立地予定の中城湾港（西原与那原地区）周辺の道路整備については、国において、国道329号南風原バイパス及び与那原バイパスの整備が進められており、南風原バイパスについては、平成30年度に暫定２車線（側道部）で供用予定とのことであります。また、県では、県道浦添西原線の小那覇から翁長までの整備を進めており、一部暫定を含めて、平成31年度末供用を目指して取り組んでいるところであります。

次に６の(6)、自転車通行空間整備の現状と計画についてお答えいたします。

県は、自転車利用環境創出に向けた会議において、市町村の自転車ネットワーク計画策定の支援を行うとともに、自転車通行空間については、玉城那覇自転車道や同ネットワーク計画に位置づけられた県管理道路において整備を行っているところであります。今後とも、市町村と連携し、自転車通行空間の整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に６の(7)、沖縄自動車道のインターチェンジの混雑解消に向けた取り組みについてお答えいたします。

沖縄自動車道インターチェンジの沖縄北、沖縄南、西原等の接続交差点については、主要渋滞箇所として選定されております。県では、沖縄南インターチェンジ交差点において、用地買収を伴わない短期対策として、右折帯の延長及び２車線化に取り組んでいるところであります。西原インターチェンジの渋滞緩和については、幸地インターチェンジの整備を進めており、また、沖縄北及び南インターチェンジの渋滞緩和のため、新たな池武当インターチェンジの事業化に向けた検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、５の離

島・過疎地域の振興についての御質問の中の(3)、水道広域化に係る県の対応についてお答えします。

県では、離島における水道料金の格差是正を含めた水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであります。平成26年11月には、沖縄県、沖縄県企業局、沖縄本島周辺離島８村の３者において、広域化に関する覚書を締結し、平成33年度までに広域化を実現できるよう取り組むことや、本島並みの水道料金に近づけるよう努める旨を確認したところであります。なお、粟国村においては、平成29年度末に広域化を完了しており、その効果により広域化後の水道料金は約２分の１となっております。

次に(4)、離島・過疎地域の医療支援についての御質問にお答えします。

県は、離島・過疎地域の医療提供体制を確保するため、離島・過疎地域で勤務する医師の養成、代診医の派遣、僻地診療所の整備費や運営費の支援、急患搬送体制の構築、専門医による巡回診療、離島住民に対する島外への通院費助成など各種支援を行っており、引き続き、離島・過疎地域の医療提供体制の充実強化に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　６、県内社会資本の整備についての御質問のうち(5)、危険な走行を行う自転車の指導、検挙の状況についてお答えをいたします。

自転車事故は、重大な結果に至るケースもあることから、県警察におきましては、平素から街頭における指導・警告や取り締まりを行うなどして、事故防止を図っているところです。平成30年中は、信号無視や無灯火、２人乗りなどの違反行為に対し約１万5000件の指導・警告を実施したほか、制動装置――これはブレーキですが――不良自転車・運転違反で１名を検挙しております。平成30年中の自転車絡みの人身事故については、自転車利用者が加害者となる事故は44件発生しており、全人身事故に占める構成率は1.0％で全国の順位は32位でした。また、自転車利用者が被害者となる人身事故は242件発生し、全人身事故に占める構成率は5.5％で全国の順位は46位となっております。なお、昨年中、自転車絡みの死亡事故の発生はございません。

県警察といたしましては、引き続き、関係機関・団体等と連携をし、地域や学校等における広報啓発活動を行うとともに、悪質・危険な違反等に重点を指向して指導・警告・取り締まりを実施し、自転車の安全利用の促進と事故防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、県警関係についての御質問のうち(1)、飲酒運転根絶対策についてお答えをいたします。

当県の飲酒運転をめぐる情勢は非常に厳しく、平成30年中は全国最多の2222件の飲酒運転を検挙するなど対策を強化しているところです。その結果、平成30年中の県内における飲酒絡み人身事故の発生件数は78件となり、前年と比べ４件減少し、全人身事故4435件に占める構成率は1.76％となりました。これは全国でワースト２位ということになります。また、飲酒絡みの死亡事故の発生件数については２件で、前年と比べ３件減少し、全死亡事故37件に占める構成率は5.4％となりました。これは全国でワースト32位ということになります。

ただいま申し上げましたとおり、いずれも２年連続で全国ワーストは脱却をしておりますが、特に飲酒絡み事故の全人身事故に占める構成率は全国ワースト２位で、全国平均の約２倍となっております。こうした現状を踏まえまして、県警察では飲酒運転が絡む交通事故の発生時間や路線等を分析をし、効果的な取り締まりを実施しているほか、飲酒運転による交通事故の御遺族やアルコールに関し専門知識を有する医師等を飲酒運転根絶アドバイザーに委嘱した上で、学校や事業所を対象に飲酒運転による事故の悲惨さやその代償の大きさなどを伝える交通安全教育の実施、飲酒運転の根絶に向け積極的に取り組んでいる事業者を飲酒運転根絶対策優良事業所として認定する制度の新設等、総合的な取り組みを推進しており、引き続き関係機関・団体と連携し、飲酒運転の根絶に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に７の(2)のイ、ドメスティック・バイオレンスの相談内容等についてお答えをいたします。

県警察が受理をしたＤＶの相談件数につきましては、平成29年は764件と過去最多となりましたが、昨年平成30年は暫定値で923件とさらに増加しております。相談を内容別に分類した統計はございませんが、被害者・加害者の関係性については、夫婦間が最も多く、全体の約７割を占めております。また、検挙した事案を見ますと飲酒絡みのＤＶ事案が多く、平成29年に検挙された128名のうち82名、これは64％になりますが、平成30年は112名中77名、これは69％になりますが、これらが飲酒絡みの事案となっております。

相談件数が増加した要因や背景について確たることを申し上げることはできませんが、関係機関と連携をした広報啓発活動により被害者を初め関係者の意識が高まったこと、一定の関係にある男女間のさまざまなトラブルを広くＤＶ事案として捉え、積極的に対応していることなどがその要因として考えられるところであります。

次に７(3)、平成29年の県内におけるサイバー犯罪の摘発内容と増加した背景等についてお答えをいたします。

平成29年中のサイバー犯罪として分類された事件の検挙件数は144件、検挙人員は74名で、前年に比べ件数で17件増加し、検挙人員については３名減少しております。これらの主な内訳としては、児童買春・児童ポルノ規制法違反が35件と最も多く、次いで県青少年保護育成条例違反29件、詐欺20件、ストーカー規制法違反が11件などとなっております。

サイバー犯罪が増加した背景としては、インターネットの浸透によりパソコンや高機能スマートフォンなどが普及をし、その高い利便性から子供からお年寄りまで幅広い年代層に日常的に利用されるようになったこと、日常の経済取引に通信販売などインターネットを利用する機会がふえたことなどが考えられるところです。サイバー犯罪で検挙された144件の被疑者の平均年齢は31.2歳になります。また、検挙件数の最も多い児童買春・児童ポルノ規制法違反で検挙された35件の被害者の平均年齢は15.5歳となっております。

県警察においては、児童がサイバー犯罪の被害に遭わないよう、県教育庁等の関係機関やサイバー防犯ボランティア、民間事業者と連携し、児童生徒や保護者等に対するサイバー犯罪の危険性等に関する防犯講話、サイバー補導による被害少年の早期発見・保護などを行うほか、県民に対し有害サイトの閲覧をブロックするフィルタリングサービスの利用促進の呼びかけ、テレビ・ラジオ・新聞等の各種媒体を活用した広報啓発活動などの防犯対策を強化しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　７、県警関係についての御質問の中の(2)のア、ＤＶの相談内容と件数増の要因、背景についてお答えいたします。

本県における平成29年度の主なＤＶ相談については、配偶者暴力相談支援センターで2021件、沖縄県男女共同参画センターで419件、合計で2440件とほぼ横ばいで推移しており、身体的、精神的、性的暴力等さまざまな相談が寄せられております。県では、講演会の開催やリーフレットの設置等による広報啓発や相談支援体制の充実を図っており、県民の関心の高まりや相談しやすい環境が整ってきたことから、相談件数がふえてきたものと考えております。

県としましては、引き続き、関係機関と連携を図り、ＤＶの防止及び被害者の保護・支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　７、県警関係についての御質問の中の(4)、不法投棄の廃棄物の種別、投棄場所、投棄者特定の現状についてお答えします。

県内の不法投棄件数は、平成25年以降増加傾向にあり、平成29年度は前年度比６件増の123件となっております。不法投棄されている場所は、原野、森林、農地がそれぞれ30件弱、河川敷・海岸が11件などとなっております。また、不法投棄されている廃棄物を重量で見てみると、一般家庭などから排出されたと思われる廃家電や粗大ごみなどが860トン、48.5％、廃タイヤ等の産業廃棄物が914トン、51.5％となっております。不法投棄行為者を特定した事例につきましては、123件中３件で、市町村や保健所が撤去指導を行っております。

県としましては、不法投棄の防止に向け、各保健所に警察ＯＢを配置しパトロールなどを行うほか、県警や市町村、海上保安庁など関係機関との対策会議の開催、監視カメラの導入などにより対策の強化を図っているところです。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時８分休憩

午後２時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

座波　一君。

〔座波　一君登壇〕

○座波　一君　答弁ありがとうございました。

この県民投票の件での質疑なんですけれども、私は、その公約に矛盾していないかという意味は、選択肢をどうしたかの成立過程を聞いているわけじゃないんですよ。これ県民の中にも非常に複雑な民意の中でその選択肢を選んだ。その過程の裏にそういう意図が見え隠れするということを私は聞くために問いたいわけです。それが例えば今回の県民投票は、玉城知事と

県首脳が辺野古埋め立てに反対する民意を圧倒的にしたい意図が見えると私は申し上げたい。基地問題に苦悩する複雑な民意を酌み取ろうとしなかった、そして強引に実施したということを、私は指摘しているのでございますが、この辺野古区民や、あるいは宜野湾市民の複雑な民意である容認や、やむを得ないという意見をどのように酌み取っているのかに明確に答えていただきたい。

県民の意思ではないのか、切り捨てるのかということです。なぜ切り捨てるのかということを聞いているのです。

そしてまた巨額な血税をかけて得る県民投票の結果で辺野古問題を終わらせる覚悟もあるのかという、そういう覚悟がなければ県民投票に踏み切る覚悟が見えないということなんです。それを明確に答えてほしいということでございます。

次に、県民投票の長期的視点における米軍基地政策についてでありますが、県民投票の結果が出た後の行動や決断は、沖縄の基地問題の本質に迫ると考えております。普天間基地の安全性確保や米軍施設返還問題について、県知事がかなり重要な判断を迫られるわけです。そういうことに対して知事は、県民投票後の対応として、やはりある程度の将来の構想を考えなければいけない。それが重要だということを指摘するわけでございます。ですので、それにどういう考えを持っているかをお聞きしたい。

もう一点は、法的拘束力のないこの結果を政府あるいは米大統領に通知するということでありますが、これは行政として費用対効果が期待できずに事業効果が担保されないままその事務に入っていく。多額の予算を投入したというような、結果を伴わない事態も想定される中で実施したということなんです。行政としてのその責任、それをどう考えているかをお聞きします。

続きまして、振興予算関係でございますが、要求予算の確保ができず一括交付金の減額が続いた、国直轄事業がふえてそしてまた一括交付金が減ったという、そのことをどのように県は受けとめているかということなんです。どうしてそういうことになったかということを実務的に答えてもらいたい。この状況を次年度以降改善できる見通しがあるのか、それもしっかりと答えていただかなければいけないということでございます。

さらにまた知事自身が、33年度以降の振興計画の継続がなぜ必要であるかということで得々と政府を説得するほどのそういう議論が望まれるわけですけれども、そういう継続がどうして必要なのかということを改めて聞きたいと考えます。そしてまた沖縄米軍基地がこの経済発展の最大の阻害要因とそういうスタンスでさらにまた次年度以降も進むのかをお尋ねします。

次は、またもう一度やりますので、とりあえずこれだけでお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時16分休憩

午後２時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

座波　一君。

再質問の追加を。

〔座波　一君登壇〕

○座波　　一君　済みません。お願いします。

北と南と西原インターチェンジの出口改修工事が、改良を含め新設が進んでいるということでよかろうかと思いますけれども、問題は、沖縄自動車道特別割引の継続延長問題が昨年の11月議会で我が会派から質問が出ております。延長を継続できるのかどうかという問題でございます。それが、ことしの３月で期限切れになると。35％の特別割引が３月で切れるということについて、それをどのような今交渉結果になっているか、調整しているのか。３月いっぱいですので、それを知事がどのように行動し要請したか。２年前は、あらゆる経済団体とか業界を巻き込んで要請しているわけですけれども、それを確認したいということでございます。ぜひ継続に向けて取り組むということを示していただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時21分休憩

午後２時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　座波議員の再質問のうち、県民投票の選択肢と県民のさまざまな思いについてお答えします。

今回の県民投票条例は、地方自治法に基づき県民から直接請求が行われたものでございます。その署名の際には、県民投票条例の案をつけて署名活動を行っているという経緯もございます。そういった中、県議会での議決の中で全県での実施ということで、今質問にありましたさまざまな思いを反映させる一つの選択肢として、どちらでもないというものを加えた三択ということで県議会各派代表者会において全会一致で合意され、私ども条例改正をお願いして修正案ができたも

のというふうに考えております。

次に、県民投票後の長期的な対応につきましてですが、私どもまず日米地位協定の抜本的な見直し、これはぜひ事件・事故を防ぐためにも必要であろうというふうに、あるいは騒音問題など考えても必要であろうと考えております。

また、米軍再編で示されました在沖海兵隊のグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することも重要だと思います。また、普天間飛行場の危険性の除去につきましては、これまで長期ローテーション配備などを求めて具体的な軽減について私ども提案させていただいております。引き続き宜野湾市と連携して普天間飛行場の危険性除去については、負担軽減推進会議などを通して取り組んでまいりたいと思います。

次に、法的な拘束力がない県民投票条例の実施についての御質問についてお答えします。

今回の県民投票は、間接民主制の欠陥を補完する直接請求制度により県民から制定が請求され、県議会の議決を経て成立した条例に基づき行われるものでございます。県民一人一人が辺野古埋め立ての賛否を明確に示すことは意義があるものというふうに考えております。

県民投票は、地方自治法に基づく手続を経て行われるものであり、民主主義を支える手続の一つでございます。民主主義のプロセスと民意を確認するために行われるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　振興予算の受けとめということで、繰り返しになりますけれども、31年度予算案は3010億と同規模でした。当然ながら大型の事業である那覇空港の滑走路事業が計上されていると、あわせて子供の貧困ですとか沖縄健康医療拠点等が増額になっていると。また今回新規事業等も芽出しをされているところでございます。

ただ一括交付金については、我々も市町村と連携を図りながら増額を求めて、また関係各位にいろいろ働きかけをしたところでございます。しかしながら94億の大幅な減となったということについては残念であるというふうに聞いております。この減について内閣府に確認いたしましたら、平成31年度の継続事業の見通し、それと新規事業の水準を勘案したということで説明を受けておりますけれども、県としては、国が使途を定めている直轄事業等を優先して積み上げ3000億円の範囲内で一括交付金を計上した結果、今年度を下回ったというふうな受けとめをしているところでございます。

ただ32年度についてじゃどうしていくのかという御質問でございましたけれども、御案内のとおり振興予算は沖振法に基づきまして沖縄の抱える特殊事情といった政策課題を解決するために措置されています。また21世紀ビジョン基本計画が３年残るということで、それを着実に進めていくためにも必要な予算だというふうに考えておりますので、県としましては、32年度予算の確保に向けては市町村との協力関係を深めまして、さらに内閣府、沖縄担当部局と一層緊密に連携し、またあわせて県議会議員初め国政与党、県関係国会議員並びに各位の御理解と御支援を賜りながら、所要額の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　座波一議員の再質問にお答えいたします。

振興計画の必要性はどこにあるのか、さらに続くのかという御趣旨だったと思いますが、今現在の沖縄21世紀ビジョン基本計画は、県が決定する計画となっておりまして、さらに今の計画を策定する直前に、21世紀ビジョン――20年先の将来像を、５つの将来像を県民の皆様とともにつくったビジョンがございまして、この将来像に近づけていくためにステップを踏むということで、行政計画としての現在の基本計画が策定されているわけであります。

それでこの計画の内容としては、さまざまな政策課題が掲げられているわけですけれども、多くは財政の特例、あるいは税の特例や政策金融、規制緩和によってさまざまな行政の実効性が担保されているわけでございます。担保するために沖縄振興特別措置法や復帰特別措置法のまだ続いている部分であったり、跡地利用推進法などの法律が設けられているわけであります。

ですから質問の御趣旨のお答えをするということでありますと、計画を進めるということについては、沖縄県は独自の行政計画である基本計画を策定して推進するということがありまして、さらにそれの実効性をあらしめるために法律もなお必要であると。これは、知事が申し上げたとおり、沖縄の政策課題を解消していくために必要であるという説明になろうかと思います。

それから、基地を阻害要因としてそのままという説明で受けとめていくのかという趣旨の御質問だったと思いますが、これにつきましては、沖縄の基地の整理縮小を振興計画を策定する中で議論していく上で、特に中南部の米軍基地は、都市部を分断する形で、しかも枢要なところに置かれておって、都市の機能を経済活動を非常に制約しているといいますか、これは呼び方がいろいろですけれども、阻害しているとか制約しているとか、玉城知事におかれては経済活動をフリーズさせているという――趣旨としては同一だと思いますけれどもそのような説明をしておりまして、ですから今現在の跡地利用推進につきましても、基地が整理縮小をしてさらに高度利用していって、その上で沖縄経済の発展を具体的に進めていこうとしておりますので、基地をそのような捉え方をするということについては継続されるものと考えております。

さらに自動車道の割引の延長についてでございますが、これにつきましては、議員が御指摘のとおり来る３月いっぱいで今現在の２年間の期限が到来するわけでございますが、これにつきましても、昨年の８月上旬に国交省のほうにも、それから自民党の二階幹事長のほうにも、謝花副知事に同行して要請をいたしております。それから８月下旬には、富川副知事――そのときは知事の職務代理者でございましたが、富川副知事名でＮＥＸＣＯ西日本の社長宛てに要請文をつくりまして携えて、私が大阪に伺いまして要請をしております。さらにこの間も企画振興統括監等々担当者が継続的に国交省のほうにもお願いをしたり、状況を把握したりしてやってきているところであります。

さらに、沖縄自動車道の割引料金の延長というのは県民生活、経済活動上非常に重要でありますので、今議会の状況を見ながら知事、副知事が上京して関係要路に要請することを今検討しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

〔座波　一君登壇〕

○座波　　一君　今、企画部長から非常に丁寧な説明がありました。

まず予算につきましては、やはりこれまでの振興計画にしっかりとした担保があったと。特別措置法の特例措置、あるいは軽減特例措置などで担保されているということでありますのでそれを延長すること、また次期振興計画が必要であると、そしてこれが相互し合っているというような説明でしたので、私は納得できます。それに向かって知事はしっかり進めていかなければならないということを明確に発信してほしいと思っております。

次に、今高速道路の特別割引制度の件なんですが、本当に遅いですね。遅いというか来月やりますということなんですね、来月で切れるのにですよ。非常にこれは問題だと思っております。特例制度や軽減制度は県が求めた３年から２年に短縮されました。そういったものを経験しているにもかかわらず、この自動車道の期限切れに対して全く危機感を持っていなかったのではないかという政府の指摘があるんです。これは謝花副知事が行かれたということなんですけれども、ぜひ謝花副知事から答弁を求めたいと思っております。

最後に、県民投票についての公室長からの答弁は何かポイントがずれておりまして、知事は、誰ひとり取り残さない政治をする、社会をつくる。そしてまた民意に寄り添いたいと公言してはばからない。さらにまた対話を重視するという気持ちを前面に出した。私は、それに賛同した部分もあったわけですけれども、この県民投票の強引さ――結果として私は強引さになっていると思います。ですから、辺野古の皆さん、あるいは宜野湾の皆さんに対する配慮のある――県民投票に対する配慮のある言葉をかけなければいけない。だから容認というのは何なんですかと。あるいはやむを得ないというものはどういうことなんですかと、知事にもう一度問うて最後の質問にします。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時40分休憩

午後２時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　座波一議員の質問にお答えいたしますが、先ほども公室長が、その県民条例の制定についての審議、県議会での状況は答弁をさせていただいたとおりですが、当然その審議の中においては選択肢をふやすという修正案も審議され、その中でもさまざまな意見、議論が行われたというふうに承知をしております。最終的には、条例制定請求者の請求趣旨を尊重し、賛成・反対の二択となったものでありますが、その後全県での実施が困難となる状況の中、多くの県民から全市町村での投票を求めるという声も高まり、そして条例制定請求者からも条例改正に対して柔軟に対処する等の声明も発表されました。そのことの経緯なども受け、状況を受け、県議会各派代表者会において賛成・反対にどちらでもないを加えた三択と

することが全会一致で合意されたことから、選択肢を追加する条例改正を行ったところであります。

ですから私たちは、県としてその定められた条例についてしっかりとその実施義務を負うというものでありますが、当然その議論の中にはさまざまな県民の皆さんの意見が審議の中では討議されたというふうに認識をいたします。

それから特別措置法について、次期計画にも必要であるというその決意のことについて御質問がございました。

沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興交付金など各種の特別措置は、議員御案内のとおり沖縄が抱える特殊事情から生じる政策課題に対応するための制度であります。さらに、次期振計においてもこれからさまざまな内容のブラッシュアップを行い、沖縄21世紀ビジョン計画、それからアジア経済戦略構想、さらにはさまざまなこれからの新時代沖縄を見据えた上での計画を策定していくということになります。ですから当然その新振計の中にもそのような沖縄県の発展を目指したその考え方が織り込まれ、そして沖縄の置かれている課題、状況がやはり早期に解決されるためにもさまざまな国の施策については十分勘案して取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　座波議員の再質問にお答えいたします。

沖縄自動車道の特別割引関係、再々質問の御趣旨は、県において危機感がないのではないかということだったと思います。

先ほど企画部長からも答弁がありましたように８月２日、３日と要請してございますけれども、その後も県のほうにおきましては、ことしに入りましてから、これも先ほど答弁があったと思いますけれども、担当が随時国交省から情報等を入手しております。そういった中において、今座波議員から御指摘のありました、ある意味苦言ともとれるような危機意識の問題について情報は私どもも入手してございます。その件につきましては、三役でも情報は共有してございまして、ただ今月いっぱい県議会があるものですから、三役等の動きはできませんけれども、先方にも県の意向はお伝えしまして、可及的速やかに上京いたしまして、この自動車道の割引について要請をしてまいりたいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　新君　質問を行う前に、一言御挨拶を申し上げます。

本年度で退職なされる環境部長である大浜部長、商工労働部長である屋比久部長、そして並びに91名の県職員の皆様、長年沖縄県発展のために御尽力いただきまして感謝を申し上げるとともに、退職なされてまずはゆっくり休んで、また沖縄県の発展のために御指導と御鞭撻を心からお願いを申し上げます。長い間本当に、３月31日に退職なされる91名の皆様、御苦労さまでございました。

それでは、我が党を代表いたしまして、自由民主党を代表いたしまして通告に従い質問を行います。

まず１点目、県内空港の整備促進についてであります。

島嶼県である本県は多くの離島を抱え、県民や物資等の交通・輸送手段は、航空機と船舶が担っているのが現状であります。

空港については、復帰時、1972年における県内の空港は、那覇、久米島、南大東、宮古、石垣、与那国の６空港でありましたが、現在は13空港にふえております。特に那覇空港は、滑走路１本の空港としては国内２番目に利用度の高い空港となっており、また、国際貨物量は成田、関空、羽田に次ぐ、国内第４位となっております。

このような那覇空港の過密状況を解消するため、第２滑走路の増設整備が急ピッチで進められておりますが、国の７年とする当初の工期を県の強い要請で５年10カ月に短縮した経緯があることを忘れてはならないと考えています。

一方、下地島空港及び周辺用地の利活用については、民間を活用した宮古圏域の経済の発展による活性化にとどまらず、県全体の振興につなげていくことが重要と考えております。

そこで伺います。

(1)、那覇空港滑走路の拡張整備について。

ア、那覇空港の現在の安定的離着陸回数と第２滑走路増設後の回数の比較及び滑走路が２本になってどの程度処理能力が向上するか。また県として、計画段階で処理能力について、議論や検討をしたことはないか伺いたい。

イ、県は、現滑走路と第２滑走路との間を埋め立て新たなターミナルビルの建設について、中長期的な観点から那覇空港の将来のあり方を検討するとしているが、具体的な建設に向けた取り組みをどう進めるか伺

いたい。

ウ、国内線ビルと国際線ビルをつなぐ連結ターミナルが完成し３月にも運用開始されるが、平成32年運用開始予定の第２滑走路を含めた那覇空港ターミナル機能のあり方をどのように描いているか伺いたい。

(2)、下地島空港の利活用について。

ア、下地島空港への航空機燃料税軽減措置の適用対象追加が認められたが、同制度を活用した下地島空港及び周辺地域の利活用の基本方針について伺いたい。

イ、2019年３月末の開業に向け下地島空港の旅客ターミナル施設の整備や航空会社の新規就航が進んでいるようだが、宮古空港との関連もあり航空路線の増加に支障はないか、今後の計画等の対応について伺いたい。

大項目２、農林水産業の振興について。

県内の2017年の農業産出額は、前年比で1.9％減になったものの1005億円となり、２年連続で1000億円台を確保しております。台風等自然災害が相次ぐ中で、サトウキビの生産量が大きく下落しながら、1000億円台確保は何より畜産業の頑張りが全体を下支えした結果であります。本県農業のさらなる振興を図る上で、基幹作物であるサトウキビや肉用牛などの安定的な生産体制を図り、生産基盤・生産技術の開発・普及が必要であります。

そこで伺います。

(1)、2017年の県内農業産出額は、前年比で1.9％減の1005億円となりましたが、台風等自然災害が相次いだ中で２年連続で1000億円台を確保した要因は何か。気象条件に左右されない施設整備の進捗状況はどうか伺いたい。

(2)、サトウキビの生産者手取り額単価が決まったようだが、県内のサトウキビ生産量は減少傾向にあるが、ＴＰＰ発効による今後の影響について伺いたい。

(3)、本県の地域特性を生かした農林水産業の振興に向け、戦略品目による拠点形成、生産基盤の整備、６次産業化を図るとしてさまざまな施策を展開しているが、アジアへの海外輸出や販路開拓の進捗について伺いたい。

(4)、農業従事者の減少に歯どめをかけるため、農地中間管理機構を活用し、新規就業者の育成や法人経営体等による担い手を確保し、農地の利用拡大を図っているが、取り組みの現状とこれまでの成果について伺いたい。

(5)、水産業の振興を図るため、新規漁業就業者への漁具等漁業経費の支援及び漁業就業者確保・育成の状況について伺いたい。

(6)、泊魚市場の７団体でつくる泊漁港再開発推進委員会は、新しい荷さばき施設（競り市場）構想をまとめ県や那覇市と協議するとしているが、県及び那覇市の考えを伺いたい。

(7)、豚コレラの感染が全国で拡大している。本県において発生した場合、本県農業産出額の45％を占める畜産のみならず観光まで影響する。十分な防疫体制はとられているか伺いたい。

大項目３、雇用失業問題について。

県内の有効求人倍率は、1.17倍で26カ月連続で１倍台を維持し全国平均1.63倍に迫る勢いであります。しかし、正社員の有効求人倍率は、２カ月連続で0.60倍と過去最高を記録しておりますが、全国平均の1.19倍の半分程度にとどまっております。県内の雇用環境は着実に改善しておりますが、依然雇用の質の面で課題が残っております。

一方で、現下の企業における人手不足は深刻化しており、その穴埋めに外国人人材の活用を拡大せざるを得ないのが現状であり、外国人労働者の受け入れ拡大制度が閣議決定されたことに伴い、今後、外国人採用に係る労働環境の整備、待遇面での課題など、課題解決に向けた取り組みが急がれております。

そこで伺います。

(1)、非正規雇用割合全国一の本県において、正規への拡大を図るための施策の推進とこれまでの取り組みによる成果について伺いたい。

(2)、県内の求人倍率は、依然１倍を超え好調に推移しているが、正社員の有効求人倍率は全国の半分程度である。その要因と県内企業の競争力の強化、経営規模の拡大をどのように図っていくか伺いたい。

(3)、雇用環境が大きく改善し、全国的に人手不足が続く中、若者や大学生等にとって売り手市場にあるが、依然離職率も高い状況にあり、雇用のミスマッチと言わざるを得ないが、効果的な解消策について伺いたい。

(4)、障害者雇用の水増し問題を受け、国と都道府県等においては新たに追加採用計画があるようだが、本県の計画を伺いたい。

(5)、外国人労働者の受け入れ拡大制度が閣議決定されたことに伴い、拡大を求めてきた産業界は期待を寄せている。本県においてもホテル等宿泊業で採用の動きがあるようだが、外国人採用に係る労働環境の整備、待遇面での課題の解決など取り組みを伺いたい。

大項目４、県内産業の振興について。

本県の企業は、その99％が中小企業・小規模事業者が占めており、資本規模・経営規模が小さいのが現

状であります。このため、復帰後、５次にわたる沖縄振興開発計画や沖縄振興計画により、著しくおくれた産業の振興・育成に向け、各種施策が展開されたことで、観光・リゾート産業や情報通信関連産業の立地・振興が着実に実施され、県内中小企業も着実に成長発展を見ております。

他方、県内の中小企業が県経済を支えているほか、地域商店街・中心市街地の活性化や地域の雇用を支える存在であることから、中小企業が今後とも社会の変化や多様なニーズに対応しながら着実に成長していけるよう、支援策を講じていくことが必要であり、そのことが地域全体の活性化につながるものと考えております。

そこで伺います。

(1)、産業の振興と雇用の創出を図るため、沖縄科学技術大学院大学と県内大学、専門学校との連携を核として、新事業・新産業を創出する国際的な知的・産業クラスターの推進について、取り組みの状況と成果を伺いたい。

(2)、再生医療及び疾患ゲノムの研究開発を通じて、先端医療技術の研究基盤を強化し、国際的な先端医療及び感染症研究拠点形成を図るとしている。その取り組み状況と本県の生物資源や地理的優位性を生かした医薬品、医療機器、機能性食品等の研究開発及び事業化の現状について伺いたい。

(3)、国際物流拠点産業集積地域や情報通信産業振興地域、経済金融活性化特別地域等の特区及び各種税制優遇措置等を活用した企業誘致の展開について、これまでの成果とアジアを目指す産業の育成・集積の現状について伺いたい。

(4)、県は、県内企業・中小事業者へのさまざまな政策や支援を実施しているが、県内事業者の99％を占める中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や競争力の強化について、どのような支援策や指導を実施しているか、基本的な考え方を伺いたい。

(5)、ものづくり産業の振興について、産学官・企業間連携の推進、高度技術の開発が重要となるが、県が取り組んでいるサポーティング産業の強化など、戦略的な製品開発の現状と今後の見通しについて伺いたい。

(6)、本県の伝統産業である染織物、陶器、漆器等の技術・技法を高度化し、市場ニーズに対応した製品の開発を行い、事業化に向けた取り組みが求められるが、現状と解決すべき課題等について伺いたい。

大項目５、教育・文化・スポーツの振興について。

(1)、小中学校のさらなる学力の向上を図るため、学校の授業の改善や教員の指導力の向上が必要であるが、そのためには教師の正規化を進めることが重要である。取り組みの進捗状況と目標の達成時期について伺いたい。

(2)、「やーなれー」事業の推進による家庭教育の充実について、個々の家庭だけでなく地域住民の協力が重要であるが、具体的にどのような取り組みがなされ、どのような成果を上げているか伺いたい。

(3)、国際化に対応し得るグローバル人材の育成に資するため、アメリカやヨーロッパ、アジア諸国等への海外短期研修・海外留学への高校生や大学生等の派遣実績とどのような効果が出ているか伺いたい。

(4)、いじめ、不登校、深夜徘回等の未然防止を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進めているが、学校現場における配置状況とどのような指導がなされているか伺いたい。

(5)、少人数学級の中学３年までの拡大について、現状と拡大に向け具体的にどのように取り組むのか伺います。

(6)、新たな特別支援学校を那覇市内に設置し2021年の開校を目指すとしているが、具体的な計画の概要について伺いたい。

(7)、中高生のバスの無料化について、実施計画の概要と実現は可能であるか伺いたい。

(8)、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録に向け、政府は推薦を決定した。これにより国際的に希少な固有種の保護、管理のあり方と今後の観光客等への対応をどのように図っていくか伺いたい。

(9)、2017年度に病気休職した県内公立学校の教員は全国平均の３倍を超え、11年連続で全国ワーストとなったようだが、その要因と学校別の状況、県教育委員会の対応について伺いたい。

(10)、10月から実施される幼児教育の無償化により、３歳児の公立幼稚園への入園希望が大幅に増加すると見込まれるが、市町村における対策と県教育委員会の対応について伺いたい。

大項目６、子ども・子育て支援について。

(1)、平成30年10月１日現在の待機児童数は、前年同期より685人減少し3275人となっているが、申込者数は前年同期より3543人ふえ、潜在的な待機児童の存在が影響しているようである。潜在的待機児童の根本的な解消について、方策は見出せないのか伺いたい。

(2)、10月から実施される幼児教育・保育の無償化に関し、対象となる認可外施設の範囲については市町

村の判断とする方向のようであるが、本県における検討状況と県の対応について伺いたい。

(3)、企業主導型保育所について全国で定員割れの状態のようだが、施設数の増加に対し活用が十分でない状況について、どこに問題や課題があるか。また本県における状況はどうか伺いたい。

(4)、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置についての考え方と取り組み状況について伺いたい。

(5)、子育て世代包括支援センターの全市町村への設置について、取り組みの現状と完了時期について伺いたい。

(6)、千葉県野田市立小学校での父親による虐待、死亡という痛ましい事件が起きたが、小学校側が父親に少女が回答したいじめに関するアンケートの写しを渡したことも発覚している。本件に関し、一連の経緯と県教育長の見解を伺いたい。

(7)、児童虐待への児童相談所の対応のあり方に関し、虐待が発覚した段階での介入と親子関係の再構築に当たる支援について、両立は困難として担当部署の分化を求める動きがあるが、県の考え方と現状について伺いたい。

(8)、ＤＶを受けた女性や虐待を受けた児童のシェルター等の市町村の設置状況はどうなっているのか伺います。

○議長（新里米吉君）　ただいまの新垣新君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

15分間休憩いたします。

午後３時６分休憩

午後３時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前の新垣新君の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　新垣新議員の御質問にお答えいたします。

農林水産業の振興についての御質問の中の２の(1)、県内農業産出額と災害に強い施設整備の進捗状況についてお答えいたします。

平成29年の沖縄県の農業産出額は1005億円となり、２年連続で1000億円台を確保することができました。これは、サトウキビの生産量が台風等により減少したものの、離島における肉用牛を初め、豚や野菜、果樹等が好調だったことなどが要因であります。また、沖縄県では、24年度から一括交付金等を活用し、災害に強い栽培施設の整備事業を実施しており、これまでに強化型パイプハウス等を約150ヘクタール整備したところです。

沖縄県としましては、引き続き、持続的農林水産業とフロンティア型農林水産業の振興に取り組んでまいります。

次に２の(3)、アジアへの海外輸出や販路開拓についてお答えいたします。

沖縄県では、県産農林水産物輸出体制構築事業や県産水産物の海外市場拡大事業などにより、県産農林水産物の海外展開を推進しているところであります。具体的には、香港、台湾、シンガポールなどで、１つ、県産農林水産物の定番化、２つ、輸出産地と海外バイヤーとのマッチング、３つ、水産物の輸送技術の確立に向けた実証実験などに取り組んでおります。その結果、沖縄からの農林水産物・食品の輸出実績は、国の貿易統計によりますと、平成30年が約33億1400万円で、前年と比較し約６億9200万円増加しております。

沖縄県としましては、関係機関と連携し、引き続き、県産農林水産物の海外輸出促進に取り組んでまいります。

次に、県内産業の振興についての御質問の中の４の(3)、企業誘致の成果とアジアを目指す産業の育成・集積の現状についてお答えいたします。

沖縄県は特区制度等を活用し、製造業関連では、国際物流特区那覇地区及びうるま地区に88社が立地し、情報通信関連では、454社が立地するなど、企業誘致が着実に進んでおります。成長著しい東アジアの中心に位置する地理的優位性等を生かし、医療やバイオ関連産業の育成・集積や、半導体及び電子部品製造関連企業など高い技術力と競争力を持った企業の集積が図られつつあります。また、海外展開に向けては、国際物流機能を活用した輸送費支援を行っているほか、ビジネスマッチングや研究開発支援、人材育成事業など、各種支援策を実施しております。

沖縄県としましては、今後もアジアを市場として目指す産業の育成・集積を図り、アジアのダイナミズムを取り込むアジア経済戦略構想の実現に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、県内空港の整備促進についての御質問の中の(1)のア、那覇空港第２滑走路増設後の離着陸回数についての御質問にお答えいたします。

国土交通省によりますと、第２滑走路供用開始後における年間を通して安定的な運用が可能である離着陸回数は、現行滑走路の13万5000回から約1.37倍の18万5000回となるとされております。滑走路増設による処理容量の増加につきましては、国と県で構成する協議会等において、平成15年度から平成21年度にかけて那覇空港の総合的な調査や滑走路増設に向けた構想段階及び施設計画段階の検討が行われました。この検討の過程において、滑走路の位置や規模等が異なる複数の案をもとに、離着陸回数、旅客利便性、事業効率性、自然環境等のさまざまな項目について、パブリックインボルブメント等の手法を含め、幅広い議論が行われたものであります。

同じく１の(1)のイ、那覇空港の将来のあり方についての御質問にお答えいたします。

那覇空港は、国内外及び県内離島と沖縄本島を結ぶ拠点空港として人や物資の輸送を担うなど、本県の県民生活や産業活動を支える極めて重要な社会基盤であります。このような那覇空港の重要性を踏まえ、県としましては、空港エリアの拡張による機能強化など、中長期的な観点から那覇空港の将来のあり方について、各方面から広く意見を伺い、検討してまいりたいと考えております。

同じく１の(1)のウ、那覇空港ターミナル機能のあり方についての御質問にお答えいたします。

国内線と国際線の両ターミナルビルが連結された施設は、３月18日の供用開始後には、延べ床面積が現在の約1.3倍の約15万2500平米、国際線のチェックインカウンターが現在の３倍の60ブースになるなど、機能が大幅に増強されます。当面は新たな施設を最大限に活用していきますが、第２滑走路供用開始の数年後には、航空需要のさらなる増大に伴い、駐機スポットの確保やＣＩＱ施設の拡充、旅客利便性の向上などが求められることが想定されており、国や関係機関と連携してこれらの課題に対応していく必要があると考えております。

次に４、県内産業の振興についての中の(1)、知的・産業クラスター形成の推進に係る取り組みの現状と成果についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄高専等を核とした知的・産業クラスターを形成するため、産学連携の共同研究や大学等の研究シーズと企業とのマッチング支援等を行い、事業化を促進するとともに、大学発ベンチャーの創出等に取り組んでおります。これらの取り組みにより、大学等と企業との共同研究が促進され、再生医療の研究成果を応用した化粧品や家畜感染症予防ワクチンの開発に成功し、本格販売に向けた取り組みが開始されるなど、事業化が進展しております。

県としましては、引き続き、県内大学等の研究成果を活用して新事業・新産業を創出する知的・産業クラスターの形成を推進してまいります。

次に同じく４の(2)のア、再生医療及び疾患ゲノム等の研究開発の取り組み状況についてお答えいたします。

沖縄県では、先端医療技術の研究基盤の構築に向け、再生医療及び疾患ゲノム分野の研究、並びに企業による感染症対策に関する研究開発に取り組んでおります。具体的には、みずからの細胞を培養し、外科的治療後に移植する臨床研究を支援しております。また、遺伝情報と健康診断等の医療情報をあわせて活用し、生活習慣病等の仕組みや薬の効き方等の解明を目指す研究を支援しております。さらに、迅速かつ簡易な感染症診断キットの開発、感染症の病原体を監視する装置の開発等を支援しております。

県としましては、引き続き先端医療技術の研究基盤の構築及び実用化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、県内空港の整備促進についての御質問のうち(2)のア、下地島空港の航空機燃料税軽減措置による利活用についてお答えいたします。

下地島空港の航空機燃料税軽減措置については、平成31年度税制改正大綱において閣議決定されたものと承知しております。本軽減措置により、下地島空港における国内線の就航促進が図られるとともに、集客効果が見込まれ、宮古圏域の振興に大きく寄与するものと考えております。

次に１の(2)のイ、下地島空港における航空路線の計画についてお答えいたします。

下地島空港では、原則として、宮古空港に就航のない国際線定期便や国内線ＬＣＣ定期便、プライベート機など、多様な航空需要の受け入れを計画しております。一方、宮古空港では、原則として、従来から就航している国内線航空会社が利用することとしております。このような役割分担により、両空港の利活用を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、農林水産業の振興についての御質問の中の(2)、ＴＰＰ発効によるサトウキビへの影響についてお答えいたします。

ＴＰＰ協定の発効に伴うサトウキビへの影響につきましては、糖価調整制度が維持されるため、サトウキビ生産に特段の影響は見込みがたいものの、安価な加糖調製品の輸入増加に伴う制度の安定運用への支障が想定されます。

県では、今後とも、国の動向を注視しながら、関係団体と連携の上、時期を逸しないよう、適切に対応してまいります。

同じく(4)、農地中間管理事業の取り組み状況についてお答えいたします。

農地中間管理事業は、規模縮小農家や離農農家等から農地中間管理機構が農地を借り受け、認定農業者や認定新規就農者等地域の担い手に対して農地を貸し付ける事業となっております。農地中間管理事業の平成31年１月末までの実績は、１、農地の借り受けが延べ960人から500ヘクタール、２、農地の貸し付けが延べ692人に対して463ヘクタールとなっております。また、貸し付けた農地のうち、１、認定新規就農者への貸し付けが延べ100人、31ヘクタール、２、法人経営体への貸し付けが延べ103経営体、124ヘクタールとなっております。

県としましては、引き続き、農地中間管理機構、市町村及び農業委員会等関係機関と連携し、担い手の育成・確保、農地の利用拡大を推進してまいります。

同じく(5)、新規漁業就業者への漁業経費支援及び就業者確保・育成についてお答えいたします。

県では、新規漁業就業者の定着率向上と若年層の漁業就業者の確保・育成を目的とし、一括交付金を活用した未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業により、平成27年度から30年度までの４年間で、延べ166名の新規漁業就業者に対し、漁具等の漁業経費の一部支援を実施しております。

県としましては、沖縄21世紀ビジョン実施計画の目標である平成33年の漁業就業者数3790名の確保に向け、今後も当該事業を積極的に推進してまいります。

同じく(6)、泊漁港の荷さばき施設構想に係る県及び那覇市の考えについてお答えいたします。

県では、泊の生産団体等で構成される泊漁港再開発推進委員会と昨年来、意見交換会を継続しており、相手方の意向を確認するとともに、県の考えについて丁寧に説明してきたところであります。那覇市は、泊漁港の荷さばき施設の整備に関し、補助メニューについて県や県漁連とも話し合いながら検討したいとのことであります。

県としましては、新たな荷さばき施設の構想については、泊漁港の再整備の一環として、那覇市や生産団体との意見交換会等を通して検討してまいります。

同じく(7)、県の豚コレラ防疫体制についてお答えいたします。

岐阜県で昨年９月に発生した豚コレラは、ことし２月には、愛知県の大規模農場や養豚団地で相次いで発生し、感染の拡大がおさまらない状況が続いております。そのため、県では、豚コレラウイルスの侵入を防止するため、ＪＡ、飼料会社、食肉センターなどの関係団体や養豚農家と連携し、侵入防止対策の強化を図っております。具体的には、１、農家への防疫対策説明会や侵入防止強化対策会議の開催、２、農場の衛生管理状況の立ち入り、点検・指導、３、豚コレラ確認検査の強化などを実施しております。

県としましては、関係機関と連携し、ウイルス侵入防止対策に万全を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３の雇用失業問題についての(1)、正規雇用の拡大に向けた取り組みと成果についてにお答えいたします。

県としましては、県民の雇用を安定させる観点から、正規雇用の拡大は重要であると認識しております。そのため県では、正社員転換を要件とした研修費補助や専門家派遣等の支援を実施し、平成26年度から29年度までで計387人の正規雇用化が図られております。また、今年度から若年者を正社員雇用し、定着につなげた企業への助成を実施しており、引き続き、国等関係機関と連携し、さらなる正規雇用の拡大に向けて取り組んでまいります。

同じく３の(2)、正社員有効求人倍率が低い要因及び県内企業の競争力強化、経営規模の拡大についてにお答えいたします。

本県の平成30年12月の正社員有効求人倍率は0.6倍と、全国の半分程度となっております。その要因としては、全国と比較して県内企業の労働生産性が低いことや小規模事業者が多いことなどが考えられます。

県としましては、関係団体や各地域からの提言等を施策に反映した中小企業支援計画を毎年度策定し、経営力向上に向けた支援や設備の導入、商品開発や販路開拓支援など、各種施策を総合的に推進することにより、県内企業の競争力強化・経営規模拡大を図ってま

いりたいと考えております。

同じく３の(3)、雇用のミスマッチ解消の対策についてにお答えいたします。

若年者の雇用のミスマッチ解消には、職業観の醸成や就業意識の向上を図ることが重要であると考えております。このため、教育庁や大学等と連携しながら、キャリア教育やインターンシップ、企業理解を促す各種セミナーなどを実施するとともに、企業に対しては、人材育成企業認証制度など、働きがいのある職場づくりや従業員のキャリア形成の取り組みなどへの支援を行っております。今後とも関係機関と連携し、若年者の雇用のミスマッチ解消に取り組んでまいります。

同じく３の(5)、外国人労働者の雇用管理等についてお答えいたします。

外国人を雇用する事業者には、雇い入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられております。その届け出に基づき、国において、外国人雇用管理アドバイザーによる雇用管理の実態及び問題点を把握・分析、的確で効果的な改善案の提示など、雇用管理に係る助言や指導等を行うことになっております。

次に４、県内産業の振興についての(2)のイ、県内の医薬品、医療機器、機能性食品等の研究開発及び事業化についてにお答えいたします。

県では、沖縄の生物資源や地理的優位性を生かせる高付加価値な産業として、先端医療・健康・バイオ産業の振興を図っております。医薬品につきましては、遺伝子組み換え蚕を用いて後発医薬品を開発し、医薬品市場への参入を目指す企業等の研究開発を支援しております。医療機器については、県の補助を受けた医療機器の滅菌装置を導入した企業が、国内外の医療機器メーカーと連携し、ビジネス展開をしているところです。また、健康食品の沖縄ブランド確立に向け、県が支援している業界団体が、今年度、機能性や沖縄ならではのイメージのよさなどを基準とした業界独自の認証制度を構築し、７社14商品が認証されたところです。

同じく４の(4)、事業者の経営基盤及び競争力の強化と指導に係る考え方についてにお答えいたします。

沖縄県では、中小企業・小規模事業者の振興・育成に向け、毎年度、中小企業支援計画を策定し、経営革新の促進や経営基盤の強化、資金調達の円滑化など、さまざまな施策を総合的に展開しているところであります。

県としましては、今後とも、売り上げ拡大・生産性向上等に向けた事業計画の策定など、各事業者に密着した伴走型支援の役割を担う各地域の商工会・商工会議所等の関係機関と密に連携しながら、事業者への総合的な支援施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

同じく４の(5)、戦略的な製品開発の現状と今後の見通しについてにお答えいたします。

県では、素形材産業振興施設を整備し、サポーティング関連企業の集積を図るとともに、金型技術研究センターを設置し、金型技術等に関する研究開発、人材育成等を実施しております。また、戦略的製品開発支援事業により、沖縄の地域資源や地理的特性を生かした付加価値の高い製品開発支援を行っております。今後は、製造業県内発注促進事業による企業連携や試作支援等の取り組みの拡充により、さらなる技術力の高度化、高付加価値化が図られるものと考えております。

同じく４の(6)、本県の伝統工芸産業の現状と課題等についてお答えいたします。

本県の染織物、陶器及び漆器を初めとした伝統工芸産業は、ピーク時に比べ生産額、従事者数ともに減少しており、厳しい状況にあると認識しております。課題としては、ライフスタイルの変化に伴う市場ニーズへの対応、生産従事者の高齢化や若手従事者の確保難、良質な原材料の確保などがあると考えております。

県としましては、これらの課題解決に向けて、伝統的な技術・技法を生かしつつ新たな技法を取り入れた人材育成や現代のニーズに対応した製品開発などの取り組みに加え、工芸の杜（仮称）の整備を進めているところであります。

次に教育・文化・スポーツの振興についての(3)のイ、大学生等の派遣実績と効果についてにお答えいたします。

県では、県内大学生等を対象に、海外ビジネス習慣等への理解を深めるため、アジアを中心に海外での就業体験を実施しております。平成29年度の実績では、大学生等157名を５カ国へ派遣しており、帰国後の成果発表では、多くの人との出会いや体験を通じて、グローバルな職業観、コミュニケーション力、積極性が向上したとの報告がなされております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　３、雇用失業問題についての御質問の中の(4)のア、知事部局の障害者採用計

画についてお答えします。

知事部局では、障害者雇用率の算定対象を常勤職員であるとして、法定雇用率2.5％を達成していると認識していたところ、厚生労働省より１年を超えて雇用される可能性が全くない場合を除き、非常勤職員も算定対象となるとの見解が示されたことから、障害者雇用率は2.07％となっております。このため、障害者の雇用の促進等に関する法律により、2019年12月31日までに法定雇用率を達成する採用計画を策定したところであり、これに基づき新たに採用が必要な23人について非常勤職員を対象に障害者雇用を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の雇用失業問題についての御質問で(4)のイ、県教育委員会における障害者採用計画についてお答えいたします。

県教育委員会における障害者雇用につきましては、平成30年６月１日現在、雇用率1.51％と法定雇用率2.4％を下回る状況にあります。

県教育委員会としては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、2020年12月31日までに新たに124人を採用する計画を作成しており、今後、本計画に沿って法定雇用率達成に向けて取り組んでまいります。

次に、５の教育・文化・スポーツの振興についての御質問で(1)、教師の正規化についてお答えいたします。

教員定数に占める正規教員の割合について、全国比較が可能な公立小中学校の状況について申し上げますと、平成21年度においては、全国平均93.7％に対し、本県は83.1％、平成30年度においては全国平均92.9％に対し、本県は84.8％となっております。県教育委員会では、平成22年度までは新規採用者数が150人程度でありましたが、平成23年度以降は350人程度と大幅にふやし、おおむね７年後の2026年度ごろには全国平均並みの正規率となることを目指し、取り組んでおります。

引き続き、全国平均の正規率を達成できるよう、新規採用者の確保に努めてまいります。

次に同じく５の(2)、「やーなれー」事業の取り組みと成果についての御質問にお答えいたします。

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子供の心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担うものであります。県教育委員会では、家庭教育力の改善・充実を目的とした、家庭教育力促進「やーなれー」事業を推進しております。本事業は、これまでに家庭教育を支援する人材として家庭教育支援アドバイザーを754名養成し、夢実現親のまなびあいプログラムを県内各地で941回開催し、２万7716名が受講しております。参加者からは、親同士でお互いに学び合うことで、しつけや生活リズムなどを見直すいい機会になったなどの感想があり、このような活動を展開することで家庭教育力の向上が図られるものと考えております。

今後とも、家庭教育支援の充実に取り組んでまいります。

次に同じく５の(3)のア、高校生の海外留学等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、国際性と個性を涵養する人材育成を図るため積極的に海外留学事業等を行っております。実績としましては、平成24年度に長期留学制度として国際性に富む人材育成留学事業を立ち上げ、これまで高校生509名を米国、欧州、アジア、南米諸国へ派遣しております。また平成24年度にグローバル・リーダー育成海外短期研修事業を立ち上げ、これまで高校生1544名を派遣しております。成果につきましては、北京語言大学等の海外大学や東京大学、京都大学等の県外難関大学へ進学した者もおります。

今後とも、国際社会に対応したグローバル教育の推進に努めてまいります。

次に同じく５の(4)、スクールカウンセラーの配置状況等についての御質問にお答えいたします。

スクールカウンセラーについては、今年度108人を配置しており、スクールソーシャルワーカーについては、20人を各教育事務所に配置しているところであります。スクールカウンセラーの主な業務は、児童生徒、保護者、教職員等の悩み等に対し必要な助言等を行うこととなっております。またスクールソーシャルワーカーについては、問題を抱えた児童生徒の置かれた環境に働きかけ、市町村等の関係機関と連携し、課題解決を図っております。

県教育委員会では、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した学校における生徒指導の充実に努めてまいります。

次に同じく５の(5)、少人数学級についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまでに小学校全学年と中学校１年生で少人数学級を実施しております。中学校２年生及び３年生における少人数学級の実施に当たっては、定数の確保や各教科担任の持ち時数の増加に伴う

業務量の増加等の課題があります。また、市町村教育委員会及び学校の中には、少人数学級より授業改善リーダーの配置による少人数指導を望む意見もあります。中学校３年生までの拡大に当たっては、これらの課題等を整理する必要があると考えており、平成31年度中に教員の配置基準の見直しや、教職員定数の配置に当たっての柔軟な運用方法等を検討することとしております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村教育委員会、中学校長会とも連携し取り組んでまいります。

次に同じく５の(6)、那覇市内への特別支援学校の計画についての御質問にお答えいたします。

那覇市内に設置する新たな特別支援学校につきましては、現在、実施設計を行っているところであります。今後３月末に造成工事に着手し、10月には校舎等の建築工事に入る予定であります。引き続き2021年４月の開校に向け取り組んでまいります。

次に同じく５の(7)、中高生のバス通学無償化についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、中高生のバス通学費の負担軽減に向け、平成31年度においては中高生通学実態調査事業を実施することとしております。当該事業においては、高校生の通学方法や通学にかかる経費、通学距離等に関して実態調査を行うとともにあわせて中学生の状況把握等も行います。当該調査結果を踏まえ具体的な制度の検討を行った上で、中高生のバス通学費の負担軽減に取り組んでまいります。

次に５の(9)、教職員の病気休職についての御質問にお答えいたします。

本県における平成29年度の教育職員の病気休職者数は、小学校184人、中学校115人、高等学校82人、特別支援学校43人の合計424人となっており、在職者に占める病気休職者の割合が全国と比較して高い状況にあります。その要因については、多様な人間関係や業務等の複合的な問題に起因する精神疾患のほか、生活習慣病や妊娠、出産に関連した疾患が多くなっていること等となっております。

県教育委員会では、職員の健康管理や職場点検等、学校の安全衛生対策のための体制整備や相談窓口の活用について周知するほか、各種研修会を開催するなど引き続き教職員の健康管理に努めてまいります。

次に同じく５の(10)、幼児教育の無償化への対応についての御質問にお答えいたします。

平成31年10月から全面実施される幼児教育の無償化により、公立幼稚園への入園希望者の大幅な増加が見込まれます。今後市町村においては、公立幼稚園の入園希望者の受け皿確保や教員の確保等の対応が求められるものと考えております。市町村においては、地域の実情に応じた取り組みがなされていくものと理解しております。

県教育委員会では、市町村教育長・教育委員研修会や幼稚園担当者連絡会等において、受け皿の確保や３年保育の実施、本務率の向上等、幼児教育の質の確保について取り組みを促しているところであります。

次に、６の子ども・子育て支援についての中の(6)のイ、千葉県野田市の児童虐待事件についての御質問にお答えいたします。

千葉県野田市において小学４年生の女子児童が亡くなった本事件は、本当に痛ましい事件でございます。本児童については、以前、沖縄県内の小学校に通っていたということもあり、千葉・沖縄両県の関係機関が連携して事件を未然に防止することができなかったことは大変遺憾に思っております。

県教育委員会としましては、児童虐待に関する全教職員の認識を高めるとともに、関係機関との連携・取り組みの充実を図ることが何よりも重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　３、雇用失業問題についての御質問の中の(4)ウ、病院事業局における障害者採用計画についての御質問にお答えします。

病院事業局の障害者の法定雇用率は2.5％であり、57人の障害者雇用が必要であります。障害者雇用の状況につきましては、平成30年６月１日時点の障害者の雇用人数は13人、障害者雇用率は0.56％であることから、法定雇用率を満たすには新たに44人を採用する必要があります。

病院事業局としましては、障害の特性と能力を考慮した上で従事する業務と職場環境を整備し、障害者手帳等を有する者を常勤と非常勤を問わず採用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　３、雇用失業問題についての御質問の中の(4)エ、企業局における障害者の採用計画についてお答えをいたします。

企業局における障害者雇用率は3.79％であり、法定雇用率の2.5％を上回っております。今後も障害者法定雇用率を達成するよう適宜採用してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　3、雇用失業問題についての御質問のうち(4)オ、県警察における障害者雇用計画についてお答えをいたします。

本年２月現在の県警察における障害者雇用率は3.07％であり、法定雇用率の2.5％を上回っている状況にあります。

県警察といたしましては、今後も引き続き法定雇用率を達成するよう適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　5、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の(8)、世界自然遺産登録による固有種の保護、管理のあり方と観光客等への対応についてお答えします。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録につきましては、本年２月１日、国において推薦書を提出したところであります。

県としましては、遺産価値である生物多様性の保全に向けて希少な固有種の保護と管理が重要であると考えており、マングース等の外来種対策や警察等の関係機関と連携した密猟防止対策等を強化して取り組んでおります。また観光客等への対応については、ヤンバル地域及び西表島における適正な観光利用に向け、持続的観光マスタープラン（仮称）の策定などに取り組んでおります。

県におきましては、引き続き、国や地元関係団体等と緊密に連携しながら、2020年の確実な登録を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　6、子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、潜在的待機児童解消に向けた方策についてお答えいたします。

県では、昨年度、潜在的待機児童を含めた申し込み児童数の伸びを踏まえ計画の見直しを行ったところであり、平成31年度末までの待機児童の解消に向け沖縄振興特別推進交付金や待機児童解消支援基金等を活用し、市町村が実施する保育所等の整備や保育士の確保及び認可外保育施設の認可化に対する支援を行っております。

県としましては、今年度設置した沖縄県待機児童対策協議会の活用を含め、引き続き市町村と連携して待機児童の解消に向けて取り組んでまいります。

同じく６の(2)、無償化の対象となる認可外保育施設についてお答えいたします。

子ども・子育て支援法の改正案では、無償化の対象となる認可外保育施設は国が定める基準を満たすものに限りますが、届け出のみで足りる５年間の経過措置期間内において、市町村が独自の安全基準を条例で定め対象となる施設を限定することも可能とされております。

国は、法施行後２年を目途に見直しを行う方針であることから、県としましては国の動向を注視するとともに、引き続き市町村と意見交換を行いながら認可外保育施設の質の確保・向上に取り組んでまいります。

同じく６の(3)、企業主導型保育施設の課題についてお答えいたします。

国の資料によりますと平成30年３月末現在、全国の企業主導型保育施設は1420施設、定員充足率は60.6％となっており、本県においては、平成30年10月時点で54施設の届け出があり、充足率は66.8％となっております。同施設については、保育の質の確保や事業の継続性、定員割れ等さまざまな課題が指摘されており、国において自治体との連携強化等について検討されているところであります。

県としましては、国の動向を注視するとともに、児童福祉法に基づく立入調査の実施や研修会の開催等を通じて保育の質の確保に努めてまいります。

同じく６の(4)、公的施設を活用した放課後児童クラブ設置の考え方等についてお答えいたします。

沖縄県内の放課後児童クラブは、全国と比べ民立民営が多く学校施設などの公的施設活用率が低いため、利用料が割高になっております。このようなことから県におきましては、児童の安全性の確保、学校との連携強化、クラブの環境改善、利用料の低減等を図るため、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、公的施設への移行を支援しております。平成29年度までに公的施設活用クラブ18カ所の整備を支援したところであり、平成30年度は22カ所の整備支援に取り組んでおります。

県としましては、引き続き市町村と連携し公的施設を活用した放課後児童クラブの設置促進に努めてまいります。

同じく６の(6)のア、千葉県野田市での虐待死事件の経緯についてお答えいたします。

千葉県野田市における女児死亡事案につきまして

は、大変痛ましい事件であり、県や糸満市も一定の関与があったことから、県としても重く受けとめているところです。本件の経緯につきましては、糸満市が平成29年７月からＤＶや育児支援に関する相談を受けており、児童相談所は糸満市からの当該家庭の養育に関する相談を受け助言を行っております。また相談後の８月に、当該家庭の転居を把握した糸満市から野田市へ２度にわたり母子保健情報の提供がなされているところです。

本事案については、児童相談所や市町村などの各関係機関の連携のあり方等が問われているところであり、今後沖縄県、糸満市において外部の専門家を含めた検証を行い、沖縄県としても課題を明らかにし、改善に取り組んでまいります。

同じく６の(7)、児童相談所での介入と支援の分化についてお答えいたします。

現在児童相談所においては、一時保護等の介入は原則虐待防止グループが行っており、その後の親子再統合等の支援は、介入とは別の児童福祉司が行うなど役割分担を図っていますが、状況に応じたさまざまな対応が求められる虐待事案については、完全な機能分化は難しい状況です。機能の分化については、現在、国においてさまざまな議論が交わされているところであり、県としましては、その内容を踏まえて対応を検討していきたいと考えています。

同じく６の(8)、ＤＶや虐待に関するシェルター等の設置状況についてお答えいたします。

県では、ＤＶや児童虐待等について女性相談所、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所で相談等を受けております。また、市町村が一時保護を必要とする相談等を受けた場合には、県の担当機関へつなぎ必要な措置を行っております。配偶者等からの暴力により緊急に保護が必要な場合は、県の一時保護所や宮古・八重山を含む県内各地の民間施設等12カ所で一時保護を行っております。また、虐待等を受けて保護が必要な児童については、児童相談所での一時保護のほか、児童養護施設や里親において一時保護を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、６の子ども・子育て支援についての御質問の中の(5)、子育て世代包括支援センターについての御質問にお答えします。

母子健康包括支援センターは、妊娠期から子育て期まで切れ目なく必要な支援が受けられる仕組みとなりますので、県では市町村がそれぞれの実情に応じたセンターを設置することができるよう、研修会の開催、個別具体的な助言等を行っているところであります。平成31年１月末現在、那覇市、沖縄市、うるま市、南風原町、今帰仁村の５市町村において同センターが設置されており、さらに今後25市町村で設置が予定されているところであります。国においては、平成32年度までに全国展開することを目標に掲げており、県としましても、平成32年度までに全市町村において同センターが設置できるよう、取り組みを強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○新垣　　新君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時12分休憩

午後４時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、県内空港の整備促進についての御質問の、下地島空港の航空機燃料税軽減措置による利活用について答弁させていただきましたが、周辺用地の利活用について再度答弁させていただきたいと思います。

下地島空港におきましては、下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針に基づきまして、利活用候補事業の提案者と事業実施環境の整備に向けた協議調整を行っているところでございます。平成30年３月にリゾート関連、航空機関連、航空人材育成関連等の事業を利活用候補事業として基本合意に向けた条件協議に入っております。

今現在、基本合意書の締結には至ってはおりませんが、協議を行っているところでございまして、このたびの航空機燃料税の軽減措置によりまして、さらにこういった提案事業が整っていく要素になるのであろうというふうに考えておりまして、鋭意協議を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　先ほど答弁させていただきました漁業就業者の確保・育成につきましては、平成27年度から未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業におきまして、平成27年度から30年度までの４年間で166名の新規の方に対して支援してい

るところです。さらに育成につきましては水産教室、小中学生を対象とした水産教室について、本島・離島において８回実施しております。それと高校生ですけれども、インターンシップ制度を活用した、高校生を対象とした漁業体験等について本島・離島において２回実施しておりまして、そこについて漁業者の育成については小学生、高校生をこの事業で活用して育成確保をやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君　御答弁ありがとうございます。

そこでまた再質問を行います。

大項目２、農林水産業の振興について。

水産業の振興を図るためのこの育成についてで再質問をさせていただきます。

この水産業の漁民、ウミンチュの育成というものを漁業関係者、水産高校の漁業科の復活をすることによって育成されて、水産業のさらなる発展につながっていっていくものですから、農林水産部と教育委員会の教育長の御答弁をいただきたいんですね。やはり、水産高校の漁業科を復活することで漁業振興がよみがえってさらによくなるということを御答弁をいただけないでしょうか。これが１点目でございます。

次に、農林水産部の(1)でございます。

県内農業産出額を毎年1000億円台を確保維持するために、再質問を行います。

農業労力確保、農業における就業者数は減少傾向が続いており、農業基盤の維持・発展においては労働力不足が重要な課題となっている。外国人労働力を含め、労働力確保に向けた県としての取り組み、これ農家の部分において答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、大項目４の県内産業の振興についての(3)、この育成・集積、現状、企業誘致の問題等々成果の問題、アジアを目指すと言っておりますが、特区及び各種税制優遇措置等を活用した企業誘致の展開について再質問を行います。

残り２年の期限を迎える沖縄振興計画でございますが、やはり企業というのも税制面、法人税、企業法人税の減免とかそういったもろもろが絡むものですから、沖縄振興計画の延長が必要と考えるが、県の見解を求めます。

現状、今内閣府において新しい沖縄振興計画、先ほど座波一県議からも質問があったように、これから協議をしていくというんですが、内閣府におきましてこの10年間の沖振法の延長に関して今ゼロベースの状況と。我が自民党会派も11月の内閣府との意見交換で、そのような内閣府の職員の発言があったものですから、この問題、非常に危惧しているんです。県知事、国と県が対立しているからこのような問題に影響ないかと懸念を含めて質問をさせていただきます。

続きまして、教員の離職の問題でございます。件名５の問題で(9)、病気休職の問題です。そういった問題を教育長に伺います。

現場で、これだけ休職や教員がやめていくというのも沖縄は多いと、教員の方々が。パワハラとかそして学校現場でのいろんな人間関係もわかりますが、まず第一、心のケアという問題どうなっていますか、指導と言っていますけれども、心のケアが大事なんです。そして、この先生の親に対する信頼関係というものが、今先生方はモンスターペアレンツという問題に心を折られて注意もできなくなって心を閉ざして、こういった問題に行き詰まっているという現状をどう思いますか。ここが一番大きなウエートだと。現場の声を聞いてきて、現場の声を今代表質問で述べているつもりですので、その答弁をお願いいたします。

続きまして、子ども・子育て支援について。

待機児童解消に向けて、まず１点目に、潜在保育士が約１万1000人県内にいます。その方々に保育所等保育園等に戻っていただければ、待機児童がさらに解消に向かっていくと思いますが、その件、県の取り組みはどうなっていますかが、まず１点目。

次に２点目です。副知事に伺います。

待機児童解消に向け保育士の賃金アップを行えば改善に向かいますが、担当副知事の見解を求めます。また、全国都道府県や市町村の政治決断で保育士の賃金がアップした実績を述べてください。沖縄県は全国の都道府県の事例を見習って保育士の賃金アップを支援していくという意欲がありますか、担当副知事の見解を求めます。

続きまして、雇用失業問題について大項目３ですけれども、これも大々的に、若者の雇用のミスマッチという問題があって、今懸念という問題でマスコミ報道等でもどこまである程度とめるかという問題で再質問します。

現在若者や大学生等のＩＴ関連の就職率が県内では高いが、ＡＩの導入によってこれからのＩＴ関係者、若者や大学生等の職が心配だが、今後の雇用失業問題についてどのように考えているのか見解を求めます。

続きまして(6)、子ども・子育て支援の問題です。

子育て世代包括支援センターは、児童福祉法の一部を改正する法律のもとで市町村に設置を義務づけてい

ますが、知事が選挙公約で掲げた子育て世代包括支援センターのこの公約の中身、これ全国的に国が進めるという中で知事は公約に打っているものですから、知事のオリジナル、この子育て世代包括支援センターの知事のオリジナリティーという公約は何があるのかを伺います。それに重ねて整合性がどうなっているのかが先ほど言った１点目。

この子育て支援センターの課題でありますが、保育士等の専門職員の確保はこれからどういうふうにしていくのか。そして妊娠期から切れ目のない支援における保育士、保健師等専門職員等々に専門職員との連携、また地域間のつながりがある社会の構築はどのような形で形成していくのか伺います。

そしてもう一点、知事は、選挙公約、沖縄版のネウボラを築くという公約がありました、この子育て世代包括支援センターですね。知事は、フィンランドのネウボラ施設を視察されたことがありますか、伺います。

そしてもう一点、この問題で、財政が厳しい市町村への支援はどのように考えていくのかを伺います。

そしてまた虐待の問題で伺います。大項目６の(6)、亡くなられた栗原心愛ちゃんの御冥福、心から御冥福と御家族の皆様に御冥福と哀悼の意を申し上げます。二度とこのような悲惨で痛々しい事件が起きないように、政治の場からこれは自民党から共産党までこれぞ本当のオール沖縄という体制で保革を超えて取り組むべきだとここを申し上げて、質問を行います。

まず１点目に、県内における児童虐待に対する件数をお聞かせください。また、面前ＤＶを含めて伺います。

そして２点目、今一番大事なことは、警察と沖縄県、児童相談所との全件情報共有がなされていますか。その共有があってこそ、未然にこの問題は防げると思うんですが、その点に情報共有、全件情報共有。他の都道府県の事例もあります。他の都道府県の事例で県知事と沖縄県警が協定書を結んでいます、情報共有で。その県は何県か。そして、沖縄県もその情報共有の意欲がありますかというのを質問します。

さらに、この根絶に向けて今後沖縄県の改善及び根絶に向けた沖縄県の虐待防止条例を制定する意欲はありますか。県知事、教育長の見解、また子ども・子育て福祉部、そういった連携はどうなっているのかを伺います。

次に、国が行う児童虐待防止対策の強化に向けた緊急対策、今年度２月８日に閣議決定されておりますが、どのように受けとめていますか。

次に、国が全国市町村に行う児童虐待防止法強化で、2000人の児童福祉司を増員する。関係機関との連携はどのように今後取り組んでいくのか。また、児童相談所の職員と児童福祉司、精神の児童心理士の配置、これの状況を今後どのように国と県、市町村との連携を行っていきますか。

そして、何よりも大事な現状の児童相談所の人数と、相談員による件数の中身はどうなっていますか、伺います。

そして今後一番お願いしたいことがあります。児童相談所と県、行政・関係機関が情報共有、連携していれば虐待死は防げるし、虐待から子供の命が守れる社会に、子供は家庭、学校、地域、ネット上でさまざまな場で危険にさらされている状況を児童相談所、警察とまた県、さまざまな関係機関で協議会を築いていただきたいと思うんですが、県知事の見解を伺います。協議会ができて、そして虐待防止条例を制定していただきたいと思います。

以上申し上げて、また改めて再質問を行います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時33分休憩

午後４時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

追加質問があるそうですので、１点さっきと同じように受け付けます。

新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君　この１点だけ行います。

知事、休憩中に知事にも資料提供をしました。この虐待において、東京都目黒区、心愛ちゃんが虐待された状況の資料を見てどう思いますか。

２点目、けががあって子供が訴えても親が否定すれば虐待ではないというこの状況、どう思いますか。これからの取り組みと知事の強い決意をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時35分休憩

午後５時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前の新垣新君の再質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　新垣新議員の再質問にお答えいたします。

休憩中に児童虐待に関する資料を頂戴いたしまし

て、読ませていただきました。

せんだって私も中央児童相談所に視察といいますか、話を聞きに伺いまして、さまざまな現場での取り組みについてその状況をオーソライズさせていただきました。確認をさせていただきました。

ですから、一生懸命取り組んでいる、それぞれの現場でも常に日々の課題にしっかり応えていらっしゃるということについて、私たちもさらにその児童虐待防止に向けた取り組みをしっかり行っていきたいというふうに思います。資料を拝見させていただいたんですが、例えば、虐待を受けているかもしれない児童の親がノーと言えば介入できないかといえばそうではなくて、しっかり児童相談所が児童相談所の権限でできるということも制度としてはしっかりとしています。しかし、この児童虐待の防止についてはきょうの報道でもありますとおり、国のほうでも見直しをしていこうというふうなこともあります。国や自治体、それから関係機関など社会全体が一体となって取り組むべき課題であることは、議員と私の認識は全く一緒であるというふうに思います。

ですから、県としましても、児童虐待が起きない社会を目指し、県民一人一人が児童虐待防止に向けての認識を深めてもらえるような取り組みが必要であると考えています。

ですから、国の動向、それから沖縄県社会福祉協議会、社会福祉審議会等の意見も踏まえながら条例制定については検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　新垣新議員の再質問にお答えいたします。

新しい振興計画と沖縄振興特別法に関する御質問だと思っておりますので、これに関して現状のところを御報告いたします。

御承知のように今の振計につきましては、沖縄県の沖縄振興計画総点検報告書というのがありまして、その中では、沖縄がその地理的特性を生かしつつ、潜在力を十分に発展するにはまだ至っておらず、さらなる取り組みが必要であると。また同じく内閣府の沖縄振興の現状と課題、沖縄振興計画総点検結果というのがあります。その中には、現行計画による施策計画については個別に成果を上げたものも少なくないが、厳しい経済環境など社会経済情勢の変化等も相まって、残された課題も多いというふうに点検報告書には盛られております。片や御承知のようにポジティブな面がありまして、沖縄振興基本方針の中では、沖縄の潜在可能性が顕在化すれば日本の再生に役立つということがはっきりうたわれております。内閣府のホームページにも、沖縄が日本のフロントランナーとして21世紀の成長モデルとなり、日本経済活性化の牽引役へとあります。この２つを今整理しておりまして、沖振法との関連で言えば特別法も含めてどういう部分を残して、どういう部分を新しいものに入れるかということを新沖縄発展戦略と企画のほうで、過去の振計のＰＤＣＡの検証と抱き合わせながら、おおむねこういう方向で次の振計は行きたいというのが出てきたときに、またそういう具体的なイメージが湧いたときにしか沖振法の改正は要求できないものですから、まだ固まってない段階で何を要求するかというのはなかなか難しいものですから、もうちょっと沖縄の次のイメージがはっきりした中でぜひともまた沖縄振興特別措置法の要望についてもまとめていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　新垣新議員の再質問にお答えします。

子ども・子育て支援についての中で、担当副知事だということで、いわゆる保育士の賃上げについての御質問だったと思います。全国との比較等もございましたが、これについてはちょっと細かい数字等がありますので、担当部長から答弁させていただきたいと思います。

私なりの考えを申し上げますと、やはり潜在的待機児童の解消のためには、保育士の処遇改善が極めて重要だと考えてございます。

新垣議員からも再質問の中でございました、潜在的保育士というのが１万1000人もいるよと。そういった方々を現場にまた再度呼び戻すというためには、やはり処遇の改善、いわゆる賃金の値上げが必要だと重要だというふうに考えています。また、今現在保育士として働いている方におきましても、いわゆる正規ではなく非正規という方も一定程度いるというふうに私も承知しております。そういった中において、非正規の保育士を正規化にするための賃上げについて沖縄県も一定程度予算を計上して、その処遇改善に向けて今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２の(5)の漁業就業者の確保・育成について、再質問にお答えいたします。

水産高校での育成については先ほど説明したように、未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業の中でインターンシップ制度の中で高校生――水産高校の２校ですけれども――そこについて漁業体験についてインターンシップを年２回開催しております。その中で、水産高校の中では実際に本科のほうのコーストマリンコースの中で漁業者育成のコースがあるようですので、そのコースの生徒に実際体験してもらうというようなことをさせてもらっているそうです。こちらについてはまた水産高校の中で大型免許なり、習得の中の水産関係の中での習得が可能というふうなところもあるようですので、また教育庁のほうとも連携をとりながら、漁業者育成確保についてはしっかりやっていきたいというふうに思っております。

次に２の(1)、県内産出額の1000億を維持するためには、生産基盤あるいは不利性解消事業ともいろんな生産条件は必要かと思いますけれども、議員がおっしゃるように、就業者数が平成22年については２万2575人から平成27年は１万9916人というふうに減少傾向にあります。そのため沖縄県におきましては、世代を新規就農者を育成確保するために、まず主な事業として沖縄県新規就農一貫支援事業、あるいは沖縄農業次世代人材投資事業、あるいは就農支援強化事業などを実施しております。その結果、例えば次世代の投資事業については準備型ですけれども、平成29年度で26名、また経営開始型では平成29年度で434名支援しております。こういう形で支援した結果、新規就農者については６年間で2049人確保しておりますので、こちらについても継続しながら新規就農者を育成したいというふうに思っております。

しかし、その新規就農者以上にやっぱり離島を含めて農業現場のほうについては非常に厳しいということがありまして、県のほうでは平成25年から一括交付金を活用いたしまして、海外研修受け入れによる農業農村活性化事業ということで、外国からの技能実習生を３年間で259人導入しております。さらに平成30年度から後継事業という形で海外農業研修生受け入れ支援事業ということで、こちらについてはことし33名を今受け入れ予定をしております。

一方、ＪＡおきなわのほうについても、平成29年度から単独でベトナムを中心に技能実習生を45名、平成30年度は59名予定しているようです。

さらに、沖縄県のほうでは、特区を活用しまして農業支援外国人材の手続をいろいろやりまして、年内、特定機関が３認定されております。こちらのほうの情報を聞きますと年度内におきまして22人導入予定しているということですので、厳しい状況ではありますけれども、外国人材も入れながら農家の現場の中で就業減少の対応をしっかりやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　再質問にお答えいたします。

まず１点目が水産業の振興のためウミンチュ、漁業者育成を図るために水産高校の漁業科の復活をすべきではないかという御質問でございました。

島嶼県である本県にとって船員の育成でありますとか、水産教育の役割は非常に大きいものと考えております。

漁業者につきましては、現在海洋技術科――先ほど話がありましたがコーストマリンコースでありますとか、総合学科の海洋生物系列の中での育成を図っているところでございます。その漁業科の復活のお話でございますが、学科改編ということになりますので、これにつきましては生徒・保護者のニーズでありますとか、さまざまな実情等を踏まえつつ、学校とも意見交換をするなど連携をしてまいりたいと考えておりますということでございます。

次２点目に、教員、メンタル等でパワハラ、保護者との関係で退職する人が多いのではないかという御質問がございました。

バックアップ体制はどうなっているかという御質問ですけれども、教諭等はいずれの世代におきましても、生徒指導でありますとか、事務的な仕事等のほかに保護者への対応等に強いストレスを感じる頻度が比較的高いというふうに言われていることは承知してございます。そのため、担任だけでは対応の厳しい事案については学年主任でありますとか、管理者と連携して対応するなど、学校としては組織的に当たることが非常に重要であると考えておりまして、そのような学校がチーム一丸となって取り組めるような体制づくりに努めているつもりではございますが、引き続きその辺の連携がとれるように組織づくりに努めてまいりたいと思います。

それとまた、学校の中のいろんな悩み事等については相談できるような仕組み、例えば現在は教諭職員のメンタルに関しましては、精神科に対する相談についての補助等も行っておりまして、教育委員会に相談するよりも活用しやすいという声もございまして、いろ

んなそういう支援の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　ＡＩ等の技術が進んだら雇用のミスマッチに影響が出るんではないかというような再質問でございましたが、それに対してお答えしたいと思います。

将来的にＡＩ等の技術が進みますと、人手不足業界におきましては、単純作業は、ＡＩ等の技術に置きかえられるということで人手不足の解消が考えられますけれども、その後専門的な作業におきましては、やっぱり人間が担うことが想定されておりますので、それに対応できる人材育成というものがまだまだ必要になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、母子健康包括支援センターについての再質問にお答えします。

まず、公約との整合性の関係ですけれども、実証実験をしている段階では、この名称としては次世代包括支援センターとか、あるいは子育て世代包括センターというような用語が使われておりました。知事公約では子育て世代包括支援センターというふうに記されていたというふうに理解しております。母子保健法が改正されまして、この正式名称が母子健康包括支援センターというふうになったものですから、我々今この名称を使って統一して答弁しているというところでございます。中身としては、妊産婦及び乳幼児の健康とか経済、それから社会的状況、こういったものを包括的かつ継続的に把握して助言や訪問支援を行うと、それから関係機関との連絡調整を行うということで、仕組み自体は全く同じでございます。この３つともです。

保育士の話がございましたけれども、専門職員としてこの中には基本型の施設には保育士は配置しますけれども、それ以外に保健師とか助産師、看護師、ソーシャルワーカーといった方を配置していきますので、これが配置しやすいようにその人件費についての補助を行っていくというところでございます。

こういう仕組みをつくるものですから、フィンランドにあるようなネウボラとはちょっと違うのかなというふうに思っていまして、それと歴史も違うというところもございますので、知事もそうですけれども、我々執行部の職員も向こうの視察は今のところ行っておりません。

それから関係機関との連携をどうするかという話でございましたけれども、従来まで福祉とか医療とかみんな縦割りでやっていたわけですけれども、このセンターをつくることによって、例えば地域の関係団体、医師会とか、それから医療機関――これは病院ですね――保健所、それから児童相談所、子育て支援機関、それから利用者の支援をしている施設とか、そういったものを集めて連携会議を定期的に開いて、その中において必要な情報、実情の把握とか、情報提供、助言、保健指導、場合によっては支援プランをつくっていくというようなことをやることによって、お互い関係者間の連携を図っていくという仕組みが構築されていくというふうに見ています。

それから最後に、市町村に対する支援でございますけれども、市町村に対しましては先ほど申し上げた専門職員の人件費とか、開設する場合の準備費について財政的な支援を行っているというところでございます。

以上です。

○新垣　　新君　議長、休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時18分休憩

午後５時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　フィンランドの視察、これは先ほど申し上げましたように、私どもも含めて知事も行ってないということが１つ。

それと、オリジナリティーという話ですけれども、公約で言えば子育て世代包括支援センターというふうな名称でございましたけれども、我々母子健康包括支援センターという言葉を使っております。中身はこれは同じというような捉え方をしているということでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　新垣議員の再質問についてお答えいたします。

まず１番目に、１万1000人ほどの潜在保育士の掘り起こしについてどういう取り組みをしているかという御質問だったと思いますけれども、県としましては、保育士・保育所総合支援センターを設置しまし

て、就労あっせんや復職支援研修、保育所見学ツアーなどの復職支援を行っているほか、潜在保育士が職につきたいという場合には、就職準備金の貸し付けやその保育士の子供の保育料の一部貸し付けを行ってその掘り起こしに努めているところでございます。これらの貸し付けについては一定期間の勤務があれば返還が免除されるというような内容になっております。

続きまして、保育士の賃金アップについて、先ほど副知事からも答弁がございましたが、全国の都道府県レベルでの上乗せがあるかというような御質問だったと思いますけれども、こちらで把握しているものにつきましては、東京都それから千葉県などが（「愛知県」と呼ぶ者あり） 済みません、愛知県はちょっと把握しておりませんが、東京都や千葉県などが上乗せ補助を行っているというふうに聞いております。沖縄県でも市町村においては、独自で上乗せ補助などをしているところもございます。

県としましては、本来保育士の給与につきましては、待機児童解消までに１万余りの確保が最終的に必要になりますので、公定価格に基づいた全国措置がやっぱり必要だと考えておりまして、国においての処遇改善について全国知事会を通して強く要望しているところでございます。そのほかに県独自の施策としましては、先ほど副知事から答弁もありましたように、保育士の正規雇用化促進事業において、県単独で正規雇用化をした園に対して支援をするというようなことも行っております。

続きまして、虐待についての御質問の中で、虐待の件数につきまして平成29年度に本県の児童相談所が処理した児童虐待の相談件数は、691件となっております。その中で面前ＤＶはどの程度あるかという御質問だったと思いますけれども、虐待の件数、種別につきましては、面前ＤＶの場合は心理的虐待ということでカウントしておりまして、心理的虐待が364件ございますので、その中に含まれているというふうに御理解いただければと思います。

それから、警察への情報提供についてでございますけれども、現在、以前児童虐待防止対策等に関する協定書というのを県警察本部と当部のほうで結んでおりまして、それには14項目の基準を設けて児童相談所から警察に情報提供を行う具体的な判断基準を示しております。それに基づいて今現在情報提供を行っているところではございますけれども、今般の重大な事案等が続いたことから、県警察ともさらに結んだ協定の内容について今見直しの調整を行っているところでございます。

全件提供についての御質問については、現在、他県の状況、平成30年の８月現在ですけれども、８府県で全件提供が行われております。今後、他府県の状況等も踏まえながら全件提供の必要性についても検討していきたいと考えております。

続きまして、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議のことについての御質問だったと思います。

国が２月８日に開催した児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議におきまして、虐待ケースの緊急安全確認、それから通告元の資料の守秘徹底をする新ルールの設定、それから児童相談所、それから市町村学校教育委員会の抜本的な体制強化などが決定されたと承知しております。

県としましては、子供の安全を最優先する基本的認識を徹底して、各関係機関との情報共有のあり方、それから児童相談所の虐待対応に関するルール等の再確認を行い、児童虐待防止対策に万全を期していきたいと考えております。

それから、児童福祉司の状況についてでございますが、国のほうでは2000人をふやすというような総理からの御発言もあったようですけれども、現在の児童虐待防止対策体制相互強化プランというのがございまして、これでは管轄人口４万人に１人、児童福祉司を置くようにという基準になっております。沖縄県の場合はその４万人に１人という基準は満たしておりますけれども、今般の2000人増に伴って、３万人に１人という見直しが国のほうで行われるというふうに聞いております。そうなってきますと、県としても児童福祉司の数は不足することになりますので、それにはきちんとした対応が必要になってくると思っております。

実際に児童福祉司の数ですが、中央児童相談所、コザ児童相談所、トータルしまして、児童福祉司が現在49名、児童心理士が13名でございます。それから、児童福祉司１人当たりの持ち件数につきましては、中央とコザの平均で１人当たり43.7件となっております。

児童相談所の役割についても拡大され続けていると考えておりますので、児童相談所がその機能を十分に発揮するためには計画的な人員増を図る必要があると考えております。あわせて、今般の当面の業務量の増加に対応するために、緊急的な業務運営なども検討しているところでございます。

最後に、警察や市町村、教育委員会などとの連携について協議会のようなものが必要ではないかという御質問だったと思いますけれども、県レベルで沖縄県要

保護児童対策協議会というのが設置されておりまして、そのメンバーとしましては沖縄県、警察本部、教育庁、社会福祉協議会、民生委員協議会などが入っておりまして構成されているものがございます。これは県レベルですけれども、市町村においても同じく要対協というのがございまして、関係機関が入って児童のケースやそれから対応等について協議できるような場が設けられているところでございます。

児童相談所の職員数についてお答えいたします。

両児童相談所トータルで正職員が82名、非常勤職員が77名となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君　御答弁ありがとうございます。

虐待防止条例の件で県知事の前向きな御答弁、本当にありがとうございます。

この虐待が社会問題になって人ごとでないという形の中で、強い断固たる決意で貧困対策と同様な位置づけを持って頑張っていただきたいという気持ちを申し上げます。

そして、今はっきり言いますけれども、子供たちがたたかれても親が否定すれば虐待でないと。一時児童相談所に保護されても帰された後にたくさんの方々が亡くなっている。この問題において、知事、この虐待防止条例の中にこのたたいた親が一番悪いですから、暴力を振るう親が一番悪いですから、今後このようなことがないように子供たちの体まで見るという警察と教育機関、そして保育機関、連携して子供たちを守ってほしいんですよ。この強い断固たる決意で、これ以上子供たちが亡くなることがないように、悲惨なことがないように、ぜひ知事、この件での御答弁をお願いすると同時に、もう一点、虐待に関して専門家を交えて新たにこの条例制定のために、元警察官僚である後藤啓二さん――今弁護士でもありますが――ＮＰＯ法人シンクキッズ、今回千葉県野田市でもこの検証委員会の担当を含めて、この全国的な虐待の問題で専門家がいます。ぜひ、子供たちを守ってほしいというのと同時にこれをお願いしたい。

そして知事、先ほど母子包括支援センターの中に国とルール分ということもわかりましたが、新たに提言したい。この母子包括支援センターの中に――知事、提言しますが、子供たちを虐待から守るという形で預かる機能も実際は足りてないと聞いています。児童相談所が預かりたいけれども預かり切れないという現場の声が、実際。そしてＤＶを受けた女性もそこで守っていただくと、そういった機能を含めて虐待防止条例、ＤＶ防止条例、その強い決意で死に至ることがないように、知事の強い決意を警察機関との連携も含めて御答弁をいただきたい。

知事、これは全庁体制で、県議会も与野党を超えて、本当のオール沖縄という形で取り組むという形で我が党も協力しますので、知事の決意と御答弁をお願いして再質問を終わらせていただきます。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　今、新垣新議員からさまざまな御要望、要請をるる頂戴いたしました。私も中央児童相談所に行ってお話を聞かせていただきましたけれども、例えば、子供たちの虐待などの背景をいろいろ見ると、今度はこのお父さん、お母さんたちが成長する過程にも遠からずその要因があるのではないかということもあります。ですから、子供たちの虐待を防止するという意味では、あらゆる関係者、あらゆる機関との連携はもちろんですが、条例を制定するに当たっては当事者の皆さんの声もしっかりと聞かせていただきながら、さまざまな連携が組めるような形で検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明21日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時35分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　大　浜　一　郎

会議録署名議員　　山　内　末　子

平成31年２月21日

平成31年
第　2　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　3　号）

平成31年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）

平成31年２月21日（木曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第3号

平成31年２月21日（木曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	27番	仲村未央さん
5番	次呂久成崇君	28番	照屋大河君
6番	宮城一郎君	29番	仲宗根　悟君
7番	大城憲幸君	30番	崎山嗣幸君
8番	金城泰邦君	31番	金城　勉君
9番	大浜一郎君	32番	末松文信君
10番	西銘啓史郎君	33番	具志堅　透君
11番	新垣　新君	34番	島袋　大君
12番	比嘉瑞己君	35番	中川京貴君
13番	西銘純恵さん	36番	座喜味一幸君
14番	平良昭一君	37番	嘉陽宗儀君
15番	上原正次君	38番	新垣清涼君
16番	当山勝利君	39番	瑞慶覧　功君
17番	亀濱玲子さん	41番	狩俣信子さん
18番	當間盛夫君	42番	比嘉京子さん
19番	上原　章君	43番	大城一馬君
20番	座波　一君	45番	糸洲朝則君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君

欠　席　議　員（１名）

46番　照屋守之君

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	企業局長	金城武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	宮城力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	公安委員会委員長	阿波連光君
保健医療部長	砂川靖君	警察本部長	筒井洋樹君
農林水産部長	島尻勝広君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
商工労働部長	屋比久盛敏君		
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	人事委員会事務局長	池田克紀君
土木建築部長	上原国定君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

休憩いたします。

午前10時１分休憩

午前10時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣　信子さん　おはようございます。

社民・社大・結連合を代表いたしまして、私、久しぶりの質問をいたします。

昨年の10月29日、脊髄の圧迫骨折で緊急入院をいたしました。あれからもう３カ月余りになるんですが、いまだに完全に回復というわけにはいきませんで、コルセットとつえをついて歩くというふうな状況であります。この間、皆様方にはいろいろ御迷惑と御心配をおかけいたしました。本当にありがとうございました。お世話になりました。

さて、玉城デニー知事が誕生してはや４カ月半が過ぎました。この間いろいろなことに積極的に取り組み、周囲の皆さんからやることがスピーディーだと高い評価を受けています。訪米初め政府との話し合い、在沖米軍とのかかわりなど多忙な中、真剣な取り組みが県民から高い信頼を受けています。平成31年度の予算を見ましても、県民に夢と希望を与えるすばらしいものになっています。その上、組織につきましても女性力を前面に出したことなど多くの女性たちから喜ばれております。

これらの知事の活躍にこれからますます期待を申し上げ、質問をいたします。

まず最初に、教育問題からです。

高校の校則と男女混合名簿導入の実態について伺います。

ア、制服等について細かい規則があると思いますが、現状はどうなっているか。また、ＬＧＢＴの生徒への対応はどうなっているか伺います。

イ、男女混合名簿の推奨について、依頼文が平成27年３月16日と３月17日に県教育長から出されています。県立高校で全国は81.9％が実施されていますが、沖縄は2018年で38.7％の実施率です。男女共同参画社会の観点からも男女混合名簿の導入が求められています。性別で分けない名簿の導入が進まない理由、これは何でしょうか。教育庁としてはどういうことに取り組んできたのかお伺いをしたいと思います。

次(2)、高校生のアルバイトについて伺います。

以前、私、定時制高校に勤務していたことがあります。そのとき多くの生徒がアルバイトをしておりました。

現状はどうなのかということで、以下伺いたいと思います。

ア、教育委員会としてアルバイト調査をしたと思いますが、その結果をどのように活用していますか。また、これまで何度調査をしたのでしょうか。

イ、平成26年度の調査では、現在・過去にアルバイト経験のある高校生は全日制で37.4％、定時制で77.0％となっていますが、アルバイトをしている高校生の数、割合、アルバイトの状況はどうなのか伺いたいと思います。

ウ、労働基準法第61条で18歳未満の子供は午後10時から翌日５時までは、原則として使用禁止となっています。しかし、アルバイトの終わる時刻は何時ですかという問いに対し、全日制の生徒の5.9％と定時制の26.7％が午後10時以降と答えています。労働基準法違反に対する指導はどのようになっているんでしょうか。

次エ、調査の中では、遅刻するとバイト代から引かれる、休むとやめさせられる、バイト代の未払いもあると答えていますが、このような状況に対して何か対策をとりましたでしょうか。

(3)、夜間中学校について伺います。

ア、平成29年度に公立中学校夜間学級等設置検討委員会を立ち上げ、いろいろな検討をしているようですが、検討委員会の取り組み・現状について伺います。

(4)、高校生のバス通学の無料化についての現状と課題について伺いますが、まずア、就労経験のある生徒47.1％のうち24.1％が収入を通学費に充てているとのことです。ことし中高生の通学実態調査を行うようですが、これは悉皆調査になりますか。予算は1793万2000円がついております。また調査の実施時期はいつになるんでしょうか。

イ、この調査を受けてこの事業を実施するのは大体いつごろになるんでしょうか。例えばことしじゅうにできるとか次年度とかいろいろあると思いますので、お答えいただきたいと思います。

(5)、教職員の不補充について伺います。

小・中・高教職員の不補充の実態と課題について伺います。

あちこちから学校休職――休んでいるけれども補充が来なくて困っているんだというお話があります。そういうことでちょっと聞きましたら、小学校では平成31年２月15日現在ですが、22名がまだ未配置、中学校で５名、高等学校９名、特別支援学校０名、計36名の教員が不補充の状態だということでありますので、例えばもう小学校なんかは毎回担任がずっとずっと見ていくわけですから、不補充があったら大変困ると思います。このあたりどういうふうに取り組んでいかれるのかお答えいただきたいと思います。

次(6)、教職員の働き方改革検討委員会について庁内職員で行われているようですが、社労士や教職員労組からも加えてほしいとの要望があります。検討してみてはいかがでしょうか。あわせて働き方改革検討委員会でどのようなことが話し合われているのか現状と課題についてお伺いしたいと思います。

私以前もこの働き過ぎの問題を取り上げたことがあります。過労死寸前の80時間の残業時間というのが結構ありました。やっぱりそれに対して具体的に教職員がどのような取り組みをしたら軽減できるのかということで、教育庁の取り組みについて伺っていきたいと思っております。

それから(7)、教職員の病休３年分とそのうち精神性疾患３年分の人数を伺います。他府県との比較についても伺います。

いただきました書類では、横ばいの状況がずっと続いておりまして、沖縄県は相変わらずワーストワンということでありますので、そこは本当に真剣にどういうところから来ているのか検証が必要だと思っていますので、お答えいただきたいと思います。

次(8)番、18歳から選挙権が付与されるようになりました。今回の県民投票は２月24日に行われますけれども、その取り組みがあっちこっちで行われています。シンポジウムをやったり、討論会をやったりいろいろあるようですが、それについてはどのくらい把握していらっしゃるのかなというふうな思いでおりまして、もう既に期日前投票が12万6000人、11％という状況の中で、この県民投票と絡んで、高校生に対する主権者教育はどのように取り組まれているのかお伺いしたいと思います。

２番、福祉問題についてです。

虐待問題について。

きのうも質疑がたくさん出たようでございますけれども、千葉県野田市で起こった10歳の少女への虐待死亡事件、余りにも悲惨です。お父さんから暴力を受けています。先生どうにかなりませんか。余りにも悲し過ぎます。虐待で死亡した前例があるはずなのにそれが生かされない現実。県警との連携やおかしいと感

じたとき、必ず子供の確認が必要ではないでしょうか。糸満に住んでいたとき、親戚から市役所への訴えもあったと言いますが、そのＳＯＳは子供を救うことができませんでした。

以下、伺います。

ア、過去３年分の相談件数、そのうち虐待と思われる件数。

相談員の人数。

相談員１人当たりの受け持ち人数と他府県との比較。

次、過去３年間に児童相談所で受け入れた子供の人数。

相談の内容による分別。

加害者・被害者への更生プログラム。

実はこれ私、こことっても大事にしていかんといけないと思います。加害者に対してもやっぱり更生プログラムというのをしっかり組んでいかないといけないと思うんですが、実は私が二十二、三年前、女性総合センターの館長をしておりましたときに、余りにも県内で夫による暴力、死亡事件も起こっておりました。結構驚くぐらい起こったんですね。そういう中で、当時那覇の市議会議員をしておりました高里鈴代さんと私と２人でアメリカの実態はどうなのか、アメリカはこの夫からの暴力に対してどういう取り組みをしているのかということで調査に行きました。シアトルとミネアポリスとロサンゼルス、３カ所行きましたけれども、向こうはやっぱり沖縄とも日本とも違いまして、ピストルを持った社会ですから、銃を持った社会ですから、虐待から逃れてくる人たちも非常に緊迫感がありまして、その囲う人も本当にいろんな状況の中でそれをサポートしているという実態がありました。聞いたのは、加害者にも被害者にも必ず更生プログラムがあるんだと。とにかくその更生プログラムを義務づけしているんだということがありまして、そこらあたりをやらないと夫による異常な暴力はおさまらないのかなと。沖縄では一体どうなっているんだというふうに思っています。またこのＤＶが子供に対する暴力にもつながっていくわけですから、暴力を振るっている人がどのようにしたらこれをやめられるのかという、そういう更生プログラムが沖縄にもぜひ必要だと思っております。これをぜひ取り入れていただきたいと思いまして、私は質問しております。

それから、県内の児童相談所での課題について伺います。

例えば四、五年しかまだいないとか、なれた人がいないとか、人数が足りないとかいろいろあると思うんですね。その児童相談所が今抱えている課題、これについて率直にお聞きしたいと思います。

次、性暴力被害者支援体制について伺います。

性暴力被害に遭ってもなかなか口に出せないのが実態であります。24時間365日の支援体制ができること、やっとここまで来たのかと私は感謝の気持ちなんです。しかし、場所の狭さや水道及び電気の配管の問題等ですぐには開設できないという状況のようです。今後のスケジュールと支援体制について伺いたいと思います。

３番、北部基幹病院について伺います。

(1)、県立病院としての不採算部門、これがどうなるのかということが気になっております。きのうちょっと部長から答弁を聞いてはいるんですけれども、なかなか納得できない部分がありまして、県立が今まで抱えていた不採算部門についてはどのようになっていくのか。

それから(2)、北部12市町村の対応について。それぞれの市町村で対応がまちまちかとは思うんですけれども、現在はどうなっているのか。

それから(3)番目に、今後のスケジュールについて伺います。私はことしいっぱい、今年度でめどがつくのかなと思ったんですがどうもそうではないようですので、今後どのようなスケジュールで基幹病院がつくられていくのか伺いたいと思います。

それから(4)番目に、この合併に向けて現状と課題、どういうのがあるのか伺いたいと思います。

４番目、女性力・平和推進課について伺います。

今回の組織改編で女性力・平和推進課が設置されると大城玲子部長からお聞きいたしましたが、玉城知事がやっぱり女性のこともしっかり考えて捉えて進めてくれているんだということで喜びました。思い起こせば大田知事のとき、女性の地位向上や男女共同参画社会づくりの実現のために女性政策室がつくられました。多くの女性たちが活気にあふれていたことを思い出しました。女性リーダーの育成や女性活躍に係る重要性・課題の啓発等の事業に1079万2000円の予算が計上されており、期待しています。事業等も大切ですが、あわせて各種審議会・各種委員会等への女性登用も進めていただきたいと思います。例えば大田県政のころは、それを細かくチェックして、この審議会はまだ女性はゼロですよとか、まだ二、三％しかありませんよとか、そういうことまで調べてちゃんとやっていただいたんですよ。

そういうこともあわせて(1)伺います。

各種審議会・委員会等への女性の登用比率は男性と

比べてどうなのか伺います。

(2)、男女共同参画センターてぃるるとの連携についてはいかがですか。

(3)、女性力の向上・活躍も大切ですが、男性の意識改革も大切です。どのようなことができるのか伺いたいと思います。

いまだに家庭内暴力があったりいろいろある中で、まだまだ意識改革が、男は上、女は下みたいなそういう男女間の意識もやっぱり変えていかなくちゃいけないと思っていますので、これについてもお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

おはようございます。

それでは、狩俣信子議員の御質問にお答えいたします。

福祉問題についての御質問の中の２の(2)ア、性暴力被害者ワンストップ支援センターについてお答えいたします。

平成27年２月に設置した沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターについては、今年度中の病院拠点型センターへの移行に向けて、施設整備を進めてきたところです。病院利用者の安全性を確保して工事を進める必要があることなどから、３カ月程度の工期の延長を要することとなっております。

沖縄県としましては、被害直後から相談支援や医療的支援等を提供する24時間365日対応可能な病院拠点型センターへの移行を万全に進めるため、協力病院や警察、各種相談機関等と連携を密にするとともに、医療従事者等被害者支援にかかわる人材の質の確保にも取り組んでまいります。

次に、女性力・平和推進課についての御質問の中の４の(2)、男女共同参画センターとの連携についてお答えいたします。

沖縄県男女共同参画センターてぃるるは、女性の地位向上を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資するために設置されております。沖縄県では、同センターを活用し、男女共同参画や女性リーダー育成に関する講座等を実施しており、女性の地位向上や男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行っております。

沖縄県としましては、今後とも、関係団体等と連携を図り、女性がさまざまな分野でその持てる力を十分に発揮できる社会の実現に取り組んでまいります。

次に４の(3)、男性の意識改革についてお答えいたします。

女性がさまざまな分野でその持てる力を十分に発揮できる社会を実現するためには、男性中心型労働慣行の見直しや、家事、育児などを男女が分担して行うなど、男性も含めた社会全体の働き方や意識の改革が必要であると考えております。

私自身も実は４人子供がおりますが、最初の長男、長女のときには仕事の残業やそれから土曜日、日曜日の出勤もあるなどなかなかＰＴＡにも参加できる時間を持てませんでした。しかし３人目から仕事が変わったことを契機に、育児にも少しずつ参加するようになり、４人目からは少し気持ちの余裕を持って子供たちの生活を見ることができる、そういう気持ちのゆとりができたのは、家族のお互いの支援・応援やそれから私たち家族を囲む地域社会やＰＴＡ同士のつながりも非常に大切だったと思います。ですから、家庭が孤立しない、人が孤立しない、そういう社会をつくっていくためには、あらゆる支援のネットワークが大切だとしみじみ感じました。

沖縄県としましては、その家庭や社会における男女の意識に関する調査を実施するとともに、調査結果を踏まえたシンポジウムや講演会等を通じて、職場や地域、家庭における男女共同参画の意義について理解促進を図る取り組みを行ってまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の教育問題についての御質問で(1)のア、制服の現状とＬＧＢＴの生徒への対応についてお答えいたします。

制服を定めている県立高等学校58校においては、男女制服の自由選択制を導入しているのが３校、導入を決定しているのが25校、現在検討中が９校、相談を踏まえて対応しているのが21校となっております。ＬＧＢＴの生徒については、それぞれの生徒の個性として尊重しており、男女の制服の選択等、学校生活についての相談に応じて各学校において丁寧な対応を行っております。

次に１の(1)のイ、男女混合名簿の取り組み等についての御質問にお答えいたします。

平成30年度の県立高等学校における男女混合名簿の導入状況は、60校中24校で、割合は40％となっております。学校においては、健康診断や体育等の教科

指導、諸調査などにおいて、男女別名簿が必要となることから、現時点において60％の学校で男女別名簿が使用されております。毎年５月に実施している導入促進に向けた状況調査によりますと、平成31年度から新たに９校が混合名簿の導入を検討しております。

県教育委員会としましては、引き続き、男女共同参画の観点から、混合名簿の導入を促進してまいります。

次に同じく１の(2)のア、県立高校におけるアルバイト調査の活用等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会における高校生のアルバイトに関する調査については、平成13年度以前から開始しており、これまで隔年調査を原則として実施しております。――隔年というのは１年置きという意味です。調査結果については、学校内で情報を共有し、深夜徘回や学業不振等、アルバイトが高校生活に影響を及ぼすことがないよう、適切な指導に向けて活用しております。

次に１の(2)のイ、アルバイトをしている高校生の割合等についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成30年度の高校生のアルバイトに関する調査を実施しており、現在集計中であります。平成28年度に子ども生活福祉部が実施した高校生調査によりますと、アルバイトを現在していると答えた生徒の割合が21.4％、過去にしたことがあると答えた生徒の割合が12.8％で、合計34.2％となっております。また、１週間に４日以上就労している割合は、50.4％となっております。

次に１の(2)のウ、高校生のアルバイトにおける労働基準法違反への対策等についての御質問にお答えいたします。１の(2)のウと１の(2)のエは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

県立高等学校では、原則としてアルバイトを禁止しておりますが、保護者が必要と認めたものについて、学校生活に支障を来すことがないことを前提に校長が許可しております。アルバイトにより成績が下がる、勤怠状況が悪くなるなど、学校生活に影響を及ぼす場合においては、当該生徒に対し、適宜指導をしております。アルバイトの内容や勤務時間等で問題が生じた場合には、保護者と相談し、学校が独自に対応した事例もあると承知しておりますが、労働基準法違反等の懸念が生じた場合には、基本的には関係機関等と連携した対応が必要であると考えております。

次に１の(3)のア、公立夜間学級設置へ向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、平成29年度に公立中学校夜間学級等設置検討委員会を立ち上げ、設置主体や対象者に関する検討を行ってまいりました。今年度は、さらに対象者等の詳細なニーズなどを把握して検討する必要があったことから、その調査を実施いたしました。今後、調査結果の取りまとめと分析を行うとともに、国や他の都道府県の動向等も注視しながら、引き続き検討委員会において検討を進めてまいります。

次に１の(4)のア、中高生の通学実態調査についての御質問にお答えいたします。１の(4)のアと１(4)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

県教育委員会では、中高生のバス通学費の負担軽減に向け平成31年度においては、中高生通学実態調査事業を実施することとしております。高校生については、６月までに、全日制・定時制課程の全生徒を対象として調査票の配布を予定しております。中学生については、市町村教育委員会と連携しながら、状況把握を行います。当該調査結果を踏まえ、具体的な制度の検討を行った上で、中高生のバス通学費の負担軽減に取り組んでまいります。

次に１の(5)のア、教職員の不補充についての御質問にお答えいたします。

教職員の配置については、年度当初ではおおむね配置されておりますが、年度中途の急な病気休暇等により、臨時的任用教員の配置におくれが生じる場合があり、平成31年２月15日現在、配置ができていないのは公立小中学校及び県立学校全体で36人となっております。

県教育委員会では、臨時的任用教員について、ハローワークでの求人募集のほか、教育委員会のホームページに募集案内を掲載するとともに、過去の臨時的任用教員経験者等に働きかける等、引き続き臨時的任用教員の確保に努めてまいります。

次に１の(6)、教職員の働き方改革についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、平成28年に沖縄県教職員業務改善推進委員会を庁内に設置し、県立学校及び市町村教育委員会に対する業務改善に向けた提言や、調査報告書の簡素化・縮減、部活動の適切な休養日の設定等、さまざまな取り組みを行っており、引き続き学校現場の業務改善に向け、実効性のある取り組みを推進してまいります。

なお、御質問の社会保険労務士や職員団体の職員を業務改善推進委員会に参加させることについては、その必要性を含め今後検討してまいりたいと考えており

ます。

次に１の(7)、教職員の病気休職者の人数、他府県との比較についての御質問にお答えいたします。

教育職員の病気休職者数は、平成27年度は421人で、うち精神疾患に係る休職者数は176人、平成28年度は413人で、うち精神疾患163人、平成29年度は424人で、うち精神疾患171人となっております。また、在職者に占める病気休職者の割合を全国と比較すると、病気休職者全体では、全国0.85％に対し沖縄県2.80％、そのうち精神疾患による病気休職者では、全国0.55％に対し沖縄県1.13％となっております。

次に１の(8)、主権者教育の取り組みについての御質問にお答えいたします。

主権者教育は、平和的で民主的な国家・社会の形成者として必要となる主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながらさまざまな課題を解決していく資質や能力を育むものであり、重要であると考えております。主権者教育については、全ての県立高等学校において授業の中で取り組んでおり、その内容としては、文部科学省等が作成した副教材などを活用した選挙制度等に関する授業、ディスカッションや講話、模擬選挙などがあります。また、外部機関を活用した事例としては、選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会、新聞社、県議会事務局などによる出前講座等があります。

今後とも関係機関と連携し主権者教育を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、福祉問題についての(1)のア及びオ、虐待に関する相談件数及び相談内容についてお答えいたします。２の(1)のアと２の(1)のオは関連いたしますので一括してお答えします。

平成27年度から29年度にかけて、児童相談所で受けた相談件数は、それぞれ4235件、4315件、4576件となっており、うち虐待の件数は687件、713件、691件となっています。平成29年度の虐待相談の種別内訳は、心理的虐待が一番多く52.7％、次いで身体的虐待が25.2％、ネグレクトが21.1％、性的虐待が1.0％となっています。

同じく２の(1)のイ及びウ、相談員の人数及び１人当たりの受け持ち数等についてお答えいたします。２の(1)のイと２の(1)のウは関連しますので一括してお答えいたします。

児童に関する相談については、児童相談所の児童福祉司が担っています。児童相談所の児童福祉司の人数は今年度49名となっており、児童福祉司１人当たりの受け持ちケース数は平成31年１月現在43.7件となっております。なお、持ちケース数の定義が各都道府県で異なることから、全国的な統計はなく全国との比較は困難となっております。

同じく２の(1)のエ、一時保護児童の人数についてお答えいたします。

県内２カ所の児童相談所において一時保護した児童の数は、平成27年度から29年度にかけてそれぞれ488人、597人、433人となっています。

同じく２の(1)のカ、加害者等への更生プログラムについてお答えいたします。

被虐待児童やその保護者に対しては、虐待専門カウンセラーが各児童相談所に１名配置されており、継続的にカウンセリングやケアを行っています。加えて、虐待を行ったもしくは行うおそれのある保護者等を対象に、専門機関のノウハウを活用して実践的な養育方法を指導する前向き子育てプログラムも行っています。

同じく２の(1)のキ、児童相談所の課題についてお答えいたします。

児童虐待相談件数の増加に伴い、平成17年度から30年度までの14年間で、正職員42名、非常勤職員47名を増員し児童相談所の体制強化を進めてきましたが、児童相談所の役割は拡大され続けており、さらなる体制の強化が課題となっています。また、集中的に増員を進めてきた結果、経験年数が浅い職員が多くなっていることから、職員への研修を強化し資質の向上に努めているところです。今般、国が児童相談所強化プランを示していることを踏まえて、県においても児童相談所の体制のあり方を検討してまいります。

なお、今回の千葉県野田市における女児死亡事案につきましては、児童相談所や市町村など各関係機関の連携のあり方等が問われております。

県としては、２月28日に臨時の市町村児童福祉主管課長会議を開催し、児童虐待防止対策の強化等に関する説明や情報共有の徹底について呼びかけを行う予定であります。

次に４、女性力・平和推進課についての御質問の中の(1)、審議会等への女性の登用状況についてお答えいたします。

平成30年４月１日現在の調査によると、県における審議会等の女性委員の割合は、委員総数1714名中521名で、30.4％となっており、県の男女共同参画計

画の目標値40％を下回っております。

県としましては、審議会等への女性登用を推進するため、沖縄県男女共同参画推進本部等を通じて全庁的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

それでは、３の北部基幹病院についての御質問の中の(1)、県立病院としての不採算部門についての御質問にお答えします。

県立病院が提供している不採算医療につきましては、北部基幹病院におきましても公立病院の役割としてその拡充を図り、引き続き提供していくこととしております。

次に(2)、北部12市町村の対応についての御質問にお答えします。

県は、これまでの協議会における議論を踏まえ基幹病院の新たな基本的枠組みとして、設置主体は県及び北部12市町村、市町村の負担は一定の範囲内とすることなどを内容とする案を作成し、説明してきたところであります。現在、北部12市町村においては、新たな基本的枠組みについての市町村間での協議や市町村議会への説明などが行われているものと理解しております。

次に(3)、今後のスケジュールについての御質問にお答えします。

北部基幹病院につきましては、新たな基本的枠組みに関する協議を開始したところでありますが、関係者間において方向性の一致を図り、基本構想、基本計画の策定に着手するなど着実に取り組んでいきたいと考えております。

次に(4)、合併に向けた現状と課題についての御質問にお答えします。

現在、公益社団法人北部地区医師会、北部12市町村及び県により北部基幹病院の設置主体、経営単位、経営形態などの経営システム全般に関する協議を行っているところであります。課題としましては、経営システムに加え、整備費用の財源、市町村の財政負担などさまざまな課題があるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

こんにちは。

社民・社大・結連合、社民党の照屋大河です。

狩俣信子さんに続き、会派代表質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について。

今議会知事提案の予算、そして施策、県知事就任をして最初の年度を通した提案になります。知事は、２月定例会の冒頭の所信表明において、県政運営に取り組む決意について、「ウヤファーフジへの敬い、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを大切にするとともに、自立、共生、多様性の理念のもと、包摂性と寛容性に基づく政策を推進し、本年を全ての人の尊厳を守り、誰ひとり取り残すことのない社会づくりのスタートの年にいたします。」と力強く表明されました。「特に、辺野古新基地建設問題については、司法ではなく対話によって解決策を求めていくことが重要」、「世界一危険と言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えており、辺野古移設にかかわりなく、同飛行場の県外・国外への移設、早期返還及び５年以内の運用停止を含む危険性の除去を政府に対し強く求めてまいります。」、「辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向けて、ぶれることなく、全身全霊で取り組んでまいります。また、子供の貧困対策を最重要施策に掲げ、全庁的な取り組みをもって貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供たちが夢や希望を持って成長していける社会を実現してまいります。」、「未来を担う子供たち、若者たちに、平和で真に豊かな沖縄、誇りある沖縄、新時代沖縄を託せるよう、（中略）全力で県政運営に当たる」との決意を述べられました。知事の所信を高く評価し、期待をし、会派としてもともに新時代沖縄の実現に取り組む決意を申し上げたいというふうに思います。

では伺います。

(1)、新年度県予算案について。

ア、新時代沖縄、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会、誰ひとり取り残さない社会実現のため、デニーカラー、玉城デニー県知事のカラーを前面に打ち出した重点施策について伺います。

イ、来年度国家予算において過去最大の歳出とは裏腹に沖縄関係予算は3010億円に据え置かれ、一括交付金も５年連続で減額されています。県予算案への影響について伺います。

ウ、市町村配分に対する考え方について伺います。

大きい２番、辺野古新基地建設について。

昨年12月14日、政府・防衛局は、埋立土砂を投入し、工事を強行しました。なりふり構わぬ工事の進め方は異様というほかありません。民間桟橋から土砂を搬出、県の承認を得ずに土砂の細かな土の割合を高く

して業者に発注、岩ズリの単価を１社だけの見積もりで決め、沖縄総合事務局が公表している単価を大幅に上回る設定など、工事は疑問だらけであります。

(1)、工事の進捗状況と埋立土砂について伺います。

ア、昨年12月14日以降、埋立工事区域に投入された土砂の量、運搬に使用されたトラック及び運搬船の台数等について県は把握しているか伺います。

イ、埋め立てられた面積は総面積の何％を占めることになるか。原状回復は技術的に可能と考えるか、県の見解について伺います。

ウ、防衛省が昨年12月14日以降、辺野古海域に投入している土砂は岩ズリか赤土か、県の見解とその根拠について伺います。

エ、沖縄防衛局が使用している埋立土砂をめぐり、2017年11月以降、沖縄県と事前協議することなく、土砂に含まれる砂や粘土など細粒分の割合を埋立承認文書に記載されている「概ね10％」から「40％以下」に変更して発注していたとされる問題について、防衛省は「細粒分含有率40％以下の土砂を埋め立てに使用することを県には事前に伝えており、了承も得ていた」と主張していますが、県も同じ認識か見解について伺います。

(2)番、新護岸着手及び新工区への土砂投入について。

去る１月28日、沖縄防衛局が大浦湾側の新たな護岸、Ｎ４、全長135メートルの整備に着手しました。Ｎ４護岸整備後、沖合に向かって伸びる護岸、全長515メートルにも着手する考えのようであります。政府は、外部有識者でつくる環境監視等委員会から工事のお墨つきを得たとしているが、問題は、委員会が監視機能を十分に果たしているかどうかであります。環境監視等委員会元副委員長の故東清二琉大名誉教授は、監視機能を果たせない委員会運営に疑問を持ち、昨年４月に辞任をしております。工事ありきで他の意見は聞かないという東さんの指摘は重いものであります。

以下、伺います。

ア、承認撤回の執行停止をめぐる国地方係争処理委員会の結論が出ない中、県による再三の行政指導を無視しての強行着工に対する県の受けとめと沖縄防衛局の対応について伺います。

国地方係争処理委員会の結論については、通告後の先日18日にその決定が示されましたが、昨日の答弁にもあるように、承認撤回への判断をされたということを――承認撤回をされたが認められたということではないというふうに受けとめていますので、防衛局の対応に関する県の見解について伺います。

イ、Ｋ８護岸付近の海底には移植対象のサンゴが確認されているが、防衛局は移植せずに護岸の途中（約250メートル）まで整備が可能との考えを示している。県も同じ認識か見解について伺います。

ウ、沖縄防衛局は現在土砂を投入している区域②－１に隣接する区域②への土砂投入を３月25日から、来月から始めると県に通知をしました。通知は県赤土等流出防止条例に基づくものだが、同条例に照らし、着工は認められるとの認識か、県の見解について伺います。

(3)、軟弱地盤について。

防衛省、沖縄防衛局は、大浦湾側一帯で確認されている軟弱地盤の存在と地盤改良の必要性を認めました。政府は今後、改良工事のため、設計変更申請し、約７万本もの砂ぐいを地盤に打ち込むことを検討しているようであります。防衛省の調査によると、軟弱地盤が約57ヘクタールの広範囲に及び、最大で海底からの深さが60メートル、水深90メートルに及ぶと言われています。政府は、護岸部分は締め固めた砂ぐいを大量に打ち込んで密度を高めるサンド・コンパクション・パイル工法、埋立部分は液状化を防ぐため、砂ぐいで水分を抜くサンドドレーン工法を用いることを想定しているようであります。一方、県は、地盤改良に工期５年、工事費500億円との試算を示しています。

以下、伺います。

ア、防衛省の調査結果や政府の検討している工法は、県の想定内（試算の範囲内）か。想定を超えるのであれば、工期・工事費、それぞれについて新たな見通し（試算）を伺います。

イ、軟弱地盤の存在は、県が埋立承認を撤回した事由の柱とも言えます。沖縄防衛局が設計変更を申請しても到底承認できるものではないと考えるが、知事の見解について伺います。

ウ、サンド・コンパクション・パイル工法に用いる砂ぐいは、素材に砂だけではなく金属の精製過程でできるスラグを使用することが想定されます。スラグを使用すると鉄分が海中ににじみ出て水質が変化し、サンゴなどの生物に影響が生じるおそれがあると言われています。事業者たる国に対し、環境影響評価のやり直しを求めるべきではないか、県の見解について伺います。

大きい３番、米軍基地問題について。

(1)番、嘉手納基地について。

去る２月４日、米軍横田基地に配備されている米空

軍の垂直離着陸輸送機ＣＶ22オスプレイ４機が事前通告なしに米空軍嘉手納基地に飛来いたしました。ＭＶ22であれＣＶ22であれ、オスプレイ配備反対、オスプレイ・ＮＯが県民の総意であります。暫定配備はもちろん、一時飛来であっても断じて認めるわけにはまいりません。翌２月５日には、配備中の在韓米軍烏山基地から嘉手納基地に飛来しているＵ２偵察機１機が、離陸時に外すべき地上走行用補助輪のうち、左側の補助輪をつけたまま民間地上空を飛行する事態が発生いたしました。重大事故と隣り合わせの運用に強い怒りを持って抗議をするものです。現在、嘉手納基地は補修工事による北側滑走路閉鎖のため、南側滑走路１本だけで運用されています。１月15日には、その１本の滑走路の両方向からＦ15戦闘機２機がほぼ同時に緊急着陸するという前代未聞のトラブルが発生いたしました。また、１月23日には、沖縄県や基地周辺自治体の猛反対を無視して、2017年９月以来となる嘉手納基地でのパラシュート降下訓練が強行されました。滑走路閉鎖で過密状態が一層増している嘉手納基地への外来機飛来、それに伴う運用増加で、一歩間違えば人命にかかわるような重大かつ深刻なトラブルが相次いでいます。

以下、伺います。

米軍基地問題について、(1)、嘉手納基地について。

ア、北側滑走路閉鎖によって軍用機の飛行経路や騒音状況に変化はあったか。また、外来機の飛来等の増減はどうか、県の分析について伺います。

イ、ＳＡＣＯ以来、嘉手納基地では固定翼機と回転翼機は共存できないという軍隊の論理が沖縄県を含む日米間で共通理解となっています。嘉手納基地におけるオスプレイ運用の危険性に対する見解について伺います。

ウ、去る１月23日、約１年半ぶりにＳＡＣＯ合意違反のパラシュート降下訓練が嘉手納基地で強行されました。恒常化させないためにも、例外的措置の撤廃や例外の具体的基準を日米間で明文化させるなど踏み込んだ対応が必要ではないか。全面禁止に向けた県の取り組みについて伺います。

エ、嘉手納基地周辺に新たに騒音監視システムを設置する米軍航空機騒音監視事業の狙いについて伺います。

(2)、普天間基地について。

ア、普天間基地の５年以内運用停止の履行期限である２月18日を迎えました。知事の受けとめとこの５年間を振り返っての所感について伺います。

イ、県として一日も早い普天間基地の運用停止に向けて、今後どのように取り組んでいくのか。辺野古を前提としない、新たな履行期限の設定を国に求めていく考えはあるか、知事に伺います。

ウ、嘉手納基地の滑走路閉鎖によって、普天間基地へのダイバード（目的地変更）が確認されるなど、普天間基地への外来機飛来が常態化している。ことしに入って普天間基地の騒音状況や騒音回数、外来機飛来の増減にどのような変化があったか、県の分析を伺います。

(3)、名護市数久田の米軍流弾事件について。

昨年６月に名護市数久田の作業小屋で発見された実弾について、キャンプ・シュワブの実弾射撃場レンジ10から演習中に発射された流弾だったことを米軍が認めました。

ア、その後、銃弾など資料の提供や基地への立ち入りについて米軍は協力的か、立件できそうか、捜査の進捗状況を県警に伺います。

イ、一方で、米軍は昨年12月24日から30日にかけてレンジ10を使用する旨を記した演習通報を県や名護市など関係市町村に通知した。捜査中であり、再発防止策も明らかにされないままに演習通報が発出されたことに対する県の受けとめを伺います。

ウ、演習通報では、発見された銃弾と同じ50口径弾による実弾射撃訓練は実施しないとしていたようでありますが、県として演習実態を確認できたかについて伺います。

大きい４番目、離島振興について。

(1)、県離島過疎地域振興対策会議における、住みよく魅力ある島づくり計画に基づく施策の取り組み状況を点検した離島ＰＤＣＡの実施結果について伺います。

ア、対策会議における協議の内容と離島振興に対する知事の考えについて伺います。

５番、土木建築部関連について。

(1)、首里城有料区域・沖縄美ら海水族館等の管理について、県が管理することにより公園利用者が得られるメリットについて伺います。

(2)番、下地島空港及び周辺用地の利活用事業について、進められている国際線等旅客施設の供用予定時期、施設計画及び整備効果について伺います。

６番、農林水産部関連について。

(1)、本県の農業産出額が２年連続で1000億円を超えるなど好調を維持していることが示されました。一方、沖縄21世紀ビジョン基本計画では、農林漁業産出額の目標を1540億円と定めています。

以下、伺います。

ア、現状と課題、農業振興の目指すべき姿をどう考えているか。

イ、離島農業の現状と課題について伺います。

ウ、本土において豚コレラの被害が拡大しているが対策はどうか。県の畜産業の現状と課題について伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　照屋大河議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１(1)のア、平成31年度の重点施策について、デニーカラーを前面に打ち出した重点施策についてお答えいたします。

私は、平成31年度を全ての人の尊厳を守り、誰ひとり取り残すことのない社会づくりのスタートの年と位置づけ、平成31年度当初予算案においては、私が公約に掲げた３つの視点を踏まえ、好調な経済のさらなる発展と沖縄らしい優しい社会の構築に向け、経済、平和、文化、教育、福祉、保健医療など、あらゆる分野の公約の実現に向け、施策を展開することとしております。

経済分野に関して新時代沖縄の到来の視点では、各領域において高い見識を有する方々による議論をさらなる施策の推進につなげるための万国津梁会議費、女性がさまざまな分野で持てる力を十分に発揮できる社会の実現に向けた女性力推進事業、競争力のある国際物流拠点の形成に向けた沖縄戦略的国際物流プラットフォーム強化事業、東洋のカリブ構想を強力に推進するためのクルーズ船プロモーション事業、2021年度供用開始を目指す工芸の杜（仮称）整備費、八重山郡内の乳製品等安定供給に向けた乳業施設高度化整備事業などを計上しております。

また、平和分野に関して誇りある豊かさの視点では、将来の国際協力を担う人材を育成するおきなわ国際協力人材育成事業、普天間基地及び嘉手納基地周辺の米軍航空機騒音監視事業、日米地位協定の問題点を明確化していく他国地位協定等の調査事業、戦争の歴史的教訓を次世代に継承する沖縄平和啓発プロモーション事業などを計上しております。

また、生活分野に関して沖縄らしい優しい社会の構築の視点では、犬・猫譲渡機会の拡大に向けた犬・猫譲渡施設の運営費、組踊上演300周年の記念事業、児童養護施設等退所者へのアフターケアを行う社会的養護児童自立支援事業、防災対策や景観形成に資する無電柱化推進事業、高度な情報通信環境の実現に向けて、沖縄本島と北大東島間の海底光ケーブル等を整備する大東地区情報通信基盤整備推進事業、中高生のバス通学無料化に向けた中高生通学実態調査事業などを計上しております。

平成31年度は、残り３年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに向け、各種施策に全力で取り組むこととしております。

次に１の(1)ウ、沖縄振興特別推進交付金の市町村配分に対する考え方についてお答えいたします。

平成31年度の沖縄振興特別推進交付金は、政府予算案において、前年度から47億円減額の561億円で閣議決定されました。

沖縄県としては、市町村における福祉・医療・教育分野や継続事業への影響を最小限にとどめること、及び特別枠の事業に対する拡大の要望を踏まえ、市町村への配分額を昨年度と同額の240億円とする配分案といたしました。この配分案につきましては、知事と市町村長で構成される沖縄振興会議において承認、決定されたところです。

次に２の(3)のア、辺野古新基地建設の費用及び工期についてお答えいたします。

埋立承認取り消しに関する審査請求の手続において、平成31年１月18日付で沖縄防衛局が証拠として提出した地盤に係る検討資料によりますと、地盤改良工事が必要な範囲等は、沖縄県が費用を試算した際の範囲よりも広範囲にわたっております。したがいまして、地盤改良工事の費用は、改めて試算したところ、沖縄県が当初試算した500億円よりも大幅に増加し、約1500億円となることが想定されます。地盤改良工事の工期としては、最短で５年が必要であること等が報道されております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中の３の(2)のア、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去につきましては、ＫＣ130空中給油機の岩国飛行場への移駐が完了しておりますが、普天間飛行場にはＭＶ22Ｂオスプレイが24機、ＣＨ53Ｅなどの回転翼機が30機、ＵＣ35などの固定翼機が４機、計58機が運用され続けており、５年以内運用停止については、いまだ実現されておらず甚だ残念であります。政府においては、辺野古移設とはかかわりなく同飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期返還に向け、最大限努力していただきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁を

させていただきます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のイ、一括交付金減額による影響についてお答えします。

沖縄振興一括交付金は、平成26年度の1758億円をピークに、５年連続減額されております。毎年度減額されることで、県予算にも一定の影響が生ずるものと考えております。このため、予算編成において、各事業の執行状況等の精査、必要に応じた事業内容の見直しやスケジュール調整を行うなど、最大限の事業効果が発現するよう努めております。また、既に着手した事業箇所の進捗状況を踏まえ、必要に応じて工期等の見直しを図るとともに、新規事業・箇所については、地域や現場の要望等に配慮しながら、実施の優先度や対策の緊急度等に応じて、事業箇所を選定し、きめ細かく予算配分を調整することにより、減額の影響を最小限にとどめられるよう取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、辺野古新基地建設についての御質問のうち(1)のア、埋立工事の状況についてお答えします。

普天間飛行場代替施設建設事業の埋立土砂の投入量について、沖縄防衛局に照会したところ、平成30年12月14日から平成31年１月31日までの間に、埋立区域②－１に投入した土砂の量は、約４万1000立方メートル、船舶は約58隻分との回答がありました。

次に２の(1)のイ、埋立面積と原状回復についてお答えいたします。

沖縄県赤土等流出防止条例の事業行為通知書によると、現在埋立土砂が投入されている海域は約6.3ヘクタール、全体の埋立面積の約４％であり、埋立材の量は13万7500立方メートルとなっていることから、１月31日時点で埋め立てられた面積は、全体の約1.2％程度と推定されます。原状回復については、公有水面埋立実務ハンドブックによれば、費用面等を別にすれば、しゅんせつという行為があり得る以上、その土砂を元に戻すことは不可能とまでは言えないものとされております。

次に２の(1)のウ、投入土砂についてお答えいたします。

沖縄防衛局は、平成30年12月14日に埋立土砂の性状試験結果を県に提出しております。提出された性状試験結果は、投入された土砂の粒度、液性・塑性等の性状試験結果としては疑義があることから、県は性状試験結果について、疑義照会を求め、投入地点における立入調査を求めているところであります。

次に２の(2)のイ、Ｋ８護岸の着工についてお答えいたします。

県は、サンゴ類の移植・移築については、環境保全図書に記載されているとおり、事業実施前に移植・移築することを求めているところであります。

次に２の(3)のイ、変更承認についてお答えいたします。

公有水面埋立法第42条第３項で準用する第13条の２第１項では、承認後に願書等で示した内容を変更して埋立工事を実施する場合の手続を定めております。変更承認申請が提出された場合には、法第４条第１項及び第２項の免許基準との適合性等について法令に基づき審査することとなります。

次に２の(3)のウ、サンド・コンパクション工法のスラグ使用についてお答えいたします。

サンド・コンパクション工法にスラグを使用する事例があると報道されたことは承知しております。地盤改良工事を行うには、変更承認の対象となることから、変更に伴う環境影響等についても確認していくことになると考えております。

次に５、土木建築部関連についての御質問のうち(1)、首里城及び沖縄美ら海水族館の県管理で、公園利用者が得られるメリットについてお答えいたします。

県は、両施設の管理に当たり、県の観光施策等と連携した利活用を図ることとしております。また、地域と連携した行催事の実施や展示解説、体験プログラムの充実等、利用者にとってより魅力的な施設となるよう取り組んでいきたいと考えております。なお、県の管理開始後は、より多くの方々に利用いただくための取り組みの一環として、首里城において70歳以上の県民を対象に入場を無料とする制度を試行しております。

次に５の(2)、下地島空港旅客施設の供用等についてお答えいたします。

第１期の利活用事業である三菱地所株式会社が実施する国際線等旅客施設は、現在、整備工事が進められており、本年３月30日に供用開始を予定しております。本施設は、一部の屋根に木材を使用した地上１階の鉄筋コンクリートづくりで、リゾートを体感できるよう豊かな緑と自然の光を取り込んだ施設計画となっ

ております。同施設では、宮古圏域の第二の空の玄関口として、国際線や国内線ＬＣＣ等、多様な航空需要を取り入れることとしており、入域客数の増大などの効果があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２、辺野古新基地建設についての御質問の中の(1)のエ、埋立土砂の細粒分の変更についてお答えします。

沖縄県赤土等流出防止条例に基づく埋立区域②－１に係る事業行為通知書の審査の過程において、沖縄防衛局より細粒分含有率は40％以下である旨の説明がありました。細粒分含有率については、赤土等の流出防止対策等を規制する本条例の審査の対象ではないことから、公有水面埋立法において改めて協議されるべきであると認識しており、埋立承認に係る細粒分含有率の変更を了承したものではありません。

同じく２の(2)のウ、赤土条例に基づく埋立区域②着工の可否についてお答えします。

埋立区域②については、沖縄県赤土等流出防止条例に基づき、沖縄防衛局より平成31年１月21日に事業行為が通知されております。

県としましては、現在、通知された赤土等流出防止対策の内容が施設基準及び管理基準に適合しているか厳正に審査を行っているところです。

次に３、米軍基地問題についての御質問の中の(1)のア(ｲ)、嘉手納飛行場周辺における騒音状況の変化についてお答えします。

嘉手納飛行場北側滑走路の補修工事開始日の前後30日間の騒音について比較したところ、１日当たりの騒音発生回数は、北側滑走路閉鎖後15測定局全てで増加しております。また、騒音の指標であるＬｄｅｎについても15測定局中14局で増加しております。このようなことから、北側滑走路閉鎖後も周辺住民の生活環境に依然として影響を及ぼしている状況にあると考えております。

同じく３の(1)エ、米軍航空機騒音監視事業についてお答えします。

本事業は、嘉手納飛行場周辺４地点、普天間飛行場周辺３地点に映像監視装置を設置し、機種の特定や飛行経路の確認など監視機能の強化を図るものであります。これにより得られた客観的なデータをもとに、航空機騒音の軽減について米軍等関係機関に強く求めてまいりたいと考えております。また、あわせて情報公開システムを構築し、測定結果等をインターネットで公開することとしており、県民、国民に米軍基地からの騒音の実態を広く情報発信していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　２、辺野古新基地建設についての(2)のア、埋立工事に係る県の見解と対応についてお答えします。

沖縄県としては、国土交通大臣の行った執行停止決定は違法・無効であって、県が行った埋立承認取消処分は有効であるという立場であります。沖縄防衛局は、県の埋立承認取り消しにより、工事を行う権限を失ったまま違法に工事を行っていることから、県はこれまで再三にわたり、工事の中止及び原状回復を指導しましたが、同局は県の指導に一切従わずに工事を強行しており、許されるものではありません。なお、国地方係争処理委員会においては県が行った承認取り消しではなく、国土交通大臣が行った執行停止決定が違法な国の関与であるかどうかが審議されたものですが、同委員会は執行停止決定の適法・違法に触れることなく２月18日に県の審査申し出を却下したものであります。

県としましては、今後も引き続き、執行停止の効力をとめることに全力を挙げるとともに、沖縄防衛局に対し違法な工事の中止及び原状回復を強く指導してまいりたいと考えております。

次に３、米軍基地問題についての(1)のアの(ｱ)、嘉手納飛行場北側滑走路の閉鎖に伴う影響についてお答えします。

沖縄防衛局によると、平成31年１月７日から工事のため嘉手納飛行場北側滑走路が閉鎖されているとのことですが、閉鎖前後の飛行経路については、把握していないとのことであります。外来機の飛来状況については、沖縄防衛局が実施している目視調査の結果によると、平成31年１月の航空機離着陸回数等に占める外来機の割合は、約28％となっており、平成30年４月から12月までの割合と同程度となっております。

次に３の(1)のイ、嘉手納飛行場におけるオスプレイ運用の危険性についてお答えします。

ＳＡＣＯ最終報告が発表される前に、離発着のスピードが異なる固定翼機と回転翼機を、１つの飛行場で管理できるかということが問題となったことは、承知しております。また、政府は、オスプレイの安全性は確認されているとの見解を出しておりますが、県としては、オスプレイに対する県民の不安は一向に払拭

されていないと考えております。

県としては、建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対であり、今後とも、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

次に３の(1)のウ、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練についてお答えします。

県は、去る２月12日に外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局に対し、また、２月14日に在沖米国総領事館及び米軍に対し要請を行うなど、これまで米軍及び日米両政府に対し、嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施しないよう、強く要請してきました。

県としては、パラシュート降下訓練は、沖縄県民の基地負担軽減を図るというＳＡＣＯ最終報告の趣旨に沿って厳格に運用されるべきであると考えており、三連協と連携し、米軍及び日米両政府に対し、嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施しないよう粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に３の(2)のイ、普天間飛行場の運用停止についてお答えします。

５年以内運用停止は、約10年かかるとされる辺野古移設までの間の普天間飛行場の危険性除去が極めて重要であるとの認識のもと、平成25年の沖縄政策協議会で求めたものであり、辺野古埋立承認の条件ではなく、また、辺野古移設とはかかわりなく実現されるべきものであると考えております。県はこれまで、危険性除去の実現に向け、同飛行場所属機の県外・国外への長期ローテーション配備などの具体策を政府に対し求めてきました。

県としましては、同飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期返還について、宜野湾市と連携し、引き続き政府に対し強く求めてまいります。

次に３の(2)のウ、普天間基地への外来機飛来についてお答えします。

県が実施した平成30年度航空機騒音測定結果については現在集計中ですが、ことし１月の騒音発生回数は、昨年10月から12月の騒音発生回数と比較すると大幅に増加しております。また、普天間飛行場では、ＫＣ130の岩国飛行場への移駐、オスプレイ等の県外への訓練移転が行われている一方、沖縄防衛局が実施している目視調査では、外来機の離着陸調査回数が平成29年度は415回でありましたが、平成30年度では１月時点で既に1266回と大幅に増加しており、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

次に３の(3)のイ、レンジ10の使用再開についてお答えします。

米軍は、レンジ使用の規則を守らずに、不十分な手順で発射したことが事故原因と発表しております。県は、事故原因及び再発防止措置について詳細な説明が行われていないことから、平成30年12月27日、米軍及び沖縄防衛局に対し、事故原因の説明と実効性のある再発防止措置の実施、並びにその公表を行うとともに、その間レンジ10で訓練を行わないよう強く要請したところです。

県としては、引き続き地元名護市とも連携を図りながら、実効性のある再発防止措置などが行われるまでの間、レンジ10で訓練を行わないよう粘り強く働きかけてまいります。

次に３の(3)のウ、レンジ10の演習実態についてお答えします。

レンジ10の演習通報は、発見された銃弾と同じ「50口径弾による実弾射撃訓練は実施されない」ことが記載されております。当該通報を受け、沖縄防衛局に演習状況を照会したところ、実際の訓練の実施状況は、運用に関する事項であることを理由に米軍から情報が得られていないとのことであります。県は、レンジ10を初めとするキャンプ・シュワブ内における実弾射撃訓練や安全対策の実施状況を確認するため、立ち入りを申請しているところであり、引き続き米軍の演習等の実態把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　３、米軍基地問題についての御質問のうち(3)のア、県警察の捜査の進捗状況についてお答えをいたします。

昨年６月、名護市数久田の農作業小屋で銃弾様な物が発見された事案については、関係者からの事情聴取や物の鑑定等を行ったほか、米側の協力を得て訓練射撃場レンジ10に立ち入り、現場の状況を確認するなど所要の捜査を進めているところであります。また、当方からの照会に対し、昨年12月には、米側の調査結果として、農作業小屋で発見された物は、米軍の訓練中に発射された銃弾である旨の回答を得たところです。

今後の捜査の見通しについて、予断をもってお答えすることは差し控えますが、県警察としては、引き続き米軍や沖縄防衛局等関係機関とも連携をし、必要な捜査を適切に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　４の(1)のア、離島振興対策会議の内容と、離島振興に対する考えについてお答えいたします。

県では、去る２月５日に沖縄県離島過疎地域振興対策会議を開催し、住みよく魅力ある島づくり計画に基づく平成29年度離島ＰＤＣＡの実施結果について協議を行いました。成果指標の達成状況は、「前進」が72.9％、「横ばい」が12.5％、「後退」が13.5％となっております。また、主な取り組みの推進状況は、「順調」が91.3％、「やや遅れ」が6.2％、「大幅遅れ」が2.2％となっており、離島振興の取り組みについては、おおむね順調であることを確認しました。

県では、離島振興を重要施策と位置づけており、今回のＰＤＣＡ実施結果を踏まえ、引き続き離島における定住条件の整備や特色を生かした産業振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　６、農林水産部関連についての御質問の中(1)ア、農林水産業の現状と課題、目指すべき姿についてお答えいたします。

本県の農林水産業を取り巻く環境は、農林漁業従事者の減少や高齢化、台風や干ばつによる農作物被害、農業用水源の確保やかんがい施設の整備のほか、ＴＰＰ11等国際情勢の影響など、多くの課題を抱えております。このため、県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、平成33年度の目標値を農林漁業産出額1540億円、農林漁業就業者数２万4500人と定め、各施策に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き持続的農林水産業及びフロンティア型農林水産業の振興を図ってまいります。

次に同じく(1)イ、離島農業の現状と課題についてお答えいたします。

本県離島の平成28年の農業産出額は484億円で、県全体の約47％を占めており、26年からの伸び率は27％と、好調な沖縄農業を離島が牽引しております。課題としましては、台風や干ばつによる農作物被害、農業従事者の減少・高齢化に加え、輸送条件の不利性、農業用水の確保などが挙げられます。そのため、県では、一括交付金等を活用し、農林水産物流通条件不利性解消事業、含蜜糖振興対策事業、水利施設整備事業などの各種施策に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き離島農業の振興に取り組んでまいります。

次に同じく(1)ウ、豚コレラ侵入防止策と県内畜産業の現状と課題についてお答えいたします。

岐阜県で発生した豚コレラは、愛知県にまで感染が拡大しております。そのため県では、ＪＡなどの関係団体や養豚農家と連携し、侵入防止対策の強化を図っております。具体的には、１、農家への防疫対策説明会や侵入防止強化対策会議の開催、２、農場の衛生状況の立ち入り・点検・指導、３、豚コレラ確認検査の強化などを実施しており、今後も対策に万全を尽くしてまいります。平成29年の畜産産出額は、肉用牛や養豚が好調であったことから、６年連続増加の457億円と過去最高を記録しております。今後の課題としては、ＴＰＰやＥＰＡ等の対策や生産基盤体制の強化などがあります。

県としましては、畜産業をさらに推進するため各種施策を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　基地問題、嘉手納について再質問を行います。

先ほど１月のパラシュート降下訓練について公室長は、２月12日、14日と政府関係、それから米軍関係に実施をしないよう強く要請を行ってきた。これからも粘り強くその取り組みをしていくということでの答弁でありましたが、本日新聞報道にあるように、きょうの午後３時から５時という時間帯で、再び１カ月もたたない中で米軍嘉手納基地でパラシュート降下訓練を実施するとの航空情報（ノータム）が発表されたようであります。例外が例外でなくなってしまっている。それからこのパラシュート降下訓練も含めて、嘉手納基地における運用の実態が異常な日常、あるいは同じきょうの新聞にありますが、新たに就任された田中局長ですが、地域の抗議要請について、この嘉手納周辺の爆音について、瞬発的で人体への影響は科学的に立証されたものではないと繰り返し発言したようであります。

先日、社民党沖縄県連合としても、嘉手納を取り巻く異常な状況、日常に対する抗議を行ってきました。防衛局長――田中防衛局長が対応されましたが、基地があることで運用を認めざるを得ない、そういう立場での対応でありました。先ほどの公室長の答弁からすれば、防衛局が米軍に問い合わせをしても運用上報告はできないという回答が繰り返される。それに対して改めて強く申し出をすることもしない政府・防衛局の対応があるわけですから、知事、就任されて――知事

はこの嘉手納周辺で先ほどお話にあった子育てをし、暮らしをしてきたというふうに思っています。就任されてからも三連協の皆さんと一緒になって東京要請をされたということも承知をしていますが、改めてこの嘉手納周辺の実態、状況に対して、また先ほど申し上げたようなパラシュート降下訓練を実施するという発表については、時間ぎりぎりまでやるべきではないということを県で取り組みをしていただき、もし実施されるようなことがあれば強く抗議をしていく。地元嘉手納町、嘉手納町議会もそのような対応をとる準備は進められているようです。地域住民、地域自治体、地域議会と周辺議会と一緒になって、県としても嘉手納の異常な状態について国に強く申し入れをしていく。二度とパラシュート降下訓練、危険なパラシュート訓練を行わないように強く求めていく、そういう知事の対応を求めます。

以上について答弁をいただきたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　照屋大河議員の再質問にお答えいたします。

ただいま部局に確認しましたところ、きょうの午前中にも統括監から訓練をしないように申し入れるということをまず確認をいたしました。そして、もし万が一にも訓練が実施された場合には、明日にも沖縄防衛局長と外務省沖縄大使を呼び出して厳重に抗議をするということもあわせて確認をしております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

〔当山勝利君登壇〕

○当山　勝利君　社民・社大・結連合の当山勝利です。

会派を代表して質問いたしますが、休憩に入ると思ってたんでちょっと油断しておりましたけれども、それでは始めたいと思います。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

2019年度組織・定数編成におきまして、知事が掲げる主な公約の実施施策の取り組み強化として新たに29名の職員が配置され、全体で124名体制により取り組まれます。昨年の選挙で知事が県民に約束された公約の早期実現に向けて大きく前進すると期待しております。

そこで、その取り組み強化において何点か伺います。

１つ目は、人材（財）の育成・自立経済発展資源の創出についてです。

国際災害救援センター（仮称）は、アジア諸国などの大規模災害時の支援活動や台風対策などについて、本県が国内外に貢献できるように役割を検討するとし、被災国からの援助要請を受け、人命救助活動ができるようにすると。また、台風対策及び津波対策などに関しては、効果的な研修実施に取り組むとしておりますが、設立に向けた具体的な取り組みについて伺います。

万国津梁会議（仮称）は、ダイバーシティ、デモクラシー、ディプロマシーの考え方を県政に生かすために設置し、平和、経済、文化、教育などの各領域において高い見識を有する方々に参加していただき、議論をさらなる県の施策推進につなげるとしていますが、取り組まれる事業内容について伺います。

以前、議会で新沖縄発展戦略の施策について伺いました。そのとき、沖縄はアジアの玄関口として大きな潜在力を秘めており、ビジネスのジャンプ台として日本再生の牽引役を担うことが期待されている。そのため、アジアの橋頭堡やソフトパワーの機能の強化が必要となっている。新沖縄発展戦略では、その基本的方向の実現に向け、那覇空港の機能強化を見据えた世界水準の拠点空港化など18項目の重要度の高い施策を取りまとめ、同戦略を総点検に反映させ、次期振興計画の検討につなげるとしております。そして2018年度より総点検作業に着手したと答弁がありました。次期振興計画の検討におきまして、年度ごとの計画と自立型経済を実現するためにこれまでの振興計画の現時点でわかっている問題点について伺います。

２つ目は、社会資本・産業基盤の整備についてです。

沖縄都市モノレールは観光客の増加や県民の足として、乗客数は年々順調に増加し、2017年度の乗客数は1814万6486人となりました。そのため、朝夕の混雑は激しくなり、朝７時台の運行時刻も最短で４分間隔になりましたが、それでも乗客の方々に御迷惑をおかけしているのが現状です。さらに、首里駅からてだこ浦西駅までの延長部分がことしの夏に開業する予定で、モノレールがより混雑することが容易に予想されます。報道でゆいレール３両化検討とありましたが、沖縄都市モノレール輸送力の増強は喫緊の課題です。その実現に向けた取り組みについて伺います。

沖縄県を縦断する鉄軌道の導入は、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の移動利便性の向上、交通渋滞の解消による経済の活性化、基地返還跡地のまちづくりの推進などに資する重要な社会基盤となり、その実

現は県民の願いでもあります。構想段階で那覇市から名護市までの間を通る７ルート案から１ルート案に絞られ、計画段階に入りました。６万人余りの方々からパブリックコメントもあり、県民の関心の高さがうかがえます。しかし、鉄軌道事業化には多くの課題も残されており、整備新幹線で行われている公設民営の上下分離方式が実現できるかどうかは大きな鍵だと思われますが、鉄軌道実現に向けた本年度の取り組みについて伺います。

次に、地位協定について伺います。

総務企画委員会では、ことし地位協定や基地の返還跡地利用などの調査を行うために、１月20日から27日までの日程でドイツ・イタリアへ視察してまいりました。ドイツではゼムバッハ空軍飛行場跡地利用の状況、ラムシュタイン米空軍基地が存在するラムシュタイン＝ミーゼンバッハのヘヒラー町長やラインラント＝プファルツ州議会との意見交換を行いました。ヘヒラー町長との意見交換で、米軍人は60年代ごろ基地外で事件を起こしていたが、今は少なくなり礼儀正しくなったこと、ゼムバッハ空軍飛行場跡地は全て返還されたわけではなく汚染された土地は返還されてないこと、病院や学校の上空は飛ばないように飛行ルートが設定されていることなどがありました。ラインラント＝プファルツ州議会の意見交換では、冷戦時代は訓練が多く騒音被害で悩まされていたが、冷戦が終結し、ドイツ国内に25万人いた米軍人が3.5万人に、ラインラント＝プファルツ州に７万人いた米軍人も1.7万人に減った。今、米軍人が引き揚げた基地の跡地利用が大きな課題となっている。地位協定の改定の話し合いに州は余り関与せず、国主導で行われたなどがありました。

イタリアでは、トリカリコ元ＮＡＴＯ軍司令官、ランベルト・ディーニ元首相と面談し、トリカリコ氏は基地の問題、法律の問題、事件・事故が解決しないという現状はどこか法的な欠陥がある。法を改定しなければならない。米軍人が罪を犯しても日本の法律で裁かれないことは世界の法律上あり得ない。日米地位協定にそのような事項が入っていること自体が問題で治外法権となっている。米軍はどこの国でも他国に裁かれたくない。しかし、それは世界常識としておかしいと強く語っていました。また、ランベルト・ディーニ氏は沖縄の米軍基地に関して、簡単に解決はできない。日本政府が本気で取り組まなければならない。しかし、日本政府の沖縄に対する対応は昔のままであるように見える――これはつまり進んでいないということです。沖縄県民がまとまっていけば道理があるほうが強い。普天間基地もそのままになっている。沖縄だけの問題ではない。世界が普天間基地の問題を知っている。国会は動くべきだが何も変わっていない。普天間基地があれば防衛上安全か検証しなければならないが、日本政府は基地があるから安全であるという検証を怠っている。ＮＡＴＯ基地の保持や動かし方はその国、つまりイタリアならイタリアの責任者が入り仕切っている――監督しているということですね。しかし、日本はそうなっていない。世界の常識が、日本並びに沖縄にないなどその他にも多くの有用な情報交換ができました。

今回の視察は、米軍基地のあり方、軍人の環境や地位協定において、日本の常識が世界の非常識であることを明確にし、地位協定の改定は国がしっかりと対応しなければならないということを浮き彫りにしました。

そこで伺います。

県は、これまでドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスの欧州４カ国の地位協定について調査されてきたわけですが、これまでの成果について伺います。また、今後の計画と調査結果の活用について伺います。

ドイツでは、騒音低減委員会が該当区域の首長、市民代表、航空監督などで組織され、年二、三回程度開かれています。夜10時から朝６時までは静穏時間として、軍はその時間に訓練をする場合、事前に連絡し許可を得なければなりませんが、その委員会ではなぜ飛んだかなどの質問や騒音を軽減していくための話し合いがなされています。本委員会は義務ではなく任意でつくられており、一定程度の成果をおさめているようですが所見を伺います。

その関連質問で、米軍航空機騒音監視事業につきましては、先ほど照屋大河議員に御答弁がありましたので、このドイツでの委員会との関係があれば御答弁ください。

これまで調査された欧州の基地内汚染に関して伺います。県内では米軍基地が原因と考えられる環境汚染が懸念されるところですが、欧州との違いと所見について伺います。

嘉手納ラプコンの進入管制業務が日本に移管された後、詳細は公表されていませんが、アライバル・セクターと言われる嘉手納飛行場を中心に長さ108キロメートル、幅36キロメートル、高さ600メートルから1800メートルの範囲で空域が新たに設定され、那覇空港に離着陸する民間機の飛行高度が制限されているため、那覇空港の滑走路が２本になってもそれを十分に生かせないと考えられます。日本及び沖縄に存在

する米軍機優先の空域があることに対し、欧州との違い並びに所見を伺います。

外務省は国内の軍属に関する人数を公表し、地位協定によって軍人と同じ特権が与えられる軍属がいまだ多く存在することがわかりました。沖縄県内の軍属は何人で、補足協定に基づく軍属範囲の見直しで要件を満たさない軍属は何人いたのか。また、欧州の地位協定の違いと今回の外務省の発表に対する県の所見を伺います。

外務大臣は、国会の答弁の中で、米軍と構成員等に対し個別の取り決めがない限り国内法は不適用であるとしたが、県の所見を伺います。

アジア経済戦略構想について伺います。

アジア経済戦略構想推進・検証委員会は、「うちなー経済　万国をつなぐ　新たなステージへ」と題し、拡大する県経済の持続的な成長に向け、次のステージを見据えた施策展開が必要とし、那覇空港の中長期的なグランドデザインの早期作成や先端ＩＴ技術を活用したビジネス創出支援の強化、水産物等の輸出に係る衛生証明書等の柔軟かつ迅速な発行など13項目を知事に提言いたしましたが――ここは本年度ではなく次年度に訂正させていただきます。次年度予算にどのように反映されたのか伺います。

アジアのダイナミズムを取り込むアジア経済戦略構想にとって、アジア諸国の経済状況は気になるところであります。中国の2018年国民総生産の成長率は、前年比で6.6％となり0.2ポイント減速、28年ぶりの低水準になりました。また日本の一部地域では、米中貿易摩擦により先行き不透明感が強まっていると言います。しかし、中国の経済の成長率はプラスであり、さほど沖縄には影響はないという声もあります。一般論として先行きが不安になると個人消費の落ち込みが起こり、そのため削られやすいのは観光にかけられるお金ではないでしょうか。

そこで中国の景気減速に対する沖縄への影響と所見を伺います。

アジアをつなぐ国際競争力ある物流拠点の形成について伺います。那覇空港の貨物取扱量は国際貨物がふえ増加傾向にありますが、少し頭打ち感があります。また、那覇港の取扱貨物量はふえてはいるものの、輸移出量より輸移入量が多い状況は変わりません。

そこで、国際競争力ある物流拠点の形成において目指す姿に対し実現できていることは何か。また、次年度関連事業の実施により何を解決しようとしているのか伺います。

2018年の沖縄県入域観光客数は984万2400人と過去最高を記録し、外国人観光客数も空路、海路ともに増加し290万人余となり、前年比で14.2％の伸びとなっています。また、2017年度の沖縄県の観光における経済波及効果において直接効果が6912億円、間接効果が4788億円、合計１兆1700億円となり、前回調査より14.2％の増加、雇用誘発効果も14万2734人で前回調査より13.2％の増加と推計値が発表され、沖縄県観光業の好調な実態が数字でもあらわれています。

旅行・観光消費額のさらなる増加をもくろむには、世界水準の観光・リゾートの実現が必要ですが、その実現に向けた次年度の取り組みについて伺います。

また、その玄関口となる那覇空港内においての緊急医療体制について伺います。これはシンガポールのチャンギ空港もしっかりと取り組まれているということもありましたので伺いたいと思います。

大型ＭＩＣＥ施設の整備において、県はこれまで168件の国からの質問に対し全て回答し、国に対して丁寧に説明をしてこられたと思います。

そこで、これまでの内閣府との交渉に対する所見を伺います。

また、今後の再検討の中で県の財政や民間力の活用を視野に入れているということですが、整備実現に向けた今後のスケジュールと概要について伺います。

観光目的税の導入に向けた検討委員会で宿泊税導入の検討がなされており、次年度観光振興財源確保検討事業も展開されるなど、観光目的税の実施に前向きに取り組むように見受けられます。

そこで、これまで検討されてきた内容と今後の展開について伺います。

那覇空港内に航空機整備施設（ＭＲＯ）が完成し運用が開始され、ことし１月７日より航空機整備事業が本格的に始まり、年間で100機の整備や点検を目指していると聞いております。

また、ＭＲＯを中心に航空関連産業クラスターを形成し県経済に寄与するとしていますが、那覇空港の滑走路拡張整備後も含め今後の展開について伺います。

先日、県立図書館におきまして、那覇市とＩＳＣＯ主催の「第４次産業革命未来を創るテクノロジー」というオープンセミナーがあり、その中で、ＡＩは人間の仕事を奪うと言われているが、これまで勘と経験でやってきた商売をＩｏＴ、ＡＩ、ＢＩを活用し、経営の効率化を図ることで、あいた時間をより創造的な時間に向けることができるという趣旨の発言を聞き、なるほどと感心をし、またそうあるべきであると思いました。

さて、県はアジア有数の国際情報通信拠点スマートハブの形成を目指し、ＡＩ、ＩｏＴなどのＩＴイノベーションを実現するための関連事業が展開されていますが、沖縄県のＩＴ事業における全体像について伺うとともに、次年度何を主眼として取り組まれるのか伺います。

また、ＡＩは自治体での活用が進んでおり、例えば長野県などでは単純な作業をＡＩに代替させたり、徳島県などでは会議録や記者会見の文字起こしにＡＩを活用し、さらには要約文まで作成させたり、千葉市では公用車にスマホなどを搭載して路面を撮影し、ＡＩに損傷度を判定させて道路補修の効率化を図るなどをしています。

沖縄県としてもＩＴ産業を推進するのであれば、まず行政からＡＩを活用した事業を考えるべきではないでしょうか伺います。

沖縄県のものづくり産業の割合は全国と比べ低いのが現状です。沖縄県の製造品をアジア諸国へと販路拡大するためには、まずものづくり産業の振興が必要であり、県も同じ認識と思います。

そこで、沖縄からアジアへとつながる新たなものづくり産業の推進において、これまでの成果を伺います。また、次の予算に何か新鮮さが欠けるように見えますが、今後の展開について伺います。

県は、培養量産施設の整備や細胞を組み立てることにより最大で１センチメートルの大きさの構造物が同時に４個できる完全密閉型３Ｄバイオプリンターを導入するなど、先端医療・健康・バイオ産業として再生医療を含め高度な医療拠点を目指していますが、進捗状況と今後の展開について伺います。

文化観光スポーツについて伺います。

2040年までに男女とも平均寿命日本一復活を目指す沖縄県にとって、生涯スポーツの推進は生活習慣病の予防や体力の維持のために重要です。県は総合型地域スポーツクラブの活性化を通じた地域住民の健康力向上に向け環境整備を行っていますが、これまでの実績と成果について伺います。

また、県内には各種のサークル的なスポーツクラブ、例えばテニスとか野球とかハンドボールなど多く存在し、自分の好きなスポーツや若いころに部活動などでしていたスポーツをすることで健康維持に努めている方も大勢いらっしゃいます。実態について把握されているか伺います。

これから運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインに沿って中高生の部活動が実施され、決められた範囲内で部活動が行われることになります。県は競技スポーツの推進として競技力の向上を進めています。学校教育の中での競技力向上は今までのようにいかなくなるのは目に見えており、それを解消するには民間スポーツクラブを利用するなどにより補完する手だてが必要であると思われますが、所見を伺います。

沖縄県内のスポーツツーリズムの実績について伺います。また、キャンプだけでなく年間を通してスポーツ資源を利活用したスポーツツーリズムの推進が必要と思われますが、現状と県の取り組みについて伺います。

浦添市前田にお墓があります玉城朝薫が冊封使をもてなすために創作した歌舞劇、組踊が上演されて300年がたち、それを記念した事業が行われるようですが、その事業について伺うとともに、観光コンテンツとしての展開について伺います。また、組踊、琉球舞踊、沖縄芝居などに従事されている方々に対する支援について伺います。

伝統工芸について伺います。

工芸振興センターの機能と工芸品の展示・販売や情報発信、工芸従事者と県民や観光客などが交流する場を新たに確保する工芸の杜（仮称）の整備に向けたこれまでの取り組みと今後の計画、そして同施設における工芸分野の起業家等を育成するための体制について伺います。

首里王府の命により唐に留学し、飾り職のわざを修めた初代から数えて７代目となる金細工――これクガニゼークと読みますが――の又吉さん、さらに同じく首里王府時代につくられた芭蕉紙の作成技法を復活し継承する安慶名さんのことは以前取り上げさせていただきました。それぞれ500年、400年の歴史がある伝統工芸に携わっていても組合を設立することができず、生産している伝統工芸品が県の指定を受けられない状況にあります。さらに従事者の高齢化、後継者不足など状況は深刻です。県の文化芸術振興条例の第７条４項に「県は、本県の歴史及び風土に培われたびんがた、織物、陶器、漆器その他の伝統工芸が将来にわたって継承され、及び発展するよう必要な施策を講ずるものとする。」とあります。県の取り組みについて伺います。

世界自然遺産、自然史博物館について伺います。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録に向け、国において、延期勧告の主な理由である分断された推薦区域の連結や北部訓練場返還地の推薦区域への追加等、推薦書の内容の見直しや強化に取り組んでいるということでしたが、これらの課題は解決できたか伺います。また、今後の計画について

伺います。

昨年７月東京で行われたシンポジウム「日本で初めての国立自然史博物館を沖縄に！」に参加させていただきました。これは大浜部長も参加されたと思いますが、シンポジウムでは基調講演、識者における座談会、沖縄から参加した高校生の活動報告、そして国、県、経済団体、設立準備委員などによる座談会が行われました。それらのプログラムの中で、日本では国立科学博物館が自然史の一部を担っているが専門の博物館がない。ヨーロッパでは英国などにあり、アフリカ大陸までの自然史を網羅し、北中南米においては米国のスミソニアン博物館がある。しかし、アジアにはないことから日本における国立自然史博物館の設立が求められている。国立科学博物館には450万点の標本数があるが世界と比べ１桁少なく、もっと専門的に集積する必要がある。また、全国の大学での標本は担当教授の退官により廃棄のおそれがあり、それらを集約する必要がある。以上の理由から国立自然史博物館が求められている。国立自然史博物館がアジア地域における海水並びに淡水魚、サンゴ、動植物などの生物多様性が高いのは東南アジアであり、その中に琉球も含まれる。また、距離的なアクセスの利便性を考えて国立自然史博物館を沖縄に設立することは意義が大きいという内容でした。

また、群馬県立自然史博物館に行き、館内及びバックヤード、自然史博物館の設立の経緯、目的、役割そして地域の学習の場としての取り組みについて視察してまいりました。そこは年間約20万人の観覧者があり、教育普及活動は幼稚園生から高齢者、また入門編から研究型まで幅広く実施し、教育普及による参加者は年間延べ約６万人いると。特徴的な自然史博物館にするには、標本管理者と研究者の充実が必要であり、研究者も大学との連携による人事が望ましいなど、1995年に３万点を超える化石標本を沖縄県立博物館に寄贈された長谷川義和名誉館長と意見交換をさせていただきました。沖縄にアジアをカバーする国立自然史博物館ができれば、沖縄の観光振興だけではなく、群馬県立自然史博物館のように多くの県民やそこを訪れた人々が科学的な目を持つ機会に触れることができる、とても意義のある施設になると思っております。

そこで、国立自然史博物館誘致に向けた沖縄県の今後の取り組みについて伺います。

所有者不明土地について伺います。

全国的に所有者が不明な土地が増加し、公共工事推進の妨げや税の未徴収など支障が生じています。一般に、土地や家屋の所有者が死亡すると新たな所有者となった相続人は相続登記を行うなどの手続に入りますが、相続登記は義務ではなく、名義変更の手続を行うかどうか、いつ行うかは相続人の判断に委ねられております。そのようなことが原因で所有者不明土地問題が起きています。さらに、沖縄県においては沖縄戦の影響による所有者不明土地もあります。

そこで所有者不明土地が原因で県内の公共工事に影響があった事例と件数、また調査状況について伺います。

３年前、熊本地震の２カ月後に豪雨災害があり、その影響で土砂崩れが起こりました。その現場で所有者不明土地があり調整が難航し、県が補強工事に着手できなかったなどの事案が発生しています。沖縄県も台風などがあり、例外ではないと思いますが、対応について伺います。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法は、所有者不明土地の増加に伴い、公共事業の推進などのさまざまな場面において円滑な事業実施に支障が生じていることを踏まえ昨年成立しましたが、同法により所有者不明土地に関する諸問題は解決できるか伺います。

以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　ただいまの当山勝利君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時12分休憩

午後１時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前の当山勝利君の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　当山勝利議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１(3)のア、他国地位協定の調査についてお答えいたします。

ヨーロッパでの調査では、受け入れ国は自国の法律や規則を米軍にも適用させており、米軍機を飛行規制していることや墜落事故時には受け入れ国が主体的に捜索を行っていることなどが明らかになりました。また、空域を有効活用することはＩＣＡＯ（国際民間航空機関）加盟各国の共通理解であり、軍は空域を占有せず、必要な時間のみ使用していることもわかりました。

沖縄県としましては、今後、調査対象国を韓国、フィリピンなどアジア諸国等にも拡大し、調査結果を

パンフレットなど一般国民にもわかりやすい形で示すことで、同協定の見直しの必要性に対する理解を広げ、国民的議論を喚起していきたいと考えております。

次に、アジア経済戦略構想についての御質問の中の２の(1)、推進・検証委員会提言の予算への反映状況についてお答えします。

私は、アジアの中心に位置する地理的優位性と、沖縄が誇るソフトパワーなどの強みを生かし、アジア諸国との経済交流を強化してまいりたいと考えております。このため、委員会の提言を踏まえ、構想推進計画関連の来年度当初予算案には、先端ＩＴ技術を活用したビジネス創出や、医療機器の開発・製造基盤の創出、水産物、畜産物等の県産ブランド化と海外輸出体制の強化などに関する取り組みとして、合計95事業、約140億円を盛り込んでおります。

沖縄県では、推進計画に基づく施策を着実に展開することで、アジアのダイナミズムを取り込み、好調な沖縄経済のさらなる成長や発展を実現してまいります。

次に、文化観光スポーツについての御質問の中の３の(4)ア、組踊上演300周年記念事業についてお答えいたします。

組踊は、琉球王国時代に生み出された舞台芸術で、ユネスコ無形文化遺産にも登録された日本を代表する伝統芸能の一つであります。ことし、1719年の「冊封の宴上演」から300周年を迎えます。このことから、私が会長を務める組踊上演300周年記念事業実行委員会におきましては、沖縄で暮らす人々が、組踊を初めとする沖縄文化に対する誇りを新たにし、より一層沖縄文化に親しみ、支える環境づくりを目指し、さまざまな記念事業を実施することとしております。

沖縄県としましては、当該記念事業を通して、国内外に組踊の魅力を発信するとともに、観光メニューとして展開できるよう関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に３の(4)のイ、組踊、琉球舞踊、沖縄芝居など伝統芸能従事者への支援についてお答えいたします。

県では、組踊、琉球舞踊、沖縄芝居など沖縄の伝統芸能の保存・継承を図るため、若手実演家の育成を目指したかりゆし芸能公演や、芸能団体等が県外及び海外で行う公演に対する支援のほか、観光と連携させた舞台公演、文化関係団体の基盤強化に対する支援などさまざまな取り組みを行っております。

県としては、これらの取り組みに加え、次年度はかりゆし芸能公演の予算額を増額し、北部、宮古、八重山地域でも開催するなど公演地域や公演回数を拡充することとしており、このように芸能従事者が活躍できる舞台公演等を支援することで、安定的かつ持続的な文化芸能活動が行えるよう環境づくりに努めていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のア、国際災害救援センター（仮称）設立に向けた取り組みについてお答えします。

国際災害救援センター（仮称）とは、ソフト的な組織ネットワークを想定しているもので、アジア諸国の大規模災害時の支援活動や台風対策等について、本県から人材の派遣や知見、技術の提供等により、国内外に貢献することを目指しております。具体的には、本県に毎年来襲する台風対策の知見と過去国内で発生した大規模災害を教訓とした津波対策等を生かし、アジア諸国の抱える災害対策上の課題等について、担当職員１名を配置しアジア諸国への事前調査等を行うとともに、ＪＩＣＡ沖縄と連携し効果的な研修実施等に取り組んでまいります。

次に１の(3)のイの(ｱ)、ドイツの騒音軽減委員会についてお答えします。

ドイツでは、騒音軽減委員会が設置され、米軍が地元自治体からの意見などを聴取しているほか、夜間の飛行制限についても、例外に該当する事由を限定列挙するなど実効性のある対策が講じられています。

沖縄県としては、日本においても、地元自治体の意見を反映させる地域委員会の設置や、実効性のある騒音規制措置を講じることが必要であると考えており、引き続き日米両政府に対してその実現を求めてまいります。

次に１の(3)のウ、欧州の基地内汚染についてお答えします。

他国地位協定調査では、近年、米軍機による事故や訓練に関するさまざまな問題が発生していることを踏まえ、国内法の適用、基地の管理権、訓練・演習への関与、航空機事故への対応の４項目を中心に調査を実施しております。ヨーロッパの４カ国では、受け入れ国側の立入権が何らかの形で確保されているほか、ボン補足協定においては基地の使用にドイツ法令が適用されることや環境保全を目的とする詳細な規定が設けられていることがわかっております。基地内での汚染など環境分野の実際の運用等に関する調査について

は、今後の検討課題にしたいと考えております。

次に１の(3)のエ、米軍機優先の空域についてお答えします。

文献等によると、米軍機が嘉手納飛行場及び普天間飛行場に優先的に着陸するために、アライバル・セクターと言われる着陸空域が設定されており、那覇空港に離着陸する民間機の飛行高度が制限される管制業務上の措置が行われているとのことであります。一方、県が現地調査した欧州４カ国については、自国軍、駐留軍のどちらも空域を占有せず、必要な時間のみ使用していることがわかりました。日本においては、横田空域など米軍が占有する広大な空域が存在し、欧州とは大きな違いがあると考えております。

次に１の(3)のオ、軍属に関する外務省の発表とＮＡＴＯ地位協定についてお答えします。

外務省に確認したところ、2018年10月末時点の都道府県別の軍属の人数等について把握していないとのことです。ＮＡＴＯ地位協定における軍属は、文献等によると、締約国の軍隊に随伴する文民であって、かつその締約国の軍隊に雇用されている者でなければならない旨規定しており、日米地位協定における軍属の範囲より狭くなっていると理解しております。

県としましては、基地外に居住する米軍人等の実態が明らかではなく、住民が不安を覚えていること等から、市町村ごとに居住する米軍人等の人数などについて、引き続き公表を求めてまいります。

次に１の(3)のカ、米軍への国内法の適用についてお答えします。

外務省は１月にホームページに掲載していた、駐留軍に国内法が適用されない理由の説明から「国際法」の文言を削除するなどの修正を行い、国会においても同様に答弁を修正しました。一方で外務省は、考え方に特に変わりがあるわけではなく、説明をよりわかりやすくしただけであり、個別の取り決めがない限り、受け入れ国の法令は適用がないと説明しております。

県としては、これまでの調査結果等から、個別の取り決めがない限り、受け入れ国の国内法が適用されることが原則であると考えており、今後も、他国の地位協定について調査を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のイ、万国津梁会議（仮称）の設立に向け、取り組む内容についてにお答えいたします。

来年度に新設を予定する万国津梁会議（仮称）は、平和、経済、文化、教育等の分野の会議を設け、知事が示すテーマ等について、高い見識を有する方々に議論していただき、提言を行う会議としたいと考えております。現在、各会議の具体的なテーマ等について最終的な検討を行っているところですが、この会議での議論をさらなる政策の推進につなげていくことで、沖縄21世紀ビジョンの基本理念及び５つの将来像の実現を促進し、新時代沖縄の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に２、アジア経済戦略構想についての御質問の中の(4)、世界水準の観光・リゾート地形成に向けた今後の取り組みと空港の緊急医療体制についてにお答えいたします。

県では、世界水準の観光・リゾート地の実現に向け、これまでの航空路線やクルーズ船の誘致活動等の取り組みに加え、今年度のアジア経済戦略構想推進・検証委員会の提言等も踏まえ、観光２次交通機能の拡充や観光消費額の増加に向けたキャッシュレス化の推進など、受け入れ体制の強化に取り組んでいくこととしております。また、那覇空港における緊急医療体制の整備については、ニーズや現状等を踏まえながら、今後、那覇空港ビルディング株式会社等と意見交換をし、必要な対策を講じていきたいと考えております。

同じく２の(5)、大型ＭＩＣＥ施設に係る国との交渉に対する所見及び今後のスケジュールと概要についての御質問にお答えいたします。

県はこれまで、政府与党や内閣府等に対し、国が課題とする需要・収支の見込み及び周辺受け入れ環境整備の見込みについて、基本設計前の段階で可能な作業は全て行い、説明は尽くしたと考えております。しかしながら、国との協議が長期化し、沖縄振興特別推進交付金の制度終期である2021年度末までに施設整備を完了させることができなくなりました。そのため、次年度は、民間資金の活用を含めた整備財源の確保策を中心に、事業のあり方について再検討を行い、整備スケジュールを含む今後の進め方を整理していきたいと考えております。

同じく２の(6)、観光目的税の導入に向けた検討内容と今後の展開についての御質問にお答えいたします。

観光目的税の導入に向け、県では有識者及び観光関連団体等で構成する観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会を設置し、課税客体や課税免除、税率等の制度の詳細について、検討していただいているとこ

ろであります。

県としては、今年度末に予定されている同委員会からの提言を受けた後、さらに検討を重ねた上で、条例の制定や総務大臣との協議等を行い、観光目的税を早期に導入できるよう取り組んでまいります。

次に３、文化観光スポーツについての御質問の中の(1)、生涯スポーツの推進の実績と成果等についてにお答えいたします。

県では、生涯スポーツ社会を実現し、県民の健康増進や体力向上を図るため、毎年、スポーツ・レクリエーション祭を開催するとともに、地域で活動する総合型地域スポーツクラブの創設・育成などに取り組んでいるところであります。平成30年度のスポーツ・レクリエーション祭への参加者数は１万193人で、平成22年度以来の１万人超えを達成しております。また、総合型地域スポーツクラブの育成率は82.9％となっており、全国平均の80.8％を上回っております。

県としては、生涯スポーツ社会の実現に向けて、引き続き関係機関と連携しながら、生涯スポーツの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく３の(3)、スポーツツーリズムの実績と取り組み等についての御質問にお答えいたします。

県では、課題である観光シーズンの平準化に向けて、温暖な気候とスポーツ資源を活用し、年間を通したスポーツツーリズムの推進に取り組んでいるところであります。具体的には、県内で開催されるスポーツイベントへの支援や国際大会等の誘致、県内スポーツ環境等の国内外でのプロモーション、スポーツコミッション沖縄と連携したスポーツコンベンションの推進などを行っております。その成果として、直近のスポーツコンベンションに係る県外・海外からの来訪者数は、平成26年度が５万5368人、平成27年度が５万5965人、平成28年度が６万3701人となっており、増加傾向で推移しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての中の(1)のウ、自立型経済の構築に向けた振興計画の課題についてお答えいたします。

これまでの沖縄振興諸施策の推進により、沖縄の社会経済は好調を持続していますが、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあります。自立型経済の構築に向けた課題としては、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市としての空港や港湾機能の強化、富裕層のニーズに対応する観光産業の高付加価値化、国際的クルーズ拠点の形成、新技術・イノベーションへの対応、人手不足が深刻化する産業分野における労働力の確保などが挙げられます。

県では、現在、沖縄振興計画等の総点検作業を行っており、引き続き、新沖縄発展戦略を反映させた総点検報告書を取りまとめ、新たな振興計画の検討につなげてまいります。

次に同じく１の(2)のイ、鉄軌道の事業化に向けた本年度の取り組みについてお答えいたします。

県では、昨年５月に沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を策定し、鉄軌道導入に係る県としての考え方を取りまとめました。一方、沖縄への鉄軌道導入に関する国の調査においては、費用便益比や採算性などが課題として示されております。このため、県としては、費用便益分析等の諸課題について、今年度から事業の実現に向けた検討を行うとともに、公設民営型の上下分離方式を可能とする特例制度の創設等、早期の事業化を国に要請しているところです。あわせて、将来のフィーダー交通ネットワークの構築を見据え、各地域における公共交通の充実について、まちづくりの主体である市町村等との協働により検討してまいります。

次に２、アジア経済戦略構想についての中の(2)、中国経済の減速に伴う沖縄への影響等についてお答えいたします。

日本銀行那覇支店が２月に発表した県内金融経済概況によると、県内経済は引き続き拡大する可能性が高いとする一方で、リスク要因として、本土及び海外経済の動向等を挙げております。

県としましては、今後とも、中国や世界経済の動向を注視する必要があると考えております。

次に同じく２の(8)のイ、ＡＩの自治体での活用についてお答えします。

今後、人口減少が進む中にあっても、質の高い行政サービスを提供していくためには、限られた財源と人的資源を有効に活用していく必要があります。このため、ＡＩ等の新たな技術の活用についても検討していく必要があると考えております。現在、国内の幾つかの自治体において、会議録の作成等にＡＩが導入されている事例がありますが、技術的な課題もあると聞いております。

県としましては、今後のＡＩ技術の進展を注視しつつ、他県における活用状況等情報収集に努めてまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(2)のア、モノレール輸送力増強についてお答えいたします。

沖縄都市モノレールの平成29年度の１日当たりの乗客数は４万9716人で過去最高となっており、沖縄都市モノレール株式会社においては、乗客の混雑対策として増便による対応を行っております。現在、県において、モノレール需要予測調査を行っているところであり、あわせて、同株式会社と連携して、関係機関から成る沖縄都市モノレール中長期輸送力増強検討会議を開催し、３両編成等を含めた中長期の輸送力強化について検討を進めているところであります。

次に６、所有者不明土地について、所有者不明土地の公共工事への影響等についてお答えいたします。６の(1)と６の(2)は関連しますので一括してお答えさせていただきます。

県では、平成30年10月に県公共事業を対象に実施した所有者不明土地に係る調査において、４事業195筆が所有者不明であることを把握しております。平成30年６月に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が公布され、一定の要件を満たす場合には、公共事業における収用手続にかかる期間の短縮が図られることとなりました。なお、同法の手続だけで、所有者不明土地の諸問題を解決できない場合には、引き続きこれまで活用してきた土地収用法に基づく不明裁決申請及び不在者財産管理人選任制度とあわせて、関係機関等と連携して対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)のイの(ｲ)、米軍航空機騒音監視事業についてお答えします。

本事業は、嘉手納飛行場周辺４地点、普天間飛行場周辺３地点に映像監視装置を設置し、機種の特定や飛行経路の確認など監視機能の強化を図るものであります。これにより得られた客観的なデータをもとに、航空機騒音の軽減について米軍等関係機関に強く求めてまいりたいと考えております。またあわせて、情報公開システムを構築し、測定結果等をインターネットで公開することとしており、県民・国民に米軍基地からの騒音の実態を広く情報発信していきたいと考えております。

次に５、世界自然遺産、自然史博物館についての御質問の中の(1)、世界自然遺産登録に向けた課題への対応及び今後の計画についてお答えします。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録につきましては、延期勧告の主な理由である分断された推薦区域の連結や北部訓練場返還地の推薦区域への追加等の課題に対応した上で、推薦書の内容の見直しや強化を行い、本年２月１日、国において、推薦書を提出したところであります。今後は、ことしの夏から秋ごろに行われる諮問機関ＩＵＣＮによる現地調査や推薦書の審査等を踏まえて、来年夏ごろに開催される世界遺産委員会において登録の可否が決定される見込みです。

県におきましては、引き続き国や地元関係団体等と緊密に連携しながら、2020年の確実な登録を目指して取り組んでまいります。

同じく５の(2)、国立自然史博物館誘致に向けた今後の取り組みについてお答えします。

国立自然史博物館の誘致については、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくという方針を位置づけており、シンポジウムの開催、関係省庁への説明、沖縄担当大臣等への要請などを実施しております。

県としましては、国への働きかけ及び県内外での機運醸成が重要であることを踏まえ、設立意義、沖縄県の優位性、期待される効果等について、今年度、誘致に向けた基礎調査を実施しているところであります。今後は、その基礎調査の結果に基づき、関係省庁への要請や県内の経済団体等への説明を実施するとともに、他の博物館等の先進事例を参考に日本学術会議とも連携しながら、官民一体となった取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２のアジア経済戦略構想についての(3)、国際競争力ある物流拠点の形成に向けた現状と取り組みについてにお答えいたします。

沖縄県では、沖縄の強みを生かし、日本及びアジアの経済産業の成長に貢献するため、沖縄貨物ハブの開設、国際物流特区の指定拡大、国際ロジスティクスセンターの整備などの取り組みを推進してまいりました。次年度におきましては、農産物や加工食品等に加え、高付加価値な工業製品も含めたさらなる国際貨物取扱量の増大を図り、国際競争力ある物流拠点の形成を目指してまいりたいと考えております。

同じく２の(7)、航空機整備施設における今後の展開についてにお答えいたします。

航空機整備施設は、那覇空港の地理的優位性や第２滑走路の増設を踏まえ整備し、平成30年11月１日に供用開始、ことし１月に入居企業が操業を始めております。今後は航空需要の拡大に伴い、航空機の整備需要を取り込む機会がふえることから、同施設に従事する航空機整備士のさらなる雇用の拡大が見込まれます。また、県としましては、入居企業と連携して装備品やタイヤ、パーツの保管・整備・修理などを行う新たな企業の誘致を行い、航空関連産業クラスターの形成に取り組んでまいります。

同じく２の(8)のア、沖縄県のＩＴ事業の全体像や平成31年度の取り組みについてにお答えいたします。

沖縄県では、県内情報通信関連産業のさらなる発展を目指すとともに、ＩＴがもたらすイノベーションを各産業分野へ応用することで、生産性の向上や高付加価値化を図り、産業全体の振興につなげていきたいと考えております。この方針に基づき、平成31年度には、ＩＴ人材育成支援のほか、ＡＩやＩｏＴなどを活用した実証事業支援・導入支援や、国際ＩＴ見本市のプレ開催等を予定しております。

同じく２の(9)、新たなものづくり産業の推進の成果と今後の展開についてにお答えいたします。

県では、沖縄の地域資源などを活用した付加価値の高い製品開発や、ものづくりを支える基盤技術の高度化、国内外への販路拡大等に取り組んでいるところであります。これらの取り組みでは、専門コーディネーターによるハンズオン支援等を行いながら、製品開発や商談会出展等により、海外での売り上げ増加などの成果に結びついております。今後は、沖縄型医療機器製造基盤創出事業による医療機器の県内での開発・製造の促進や、産学官連携製品開発支援事業による競争力の高い製品開発に加え、工芸の杜（仮称）を整備して人材育成等を推進してまいります。

同じく２の(10)、再生医療を含めた先端医療・健康・バイオ産業の進捗状況と今後の展開についてにお答えいたします。

再生医療につきましては、これまでに琉球大学医学部へ再生医療の研究促進に向けた再生医療研究センターを整備するとともに、県内外の研究機関及び企業との共同研究によるバイオ３Ｄプリンターの試作や細胞の大量培養機器の開発を行いました。現在は、医療機関とともに、同機器の実用化に向けて動物試験などを進めております。また、今後の展開としましては、先端医療の産業化を目指して、再生医療関連産業の中核となる細胞培養加工施設の整備に向けて取り組んでおります。

次に４、伝統工芸についての(1)、工芸の杜（仮称）の整備に向けたこれまでの取り組みと今後の計画、起業家等育成についてにお答えいたします。

工芸の杜（仮称）の整備につきましては、平成26年度に基本計画を策定し、平成27年度から平成28年度に用地取得と基本設計を終え、平成29年度に実施設計を完了しました。また、建設地において陶磁器の破片等の文化財が確認されたことから、平成30年度は文化財発掘調査を実施しております。今後は、平成31年度から建設工事を開始し、平成33年度の工事完了、供用開始を予定しております。同施設には、経験の浅い工芸産業従事者やこれから起業を目指す人が利用できる貸し工房を整備するとともに、技術研修や各種セミナーを開催し、人材育成に取り組んでまいります。

同じく４の(2)、県指定を受けていない伝統工芸製品に対する県の取り組みについてにお答えいたします。

本県には、県の条例に基づき指定された伝統工芸製品が26品目ございます。指定を受けていない伝統工芸製品については、技術相談への対応、新製品開発や県外への販路開拓、自己プロデュース力の養成など、個別事業者向けの支援を実施しております。また、木工芸や金細工などについては、技術者養成事業などによる人材育成を通して、今後を担う人材の育成に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の文化観光スポーツについての御質問で(2)、競技力向上のための手だてについてお答えいたします。

県教育委員会では、平成30年３月に、スポーツ庁が策定したガイドラインにのっとり、去る12月に運動部活動等の在り方に関する方針を策定したところであります。同方針では、運動部顧問は、中央競技団体が、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引きを活用して、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの導入により、短時間で効果が得られる指導を行うこととしております。また、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、民間事業者の活用等により、ともに子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での

スポーツ環境整備を進めるとしております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 新垣清涼君。
〔新垣清涼君登壇〕
○新垣　清涼君 ちょっと休憩お願いします。
○議長（新里米吉君） 休憩いたします。
午後２時４分休憩
午後２時４分再開
○議長（新里米吉君） 再開いたします。
○新垣　清涼君 ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。
会派おきなわの新垣清涼ヤイビーン。
代表質問を行います。ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。
今度の日曜日、２月24日に県民投票が行われます。当初は、５つの市で実施が危ぶまれていました。私が住む宜野湾市もその一つであり、多くの市民から不満や苦情が寄せられていました。そんな１月末に県議会では、代表者会議が開かれ選択肢を二択から三択にした条例改正案が全会一致で可決されました。本会議では、反対や退場する議員もいましたが、全県で実施することになり５市の県民の権利が守られました。
そういう経過がある今回の県民投票ですが、その経過の中で、照屋守之自民党前県連会長の判断は個人的に拍手を送りたいと思います。
それでは質問に入ります。
１、知事の新年度に向けた決意について。
玉城知事は、さきの選挙において辺野古新基地建設の阻止、経済と平和の両立という前知事の政策の継承、新時代沖縄に向けた公約を掲げ当選されました。自立、共生、多様性の理念のもとにこの１年の取り組みが期待されています。
(1)、知事公約の基本として、誰ひとり取り残すことのない社会づくりで次年度の取り組みを伺います。
次に(2)、県民投票についてであります。
多くの若者たちの努力と県民の協力によって県民投票が行われることになりました。
ア、その意義と取り組みを伺います。
イ、その結果を受けての今後の取り組みを伺います。
２、米軍基地問題について。
(1)、米軍基地キャンプ瑞慶覧返還跡地について。
ア、返還跡地の環境調査の取り組みとその成果、対応を伺います。
イ、跡地利用計画で沖縄健康医療拠点として沖縄バイオインフォメーションバンクが計画されているようですが、その内容と進捗状況、国、県のかかわりを伺います。
ウ、返還されて３年経過していますが、土地活用の開始時期とそれまでの地主への地代補償などについて伺います。
(2)、基地周辺の環境問題について。
ア、ＰＦＯＳなどの有害物質が基地内で使われていると疑われていることについてですが、宜野湾市内では普天間飛行場の北西側の湧き水からＰＦＯＳ等が高濃度で検出されています。また、１月26日の新聞記事見出しに「未明の普天間　炎と黒煙　米軍が訓練」と消火訓練と思われる記事がありました。消化剤にはＰＦＯＳ等が含まれていたとの記事があり気になるところです。現在も使われているのか、県の調査とその結果について伺います。
イ、原子力艦監視施設の診断結果について、昨年12月18日の新聞報道によると、米軍の原子力艦が寄港する神奈川県、長崎県、沖縄の３県の米軍基地内や周辺での事故に備え、国が設置している放射線監視施設が劣化しているという記事があります。施設は改善されたのか。その後の取り組み、対策について伺います。
ウ、宜野湾市の保育園屋根に落ちた米軍ヘリコプターの部品と思われる物体について、県警の調査経過を伺います。
(3)、米軍関係者による基地従業員へのパワハラについて、基地内における事件について沖縄防衛局は、米軍関係者だけの一方的な調書をもとに県民従業員の解雇や出勤停止処分などが行われようとしているとの訴えがありました。県と県警の対応を伺います。
３、安定した県勢発展の取り組みについて。
国内の多くの地域において人口が減少傾向にある中で我が沖縄県は、まだまだ人口増加が続くと言われています。安定した県勢発展のためには、人力が基本だと思います。
そこで伺います。
(1)、近年の沖縄県人口の動向と今後の予測について伺います。
(2)、少子化の原因・調査とその対策について伺います。少子化の原因としてどのようなことが考えられるのか、その調査はどのように行われているのか。そしてその対策はどのように取り組まれているのか伺います。
(3)、子育て支援について。
子育て世代にとっては、安心して子供を産み育てる社会環境が確保、整備されているかは非常に関心が高

い事柄だと思います。

ア、子供を産み、健全に育てるための行政支援の取り組みを伺います。

イ、児童虐待について県内の実態とその対処策の状況について伺います。沖縄県にも住んだことのある10歳の女の子が千葉県野田市で父親の虐待によって死亡するという痛ましい事件がありました。こういう事件は二度と起きてはいけないと願う者の一人として、県内の実態とその対処策を伺います。知事は、「子供の貧困対策を最重要施策に掲げ、全庁的な取り組みをもって貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供たちが夢や希望を持って成長していける社会を実現してまいります。」とあります。

ウ、子供の貧困対策について新年度の取り組みを伺います。

(4)、高齢者の人材活用の取り組みを伺います。60歳からは、高齢者の仲間だとするならば60歳で定年を迎えるのはまだまだ働ける世代だと思っています。これまでの経験を生かした地域社会とのかかわり、活動あるいはスキルアップをしての活動など高齢者の方々の人材活用の取り組みを伺います。

４、産業振興策について。

(1)、農業振興事業の取り組みについて。

沖縄県は、亜熱帯地域に属する地域でその気候風土に適した農業振興を図ればさらに発展するものと思います。

そこでア、沖縄県農業振興地域整備基本方針の役割について伺います。

イ、休耕地の状況とその活用等の取り組みを伺います。

(2)、林業振興の取り組みについて。

ア、沖縄県林業の現状と課題、今後の取り組みを伺います。

イ、ヤンバル地域で行われている林業の皆伐について、その事業目的と効果を伺います。

(3)、観光産業振興の取り組みについて。

観光産業は、沖縄県のリーディング産業として高く評価されているものと思いますが、これからの取り組みによってはさらに発展が期待されています。大型クルーズ船の数多くの寄港、来県客をリピーターとして迎える戦略などがあると思います。

ア、質の高い観光・リゾート地域とは。その確立への取り組みを伺います。

イ、地域文化との触れ合い、参加型観光の取り組みを伺います。

ウ、クルーズ船プロモーション事業の取り組みを伺います。

エ、世界のウチナーンチュのネットワークについて、世界のウチナーンチュの日も制定され、今後の取り組みが期待されています。計画を伺います。

５、環境行政について。

(1)、水道事業について。

ア、水道法の改正について、何がどう変わりそれが県民生活に与える影響について伺います。

イ、安全な水の確保について、取り組みと課題を伺います。

ウ、塩素投入方法と生物浄化法の比較、優位性と疑問点について伺います。

エ、世界保健機関や世界の流れと沖縄県の取り組み方法を伺います。

オ、座間味村における水道事業の課題について伺います。

観光立村としての観点から現計画場所、キャンプ場の評価、津波などの自然災害が発生したときのライフライン確保の観点からの評価など地域住民が懸念している事柄が幾つかあると思いますが、それらの課題と解決策について伺います。

次に(2)、辺野古埋立工事について。

県民がどんなに反対しても日本政府は、沖縄県民に米軍基地を押しつけようと現在辺野古の海岸では残念ながら埋立工事が進められています。

ア、現在埋め立てに使われている用材は適切なものか伺います。辺野古の海には、神の使いと言われているジュゴンがすんでいました。ところが埋め立てが始まったせいなのか、最近はジュゴンの姿が確認されていないのか報道もありません。

イ、その海域にすむ動植物への影響、安全対策について伺います。

ウ、軟弱地盤の発見は大きな反響を呼んでいますが、その改良期間や経費について伺います。

(3)、犬・猫殺処分ゼロの取り組みについて、目標年度と各年度の数値目標、具体的な取り組みを伺います。

(4)、県道における除草対策について。

最近の県道の除草作業として除草剤が使われているようですが、その製品名と安全性について伺います。観光立県として夏場の道路の雑草、大変見苦しいものがあります。それについては、やはり時期を逃すことなく対処していただきたいと思いますが、除草剤の薬害についてちょっと心配になりましたので取り上げてあります。

６、教育行政について。

義務教育は、国民の教育を受ける権利であり、国はその権利を保障する義務があるとの視点で伺います。

(1)、義務教育制度について国の役割、教育の無料化の現状や拡大等の取り組みを伺います。また戦争や時の事情によって学校に行けなかった方々が学びたいというときに行政としてどのような支援がなされているのか。

(2)、国民の教育を受ける権利と地域行政の役割を伺います。向上心はあるが、家庭の事情で上級学校への進学を諦める生徒がいるようですが、(3)、県民の向学心を支援する制度としてどのようなことが取り組まれているのか、今後の計画も含めて伺います。

(4)、学校周辺のブロック塀の改修について。

ア、危険箇所の把握と改修の進捗状況を伺います。

イ、通学路の調査状況について、特に小学校の前の通学路については調査が必要だと考えますが、調査されているのか、対策あるいはその近所の皆さんの協力依頼などを伺います。

７、相続不明地について。

県内20市町村で2500筆判明との記事がありました。その実態調査と県としての今後の対策を伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　新垣清涼議員の御質問にお答えいたします。

知事の新年度に向けた決意についての御質問の中の１(1)、誰ひとり取り残さない社会づくりについてお答えいたします。

私は、自立、共生、多様性という理念のもと、全ての人の尊厳を守り、誰ひとり取り残すことのない、チムグクルのある社会を実現するために、包摂性と寛容性に基づく各種政策を推進することが重要であると考えております。このため、子供の貧困対策を県政の最重要政策に掲げ、沖縄子どもの未来県民会議など行政と民間による幅広い支援体制を構築するほか、母子健康包括支援センターの全市町村への設置促進、待機児童の解消、公的施設への放課後児童クラブの設置等を推進いたします。また、女性がそれぞれのライフステージに応じて安心して生活し、活躍できる社会の実現に向け、女性力・平和推進課を新たに設置し、市町村や関係団体等と連携して取り組むとともに、障害者や高齢者、生活困窮者、マイノリティーなどに対する各種施策を推進します。全ての県民が、心豊かで、安全・安心に暮らせる沖縄らしい優しい社会の実現に向け、きめ細やかな支援に努めてまいります。

次に１の(2)ア、県民投票の意義と取り組みについてお答えいたします。

県民投票の実施により、普天間飛行場の代替施設建設のための辺野古埋め立てについて、県民一人一人がその意思を示すことは、大変意義があるものと考えております。このため県では、イベントの開催やテレビ・ラジオＣＭ、インターネット等を活用した広報に取り組んでいるところです。私自身も、街頭での周知活動など、あらゆる機会を通じて県民への参加を呼びかけており、また、県職員も一人一人が広報マンとして周知に取り組んでいます。

県民の皆様には、ぜひ投票所に足を運んでいただき、貴重な一票を投じていただくようお願いするものであります。

次に、産業振興策についての御質問の中の４の(3)のア、質の高い観光・リゾート地の確立とその取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、第５次沖縄県観光振興基本計画において、目指す将来像を世界水準の観光・リゾート地とし、洗練された観光地としての基本的な品質を確保するとともに、沖縄独自の自然や文化、人などのソフトパワーを発揮することにより、世界中に広く認知され評価される観光地を目指してまいります。

沖縄県としましては、国際的な沖縄観光ブランドの確立や、国内外の富裕層の誘致を初め、付加価値の高い観光商品の造成や離島周遊観光の促進、観光人材の育成・確保等による受け入れ体制の整備に取り組むことにより、沖縄観光の質的転換を図ってまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の新年度に向けた決意についての(2)のイ、投票結果を受けての今後の取り組みについてお答えします。

県民投票の結果については、県民投票条例第10条第２項で、「県民投票において、本件埋立てに対する賛成の投票の数、反対の投票の数又はどちらでもないの投票の数のいずれか多い数が投票資格者の総数の４分の１に達したときは、知事はその結果を尊重しなければならない。」と規定しております。また、同条第３項において、「前項に規定する場合において、知事は、内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に対し、速やかに県民投票の結果を通知するものとする。」と定めております。

県としましては、これらの規定に基づいて適切に対応することとしております。

次に５、環境行政についての(2)のウ、地盤改良工事の費用及び工期についてお答えします。

埋立承認取り消しに関する審査請求の手続において、平成31年１月18日付で沖縄防衛局が証拠として提出した地盤に係る検討資料によると、地盤改良工事が必要な範囲等は、沖縄県が費用を試算した際の範囲よりも広範囲にわたっております。したがいまして、地盤改良工事の費用は、改めて試算したところ、沖縄県が当初試算した500億円よりも大幅に増加し、約1500億円となることが想定されます。地盤改良工事の工期としては、最短で５年が必要であることが報道されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２、米軍基地問題についての御質問の中の(1)のア、キャンプ瑞慶覧返還跡地の環境調査についてお答えします。

キャンプ瑞慶覧返還跡地につきましては、平成27年３月に返還された後、沖縄防衛局において、返還実施計画に基づき、土壌汚染、廃棄物、ＰＣＢ含有機器等の有無に関して調査を実施しており、汚染等が確認された場合には、除去等の対策を実施しております。県では、支障除去措置の進捗状況の確認や環境法令に基づく指導助言を行ってまいりました。その後、平成30年３月31日に土地所有者への引き渡しが完了しております。

同じく２の(2)のアの⑺、普天間飛行場でのＰＦＯＳを含む泡消火剤の使用についてお答えします。

県では、沖縄防衛局を通じて、普天間飛行場におけるＰＦＯＳを含む泡消火剤の使用状況について、平成29年１月に文書で照会しておりますが、現時点において、明確な回答は得られておりません。

県としましては、米軍の泡消火剤の使用状況について、引き続き確認を行うとともに、ＰＦＯＳが高濃度で検出されている原因等についての調査を実施してまいります。

同じく２の(2)のイの⑺、原子力艦放射能調査施設の状況についてお答えします。

本県における原子力艦寄港に係る放射能調査については、原子力規制庁が中城海上保安部及び県の協力のもと、寄港地周辺のモニタリング調査を実施しております。報道にありました施設劣化に関し、ホワイト・ビーチ内の２施設については、現時点で調査に支障を来しているものではありませんが、築40年以上経過していることから、平成31年度より順次建てかえを行う予定と原子力規制庁より報告を受けております。

次に５、環境行政についての(3)のア、犬・猫殺処分ゼロの目標と具体的な取り組みについてお答えします。

県では、平成26年度に沖縄県動物愛護管理推進計画を策定し、引き取り数の削減、返還数及び譲渡数の向上のための各施策に取り組んでいるところであります。同推進計画における犬・猫殺処分数の当初目標は既に達成し、平成30年度までの暫定目標である1500頭についても平成29年度に達成しております。このような状況を踏まえて、平成31年度に改定する予定の同計画において、これまでの取り組みについての評価を行った上で目標値を設定することとしております。なお、犬・猫殺処分ゼロから廃止に向け、これまでの取り組みを継続するとともに、愛護団体から要望のあった不妊去勢手術やワクチン接種を拡充するほか、譲渡機会をふやすための拠点施設の整備などにも取り組んでいるところであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、米軍基地問題についての中の(1)のイ、沖縄バイオインフォメーションバンクの内容と進捗、国や県のかかわりについてお答えいたします。

沖縄バイオインフォメーションバンクは、遺伝情報等と医療情報を融合したものであり、その活用により、希少疾患や生活習慣病などの病態解明や新たな治療法の開発などにつながることが期待されます。同バンクの構築に向け、琉球大学医学部が、宮古島等において試料及び検診情報の収集等を進めていると聞いております。バイオインフォメーションバンクの構築を含む沖縄健康医療拠点の形成については、内閣府主催の関係者会議において、国、県、宜野湾市、琉球大学などが連携し、協議を進めているところであります。

同じく２の(1)のウ、西普天間住宅地区跡地の土地利用開始時期及び地主への補償についてお答えいたします。

西普天間住宅地区跡地において、宜野湾市が施行する土地区画整理事業については、去る２月18日付で沖縄県が認可したところです。同事業の現時点におけるスケジュールでは、2020年度予定の仮換地指定後から2027年度予定の事業完了までの期間において、順次工事を行い、土地利用が開始される計画と聞いて

おります。地主への補償については、跡地利用推進法に基づき、土地を使用せず、かつ、収益していないときは、地主へ土地が引き渡しされた2018年３月末の翌日から最大で３年間、地代相当額の給付金が国から支払われることとなっております。それ以降については、土地の使用・収益が可能と見込まれる時期を勘案し、国が政令で定める期間を限度として、特定給付金が支払われることとなっております。

次に３、安定した県勢発展の取り組みについての中の(1)、県人口の動向と今後の予測についてお答えいたします。

平成27年の国勢調査をもとに、平成30年12月現在の本県の人口を推計しますと、約145万人となっており、この間、約１万7000人、1.2％増加しております。今後の沖縄県の人口は、平成30年３月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計人口によりますと、2030年に約147万人とピークを迎え、それ以降、減少に転じると予測されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　２、米軍基地問題についての御質問のうち(2)のウ、緑ヶ丘保育園における米軍ヘリ部品の発見事案についてお答えをいたします。

県警察においては、事案発生時、直ちに所轄の宜野湾署員が現場に赴き、発見状況の確認、関係者からの事情聴取等を行ったほか、米軍や沖縄防衛局等関係機関とも連携し、必要な事実確認を行っているところでありますが、御質問の部品が、米軍機あるいは米軍機以外の航空機からの落下物であるという特定には至っておらず、現時点、刑罰法令に該当する事実も確認されておりません。

いずれにいたしましても、県警察としては、引き続き、関係機関とも連携をし、必要な調査を行ってまいります。

次に２、米軍基地問題についての御質問のうち、(3)のアの(ｲ)、米軍基地内の事件及び従業員の処分に対する県警察の対応についてお答えをいたします。

米軍基地内における刑事事件については、通常、関係者からの県警察への届け出や憲兵隊からの県警察への通報等により覚知し、その後、関係者からの事情聴取や被害届の受理を初め、所要の捜査を行い関係法令に基づいて適切に処理をしているところであります。

米軍基地内における日本人従業員の解雇や停職などの処分については、雇用主と従業員の問題であり、県警察としては刑罰法令に抵触する可能性がある等、特段の事情がない限り対処する立場にないものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２の米軍基地問題についての(3)のアの(ｱ)、基地従業員への処分に対する県の対応についてにお答えいたします。

基地従業員に対する雇用関係に基づく処分につきましては、雇用主である沖縄防衛局が労働者や関係者等に事実関係の確認を行い、対処すべきものと認識しております。沖縄防衛局に確認したところ、仮に処分に納得できない場合については不服申し立ても可能と聞いているところであり、県としましては、まずは当事者間での対応を注視していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　３、安定した県勢発展の取り組みについての(2)、少子化の原因・調査とその対策についてお答えいたします。

少子化は、結婚・出産に対する意識やライフスタイルの変化を背景とした未婚化・晩婚化の進行、就業形態や就労環境など、さまざまな要因が影響しているものと考えられます。県では、おきなわ出会い応援企業の登録や九州・山口各県と連携した企業フォーラムの開催など、結婚・子育ての機運醸成を図るとともに、待機児童の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでおります。

県としましては、少子化の原因や課題の整理が重要であることから、必要な調査等についても検討してまいりたいと考えております。

同じく３の(3)のイ、児童虐待に関する県内の実態とその対処策についてお答えいたします。

平成29年度に本県の児童相談所で処理した児童虐待相談件数は691件で、前年度に比べ22件減少したものの、ここ数年の傾向を見ると増加傾向にあります。また、平成29年度の児童虐待相談の種別内訳としましては、心理的虐待が一番多く52.7％、次いで身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順となっています。

虐待対応につきましては、おきなわ子ども虐待ホットラインにおいて、24時間365日、相談や通告を受け付けております。虐待の通告を受けた場合は速やか

に調査及び安全確認を行い、緊急性があると判断した場合には、必要に応じて警察とも連携を図りながら一時保護を実施するなど、迅速・適切な対応に努めているところであります。

同じく３の(3)のウ、子供の貧困対策の新年度の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄県子どもの貧困対策計画に掲げる重点施策について、これまで２年間の成果や課題等を検証する中間評価を行いました。この結果、新たな課題や重要性を増した課題が明らかとなり、これら課題を解消するための施策を盛り込むため、計画の改定を行うこととしております。改定計画には、妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく行うため、母子健康包括支援センターの全市町村への設置を支援することや、母子保健コーディネーター等の人材を育成することなどを盛り込むこととしております。

沖縄県としましては、計画を改定することによって、さらなる施策の充実を図り、子供の貧困対策に取り組んでまいります。

同じく３の(4)、高齢者の人材活用についてお答えいたします。

県では、沖縄県かりゆし長寿大学校の運営を通し、高齢者に体系的な学習の場を提供することにより、地域活動の担い手を養成しております。また、老人クラブ等が実施する地域の見守り活動のリーダー育成のための研修事業など、地域活動に対する支援を行っております。今後とも高齢者の社会参加を促す取り組みを行うとともに、地域活動を担う人材の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、３の安定した県勢発展の取り組みについての御質問の中の(3)のア、子供を産み、健全に育てるための行政支援についての御質問にお答えします。

県は、妊娠期から子育て期まで切れ目なく必要な支援が受けられる仕組みを構築するため、市町村職員に対して研修会の開催及び市町村に対する個別具体的な助言を行うことにより、市町村がそれぞれの実情に応じた母子健康包括支援センターを設置することができるよう、支援を行っているところであります。

次に、５の環境行政についての御質問の中の(1)のア、水道法の改正による県民生活への影響についての御質問にお答えします。

平成30年12月に可決成立しました改正水道法では、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる内容が盛り込まれております。運営権の民間事業者への設定に当たり、地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲を事前に条例で定めることになっております。また、利用料金が適正な原価に照らし、公正妥当なものであるかどうかなどについて、国の審査を受けることになっており、運営権者は独断で利用料金を設定することはできない仕組みとなっております。なお、県内水道事業体が水道施設運営権を民間事業者へ設定する動きはないことから、県民生活への影響はないものと考えております。

次に(1)のイ、安全な水の確保に係る取り組みについてお答えします。

水道水は、同時に多数の者に供給されるものであり、その飲用により人の健康を害したり、またはその飲用に際して支障を生ずるものであってはならないことから、水道水の備えるべき水質上の要件が水道法に規定されております。県は、市町村等が水道施設を適正に管理するとともに、供給される水道水の水質が法で定められた基準を満たし、安全・安心な水道水の供給が可能となるよう、適宜、市町村に対し指導助言を行っております。なお、水道水源の水質悪化や施設の老朽化等により、一部の事業体においてたびたび水質基準を超過している事例が見られることが課題であるというふうに考えております。

次に(1)のウ、塩素投入法と生物浄化法の比較についてお答えします。

塩素投入法とは、塩素には殺菌作用があるため水道水中の病原菌等に対しては消毒効果を発揮しますが、水道原水に有機物が多く含まれていた場合、塩素投入の際に副生成物であるトリハロメタンが発生することがあります。また、生物浄化法は、水を何層もの砂利層を通過させて、砂層表面と砂層に増殖した微生物群によって水を浄化する方式で、濁度、臭味、細菌類等の除去にすぐれた機能を発揮し、比較的簡単な運転管理で浄水機能が得られる利点がありますが、原水の処理に広い面積と長時間を要することになります。

次に(1)のエ、世界保健機関等の流れと県の取り組みについての御質問にお答えします。

世界保健機関が発行している飲料水水質ガイドラインによりますと、「飲料水の塩素消毒は病原性原虫や、ある種のウイルスに対しては限界があり、また、浄水処理において消毒剤を使用すると副生成物が生成されるが、副生成物による健康リスクは、不十分な消毒に伴うリスクに比べると極めて小さいため、副生成物の制御を理由に消毒効果をないがしろにすることは

許されない」とされております。このように、世界保健機関の示すガイドラインにおいても飲料水の塩素消毒は必要とされており、また、水道法においても消毒のための塩素投入が義務づけられておりますので、県としましては、市町村等の水道事業体に対し、水道水中の残留塩素の基準遵守について引き続き指導を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　４、産業振興策についての御質問の(1)ア、沖縄県農業振興地域整備基本方針の役割についてお答えいたします。

農業振興地域制度は、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより農業の健全な発展を図ること等を目的としております。県におきましては、農業振興地域の整備に関する法律第４条に基づき、沖縄県農業振興地域整備基本方針を策定し、県全域の農業振興地域を指定することにより、地域内の優良農地を確保するとともに、農業生産基盤の整備など農業施策を重点的に実施しております。

今後も引き続き、関係機関と連携し、優良農地の確保等に努めてまいります。

同じく(1)イ、休耕地の状況と活用等の取り組みについてお答えいたします。

県内の耕作放棄地の状況は、平成29年は3816ヘクタールとなっており、28年と比較して537ヘクタール増加しております。耕作放棄地の活用は、農業委員会において当該土地の所有者等に対して利用意向調査を実施し、利用が図られるよう指導等を行っております。また、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業の活用等により、平成29年は447ヘクタールを解消するなどの取り組みが行われています。

県としましては、今後とも、これらの施策を通じて、関係機関・団体と連携し、耕作放棄地の利活用の推進に努めてまいります。

同じく(2)ア、林業の現状の課題、今後の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県の林業は、主にヤンバル地域で行われている一方、当該地域は希少な野生動植物が多く生息・生育していることから、環境への配慮が求められております。このため、県では、平成25年度に自然環境の保全と環境に配慮した森林の利活用を目指すやんばる型森林業の推進に係る施策方針を作成したところであります。

県としましては、引き続き本施策方針に基づく伐採の小面積化や分散化、森林ツーリズムの推進のほか、国立公園の地種区分に応じた森林施業に取り組んでまいります。

同じく(2)のイ、ヤンバル地域の皆伐の目的と効果についてお答えいたします。

ヤンバル地域の森林は、古くから木材生産の場として利用されており、現在も林業は重要な産業として位置づけられております。木材収穫については、収益性の観点から皆伐が行われております。収穫された木材は、主に製材用・土木用資材、キノコ生産培地や畜産敷料の原料となるオガコ等に用いられているほか、家具材、木工製品など付加価値の高い製品利用も行われております。

県としましては、皆伐の小面積化や分散化等、環境に配慮した林業の推進に向け、市町村や環境行政機関等と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　４、産業振興策についての御質問の中の(3)のイ、参加型観光の取り組みについてにお答えいたします。

地域文化との触れ合いや観光資源を活用した参加型・体験型観光メニューの充実は、観光客の満足度向上やリピーター化につながるものと考えております。県では、新たな観光コンテンツを開発する民間企業等を公募し補助する、沖縄観光コンテンツ開発支援事業を実施しており、これまでの事例として、県内各地で実施するまちまーい事業や、郷土料理や地元食材を食べ歩きしながらその土地の歴史や文化を知る、いわゆるガストロノミーツーリズムなどへの支援が挙げられます。

県としては、今後とも、地域文化を生かした参加型観光を促進し、付加価値の高い沖縄観光を実現していきたいと考えております。

同じく４の(3)のウ、クルーズ船プロモーション事業についての御質問にお答えいたします。

県では、2021年度の外国人クルーズ客200万人の目標達成に向け、海外船社の幹部招聘や会社訪問等を行うとともに、済州及び上海のクルーズ商談会でのプレゼンテーション実施や、済州特別自治道、台湾基隆港とのＭＯＵの締結、県内初となるクルーズカンファレンスの開催などに取り組んでまいりました。次年度については、このような取り組みを継続していくとと

もに、経済波及効果の高いフライ＆クルーズを推進し、東アジアのクルーズ拠点を目指す東洋のカリブ構想の実現に向け取り組んでいきたいと考えております。

同じく４の(3)のエの(ｱ)、世界のウチナーンチュの日の取り組みについての御質問にお答えいたします。

県では、平成29年度から世界のウチナーンチュの日の普及・定着を図りながら、ウチナーネットワークの継承・発展・強化に向けたさまざまな事業を展開しております。今年度は、移民関連の舞台公演やトークイベントを実施したほか、市町村と連携したまち歩きや出前授業、海外県人会の取り組みを支援する文化芸能指導者派遣を実施しました。平成31年度は、これらの事業に加え、新たにウチナーネットワークについて意見を交わす次世代討論会を行う予定です。

今後も、県人会や市町村、関係機関との連携を密にし、ウチナーネットワークの継承・発展・強化に一層努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　５、環境行政についての御質問の(1)オ、座間味村における水道事業の課題についてお答えをいたします。

座間味島に建設する浄水場の予定地については、座間味村とも調整し、関係法令の適否、用地取得の可否、事業の実現性等を十分に検討し、複数地点から阿真ビーチ隣接地に絞り込んだところであります。これまで、村内の関係団体との意見交換や住民説明会を開催し、また、住民意見を踏まえ浄水場放流水の放流先変更などの対応をしてまいりました。しかしながら、その後、住民から津波被害を受けない高台への変更を求める要望が出されております。座間味浄水場の建設については、迅速性が求められる状況ではありますが、住民の意見を受け、高台候補地を含め再検討を行うとともに、住民や村の意見などを踏まえ、災害対策や自然環境への影響等を総合的に勘案し、改めて選定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　５、環境行政についての御質問のうち(2)のア、辺野古埋立工事の埋立用材についてお答えいたします。

沖縄防衛局は、平成30年12月14日に埋立土砂の性状試験結果を県に提出しております。提出された性状試験結果は、投入された土砂の粒度、液性・塑性等の性状試験結果としては疑義があることから、県は性状試験結果について、疑義照会を求め、投入地点における立入調査を求めているところであります。

次に５の(2)のイ、辺野古埋立工事の動植物への影響等についてお答えいたします。

県からの照会に対して、沖縄防衛局は、外周護岸により閉鎖的な水域をつくり、その中へ埋立土砂を投入することによって、外海に濁りが拡散しないようにする工法を採用しており、埋立材の性状、種類により水の濁りに影響を与えることは想定していないと回答しております。

県としては、現在投入されている埋立土砂の性状が、願書の添付図書の記載内容と異なっている懸念があることから、疑義照会を求め、投入地点における立入調査を求めているところであります。

次に５の(4)のア、除草剤の安全性についてお答えいたします。

土木建築部では、有識者の意見を踏まえて除草剤安全使用マニュアルを平成29年３月に策定しております。県管理道路においては、農薬取締法により登録されたグリホサート除草剤をマニュアルに基づき適正に使用していることから、安全性は確保されております。

県としては、引き続き安全管理を徹底し、世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成に努めていきたいと考えております。

次に７、相続不明地について、所有者不明土地の今後の対策についてお答えいたします。

県では、平成30年10月に県公共事業を対象に実施した所有者不明土地に係る調査において、４事業195筆が所有者不明であることを把握しております。

県としては、国、県、市町村等を構成員としてことし２月に設立した、沖縄所有者不明土地連携協議会を活用して、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　６の教育行政についての御質問で(1)、義務教育制度と教育の無償化についてお答えいたします。

日本国憲法は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」と定めて

おり、教育基本法でも授業料は徴収しないと定めています。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、教科書は無償で給与されております。

県教育委員会では、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子供が安心して教育を受けることのできる環境の整備は重要だと考えており、家庭の負担軽減のためにも、教育予算の充実について、全国都道府県教育長協議会等を通して、国に要請しているところであります。

次に６の(2)、教育を受ける権利と行政の役割についての御質問にお答えいたします。

全て国民は法律の定めるところにより等しく教育を受ける権利を有し、それを保障することは、行政の役割として重要なことであります。このため、戦中戦後の混乱期に義務教育を受けることができなかった方々に対し、学びの場を提供することは、教育を受ける権利、学習権の保障という観点からも大切なことと認識しております。

県教育委員会では、戦中戦後の義務教育未修了者の学習の機会を提供する事業所に対し支援を行っており、引き続き学びの場の確保ができるよう進めてまいります。

次に同じく６の(3)、向学心を支援する制度についての御質問にお答えいたします。

沖縄県においては、就学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な学生を支援するため、県外進学大学生支援事業で給付型奨学金を実施しております。国においては、大学や専門学校等へ進学する学生に対し、給付奨学金及び貸与奨学金事業を日本学生支援機構が実施しており、また、沖縄県国際交流・人材育成財団においても、選考基準を満たす希望者全員に無利子の貸与奨学金を実施しているところであります。

次に同じく６の(4)のア、ブロック塀の改修等についての御質問にお答えいたします。

公立学校のブロック塀については、県で実態調査を行ったところ、建築基準法に適合しないと考えられるものが全体の42.5％に当たる３万9426メートルとなっておりました。

県教育委員会では、国の補正による臨時特例交付金を活用し、市町村と連携してブロック塀の改修を進めているところであり、引き続き公立学校のブロック塀の安全対策に取り組んでまいります。

次に６の(4)のイ、通学路の調査状況についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、各学校、市町村教育委員会に対し、児童生徒の通学時の安全確保についてを通知し、実効性のある安全対策を依頼しているところであります。平成29年度における学校の安全管理の取り組み状況を調査したところ、通学路の安全点検の実施率は小学校で90.9％、中学校で71.0％となっております。また、通学路の安全対策としましては、各学校において学校防災マニュアルを踏まえ、改めて通学路の安全性を確認し、災害が起こった際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるよう、指導を行っているところであります。今後とも学校、地域、警察など、関係機関と連携を図り、登下校時における安全対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣　清涼君　答弁ありがとうございました。

教育長、意図するところを答えていただきましてありがとうございました。

知事、県民投票、いよいよあと３日で実施されます。残り３日ではありますけれども、やはりその投票率をしっかり上げるためにみんなで頑張っていきたいなと思っています。

それから、子育て支援のところなんですが、妊娠期から子育て期まで切れ目なく必要な支援を行う母子健康包括支援センター、これを全市町村に設置するという答弁がありました。きのうも新垣新議員が取り上げておりましたけれども、フィンランドでの切れ目のない家庭支援としてネウボラの活動があり、どの自治体でも妊娠から出産、子供が生まれた後も基本的には６歳まで切れ目なくサポートを提供する総合サービスがあるというふうに聞いていて、私たちも現場を見に行きました。県でもやっぱりこのような取り組みが求められているのではないかなと思っています。最近起こっている家庭内での子供に対する暴力、虐待、これはやはり大人になる前に若者たちが成長して家庭を持ちたくなる、相手が欲しくなるというときに大人としての家庭を持つ前の心構えがしっかりできていないからではないのかなと。今、核家族化と言われておりますが、やはりじいちゃん、ばあちゃんがいない、そういう生活。親たちも子供に対する、あるいは家庭の持ち方に対する指導というのがしっかりと継承できていないのではないのかなという気がします。そういう意味では、やはり若い男女が大人としての自覚、そして子供を持ったときの親としての自覚、こういった教育を包括支援センターでこういうサービスを提供しているからどうぞ利用してくださいではなくて、婚姻届を

出したときにそこにある――何というのか、定数の日にちを通う、通わせる、そういうシステムづくりが必要なのではないかなと。そうするとしっかりとそこに通って、親としての自覚をしっかり身につけていただく。こういうことが大切なのではないのかなと思っていますので、ぜひ検討して取り組みをしていただきたいと思います。

これ、希望を申し上げて終わります。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

〔上原正次君登壇〕

○上原　正次君　皆さん、こんにちは。

ここの演壇に立つのも昨年の６月以来、久々であります。

実は先月、議会運営委員会で、大阪府議会、石川県議会に視察に行ってまいりました。その中で４年に一度しかこういった質問をする機会がないというところもありまして、本当に私たち沖縄県議会は進んでいるのか――職員は大変だと思いますけれども、しっかり沖縄県勢発展のために頑張っていきたいと思っております。

知事、この演壇で知事に当選のお祝いをするのはきょうが初めてなんですけれども、県勢発展のためにぜひ頑張ってください。

それでは、会派おきなわを代表して代表質問を行います。

これまで多くの議員の皆様方から質問がありました項目で重なっている部分もありますけれども、しっかり答弁をよろしくお願いいたします。

知事の政治姿勢について。

日米地位協定の見直し、米軍にも航空法など国内法の適用を求めることについて。

(2)、戦後処理問題について、不発弾処理の早期解決に取り組むとともに、沖縄戦の戦没者の遺骨収集問題において国の責任により加速化を図ることについて伺います。

(3)、沖縄観光、感謝の夕べの取り組みについて、知事の見解を伺います。

２、福祉医療について。

地域医療連携体制の構築による医療体制の整備を図り、かかりつけ医制度の普及と医療機関のネットワーク化推進について。

ア、北部基幹病院の早期実現を通じ、医師不足の解消を初め北部圏域の医療体制の構築について。

イ、南部圏域の医療体制の見通しについて。

ウ、南部病院移転に伴う医療法人友愛会と糸満市とのこれまでの協議についてお聞かせください。

(2)、2019年ゴールデンウイーク時の沖縄県の医療体制について。

これについてはきょうの新聞で「10連休 沖縄旅行人気」と新聞報道にありまして、そういったことも含めて今回質問をさせていただきます。

2019年度ゴールデンウイークは４月27日から５月６日までの10連休と過去最長であります。単純に考えるとレジャー施設は多くの利用者でいっぱいになり、道路は交通渋滞、事故の発生の確率も上がり救急搬送される件数も増加します。長期休暇により開業医が休診した場合、軽症患者が中核病院の救急外来に集中し、救急患者の受け入れ制限などが発生するなど医療現場が混乱することになります。また、がんや骨折などの予定を組む手術については、どこの病院も手術室の数がぎりぎりのため、10日間の休みにより大幅なおくれが出ると見込まれます。そのこともあり、厚生労働省は、医療提供体制に関する調査を行うなど医療の低下が生じないよう万全を期すと考えています。その点を踏まえ、当局の考えを確認させていただきます。

ア、本年の10連休を迎えるに当たり県立病院として医療体制の低下が心配されます。運営側としての対策をお聞かせください。

イ、連休中、県民や観光客等に対する医療体制を確保する上で開業医と中核病院の連携が求められるものと思います。10連休まで３カ月を切った中で現在の取り組み状況をお聞かせください。

ウ、10連休を迎えるに当たり、広く県民に周知する内容があれば３月にはその対応が求められることになります。県の対応スケジュールなどがあればお聞かせください。

(3)、児童虐待の予防と再発防止のため児童相談所の機能の充実と市町村の相談体制について。

これは千葉県野田市の小学校４年生心愛ちゃんの事件についてなんですけれど、昨年３月両親から虐待された当時の５歳の女の子、目黒区でしたか結愛ちゃん、「もうおねがいゆるして」と書き残して亡くなった事件も記憶に新しい中、本年１月千葉県野田市の小学校４年生の心愛ちゃんが死亡し、両親が逮捕されています。警察の捜査や自治体の検証が進むにつれて児童相談所や教育委員会、学校の対応のずさんさや連携不足など問題点が次々と明らかとなっています。

また子供に対する身体的・心理的虐待や育児放棄など相談件数が急増し、警視庁の2018年犯罪情勢によると虐待を受けた疑いがあるとして児童相談所に通告した18歳未満の子供は前年比22.4％増の８万104人

に上り、統計のある2004年以降初めて８万人を超えています。そのような中、本議会の玉城知事の所信表明に虐待に関する取り組みのコメントがありませんでした。私は極めて残念に思います。当局の考えを確認をするために質問をさせていただきます。

ア、なぜ所信表明に示すことができなかったのか伺います。

イ、平成31年２月８日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議にて「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」が示されました。大きな柱として、「児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等」に関すること、「新たなルールの設定」に関すること、「児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の抜本的な体制強化」が示されています。その概要とそれぞれに対する当局の対応策についてお答えください。

ウ、平成31年２月13日、厚生労働省において児童虐待を検証する専門委員会が開かれ、千葉県、野田市、沖縄県、糸満市などが参加したとの報道があります。専門委員会は非公開で行ったとしているが、今後実施されるであろう自治体の検証委員会を開催するに当たってどのような指摘があったかお答えください。

エ、国は、2019年度から2022年度までに児童福祉司を2000人程度増加することや子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなど体制強化を進めるとしている。人数をふやすことはすばらしいことですが、児童相談所や市町村の担当職員の質の向上が最も優先されることと考えます。今回の事件を受け、今後どのように質の向上に取り組むか、具体策をお聞かせください。

オ、マスコミ情報によると２月13日の厚生労働省であった、虐待を検証する委員会の委員長のコメントとして「記録や行動など、重要な部分で空白がある。なぜそういうことが起きたかについて、しっかり検証して欲しい」との指摘があったようです。これを考えると、行政内部の情報連携や情報共有をどのように構築するかについて、建設的な議論をしなさいと読み取れます。縦割り行政の弊害を改善することもそれに当たると思います。例えば、子供の視点で情報を見ると母子保健情報は就学前で終わり、就学後は、教育委員会や学校での対応となり、情報が途絶えることになります。当然ながら必要なリスクの回避がおくれることになります。また、学校生活の情報が要保護児童対策地域協議会の事務所管部署に伝わらないことも考えられます。これらのことを考えると、ケアの必要な事案の情報を一元管理するために、情報連携システムを導入するよう、国や県から市町村に働きかけをすることが適当であると考えます。導入に向けては、当然費用が発生します。これほどの社会問題となっているわけですから、高率補助でシステムが導入できるよう国に対して積極的に働きかけをする意思はあるか伺います。

カ、県中央児童相談所について質問します。児童相談所職員数及び児童福祉司、児童心理司の配置状況をお答えください。

キ、児童相談所に配置されている児童福祉司は児童数と比べると何人に１人の割合になっていますか。同様に全国の割合はどのようになっていますか。

ク、児童福祉司１人当たりの対応ケース数を教えてください。

ケ、ここ10年程度で児童相談所の職員数がかなりふえたと聞きます。増加の状況を教えてください。

コ、職員数が増加するということは、経験年数が浅い職員が多いことになります。職員の平均経験年数を教えてください。

サ、児童相談所に寄せられるケースは、非常に難しい案件が多いはずです。経験年数が浅く、難しい事案に対処する件数も多い。さらに、相談件数もふえている。当局は、この状況を改善するためにどのような対策を考えているのかお聞かせください。

シ、一時保護とは、どのようなものですか。

ス、一時保護施設はいっぱいで受け入れられないと聞いたことがあります。ここ５年の平均で構いませんので、措置状況をお聞かせください。

セ、定員数と平均数では若干の余裕があるように見えますが、いっぱいで受け入れられないこともあったのではないでしょうか。お聞かせください。

(4)、県の障害者法定雇用率達成の計画について伺います。

(5)、身体障害者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）においては、これまで我が会派の代表質問でも取り上げております。進捗状況について伺います。

３、文化観光スポーツについて。

(1)、沖縄空手振興ビジョンロードマップ（仮称）の策定状況について伺います。

(2)、スポーツアイランド沖縄の形成を目指し市町村と連携した戦略の展開について。

ア、プロスポーツキャンプの取り組みと成果について伺います。

イ、アジア規模、世界規模のプロ、アマスポーツ大会誘致について伺います。

(3)、ジュニア期（特に小学生）のスポーツについて。

沖縄は小学生の部活動がかなり盛んだと聞きます。現に小学校の運動場では平日・土日を問わず子供たちが野球やサッカーをしている風景をよく見ます。また体育館でも子供たちの元気な声が響き、見ていて元気をもらいます。

さて１月にスポーツ関係者の集いに参加された方のお話を聞く機会があり、その際過熱する小学校の部活動に対し、ある競技では小学校卒業後部活動に入らない、入っても小学校と違う種目を選んでいる。もしかしたらバーンアウト、燃え尽き症候群なのか気になる。土日に大会があるとほぼ１カ月休みのない部活動もある。勝利主義に偏り小学生にとって過重な活動になっていると、小学校での部活動のあり方に強い危機感を訴えていました。

その点を踏まえ、質問をします。

ア、沖縄県教育委員会の学力向上推進本部会議2017年９月の提言内容に、スポーツ少年団を含む部活動の休養日について示しているが、当時の状況や背景について伺います。

イ、2017年９月学力向上推進本部会議からの提言を受け、各市町村教育委員会や学校はどのような対応をし、どう改善されたか伺います。

ウ、スポーツ庁の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインで運動部活動の休養日や活動時間の目安が示されたが、小学生のスポーツ活動の適正化を図る上での課題等について伺います。

(4)、観光地の過剰な混雑のことを指すオーバーツーリズムについて見解を伺います。

(5)、広東省深圳市への沖縄事務所開所について伺います。

(6)、海外から沖縄への教育旅行の現状について伺います。

４、おもてなしとしての那覇空港の受け入れ体制について。

(1)、那覇空港の課題について。

ア、那覇空港国際線ターミナルの課題を伺います。

イ、国際線ターミナルから国内線ターミナルへ動く歩道を設置することについて伺います。

ウ、モノレールを国際線ターミナルまで延伸することについて伺います。

(2)、那覇空港第２滑走路完成時の離発着回数増について。

ア、自衛隊や米軍基地の運用変更により、那覇空港の離発着数をふやすことは可能と考えるが県の見解を伺います。

(3)、深圳、フィリピン等アジア各国との直行便増設について伺います。

(4)、那覇空港の民営化について。

ア、福岡空港や北海道の７つの空港等の民営化によってＬＣＣ航空路線の取り組み激化が予想されます。県の対策を伺います。

イ、知事は、離島を含めた那覇空港の民営化を推し進めるべきだと思うが見解を伺います。

５、子ども・子育て支援新制度について。

(1)、企業主導型保育事業の課題について。

平成30年12月第１回企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会が開かれております。３年が経過し、さまざまな課題が明らかになり国会等でもさまざまな指摘を受けております。県内の企業主導型保育所の現状について伺います。

６、農林水産業の振興について。

(1)、沖縄県水産業振興計画に基づく、水産物の生産供給体制の強化や販路拡大について。

ア、水産物のアジア市場への輸出の現状と輸出拡大への課題について伺います。

イ、県内定置網漁業の現状について。今回の質問は大型定置網について伺います。

(2)、泊市場移転の今後のスケジュールと新市場整備事業の概要について伺います。

(3)、農業産出額が２年連続で1000億円台を達成する要因と今後の課題について伺います。

(4)、耕作放棄地、遊休地の農地、草地としての有効活用に向けた抜本的な対策について伺います。

７、環境行政について。

(1)、生物多様性を守り、その魅力を積極的に世界に発信し、地球規模の環境問題に貢献できる施策について。

ア、沖縄県サンゴ礁保全再生事業のこれまでの取り組みについて伺います。

イ、実績と課題について伺います。

ウ、サンゴ礁保全のため県の開発部門と自然保護部門の連携について伺います。

エ、サンゴ礁保全再生地域モデル事業の概要について伺います。

オ、民間事業者、県民のサンゴ保全活動の状況の取り組みについて伺います。

８、道路行政について。

(1)は取り下げます。

(2)、平和の道線の進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　ただいまの上原正次君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

15分間休憩いたします。

午後３時26分休憩

午後３時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前の上原正次君の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　上原正次議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、日米地位協定の見直しについてお答えいたします。

沖縄県としましては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定を抜本的に見直すことで、米軍にも航空法などの国内法を適用し、自国の主権を確立させる必要があると考えております。そのため、他国の地位協定調査のさらなる展開を図ることにより、日米地位協定の問題点をさらに明確化し、調査結果をパンフレットなど一般国民にもわかりやすい形で示すことで、同協定の見直しの必要性に対する理解を広げ、国民的議論を喚起する必要があると考えております。

県としては、今後も引き続き、全国知事会、渉外知事会、軍転協とも連携して取り組んでまいります。

次に１の(2)のイ、戦没者遺骨収集の加速化についてお答えいたします。

沖縄県はさきの大戦において、一般住民をも巻き込んだ悲惨な地上戦の場となり、20万人余りのとうとい命を失いました。戦後73年の月日が流れましたが、今なおその傷跡は癒えることがありません。いまだ収骨がかなっていない戦没者の遺骨収集、国の収容については、国の責任において行われるものでありますが、沖縄県としましては、戦没者遺骨に関する情報の一元化を図り、国と連携して、遺骨収集の加速化に取り組んでまいります。

次に、農林水産業の振興についての御質問の中の６の(2)、市場移転のスケジュールと事業概要についてお答えいたします。

沖縄県では、国の水産流通基盤整備事業を活用し、糸満地区を平成31年度新規地区として採択を目指しているところであります。具体的には、総事業費約42億円、事業期間は平成31年度から38年度までの８年間を予定しており、高度衛生管理に対応した荷さばき施設のほか、安全係留を可能とする防風柵や、加工場の集積に対応した排水施設等の整備を行う計画であります。このうち、荷さばき施設については平成31年度に実施設計を行い、32年度、33年度で施設整備をし、34年度の新市場開設を目指して取り組んでまいります。

次に６の(3)、農業産出額が1000億円台を達成した要因と今後の課題についてお答えいたします。

平成29年の沖縄県の農業産出額は1005億円となり、２年連続で1000億円台を確保することができました。これは、サトウキビの生産量が台風等により減少したものの、離島における肉用牛を初め、豚や野菜、果樹等が好調だったことなどが要因であります。課題としましては、農業従事者の減少や高齢化、台風等による農作物被害などが挙げられます。

沖縄県としましては、引き続き、おきなわブランドの確立や輸送コストの低減、担い手の育成・確保等に取り組み、持続的農林水産業とフロンティア型農林水産業の振興に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(2)のア、不発弾早期処理についての取り組みについてお答えします。

不発弾処理事業においては、地権者の要望に基づく広域探査発掘加速化事業と住宅等開発磁気探査支援事業を主体に市町村と連携を図り、不発弾処理の早期解決に取り組んでいるところです。広域探査発掘加速化事業においては、不発弾が多く見つかっている旧石垣空港や沖縄本島では南部激戦区の糸満市等を中心に磁気探査を行い不発弾処理の加速化を図っており、機会あるごとに国に対し、不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等について要望を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、沖縄観光、感謝の夕べの取り組みについてにお答えいたします。

県では、沖縄振興に尽力いただいた関係者へ感謝の意を表明し、今後の沖縄観光の取り組み方針などを発信するため、東京、大阪、福岡、台湾、香港、韓国で

沖縄ナイトを実施しております。沖縄ナイトへは、航空会社や旅行会社の関係者のほか、政府関係者など多くの方に参加いただいており、人的ネットワークの構築にも寄与していると考えております。また、沖縄ナイトとあわせて、航空会社や旅行会社等へのトップセールスを行うとともに、観光セミナーや商談会、沖縄ナイト会場における県産品の紹介などを行っており、今後の誘客や物産の販路拡大にもつながるものと考えております。

次に３、文化観光スポーツについての御質問の中の(1)、沖縄空手振興ビジョンロードマップの策定状況についてにお答えいたします。

県では、昨年３月に策定した沖縄空手振興ビジョンの具体的な工程等となるロードマップの策定に向けて、空手関係者、学識経験者等で構成する委員会と、各部門で専門的に検討する保存・継承、普及・啓発、振興・発展の３部会を設置するとともに、ビジョンで示した20年後を担う30代から40代の次世代空手家による部会を新たに加え、さまざまな意見を踏まえながら検討を重ねてまいりました。今月12日に開催された委員会でロードマップ案が了承されたことから、現在最終調整を行っており、今年度中にロードマップを策定することとしております。

同じく３の(2)のア、プロスポーツキャンプの取り組みと成果についての御質問にお答えいたします。

県では、スポーツアイランド沖縄の形成に向けて、プロスポーツキャンプの誘致など、スポーツコンベンションの推進に取り組んでいるところであります。プロスポーツキャンプ等の誘致については、関係市町村と連携しながら、受け入れ環境の整備や県内外での誘客プロモーション、ガイドブックの配布、ウエブサイトでの情報発信などを行っております。その成果として、平成30年度は、プロ野球キャンプが韓国球団を含め16球団、サッカーキャンプでは、国内外から過去最高となる27クラブがキャンプを実施し、地域における経済波及効果が高まっており、地域活性化に寄与しているものと考えております。

同じく３の(2)のイ、国際スポーツ大会の誘致についての御質問にお答えいたします。

国際スポーツ大会の誘致は、スポーツコンベンションを推進する上で、大変重要であり、県では、大会の開催に係る支援を行っているところであります。平成30年度は、第15回東アジアハンドボールクラブ選手権、第17回アジアジュニア＆カデット、U21空手道選手権大会、沖縄国際トライアスロン大会の３大会の誘致に当たって、開催運営費等の支援を行ったところであります。

県としては、引き続き国際スポーツ大会の誘致を促進し、スポーツコンベンションの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく３の(4)、オーバーツーリズムについての御質問にお答えいたします。

県においては、オーバーツーリズムとは、観光地にキャパシティー以上の観光客が押し寄せることで、渋滞、騒音、ごみの問題、それらを原因とした地域住民と観光客のトラブルなどが発生することと認識しております。本県においても、レンタカーによる混雑や貸し切りバスの違法駐停車、ごみ捨て等が原因で観光地が閉鎖されるなど県民生活へ直接影響を与える事案が発生しております。このため県としては、今後、市町村や観光協会、観光事業者等で構成するめんそーれ沖縄県民運動推進協議会に住民を代表する自治会等の団体を加え、県内のオーバーツーリズムの課題について協議し、解決に向け努力していきたいと考えております。

同じく３の(6)、海外からの沖縄への教育旅行についての御質問にお答えいたします。

平成29年度の海外からの教育旅行は、香港、台湾等アジア地域を中心に39団体1565人で、近年増加傾向にあります。海外教育旅行については、県内の学校との交流を求められる事例が多いことから、学校交流のマッチングを行う窓口を沖縄観光コンベンションビューロー内に設置するとともに、県教育庁を通じて県内各学校への受け入れ調査を実施しております。

県としては、将来のリピーター化や県内児童生徒の異文化交流にも寄与する海外教育旅行について、今後とも積極的に誘致に取り組んでまいります。

次に４、おもてなしとしての那覇空港の受け入れ体制についての御質問の中の(3)、アジア各国との直行便増設についてにお答えいたします。

県では、多くの国内線と国際線で結ばれている那覇空港を活用し、日本とアジアを結節する国際旅客ハブの形成を目指しております。現在、那覇空港には、平成31年１月末現在で東アジアを中心に国際線14路線、週235便が就航しており、今後も、直行便の誘致に取り組んでいきたいと考えております。深圳、フィリピン等からの新たな路線については、各市場における旅行需要の高まりや沖縄の認知度の向上を踏まえ、順次取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、２の福祉医療についての御質問の中の(1)のア、北部基幹病院についてお答えします。

北部圏域における医師不足の抜本的な解決を図り、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するとともに、病院経営の効率化などを実現するためには、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、新たな基幹病院を整備する必要があると考えております。

次に(1)のイ、南部圏域の医療体制の見通しについての御質問にお答えします。

2025年の医療需要を推計した沖縄県地域医療……

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時０分休憩

午後４時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

今の答弁を最初からやってもらえますか。答弁を最初からやってください。今の答弁、南部圏域の。

答弁は２の(1)のイ、南部圏域の医療体制から始めてください。

○保健医療部長（砂川　靖君）　次に(1)のイ、南部圏域の医療体制の見通しについての御質問にお答えします。

2025年の医療需要を推計した沖縄県地域医療構想では、南部圏域の将来見込まれる病床の必要量は、高度急性期1111床、急性期3172床、回復期2350床、慢性期1699床、計8332床となっており、その中では特に回復期が不足するものと推計しております。

県としましては、現在、各圏域ごとに医療機関等の関係者で構成する協議会を設置し、不足する回復期への転換を促進するなど、医療機能の分化、連携に取り組んでいるところであります。

次に、(2)の10連休への対策と県民への周知についての御質問にお答えします。２の(2)のイと２の(2)ウは関連しますので、恐縮ではありますが一括してお答えします。

10連休の期間中は、多くの医療施設の休診が予想されることから、県では沖縄県医師会と連携し、県内の全ての医療機関に対し10連休中の診療予定について調査を行っており、整理ができ次第、県のホームページ及び報道機関を通じて広く県民に情報提供を行うこととしております。また、県及び沖縄県医師会から在宅医療を実施している病院、診療所に対して、休診する場合の代替医療機関の調整、確保及び在宅患者への代替医療機関の連絡先の周知について依頼することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　２、福祉医療についての御質問の中の(1)ウ、南部病院の土地に係るこれまでの経緯についての御質問にお答えします。

南部病院の土地については、病院事業局が所有しており、平成18年４月から社会医療法人友愛会に貸し付けております。平成30年７月に同法人から病院移転の検討を行っており、移転した場合の土地の賃貸借契約の取り扱いについて、協議の申し入れがあったところです。その際、移転は決定していないとの説明があったことから、移転が決定した場合には、速やかに連絡をいただきたい旨、申し入れております。これらの経緯については、糸満市にも情報提供しております。

病院事業局としては、引き続き状況の推移を見守っていきたいと考えております。

次に(2)ア、県立病院における10連休の対策についての御質問にお答えします。

県立病院においては、10連休の医療体制を確保するため、全県立病院において終日、救急診療を行います。また、４月30日及び５月２日の両日、県立北部病院及び県立中部病院においては、平日どおり診療を行い、県立南部医療センター・こども医療センターにおいては、人工透析、妊婦健診、化学療法等の診療を行う予定です。県立宮古病院においては、10連休の間、日曜日を除く毎日、人工透析を行うとともに、妊婦健診、化学療法等について診療する日を設ける予定です。

次に(4)ウ、病院事業局における障害者の採用計画についての御質問にお答えします。

病院事業局の障害者の法定雇用率は2.5％であり、57人の障害者雇用が必要であります。障害者雇用の状況につきましては、平成30年６月１日時点の障害者の雇用人数は13人、障害者雇用率は0.56％であることから法定雇用率を満たすには新たに44人を採用する必要があります。

病院事業局としましては、障害の特性と能力を考慮した上で従事する業務と職場環境を整備し、障害者手帳等を有する者を常勤と非常勤を問わず採用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、福祉医

療についての(3)のア、所信表明における虐待の取り組みについてお答えいたします。

知事提案説明要旨では、要保護児童への支援を強化しますと述べております。要保護児童とは、虐待などにより養育上の問題があり保護が必要な児童のことを指しております。

県としましては、児童虐待防止対策の重要性を強く認識していることから、要保護児童への支援強化を知事提案説明要旨の中に盛り込んだところでございまして、さらなる対策の強化に取り組んでまいります。

同じく２の(3)のイ、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定事項の概要とその対応についてお答えいたします。

今月８日に開催された閣僚会議において、児童相談所が在宅で指導している虐待ケースや学校等で２月１日以降に一度も通学していない児童に対する緊急安全確認の実施や威圧的な保護者には複数の機関で共同で対処する新ルールの設定、児童福祉司の増員等による児童相談所の体制強化等の緊急対策が打ち出されました。本決定を受けて、各省庁より関係部局に通知が出されているところです。本通知に基づき、県では児童相談所による児童との面会に速やかに着手することとしております。また、児童相談体制の強化に向けた職員の増員等について関係部局と協議を進めているところであり、さらに児童相談所への警察からの職員配置についても検討を行うこととしております。

同じく２の(3)のウ、児童虐待事例を検証する専門委員会における委員からの指摘についてお答えいたします。

本委員会では、今後、各自治体で検証を行う際に留意してほしい事項について委員からの要望を受けたところです。沖縄県及び糸満市に対しては、ＤＶを心理的虐待と捉える視点の有無についての確認や父親へのアセスメントの状況等について、その対応状況や課題を整理するよう要望があり、また、外部専門家のみならず、関係機関も含めて検証を進めるよう助言を受けました。本事案については、今後、沖縄県、糸満市において外部の専門家を含めた検証を行うこととしており、県としても課題を明らかにし改善に取り組んでまいります。

同じく２の(3)のエ、児童相談所及び市町村職員の質の向上に向けた取り組みについてお答えいたします。

県では、市町村の体制強化を図るため、平成29年度から児童虐待防止や子供家庭支援にかかわる職員等を対象とした研修を新たに実施するとともに、平成28年度の児童福祉法改正により、児童福祉司に受講が義務づけられた研修を着実に実施することで、児童相談所職員のスキルの向上を図っております。また、児童相談所に市町村職員を短期間受け入れる研修や相互の短期実務研修交流も実施しており、県としてもこれら取り組みを継続して行うことで、職員の資質向上及び連携体制の強化を図ってまいります。

同じく２の(3)のオ、関係機関における情報連携システムの導入に向けた国への働きかけについてお答えいたします。

児童相談所や市町村の関係部署等のより効率的な情報共有を進めるため、国では、平成31年度予算案において、ＩＣＴを活用したシステム整備に関する補助を行うことを盛り込んでいるところです。

県としましては、児童虐待事案における関係部局間の情報連携が重要であると考えていることから、システム導入のための国庫補助メニューの活用について市町村に対して働きかけてまいります。

同じく２の(3)のカ、児童相談所に配置されている児童福祉司等の数についてお答えいたします。

県は、中央児童相談所及びコザ児童相談所を設置しており、平成30年４月時点で、中央児童相談所の児童福祉司は29人、児童心理司は７人、また、コザ児童相談所の児童福祉司は20人、児童心理司は６人の配置となっております。

同じく２の(3)のキ及びク、児童福祉司数と児童数の比較及び１人当たりの対応ケース数についてお答えいたします。２の(3)のキと２の(3)のクは関連しますので一括してお答えします。

平成29年４月１日時点で児童福祉司の配置数を児童人口数と比較した場合、本県は6343人に１人の配置となっており、全国平均の5993人に１人を下回っています。また、児童福祉司１人当たりの対応ケース数は、平成31年１月現在で43.7件となっております。

同じく２の(3)のケ及びコ、児童相談所職員の増員及び平均経験年数についてお答えいたします。２の(3)のケと２の(3)のコは関連しますので一括してお答えします。

児童虐待相談件数の増加に伴い、平成17年度から30年度までの14年間で、正職員42名、非常勤職員47名を増員し児童相談所の体制強化を進めてきました。児童福祉司の平均経験年数は約4.9年となっており、児童福祉司全体の約37％が経験年数３年未満の職員となっております。

同じく２の(3)のサ、困難ケースに対応するための改善策についてお答えします。

増加する相談や困難ケースに適切に対応するためには、児童相談所職員の専門性の強化が重要であります。県では、平成28年度の児童福祉法改正により、児童福祉司に新たに受講が義務づけられた研修を着実に実施することにより、職員のスキルの向上を図るとともに、スーパーバイザーや嘱託弁護士、外部専門家等を配置し、困難な事例に対して適切な判断や専門的な助言等を受けながら対応しているところです。今後は、スーパーバイザーの計画的な養成を行うとともに、警察との人事交流や民間事業者の活用等も検討し、さらなる児童相談所の専門性の向上に取り組んでまいります。

同じく２の(3)のシ、一時保護についてお答えします。

一時保護とは、児童相談所長が必要と認める場合に一時的に児童を保護する行政処分であり、緊急保護、行動観察、短期入所指導のための一時保護があります。一時保護は、児童相談所に併設する一時保護所への保護が原則ですが、状況に応じて児童養護施設や乳児院、里親、病院等に一時保護を委託することもできます。

同じく２の(3)のス及びセ、一時保護者の状況についてお答えします。２の(3)のスと２の(3)のセは関連しますので一括してお答えします。

平成24年度から平成29年度の５カ年間の県内一時保護所平均保護人数は、定員44人に対して31.9人となっております。県では、中央児童相談所に加え、平成23年度にコザ児童相談所にも一時保護所を設置したところです。また、一時保護が重なり、一時保護所だけでは対応が困難な場合は、適宜、児童養護施設や里親等に一時保護委託を行っているところです。

同じく２の(5)、パーキングパーミット制度についてお答えします。

パーキングパーミット制度については、平成30年７月に、国においてパーキングパーミット制度の導入促進方策検討会における協議結果の取りまとめが行われたところであります。その内容によりますと、利用対象者数に見合う駐車区画が不足していること等の課題はあるものの、同制度を導入することは一定の効果があるとされております。

県としましては、国の取りまとめの内容を踏まえ、市町村及び障害当事者団体等関係機関と意見交換を行いながら検討を進めてまいります。

次に５、子ども・子育て支援新制度についての(1)、企業主導型保育施設の現状についてお答えします。

企業主導型保育施設については、保育の質の確保や事業の継続性、定員割れ等さまざまな課題が指摘されており、国において、自治体との連携強化等について検討されているところであります。本県では、平成30年10月時点で54施設の届け出があり、近年設置数が増加していることから、今年度は国から委託を受けている児童育成協会と共同で説明会を開催し、指導監督基準の周知を図っております。

県としましては、同協会と連携を図り、児童福祉法に基づく立入調査を実施し、保育の質の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、福祉医療についての御質問の中の(4)のア、知事部局の障害者採用計画についてお答えします。

知事部局では、障害者雇用率の算定対象を常勤職員であるとして、法定雇用率2.5％を達成していると認識していたところ、厚生労働省より１年を超えて雇用される可能性が全くない場合を除き、非常勤職員も算定対象となるとの見解が示されたことから、障害者雇用率は2.07％となっております。このため、障害者の雇用の促進等に関する法律により、2019年12月31日までに法定雇用率を達成する採用計画を策定したところであり、これに基づき、新たに採用が必要な23人について、非常勤職員を対象に障害者雇用を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の福祉医療についての御質問で(4)のイ、県教育委員会における障害者採用計画についてお答えいたします。

県教育委員会における障害者雇用につきましては、平成30年６月１日現在、雇用率1.51％と法定雇用率2.4％を下回る状況にあります。

県教育委員会としましては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、2020年12月31日までに新たに124人を採用する計画を作成しており、今後、本計画に沿って法定雇用率達成に向けて取り組んでまいります。

次に、３の文化観光スポーツについての御質問で(3)のア、学力向上推進本部会議の提言当時の状況等についてお答えいたします。

学力向上に向けた取り組みを推進する中、学校現場においては、部活動やスポーツ少年団等の活動時間が

長い、休養日が少ない等から、活動後の家庭学習や翌日の授業へ影響を及ぼしているなどの指摘がありました。このことを踏まえ、学力向上推進本部会議において、スポーツ少年団を含む部活動の終了時刻の厳守や適切な休養日の設定等について提言を行ったものであります。

同じく３の(3)のイ、提言後の学校等の対応についてお答えいたします。

各学校においては、学力向上推進本部会議からの提言を受け、指導者との連絡協議会等を開催し、終了時刻の厳守や適切な休養日を設定する等、学校生活へ影響がないよう、スポーツ少年団等や部活動の適正化に取り組んできました。中学校においては、活動時間や終了時刻、休養日など、おおむね適正に取り組まれているところであります。一方、小学生のスポーツ活動及び中学校の一部においては、長時間の練習等による疲労の蓄積やスポーツ障害などの課題があることは認識しております。

次に同じく３の(3)のウ、小学生のスポーツ活動の適正化についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成30年３月に、スポーツ庁が策定したガイドラインにのっとり、去る12月に運動部活動等の在り方に関する方針を策定したところであります。当該方針においては、本県のスポーツ少年団等の活動時間や休養日の設定等に課題があることから、国のガイドラインには示されていない、小学生のスポーツ活動における発達の段階を考慮した活動についても示したところであります。なお、本方針に基づく運動部活動及びスポーツ少年団等の取り組み状況につきましては、市町村教育委員会、関係課、関係団体等と連携し、定期的にフォローアップを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　２、福祉医療についての御質問の中の(4)のエ、企業局における障害者の採用計画についてお答えをいたします。

企業局における障害者雇用率は3.79％であり、法定雇用率の2.5％を上回っております。今後も障害者法定雇用率を達成するよう、適宜採用してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　２、福祉医療についての御質問のうち(4)のオ、県警察における障害者雇用計画についてお答えをいたします。

本年２月現在の県警察における障害者雇用率は3.07％であり、法定雇用率の2.5％を上回っております。

県警察といたしましては、今後も引き続き法定雇用率を達成するよう、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、文化観光スポーツについての(5)、広東省における海外事務所新設についてにお答えいたします。

県では、新たな海外事務所の設置について、産業振興の観点や県内経済団体等のニーズを踏まえて検討することとしております。広東省につきましては、現在、香港事務所の担当区域として、県産品の販路拡大や観光誘客に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　４の(1)のア、那覇空港国際線ターミナルの課題についての御質問にお答えいたします。

国際線ターミナルについては、国内線ビルと連結された施設が、３月18日の供用開始後は、延べ床面積が現在の約1.3倍の約15万2500平米、国際線のチェックインカウンターが現在の３倍の60ブースになるなど、機能が大幅に増強されます。当面は新たな施設を最大限に活用していきますが、第２滑走路供用開始の数年後には、航空需要のさらなる増大に伴い、駐機スポットの確保やＣＩＱ施設の拡充、旅客利便性の向上などが求められることが想定されております。国や関係機関と連携してこれらの課題に対応していく必要があると考えております。

次に４の(1)のイと４の(1)のウ、国際線・国内線両ターミナル間の移動についての御質問にお答えいたします。４の(1)のイと４の(1)のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

那覇空港ビルディング株式会社によりますと、国際線と国内線の両ターミナルビルを結ぶ際内連結施設建設の設計段階において、動く歩道を設置しないこととされたとのことであります。設置しないこととされた理由としては、ターミナル敷地の制約等により建物の奥行が狭く、利用者の自由な歩行空間の確保が困難と

判断したためとのことであります。また、モノレールを国際線ターミナルまで延伸することについて、県としては、費用対効果を含めた検討が必要であると考えております。

県としましては、那覇空港ビルディング社を含め関係機関と協力して、那覇空港ターミナルビルの利用者の利便性の向上につながる方策を検討してまいりたいと考えております。

次に４の(2)のア、那覇空港の離着陸回数の増加についての御質問にお答えします。

国土交通省によりますと、第２滑走路供用後の処理容量として示されている離着陸回数の18万5000回は、年間を通じて安定的な運用が可能な回数であり、供用後に処理容量を超えることもあり得るとのことであります。

県としましては、第２滑走路供用後も２本の滑走路を最大限活用することを基本に、離着陸回数をふやして運用されるよう関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に４の(4)のア、那覇空港の民営化についての御質問にお答えします。

国においては、我が国の産業及び観光の国際競争力の強化や地域経済の活性化等に寄与することを目的に、国管理空港等の機能の強化及びその有効な活用による利用者の利便の向上を目指し、空港運営の民間委託を進めています。現在、仙台空港や高松空港において民間による運営が行われているほか、福岡空港、熊本空港、北海道内７空港で手続が進められております。

県としましては、このような他空港の状況の把握に努めるとともに、県内経済界等とも連携しながら、今後の那覇空港の運営のあり方について調査検討してまいりたいと考えております。

次に４の(4)のイ、離島を含めた那覇空港の民営化についてとの御趣旨の御質問にお答えいたします。

現在公募選定手続中である北海道の空港運営民間委託においては、利用者の多い新千歳空港に加え、道内のネットワークを担う函館・稚内・釧路・女満別・帯広・旭川の６空港を合わせ７空港を一括して民営化する方法がとられています。

県としましては、北海道の事例を含めて国内外の他空港の状況の把握に努めるとともに、離島航空路の確保・維持の観点を含め、今後の那覇空港の運営のあり方について調査検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　６、農林水産業の振興についての御質問の中の(1)ア、水産物のアジア市場への輸出の現状と輸出拡大への課題についてお答えいたします。

平成30年に本県からアジア市場へ輸出された水産物は約180トンで、輸出金額は約３億1000万円となっております。主な輸出品目は、イカ類、ナマコ類、海藻類となっております。輸出拡大への課題としましては、海外需要に対する安定的な供給や鮮度保持等があります。そのため、県では、地方創生推進交付金を活用した県産水産物の海外市場拡大事業において、一元集荷体制の構築を目的にしたストックヤードの検証や鮮度を保つ輸送技術確立のための実証試験を実施しております。

県としましては、引き続きこれらの課題解決に向けて取り組み、本県水産物の海外市場への販路拡大を推進してまいります。

同じく(1)イ、県内定置網漁業の現状についてお答えいたします。

県内の定置網漁業については、定置漁業権としての大型定置網漁業と、知事許可漁業としての小型定置網漁業が営まれております。現在、国頭や読谷村漁業協同組合などに対し、９件の大型定置網漁業が免許され、また、県内各地に80件の小型定置網漁業が許可されております。これらの平成29年の漁獲量については、大型定置網漁業が135トン、小型定置網漁業が52トンとなっております。

同じく(4)、耕作放棄地の対策についてお答えいたします。

耕作放棄地対策については、農業委員会が当該土地の所有者等に対して利用意向調査を実施し、利用が図られるよう指導等を行っております。また、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業の活用等により、耕作放棄地の解消を図っております。

県としましては、今後ともこれらの施策を通じて、関係機関・団体と連携し、耕作放棄地の利活用の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　７、環境行政についての御質問の中の(1)のア、サンゴ礁保全再生事業の取り組みについてお答えします。

本県のサンゴは、近年の地球温暖化に起因する高海

水温等による白化や海水の酸性化、オニヒトデによる食害、陸域からの生活排水や赤土等の流出により、健全なサンゴが減少している状況にあります。そのため、県では、平成22年度からこれまでサンゴ礁保全再生事業を実施し、サンゴ礁再生実証試験、サンゴの遺伝子解析等の調査研究、民間団体が行うサンゴ礁保全活動の支援等に取り組んでいるところであります。

同じく７の(1)のイ、サンゴ礁保全再生事業の実績と課題についてお答えします。

サンゴ礁保全再生事業の実績として、約3.42ヘクタールの海域へのサンゴ種苗約15万本の植えつけを行ったほか、遺伝的多様性を確保するため、サンゴの個体を識別する技術の開発やサンゴ礁保全活動を実施する県内76団体に支援を行っております。

課題としては、１、サンゴ種苗の生産コストが割高であること、２、植えつけたサンゴの白化対策が必要であること、３、地域で継続したサンゴ礁保全活動を行う体制を構築する必要性があること等が挙げられます。

同じく７の(1)のウ、開発部門と自然保護部門の連携についてお答えします。

本県では、サンゴ礁保全を初めとする環境問題に適切に対処し、新たな環境施策を積極的に展開していくため、平成25年に第２次沖縄県環境基本計画を策定しております。本計画の各分野の施策や取り組みは、定量的な指標を設定し、毎年度その達成度を把握することにより、計画の進捗状況を点検しております。その進行管理は、環境担当副知事を会長とする全庁的な部局横断組織である環境基本計画推進会議を設置し、沖縄21世紀ビジョン実施計画のＰＤＣＡサイクルを踏まえ、開発部門と環境部門が連携して取り組んでいるところであります。

同じく７の(1)のエ、サンゴ礁保全再生地域モデル事業についてお答えします。

県では、サンゴ礁保全再生事業の課題に取り組むため、平成29年度から平成33年度までの５年間、サンゴ礁保全再生地域モデル事業を実施しているところです。現在、恩納村及び久米島町の２カ所をモデル地域に指定し、サンゴ種苗の植えつけや環境保全活動、環境教育等のサンゴ礁保全活動を地域の団体等が連携し、自立的に運営できる地域モデルの構築に向け取り組みを進めております。また、本事業では、１、サンゴ種苗生産の低コスト化、２、植えつけたサンゴの白化対策、３、植えつけたサンゴ群集の海域生態系への影響等に関する調査研究についても取り組みを進めております。

同じく７の(1)のオ、民間事業者等が実施するサンゴ礁保全活動についてお答えします。

本県においては、企業の社会貢献等の一環として、さまざまな団体によりサンゴ種苗の植えつけやオニヒトデ駆除等が行われており、オニヒトデの減少などは、衰退したサンゴの回復につながるものと考えております。また、サンゴの保全をテーマにした講演会やシンポジウム、観察会、ワークショップなどが県内各地で開催されております。

県では、現在実施しているサンゴ礁保全再生地域モデル事業においてもサンゴ礁保全活動への支援を実施しており、今後もこれらの活動を支援することで県民のサンゴ礁保全の普及啓発を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　８、道路行政についての御質問のうち(2)、平和の道線の進捗状況等についてお答えいたします。

平和の道線は、糸満市山城から真栄里までの区間について、戦跡・史跡等の各拠点へのアクセス性・周遊性を高めるとともに、沖縄本島南部の観光振興及び地域活性化を図る目的で、平成20年度に事業着手しております。

全体の進捗率は、平成30年度末の事業費ベースで約57％となっております。工事については、２つの工区に分けて喜屋武～真栄里工区を優先的に実施しており、平成30年代前半の供用開始を目指しております。山城～喜屋武工区については、用地取得に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

〔上原正次君登壇〕

○上原　正次君　答弁ありがとうございました。

２の福祉医療について(3)、児童虐待について、所信表明については大城部長から答弁いただきました。知事の見解を聞きたいと思っております。

これだけ国で大きな法制化に向けて取り組んでいる状況であります。沖縄県議会でも多くの方が質問を取り上げておりますので、見解を伺います。

それと、条例制定に向けた検討を早目にしてほしいという答弁もいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　上原正次議員の再質問にお答えいたします。

昨日も、児童虐待防止条例の制定に向けては、関係各機関と協議をしながら検討してまいりたいということでお答えをさせていただきました。そして、所信表明には要保護児童全般について、その書き込みは大城部長から答弁をさせていただいたつもりですが、私はいつもオレンジリボンを胸につけて、児童虐待防止に向けて日ごろから自分の気持ちの中にもそのことを常に心しておくようにということにも努めるようにしております。

ぜひ議員の皆様にもその旨を御理解いただいて、児童虐待がなくなるように、お母さんや家庭の支援も含めた、誰ひとり取り残すことのない、沖縄らしい優しい社会の構築に向けた取り組みにも御協力、御理解を賜れればと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明22日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時45分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　大　浜　一　郎

会議録署名議員　　山　内　末　子

平成31年２月22日

平成31年
第　2　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　4　号）

平成31年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）

平成31年２月22日（金曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第4号

平成31年２月22日（金曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（45名）

議　長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	27番	仲村未央さん
5番	次呂久成崇君	28番	照屋大河君
6番	宮城一郎君	29番	仲宗根　悟君
7番	大城憲幸君	30番	崎山嗣幸君
8番	金城泰邦君	31番	金城　勉君
9番	大浜一郎君	32番	末松文信君
10番	西銘啓史郎君	33番	具志堅　透君
11番	新垣　新君	36番	座喜味一幸君
12番	比嘉瑞己君	37番	嘉陽宗儀君
13番	西銘純恵さん	38番	新垣清涼君
14番	平良昭一君	39番	瑞慶覧　功君
15番	上原正次君	41番	狩俣信子さん
16番	当山勝利君	42番	比嘉京子さん
17番	亀濱玲子さん	43番	大城一馬君
18番	當間盛夫君	45番	糸洲朝則君
19番	上原　章君	46番	照屋守之君
20番	座波　一君	47番	仲田弘毅君
21番	山川典二君		

欠　席　議　員（2名）

34番	島袋　大君	35番	中川京貴君

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	企業局長	金城武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	宮城力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	公安委員会委員	與儀弘子さん
		警察本部長	筒井洋樹君
保健医療部長	砂川靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	島尻勝広君		
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	上原国定君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣　光栄君　代表質問の前に、字句の訂正をお願いします。

２番の(2)の「コザ広域」ということを「中部広域」のほうで訂正お願いします。

それでは、皆さんおはようございます。

会派おきなわを代表して質問を行います。

さて、デニー知事が誕生して初めての予算案、重要議案の提案と県政運営に知事は、「職員が沖縄を愛する心と既存の価値観にとらわれることのない柔軟な発想と向上心をもって、持てる能力を発揮できる職場づくりを進め、限りある行政資源の下で、多様な行政需要に対応する政策実現型組織の編成に取り組む」ことを決意表明しました。知事の活躍を期待しております。

それでは、質問をいたします。

１、知事の所信表明について。

(1)、大型ＭＩＣＥ施設について。

知事の公約に掲げた新時代沖縄の到来、経済分野に組み込まれた大型ＭＩＣＥ振興戦略に係る大型ＭＩＣＥ施設整備事業に関し、知事は整備に着手する考えを示した。

そこでア、大型ＭＩＣＥ施設整備事業は、断念ではなく必ずやると理解していいのか。

イ、事業費について、民間活力を活用した民間投資や国に対して粘り強く求めていく国庫要請、県単費も含めての考えでいいのかお伺いします。

(2)、新沖縄発展戦略について。

地域から何度も取り上げられてきた土地利用の見直しに係る、東海岸一帯のにぎわいのエリアを形成するサンライズベルト構想を新沖縄発展戦略に組み込んでいただきましたことを大変感謝申し上げます。

そこでア、県土の均衡ある発展、今後の沖縄経済を牽引するサンライズベルト構想について、知事の見解を伺います。

イ、戦略から基本構想へスケール感とスピード感を持って推進していくための県と市町村の役割と責務について伺います。

(3)、中高校生のバス通学無料化についてお伺いします。子供の貧困対策として、今年度新規事業、中高生通学実態調査事業が予算計上されました。

そこで伺います。

ア、事業実施の課題、対応等について、県の見解を伺います。

イ、実施時期について、県の見解を伺います。

公共交通（送迎渋滞）対策も含めた、庁内横断的な施策について所見を伺います。

(4)、辺野古新基地建設問題について。

知事は、「辺野古に新基地は造らせないという公約の実現に向けて、ぶれることなく、全身全霊で取り組んで」いくことを決意で述べております。

ア、具体的な取り組みについて、知事の所見を伺います。

知事は、司法ではなく、対話で解決策を求めていくことが重要とのお考えであれば、政府が軟弱地盤、活断層、工事費用、環境問題、反対運動で困窮している今が対話のチャンスではないか知事の所見を伺います。

大枠の２、土地利用計画について。

前回の一般質問で土木建築部の答弁では、市町村の意見が非常に重要で、市町村と連携しながらしっかり取り組んでいきたいとの答弁をいただきました。

そこで(1)、現在行っております基礎調査についてどのようになっているか伺います。

(2)、現在行っている県の取り組みは、スピード感がないので、市町村の意見として北中城村と中城村が那覇広域都市計画地域から中部広域都市計画地域への線引きの見直しの提案があった場合、県は承認しなければならないと思うが見解を伺います。

(3)、与那原町、西原町、中城村、北中城村の２町２村が新たな東海岸広域都市計画地域（仮称）を形成する場合、県は承認しなければならないと思うが見解を伺います。

(4)、知事は、市街化調整区域の土地利用についてどのような認識を持っているか伺います。

３、社会資本基盤の整備（公共交通）について伺います。

(1)、モノレール事業について伺います。

ア、モノレール延伸に係る調査結果について伺います。

イ、ゆいレール３両化を含めた輸送力増強について伺います。

(2)、鉄軌道事業について伺います。

ア、鉄軌道導入に向けた現在の取り組み、進捗状況について伺います。

イ、鉄軌道導入計画に係る本年度の人員体制及び計上予算総額と累計額について伺います。

(3)、自転車活用推進計画について。

ア、自転車推進法の概要について伺います。

イ、沖縄県の自転車専用道路、自転車道等の通行空間の整備状況について伺います。

ウ、沖縄県も自転車活用推進計画を早急に定める必要があると思うが、自転車活用推進計画の作成はどのようになっているか伺います。

(4)、観光バスの駐車場問題について。

長年の課題であった貸し切りバス乗降場の問題が、ことし11月には解決する予定となりました。嘉手苅部長を初め職員の皆さんの頑張りに大変感謝をいたします。県においては、のうれんプラザの隣接地1474平米を管財課から観光振興課へ所管がえを行い、無料で提供することになりました。本当に高く評価いたします。知事のもと頑張っていただいたことに感謝申し上げます。

そこでお伺いします。

ア、県庁前の観光バス駐車対策について伺います。

そして関連してまだ捨てられないのが、私も、那覇市の職員、観光バス協会の役員、県職員、バスの運転手、そしてガイドさんと情報交換をしながら、総合事務局にも電話をして問い合わせを行い、その中で総合的にいいのではないかというアイデアが国際通りを安里側から県庁向けに一方通行にして、片側を観光バス、タクシー、荷おろし専用の駐車場にする対策でありました。県の見解を伺います。

大枠の４、米軍基地問題について。

(1)、日米地位協定について。

日米地位協定第27条は「いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。」、このような適当な協定に愚弄されている日本は属国かと思うほどであります。ドイツ・イタリアの状況から、基地問題は日本政府の問題であり、政治家の決断で抜本的な改定ができることを再認識しました。

そこでア、他国地位協定現地調査における概要と成果について伺います。

イ、調査結果を踏まえた今後の展開について伺います。

今、嘉手納基地は、沖縄の民意を顧みない政府の姿勢が米軍のやりたい放題を助長し異常な事態です。安倍首相の言う基地の負担軽減とは全く逆の事態になっていて、日米間の最低限の約束を守ろうとしない米軍の横暴を事実上放任する防衛施設局、安倍政権の責任は重大であります。

そこで(2)、嘉手納基地に関する諸問題について。

1996年ＳＡＣＯ合意の目的は負担軽減と米軍基地の整理縮小、運営方法の調整でありました。

そこでア、県は、嘉手納基地に関してＳＡＣＯ合意事項違反などをどのように認識しているか。また、県との調整協議はどのようになっているか伺います。

航空機に関するトラブルが発生した場合、一般的に全て航空事故として取り扱われています。

そこでイ、嘉手納基地の航空事故に関する実態はどのようになっているか伺います。

ウ、嘉手納基地は、世界一航空事故の多い基地ではないか伺います。

５、教育と子育て支援について。

中部では、西原高校の通学区域が中部学区管轄区域から外れて、那覇学区に組み込まれています。そこで中城村南上原から徒歩10分の西原高校への受験ができない事態になっております。

そこで沖縄全島における高等学校の区域変更（西原高校等）について伺います。

(2)、ことし10月から実施予定の幼児教育・保育無償化の具体策について県の見解を伺います。

大枠の６、中小企業・小規模事業者の支援について。

玉城県政は、2019年度一般会計予算を３年ぶりに増額予算にし、商工会・商工会議所等の支援体制強化の予算計上に県内の経済関係者から高い評価を受けております。

(1)、商工会及び商工会連合会の関係予算について。

西原町商工会事務局長の復活設置費を初め、人件費ベースアップ分等の予算対応について頑張っていただきました商工部の皆さん、大変御苦労さまでした。今回このように沖縄経済の景気がいいことが引き金になって、行財政改革の中の項目でもこのように見直しが行われたことを高く評価いたします。

そこで、商工会・商工会連合会の支援機能の維持・強化について伺います。

イ、商工会青年部・女性部の九州大会について伺います。

(2)、建設業支援について。

総合評価方式は、これまでの価格のみの競争にかわり、価格と技術提案を総合的に評価して落札業者を決定する方式でありましたが、多くの中小建築業者の中では、一般入札の改善を求める声があり、知事の公約でもあります。

そこでア、建設業総合評価の見直しについて伺います。

そして今、技術者の育成問題は企業だけでなく、市町村、県庁の技術職員の育成の問題も抱えております。

そこでイ、技術者育成の取り組み、対策について伺います。

ウ、入札の不調と不落の現状について伺います。

大枠の７、墓地問題について。

入管改正法が2018年12月８日に成立し、４月１日から施行されます。移民政策ではないとの政府の姿勢でありますが、新移民時代であると言われております。

そこで、外国人墓地問題について、外国人の方から宗教上の理由により土葬を望む相談がありました。この方は自分のお子さんが亡くなって土葬できないということで大変悩んでおります。現状がそういう状況でありますので、沖縄県はそれに対応しなければならないと痛感しております。

沖縄県における墓地埋葬法に関する火葬・土葬・風葬等について意見をお伺いいたします。

県としての土葬可能な土地の確保について見解を伺います。

火葬以外の土葬・風葬等について、県の実態把握状況を伺います。

各市町村協議会の設置は、どのようになっているか。

無縁墓地の実態はどのようになっているか伺います。

大枠の８、災害対策（長雨、大雨、台風による災害）について伺います。

(1)、災害対策として対応している工事状況について伺います。

(2)、河川の氾濫、土砂崩壊現場の進捗状況について伺います。

大枠の９、伝統文化芸能について伺います。

(1)、伝統文化の後継者育成の基盤強化を図るため、郷土劇場（仮称）の整備が必要ではないか伺います。

(2)、芸能文化を観光につなげる施策について伺います。

大枠の10、自治会の支援について伺います。

自治会の支援体制について県の見解を伺います。

知事所見で述べた多様な行政需要に対応するためには、地域コミュニティーのニーズを職員が把握することが大切であると思っています。

そこで、県職員の自治会加入率の状況について伺います。

以上、また再質問でお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

おはようございます。

新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。

知事の所信表明についての御質問の中の１(1)のア、大型ＭＩＣＥ施設の整備についてお答えします。

沖縄県では、沖縄の成長可能性を引き出す大型ＭＩＣＥ施設の整備や東海岸一帯のにぎわいの核となる中城湾港マリンタウンＭＩＣＥエリアの形成に向け、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に１の(2)のア、サンライズベルト構想についてお答えいたします。

県土の均衡ある発展に向けては、東海岸において南北に伸びる経済の背骨を形成し、強固な経済基盤を構築する必要があると考えております。今後、沖縄県としましては、市町村と連携して大型ＭＩＣＥ施設の整備を初め、中城城跡等の世界遺産やマリーナ等の海洋レジャー施設、各種スポーツコンベンション施設などの地域資源を生かしたサンライズベルト構想を取りまとめ、東海岸地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、土地利用計画についての御質問の中の２の(4)、市街化調整区域の土地利用についてお答えいたします。

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分の目的は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の良好な農地との健全な調和等を図ることであります。那覇広域都市計画区域においては、昭和49年の区域区分実施後、これまでに６回の定期見直し等を行い、約2000ヘクタールを市街化区域に編入しております。

沖縄県としては、東海岸地域や南部地域等における市街化調整区域の土地利用について、地元から強い要望があることから、今後、まちづくりの主体である市町村とさらなる連携を図り、地域特性、県土の均衡ある発展を考慮し、市街化区域への編入等を含めた適正な土地利用に取り組んでまいります。

次に、中小企業・小規模事業者の支援についての御質問の中の、商工会及び商工会連合会関係予算についてお答えいたします。６の(1)のアと６の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県では、県内中小企業の大部分を占める小規模事業者を対象として、経営改善普及事業等を行う商工会等の人件費及び事業費について、県単独予算で補助を行っております。昨今の商工会等においては、事業計画の策定支援など各事業者に密着した伴走型の支援体制が求められ、その役割はより一層重要なものとなっております。このことから、必要不可欠と認められる人件費的経費については、基礎的経費として所要額を確保するため、職員給与のベースアップ分及び３商工会の事務局長設置に係る経費として、前年度に比べ約2100万円を増額し、また、次年度県内で開催予定の商工会青年部及び女性部の九州大会開催に係る予算補助として、別途200万円を平成31年度の予算案に計上しております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、知事の所信表明についての御質問の中の(1)のイ、大型ＭＩＣＥ施設の整備財源についてにお答えいたします。

県では、大型ＭＩＣＥ施設の整備に向けた財源確保策として、まずは、民間資金を活用する官民連携の手法を中心に調査したいと考えております。その結果を踏まえた上で、次期の沖縄振興特別措置法及び沖縄振興予算の制度設計の議論も注視しつつ、今後の進め方を整理していきたいと考えております。

次に３、社会資本基盤の整備（公共交通）についての御質問の中の(4)のア、観光バスの駐車対策についてにお答えいたします。

観光客の増加に伴う観光バスの増加に起因する交通渋滞が、県庁前付近で発生しております。その対策として、平成28年度は沖縄総合事務局と那覇市において、平成29年度からは県と那覇市との共同により西町の旧運転免許試験場跡地を活用した貸し切りバス待機場事業を実施してまいりました。また来年度には、のうれんプラザ隣接の県有地において県と那覇市の共同運営によるバス乗降場を設置することとしており、加えて那覇市においては明治橋近くに常設のバス待機場を設置すると聞いております。

県といたしましては、引き続き関係機関と連携して観光バスの駐車対策に取り組んでまいります。

次に９、伝統文化芸能についての御質問の中の(1)、郷土劇場（仮称）の整備についてにお答えいたします。

県では、平成21年３月に閉館した県立郷土劇場にかわる施設のあり方について検討を行い、浦添市にある国立劇場おきなわを中心とするエリアに、文化発信

交流拠点を整備する基本計画を策定しました。基本計画では、具体的な整備場所を組踊公園としましたが、同公園は浦添市の都市計画で定められた都市公園となっていることから、都市計画等に関する条件整理や立地場所の分析・評価を行うため、昨年11月末に実施計画案を策定したところです。今後は、当該実施計画案に関し、関係団体等と施設の規模や機能等のあり方について意見交換を行い、伝統文化の後継者育成の基盤強化につなげていきたいと考えております。

同じく９の(2)、芸能文化を観光につなげる施策についての御質問にお答えいたします。

県では、沖縄の特色ある伝統行事や伝統芸能に代表される多様で豊かな文化資源を活用し、観光客の滞在日数や県内消費額の増加等を目的として、平成23年度に沖縄県文化観光戦略を策定いたしました。同戦略に基づき、平成24年度より民間団体等が実施する沖縄の芸能文化を活用した舞台公演を支援し、県民及び観光客向けに鑑賞機会を提供しているほか、平成29年度より文化情報を扱うポータルサイトで文化イベント情報を発信しております。

県としては、今後とも芸能文化を生かして観光誘客につながる施策に取り組むことで、文化の産業化を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の所信表明についての中の(2)のイ、サンライズベルト構想に関する県と市町村の役割についてお答えいたします。

県では、東海岸地域の市町村と連携しながら、広域的な観点からサンライズベルト構想を取りまとめたいと考えております。この構想の実現に向けては、市町村におけるまちづくりの取り組みが主体的かつ効果的に展開されるよう、県が総合調整の役割を果たしていくことが重要であると考えております。

次に３、社会資本基盤の整備についての(1)のア、モノレール延伸の調査結果についてお答えいたします。

県民の自動車保有台数の増加や入域観光客数の急激な増加等、陸上交通を取り巻く状況は大きく変化しており、多様な交通手段について検討を行うことが求められております。このため、県としては、都市交通であるモノレールを延伸した場合の課題等についても調査を実施しており、人口分布や道路交通量等を踏まえ、幅広い視点で検討しているところであります。

同じく３の(2)のア、鉄軌道導入の取り組み状況についてお答えいたします。

県では、昨年５月に沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を策定し、鉄軌道導入に係る県としての考え方を取りまとめました。一方、沖縄への鉄軌道導入に関する国の調査においては、費用便益比や採算性などが課題として示されております。このため、県としては、費用便益分析等の諸課題について、事業の実現に向けた検討を行うとともに、公設民営型の上下分離方式を可能とする特例制度の創設等、早期の事業化を国に要請しているところです。あわせて、将来のフィーダー交通ネットワークの構築を見据え、各地域における公共交通の充実についてまちづくりの主体である市町村等との協働により検討してまいります。

同じく３の(2)のイ、鉄軌道導入に係る本年度の人員体制、計上予算額及び累計額についてお答えいたします。

鉄軌道導入に係る業務については、平成25年度から、企画部交通政策課内に専属の職員を配置して取り組んでおります。平成30年度は課長級の職員以下、計５名の体制となっており、当初予算額は約１億200万円であります。また、現行の沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく施策の開始年度である平成24年度から昨年度までの６年間の累計決算額は、約５億9000万円となっております。

10、自治会の支援についての10の(1)、(2)、自治会への支援及び県職員の加入状況についてお答えいたします。10の(1)と10の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県としては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業や公益社団法人沖縄県地域振興協会の地域活性化助成事業などを通じて、自治会の自主的・自発的な活動等を支援しております。また、沖縄県自治会連合会と連携のもと、自治会等地縁による団体功労者に対する総務大臣表彰や、春秋叙勲への自治会役員等の積極的な推薦を行っているところです。県職員の自治会への加入状況につきましては、個人情報保護の観点から把握することは困難でありますが、地域活動において職員みずから率先して参加することは有意義であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の知事の所信表明についての御質問で(3)、中高生のバス通学無料化についてお答えいたします。１の(3)のアと１の(3)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせて

いただきます。

中高生のバス通学費の負担軽減については、継続的な財源の確保や支援の方法等、整理すべき課題があることから、県教育委員会では、平成31年度において中高生通学実態調査事業を実施することとしております。当該調査結果を踏まえ、具体的な制度の検討を行った上で、中高生のバス通学費の負担軽減に取り組んでまいります。

次に同じく１の(3)のウ、送迎渋滞対策等についての御質問にお答えいたします。

中学生、高校生の登下校の手段については、徒歩、自転車、公共交通機関の利用、保護者の送迎などさまざまであります。中でも、学校の所在地の状況によって、保護者の送迎に伴う学校周辺の交通渋滞が課題となっております。そのような状況がある学校においては、保護者に対し、学校の近隣には送迎のための停車は避けていただくなどの依頼をしております。

県教育委員会としましては、中高生の通学時の公共交通機関の利用がふえることにより、保護者の送迎に伴う交通渋滞等の緩和が図られるものと考えており、今回の中高生通学実態調査の結果を踏まえ、どのような対策ができるのか関係部局等と連携し、検討してまいります。

次に、５の教育と子育て支援についての御質問で(1)、高等学校の通学区域の変更についてお答えいたします。

西原高校の通学区域は那覇市、浦添市、西原町及び宜野湾市の嘉数中学校区域となっており、学区外からの生徒も定員の10％以内の入学が可能となっております。

御質問の通学区域の変更につきましては、当該地区のＰＴＡ、中学校、市町村教育委員会からの要望等に応じて意見交換をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の所信表明についての(4)のア、辺野古移設阻止に向けた取り組みについてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や漁業調整規則に基づく手続などさまざまなものがあります。また、このような法令に基づく権限のほか、各政党と連携することや辺野古新基地建設に対する知事の考えを広く国内外に伝え、理解と協力を促すということも非常に重要であると考えております。今後も県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでまいります。

次に１の(4)のイ、対話による解決についてお答えします。

政府は、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去のためには、辺野古移設が唯一の解決策であるとしてきました。しかし、１月30日の衆議院代表質問において、安倍首相が軟弱地盤の存在を初めて認めたことにより工期が大幅に延びることは明白であることから、普天間飛行場の危険性を一刻も早く除去するためには辺野古移設が唯一の解決策であるとの政府の主張は、抜本的に見直す必要があります。このため県としては、政府に対し直ちに工事を中止して改めて県との対話を行うよう強く申し入れたいと考えております。

次に４、米軍基地問題についての(1)のア及び(1)のイ、他国地位協定についてお答えします。４(1)のアと４(1)のイは関連しますので一括してお答えします。

ヨーロッパでの調査では、受け入れ国は自国の法律や規則を米軍にも適用させており、米軍機を飛行規制していることや墜落事故時には受け入れ国が主体的に捜索を行っていることなどが明らかになりました。また、空域を有効活用することはＩＣＡＯ（国際民間航空機関）加盟各国の共通理解であり、軍は空域を占有せず必要な時間のみ使用していることもわかりました。

沖縄県としましては、今後、調査対象国を韓国、フィリピンなどアジア諸国等にも拡大し、調査結果をパンフレットなど一般国民にもわかりやすい形で示すことで、同協定の見直しの必要性に対する理解を広げ国民的議論を喚起していきたいと考えております。

次に４の(2)のア、嘉手納飛行場におけるＳＡＣＯ合意違反についてお答えします。

嘉手納飛行場においては、旧海軍駐機場の航空機による使用やパラシュート降下訓練の実施等、基地負担の軽減を目的としたＳＡＣＯ合意の趣旨に明らかに反すると思われる運用が行われており、このような状況は県として到底容認できるものではありません。県は、平成29年７月に三連協と連携し、外務大臣及び防衛大臣に対し要請を行ったほか、ことし１月23日に嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練が実施されたことに対し抗議を行うなど、これまで日米両政府に対し旧海軍駐機場における航空機の使用を禁止するよう、また嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施しないよう繰り返し強く求めてきたところです。

次に４(2)のイ及び(2)のウ、嘉手納基地の航空機事故についてお答えします。４(2)のイと４(2)のウは関

連しますので一括してお答えします。

県が把握する平成25年から平成31年１月末時点までの嘉手納飛行場所属機による県内での航空機関連事故件数は、平成25年が49件、平成26年が52件、平成27年が21件、平成28年が30件、平成29年が19件、平成30年が39件、平成31年が２件の合計212件となっております。沖縄防衛局に対し、世界中における嘉手納飛行場の航空機事故件数の順位を問い合わせたところ、関連する資料を持ち合わせていないとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、土地利用計画についての御質問のうち(1)、都市計画基礎調査の現状についてお答えいたします。

都市計画基礎調査は、都市計画法に基づき、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等の現況及び将来の見通しを調査するものであります。

平成28年度から関係市町村の協力のもと、次回の区域区分定期見直しに向け調査を開始し、現在、都市の特性や課題等を整理しており、今後の都市計画の立案や見直し等に必要な提言を行うための分析や検証に取り組んでいるところであります。

次に２の(2)、新たな都市計画区域の指定等についてお答えいたします。２の(2)と２の(3)は関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

都市計画区域については、都市計画法において、人口規模等の要件に加え、自然的及び社会的条件並びに土地利用、交通量等の現状及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域を国土交通大臣の同意を得て指定するものと規定されております。

県としては、与那原町、西原町、中城村、北中城村などから新たな都市計画区域の指定等に関する具体的な提案が示された場合は、関係する市町村と意見交換を行っていきたいと考えております。

次に３、社会資本基盤の整備（公共交通）についての御質問のうち(1)のイ、モノレール輸送力増強についてお答えいたします。

沖縄都市モノレールの平成29年度の１日当たりの乗客数は４万9716人で過去最高となっており、沖縄都市モノレール株式会社においては、乗客の混雑対策として増便による対応を行っております。現在、県において、モノレール需要予測調査を行っているところであり、あわせて、同株式会社と連携して、関係機関から成る沖縄都市モノレール中長期輸送力増強検討会議を開催し、３両編成等を含めた中長期の輸送力強化について検討を進めているところであります。

次に３の(3)のア、自転車活用推進法の概要についてお答えいたします。

自転車活用推進法は、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とし、自転車の活用を総合的・計画的に推進することを目的に平成29年５月に施行されております。

都道府県や市町村においては、国が策定した自転車活用推進計画を勘案して地方版推進計画の策定に努め、地域の実情に応じた施策を実施することとされております。

次に３の(3)のイ、自転車通行空間の整備状況についてお答えいたします。

県は、自転車利用環境創出に向けた会議において、市町村の自転車ネットワーク計画策定の支援を行うとともに、自転車通行空間については、玉城那覇自転車道や、同ネットワーク計画に位置づけられた県管理道路において整備を行っているところであります。今後とも、市町村と連携し、自転車通行空間の整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に３の(3)のウ、自転車活用推進計画の作成についてお答えいたします。

県の自転車活用推進計画については、平成31年度に調査等に着手して課題等を整理し、平成32年度に策定する予定で取り組んでいるところであります。また、活用推進法では、市町村も独自の計画策定に努めることとされていることから、県は、自転車利用環境創出に向けた会議において市町村の計画策定に向けた支援を行っているところであります。

次に６、中小企業・小規模事業者の支援についての御質問のうち(2)のア、総合評価落札方式の見直しについてお答えいたします。

総合評価落札方式については、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、従来の価格のみの競争に技術的な要素を加え、総合的に評価して最もすぐれた企業を落札者とする方式として導入しております。なお、比較的、技術的な工夫を必要としない工事は、受注機会の確保の観点から、価格競争を採用しております。総合評価方式においては、特定の企業に受注が偏らないように企業の手持ち工事量を評価項目としたり、自己評価型による申請手続の簡素化を図るなど、見直しを行ってきたところであります。

次に６の(2)のイ、技術者育成の取り組み・対策に

ついてお答えいたします。

建設業においては、技術者・技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により担い手不足が生じており、将来を担う人材を確保することは喫緊の課題と考えております。そのため、建設業の人材育成の取り組みとして、ＩＣＴ活用工事現場見学会や情報共有システム操作講習会等を開催しております。また、建設現場体験親子バスツアーやおきなわ建設フェスタへの出展、建設業に特化した合同企業説明会開催への協力など、建設業界の魅力発信に取り組んでいるところであります。

次に６の(2)のウ、入札の不調・不落の現状についてお答えいたします。

土木建築部発注工事の不調・不落率について、平成27年度は22％、平成28年度は21％、平成29年度は20％となっており、平成30年度は12月末現在で前年度同時期と同率の23％となっております。その主な要因は配置技術者の不足等と考えており、対策として、工事発注に際して複数の小規模工事をまとめたり、主任技術者等の兼任要件の緩和、余裕期間の設定、離島等で必要となる経費の精算対応等を講じているところであります。

次に８、災害対策についての御質問のうち(1)、災害対策工事の現状についてお答えいたします。

県管理道路においては、道路防災保全事業で、道路のり面の崩落や落石対策等の工事を実施しております。毎年、のり面等の防災点検を行っており、その結果に基づき、現在24カ所において対策工事を行っております。今後も点検及び対策工事を継続し、安全・安心な道路ネットワークの確保に努めていきたいと考えております。

次に８の(2)、河川の氾濫及び土砂崩壊現場の進捗についてお答えいたします。

県では、これまで35の２級河川の整備を終え、現在、19河川の整備を進めております。このような中、小波津川周辺では、平成29年６月の豪雨により家屋等の浸水被害が発生しております。小波津川については、平成15年度から事業に着手しており、現在、国道329号から西原町役場の区間において、西原町が進める町道整備と並行して護岸整備を進めております。また、土砂災害対策については、北中城村から西原町にかけて11地区を中頭東部地すべり危険地区に位置づけ、熱田地区、泊地区、当間地区の３地区で対策事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　３、社会資本基盤の整備（公共交通）についての御質問のうち(4)のイ、観光バスの駐車場問題に係る国際通りの一方通行規制等による対策についてお答えをいたします。

県警察におきましては、国際通りは商業店舗が多数建ち並び、貨物集配の需要が特に多い路線であることなどを考慮して、駐車規制を見直し、複数の区間において、集配中の貨物車を対象とした駐車規制を一部緩和する措置を講じているところであります。

また、大型車両の道路上の継続駐車については、視認性の阻害など交通への支障が大きいことから、観光バス等の駐車場所は、基本的に道路以外の場所に設置されることが望ましいと考えておりますが、先ほど部長から答弁があったとおり、現在、県や那覇市においては観光バス待機場の設置に向けて具体的な計画が進められているものと承知をしております。

他方、国際通りに新たに一方通行規制を行うことについては、通行が一方向のみとなるため、交通量に見合う迂回路が確保されない場合、周辺道路の渋滞などの新たな問題が広範囲に懸念されること、現在、路線バスを含む多数の車両が双方向に走行しておりますところ、これらの交通利用者の利便性に大きな影響が見込まれることなどから、周辺のエリアを含む地域全体の交通流の最適化の観点から慎重な検討が必要と考えております。

いずれにしても県警察といたしましては、地域の住民の方々及び観光客の双方にとって安全で快適なよりよい交通環境の整備に向けて、引き続き関係機関等とも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　５、教育と子育て支援についての御質問の中の(2)、幼児教育・保育無償化についてお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を確保し、子育て家庭の負担軽減につながることから重要であると考えております。

県としましては、引き続き市町村における体制整備を支援するなど、幼児教育・保育の無償化の着実な実施に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

それでは、７の墓地問題についての御質問の中の(1)のア、墓地埋葬法についての御質問にお答えします。

墓地埋葬法上は、火葬、埋葬、いわゆる土葬ともに認められておりますが、公衆衛生上の問題や墓地の構造等の問題、また、県民意識の変化等により、現在、県内では火葬により葬られるのが一般的であります。風葬については、かつて県内の一部の地域において行われていたと聞いておりますが、火葬場の建設が進んだことなどにより、現在はほとんど行われていないものと認識しております。

次に(1)のイ、土葬可能な土地の確保についての御質問にお答えします。

外国人の中には、宗教上の理由等により火葬が認められていない者もおりますので、今後、土葬を望む者の出現が考えられます。現在、国内では、公衆衛生上の問題や墓地の構造等の問題から、一部の地域を除き土葬はほとんど行われておりませんので、今後、土葬が可能な墓地の確保が問題になる可能性があると考えております。

次に(1)のウ、土葬・風葬等の実態把握についての御質問にお答えします。

県では、墓地埋葬法に関する調査として、毎年度、火葬及び埋葬が行われた件数の調査を行っております。同調査によりますと、平成29年度において埋葬が行われた件数は１件となっております。風葬については、墓地埋葬法による葬り方ではないことから、調査の対象となっていないため、その実態については把握しておりません。

次に、(2)の協議会の設置についての御質問にお答えします。

墓地埋葬法に関する県の事務につきましては、平成26年４月１日時点で、ほとんどの市町村へ権限を移譲しておりましたので、それ以降、墓地に関する市町村会議は開催しておりませんでした。しかしながら、依然として公営墓地の整備が進んでいないこと、個人墓地が増加していることなどを踏まえ、今年度から市町村会議を再開しております。

県としましては、今後とも市町村と連携しながら、墓地に関する問題への対応について、引き続き検討していきたいと考えております。

次に、(3)の無縁墓地の実態についての御質問にお答えします。

無縁墓地の実態を把握するためには、市町村が保有する墓地台帳をもとに、墓地の継承者の有無に関する調査を行わなければならないため、その実態は把握しておりません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣　光栄君　それでは再質問させていただきます。

７番、墓地に関してなんですけれども、今後の問題ということなんですけれども、もうお子さんが亡くなられて宗教上の理由で、今土葬ができない状態で困っているということで、今後の問題ではなくてこれは喫緊の問題だと思っています。この対策を今市町村に任せるのではなく、県が対応しないといけないと思っていますので、この問題をどのようにやっていただけるか、早急にやっていただきたいと思いますので、答弁をお願いいたします。

そして、ＭＩＣＥ、土地利用、サンライズベルト構想等に関しては知事、各部長から前向きな意見をいただきまして大変ありがとうございます。ＭＩＣＥに関しては、やはり民間資金を活用するということなんですけれども、まだ国への働きかけは重要だと思っておりますし、今後とも継続すべきだと考えておりますので、意見として受け取っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

そして企画部長からは、県が主体的に役割を果たしていくという前向きの答弁をいただきました。ぜひ世界水準の観光都市を目指して、地域特性を生かしたサンライズベルト構想を実現するために各市町村、関係部局が一体となって取り組んでいただきたいと思います。

そして、土地利用計画に関しては、部長は具体的な指示があった場合に動きますよという、ちょっと前向きなのか積極的な意見だと私はとっておりますけれども、アジア経済戦略構想を成功させて沖縄県をさらに発展させるためには、私はこの土地利用計画こそが鍵となるのではないかと思っています。シンガポールに行っても、コンセプトプラン、そしてマスタープラン等の２つのプランがあって、見えるんですよ、夢が。沖縄県に関してはその土地利用構想が見えないからこそ、今どんなに夢を発信しても、みんな本当にできるのかなということで可能性が見出せていないと思いますので、この土地利用計画に関してはぜひ前向きに、市町村と一緒になって取り組んでいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、知事から市街化調整区域の編入に関して前向きな答弁がありましたけれども、私はこの東海岸地域

一帯を含めて中城それと北中城、その一帯ではなく、沖縄市――今沖縄市も東部開発がありますし、そういう沖縄全体、南部地区も市街化調整区域がありますので、その柔軟な土地利用を沖縄県全体、東海岸一帯を全体で考えるべきではないかと思っております。改めてスピード感と大胆な発想での対応が必要ではないかと思っておりますので、その決意を知事から答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そして６の(2)、民間企業においては技術者の育成のために、資格獲得に補助金等のさまざまな制度がありますけれども、県庁職員等においては制度が該当しない。自己負担になっておりますので、資格を獲得した技術者に関しては給料面で差をつけていただきたい。５万円アップするとか、10万円アップするとか、一級の土木施工を取ったときには。そういうふうな頑張った職員が報われるような体制をつくっていただきたいと思います。

そして最後になりますけれども９の(1)、昨今の結婚式ではカチャーシーが胴上げになっております。子供たちがカチャーシーができない。伝統芸能による表現活動を通じた学びが大切だと思っております。学校現場での体験的な学ぶ機会を応援することも必要ではないかと思っていますので、郷土劇場を伝統芸能を学ぶ一助にしていただきたいと思いますので、教育長と知事の見解を伺います。

以上で終わります。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　新垣光栄議員の土地利用計画についての再質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁をさせていただきましたが、沖縄県としては均衡ある県土の発展に向けてさまざまな土地利用の計画を進めますが、無秩序な開発ではなく、持続可能な開発をもとにして、それぞれの地域特性をしっかり生かしていく形で連携したまちづくりに資する計画にしていきたいと思います。当然、議員出身の中城を初めとするサンライズベルト構想については、来年度から企画部のほうでその具体的な検討について市町村との連携などに着手していく方向性でもありますし、それから市町村との連携については南部広域、南部地域等ともさらなる協議を進めていければと思います。

いずれにいたしましても、スピード感、スケール感、スケジュール感を持ってしっかり取り組んでいきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　墓地の土葬に関する再質問についてお答えします。

まず基本的な前提として墓地埋葬法に係る事務というのは市町村のほうで行っておりますので、県としましては、市町村に対し、土葬に関する外国人等からの相談件数とか申請件数、それから土葬に関する市町村の対応等についても調査を行いたいと。加えて、別件の関係で県内の墓地経営者において、この事業計画で土葬についても計画しているというのも把握しておりますけれども、改めて県内の墓地経営者に対して土葬の受け入れ可否等に係る調査も行っていきたいとそういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　新垣光栄議員の伝統芸能の後継者育成に関する再質問にお答えさせていただきます。

郷土劇場という箱物に関しましては、財源も含めましてさまざまな課題を検討しつつ取り組みを続けている最中でございます。いずれにいたしましても、若い方々が芸能を見るだけではなく、実際それに参加する、そういうふうに育んでいくという場をきちんと提供していくことは大事だというふうに思っておりますので、芸能関係者あるいはそういう関係機関と連携をとりながらしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　再質問にお答えいたします。

学校では、例えば総合学習でありましたり、授業でありましたり、そういうさまざまな機会で伝統芸能に触れる、また伝統芸能を取り入れた活動を行っているところであります。また、学校によりましては、郷土文化コースというものを設けて、そこで専門に学んでいるところもございます。

いずれにしましても、議員御質問の伝統芸能、古くから伝わってきた文化については、今後とも継承していけるように大切にすることがやっぱり重要だと思いますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　こんにちは。

日本共産党県議団を代表し、知事に質問をいたします。

まず初めに、知事の政治姿勢についてであります。

世界は激動の時期を迎えており、県知事には筋を通して県民のために頑張るという姿勢が強く求められています。

玉城知事については就任してから今日まで、一貫して県民の立場に立ってアメリカにも政府にも物を言う、県民の民意を代弁する姿勢で頑張ってきたと思います。引き続きその姿勢を貫いていただきたいと思います。

まず知事の決意を伺います。

２つ目に、米軍基地問題について。

現在の日米両政府の県民に対する強引な基地押しつけは、我慢の限界を超えています。県民の怒りがいつ爆発するかわからない状況になっています。「沖縄を返せ」の歌にあるように、「民族の怒りに燃える島」になっています。

知事、この県民の怒りにどう応えていきますか、決意を伺います。

(1)、沖縄を苦しめている最大の元凶は米軍基地の存在です。日米安保条約によって主権が奪われ、県民の生存権さえ踏みにじられた屈辱的な状況は我慢ならない事態です。この事態を打ち破るためには、日米安保条約を廃棄させる闘いを大きく発展させなければなりません。安保条約は沖縄には不要だという世論を大きく広げなければなりません。基地のない平和な沖縄をみんなの力で実現しましょう。

知事の決意を伺います。

(2)、オスプレイの強行配備、外来機の駐機配備など関係自治体の住民を爆音で苦しめています。嘉手納基地内の駐機場拡張に着手したとの報道がありました。ＣＶ22オスプレイの訓練拠点となるおそれがあると報じられています。これ以上基地機能を強化し、近隣住民への騒音等の被害をふやし、不安にさせることは断固反対します。また、繰り返される米兵、軍人・軍属の犯罪は、基地を沖縄から撤去させなければ解決しません。

知事の見解を伺います。

３、辺野古新基地建設について。

(1)、辺野古の海は軟弱地盤で構造物の建設は困難であると専門家から繰り返し指摘されてきたところです。自然を破壊するこの暴挙を中止させるためにあらゆる手だてを尽くしましょう。

決意を伺います。

辺野古の海の埋め立てに関する県民投票が、幅広い運動に発展しています。ぜひ、圧倒的な民意で成功させたいものです。県の取り組み状況はどうなっていますか。

４、北部訓練場の返還について。

(1)、世界自然遺産登録に向けての取り組みの現状はどうなっていますか。説明を求めます。

(2)、林道建設に伴う森林の伐採は現在も続いていますか。

５、経済政策について。

沖縄経済の根幹は、農業・水産業を初めとする第１次産業の振興です。亜熱帯の気候の特性を生かした農業・水産業の可能性を大いにくみ尽くし、普及することが重要です。

以下の取り組みの現状と課題について説明してください。

(1)、農業の振興について。

農水産業に関しては、可能性を多く広げています。亜熱帯性気候の特性を生かした作物が豊富です。例えば芋、芋に関する産業は多様化しています。病害虫の問題をクリアすれば、芋だけでも経済は成り立つ。沖縄の経済を豊かに発展させる可能性があります。特殊病害虫（イモゾウムシ、アリモドキゾウムシ）の駆除のために県は一貫してこの20年来努力してきています。しかしながら、予算の投入が微々たるものであり、培養して技術の向上を図らなければ抜本的な解決にはなりません。県のイモゾウムシ、アリモドキゾウムシの駆除技術は世界的に見てもすぐれていると思います。現在、久米島などで駆除事業に取り組まれ成功しているようですが、沖縄全県で駆除が成功すると沖縄の経済が飛躍的に発展すると思います。駆除技術はあるのに、なぜ進展しないのでしょうか。最大の原因を取り除く方策を伺います。不妊虫の大量培養で全県的な駆除事業の強化を図るべきではありませんか。

(2)、リュウキュウマツについて。

松くい虫の駆除のために農薬散布が行われ、生態系や他の動植物などに影響を与えていると思われます。私は松くい虫駆除のために電流式松くい虫駆除法の特許を取得して、関係者に喜ばれています。この駆除法は、適正な電流を流すことによって松くい虫を殺傷するものです。だから理論的には松だけではなく、一般の樹木でも応用されています。ぜひ県としても研究していただき、松くい虫の駆除に役立ていただきたいと思います。実態はどうなっていますか。直ちに農薬散布をやめるべきだと思いますが対応を伺います。

次に、(3)、水産業について。

沖縄では養殖漁業が有望であると考えますが、現在の県の取り組みはどうですか。

特にクルマエビの養殖生産量は全国一であり、目覚ましいものがあります。しかし、関係者の努力のみの取り組みになっており、県としての取り組み強化が重要だと考えます。見解はどうでしょうか。

八重山のヤイトハタについては、県の努力により産業として成り立っていますが、現在の取り組みについて伺います。

６番目、泡瀬干潟を守るために。

泡瀬干潟のラムサール条約湿地登録の進捗状況について伺います。

(1)、2015年６月の県議会で私の質問に対し翁長前知事は、泡瀬干潟のラムサール条約湿地登録は意義のあることであり、早期登録を進めると答弁し、その後進展しました。しかし、それ以降の具体的な進展は見られません。現在までの進捗状況はどうなっているか説明を求めます。

(2)、泡瀬干潟は南西諸島で最大の干潟と絶滅危惧種の生息など自然豊かな海域です。私はその保全を求めてきましたが、現状はどうなっていますか。

(3)、埋立工事で海が汚れると繰り返し指摘をしてきましたが、埋立工事は汚濁防止膜を設置するので大丈夫だと繰り返し説明をされてきました。現実には海が埋立工事によってヘドロが蓄積しています。その結果、サンゴは死滅し、貴重な貝など絶滅危惧種が死滅しています。県はその実態を掌握していますか。

７、県民の命を守るために（医療、特に難病対策について)。

(1)、ＡＴＬ（成人Ｔ細胞白血病）に関する取り組みについて。

ＡＴＬ患者は沖縄・南九州に多いものです。昨年度のＡＴＬに関する感染状況、治療の現状はどうなっていますか。技術的には全快させるだけの技術が確立されているでしょうか。そうであれば実績を伺います。

(2)、三角頭蓋の難病の治療について伺います。

この三角頭蓋は、生まれながらにして頭のほうが狭窄して三角形になっていて、いわゆる難病であります。特殊な病気ですから、なかなか治療が難しいものです。ある医師が一生懸命頑張って、結局その医者が自分で一生懸命研究して、沖縄で何例かは手術をして健常な子供にしましたが、しかしまだまだたくさん治療を待つ方がいらっしゃいます。こういう難病を持っている人を何とか県として医療行政として苦しんでいる皆さん方を助けていただきたいと思います。その医者まで私の事務所に相談にいらっしゃったこともあります。こういう難病について目を向けてもらって、本当に自分たちの命が救われるというような状況をぜひつくっていただきたいとお願いをしたいと思います。こういった県民から救済を求める声について、実態はどうなっていますか。

８、教育現場環境について。

(1)、教職員の環境改善について。

ア、まず学校現場の教職員の多忙化について伺います。

現場の教員は過労死しそうだと悲鳴を上げています。少人数学級の全校での実施、多忙化解消のために教職員の増員に努力すべきではないでしょうか。県としてはどのような解決策をやってきましたか。

イ、学力テストの結果が悪かったといって、全国を見習ってしゃにむに学力テストを押しつけて、その点数を向上させるために現場の教員を締めつけています。そういったことも要因の一つとして、教員の病気、鬱病などが見られます。実態はどうなっていますか。これは深刻な事態になっていると思うのですが、もっと先生方が伸び伸びと教育に専念できる環境にすべきではないでしょうか。そのためには、教職員の現場の教育環境改善のためにどういった取り組みをしているか伺います。

(2)、私は27年ほど前から、学力向上推進運動について批判的態度を表明しています。教育というのは、人格を育てるものであり、押しつけでは絶対にだめであり、大切なのは子供たちを立派に教育できるような環境をつくることであり、テストで無理強いをしてもよくなるわけではないよということを言ってきました。子供たちの持っている能力を輝かせるためにどういった努力をしてきましたか。御説明を願います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　嘉陽宗儀議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、県民の民意を代弁する決意についてお答えいたします。

私は就任以来、日米両政府に対し、辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げ、知事選において過去最多得票で当選したことや、県民が強いられ続けている過重な基地負担の現状を説明し、安全保障の現実的な負担は沖縄だけに過重に担わせるものではなく、日本全体で担うべき問題であることなどを訴えてまいりました。日米両政府は沖縄の声に真摯に耳を傾ける

べきであり、私は民主主義の尊厳を守るという観点から、今後も引き続き日米両政府はもとより、あらゆるチャンネルを通じた対話を行い、沖縄の米軍基地問題の解決を図ってまいりたいと考えております。

次に、辺野古新基地建設についての御質問の中の３の(1)、辺野古新基地建設阻止の決意についてお答えいたします。

１月30日の衆議院代表質問において、安倍首相は、軟弱地盤の存在を初めて認めました。これにより、工期が大幅に延びることは明白であること、さらに本来保護するべきジュゴンの生態系やその他の重要な環境への影響もはかり知れないということを考えますと、普天間飛行場の危険性を一刻も早く除去するためには、辺野古移設が唯一の解決策であるとする政府の主張は抜本的に見直す必要があります。辺野古新基地建設による普天間飛行場の移設に固執することは、普天間飛行場を事実上固定化することにほかなりません。

沖縄県としては、今後も政府に対し、辺野古新基地建設を断念するよう強く求めてまいります。

次に、北部訓練場の返還についての御質問の中の４の(1)、世界自然遺産登録に向けた取り組みの現状についてお答えいたします。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録につきましては、延期勧告の主な理由である分断された推薦区域の連結や北部訓練場返還地の推薦区域への追加等の課題に対応した上で、推薦書の内容の見直しや強化を行い、本年２月１日、国において、推薦書を提出したところであります。

沖縄県におきましては、世界的にも希少な沖縄の自然をウマンチュヌ宝として次の世代にもつなげられるよう、県民の皆様と一緒になって、2020年の確実な登録に向けて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　２、米軍基地問題についての(1)、日米安保条約についてお答えします。

県は、日米安全保障体制の必要性を理解しております。しかしながら、戦後73年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。日本の安全保障が大事であるならば、基地負担も日本全体で担うべきであります。

沖縄県としましては、このような基本認識のもと、過重な米軍基地負担の軽減に取り組んでまいります。

次に２の(2)、嘉手納飛行場の駐機場整備及び基地の撤去についてお答えします。

嘉手納飛行場をめぐっては、昼夜を問わない訓練やエンジン調整、外来機のたび重なる飛来に加え、第353特殊作戦群施設の整備に伴い、住宅地に近い区域が仮の駐機場として使用されるなど、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。施設整備工事開始に伴う仮の駐機場使用により、騒音被害等の増大が懸念されることから、県としましては、引き続き嘉手納町とも連携し情報収集に努めるとともに、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減及び基地の整理縮小等を求めてまいります。

次に３、辺野古新基地建設についての(2)、県民投票の取り組み状況についてお答えします。

県民投票の実施により、普天間飛行場の代替施設建設のための辺野古埋め立てについて、県民一人一人がその意思を示すことは、大変意義があるものと考えております。このため県では、イベントの開催やテレビ・ラジオＣＭ、インターネット等を活用した広報に取り組んでいるところです。また、県の出先機関や関連施設でののぼりの掲示等を行うとともに、職員一人一人が広報マンとして周知に取り組んでおります。

県としましては、引き続き広報活動に全力を尽くすとともに、市町村と緊密に連携を図り、県民投票の円滑な事務の実施に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　４、北部訓練場の返還についての御質問の中の(2)、林道建設に伴う森林伐採についてお答えいたします。

林道は、森林の適切な管理、森林施業の効率化、木材搬出、地域の生活道等として活用されております。県では、平成22年度の沖縄県公共事業評価監視委員会の答申を受けて工事を休止した以降は、林道建設を行っておらず、林道建設に伴う森林伐採も行っておりません。

県としましては、今後とも、自然環境に配慮し、既設作業道等を活用するとともに、必要最小限の路網の管理に取り組んでいきたいと考えております。

次に５、経済政策についての御質問の中の(1)ア、イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの根絶についてお答えいたします。

県においては、不妊虫放飼と寄主植物除去により、久米島と津堅島のイモゾウムシとアリモドキゾウムシの根絶事業を実施してまいりました。平成25年には

久米島のアリモドキゾウムシの根絶を達成したところであります。また、津堅島の両ゾウムシについても生息密度が大幅に低下しております。現在、イモゾウムシの根絶を効果的に進めるために、低コスト人工飼料の開発、大量増殖技術の確立や有効なモニタリング技術等の開発に取り組んでいるところであります。

県としましては、技術的な課題を解決した上で、津堅島、久米島での根絶後、防除地域を拡大し、関係機関と連携して根絶防除を進めていく考えであります。

次に同じく(2)ア、松くい虫の駆除についてお答えいたします。

松くい虫の防除については、森林病害虫等防除法に基づき、薬剤散布や薬剤樹幹注入及び伐倒駆除を実施しております。防除対策の結果、平成29年度の被害量は、2309立方メートルで前年度の50％減、被害のピークとなった15年度の95％減となっております。電流式防除については、その有効性が確認されていますが、現在、採用に至っておりません。防除に使用する薬剤は、毒物及び劇物取締法の普通物であり、野生生物に及ぼす影響が少ないとされております。

県としましては、今後とも電流による松くい虫防除技術も含め、最新の防除技術について情報収集に努めてまいります。

同じく(3)ア、養殖漁業の取り組みについてお答えいたします。

県では、一括交付金等を活用し、オキナワモズクの生産底上げ技術開発事業やおきなわ産ミーバイ養殖推進事業等により、モズクやヤイトハタ等の養殖業を推進しているところであります。平成29年の養殖生産量は２万856トンで、特にモズクやクルマエビは、全国一の生産量を誇っております。

県としましては、養殖用・放流用の種苗生産、養殖に適した品種育成、効率的な養殖技術の開発、生産者への養殖管理技術及び疾病対策の指導等により、引き続き養殖漁業の振興に取り組んでまいります。

同じく(3)イ、クルマエビに関する取り組みについてお答えいたします。

本県では、昭和45年ごろからクルマエビ養殖が行われており、平成12年から生産量日本一であり、29年の生産量は523トンとなっております。県は、平成13年に海洋深層水研究所でウイルスフリーの母エビ養成・種苗の量産化に成功し、クルマエビの安定生産に寄与しております。その後は、クルマエビの選抜育種及びマーケティング支援を行ってまいりました。平成29年度からは、県産水産物の海外市場拡大事業により、クルマエビの海外での販路拡大を図るため、香港、シンガポールなどにおいて需要調査を実施しております。

県としましては、引き続きクルマエビ養殖業の振興に努めてまいります。

同じく(3)ウ、ヤイトハタ養殖の取り組みについてお答えいたします。

県では、栽培漁業センターにおいて、ヤイトハタ養殖推進のため、養殖用の種苗生産を行っております。また、一括交付金を活用した、低コスト型循環式種苗生産・陸上養殖技術開発事業やおきなわ産ミーバイ養殖推進事業などにより、１、ヤイトハタの低コスト型陸上養殖技術の開発、２、ハタ類養殖コストの削減に向けた適正給餌技術開発等に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き、養殖用の種苗生産や効率的な養殖技術の開発、生産者への養殖管理技術及び疾病対策の指導等により、ヤイトハタ養殖業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　６、泡瀬干潟を守るためについての御質問の中の(1)、泡瀬干潟のラムサール条約湿地登録に向けた進捗状況についてお答えします。

ラムサール条約への登録は、鳥獣保護区の指定など、法律により、将来にわたって自然環境の保全が図られることや湿地の重要性の国際基準を満たすこと、地元住民などから登録への賛意が得られることという３つの条件が必要です。そのため県では、平成29年３月に策定した沖縄県第12次鳥獣保護管理事業計画において、泡瀬干潟を鳥獣保護区及び特別保護地区に指定することを位置づけており、沖縄市など地元自治体や関係団体、庁内の関係部署に対し、具体的な区域案を示しながら継続して理解を求めているところであります。

県としましては、引き続き関係機関と調整を行い、泡瀬干潟の鳥獣保護区及び特別保護地区の早期の指定実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　６、泡瀬干潟を守るためについての御質問のうち(2)、泡瀬干潟の現状についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業については、トカゲハゼに影響を

及ぼす４月から７月の間の海上工事の中止や、工事に際しては汚濁防止膜の二重展張、海上へ投入する石材の洗浄など環境保全措置を講じております。工事実施に伴う環境影響については、環境監視委員会から評価を受けるとともに、環境部への報告も行っております。また、平成28年度に策定したサンゴ再生事業計画に基づき、周辺海域において白化により減少したサンゴの再生にも取り組んでおります。

県としては、引き続き工事による環境への影響を可能な限り低減するよう、環境保全に十分配慮していく考えであります。

次に６の(3)、サンゴや貝などの死滅の実態把握についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業においては、環境影響評価の所定の手続を経て、工事の実施前からサンゴ、干潟生物、水質等の環境監視項目について調査を実施しております。サンゴ類の生存被度については、工事前の変動範囲内であり、貝などの底生生物の総個体数と種類数については、年度によってばらつきがあるものの、大きな変動は確認されておらず、工事や埋立地の存在による影響と特定できるような環境の変化はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、７の県民の命を守るためについての御質問の中の(1)のア、ＡＴＬ（成人Ｔ細胞白血病）の状況についてお答えします。

ＡＴＬ（成人Ｔ細胞白血病）の感染状況について、平成28年度に実施された妊婦に対するＨＴＬＶ－１抗体検査結果は、陽性者数65人、検査受検者に占める陽性者の割合は、約0.5％となっております。治療の現状につきましては、主に抗がん剤等による薬物療法や骨髄移植を中心に実施されており、さらに効果のある研究が大学等において進められているところであります。

次に(2)のア、三角頭蓋の治療についての御質問にお答えします。

三角頭蓋は、子供の頭蓋骨の接合部分が早期に閉じる病気の一つで、三角頭蓋の頭蓋形成手術は、美容形成で一般的に行われているものであります。手術後に多動や発達遅滞など自閉症に似た臨床症状が改善した例に着目した県内の医師が、頭蓋形成手術を行ってきましたが、同手術について、日本児童青年精神医学会からは、多動や発達遅滞の治療として、科学的、医学的証明はなされておらず倫理的な問題があるとの見解が示されておりますので、県としましては、今後の推移を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　８の教育現場環境についての御質問で(1)のア、教職員の増員と多忙化対策についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまで教職員の多忙化解消のために、県立学校及び市町村教育委員会に対し、学校の実情に応じた行事や会議の精選及び見直し、ノー残業デー、ノー部活動デーの設定等、業務改善に向けた提言等を行ってきたところであります。また、これまでに小学校全学年と中学校１年生で少人数学級を実施しており、それに伴い、必要な教員の増員に取り組んできたところであります。さらなる教職員定数の改善については、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に要望しているところであります。

次に同じく８の(1)のイ、教員の病気、鬱病等についての御質問にお答えいたします。

平成29年度の教職員の病気休職者数は424人、そのうち精神疾患によるものは171人となっております。県教育委員会では、教職員の負担軽減を図るため、県立学校及び市町村教育委員会に対する業務改善の提言や、調査・報告書の簡素化・縮減等、さまざまな取り組みを行っており、引き続き学校現場の業務改善に向け、実効性のある取り組みを推進してまいります。

次に同じく８の(2)、子供の能力を発揮させる努力についての御質問にお答えいたします。

児童生徒一人一人が将来、自己実現を図り、夢や目標を達成するためにも、学力向上の取り組みは重要だと考えております。学力向上の取り組みについては、本県の学力向上施策、学力向上推進プロジェクトをもとに、粘り強く考え抜くことのできる児童生徒の育成を目指し、授業改善や学習を支える力の育成等を家庭・地域と連携し推進しております。

県教育委員会では、今後とも児童生徒の確かな学力など知・徳・体をバランスよく育み、生きる力の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　御答弁ありがとうございました。

再質問をさせてもらいますけれども、特に私の場合

にはこれまで自然環境を守るという点では、泡瀬干潟を守る、それから辺野古の海を守るということで一貫してやってまいりました。今、特に泡瀬干潟を守る皆さん方のほうから、かつての泡瀬干潟の状況が全くなくなっているぞということで、いかに破壊されているかという具体的に30項目ぐらいの資料も持ってきてもらっています。

知事、これは辺野古の海です。（資料を掲示） これは沖縄の方言では、ニライカナイの信仰から海の底のほうに来世はあるぞということを言わんばかりの状況です。向こうの人たちはこの干潟を守るために……

○議長（新里米吉君） 声がマイクに入っていないものですから、困るんですが。

○嘉陽　宗儀君 済みません、どうも。ちょっと興奮してしまいましたけれども。

辺野古の海を守るために、本当に必死になって頑張っている皆さん方にしてみれば、今の国のやり方は全く承認できない、承服できないと。常に、例えば辺野古の海を埋め立てするときに、海が破壊されるぞということで私が質問したら、汚濁防止膜をつけるので汚れませんという回答です。泡瀬干潟のほうもそうです。泡瀬干潟も貴重なサンゴ礁の海ですけれども、向こうも埋立工事に当たっては汚濁防止膜をつけるので絶対海は汚れませんというのがこれまでの態度です。

ところが皆さん、今現状どうでしょうか。一回見ていただきたいと思うんです。もとの姿はありませんよ。だからそういう意味では、辺野古の海も汚濁防止膜をつけるから大丈夫ということを答弁してまいりましたけれども、軟弱地盤でそこに膨大なパイルが打ち込まれると。これだけでも破壊されてしまう。そういう破壊されるような工事をしながら、なお沖縄の海は守りますよ、辺野古は守りますよとこういう詭弁を政府がやることは絶対許してはいかん。沖縄の方言では、ユクシムニーヤ　ジョーヌフカントゥーランというんです。知事はわかりますよね、この話は。結局今のところは、政府が沖縄県民だましのためにいろいろな詭弁を弄して、うそついて、大丈夫だ、大丈夫だと言ってアメリカのために侵略基地をつくろうという、これがない。だからそういう意味では、沖縄県民はいつまでもだまされるわけにはいかんぞと、ウシェーラッティー　ナイビランドーサイ　知事、ということでぜひ皆さん議会として頑張っていこうではありませんか。

以上で終わります。

○議長（新里米吉君） 質問はないですね。

○嘉陽　宗儀君 いえ、決意。一緒にやろうと。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君） 静粛に願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 嘉陽宗儀議員の再質問に決意をということがありましたので、私の思いを述べさせていただきたいと思います。

私は、沖縄市の泡瀬干潟もラムサール条約への登録については、翁長知事の考えと同様、それを進めていくべきであるということを考えております。貴重な自然は一度失ってしまうと二度と我々が取り返すこと、取り戻すことは不可能であります。ましてや辺野古地域の大浦湾を初めとするあの一帯は、本来、次世代、次々世代のためにその環境をしっかりと保全をして渡していかなければならない地域であるということは誰もが認めているところであると思います。ましてや７万本余りの砂ぐいを打ち込むという工事については、私はその工事そのものが実行不可能であるという現状と、そして著しい環境破壊などを考えたらやはり一日も早くその工事を中止をして、沖縄県としっかり対話をし、あるべき未来の姿に向かってお互いがではどのように協力できるのかということを広く全体で捉えていく、考えていくことが重要であるというふうに思います。その方向性で私は沖縄の自然環境、それを子や孫たちにしっかりと渡していくためにも、決意を持って取り組んでいきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後１時10分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君 質問通告後に国地方係争処理委員会の決定がなされましたので、所定の手続を行い６番目の項目に追加して緊急質問を行います。

それでは、日本共産党県議団を代表して質問を行います。

今議会は、玉城デニー知事就任後の初の予算議会です。また、沖縄が日本に復帰して47年になり、玉城デニー知事の在任中に復帰50年という大きな節目を迎えます。また、今月の27日、28日には、２回目の米朝首脳会談も行われる予定であり、朝鮮半島や東アジアで平和の動きが加速しているもとで行われます。

そういう重要な時期ですので、玉城デニー県政の本

格的なスタートに当たって知事の基本的な認識について伺います。

まず沖縄戦について。

沖縄戦は、日本軍の敗戦が濃厚であったにもかかわらず、もう一度戦果を上げてからと沖縄を本土防衛の捨て石作戦としての無謀な戦争でした。あらゆる地獄を集めたと形容された沖縄戦では、20万人余、住民４人に１人が命を奪われました。戦争は絶対に繰り返してはなりません。これは、沖縄で政治に携わる者の原点でなければならないと思いますが、玉城デニー知事の認識を伺います。

次に、戦後の米軍統治下の沖縄について。

日本復帰までの27年間は、日本から切り離され米軍による直接統治、植民地状態に置かれてきました。米軍の占領は苛酷をきわめ、宮森小学校に米軍のジェット機が墜落して児童を含む17名の多くの県民が死亡し、読谷村では、空から落下したトレーラーに棚原隆子ちゃんが押し潰され死亡するなど、県民は虫けらのように扱われ、命、人権、土地や財産が奪われてきました。

日本に復帰した現在も米軍は占領意識丸出しで、沖縄ではやりたい放題の状況は変わっていません。沖縄で政治に携わる者として、この現状は決して容認できるものではないと思いますが、知事の認識を伺います。

次に、日本国憲法について。

日本国憲法は、主権在民、戦争の放棄、国民の基本的人権、国権の最高機関としての国会の地位、地方自治などを定めたものです。沖縄の現状は、この憲法がいまだに適用されていないような状況です。安倍首相は憲法改正を叫んでいますが、沖縄の現状は、憲法改正ではなく憲法の完全実施こそ求められているのではないでしょうか。知事の認識を伺います。

1971年の琉球政府・屋良朝苗主席の「復帰措置に関する建議書」には、「アメリカは戦後26年もの長い間沖縄に施政権を行使してきました。」、「異民族による軍事優先政策の下で、政治的諸権利がいちじるしく制限され、基本的人権すら侵害されてきたことは枚挙にいとまありません。県民が復帰を願った心情には、結局は国の平和憲法の下で基本的人権の保障を願望していたからに外なりません。」、「基地あるがゆえに起るさまざまの被害公害や、とり返しのつかない多くの悲劇等を経験している県民は、復帰に当っては、やはり従来通りの基地の島としてではなく、基地のない平和の島としての復帰を強く望んでおります。」と記されていました。日本復帰に託した県民の願いは何だったか。見解を伺います。

沖縄振興開発特別措置法の提案理由の趣旨説明の中では、「沖縄は、さきの大戦において最大の激戦地となり、全島ほとんど焦土と化し、沖縄県民十余万のとうとい犠牲者を出したばかりか、戦後引き続き26年余の長期間にわたりわが国の施政権の外に置かれ、その間、沖縄100万県民はひたすらに祖国復帰を叫び続けて今日に至ってまいりました。祖国復帰が現実のものとなったいま、われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもって事に当たるべきである」と述べています。

47年たった沖縄の現実は、立法の趣旨に反して基地の問題でも0.6％の沖縄に70％の米軍専用施設が置かれ苦しめられ続け、また、新たな辺野古新基地が押しつけられようとしています。経済、県民の暮らし、福祉の分野を見ても、今経済が好調だと言われていますが、今なお県民所得は全国最下位、非正規雇用の増大、子供の貧困率が全国の倍近くになるなど、憲法や児童福祉法などの適用が27年間なされなかった空白を克服できていないのではないでしょうか。復帰して47年、日本復帰に託した県民の願いは実現できたのか、知事の見解を伺います。

次に、翁長県政の評価について。

2013年１月28日、41市町村長、県議会などオール沖縄で、オスプレイ配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念を求めた建白書を安倍首相に提出しました。この県民の戦いと建白書は沖縄の歴史にとっても重要な出来事だと思いますが、知事の認識を伺います。

翁長県政誕生と、翁長県政４年間についての知事の認識、評価を伺います。

沖縄は米軍基地を引き受けて、お金、振興策をもらっていたらいいさという時代ではもはやありません。自立した沖縄経済への大きな一歩を歩み始めています。むしろ、米軍基地は沖縄経済発展の最大の阻害要因になっているとの翁長知事の認識について玉城デニー知事の見解を伺います。

子供の貧困対策など、暮らし・福祉分野での翁長県政の取り組みへの評価を伺います。

去年の７月27日の翁長知事の撤回表明記者会見に見られるように、翁長知事は、辺野古新基地をとめようと命を削り命をかけて闘ってきたと思いますが、玉城デニー知事の認識を伺います。

沖縄の歴史における翁長県政をどのように位置づけ

評価していますか。

次に、復帰50年に向けた玉城デニー県政の課題と抱負について。

県民の苦難の歴史に立脚し、ウチナーンチュとしての誇りと尊厳を大事にし、後世に引き継いでいくことを県政運営にしっかりと据えて、辺野古新基地は絶対つくらせないとともに、基地のない沖縄を目指すべきです。その上で、自立した沖縄経済への展望、未来をしっかりと描くべきであります。

次に、朝鮮半島での平和の動きと在沖米軍の駐留根拠について。

米軍は、朝鮮戦争を契機として日本、沖縄への恒久的な駐留体制を確立し、これが現在も維持されています。嘉手納、普天間、ホワイト・ビーチなど実態は米軍ですが、朝鮮国連軍として指定された朝鮮半島対応の基地であります。

ＳＡＣＯ合意でも、在沖海兵隊の主要任務は朝鮮半島有事に備えるとの認識を示していたのではないか。

朝鮮半島で非核化、平和への動きが進んでいます。ＳＡＣＯ合意時のペリー国防長官は、朝鮮での非核化の動きによって、普天間基地、在沖海兵隊、ひいては沖縄の米軍基地に駐留する根拠はなくなると指摘していますが、見解を伺います。

2006年の米軍再編合意当時の柳沢協二元内閣官房副長官補も、「本来、朝鮮半島情勢にかかわらず、海兵隊を沖縄に置く必要はない。まして朝鮮半島情勢が変わってくれば、少なくとも沖縄にいる論理は破綻する」と指摘していますが、見解を伺います。

２月27日、28日と米朝首脳会談がハノイで開催される予定です。朝鮮半島で平和への流れが大きく動いています。海兵隊の駐留根拠だけでなく、在沖米軍の駐留根拠もなくなっています。辺野古新基地建設は、この平和の流れに大きく逆行するものであり、直ちに中止すべきです。沖縄県知事としてその観点から直ちに行動を起こすべきです。

海兵隊の普天間基地は直ちに運用停止、閉鎖撤去を求めるべきです。見解を伺います。

次に、県議会総務企画委員会は１月下旬、ドイツ・イタリアに視察調査に行ってきました。

ドイツでは、ラムシュタイン市の市長さんや州議会関係者と面談、イタリアでは、レオナルド・トリカルコ元ＮＡＴＯ第５戦術空軍司令官、ランベルト・ディニー・イタリア元首相らと面談してきました。元司令官は、例えば沖縄でヘリコプターのドアが落下しましたが、ほかの国ではあんなのはあり得ない。犯罪が起こっても日本の法律が適用されないというのはとんでもない。犯罪事件は、その国で裁かれるべきであって、誰も手が出せないのは完全に異常なことだ。普通そんなのは常識、世界の法律ではあり得ない。元首相は、日本政府が沖縄の問題を取り上げていないのが一番の問題、日本政府はアメリカに言わなければならないことを言っていないと見られていると語っていました。まさに、沖縄の米軍基地の異常さが改めて浮き彫りになりました。

そこで沖縄の異常な米軍基地の形成過程。

日本の国内法が及ばない無法な運用の実態。

日本政府がこの異常に向き合わない異常な実態などについて伺います。

また痛感したのは、両国とも主権国家として米国に毅然として自国の主権を貫き通していたということでした。

元司令官は、1998年に米軍機がロープウエーを切断して20人が死亡、米兵が無罪になった事件について、おかしい、なぜ無罪になるんだと怒り、低空飛行はイタリアの空ではさせないと法律、協定を変え、ここはイタリアの空だ、これは協議ではない、アメリカは言うことを聞かなければならないのだと迫って実現させ、今では低空飛行はなくなったとのその経緯を語っていました。元首相も沖縄の基地のあり方はおかしい。アメリカは沖縄を自分たちのいいように仕切りたいと思っているかもしれないが、世界の基地のあり方からもおかしい。物事の道理をアメリカにわからせるべきだと語り、両氏とも、米軍の行動は全てイタリアが把握しイタリアの許可がなければ何もできないのだとも語っていました。

沖縄の実態は、日本政府が主権を放棄しているとしか思えません。見解を伺います。

さらに日本政府が主権国家として米国に毅然として向き合っていけば、日米地位協定改定、国内法適用、沖縄の異常な基地の実態は変えられることを示していると痛感しましたが見解を伺います。

沖縄が道理をもって立ち上がれば変えることができる、今の世界状況は、俺のものだ、君のものだ、私のものだというそういう世界ではない。みんなで協調性を持っていかなければならない状況だとのイタリア元首相の激励に感銘を受けました。また、沖縄県民の闘い、沖縄県の主張は、世界から見ても道理ある主張です。諦めずに闘い続けることが、国内世論、世界の世論を高め、勝利する道であると思います。見解を伺います。

今回の視察は、県議会全ての会派から参加しました。政治的な立場の違いはあっても、日米地位協定の

抜本改定、沖縄の異常な基地問題の解決などで認識を共有できたと私は思っています。これらの課題で知事を先頭に県民ぐるみ、県議会ぐるみで取り組むことの重要性について伺います。

次に、他国の地位協定と日米地位協定について。

県のイギリス・ベルギーの調査結果及びイタリア・ドイツを含め、現時点での他国の地位協定調査について伺います。

イタリアの元首相や元ＮＡＴＯ軍司令官などを招いてのシンポジウムや講演会などを開催する必要があると思いますがどうでしょうか。

去年の全国知事会は、日米地位協定の抜本改定を決議し政府に提言を行いました。知事の見解と、地位協定の抜本改定への知事の決意を伺います。

次に、辺野古県民投票について。

県民投票の投票日があさってに迫っています。知事として最後まで県民に投票を呼びかけることが大事だと思います。見解を伺います。

県民投票で埋立反対の民意が示されたときに、政府はそれに従うべきです。官房長官は、記者会見で、影響はない、結果いかんにかかわらず辺野古に移設する方針に変わりはないとの見解を述べていますが、民意を無視して強行すれば、民主主義国家とは言えず、強権国家、独裁国家への転換を意味すると思いますが見解を伺います。

次に、辺野古新基地を断念させることについて。

国地方係争処理委員会が、国の執行停止は不当との沖縄県の申し立てについて、実質審議もせずに判断も下さず門前払いしました。これは係争委員会の存在意義をみずから否定するとともに、沖縄県には民主主義、地方自治は適用されないというに等しい暴挙ではありませんか。

沖縄県が行った辺野古埋立承認撤回は有効です。県の見解を伺います。

辺野古新基地建設は不可能になっています。マヨネーズ状の超軟弱地盤の改良のために最深90メートルに約７万7000本の砂ぐいを打ち込む工事そのものは無謀であり、技術的にも不可能ではありませんか。

県の試算での２兆5500億円との工事費はさらに膨らむことは明らかです。どれぐらいさらに膨らむと想定されるか試算を伺います。

政府は、知事への設計変更申請が必要と認めました。知事が承認しなければ工事はできません。知事はこのような無謀な設計変更は承認すべきではありません。

県民投票の結果、埋立反対の民意が示されれば、新たな埋立承認撤回の根拠になるのか伺います。

次に、普天間基地の運用停止について。

安倍首相と仲井眞元県知事は、今から５年前の２月18日に普天間飛行場の運用停止を約束しました。それを、今ごろになって翁長元県知事や玉城デニー知事のせいにしてその約束を破ることは絶対に許せません。５年以内の運用停止約束の経緯及びその約束は辺野古新基地建設とは切り離されて行われることも確認されていると思いますが、見解を伺います。

そもそも普天間基地は戦争中に米軍が勝手に奪ってつくった基地であり、その後も銃剣とブルドーザーで拡張した基地ではありませんか。普天間基地の形成過程と現状について伺います。

95年に海兵隊員３名による少女暴行事件が発生し、県民の怒りが爆発しました。それを受けて橋本・モンデール会談で普天間飛行場の全面返還が合意されました。しかし、それがいつの間にか辺野古移設にすりかえられ、さらにいつの間にか、辺野古移設から普天間固定化にすりかえられているのではありませんか。

建白書では、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念を求めています。県議会も普天間飛行場を直ちに運用停止することを全会一致で決議し求めています。これが県民の総意であり、県もその立場で動くべきです。期限はこの２月です。知事は直ちに毅然と日米両政府に通知し行動を起こすべきではありませんか。

辺野古ができても普天間は返さないとの稲田元防衛大臣の発言について、県の見解を伺います。

沖縄では負担軽減どころか訓練や騒音など負担はふえているのではありませんか。

嘉手納基地での外来機の飛来、ＣＶ22の事実上の配備、騒音の激化の実態。

普天間基地ではＫＣ135の山口県への移転、オスプレイの訓練移転で負担は軽減されると大宣伝していましたが、騒音などが逆に激化している実態。

伊江島補助飛行場のＬＨＤデッキの完成で、騒音などが激化している実態。

高江のオスプレイ訓練の実態について明らかにしてください。

県議会は高江周辺の６カ所のヘリパッドの使用禁止を全会一致で決議しています。県としても使用禁止を求めるべきです。

先島への自衛隊配備について。

朝鮮半島や東アジアでの平和の動きが加速しているときに、先島への自衛隊配備の強行は逆に緊張を高めることになるのではありませんか。平和外交こそ必要

ではありませんか。

地元合意のない自衛隊配備に反対すべきではありませんか。

石垣市では自衛隊配備についての住民投票を求める署名が有権者の約４割に達し、市議会では新たに議員提案で条例制定の動きもあるようですが、そのような中での強引な自衛隊基地建設は行うべきではないと思いますが県の見解を伺います。

次に、沖縄経済について。

沖縄経済は好調と言われていますが、県の認識を伺います。

県民所得は伸びているのか。全国最下位の原因、経済の伸びと県民所得の伸びのギャップをどのように分析していますか。

経済の伸びを県民所得向上に結びつけていく県の取り組みを伺います。

非正規雇用が依然として多い理由は何か。正規雇用拡大のための県の取り組みを伺います。

県内の外国人労働者の実態と低賃金で就労させている実態はないか、県の対応を伺います。

沖縄観光について。

東洋のカリブ構想の推進状況。

第２クルーズバースの建設についての県の対応を伺います。

1200万人観光を目指していますが、量より質の向上を求める声も各方面から上がり始めています。県の見解と対応を伺います。

旅館、ホテルなどの宿泊関係従業員の雇用や賃金の差が指摘されています。改善への県の対応を伺います。

次に、子供の貧困対策について。

翁長県政からの今日までの取り組みと、改善された内容。

残されている課題について伺います。

県や市町村の行政の責任として。

通院医療費を中学校卒業まで無料にすること。

就学援助制度を必要とする児童生徒が全員受けられるようにすること。

中高校生のバス賃の無料化を推進することを急いで行うべきです。これらが実現すれば、子供の貧困解消にどれだけ役に立つのかもあわせて伺います。

次に、国民健康保険について。

自営業者、パート、アルバイト、無職の人、年金生活者などが加入する国民健康保険は、所得は少ないのに保険料は高く、加入者にとって重たい負担になっています。協会けんぽと比べても大変大きな負担です。これをせめて協会けんぽ並みに改善することが急を要する課題となっています。沖縄の国保加入者１人当たりの平均所得は年間59万5000円、１世帯当たり107万3000円で極めて少ない所得となっています。

県内の国保世帯の年間平均所得の実態について示してください。

県内の夫婦と子供２人世帯の国保料は幾らか、協会けんぽと比べてどうなっているか。夫婦２人、子供２人の４人のモデル世帯で、同じ所得で、国保料と協会けんぽの本人負担分を比較してみると、協会けんぽが24万8400円、国保料の一番高い設定の自治体が50万1900円で、その差は実に25万3900円で２倍の高さになっています。同じ県民でありながら、加入する健康保険でこのような２倍の差が出るのは不平等ではないか。

ゼロ歳児にも保険料がかかり、子供が多いほど保険料が上がる均等割は不公平です。廃止すべきではありませんか。

全国知事会は均等割の見直し、１兆円の国の支援で協会けんぽ並みに保険料を引き下げられると提言しています。県もその立場で国に求めるべきです。

保険証のない18歳未満の子供が341人残されていますが、実態はどうなっていますか。保険証のない子供や、短期証や資格証で実際に病院に行けない子供は絶対にいてはなりません。県の速やかな対策について伺います。

次に、教育行政について。

少人数学級の成果と残された中学校２年、中学校３年の早期実施について。

さらに30人以下学級の推進。

正規教員の増員を約束してきましたが、実態と増員計画について伺います。

小中学校の担任の負担は大変なものがあります。いじめ、児童虐待など、担任任せにしないで、学校全体、教育委員会などとの連携をとるためのマンパワーや体制が必要ではありませんか。

待機児童解消のためのこれまでの成果と今後の課題について。

認可保育所の増設の実績と今後の計画。

認可外保育園の認可化及び支援策のこれまでの取り組みと今後の取り組み。

保育士不足による待機児童は何人か。保育士待遇改善のこれまでの取り組みと今後の取り組み。

新年度と今後の待機児童解消の目標について伺います。

次に、学童保育について。

公共施設内への学童保育の設置へのこれまでの取り組みと新年度の計画。

学童保育の利用料引き下げのための県の取り組みと成果、今後の課題について伺います。

次に、北部基幹病院について。

県民への医療の提供、不採算医療の県の責任、医師の確保などの県としての責任がしっかり果たせるようにするとともに、地元自治体、住民の理解と納得が得られるようにすることが大前提ではありませんか。

次に、離島振興について。

沖縄の全ての離島が輝き、離島に住んでよかったと言えるようにすべきです。県の離島振興に対する基本的認識。

定住を促進するための産業育成、教育、不利性解消のための強力な支援策について伺います。

次に、公共交通について。

ドイツ・イタリア視察では、交通、移動を基本的人権として捉えて自治体が公共交通に補助していました。見解を伺います。

本島縦貫鉄道の位置づけ、考え方について伺います。また、鉄道単体だけの採算議論だけでなく沖縄の発展、沖縄経済の発展にとってどうなのかという全体的な視点から捉えて議論することが大事だと思いますが見解を伺います。

モノレール建設に際しても採算性などで当初否定的な意見もありましたが、那覇市の発展、経済発展の全体的な視点で導入が決まったと思います。当時の議論と今日までの経過について県の見解を伺います。

モノレールの３両化と４両化の計画。

縦貫鉄道とフィーダー交通、バスなど公共交通網の整備への県の考え方を伺います。

児童虐待について。

県内での児童虐待の実態。

県としての対応は今のままで十分だと認識しているのか伺います。

次に、野田市での児童虐待、死亡事件との関連について。

沖縄県としての対応、糸満市の対応は十分だったのか。どうすれば防げたと思っているか。

今回も転居というのが盲点になっていなかったか。沖縄市から宮古に転居して死亡した事件の教訓が生かされていないのではないか。

県としての今後の対応について伺います。

児童相談所職員は、精神的にも大変な職務だと思います。どのようなケアを行っているか。過重負担をなくし、子供たちにしっかりと対応できるように職員を緊急に増員することが県としての最大の責任ではありませんか。

未然防止のためにも子育て世代包括支援センターを全市町村に設置することが重要になっていると思いますが、見解を伺います。

泊漁港で生産者らの整備の取り組みが進められていますが、糸満漁港への新市場の整備とあわせ県は那覇市と連携して取り組み支援すべきではないか。

次に、首里城と美ら海水族館の管理が２月１日から県に移管されました。ぜひ、県民と地元住民に親しまれるものにしてください。そのための施策について伺います。

私は、市議時代から県議会でも県内の高齢者と教育見学の無料化を実施すべきと一貫して求めてきました。県管理になって首里城で高齢者の無料化がやっと実現しました。美ら海水族館でもぜひ実施すべきです。

龍潭池をもっと県民、市民が親しめるものにするために、遊歩道の整備、安心して散策できるようにすべきです。

福島から遠い沖縄へ避難してきた原発避難者への支援をユイマール、チムグクルの精神で支援を継続すべきです。

以上ですが、玉城デニー知事におかれましては、翁長雄志知事の遺志をしっかり引き継いで、また、玉城デニー知事のひとりの県民も取り残さないという崇高な理念をしっかりと堅持して県政運営に当たっていただきたいと思います。

私たち日本共産党県議団もしっかりと玉城デニー知事を全力で支えて頑張ってまいります。翁長雄志知事が言っていたウチナーンチュ　マキティナイビランドー、そういう精神で知事ぜひ頑張っていただきたいと思います。

ありがとうございました。ニフェーデービタン。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　渡久地修議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢について御質問の中の１(2)のア、建白書への認識についてお答えいたします。

翁長前知事は、５年前の県知事選挙において普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念、オスプレイの配備撤回を求める建白書の実現を訴え当選いたしました。翁長知事の急逝を受けて、昨年実施された県知事選挙において、私は、建白書の精神に基づき、普天間基地の閉鎖・撤去を求め、辺野古新基地の建設阻止、オス

プレイの配備反対を訴え、県知事選挙において過去最多得票で当選をいたしました。一連の県知事選挙の結果は、建白書の精神を実現したいという県民の思いが示されたものではないかと考えております。

次に、辺野古県民投票についての御質問の中の５(1)、知事による県民への投票参加呼びかけについてお答えいたします。

今回の県民投票は、県民一人一人の意思を直接示すことができる大変重要な機会です。私自身も、街頭での周知活動など、あらゆる機会を通じて投票への参加を呼びかけており、また、県職員の皆さんにも、お一人お一人が広報マンとして周知していただくよう伝えているところです。竹富町においてはあす23日土曜日が投票日、その他の市町村では、あさって24日日曜日が投票日となります。私もあしたパレットくもじ前広場で行われる県民投票ファイナルイベントに参加し、最後まで県民の皆様に投票を呼びかけていきたいと考えております。

次に、沖縄経済についての御質問の中の10の(1)、好調な沖縄経済についてお答えいたします。

沖縄県の経済は、国内景気の回復や入域観光客数の増加を背景に好調を維持しており、日銀が公表している企業景況感も全国と比べて高水準で推移しております。また、個人消費や企業設備投資の増大に加え、雇用情勢も大幅に改善し、県内総生産や１人当たり県民所得は着実に増加しております。

県としては、好調な経済のさらなる発展と沖縄らしい優しい社会の構築に向け、新沖縄発展戦略を踏まえた新たな沖縄振興計画の検討に着手するとともに、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる各種施策に全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)ア、沖縄戦についてお答えします。

沖縄戦は、住民を巻き込んだ苛酷な地上戦の場となり、20万人余のとうとい命が失われたばかりでなく、多くの文化遺産等が破壊され、散逸するなど悲惨な戦争でありました。このような戦争を二度と起こさないためにも、沖縄戦から学んだ教訓を後世に正しく継承し、戦争を起こしてはならないことを確認し続けることが重要であると認識しております。

同じく１の(1)のウ、日本国憲法についてお答えいたします。

我が国は、さきの大戦において甚大な被害を受け荒廃した中から、日本国憲法のもと、豊かで平和な社会を築き上げてきたものと認識しております。憲法の基本原理である、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義は将来にわたり堅持すべきものと考えております。

同じく１の(1)オの(ｳ)、復帰後の県民の暮らし、福祉分野における県の見解についてお答えいたします。

日本復帰直後の本県においては、戦後27年間の米軍統治などにより、保育所などの子育てをする環境や高齢者や障害のある方々が安心して暮らせる環境の整備が、全国に比較し著しくおくれていました。このため、県では、沖縄振興特別措置法による高率補助制度等を活用した保育所を初め、高齢者及び障害者福祉施設等の整備や、全国共通の社会保障制度の推進による各種福祉施策の拡充に取り組んでまいりました。これらの取り組みにより、保育所や高齢者福祉施設等の整備が進み、県民意識調査の日常生活面に関する満足度は向上したものの、待機児童や高い子供の貧困率など、全国と比較すると、依然として厳しい状況にあります。

県としましては、引き続き全ての県民が心豊かで安全・安心に暮らせる沖縄らしい優しい社会の実現に向け、きめ細やかな支援に努めてまいります。

同じく１の(2)のエ、前県政における暮らし・福祉分野の取り組みについてお答えいたします。

暮らし・福祉分野の取り組みについては、平成28年に全国に先駆け子どもの貧困実態調査を実施し、沖縄県子どもの貧困対策計画を策定するとともに、30億円の沖縄県子どもの貧困対策推進基金や、行政と民間の幅広い機関・団体で構成する沖縄子どもの未来県民会議を設立し、児童養護施設の退所者等を対象とした給付型奨学金事業等を創設するなど、官民一体となって子供の貧困対策に取り組んでまいりました。さらに、待機児童の解消や高齢者福祉施設の整備、障害のある方が地域でサービスを受けられる体制の構築、ちゅらさん運動の推進など、全ての県民が心豊かで安全・安心に暮らせる沖縄らしい優しい社会の実現に向け、各種施策を推進してきました。

県としましては、県民福祉の向上のため、引き続き、これらの施策の充実強化に取り組んでまいります。

次に12、子供の貧困対策についての(1)及び(2)、これまでの取り組みの成果と残る課題について、12の(1)と12の(2)は関連いたしますので一括してお答えい

たします。

沖縄県では、平成27年度に全国に先駆けて子どもの貧困実態調査を実施し、その結果、子供の貧困率が29.9％と深刻な状況にあることが明らかとなりました。このため、平成28年３月に沖縄県子どもの貧困対策計画を策定し、同計画に基づき、ライフステージに沿って施策を推進してきました。本年度、これまで２年間の施策の進捗状況について中間評価を行ったところ、計画に掲げた34の指標のうち、放課後児童クラブ平均月額利用料など25の指標が改善しております。また、子供の居場所の設置等が進むなどの成果もあらわれていますが、一方で、県内の全小学校区の約７割で居場所が設置されていないこと、一部の離島町村では子供の貧困対策が進んでいないこと等、今なお残された課題もあります。

沖縄県としましては、これら残された課題の解消等を図るため、計画を改定し、施策を充実強化してまいります。

次に15、待機児童解消のためのこれまでの成果と今後の課題について(1)及び(4)、認可保育所の増設の実績と計画及び今後の目標についてお答えします。15の(1)と15の(4)は関連しますので一括してお答えします。

県では、待機児童の解消に向け、市町村が実施する保育所等の整備や認可外保育施設の認可化に対する支援を行っております。認可保育所等の施設数については、平成27年４月の433カ所から平成30年４月には741カ所となり、308カ所が増設されました。平成31年度におきましては、64カ所の保育所等整備について予算の計上をしたところです。県では、黄金っ子応援プランに基づき、30年度からの２年間で約7000人の定員の確保を図り、31年度末までの待機児童の解消に向けて取り組んでまいります。

同じく15の(2)、認可外保育所の認可化及び支援策についてお答えいたします。

県では、沖縄振興特別推進交付金を活用し、認可外保育施設に対する認可化移行のための施設整備等の支援を行っており、平成24年度から平成29年度までに69施設が認可保育所等へ移行し、4685人の定員を確保しております。また、同施設の入所児童の処遇向上のための給食費等の支援を行っており、今年度は給食費の補助単価を拡充しております。平成31年度におきましては、運営費支援事業の補助単価や安全確保に必要な経費の補助上限額の拡充を予定しており、引き続き、市町村と連携し、認可化の促進と保育の質の向上を一体的に取り組んでまいります。

同じく15の(3)、保育士不足の状況及び処遇改善の取り組みについてお答えいたします。

平成30年10月１日現在、定員に必要な保育士210人の不足により、713人の定員割れが生じております。保育士の給与については、国において、毎年公定価格の改定が行われ、平成24年度から30年度まで、約11％の処遇改善が図られております。また、平成29年度から技能・経験に応じて月額5000円以上４万円以下の処遇改善を実施しております。県においては、公定価格における賃金改善要件分が確実に保育士賃金に反映されていることを確認するほか、県独自の施策として、保育士の正規雇用化や年休取得、休憩取得の支援事業などにより、引き続き処遇改善に取り組んでまいります。

次に16、学童保育についての御質問の中の(1)、公的施設への放課後児童クラブの設置状況等についてお答えいたします。

平成30年５月１日現在の放課後児童クラブ数は452カ所であり、そのうち公的施設活用クラブは156カ所となっております。県は、放課後児童クラブ支援事業により、平成24年度から29年度までに、公的施設活用クラブ18カ所の整備を支援したところであり、平成30年度は22カ所の整備支援に取り組んでおります。平成31年度は、施設整備に係る補助基準を拡充し、31カ所の整備支援を予定しております。

同じく16の(2)、放課後児童クラブ利用料の低減についてお答えいたします。

県におきましては、利用料の低減を図るため、市町村が行う公的施設活用クラブの整備に対して支援を行っており、県内クラブの月額平均利用料は、平成24年度の１万711円から、30年度は9169円に低減しております。放課後児童クラブ数は順調に増加しているものの、利用ニーズの高まり等により多くの登録できない児童が存在すること等が課題となっております。

県は、引き続き、市町村が行う公的施設活用クラブの施設整備や運営費等に対する支援を行い、利用料金の低減、登録できない児童の解消に取り組んでまいります。

次に20、児童虐待についての御質問の中の(1)、県内の児童虐待の実態についてお答えいたします。

平成29年度に本県の児童相談所で処理した児童虐待相談件数は691件で、前年度に比べ22件減少したものの、ここ数年の傾向を見ると増加傾向にあります。また、平成29年度の児童虐待相談の種別内訳としましては、心理的虐待が一番多く52.7％、次いで

身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順となっています。

同じく20の(2)、県としての対応についてお答えいたします。

児童虐待防止に向けては、社会全体で子育て家庭を温かく見守り、支えていくことが重要であると考えております。そのため県では、県内各圏域において、児童虐待防止に関する講演会を開催し、子育てに悩む親への相談窓口等を周知するとともに、児童虐待防止に向けて社会全体で取り組む機運を高めるための広報・啓発活動に取り組んでおります。

また、市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業や各種健診等を通じて、支援を必要とする家庭や子供を早期に把握し、児童虐待の未然防止に努めております。しかしながら、児童虐待相談件数が増加傾向にあることから、県としても、市町村や警察、その他関係機関等との連携を図りながら、児童虐待防止対策のさらなる強化に取り組む必要があると考えております。

同じく20の(3)のアからウ、千葉県野田市での児童虐待死亡事件について、20の(3)のアから20の(3)のウまでは関連しますので一括してお答えいたします。

千葉県野田市における女児死亡事案につきましては、糸満市が平成29年７月からＤＶや育児支援に関する相談を受けており、児童相談所は糸満市からの当該家庭の養育に関する相談を受け、助言を行っております。また、相談後の８月に、当該家庭の転居を把握した糸満市から野田市へ、２度にわたり母子保健情報の提供がなされているところです。

本事案については今後、沖縄県と糸満市において外部の専門家を含めた検証を行うこととしており、沖縄県としても課題を明らかにし、改善に向けて取り組んでまいります。

同じく20の(4)、児童相談所職員のケアと緊急の増員についてお答えいたします。

増加する児童虐待相談や困難ケースへの対応、保護者との対立や命にかかわるリスクを見きわめなければならない重圧など、児童相談所職員の精神的負担は大変重いものと認識しております。このため、現場においては、常に複数の職員で業務に臨み、担当者が一人で抱え込まないよう留意しているところです。しかしながら、児童虐待相談件数は増加傾向にあり、児童相談所の役割も拡大され続けていることから、児童相談所がその機能を十分に発揮するためには、計画的な人員増を図る必要があります。あわせて、当面の業務量の増加に対応するために、緊急的な業務応援職員の配置も検討しているところです。

次に23、福島からの原発避難者への支援についてお答えいたします。

本県では、福島県の避難指示区域外からの避難者に対し、福島県が実施する家賃補助に月額１万円を加えた家賃補助を実施しております。福島県の家賃補助が今年度限りで終了することに伴い、他県でも家賃補助は終了する予定とのことでありますが、本県におきましては、家賃補助終了等に伴う経済的負担の激変緩和のため、新たに生活再建支援金として約80世帯を対象に、１世帯につき初年度は年額12万円を、２年目は年額６万円を支給するよう所要の予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のイ及び(1)のエ、戦後の米軍統治下の沖縄と日本復帰に託した県民の願いについてお答えします。１(1)のイ及び１(1)のエは関連しますので一括してお答えします。

1952年のサンフランシスコ講和条約により日本は独立国としての主権を回復しますが、沖縄は米国の施政権下に置かれ、日本国憲法の適用もなく、県民は、米軍基地から派生する多くの事件・事故に苦しめられてきました。また、1972年の日本復帰までの間、日本政府から十分な支援を受けられず、復帰当時、本土に比べ、社会資本整備が大幅におくれていたほか、基地依存の輸入型経済となっていました。日本復帰により、県民は、日本国憲法のもとで沖縄の基地負担が大幅に軽減されるとともに、社会資本の整備等により本土との格差が是正され、基地依存型経済から脱却した平和で豊かな県づくりを期待していたものと認識しております。

次に１(1)オの(ｱ)、基地問題の解決についてお答えします。

琉球政府が作成した復帰措置に関する建議書によると、「県民は、復帰に当っては、（中略）基地のない平和の島としての復帰を強く望んでおります。」とのことであります。しかしながら、戦後73年、復帰46年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が存在し、依然として、県民は過重な基地負担を強いられ続けております。

次に１(2)のイ、オ及びカ、翁長県政の評価と辺野古新基地建設阻止の取り組みに対する知事の認識についてお答えします。１(2)のイ、１(2)のオ及び１(2)のカは関連しますので一括してお答えします。

翁長前知事は、５年前の県知事選挙において、県民がみずから持ってきたわけではない基地を挟んで、経済か平和かと、常に厳しい二者択一を迫られてきた沖縄の現状に終止符を打ち、県民が心を一つにしてさまざまな困難を乗り越えるため、誇りある豊かな沖縄、イデオロギーよりアイデンティティーの大切さを訴えて、当選されました。知事就任後は、アジアのダイナミズムを取り込んで経済の好循環をつくり出し、入域観光客数の大幅な増加や雇用環境の改善などの成果を上げられました。また、沖縄子どもの未来県民会議を設立するなど、子供の貧困問題の解消にも心血を注がれました。さらに、県政の最重要課題に位置づけていた辺野古新基地建設の阻止に、まさに身命を賭して取り組まれ、国と対峙しながらも、一貫して沖縄の民意を訴え続けた姿勢は、県民の心に強く刻まれており、大変評価されるものと考えております。

次に１(3)のイ、基地のない沖縄を目指すことについてお答えします。

県としましては、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでおります。沖縄21世紀ビジョンにおいては、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めることとしており、その実現のため、米軍再編で示された在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要であり、今後とも、軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し、強く求めてまいります。

次に２、朝鮮半島での平和の動きと在沖米軍の駐留根拠についての(1)及び(2)、朝鮮国連軍及び在沖海兵隊についてお答えします。２の(1)と２の(2)は関連しますので一括してお答えします。

朝鮮国連軍は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第５条に基づき、嘉手納飛行場を初め県内３カ所の在日米軍の施設・区域の使用が認められております。これらの施設は、朝鮮における国際連合の軍隊に対して兵たん上の援助を与えるためのものであるとされております。一方、在沖海兵隊の意義及び役割について、政府は、朝鮮半島や台湾海峡を潜在的紛争地域とする地理的優位性や、抑止力、海兵隊の一体的運用などを根拠として説明しております。

次に２の(3)及び(4)、在沖米軍の駐留に関する関係者の見解についてお答えします。２の(3)と２の(4)は関連しますので一括してお答えします。

昨年３月、県が米国で主催したシンポジウムにおいて、ペリー元国防長官は、北朝鮮の脅威がなくなれば、在日米軍、特に普天間飛行場に駐留している部隊について、その存在理由がなくなると発言しております。また、柳澤元官房副長官補はマスコミへのインタビュー等において、沖縄の海兵隊は抑止力として機能していない、沖縄でなくてはならない軍事的合理性はないなどと発言しております。当時の関係者からのこのような発言は、在沖米軍あるいは在沖海兵隊の駐留意義を考える上での貴重な指摘であると考えております。

次に２の(5)及び(6)、朝鮮半島の動きと在沖米軍の駐留についてお答えします。２の(5)と２の(6)は関連しますので一括してお答えします。

昨年６月、史上初の米朝首脳会談が開催され、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思が明確に示された共同声明に、両首脳が署名を行いました。その後、両国による協議は継続して行われており、今月の27日及び28日に、２回目の首脳会談の開催が予定されております。このような動きが在沖米軍に与える影響については、現段階では明らかではありませんが、沖縄県としましては、今後の両国の具体的な協議等が進み、米軍基地の整理縮小等、沖縄の過重な基地負担の軽減につながることを期待しております。

次に２の(7)、辺野古新基地建設を中止する行動についてお答えします。

日米両政府においては、国際情勢の変化を踏まえ、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、普天間飛行場の県外、国外移設について再検討していただきたいと考えております。また、東アジア情勢の変化を踏まえ、各政党と連携することや、辺野古新基地建設に対する知事の考えを広く国内外に伝え、理解と協力を促すということも非常に重要であると考えており、今後も県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでまいります。

次に２の(8)、普天間飛行場の運用停止についてお答えします。

普天間飛行場の５年以内運用停止を含む危険性除去は喫緊の課題であり、県はこれまで、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会や、玉城知事と安倍総理、菅官房長官との面談においても求めたところです。

県としましては、昨年２月に全会一致で可決された５年以内運用停止の期限を待たず、直ちに運用を停止することを求めた県議会決議も踏まえ、今後とも引き続き同飛行場の早期閉鎖、返還及び５年以内運用停止を含む危険性の除去を政府に対して強く求めてまいり

ます。

次に３、総務企画委員会のドイツ・イタリア訪問についての(1)のア、沖縄の米軍基地の形成過程についてお答えします。

去る沖縄戦において激しい戦闘の末、沖縄を占領した米軍は、住民を一定の地区に設置した収容所に強制隔離し、軍用地として必要な土地を確保した上、基地の建設を進めました。戦後、27年間に及ぶ米軍統治下においても銃剣とブルドーザーによる接収と呼ばれた民有地の強制接収などによって、沖縄県の広大な米軍基地が形成されました。そして、1950年代に本土で起こった米軍基地への反対運動の影響により、本土から、当時米国の施政権下にあった沖縄に海兵隊が移駐してきたものと認識しております。

次に３の(1)のイから(4)、米軍に国内法が適用されない実態についてお答えします。３の(1)イから３の(4)までは関連しますので一括してお答えします。

県が行った調査において、ドイツ・イタリアでは、地位協定の改定や新たな協定の締結を実現し、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしていることが明らかになりました。一方、日本においては、原則として米軍には国内法が適用されず、特に、航空法については、いわゆる日米地位協定の実施に伴う航空特例法により安全飛行高度に関する規定等の適用が除外されております。また、嘉手納、普天間両飛行場の周辺住民が提起した爆音訴訟においては、米軍機による違法な騒音被害が認められ、国に対し多額の賠償が命じられるなど、騒音被害は周辺住民にとって多大な負担になっております。このような状況においても、日本政府は、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、日米地位協定の改定ではなく、運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と説明しています。

県としましては、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直すことで、米軍にも国内法を適用し、自国の主権を確立させる必要があると考えております。そのため、同協定の見直しの必要性に対する理解を広げ、国民的議論を喚起していくとともに、全国知事会、渉外知事会、軍転協や各政党等とも連携を深め、抜本的な見直しの実現に向けて取り組んでまいります。

次に３の(5)、基地問題解決の取り組みについてお答えします。

県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音被害や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を強いられ続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。そのため、これまで一度も改定がされたことのない日米地位協定の抜本的な見直しや、米軍再編で示された在沖海兵隊のグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要であり、多くの団体、関係機関と連携してまいりたいと考えております。

次に４、他国の地位協定と日米地位協定についての(1)及び(2)、他国地位協定調査についてお答えします。４(1)と４(2)は関連しますので一括してお答えします。

沖縄県では、去る１月に、ベルギー・イギリスで現地調査を行いました。調査では、両国は自国の法律や規則を米軍にも適用させており、米軍機を飛行規制していることや墜落事故時には受け入れ国が主体的に捜索を行っていることなどが明らかになりました。また、空域を有効活用することはＩＣＡＯ（国際民間航空機関）加盟各国の共通理解であり、軍は空域を占有せず、必要な時間のみ使用していることもわかりました。ドイツ・イタリアの調査結果も踏まえると、このような状況がヨーロッパでは標準的であり、原則として国内法が適用されず、米軍が占有する広大な空域が存在する日本とは大きな違いがあると考えております。

次に４(3)、シンポジウムの開催についてお答えします。

沖縄県としましては、今後、調査結果をパンフレットなど一般国民にもわかりやすい形で示すことで、同協定の見直しの必要性に対する理解を広げ、国民的議論を喚起していきたいと考えております。そのような取り組みを進める中で、議員御提案のシンポジウムの開催も含め、効果的な情報発信の方法について検討してまいりたいと考えております。

次に４(4)及び(5)、全国知事会の提言と地位協定改定への決意についてお答えします。４(4)と４(5)は関連しますので一括してお答えします。

昨年７月に全国知事会において取りまとめられた日米地位協定の抜本的見直しを含む提言は、米軍基地のある県も、ない県も参加した研究会での議論を通じた共通理解の上に、全会一致で取りまとめられたものであり、大変大きな意義を持つものだと認識しております。

県としましては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定を抜本的に見直

す必要があると考えております。今後とも、全国知事会、渉外知事会、軍転協や各政党等との連携を深め、日米地位協定の抜本的な見直しの実現につなげてまいりたいと考えております。

次に５、辺野古県民投票についての(2)、反対の民意が示された場合についてお答えします。

県民投票の実施により、普天間飛行場の代替施設建設のための辺野古埋め立てについて、県民一人一人がその意思を示すことは、大変意義があるものと考えております。

県としましては、一人でも多くの県民の皆様に投票に参加していただけるよう、広報活動に全力を尽くしているところであります。

次に６、辺野古新基地を断念させることについての(1)、埋立承認取り消しの効力についてお答えします。

沖縄県としては、国土交通大臣の行った執行停止決定は違法・無効であって、県が行った埋立承認取消処分は有効であるという立場であります。国土交通大臣は、内閣の一員として辺野古新基地建設を推進する立場にある者であり、沖縄防衛局の執行停止の申し立てに係る判断をなし得る地位にはないことから、今回の執行停止決定は、審査庁としての地位を著しく濫用した違法なものであると考えております。

次に６(2)のイ、辺野古新基地建設の費用についてお答えします。

埋立承認取り消しに関する審査請求の手続において、平成31年１月18日付で沖縄防衛局が証拠として提出した地盤に係る検討資料によると、地盤改良工事が必要な範囲等は、沖縄県が費用を試算した際の範囲よりも広範囲にわたっております。したがいまして、地盤改良工事の費用は、改めて試算したところ、沖縄県が当初試算した500億円よりも大幅に増加し、約1500億円となることが想定されます。

６(2)のエ、県民投票の結果と承認取り消しについてお答えします。

沖縄県としましては、国土交通大臣の行った執行停止決定は違法・無効であり、去る平成30年８月31日に県が行った承認取り消しにより、埋立承認の効力は失われております。したがって、県としては、まずは執行停止決定の効力をとめることに全力を挙げていきたいと考えております。県民投票につきましては、一人でも多くの県民の皆様に投票に参加していただけるよう、広報活動に全力を尽くしているところでございます。

次に６の(3)、国地方係争処理委員会の決定についてお答えします。

国地方係争処理委員会は、今月18日に、県の審査申し出を却下する決定を行いました。同委員会が、執行停止決定の適法・違法に触れることなく、却下との判断を示したことについては、まことに残念であります。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

○知事公室長（池田竹州君）　次に７、普天間基地の運用停止についての(1)、普天間飛行場５年以内運用停止に係る経緯についてお答えします。

平成25年12月17日の沖縄政策協議会において、仲井眞元知事は沖縄振興策や基地負担軽減策を政府に対して要望しました。また、同月25日には、その要望に対し、安倍総理御本人から、最大限努力する、できることは全て行うとの回答を得ております。その後、平成26年２月に設置した普天間飛行場負担軽減推進会議において、同飛行場の負担軽減について政府一丸となって全力で取り組むことが確認されました。

次に７の(2)、辺野古新基地と５年以内運用停止の関係についてお答えします。

仲井眞元知事は平成26年第２回県議会において「日米両政府が推進する辺野古移設計画は、9.5年以上の期間を要するとされております。私の公約である普天間飛行場の一日も早い危険性除去の実現のため、同移設計画の進捗にかかわらず、５年以内運用停止を求めたところであります。」と答弁をしております。

次に７の(3)、普天間飛行場の形成過程と現状についてお答えします。

普天間飛行場は、昭和20年の米軍占領と同時に接収され、米陸軍工兵隊が本土攻撃に備えて滑走路を建設し、昭和29年に滑走路が延長されました。昭和35年に海兵隊航空基地として使用開始され、昭和47年の日本復帰の際、普天間飛行場として提供施設・区域となりました。昭和51年には、岩国基地から1000人規模の第一海兵航空団が移設され、昭和53年には、キャンプ瑞慶覧のハンビー飛行場の返還に伴い、格納庫、駐機場、その他附帯設備の代替施設が建設されて、現在のような運用がされ始めました。その後も隊舎等が追加提供されるなどして現在に至っております。

次に７の(4)、辺野古移設と普天間固定化のすりかえについてお答えします。

平成25年の沖縄政策協議会で求めた普天間飛行場の５年以内運用停止を含む危険性除去は、辺野古移設とはかかわりなく実現されるべきものであると考えております。辺野古移設は埋立承認から５年が経過しても全ての実施設計すらできておらず、軟弱地盤の存在

により工期が大幅に延びることは明白であります。日米両政府においては辺野古新基地建設を強引に進めるのではなく、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去が図られない以上、県外・国外移設について再検討していただきたいと考えております。

７の(5)、５年以内運用停止に係る日米両政府への通知についてお答えします。

普天間飛行場の５年以内運用停止を含む危険性の除去については、県はこれまで、同飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会や大臣要望などで、日本政府に対し繰り返し求めてきたところです。米国政府への要請については、できるだけ早期に行えるよう現在検討中であります。

次に７の(6)、稲田元防衛大臣の発言についてお答えします。

普天間飛行場については、平成25年４月の統合計画において、海兵隊飛行場関連施設等のキャンプ・シュワブへの移設やＫＣ130飛行隊による岩国飛行場の本拠地化などの８つが返還条件とされておりますが、その一つとして、普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善があります。この返還条件に関し、稲田元防衛大臣は、平成29年６月の参議院外交防衛委員会において、辺野古新基地が建設されても、緊急時における民間施設の使用の改善について米国との調整が調わなければ、普天間飛行場が返還されない旨の答弁をしております。

次に８、沖縄における訓練や騒音などの負担増についての(1)、嘉手納飛行場における外来機の飛来及び騒音の実態についてお答えします。

嘉手納飛行場においては、外来機のたび重なる飛来に加え、２月４日にはＣＶ22オスプレイ４機が飛来しました。また、平成29年度航空機騒音測定結果等では、嘉手納飛行場周辺で前年度と比較して騒音発生回数が増加しており、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

次に８の(2)、普天間飛行場における騒音などについてお答えします。

県が実施した平成29年度航空機騒音測定結果では、前年度と比較して普天間飛行場周辺で深夜・早朝の騒音発生回数が増加しております。また、普天間飛行場では、ＫＣ130の岩国飛行場への移駐、オスプレイ等の県外への訓練移転が行われている一方、沖縄防衛局が実施している目視調査では、外来機の離着陸調査回数が平成29年度は415回でありましたが、平成30年度では１月時点で既に1266回と大幅に増加しており、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

次に８の(3)、伊江島補助飛行場における騒音等についてお答えします。

伊江島補助飛行場ＬＨＤデッキは平成30年12月５日から訓練で使用されておりますが、伊江村に確認したところ、村が確認した範囲で、平成31年１月までにＦ35ＢによりＬＨＤデッキで130回の離着陸訓練が行われたとのことです。また、騒音についても、沖縄防衛局によるとＦ35Ｂによる離発着等訓練が確認された12月５日及び13日の両日で約300回の騒音が計測されているとのことであります。

次に８の(4)、高江のオスプレイ訓練の実態及び着陸帯の使用禁止についてお答えします。

沖縄防衛局によると、オスプレイの演習の実態については、米軍の運用にかかわることであり、詳細については把握していないとのことであります。平成29年10月のＣＨ53Ｅの不時着、炎上事故を受け、県議会や東村議会等が着陸帯の使用禁止などを求める抗議決議を行い、地元からは、住宅地域に近いヘリコプター着陸帯の使用中止の強い要望があります。

県としては、このようなことから、防衛大臣等に対し、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用中止等を含め、米軍の演習のあり方を見直すよう求めております。

次に９、先島への自衛隊配備についての(1)から(3)、自衛隊の先島配備についてお答えします。９の(1)から９の(3)までは関連しますので一括してお答えします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって、住民投票条例制定の請求などさまざまな意見や動きがあるものと承知しております。県は、住民合意もなく、地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、現状は必ずしも十分に住民の合意が得られているとは言いがたい状況にあります。

県としては、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、求めてまいりたいと考えております。なお、米朝首脳会談の開催など、関係各国による平和的な外交により、地域の緊張緩和に向けた動きが加速されることを期待しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての中の(1)のオの(ｲ)、復帰以降の沖縄経済についてお答えいたします。

復帰後の沖縄経済は、沖縄振興施策の展開により、社会資本の整備や観光、情報通信関連産業の成長など、着実に発展を続け、県内総生産は復帰直後の4592億円から、平成27年度は４兆1416億円に増加しております。また、１人当たり県民所得は昭和47年度の約44万円から平成27年度は約217万円と順調に伸びております。一方、１人当たり県民所得が全国平均の７割程度にとどまっていることや離島の定住条件の整備等の課題も残されております。

県としましては、自立型経済の構築により、雇用の創出、所得・税収の増加を図り、地域経済全体が安定的に発展する好循環及び豊かな県民生活の実現に向け取り組んでまいります。

同じく知事の政治姿勢についての中の(2)のウ、基地は経済発展の阻害要因であるかということについてお答えいたします。

県経済に占める基地関連収入の割合は、復帰時の15.5％から平成27年度の5.3％と大幅に低下しております。こうした中、今なお特に中南部都市圏においては、市町村面積の相当の割合を米軍基地が占めており、市街地を分断する形で存在し都市計画や交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の制約となっております。一方、基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、今後、基地返還及び跡地利用が進めばさらなる飛躍的な発展が期待できると考えております。このような意味において、翁長前知事の米軍基地は経済発展の阻害要因であるとの指摘は、玉城知事の、米軍基地は沖縄の経済をフリーズさせている存在であるとの発言と軌を一にするものと考えております。

同じく１の(3)のア、ウチナーンチュの誇りや尊厳を県政運営に据えることについての御質問にお答えいたします。

玉城知事は、県政運営に当たって、ウヤファーフジへの敬い、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを大切にするとともに、自立、共生、多様性の理念のもと、誰ひとり取り残すことのない社会の実現に向け取り組むこととしております。ウチナーンチュの誇りや尊厳を大事にし、県政運営に据える趣旨はこの決意の中に含まれていると考えております。

次に１の(3)のウ、自立した沖縄経済への展望、未来についての御質問にお答えいたします。

沖縄の経済振興については、地理的優位性を生かし発展するアジア市場を取り込む千載一遇のチャンスを逸することなく、スケール感とスピード感を持ってさまざまな施策を推進することにより、沖縄の可能性を高く引き出し現在の好調な経済を加速させていく視点が重要であると考えております。新沖縄発展戦略に掲げた空港や港湾機能の強化などを図りつつ、観光・リゾート産業や臨空・臨港型産業など地域特性を生かした比較優位性のある産業を振興し、域内産業を活性化させることにより、経済全体を活性化させ、持続的に発展する好循環をつくり上げてまいります。

次に10、沖縄経済についての中の(2)と(3)、好調な経済と県民所得の向上について、10の(2)と(3)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えします。

沖縄県の経済は、観光需要や個人消費の拡大、一括交付金など各種施策の効果等により、平成24年以降好調に推移しております。平成27年度の県内総生産は４兆1416億円となり、対前年度比4.7％の増加、県民所得は３兆1044億円となり4.6％の増加となっております。一方で、１人当たり県民所得は216万6000円と過去最高を記録したものの、全国平均の７割程度の水準となっております。この要因としては、収益力の高い産業が十分には育っていないことなどが挙げられます。

県としては、観光・リゾート産業を初め、沖縄の地域特性を生かした比較優位性のある産業の育成や活性化に取り組み、設備投資の促進や雇用の質を高める施策を推進するとともに、ＡＩやＩｏＴなどの先進的なＩＴを活用することにより、産業全体の生産性を高め、さらなる県民所得の向上に取り組んでまいります。

次に18の(1)と(2)、離島振興に対する基本認識と支援策について、18の(1)と(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄の離島地域は、島々で異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力、すなわち離島力を有しており、その向上に向けて取り組むことが重要であると考えております。これまでの離島振興施策により、離島の入域観光客数が、平成21年度約274万人から平成28年度約374万人と100万人増加するなど、離島地域の社会経済は着実に発展してきた一方で、離島地域が抱える条件の不利性により、人口減少に伴う地域活力の低下などの課題が残されていると認識しております。

県としましては、引き続き、交通、生活環境基盤の整備、教育、文化、医療等の分野において定住条件の

整備を図るとともに、離島地域の特色を生かした産業振興などに取り組んでまいります。

次に19、公共交通についての(1)、公共交通への補助に対する見解についてお答えいたします。

我が国における交通、移動の権利については、現在のところ具体的な権利として位置づけられるには至っていないものと認識しております。沖縄県においては、公共交通の利便性向上が県民生活や経済活動にとって重要であることから、離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施するとともに、赤字の航路や路線に対して補助しているところであります。今後とも、公共交通に対する行政の支援のあり方について、他国の事例も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

同じく19の(2)、鉄軌道の位置づけ、考え方についてお答えいたします。

鉄軌道は、県民及び観光客の移動利便性を向上させるとともに、沖縄県全体の生産性を高める重要な社会基盤であり、沖縄振興に大きく寄与するものと考えております。鉄軌道の導入は、交通課題の解決のみならず、導入により民間の投資が進み、そこに町が形成され、人口が集積し、産業が育成されることにより雇用が拡大する等、さまざまな効果が期待されます。このため、今後は、国の調査において示されている費用便益分析等の諸課題について、事業の実現に向けた検討を行うとともに、公設民営型の上下分離方式を可能とする特例制度の創設等、早期の事業化を国に働きかけてまいります。

同じく19の(5)、公共交通網整備への県の考え方についてお答えいたします。

県は、利便性の高い公共交通の実現のためには、骨格軸である鉄軌道と各地域とを結ぶフィーダー交通の充実が重要であると考えております。このため、将来のフィーダー交通ネットワークの構築を見据え、各地域における交通の現状と課題等を踏まえた公共交通の充実について、沖縄本島内を複数のエリアに分けた議論の場を設定する等、まちづくりの主体である市町村等との協働により検討を進めているところであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　６、辺野古新基地を断念させることについての御質問のうち(2)のア、地盤改良工事についてお答えいたします。

地盤改良工事の施工方法等については、詳細な説明は受けておらず県としては承知しておりません。

次に６の(2)のウ、設計変更についてお答えいたします。

公有水面埋立法第42条第３項で準用する第13条の２第１項では、承認後に願書等で示した内容を変更して埋立工事を実施する場合の手続を定めております。変更承認申請が提出された場合には、法第４条第１項及び第２項の免許基準との適合性等について、法令に基づき審査することとなります。

次に11、沖縄観光についての御質問のうち(2)、那覇港第２クルーズバースの県の対応についてお答えいたします。

那覇港第２クルーズバースの整備については、国直轄事業として平成31年度の予算要望を行っているとのことであります。那覇港管理組合では、国際クルーズ拠点形成を図るため国土交通省の制度である官民連携による国際クルーズ拠点形成に応募しており、選定されれば第２クルーズバースの早期整備に弾みがつくものと考えております。

県としても、第２クルーズバースの早期整備が図られるよう、那覇港管理組合と連携していきたいと考えております。

次に19、公共交通についての御質問のうち(3)、モノレール導入時の課題等についてお答えいたします。

モノレールの導入に当たっては、採算性等の課題がありましたが、那覇市内の交通混雑の緩和、定時定速で安全性の高い交通サービスの提供等の効果が期待され、関係機関等の理解を得て事業に着手し平成15年に開業しております。近年は需要予測を超えて順調に乗客数を伸ばしており、県民や観光客の足として定着し公共交通の基幹軸として重要な役割を果たしております。あわせて平成28年度決算から単年度黒字を計上するなど、経営も順調なものとなっております。また、駅周辺の開発が進展し、沿線の利便性向上による地域の活性化に貢献しているものと考えております。

次に19の(4)、モノレール輸送力増強についてお答えいたします。

沖縄都市モノレールの平成29年度の１日当たりの乗客数は、４万9716人で過去最高となっており、沖縄都市モノレール株式会社においては、乗客の混雑対策として増便による対応を行っております。現在県において、モノレール需要予測調査を行っているところであり、あわせて同株式会社と連携して関係機関から成る沖縄都市モノレール中長期輸送力増強検討会議を開催し、３両編成等を含めた中長期の輸送力強化について検討を進めているところであります。

次に22、首里城と美ら海水族館の県移管についての御質問のうち(1)、県民に親しまれるための取り組みについてお答えいたします。

首里城及び水族館については、県民に親しまれるよう地域や関係機関と連携しながら施設の魅力向上や利用促進に努めていきたいと考えております。首里城については、地域と連携した行催事や展示解説の充実、新たに供用された御内原の魅力を発信する広報などに取り組んでまいります。また、水族館については、イルカ等と触れ合えるプログラムの充実、映像等によるわかりやすい解説や展示、高齢者や障害者などに配慮したプログラム等を展開してまいります。

次に22の(2)、地元高齢者と教育見学の無料化についてお答えいたします。

ことし２月１日から、より多くの方々に利用いただくための取り組みの一環として、首里城を利用する70歳以上の県民を対象に入場を無料とする制度を試行しております。教育見学については、首里城及び水族館において児童生徒が学校行事で入場する場合、通常から約２割引きした料金を適用しております。また、首里城では、県内の小中学校を対象とした郷土歴史文化学習事業を入場無料で実施しております。

次に22の(3)、龍潭の遊歩道整備についてお答えいたします。

龍潭の遊歩道については、平成５年から整備を進めており、県道の歩道に接続し、外周を散策できるようにする計画であります。整備は、県道との取りつけ部分を残すのみでありますが、県道内に新たに遺構が発見されたことから、龍潭の石積みについて改めて整備手法を検討しているところであります。引き続き、関係機関との調整等を進め早期供用に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　10の沖縄経済についての(4)、非正規雇用が多い理由と正規雇用拡大に向けた取り組みについてにお答えします。

非正規雇用が多い要因としましては、全国と比較して労働生産性が低いことや小規模事業者が多いことなどが考えられます。県では、正規雇用の拡大を図るため正社員転換を要件とした研修費補助や専門家派遣等の支援事業を実施しております。また今年度から、若年者を正社員雇用し定着につなげた企業への助成を実施しており、引き続き国等関係機関と連携し、さらなる正規雇用の拡大に向けて取り組んでまいります。

同じく10の(5)、外国人労働者の就労実態と県の対応についてにお答えいたします。

沖縄労働局によると平成30年10月現在、県内の外国人労働者数は8138人となっております。在留資格別に見ると、資格外活動2507人、専門的・技術的分野2152人、身分に基づく在留資格1808人、技能実習1414人などとなっております。厚生労働省によると、平成29年に県内における技能実習実施者に対し立入調査を実施したところ、19事業所のうち18事業所に労働時間や賃金などの労働関係法令違反があったとのことです。その他の監督指導等の状況は非公表とのことであり、全体の把握は困難な状況です。なお県では、外国人労働者も含めて県女性就業・労働相談センターにおいて労働相談を行っており、労働関係法令違反が疑われる案件につきましては、相談者の了解のもと、労働基準監督署につなぐことなど対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　11、沖縄観光についての御質問の中の(1)、東洋のカリブ構想の推進状況についてにお答えいたします。

県が昨年３月に策定した東洋のカリブ構想においては、段階的に沖縄のクルーズ振興に取り組むこととしております。今年度は、済州及び上海のクルーズ商談会でのプレゼンテーション実施、韓国済州特別自治道、台湾基隆港とのＭＯＵ締結、県内初となるクルーズカンファレンスの開催などに取り組んでまいりました。次年度については、経済波及効果の高いフライ＆クルーズの推進等に取り組み、沖縄のクルーズデスティネーションとしての魅力を生かし、将来的に東アジアのクルーズ拠点を目指してまいります。

同じく11の(3)、質への転換に向けた県の見解と対応についての御質問にお答えいたします。

県が掲げる観光収入1.1兆円、入域観光客数1200万人の目標達成に向けては、沖縄観光の量的な拡大とともに質的な向上を実現することが必要であると認識しております。そのため県としては、国際的な沖縄観光ブランドの確立や、国内外の富裕層の誘致を初め、付加価値の高い観光商品の造成や離島周遊観光の促進、観光人材の育成・確保等による受け入れ体制の整備に取り組むことにより沖縄観光の質的転換を図ってまいります。

同じく11の(4)、宿泊関係従業員の待遇改善についての御質問にお答えいたします。

国の調査によると、観光関連産業の代表的な職種である宿泊業、飲食サービス業は非正規雇用の割合が高く平均給与が低くなっております。非正規雇用は正規雇用に比べて一般的に賃金が低く、このことが平均給与が低くなっている一因として考えられます。

県としては、雇用環境の改善や正規雇用化など雇用の質の向上を図ることは重要であると認識していることから、経営者の意識改革を図るためのセミナー等を実施するとともに、沖縄観光の課題である年間を通した観光客の平準化や、平均滞在日数の延伸、観光消費額の増加等によりホテル等の経営改善と従業員の所得向上、雇用の安定化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、12の子供の貧困対策についての御質問の中の(3)のア、こども医療費助成事業についての質問にお答えします。

同事業につきましては、平成30年10月から未就学児を対象に窓口での無料化を図ったところであり、平成31年２月時点で35市町村、平成31年４月には県内全市町村において実施されることとなっております。これにより、従前にも増して低所得世帯の経済的負担が軽減されるものと考えております。

県としましては、通院の対象年齢について中学校卒業までの拡大に向けて、引き続き市町村との協議に取り組んでいきたいと考えております。

次に13、国民健康保険についての御質問の中の(1)、国保加入世帯の年間平均所得についての御質問にお答えします。

沖縄県の国保加入１世帯当たりの平均所得は、平成28年度で107万3000円となっております。後期高齢者医療制度が創設された平成21年度以降で見ますと、最も高い平成26年度の107万8000円と比較して5000円減少しております。

次に、(2)の夫婦と子供２人世帯の国保料についての御質問にお答えします。

国保においては、市町村により保険料率が異なるため、同じ世帯構成、同じ所得であっても実際に賦課される保険料は、各世帯により異なるものでありますが、仮に夫婦ともに40歳以上、子供２人、夫の給与収入421万5000円のモデル世帯で保険料を試算しますと、平成30年度の保険料率で県内で最も高い団体は50万1900円、最も低い団体は26万1500円となっております。また、全国健康保険協会沖縄支部の加入者について平成30年４月分からの保険料額表をもとに試算したところ、事業主負担分を除く本人負担額は、24万8400円となっております。

次に(3)及び(4)、子供の均等割保険料の廃止等についての御質問にお答えします。13の(3)と13の(4)は関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えします。

国保では、協会けんぽなどの被用者保険では賦課されない均等割保険料が賦課されており、子供の多い世帯の保険料の負担が重くなると考えられております。全国知事会は、平成30年７月の平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望書において、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引き上げ等さまざまな財政支援の方策を講じるよう国に要望しております。

県としましては、今後とも知事会等を通じて要請を行うなど適切に対応していきたいと考えております。

次に(5)、18歳以下の子供の被保険者証についての御質問にお答えします。

18歳以下の国保の被保険者に対する被保険者証の交付状況について照会したところ、平成30年７月末現在、21市町村において341人が未到達となっております。このうち、郵送や電話、訪問などを行ってもなお到達していない者が327人で、残る５市町村14人が市町村窓口でのとめ置きとなっております。また平成22年の法改正により、18歳以下の被保険者に対しては、資格証明書の交付は廃止され短期被保険者証を交付することとされております。

県としましては、被保険者証が確実に到達するよう、引き続き市町村に対し助言を行っていきたいと考えております。

次に、17の北部基幹病院についての御質問にお答えします。

北部圏域における医師不足の抜本的な解決を図り、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するとともに病院経営の効率化などを実現するためには、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、新たな基幹病院を整備する必要があると考えております。県は、これまでの協議会における議論を踏まえ、基幹病院の新たな基本的枠組みとして、名称は公立北部医療センター、設置主体は県及び北部12市町村、経営形態は財団による指定管理、市町村の負担は一定の範囲内とすることなどを内容とする案を提示し、これに関する協議を開始したところであり、関係者間において方向性の一致を図るべく協議を続けていきたいと考えております。

次に、20の児童虐待についての御質問の中の(5)、子育て世代包括支援センターについての御質問にお答えします。

母子健康包括支援センターでは、妊産婦及び乳幼児の健康、経済及び社会的状況などを包括的かつ継続的に把握し、助言や訪問支援等を行うほか、関係機関との連絡調整を行うことになりますので、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援が受けられる体制が整備されることになります。県は、児童虐待を未然に防止するためにも、市町村がそれぞれの実情に応じた母子健康包括支援センターを設置することができるよう支援を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 12の子供の貧困対策についての御質問で(3)のイ、就学援助制度についてお答えいたします。

就学援助制度は、市町村事業としてその実情に応じて実施されており、入学時や毎年度の進級時に説明資料を配布するほか、広報誌への掲載など各市町村においてさまざまな取り組みが行われております。また県教育委員会では、援助の対象でありながら利用していないことがないよう、平成28年度からテレビやラジオ広報のほか、全児童生徒へのリーフレットの配布等周知広報を実施しております。今後とも、援助を必要とする児童生徒に支援が届くよう市町村と連携を図りながら、制度の適切な実施に努めてまいります。

次に同じく12の(3)のウ、中高生のバス通学無料化についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、中高生のバス通学費の負担軽減に向け、平成31年度においては、中高生通学実態調査事業を実施することとしております。当該事業においては、高校生の通学方法や通学にかかる経費、通学距離等に関して実態調査を行うとともに、あわせて中学生の状況把握等も行います。当該調査結果を踏まえ具体的な制度の検討を行った上で、中高生のバス通学費の負担軽減に取り組んでまいります。

次に、14の教育行政についての質問で(1)、少人数学級についてお答えいたします。

少人数学級については、学習規律の定着や児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実につながるものと認識しております。中学校２年生及び３年生における少人数学級の実施に当たっては、定数の確保や各教科担任の持ち時数の増加に伴う業務量の増加等の課題があります。また、市町村教育委員会及び学校の中には、少人数学級より授業改善リーダーの配置による少人数指導を望む意見もあります。中学校３年生までの拡大に当たっては、これらの課題等を整理する必要があると考えており、平成31年度中に教員の配置基準の見直しや、教職員定数の配置に当たっての柔軟な運用方法等を検討することとしております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村教育委員会、中学校長会とも連携し取り組んでまいります。

次に同じく14の(2)、30人以下学級についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまでに小学校１・２年生で30人学級、小学校３年生から６年生までと中学校１年生で35人学級を実施しております。30人以下学級の推進については、定数の確保及び教室の確保が課題と考えており、市町村教育委員会の意向等を踏まえ、今後検討してまいります。

次に同じく14の(3)、正規教員の増員計画等についての御質問にお答えいたします。

教員定数に占める正規教員の割合について、全国比較が可能な公立小中学校の状況について申し上げますと、平成21年度においては全国平均93.7％に対し、本県は83.1％、平成30年度においては全国平均92.9％に対し、本県は84.8％となっております。

県教育委員会では、平成22年度までは、新規採用者数が150人程度でありましたが、平成23年度以降は、350人程度と大幅にふやし、おおむね７年後の2026年度ごろには全国平均並みの正規率となることを目指し取り組んでおります。引き続き全国平均の正規率を達成できるよう、新規採用者の確保に努めてまいります。

次に14の(4)、担任の負担軽減についての御質問にお答えいたします。

いじめ対策等については、校長のリーダーシップのもと、担任教諭だけではなく、学校全体の組織的な教育活動の展開を図りながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員等を配置して学校における教育相談体制の充実に努めております。また、平成30年度からは、教員の事務を補助するスクール・サポート・スタッフを配置する市町村に対して補助金を交付するなど、教員の負担軽減を図るための取り組みを行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君） 21、泊漁港及び糸満

漁港の新市場の整備についての御質問の中の(1)、泊漁港再整備の那覇市との連携についてお答えいたします。

県では、泊の生産団体等で構成される泊漁港再開発推進委員会と、昨年来、意見交換会を継続しており、相手方の意向を確認するとともに、県の考えについて丁寧に説明してきたところであります。那覇市は、泊漁港の荷さばき施設の整備に関し、補助メニューについて県や県漁連とも話し合いながら検討したいとのことであります。

県としましては、泊漁港の再整備については那覇市や生産団体との意見交換会等を通して検討してまいります。

以上でございます。

○渡久地　修君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時３分休憩

午後３時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　こんにちは。

金城勉でございます。

公明党を代表して質問をさせていただきます。

１点目、全世代型社会保障制度の確立について。

自公政権は新年度、全世代社会保障元年と位置づけました。全世代型社会保障とは、必要な人に必要な支援が行き渡り、誰も置き去りにしない共生社会という意味であります。本年10月にアップされる消費税を財源に、１、幼児教育の無償化、２、大学・高等学校・専門学校などの教育無償化・軽減化、３、低所得高齢者への年金生活者支援金給付や介護保険料の軽減などの諸施策を実施します。子供たちへの教育支援、働き盛り世代への経済支援、高齢者への生活支援と全世代に切れ目なく支援策を講じる内容となっております。世界的に見ても早いスピードで人口減少、少子高齢化が進んでいると言われる日本において、この難問をどう乗り越えるかが喫緊の課題であります。そのための施策が全世代型社会保障であります。

以下、質問をいたします。

(1)、ことしの10月から始まる幼児教育無償化について。

ア、３歳から５歳まで所得に関係なく、全世帯無償化になります。０歳から２歳児は住民税非課税世帯が無償化の対象になります。県内において０歳から２歳児の対象人数と総数に占める割合はどうか。

イ、当初、心配されていた認可外保育施設も一定の条件のもと、無償化の対象にあります。その仕組みについて御説明をお願いします。また、対象施設の条件、基準をどのように考えるか。

(2)、高等教育無償化及び負担軽減について。

ア、2020年４月から私立高校授業料が年収590万円未満世帯を対象として無償化されます。私立高校生徒数に占める対象生徒数と割合はどうか。

イ、大学や専門学校等も来年４月から授業料等の減免制度が開始されます。関係者への周知の取り組みはどうか。

ウ、国の制度としての給付型奨学金制度の県内での実施状況はどうか。

(3)、低所得の高齢者支援として年金加算や介護保険料の軽減措置の内容について御説明ください。また、周知についての取り組みはどうか。

(4)、現在、未婚のひとり親家庭の場合、年収204万円以下のひとり親家庭に適用される寡婦控除が受けられません。しかし、公明党の提案により、2021年度から寡婦控除が適用され、住民税を非課税にするなどの措置が行われることになりました。それまでの２年間、2019年度、2020年度は、臨時特例措置として児童扶養手当に１万7500円を上乗せすることに決まりました。県内の対象者の世帯数と周知の取り組みについて伺います。

(5)、国は、経済的負担の重さから結婚に踏み切れない若者を支援する結婚新生活支援事業を実施しています。県内での実施状況と取り組みを伺います。

(6)、ヨーロッパ諸国で普通に導入されている複数税率、軽減税率ですが、日本で今回初めて導入されます。その目的は消費活動の鈍化を抑え、痛税感を和らげ、国民生活を守るためであります。国の軽減税率導入に伴うシステム変更やレジ導入などに対する支援策はどうか。また、県内での支援策の周知、取り組みはどうか。

２、新年度予算について。

(1)、新年度の沖縄振興予算は2018年度と同額の3010億円となり、一括交付金は創設以来最低の1093億円、一方、国直轄事業費は1917億円にふえました。その要因は何か。

(2)、一括交付金の査定方法、計上方法について御説明ください。

(3)、新年度から沖縄振興特定事業推進費、30億円が新設されました。その目的は何か。また、執行方法はどうなるか。

３、沖縄振興計画について。

現在の沖縄振興計画の検証について。

現在進められている沖縄振興計画は残り３年となりました。2021年度で終了し、2022年度からどういう振興計画にするのか、そろそろ本格的な議論を始めなければなりません。

以下、質問します。

ア、本土復帰以来、合計５次にわたる沖縄振興開発計画、沖縄振興計画が実施されてきました。その間、十五、六兆円もの予算が投下されたと言われております。しかし、県民所得全国最下位、子供の貧困率は全国平均の２倍以上、高校・大学の進学率も最下位、非正規雇用率が全国最高など、県民生活の厳しい実態が続いております。この結果をどのように分析しておりますか。

イ、沖縄振興一括交付金の推移と基地政策との関連をどのように認識しておりますか。

ウ、内閣府一括計上方式と各省計上方式の比較検討をしたことがありますか。

エ、高率補助や優遇税制、一括交付金制度など沖縄振興特別措置のメリット、デメリットについて、どのように評価しておりますか。

オ、沖縄の特区・地域制度（１、観光地形成促進地域、２、情報通信産業地域、３、情報通信産業特別地区プラス情報通信産業振興地域、４、産業高度化・事業革新促進地域、５、国際物流拠点産業集積地域、６、経済金融活性化特別地区）等の実績と評価について伺います。

カ、新年度に現在の沖縄振興計画の検証チームを設置するとのことでありますが、チームに期待することは何か。

４、基地問題について。

(1)、日米地位協定改定に向けて。

公明党は昨年８月に、党独自の日米地位協定改定案を菅官房長官に申し入れました。本年は遠山清彦衆議院議員と河野義博参議院議員が訪米し、１月22日を中心に米国国務省、国防総省関係者に同じ内容の改定案を申し入れました。その中で注目すべきことは、地位協定改定は政府間協議の対象であり、日本政府から公式ルートで提案があれば検討するという米国政府の基本姿勢を確認できたことであります。公明党として改定に向け、今後も引き続き積極的に行動していきたいと思います。

以下、質問します。

ア、ベルギー・イギリスの地位協定調査の狙いと成果はどうか。

イ、アジア地域の地位協定調査の計画はどうか。

ウ、在沖米軍基地について、負担軽減、管理権、国内法の適用などを考えたとき、段階的整理縮小とあわせて米軍と自衛隊との共同使用を検討してはどうか。知事の見解を伺います。

(2)、県内において、Ｙナンバー車両と日本人車両との事故が発生した場合、Ｙナンバー車両の運転手が保険会社への事故申告を渋るケースが多発しております。その結果、保険処理がおくれ立てかえ払いを余儀なくされたり、裁判に提訴せざるを得なかったり、時には、被害者でありながら泣き寝入りしたケースもあるとのことであります。米軍や防衛局とも連携の上対処する必要があります。県の対応を伺います。

５、医療・福祉関連について。

(1)、北部基幹病院整備について、設置主体、経営形態など北部地区医師会病院や北部12市町村との協議の進捗状況はどうか。

(2)、昨年は、全国的に風疹感染が広がり、大きな社会問題になりました。特に、妊婦感染は即胎児にさまざまな影響があり、深刻な事態を引き起こすことになります。そこで、公明党は早急な感染対策の実施を訴え、18年度補正予算で対応することが決定しました。これまで、定期予防接種の機会がなかったと言われる30代から50代までの男性を中心に、ことしから2021年度まで約３年間、抗体検査とワクチン接種が無料で実施されることになりました。県内での感染予防のための取り組みはどうか。

(3)、沖縄型神経原性筋萎縮症という沖縄独特の遺伝性の病気があります。県内に約100人前後の患者がいるとされております。これまで、患者会の皆さんが国に要請行動を起こし、難病指定にはなっていないが準用することによって厚労省がＭＯＭＯやＨＡＬなどのロボット補助などの研究を認め、臨床研究が進められております。患者会の拠点が沖縄市に所在することから沖縄市に支援要請がなされております。沖縄型という沖縄独特の遺伝性の病気であることから沖縄市と県が連携することで患者のＱＯＬ（生活の質）向上に資するとされるＨＡＬ活用の支援ができないか御検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(4)、脳脊髄液減少症への対応について。

脳脊髄液減少症患者の会は、10年以上にわたって国や関係機関への要請活動や啓蒙活動によって、厚労省研究班の立ち上げ、病気への理解を広げ、平成28年度から治療方法であるブラッドパッチ療法への保険適用などをかち取ってきました。しかし、まだまだ人知れず苦しんでいる患者がいるそうです。県内にも脳脊髄液減少症と気づかず一人苦しんでいる人たちが多

いかもしれません。

以下、質問します。

ア、学校現場での脳脊髄液減少症が疑われる児童生徒の再調査が必要だと思います。対応を伺います。

イ、関係者が情報収集しやすいように、沖縄県のホームページ内に「脳脊髄液減少症診療医療機関一覧」と「脳脊髄液減少症患者・家族会」のバナーを記載していただきたいのですがいかがでしょうか。

ウ、県内全病院に対し、脳脊髄液減少症データベースホームページにアクセスし、治療検査の参考データを習得するよう働きかけていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(5)、胃がんの原因とされるピロリ菌を除菌することで胃がんでの死亡率が低下してきたとの報告があります。県内でのピロリ菌除菌による胃がん対策の取り組みはどうか。

(6)、こども医療費助成制度の拡充について、通院対象年齢と現物給付の対象年齢の引き上げについて、今後の計画はどうでしょうか。

(7)、認可外保育施設への給食費助成の拡充についてどうか。

(8)、待機児童ゼロに向けた取り組み状況と目標年度はどうか。

(9)、保育士処遇改善の取り組みと実績はどうか。

(10)、高齢者の入所待機者解消のため、特別養護老人ホーム等の施設整備計画はどうか。

６、教育関連について。

(1)、18年度補正で予算化された公立小中学校の普通教室と特別教室や体育館等へのエアコン設置の実態と今後の対応について伺います。

(2)、学校耐震化や通学路、避難路等の危険なブロック塀などの安全対策はどうか。

(3)、またしても虐待による悲しい事件が発生しました。千葉県で発生した今回の事件は糸満市も関係しておりますが、市や教育委員会、児童相談所、警察などの連携のあり方も問われております。今回の事件をどのように捉えているか。また、県としての対応を伺います。

(4)、いじめ対策として児童生徒も活用しやすいＳＮＳ相談が全国で注目を集めております。県内においてもＳＮＳ相談の導入を検討してはどうでしょうか。

(5)、児童相談所の体制強化や児童養護施設への支援策について伺います。

(6)、那覇市内の特別支援学校設置の進捗状況と開校スケジュールはどうか。

(7)、15歳から39歳までのひきこもりの実態調査と対策について。

(8)、40代、50代、中高年のひきこもりの実態と対策について伺います。

(9)、多様な価値観と人権を尊重する観点から、ＬＧＢＴへの配慮が進んでおります。中学・高校での制服選択制導入の取り組みについて、導入済み、検討中、未定などの状況はどうか。

(10)、公立夜間中学校開設の取り組みについて伺います。

(11)、放課後児童クラブの公的施設への移行実績、利用料軽減、待機児童対策などの実態と対策はどうか。

(12)、小学校１年生の困窮層で就学援助の利用率が50％に満たないことが明らかになっております。中学生はどうか。対象生徒全員が利用できるようにすべきです。対応について伺います。

(13)、高校生のバス通学無料化の早期実施について伺います。

(14)、高校・大学を卒業後、奨学金返済に苦戦する皆さんの奨学金返還助成制度について、県の取り組みを伺います。

(15)、小・中・高校の教師の過重・超過勤務の改善が求められております。改善に向けた県の取り組みについて伺います。

(16)、国立自然史博物館誘致の取り組み状況について伺います。

７、経済・観光政策について。

平成30年の入域観光客数は約984万人で順調に伸び、情報関連産業の雇用者数も４万5000人、売上高4300億円など県経済の好調さを示しています。しかし、県民所得の向上に直結しているとは言いがたい。原因と対策はどうか。

(2)、2021年度までに入域観光客数1200万人を目指しております。観光振興の一方でオーバーツーリズムの懸念も出ております。対応策を伺います。

(3)、県は、観光目的税の導入を目指しております。実施時期と税の活用方針について御説明ください。

(4)、大型ＭＩＣＥ施設誘致について、一括交付金の活用を断念し、県予算での実施方針に切りかえました。

ア、530億円余の予算確保のめどはどうか。

イ、県試算によるこれまでの方針として示された開業６年目での施設黒字化、12年目で３億9000万円の黒字、さらに経済波及効果603億円等の見通しがその方針変更でどのようになるか御説明をお願いします。

(5)、昨年５月に設立した沖縄ＩＴイノベーション戦略センターの運営方針と現在の状況についてお聞きします。

(6)、中小・小規模事業所の事業承継問題や人手不足への対応等、支援策を伺います。

(7)、県民所得の向上、正規雇用拡大の取り組みについて伺います。

(8)、無料Ｗｉ－Ｆｉの設置状況及び今後の取り組みを伺います。

(9)、観光消費額拡大のためのキャッシュレス決済のシステム普及について伺います。

(10)、県産土産品の製造、売り上げ拡大の取り組みについて伺います。

(11)、泡盛再興に向けた取り組みを伺います。

(12)、しまくとぅば普及継承事業に新年度約１億円の予算が組まれております。これまでの成果と今後の取り組みについて伺います。

(13)、海底資源調査・開発支援事業の進捗状況について伺います。

８、交通政策について。

(1)、鉄軌道導入について、上下分離方式での事業を検討しておりますが、国との交渉、調整はどうか。進捗状況を伺います。ＭＩＣＥの二の舞にならないか心配をしております。

(2)、沖縄高速道路のインターチェンジの増設が求められております。計画はどうか。

(3)、国道58号のバス専用道路の効果はどうか。

９、障害者施策について。

(1)、県の各機関の障害者の法定雇用率と対応を伺います。

(2)、障害者の在宅就労、一般就労、職場定着への支援の取り組みを伺います。

10、防災・減災の取り組みについて。

近年、全国的に地震・津波・台風・豪雨等々、自然災害が相次ぎ甚大な被害をもたらしております。公明党はそうした災害が頻発する時代状況を踏まえ、防災・減災対策を政治の大きな柱に位置づけ取り組んでいかねばならないと訴えております。国も国土強靱化、防災・減災に向けて３か年緊急対策を計画しております。沖縄県においても県民の生命財産を守り、観光客の安全をも守っていかねばなりません。

以下、質問します。

(1)、沖縄県地域防災計画の取り組みはどうか。また、市町村や関係機関との連携はどうか。

(2)、自治体庁舎や学校、病院など防災拠点の整備状況はどうか。

(3)、福祉避難所の確保、障害者施設、介護施設、児童福祉施設等の耐震化や非常用発電装置等の整備はどうか。

(4)、災害時の旅行者等の安全対策、避難情報の提供はどうか。

(5)、県民の防災意識の向上や自主防災組織の取り組み、その進捗状況を伺います。

(6)、老朽化した道路、橋梁、港湾、海岸堤防、上下水道設備等の耐震化の取り組みはどうか。

(7)、消防防災ヘリ導入のスケジュールはどうか。

11、ＳＤＧｓの取り組みについて伺います。

ＳＤＧｓ、持続可能な開発目標とは、2015年９月の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲載された2016年から2030年までの国際目標とされております。持続可能な世界を実現するため17の目標、169の細目があり、地球上の誰一人として取り残さないことを理念にしております。現在、ＳＤＧｓは発展途上国から先進国まで世界的に取り組みが開始されており、我が国においても国が先導し、地方自治体や企業、ＮＰＯ等も積極的に取り組むことになっております。

伺います。

(1)、ＳＤＧｓの県としての取り組み状況はどうか。

(2)、具体的な取り組み事例はあるか。

(3)、プラスチックごみによる海洋汚染問題が深刻です。生物や生態系、漁業や観光にも大きな影響が懸念されます。プラスチックごみ問題への県の対応を伺います。

(4)、海岸漂着ごみ等の対策について伺います。

(5)、食品ロス削減の取り組みについて県の取り組みを伺います。

12、無戸籍問題について。

さまざまな家庭的な理由で出生届が提出されないで無戸籍者になるケースがあります。県内では、18年10月現在24人いるとの那覇地方法務局の調べがあります。戸籍取得の支援など県の取り組みはどうか。

(2)、無戸籍者の問題の原因は、民法772条１項の嫡出推定条項にあると言われております。国に民法772条１項の改定を求めるべきではないでしょうか。

13、離島振興策について伺います。

(1)、離島の医療提供体制の取り組みはどうか。

(2)、離島のガソリン価格、水道料金など生活コストの低減の取り組みについて伺います。

(3)、離島患者の本島での治療に伴う経済的負担の軽減策はどうか。

(4)、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の

世界自然遺産の登録に向け取り組んでおりますが、地域住民の意向はいかがでしょうか。

14、地域政策について。

(1)、沖縄市のアリーナ建設に伴う沖縄南インターの出口、入り口の改良及び拡張整備について伺います。

(2)、沖縄こどもの国への補助金を今後負担金に変更することについて伺います。

(3)、県道20号線拡幅工事の予定計画と進捗状況について伺います。

(4)、泡瀬地区埋立事業の進捗状況と完成年度について伺います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　ただいまの金城勉君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

15分間休憩いたします。

午後３時29分休憩

午後３時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前の金城勉君の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　金城勉議員の御質問にお答えいたします。

基地問題についての御質問の中の４(1)のア、ベルギー・イギリスでの地位協定調査の狙いと成果についてお答えいたします。

沖縄県では、ドイツ・イタリアの事例を踏まえ、ヨーロッパにおける地位協定や米軍基地の標準的な運用を確認するため、ＮＡＴＯを初め多くの国際機関が本部を置くベルギーと大規模な米軍が駐留するイギリスにおいて、去る１月に現地調査を行いました。調査では、両国は自国の法律や規則を米軍にも適用させており、米軍機を飛行規制していることや墜落事故時には受け入れ国が主体的に捜索を行っていることなどが明らかになりました。また、軍は空域を占有せず、必要な時間のみ使用していることが明らかになり、米軍が広大な空域を占有する日本とは大きな違いがあることがわかっております。

次に、経済・観光政策についての御質問の中の７(8)、無料Ｗｉ－Ｆｉの設置状況及び今後の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、平成28年度から民間事業者と連携して、観光客が無料で利用できるBe.Okinawa Free Wi−Fi、このサービスの提供を行っており、ことし１月末現在で、県内約5650カ所で利用が可能となっております。今後の取り組みとしては、Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備がキャッシュレス化の促進につながることから、Ｗｉ－Ｆｉとキャッシュレスの導入による観光消費額への影響についての調査やBe.Okinawa Free Wi−Fiの認知度を向上させるプロモーションなどを行い、さらなるエリア拡大に努めていきたいと考えております。

次に、ＳＤＧｓの取り組みについての御質問の中の、ＳＤＧｓに関する取り組みについてお答えいたします。

ＳＤＧｓ――サステーナブル　ディベロップメントゴールズは「誰一人取り残さない」を基本理念に、2030年までに達成すべき社会課題の解決に向けた目標として、平成27年９月の国連総会で採択されました。この目標には、貧困、平和、教育、健康、環境、海洋などの17のゴール及び169の目標などが掲げられており、国際社会が協力して、持続可能な社会の構築に向けて活動を行うこととされております。

沖縄県としましては、来年度より、本格的にＳＤＧｓへの取り組みを開始し、「誰一人取り残さない」社会の実現に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、全世代型社会保障制度の確立についての中の(1)のア、幼児教育・保育無償化の対象となる０歳から２歳児の対象人数と割合についてお答えいたします。

認可保育所等における平成29年度の実績をもとに、あらあらの試算をした場合、０歳から２歳児については、入所児童数約２万2600人中、約4600人が無償化の対象となり、その割合は約20％となる見込みであります。

同じく１の(1)のイ、認可外保育施設の無償化についてお答えいたします。

子ども・子育て支援法の改正案では、認可外保育施設については、保育の必要性が認められる３歳から５歳児の世帯に３万7000円、０歳から２歳児までは住民税非課税世帯に限り４万2000円を上限にそれぞれ無償化されることとなっております。無償化の対象となる施設は、国が定める基準を満たすものに限りますが、届け出のみで足りる５年間の経過措置期間内において、市町村が独自の安全基準を条例で定め、対象となる施設を限定することも可能とされております。国

は、法施行後２年を目途に見直しを行う方針であることから、県としましては、国の動向を注視するとともに、引き続き市町村と意見交換を行いながら、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組んでまいります。

同じく１の(3)、年金加算や介護保険料の軽減措置内容等についてお答えいたします。

国においては、平成31年10月の消費税率の引き上げに伴い、低所得高齢者への支援策を予定しており、年金加算については、住民税非課税世帯等を対象として、納付期間に応じ、月額5000円を上限に年金生活者支援給付金を支給することとなっております。また、介護保険の第１号保険料については、これまで市町村民税非課税世帯等の第１段階のみを対象としていましたが、所得に応じ第３段階まで拡充を図るほか、第１段階の保険料基準額に対する負担割合も従来の45％から30％へ引き下げることなどが予定されております。

県としましては、国の動向を踏まえつつ、市町村と連携しながら、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

同じく１の(4)、未婚のひとり親に対する臨時特別給付金についてお答えいたします。

平成31年度から、住民税非課税の適用が拡大され、未婚のひとり親も対象となりますが、さらなる税制上の対応については国において検討されることを踏まえ、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して、臨時・特別給付金が支給されることになりました。本給付金については、国から、まだ具体的な給付方法等が示されておりませんが、平成30年３月末時点で、県が把握している未婚の児童扶養手当受給者は2747人となっております。今後、国の動向を注視しながら、本給付金の対象者に給付が行き届くよう市町村と連携を図り、周知に取り組んでまいります。

同じく１の(5)、結婚新生活支援事業についてお答えいたします。

県内では、今年度、南城市及び恩納村において、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した結婚新生活支援事業を実施しております。県では、市町村少子化対策担当者連絡会議等において、本事業の周知を図るとともに、実施市町村の取り組み事例を紹介して、市町村における取り組みの促進が図られるよう努めているところであります。

次に５、医療・福祉関連についての御質問の中の(7)、認可外保育施設への給食費助成の拡充策についてお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成については、単価の見直しや対象日数をふやすなど、これまで段階的に支援の拡充を図っており、今年度においても、補助単価の拡充を行ったところであります。今後とも、認可外保育施設の認可化促進と入所児童の処遇改善及び保育の質の向上に取り組んでまいります。

同じく５の(8)、待機児童解消に向けた取り組みと目標年度についてお答えいたします。

県では、昨年度、申し込み児童数の伸びを踏まえた計画の見直しを行ったところであり、平成31年度末までの待機児童の解消に向け、沖縄振興特別推進交付金や待機児童解消支援基金等を活用し、市町村が実施する保育所等の整備や保育士の確保及び認可外保育施設の認可化に対する支援を行っております。

同じく５の(9)、保育士の処遇改善についてお答えいたします。

保育士の給与については、国において、毎年公定価格の改定が行われ、平成24年度から30年度まで、約11％の処遇改善が図られております。また、平成29年度から技能・経験に応じて月額5000円以上４万円以下の処遇改善を実施しております。県においては、公定価格における賃金改善要件分が、確実に保育士賃金に反映されていることを確認するほか、県独自の施策として、保育士の正規雇用化や年休取得、休憩取得の支援事業などにより、引き続き処遇改善に取り組んでまいります。

同じく５の(10)、特別養護老人ホーム等の整備計画についてお答えいたします。

平成29年10月末時点の特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、705人となっております。県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、平成30年度からの３年間で、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等を1295床整備することとしており、市町村と連携し取り組んでまいります。

次に６、教育関連についての御質問の中の(3)、千葉県での事件についてお答えいたします。

千葉県野田市における女児死亡事案につきましては、大変痛ましい事件であり、県や糸満市も一定の関与があったことから、県としても重く受けとめているところです。本事案については、児童相談所や市町村など各関係機関の連携のあり方等が問われているところであり、今後、沖縄県と糸満市において外部の専門家を含めた検証を行い、沖縄県としても課題を明らかにし、改善に取り組んでまいります。

同じく６の(5)、児童相談所の体制強化及び児童養護施設への支援策についてお答えいたします。

児童虐待相談件数の増加に伴い、平成17年度から

30年度までの14年間で、正職員42名、非常勤職員47名を増員し児童相談所の体制強化を進めてまいりましたが、児童相談所の役割は拡大され続けており、さらなる体制の強化が課題となっています。今般、国が示した児童相談所強化プランの内容を踏まえて、本県における児童相談所の体制のあり方を検討してまいります。また、児童養護施設への支援策としましては、施設職員への研修を充実させるとともに、施設退所児童等へのアフターケア事業を次年度より立ち上げて、施設退所児童等の自立を支援してまいります。

同じく６の(11)、放課後児童クラブの現状と対策についてお答えいたします。

県におきましては、放課後児童クラブ支援事業により、平成24年度から29年度までに公的施設活用クラブを18カ所整備し、県内クラブの月額平均利用料は、平成24年度の１万711円から30年度は9169円に低減しております。平成30年５月１日現在の放課後児童クラブに登録できなかった児童は、760人となっており、前年度と比較し88人減少しております。

県においては、引き続き市町村が行う公的施設活用クラブの施設整備や運営費等に対する支援を行い、利用料金の低減、登録できない児童の解消に取り組んでまいります。

次に10、防災・減災の取り組みについての御質問の中の(3)、福祉避難所の確保等についてお答えいたします。

福祉避難所は、平成30年４月１日現在、20市町村において149施設が指定されております。社会福祉施設の耐震化については、平成29年６月に厚生労働省が実施した社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査によると、障害者施設は384施設のうち314施設、介護保険施設は116施設のうち107施設、児童福祉施設は1103施設のうち945施設が耐震基準を満たしております。また、非常用電源装置については、平成30年11月に厚生労働省が実施した非常用自家発電設備調査等によると、入所障害者施設で33施設、介護保険施設で113施設、入所児童福祉施設で22施設が整備されております。

県としましては、高齢者や障害者等に係る災害対策に、市町村と連携し引き続き努めてまいります。

次に、14の地域政策についての(2)、沖縄こどもの国への補助金についてお答えいたします。

沖縄こどもの国については、未来を担う子供たちの知恵・感性・想像力を育む場として、沖縄市のみならず県全域の児童の健全育成に大きく寄与していることから、当施設の設置主体である沖縄市に対して、補助金として支出しているところであります。沖縄こどもの国に対しては、今後も支援を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、全世代型社会保障制度の確立についての御質問の中の(2)のア、私立高校の授業料無償化の対象生徒数についてお答えします。

県内の全日制私立高校４校の生徒数は、平成29年５月１日時点で2822名となっています。そのうち私立高校の授業料が無償化の対象となる年収590万円未満の世帯の生徒数は、963名で、割合は34.1％となっております。

次に同じく１の(2)のイ、大学、専門学校等の授業料減免制度の関係者への周知の取り組みについてお答えします。

高等教育段階の教育費負担軽減新制度については、現在文部科学省において制度の詳細について検討を進めているところです。

県としましては、国の動向を見ながら、次年度から各学校に対して説明会を開催する等の周知を図り、2020年度から開始する制度に向けて、準備を進めていきたいと考えております。

次に２、新年度予算についての御質問の中の２の(1)及び(2)、平成31年度沖縄振興一括交付金の減の理由及び計上方法等についてお答えします。２の(1)と２の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

平成31年度沖縄振興予算のうち、国直轄事業は、沖縄健康医療拠点整備経費が今年度と比べ56億円増額となる59億円が計上されたほか、国から市町村等へ直接交付される北部振興事業が９億円、沖縄製糖業体制強化対策事業が10億円増額され、沖縄観光防災力強化支援事業10億円、沖縄振興特定事業推進費30億円などが新たに計上されております。内閣府によりますと、沖縄振興一括交付金は、平成31年度における継続事業の見通し及び新規事業費の水準を勘案し積算したものと聞いております。しかし、県としましては、国が使途を定めている直轄事業等を優先して積み上げ、3000億円台の範囲内で沖縄振興一括交付金を計上した結果、今年度を94億円下回ったものと考えております。

次に３、沖縄振興計画についての御質問の中の(1)のイ、沖縄振興一括交付金の推移と基地政策との関連についてお答えします。

沖縄振興一括交付金は、平成26年度の1758億円をピークに、平成27年度1617億円、平成28年度1613億円、平成29年度1358億円、平成30年度1187億円、平成31年度1093億円と５年連続減額されております。しかし、沖縄振興一括交付金を初めとする沖縄振興策は沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄の特殊事情に鑑み、総合的かつ計画的に講じられているものであり、基地問題とは別と考えております。

次に９、障害者施策についての(1)のア、知事部局の障害者法定雇用率についてお答えします。

平成30年６月１日時点の知事部局における厚生労働省が定める方法により算定した障害者雇用率は2.07％となっており、法定雇用率2.5％を下回っております。このため障害者の雇用等に関する法律により2019年12月31日までに法定雇用率を達成する採用計画を策定したところであり、これに基づき新たに採用が必要な23人について非常勤職員を対象に障害者雇用を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の全世代型社会保障制度の確立についての御質問で(2)のウ、国の給付型奨学金制度の実施状況についてお答えいたします。

国においては、住民税非課税世帯等の経済的に厳しい状況にある子供たちを支援するため、平成30年度から給付型奨学金制度を本格実施しております。沖縄県内の実施状況につきましては、平成30年度に大学、短期大学及び専門学校に進学した県立高等学校卒業者649人が、日本学生支援機構の給付奨学生として採用されております。

次に、５の医療・福祉関連についての御質問で(4)のア、脳脊髄液減少症の再調査についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、脳脊髄液減少症が疑われる児童生徒の実態や、同疾患に係る職員、保護者への周知状況等について、平成23年度と26年度に調査を行っております。その結果、平成26年度は、同疾患と診断された生徒１名を把握しております。

県教育委員会としましては、毎年実施している養護教諭研修会において、脳脊髄液減少症への適切な対応についても説明を行うとともに、国からの同疾患への適切な対応に関する通知を市町村教育委員会や県立学校等に送付し周知を図るなど、同疾患の発見等につながるよう努めております。

次に、６の教育関連についての御質問で(1)、公立小中学校の空調整備の実態等についてお答えいたします。

公立小中学校の空調整備については、国の補正による臨時特例交付金を活用し、普通教室859室、特別教室178室において事業を実施しているところであります。市町村においては、文部科学省の大規模改造事業や防衛省の騒音対策事業等を活用して空調整備を実施しているところであり、引き続き市町村と連携し取り組んでまいります。

次に同じく６の(2)、学校の耐震化及びブロック塀の安全対策についての御質問にお答えいたします。

公立学校の耐震化については、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助制度を活用して、建物の改築や耐震補強を実施し、早期の耐震化に取り組んでいるところであります。また、公立学校のブロック塀の安全対策については、国の補正による臨時特例交付金を活用し、建築基準法に適合しないブロック塀の改修を実施しているところであります。通学路の安全対策としましては、各学校において学校防災マニュアルを踏まえ、改めて通学路の安全性を確認し、災害等が起こった際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるよう、指導を行っているところであります。

次に同じく６の(4)、ＳＮＳ相談の導入についての御質問にお答えいたします。

本県では24時間子供ＳＯＳダイヤルを設置しており、いじめ等の相談しやすい体制づくりに努めております。また、学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員等を配置しております。文部科学省が設置した、いじめ防止対策協議会の報告によりますと、ＳＮＳ等の相談は、日常使いなれているコミュニケーション手段を用いて、自分の気持ちを気軽に伝えることができる一方、音声情報を伴わないことから、相談者の心理状態の把握や発信元の特定が難しいこと、またプライバシーの確保など、相談システムの構築において留意すべき点があるとされております。

県教育委員会としましては、ＳＮＳ等を活用した相談体制について、国や他の都道府県の動向等を注視してまいります。

次に同じく６の(6)、那覇市内への特別支援学校の設置についての御質問にお答えいたします。

那覇市内に設置する新たな特別支援学校につきましては、現在、実施設計を行っているところであります。今後、３月末に造成工事に着手し、10月には

校舎等の建築工事に入る予定であります。引き続き2021年４月の開校に向け、取り組んでまいります。

次に同じく６の(9)、中学校及び高等学校での制服選択制導入についての御質問にお答えいたします。

制服を定めている公立中学校149校においては、男女制服の自由選択制を導入しているのが４校、導入を決定しているのが２校、現在検討中が13校、相談を踏まえて対応しているのが130校となっております。また、制服を定めている県立高等学校58校においては、男女制服の自由選択制を導入しているのが３校、導入を決定しているのが25校、現在検討中が９校、相談を踏まえて対応しているのが21校となっております。

次に同じく６の(10)、公立夜間中学設置に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、平成29年度に公立中学校夜間学級等設置検討委員会を立ち上げ、設置主体や対象者に関する検討を行ってまいりました。今年度は、さらに対象者等の詳細なニーズなどを把握して検討する必要があったことから、その調査を実施いたしました。今後、調査結果の取りまとめと分析を行うとともに、国や他の都道府県の動向等も注視しながら、引き続き検討委員会において検討を進めてまいります。

次に同じく６の(12)、就学援助制度についての御質問にお答えいたします。

子ども生活福祉部の実施した平成30年度沖縄県小中学生調査の中間報告では、困窮層とされる世帯で就学援助を利用している世帯は、小学校１年生で49.8%、中学校２年生で57.9%となっております。

県教育委員会では、援助の対象でありながら利用していないことがないよう、平成28年度からテレビやラジオ広報のほか、全児童生徒へのリーフレットの配布等周知広報を実施してまいりました。今後とも、援助を必要とする児童生徒が支援を利用できるよう、市町村と連携を図りながら、制度の適切な実施に努めてまいります。

次に同じく６の(13)、高校生のバス通学無料化についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、高校生のバス通学費の負担軽減に向け、平成31年度においては、中高生通学実態調査事業を実施することとしております。当該事業においては、高校生の通学方法や通学にかかる経費、通学距離等に関して実態調査を行うとともに、あわせて中学生の状況把握等も行います。当該調査結果を踏まえ、具体的な制度の検討を行った上で、中高生のバス通学費の負担軽減に取り組んでまいります。

次に同じく６の(14)、奨学金の返還助成制度についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、沖縄県国際交流・人材育成財団が奨学金を実施しており、卒業し半年後から返還が始まり、10年以内に返還を完了することとなっております。当財団では奨学金返還助成制度はありませんが、大学等を卒業した返還者が病気や災害、生活困窮などやむを得ない理由がある場合は、返還者の実態に応じて返還猶予や返還免除を実施しているところであります。

県教育委員会としましては、既卒者の奨学金の返還等について、県内の奨学金事業を実施している財団と意見交換を行っていきたいと考えております。

次に同じく６の(15)、教職員の超過勤務等の改善についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、県立学校及び市町村教育委員会に対し、学校の実情に応じた行事や会議の精選及び見直し、ノー残業デー、ノー部活動デーの設定等、業務改善に向けた提言等を行っております。また、勤務時間の管理及び定時退勤日の設定等を含む沖縄県教職員働き方改革推進プランを今年度中に策定し、各学校に配布するとともに、その内容について保護者・地域の皆様に周知を図ることとしております。県立学校における勤務管理については、平成31年度から本格的に勤務管理システムの運用を行い、教職員の勤務実態の把握に努めてまいります。市町村立学校については、現在21市町村でＩＣカード等による勤務管理が導入されております。

県教育委員会としては、引き続き学校現場の業務改善に向け、実効性のある取り組みを推進してまいります。

次に、９の障害者施策についての御質問で(1)のイ、県教育委員会における障害者の法定雇用率についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会における障害者雇用につきましては、平成30年６月１日現在、雇用率1.51％と法定雇用率2.4%を下回る状況にあります。

県教育委員会としましては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、2020年12月31日までに新たに124人を採用する計画を作成しており、今後、本計画に沿って、法定雇用率達成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　１、全世代型社会保障制度の確立についての(6)、軽減税率導入に対す

る支援策についてにお答えいたします。

国では軽減税率対策として中小企業等に対し、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行う場合に、その経費の一部を補助する事業を行っております。また、県内での周知状況につきましては、国や県等が主催する施策説明会において事業者向けの周知を行っているほか、商工会議所でのＰＯＳレジ体験コーナーの設置など、各関係機関においても積極的に周知に取り組んでいるところです。

県としましては、中小企業等が軽減税率制度へ円滑に対応できるよう、引き続き支援制度等の周知広報に努めてまいりたいと考えております。

次に、７の経済・観光政策についての(5)、沖縄ＩＴイノベーション戦略センターの運営方針と現状についてにお答えいたします。

平成30年５月に設立された一般財団法人沖縄ＩＴイノベーション戦略センターでは、先進的なテクノロジーに関する情報やノウハウを収集し、産業成長戦略の提言を行うことに加え、観光産業を初めとした主要産業とＩＴとの連携による新事業創出やＩＴ活用人材の育成支援等を行うこととしております。現在、同センターでは、ＡＩ、ＩｏＴなどの先端技術への対応支援や情報産業と他産業とのマッチング、実証事業支援などに取り組んでいるところです。

同じく７の(6)、事業承継問題、人手不足対策に対する支援策についてにお答えいたします。

中小企業・小規模事業者の事業承継問題や人手不足への対応につきましては、喫緊の課題と認識しております。事業承継につきましては、県では、平成29年度から小規模事業者等持続化支援事業を実施し、主に巡回による親族内承継の助言指導等に取り組んでいるところであります。また、平成30年度からは国や県を初め、各金融機関や商工会等の関係機関で構成する沖縄県事業承継ネットワークを立ち上げ、関係機関が連携して、後継者確保に向けたマッチング支援や事業承継計画の策定支援等に取り組んでおります。

人手不足対策としては、各業界の取り組みを促進するため、関係部局等による人手不足に関する連絡会議を開催し、情報共有と連携強化を図っているところであります。

同じく７の(7)のイ、正規雇用拡大に向けた取り組みについてお答えいたします。

県としましては、県民の雇用を安定させる観点から、正規雇用の拡大は重要であると認識しております。そのため県では、正社員転換を要件とした研修費補助や専門家派遣等の支援事業を実施しております。また今年度から、若年者を正社員雇用し定着につなげた企業への助成を実施しており、引き続き国等関係機関と連携し、さらなる正規雇用の拡大に向けて取り組んでまいります。

同じく７の(11)、泡盛の再興に向けた取り組みについてにお答えいたします。

県では、泡盛振興協議会及び推進部会を設置し、異業種と連携した幅広い支援体制を構築して、経営状況に応じた総合的な支援策を展開しております。具体的には、経営基盤強化に向けた経営改革プランの策定支援や出荷量増加に向けた商品開発及びブランド力強化に対するハンズオン支援等を実施し、国内外における泡盛の認知度向上を進めているところであります。また、関係機関と連携した幅広いプロモーション支援を行うとともに、泡盛業界との共催による島酒フェスタの継続開催に向けて取り組んでおります。あわせて、国による琉球泡盛海外輸出プロジェクトと連携し、海外への販路開拓を促進しております。

同じく７の(13)、海洋資源調査・開発支援拠点形成促進事業についてにお答えいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、海洋資源調査・開発の支援拠点形成を施策展開の一つとして位置づけ、次世代リーディング産業となり得る海洋新産業の創出を目指しております。一方、国は、沖縄近海での採鉱・揚鉱パイロット試験の実施等を踏まえた海底熱水鉱床開発に関する報告書において、商業化に向けては、質・量ともにより経済性の高い鉱床の発見や効率性・経済性を向上させる技術・システムの確立等、さまざまな課題があるとしております。

県としましては、引き続き将来の海洋資源を活用した新たな産業の創出に向けて、研究機関や関連企業等の集積を目指して取り組んでまいります。

次に９、障害者施策についての(2)、障害者の就労・定着支援についてにお答えします。

障害者の就労・定着に向けては、企業と障害者それぞれに対し、障害特性や能力、職場環境や業務内容に応じた支援が必要であると考えております。そのため県では、雇用開拓や定着支援、職業訓練等の障害者に対する就労支援とあわせ、企業向けセミナーなどを実施しております。さらに、在宅就労等を支援する沖縄県障がい者ＩＴサポートセンターを設置するなど、支援の充実を図っているところです。今後とも関係機関と連携を図りながら、障害者の就労・定着に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、新年度予算についての中の(3)、沖縄振興特定事業推進費の目的と執行方法についてお答えいたします。

内閣府の説明によりますと、平成31年度沖縄振興予算案に新たに計上された沖縄振興特定事業推進費は、沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト交付金では対応が困難な地域課題・政策課題に備え、事業を機動的に推進するため、臨機応変な財源捻出が困難な市町村等に対して配分される経費として創設されたとのことであります。また、同特定事業推進費の補助対象などの詳細を定める交付要綱については、現在、内閣府において策定しているところと伺っております。

次に３、沖縄振興計画についての中の(1)のア、復帰後の県民生活についての御質問にお答えいたします。

復帰以降、３次にわたる沖縄振興開発計画では、社会資本整備を中心とした格差是正を、その後の沖縄振興計画及び沖縄21世紀ビジョン基本計画では、民間主導の自立型経済の構築を基本方向の一つとして施策の展開が図られ、成果を上げてまいりました。これまでの経済発展に伴い、県民生活の利便性が大きく向上したことに加えて、教育環境の整備や福祉の向上等、生活の充実も図られてきているものと考えております。一方、御指摘のとおり１人当たりの県民所得の向上や子供の貧困、離島の定住条件の整備等の課題も残されております。

県としましては、自立型経済の構築により、雇用の創出、所得・税収の増加を図り、地域経済全体が安定的に発展する好循環及び豊かな県民生活の実現に向け取り組んでまいります。

同じく３の(1)のウ、内閣府一括計上方式と各省計上方式の比較検討についてお答えいたします。

沖縄振興予算は、各省庁の予算を内閣府沖縄担当部局に一括して計上することができる他県にはない独自のものとなっております。この一括計上方式のメリットは、各省計上方式と異なり、内閣府沖縄担当部局へ一括して国庫要請を行うことができることや、政府予算案の決定を受けて後、県の予算編成へ迅速に反映させることができること等が挙げられます。このような予算計上の仕組みは、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画に掲げた各種施策を総合的かつ計画的に推進するため必要と考えております。

同じく３の(1)のエ、沖縄振興特別措置の評価についての御質問にお答えいたします。

沖縄県においては、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興交付金など各種の特別措置を活用した施策の展開により、社会資本の整備や観光、情報通信関連産業の成長など、大きな成果を上げてまいりました。その一方で、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあるものと考えております。県では、今年度から、沖縄振興のための各種施策や特別措置等についての検証作業に着手しております。次年度以降、これらの検証結果を踏まえ、新たな沖縄振興のあり方等を総合的に検討しながら国との調整等を進めてまいりたいと考えております。

同じく３の(1)のオ、特区・地域制度の実績と評価についてお答えいたします。

去る２月５日に財務省が公表した租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書によると、平成29年度における沖縄県内の特区・地域制度の国税優遇措置の適用件数は94件、適用額は約17億3000万円となっており、適用実績は年々増加しております。また、これらの制度をインセンティブとした企業立地が進んでおり、平成29年１月時点で情報通信関連企業が454社立地し、約２万9000人の雇用が創出されるなど、特区・地域制度は本県の産業振興において重要な役割を果たしております。今後もこれら制度を最大限に活用し、民間主導による自立型経済の構築に向けて取り組んでまいります。

同じく３の(1)のカ、沖縄振興計画の検証についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、今年度から、沖縄振興計画等に基づく各種施策や沖縄振興特別措置法に基づく特別措置等について、課題及び対策等を検証するため、総点検作業に着手しております。次年度以降本格化する新たな振興計画の策定に当たっては、アジアのダイナミズムを取り込み、沖縄の高い発展可能性を顕在化させる視点が重要であると考えております。このため、臨空・臨港型産業の集積、航空関連産業クラスターの形成、アジア有数の国際情報通信拠点スマートハブの形成等、新沖縄発展戦略等を踏まえた検討を進めてまいります。

次に７、経済・観光政策についての(1)と(7)のア、県民所得向上への取り組みについてという趣旨の御質問にお答えいたします。７の(1)と７の(7)のアは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、県民所得の向上への取り組みとして、本県の地域特性を生かした比較優位性のある産業を育成するとともに、アジアのダイナミズムを取り込むため、

さまざまな施策を展開しております。こうした取り組みにより、平成27年度の１人当たり県民所得は216万6000円と対前年度比で3.7％増加しております。一方で、１人当たり県民所得は全国平均の７割程度にとどまっており、この要因としては、多くの分野で労働生産性が低く、収益力の高い産業が十分には育っていないことが挙げられます。今後は、付加価値の高い観光の推進など産業の高度化に取り組むとともに、雇用の質を高める施策の推進や、ＡＩやＩｏＴなどの先進的なＩＴを活用することにより、産業全体の生産性を高め、さらなる県民所得の向上に努めてまいります。

次に８、交通政策についての(1)、鉄軌道導入の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄県では、昨年５月に沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を策定し、鉄軌道導入に係る県としての考え方を取りまとめました。一方、沖縄への鉄軌道導入に関する国の調査においては、費用便益比や採算性などが課題として示されております。このため、県としては、費用便益分析等の諸課題について、事業の実現に向けた検討を行うとともに、公設民営型の上下分離方式を可能とする特例制度の創設等、早期の事業化を国に要請しているところです。あわせて、将来のフィーダー交通ネットワークの構築を見据え、各地域における公共交通の充実について、まちづくりの主体である市町村等との協働により検討してまいります。

次に同じく８の(3)、国道58号のバス専用レーンの効果についてお答えいたします。

国道58号のバス専用レーンについては、去る２月12日に、大謝名から伊佐までの夕方北向け区間に延長したことから、現在、久茂地から伊佐の間で、一部区間を除き、朝夕規制を行っております。このため、これまでの朝約４分の短縮に加え、今回の延長区間の効果を加味すると、夕方は約10分の短縮が期待されております。

県としては、引き続きバスレーンの延長に取り組むとともに、定時速達性が高く、多頻度運行の基幹バスの導入に向けて利用環境の改善を図ってまいります。

次に12、無戸籍問題についての(1)、無戸籍者の戸籍取得の支援についての御質問にお答えします。

無戸籍者の戸籍取得の支援につきましては、那覇地方法務局によりますと、平成30年３月に市町村、弁護士会及び法テラスで協議会を設立し、無戸籍者の戸籍取得手続の支援を行っているとのことです。

県におきましても、児童福祉、学校教育などの所管業務の過程において、無戸籍者に関する情報を把握したときは、那覇地方法務局への情報提供や無戸籍者への相談窓口の案内など、適切な支援へつなげるため法務局と連携して取り組んでいるところです。

同じく12の(2)、民法第772条第１項の改正の動向についての御質問にお答えいたします。

民法第772条第１項に規定する嫡出推定制度につきましては、いわゆる無戸籍者問題の一因となっているとの指摘がなされていることは承知しております。こうした状況を踏まえ、平成30年10月に、有識者等による、嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会が発足し、嫡出推定制度についての論点の整理など検討が進められるほか、国会の法務委員会においても議論がなされているものと聞いております。

県としましては、今後の同研究会における議論や国の動向等を注視して適切に対応してまいりたいと考えております。

次に13、離島振興策についての(2)のア、離島におけるガソリン価格などの生活コスト低減の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、本島から県内離島に輸送される石油製品の輸送経費等に対し補助を行っており、平成25年度には補助対象経費を拡大し、離島における輸送コストの低減に努めているところです。平成29年度における補助実績は９億6923万円とほぼ全額を補助しているところです。今後の取り組みとしましては、現在、石油販売事業者を対象に経営実態調査を行っており、この調査結果に基づき、引き続き価格差縮小に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　４、基地問題についての(1)のイ、アジア地域の地位協定調査の計画についてお答えします。

沖縄県としましては、今後、調査対象国を韓国、フィリピン、オーストラリアなどアジア諸国等にも拡大し、調査のさらなる展開を図ることで、日米地位協定の問題点をさらに明確化したいと考えております。現在、現地調査に向けて、文献や条文、現地新聞等の情報収集及び分析作業を進めているところですが、これらの国はＮＡＴＯ加盟国ではなく、それぞれの国がアメリカと地位協定や訪問軍協定を締結していることなどから、情報収集や分析に時間を要しているところであります。

次年度、これらの作業が完了次第、できるだけ早く現地調査を実施したいと考えております。

次に４の(1)のウ、米軍基地の整理縮小と共同使用についてお答えします。

県は、基地負担の軽減のために、既に合意されたＳＡＣＯ及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小並びに在沖海兵隊約9000人のグアムを含む国外移転を確実に実施することが重要と考えております。自衛隊等の施設を米軍が共同使用することについては、日米地位協定第２条第４項(b)において、日本側が管理する施設・区域を米側が一定の期間を限って使用する場合として規定されています。

県としましては、共同使用する施設の態様、使用条件、使用期間等によりさまざまな共同使用の形態があることから、今後、どういう影響があるのか、利点があるのかなどを研究していきたいと考えております。

次に４の(2)、Ｙナンバー車両との事故処理についてお答えします。

県としては、米軍関係者による事故により、県民が不利益をこうむることがあってはならないと考えており、関連情報の収集に努め、補償金の支払いが遅延するような事態が確認された場合は、日米両政府に対し、適切に対応するよう求めてまいりたいと考えております。なお、米軍関係者による事故の相談窓口として、沖縄被害者支援ゆいセンター、沖縄県交通事故相談所などに加え、県警においても各所轄警察署などで事故の相談対応が行われていることから、関係機関とも連携し、適切に補償が受けられるよう取り組んでまいります。

次に10、防災・減災の取り組みについての(1)、県地域防災計画の取り組みと市町村の連携についてお答えします。

沖縄県地域防災計画は、最新の防災対策を反映させるため、昭和50年４月に作成以来、これまでに14回の修正を行っており、直近では平成30年３月に、平成28年４月に発生した熊本地震の教訓を踏まえた国の法改正等を盛り込み修正しております。また、市町村地域防災計画の修正等について支援するほか、毎年９月の県総合防災訓練を市町村と合同開催することにより、諸課題を明確化し、市町村と連携した改善策を共有することで、地域防災力の向上を図っております。

次に10の(2)、自治体庁舎や学校、病院など防災拠点の整備状況についてお答えします。

防災拠点となる自治体庁舎や学校、病院などの公共施設等については、平成30年３月31日時点の消防庁調査によると、県施設422棟及び市町村施設2042棟の合計2464棟ありますが、その耐震化率は89.1％となっており、全国平均93.1％より4.0ポイント低くなっております。

次に10の(5)、県民の防災意識の向上や自主防災組織の取り組み、進捗状況についてお答えします。

県民の防災意識向上については、沖縄気象台との共催による講演会等を開催するほか、11月５日津波防災の日の住民等避難訓練等により啓発を図っております。自主防災組織率は、平成30年４月１日現在28.5％であり、前年度25.1％より3.4ポイント改善しているものの、全国平均81.7％に比べ、著しく低い状況であります。

県は、地域防災力向上のため、自主防災組織の果たす役割は大きいと考えており、地域防災リーダー育成研修等を実施することで、自主防災育成の主体である市町村の取り組みを支援してまいります。

次に10の(7)、消防防災ヘリ導入のスケジュールについてお答えします。

昨年度作成した沖縄県消防防災ヘリコプター導入に係る調査検討報告書では、今年度には市町村との合意形成を図ることとしており、昨年７月以降市長会・町村会へ説明を行うとともに、市町村への説明会を３回開催し、導入の方向性等について説明、協議を行いました。今後、年度末までに、市町村に対し、整備推進に向けた意思確認を行い、合意が得られた場合には、整備に向けた詳細協議に入ることとなります。

県としましては、全41市町村の参加が必要であると考えており、合意が得られるよう協議を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、５の医療・福祉関連についての御質問の中の(1)、北部基幹病院の協議の進捗状況についての御質問にお答えします。

県は、これまでの協議会における議論を踏まえ、基幹病院の新たな基本的枠組みとして、名称は公立北部医療センター、設置主体は県及び北部12市町村、経営形態は財団による指定管理、市町村の負担は一定の範囲内とすることなどを内容とする案を提示し、これに関する協議を開始したところであり、関係者間において方向性の一致を図るべく協議を続けていきたいと考えております。

次に、(2)の県内の風疹感染予防対策についての御質問にお答えします。

県は、2019年度から2021年度までの３年間、先天

性風疹症候群の発生を防止することを目的に、20歳から49歳までの妊娠を希望する女性及びその同居者を対象に、抗体検査を無料で実施することとしております。また市町村は、1962年４月２日から1979年４月１日生まれ（現在の39歳から56歳）の男性を対象に、無料で抗体検査を実施し、抗体価が低い者に対しワクチンを接種する事業を行うこととなっております。

次に、(3)の沖縄型神経原性筋萎縮症患者に対するＨＡＬ活用についての御質問にお答えします。

県内の複数の医療機関では、医療用下肢タイプＨＡＬを用いたリハビリが行われております。また、上肢用ＨＡＬについては、筋萎縮症などの筋力が弱くなる難病患者の生活の質の向上が期待され、厚生労働省の研究班でその有効性の研究が行われたところであり、県としましては、今後も国の動向を注視していきたいと考えております。

次に(4)のイ、脳脊髄液減少症についての御質問にお答えします。

県のホームページには、脳脊髄液減少症の診療医療機関の一覧を掲載しておりますが、内容が更新されていないため、今後、医療機関への調査を行い、内容を更新していきたいと考えております。また、利用者にとってわかりやすいホームページとなるよう、患者・家族会のバナーの記載を含め、内容の検討を行っていきたいと考えております。

次に(4)のウ、県内全病院に働きかけることについての御質問にお答えします。

県内の医療機関が脳脊髄液減少症データベースホームページにアクセスし、脳脊髄液減少症に関する治療検査の参考データを取得することは、当該疾病を治療する上で有意義なことであると考えております。このため県は、平成28年６月に同疾患患者・家族支援協会から提供していただいたパンフレットを添付し、県医師会及び公立病院を含めた関係機関へ参考データの取得を促すための文書を送付したところであります。

県としましては、引き続き県内の医療機関に対して、同ホームページを活用し、必要な情報を取得するよう働きかけていきたいと考えております。

次に、(5)の胃がん対策についての御質問にお答えします。

国が推奨する市町村の胃がん検診では、現在のところ、ピロリ菌に関する対策は含まれておりませんが、県内の医療機関においては、医療保険が適用され、ピロリ菌の除菌が実施されているところであります。

次に、(6)のこども医療費助成事業についての御質問にお答えします。

同事業につきましては、平成30年10月から未就学児を対象に窓口での無料化を図ったところであり、平成31年２月時点で35市町村、平成31年４月には県内全市町村において実施されることとなっております。

県としましては、通院の対象年齢について、中学校卒業までの拡大に向けて、引き続き市町村との協議に取り組んでいきたいと考えております。

次に、６の教育関連についての御質問の中の(7)、15歳から39歳までのひきこもりについての御質問にお答えします。

国は、平成27年に全国から抽出した15歳から39歳までの5000人を対象に実態調査を実施し、全国の若者人口の1.57％がひきこもり状態にあると推計しております。この結果をもとに推計しますと、県内の15歳から39歳のひきこもり状態である方は、約6800人に上るのではないかと思われます。なお、ひきこもりの対策としましては、関係機関が連携して相談及び訪問支援等を実施しているところであります。

次に、(8)の中高年のひきこもりについての御質問にお答えします。

県が平成29年10月から平成30年１月末までの間に実施したウエブアンケートの調査の結果では、回答のあった７件のうち４件が40歳以上の者でありました。調査の結果、他の年齢層も含め経済的な問題に不安があるとの回答を受け、県は対策の一環として、今年度、ファイナンシャルプランナーを招聘し、県内３カ所で講演会を実施したところであります。なお、国は昨年12月に、全国から抽出された40歳から64歳までの5000人の方とその同居者を対象に、実態調査を行ったところであり、県としましては、その調査結果を踏まえ、さらなる対策を検討していきたいと考えております。

次に、10の防災・減災の取り組みについての御質問の中の(6)のイ、水道施設耐震化の取り組みについての御質問にお答えします。

県では、国内で頻発する自然災害に備えるため、新たな管路の新設や老朽管の更新に当たっては、耐震性を有する耐震管を敷設するよう、市町村等に対し指導しているところであります。

次に、13の離島振興策についての御質問の中の(1)、離島の医療提供体制の取り組みについての御質問にお答えします。

県は、離島の医療提供体制を確保するため、離島で勤務する医師の養成、代診医の派遣、僻地診療所の整備費や運営費の支援、急患搬送体制の構築、専門医に

よる巡回診療、離島住民に対する島外への通院費助成など各種支援を行っており、引き続き離島の医療提供体制の充実強化に取り組んでいきたいと考えております。

次に(2)のイ、離島における水道料金低減の取り組みについての御質問にお答えします。

県では、離島における水道料金の格差是正を含めた、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであります。平成26年11月には、沖縄県、沖縄県企業局、沖縄本島周辺離島８村の３者において、広域化に関する覚書を締結し、平成33年度までに広域化を実現できるよう取り組むことや、本島並みの水道料金に近づけるよう努める旨を確認したところであります。なお、粟国村においては、平成29年度末に広域化を完了しており、その効果により広域化後の水道料金は約２分の１となっております。

次に、(3)の離島患者の経済的負担の軽減策についての御質問にお答えします。

県は、平成29年度から、がん治療、難病、特定疾患、小児慢性特定疾病、特定不妊治療、子宮頸がん予防ワクチンの副反応疑い及び妊産婦が、島外の医療機関へ通院する場合の交通費及び宿泊費への助成を行う市町村に対し補助を実施しており、離島の患者等の経済的負担の軽減を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　６、教育関連についての御質問の中の(16)、国立自然史博物館誘致の取り組み状況についてお答えします。

国立自然史博物館の誘致については、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくという方針を位置づけており、シンポジウムの開催、関係省庁への説明、沖縄担当大臣等への要請などを実施しております。

県としましては、国への働きかけ及び県内外での機運醸成が重要であることを踏まえ、設立意義、沖縄県の優位性、期待される効果等について、今年度、誘致に向けた基礎調査を実施しているところであります。今後は、その基礎調査の結果に基づき、関係省庁への要請や県内の経済団体等への説明を実施するとともに、他の博物館等の先進事例を参考に日本学術会議とも連携しながら官民一体となった取り組みを推進してまいります。

次に11、ＳＤＧｓの取り組みについての御質問の中の(3)及び(4)、県の海岸漂着物対策についてお答えします。11の(3)と11の(4)は関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えをします。

プラスチックごみによる海洋汚染の対策については、ＳＤＧｓの17ある目標のうち、14番目の「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」に位置づけられております。県では、国の補助金を活用し、漂着の状況やプラスチックごみによる海域生態系への影響等について調査を行うとともに、市町村等と連携してプラスチックごみを含む海岸漂着物の回収、処理に取り組んでいるところであります。引き続き、回収、処理体制の強化を図るとともに、海岸漂着ごみに関する影響調査や発生を減らすための普及啓発等の取り組みを推進してまいります。

次に13、離島振興策についての御質問の中の(4)、世界自然遺産登録に係る地域住民の意向についてお答えします。

世界自然遺産登録に係る地域住民の意向については、地域活性化への期待や観光利用の増加による自然環境、住民生活への影響の懸念等の意見があります。世界自然遺産の登録において、地域住民の理解や協力は重要であり、県としては、自然環境の保全を着実に実施するとともに、地域住民の期待や要望を踏まえた説明会の開催など、地域住民と遺産登録に向けた取り組みについて意見交換を実施しているところです。

県におきましては、引き続き、国や地元関係団体等と緊密に連携しながら、2020年の確実な登録に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　７、経済・観光政策についての御質問の中の(2)、オーバーツーリズムの対応策についてにお答えいたします。

観光地にキャパシティー以上の観光客が押し寄せ、さまざまな問題が生じるオーバーツーリズムについては、昨今、世界中で問題となっております。本県においても、レンタカーによる混雑や貸し切りバスの違法駐停車、ごみ捨て等が原因で観光地が閉鎖されるなどの県民生活へ直接影響を与える事案が発生しております。

このため県としては、今後、市町村や観光協会、観光事業者等で構成するめんそーれ沖縄県民運動推進協議会に住民を代表する自治会等の団体を加え、県内のオーバーツーリズムの課題について協議し、解決に向

けて努力していきたいと考えております。

同じく７の(3)、観光目的税の導入時期と活用方針についての御質問にお答えいたします。

去る１月の観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会の分科会において、観光目的税の活用方針については、持続可能な観光地づくり、利便性・満足度の向上、受け入れ体制の充実強化、県民理解の促進のための取り組みに充てるという基本的な考え方が取りまとめられました。

県としては、年度末に予定されている同委員会からの提言を踏まえ、観光目的税制度の詳細を定めることとしており、観光関連団体等から早期の導入を求められていること等も踏まえ、沖縄県行政運営プログラムで2021年度までとしている導入の時期を前倒しできるよう取り組んでまいります。

同じく７の(4)のア、大型ＭＩＣＥ施設整備の予算確保についての御質問にお答えいたします。

県では、大型ＭＩＣＥ施設の整備に向けた財源確保策として、まずは民間資金を活用する官民連携の手法を中心に調査したいと考えております。その結果を踏まえた上で、次期の沖縄振興特別措置法及び沖縄振興予算の制度設計の議論も注視しつつ、今後の進め方を整理していきたいと考えております。

同じく７の(4)のイ、大型ＭＩＣＥ施設の収支と経済波及効果についての御質問にお答えいたします。

現行計画に基づく大型ＭＩＣＥ施設の収支見込み及び経済波及効果につきましては、県内外の大型催事主催者や国際学会等の運営会社から、施設の利用意向を書面で確認するなど、根拠ある需要見込みに基づき計算をしております。今後、計画の見直しに当たっては、県内外のＭＩＣＥ施設における需給状況の変化等も踏まえ、施設の収支や経済波及効果を改めて確認していきたいと考えております。

同じく７の(9)、キャッシュレス決済の普及についての御質問にお答えいたします。

県としては、本県を訪れる観光客の消費拡大を図るためには、キャッシュレス環境の充実が重要と考えております。このため、昨年度から県内各地でキャッシュレス啓発セミナーを開催するとともに、決済サービス提供事業者とセミナー参加者のマッチング会も実施したところであります。現在、キャッシュレス決済には、クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済など多種多様な決済手段があり、県内での導入に当たっては、有識者の意見を参考にしながら、推進の方向性を明確にすることが重要であると考えております。今後も引き続き、キャッシュレス決済の普及啓発を図り、観光客のさらなる消費拡大につなげていきたいと考えております。

同じく７の(10)、県産土産品の製造、売り上げ拡大の取り組みについての御質問にお答えいたします。

観光土産品に関して、県では、土産品における消費額の増加及び満足度の向上を図るため、平成26年度から平成28年度において、観光客のニーズ等を把握し、その結果に基づいた魅力ある観光土産品の商品化・広報・販売に係る手法の構築や周知を行ってきたところであります。

県としましては、観光・リゾート産業の付加価値をさらに高めるためには、魅力ある県産土産品を開発し、県内消費を促すとともに、観光客が帰宅後もＥコマース等により継続して購入することで、土産品の売り上げ増加につなげていくことが重要と考えております。今後、関係部局や業界等と県産土産品の製造及び売り上げ拡大に向けて連携を図っていきたいと考えております。

同じく７の(12)、しまくとぅば普及継承事業の成果と今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

県ではこれまで、県民大会の開催、読本の配布、民間団体等の活動に対する支援などを実施してきたほか、民間団体等においてもしまくとぅば普及の独自の取り組みが進んでおり、一定程度、県民の機運醸成が図られてきたと考えております。また、しまくとぅば普及センターにおいて実施した講座に、昨年度は延べ3086名が受講したほか、今年度からは新たに講師養成プログラム及びしまくとぅば検定を実施しているところであり、普及継承のための人材養成が着実に進んでいると考えております。

県としては、今後も同センターを中心とした、民間団体との連携による実効性のある普及活動を展開してまいります。

次に10、防災・減災の取り組みについての御質問の中の(4)、災害時の旅行者等の安全対策、避難情報の提供についてにお答えいたします。

県では、災害などの観光危機に対応するため、平成26年度に沖縄県観光危機管理基本計画を、翌年度に同実行計画を策定し、図上訓練の実施や、国内及び海外向けウエブサイトにて多言語での災害情報の発信、災害時の注意事項等を記載したガイドを作成する等、観光危機管理対策に取り組んでおります。また、県の防災担当部局においては、ハイサイ！防災でーびるのサイトを設置し、緊急情報や避難情報を発信する等、防災対策に取り組んでおります。

県としては、今後とも市町村や観光事業者等と連携し、災害に強い安全・安心な観光地の実現に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　8、交通政策についての御質問のうち(2)、沖縄自動車道のインターチェンジ増設についてお答えいたします。

沖縄自動車道におけるインターチェンジの増設について、県は、沖縄都市モノレールの延長にあわせて、幸地インターチェンジの整備を進めているところであります。また、沖縄市から要望のある池武当インターチェンジについては、地域活性化や主要渋滞箇所である沖縄南及び沖縄北インターチェンジ周辺の渋滞緩和のため、事業化に向けて検討を行っているところであります。その他要望のあるインターチェンジについても増設に向けて、関係機関と調整・検討していきたいと考えております。

次に10、防災・減災の取り組みについての御質問のうち(6)のア、老朽化した社会基盤の耐震化についてお答えいたします。

土木建築部が所管する道路、橋梁、港湾、海岸堤防、下水道などの社会基盤については、定期的に施設点検を実施するとともに、長寿命化修繕計画等を策定し、その結果に基づき、優先度の高い施設から順次修繕を進め、施設の耐震化及び長寿命化に取り組んでおります。

次に14、地域政策についての御質問のうち(1)、沖縄南インターチェンジの整備についてお答えいたします。

沖縄自動車道の沖縄南インターチェンジの接続交差点については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において主要渋滞箇所として選定されており、県では渋滞ボトルネック対策として、右折帯の延長及び２車線化に取り組んでいるところであります。沖縄市のアリーナ建設に伴う沖縄南インターチェンジの整備については、地元自治体の要望等を踏まえて対応していきたいと考えております。

次に14の(3)、県道20号線拡幅工事の進捗等についてお答えいたします。

県道20号線については、胡屋交差点から高原交差点までの延長3460メートルの区間を街路事業の胡屋泡瀬線として３工区に分けて、幅員32メートル、４車線で整備を行っております。胡屋泡瀬線の進捗率は、平成30年３月末の事業費ベースで約50％となっております。工事については、胡屋交差点から室川入り口までの区間を優先的に実施しており、平成35年度の供用開始を目指しております。

次に14の(4)、泡瀬地区埋立事業の進捗状況等についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業の進捗状況については、平成30年度末時点で、国は埋立面積ベースで約70％、県は事業費ベースで約52％の見込みとなっております。県は、平成33年度末の人工海浜の一部暫定供用に向け、アクセス橋梁等の整備に取り組んでおります。埋立工事については、平成37年度の完成を予定しており、その後沖縄市等により土地利用が図られることとなります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　9、障害者施策についての御質問の中の(1)ウ、病院事業局における障害者の法定雇用率についての御質問にお答えします。

病院事業局の障害者の法定雇用率は2.5％であり、57人の障害者雇用が必要であります。障害者雇用の状況につきましては、平成30年６月１日時点の障害者の雇用人数は13人、障害者雇用率は0.56％であることから、法定雇用率を満たすには新たに44人を採用する必要があります。

病院事業局としましては、障害の特性と能力を考慮した上で従事する業務と職場環境を整備し、障害者手帳等を有する者を常勤と非常勤を問わず採用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　9、障害者施策についての御質問の中の(1)エ、企業局における障害者の法定雇用率についてお答えをいたします。

企業局における障害者雇用率は3.79％であり、法定雇用率の2.5％を上回っております。今後も、障害者法定雇用率を達成するよう、適宜採用してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　9、障害者施策についての御質問のうち(1)のオ、県警察における障害者の法定雇用率についてお答えをいたします。

本年２月現在の県警察における障害者雇用率は

3.07％であり、法定雇用率の2.5％を上回っております。

県警察といたしましては、今後も引き続き法定雇用率を達成するよう適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　11、ＳＤＧｓの取り組みについての御質問の中の(5)、食品ロス削減の取り組みについてお答えいたします。

国では、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律において、食品循環資源の再生利用、食品廃棄物等の発生抑制及び減量等の基本方針を定めることとされ、製造や販売の過程で生じる食品ロス削減のための事業者の取り組み等を支援しております。

県においては、ホームページによる県民への周知、食品製造事業者への食品表示説明会でパンフレットを配布するなど食品ロスの削減に向けて取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　皆さん、こんにちは。

休憩お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時12分休憩

午後５時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　それでは代表質問を行います。

まずは、知事の政治姿勢でございます。

解決しなければならないこと、成長させなければならないこと、改善・改革をしなければならないことを全て一歩ずつ前に進める具体的政策を打ち出していくことが重要だと思います。しかし、今回の施政方針、総花的で指針を欠く予算であり、具体的解決策や改善策が読み取れないことは残念であります。

そこでお伺いいたします。

(1)、県内企業事業者の稼ぐ力が県民所得の向上になり、貧困問題解決になると言われております。県内事業者への支援強化と観光、農業、教育を重要成長分野への取り組みを強化し、アジア経済戦略構想に反映すべきと考えるが見解をお伺いいたします。

続きまして、アジア諸国との連携強化は、少子化や多様化が求められている県内大学、そして専門学校にアジアの若者を受け入れる教育事業も成長戦略とする取り組みを検討すべきでありますが、見解をお伺いいたします。戦略特区で専門学校の活用ということで我々県のほうへも提案をしておりますので、その分もまた答弁があればというふうに思っております。

続きまして、行財政改革についてでございます。

２月８日に財務省の発表で、国の借金は1100兆円を超える過去最大となったということであります。31年度予算は10月の消費税アップのために大盤振る舞いの予算と言われています。一方で、財務省は本来2020年に構築するであろうプライマリーバランスを2025年に先送りをいたしました。この黒字化をさせるために次なる予算、32年度2020年度の予算は緊縮予算に切りかえると思われます。沖縄県も税収が増大したとはいえ、まだまだ依存財源に変わりはありません。知事、今こそ沖縄改革が必要ではないでしょうか。身を切る改革を進め、一国二制度的な地方分権を沖縄がリードしていく、その覚悟が必要であります。

(1)、県民所得向上、子供の貧困対策を改善するために知事三役・特別職、そして県議会議員の給与・報酬の削減をする身を切る覚悟を示すべきでありますが、見解をお伺いいたします。

(2)、新沖縄発展戦略を踏まえた新たな沖縄振興計画を実現するためには私はガバナンス強化が必要であると考えております。大都市地域特別区設置法の改正を求め、沖縄都構想を検討すべきでありますが、見解をお伺いいたします。

米軍基地問題についてであります。

基地問題は解決しなければならないことの最重要課題であります。辺野古移設問題だけでなく、普天間飛行場の危険性除去、嘉手納基地の騒音問題、伊江島、高江など全ての負担軽減をつくり上げていくことが大事であり、しっかりと前に進めていくことが求められております。知事は、橋下徹前大阪府知事の「沖縄問題、解決策はこれだ！」という本は読まれましたでしょうか。沖縄問題を解決するための指南書として、また玉城知事の応援書として書かれておりますので、まだお読みでなければぜひ読まれてください。

そこで、(1)、維新の会が進めていた馬毛島での訓練移転計画が現実となりました。基地の負担軽減をどのように進め実現していくのかが大事でありますが、知事の基地問題の解決策を伺います。

(2)、対話によって解決策を求めていくこととありますが、対話重視となると辺野古対案が求められるが対案はありますでしょうか。知事の任期中の解決が求められます。この本の中でも政治的けんか、今度の県民投票も大げんかという表現が出されておりました。

その覚悟があるのかをお伺いいたします。

経済振興について。

沖縄の経済は好調であります。さらに成長させるためには、那覇空港ターミナルを大規模に改善すること。浦添埠頭西海岸開発やクルーズバースの拠点港としての港湾事業の早期整備を促進し、社会インフラを強固なものにしなければなりません。ヤンバルで自然に融合したテーマパークをつくり、糸満から本部までの鉄軌道導入を早急に進め、民間活力で持続的な沖縄経済の長期成長を図ることが重要です。

(1)、県経済の持続的発展には物流機能の強化であり、港湾事業の拡張整備は急務である。那覇港・中城湾港のインフラ整備機能強化について取り組みと課題について伺う。

(2)、北部で計画されていますテーマパークを県も支援することが鉄軌道導入に向けて大切なことである。支援策と鉄軌道の進捗を伺います。

(3)、全国では民間資金活用でのコンセッション方式での公共施設整備が行われていますが、大型ＭＩＣＥ施設や中央卸売市場等も検討し進めるべきでありますが、計画を伺います。

(4)、県内の交通渋滞での経済損失は大きなものがあります。本島路線バスの統合を県主導で行い、民間に委託する公設民営型で運賃軽減等を行う公共交通の促進をすべきでありますが、見解を伺います。

離島振興について。

宮古や八重山は経済においてはバブルと言われるぐらいに大きく伸びています。これからは久米島など周辺離島を成長させていかなければなりません。離島振興は重要な政策と言いながら、実証実験で終わらせるという事業が数多くあります。それでは成長はありません。真剣に取り組むべきです。

(1)、21世紀ビジョンでも久米島において海洋深層水を活用した取り組みを積極的に推進するとある。離島振興の観点からも当然に深層水増設を行うものと考えるが、進捗状況を伺う。

(2)、観光・リゾート産業の振興で、久米島や伊是名・伊平屋島への高速船導入について検討すべきと考えるが、見解を伺います。

(3)、伊平屋・伊是名架橋の整備は予算面でも大変厳しいものがあると言われております。観光振興の観点から100名乗り近くのロープウエーを先行導入して交流・観光名所になると考えますが、見解を伺います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　當間盛夫議員の質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１(1)、県内事業者への支援強化等についてお答えいたします。

沖縄県では、毎年度中小企業支援計画を策定し、経営革新の促進や経営基盤の強化、資金調達の円滑化など、県内事業者へのさまざまな施策を総合的に展開しているところであります。また、アジア経済戦略構想において、世界水準の観光・リゾート地の実現や農林水畜産業の振興、グローバルな人材育成等を掲げ、全庁的にさまざまな取り組みを推進しているところであります。

沖縄県では、今後とも、両取り組みを一層推進し、県民所得の向上を図ることで、貧困問題の解決につなげてまいりたいと考えております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中の３の(1)、基地負担軽減への取り組みについてお答えいたします。

平成18年の再編実施のための日米ロードマップで示された恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について、政府が馬毛島をその移転候補地として土地所有者と交渉を行い、ことし１月、これまでの合意内容を確認する文書を交わしたものと承知をしております。

県としましては、引き続きその状況を注視するとともに、今後ともあらゆる機会を通じ、沖縄の基地負担軽減を日米両政府に対し、強く求めてまいります。

なお、議員からお話しのありました橋下徹先生の上梓された「沖縄問題、解決策はこれだ！」という本を、せんだって私の友人の会社経営者から贈呈いただきまして、かいつまんで読ませていただきました。微に入り細に入り、今までの橋下先生の取り組みやあるいは提言など、折に私の名前を出していただきながら提言をしていただいておりますが、非常に大胆かつ細心な構想に基づいているなというふうに思います。今後とも勉強させていただければというふうに思う次第であります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、知事の政治姿勢についての(3)、アジア諸国の若者を受け入れる教育事業についての御質問にお答えいたします。

県では、ウチナーンチュ子弟等留学生受入事業にお

いて、アジア諸国から優秀な人物を選抜し、大学や企業等で１年間就学・研修してもらい、沖縄とアジア諸国のかけ橋となる人材を育成しております。平成27年度からは中国福建省及び台湾からの留学生を受け入れており、一部の学生は留学終了後も県内に残りホテル等の観光業界で活躍しております。

県としましては、引き続き受け入れ機関の拡充を図る等、当該事業の充実を図り、アジア諸国との連携強化に取り組んでまいります。

次に４の経済振興についての御質問の中の(2)のア、北部テーマパークへの支援策についてにお答えいたします。

世界水準の観光・リゾート地を形成し滞在日数を延伸させるためには、県内各地において魅力ある観光コンテンツを創出する必要があります。現在、県内外企業が沖縄本島北部へのテーマパークの設置を目指し、調査を進めているところであります。県においては、観光地形成促進地域制度等による、地方税等の軽減措置について紹介をしているところであり、今後、事業の進捗に応じて、スムーズな開発許可申請や周辺のインフラ整備等に向けて関係機関と連携して取り組んでまいります。

同じく４の(3)のア、大型ＭＩＣＥ施設へのコンセッション方式導入の検討についての御質問にお答えします。

県においては、大型ＭＩＣＥ施設の整備に向けた財源確保策として、まずは、民間資金を活用する官民連携の手法を中心に調査したいと考えております。

議員御提案のコンセッション方式の導入につきましても、その調査の中で検討していきたいと考えております。

次に５、離島振興についての御質問の中の(3)、伊平屋―伊是名間のロープウエー導入についてにお答えいたします。

県としては、伊平屋―伊是名間にロープウエーを整備することについては、両島民の移動の利便性向上や観光振興の面においても、魅力的なものであり、新たな観光資源になるものと認識しておりますが、同時にさまざまな課題があることから、今後、地元市町村や関係部局とその可能性等について意見交換をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、行財政改革についての御質問の中の(1)、知事等特別職の給与の削減についてお答えします。

知事等の特別職の給料月額並びに議会議員の報酬月額につきましては、沖縄県附属機関設置条例に基づき設置される特別職議員報酬等審議会の答申を踏まえ改定しております。また、期末手当については、執行部、議会のそれぞれで、国の特別職の期末手当及び県の一般職の特別給の改定状況を踏まえ、改定しております。

なお、国の特別職の期末手当及び県の一般職の特別給が平成26年度以降、５年連続で引き上げられる中において、知事等の特別職の期末手当については、子供の貧困の問題が課題となっている状況を踏まえ、平成27年度以降、４年連続で据え置いているところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、行財政改革についての中の(2)、沖縄都構想の検討についてとの御趣旨の質問にお答えいたします。

沖縄県は歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情を有しており、これらに起因する行政課題は他都道府県とは性質を異にしているため、全国一律の政策によっては十分な効果が得られないものと考えております。このため、沖縄県としましては、地方の自主性・自立性を高めることにより、地域のニーズや特性に応じた政策決定が可能となる自治を目指すことが必要であると考えております。

御提案のあった沖縄都構想につきましては、貴重な御意見として承りたいと考えております。

次に４、経済振興についての中の(2)のイ、鉄軌道導入の進捗状況についてお答えいたします。

県では、昨年５月に沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を策定し、鉄軌道導入に係る県としての考え方を取りまとめました。一方、沖縄への鉄軌道導入に関する国の調査においては、費用便益比や採算性などが課題として示されております。このため県としては、費用便益分析等の諸課題について、事業の実現に向けた検討を行うとともに、公設民営型の上下分離方式を可能とする特例制度の創設等、早期の事業化を国に要請しているところです。あわせて、将来のフィーダー交通ネットワークの構築を見据え、各地域における公共交通の充実についてまちづくりの主体である市町村等との協働により検討してまいります。

同じく４の(4)、交通渋滞解消のための公共交通の利用促進についてお答えいたします。

沖縄県としては、交通渋滞の解消は重要であると認識していることから、定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスシステムを導入することで、公共交通の利用環境の改善に取り組むこととしております。一方、路線バスの統合につきましては、基本的にバス事業者がみずからの経営判断により行われるものと認識しております。

県としては、今後とも公共交通の利用促進に向けて、効果的な施策を研究してまいりたいと考えております。

次に５、離島振興についての中の(2)、久米島や伊平屋・伊是名への高速船導入についての御質問にお答えいたします。

沖縄本島と近隣離島を結ぶ航路は、人や生活物資を輸送する重要なライフラインであることから、県としては、他に交通機関がない等の要件に該当する離島航路に対し、国や関係市町村と協調して維持・確保に努めているところです。本島と久米島、伊是名、伊平屋を結ぶ高速船につきましては、離島住民の方々や観光客の需要等の情報を収集しながら、国や観光部局を初めとする関係機関や地元自治体との意見交換等を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　３、米軍基地問題についての(2)、辺野古への対案や知事の覚悟についてお答えします。

１月30日の衆議院代表質問において、安倍首相が軟弱地盤の存在を初めて認めたことにより工期が大幅に延びることは明白であることから、普天間飛行場の危険性を一刻も早く除去するためには、辺野古移設が唯一の解決策であるとの政府の主張は、抜本的に見直す必要があります。このため県としては、政府に対し直ちに工事を中止して改めて県との対話を行うよう、強く申し入れたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　４、経済振興についての御質問のうち(1)、那覇港・中城湾港のインフラ整備機能強化に係る取り組みと課題についてお答えいたします。

那覇港では、流通加工を行う物流企業等による集貨・創貨を目的とした那覇港総合物流センターの整備に取り組んでおり、本年５月に開業する予定とのことであります。また、平成30年３月に臨港道路浦添線が開通したところであります。中城湾港新港地区においては、産業支援港湾としての整備を進めており、国直轄事業として、西埠頭の航路拡幅整備が行われ、また県は、東埠頭で上屋を整備するとともに、自動車貨物を一時保管するモータープールの整備に取り組んでいるところであります。引き続き貨物量の増加を図り物流機能強化のための港湾施設の整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　４、経済振興についての御質問の中の(3)イ、中央卸売市場の施設整備についてお答えいたします。

県中央卸売市場の施設につきましては、開設より35年が経過し補修などが必要な時期を迎えていることから、平成27年度に策定した沖縄県中央卸売市場修繕計画に基づき、計画的な維持保全に努めているところであります。また、将来的な施設整備を含めた市場機能の強化については、中央卸売市場経営展望推進会議において市場関係者による意見交換を行っており、次年度以降も引き続き検討を進めてまいります。

次に５、離島振興についての中の(1)、久米島海洋深層水増設への対応状況についてお答えいたします。

海洋深層水研究所では、水産、農業分野の研究開発を実施しております。また、深層水を民間企業へ譲渡することにより、農水産物、化粧品、飲料等多くの商品が創出されております。久米島町から要望のある新たな取水施設の増強については、事業の必要性・目的、事業主体、財源の確保、運営方法など基本的な課題の整理が必要であります。また沖縄21世紀ビジョン基本計画等に基づき、県としての総合的な対応・判断が求められることから、企画、商工労働、農林水産部などの関係部局で慎重に検討する必要があると考えております。なお、１月28日に県及び久米島町の関係課で、取水施設の新設についての意見交換を行ったところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　答弁ありがとうございました。

まず知事の政治姿勢の中で、教育事業についてでありますが、ことし４月から特定技能１号の試験が実施され、外国人、単純労働という形で受け入れる部分があるんですけれども、我々今沖縄から戦略特区出して

いるのは、やはり専門学校でしっかりと技能を学んだ若い皆さんが沖縄の観光を含めて、そういうホテル等々に労働という形でやっていくと。これは、これからもいろんな業種をふやしていくと。これから歯科技工士だったり、美容師だったりいろんな形で沖縄の専門学校で今技術を学べる状況というのは数多くあるわけですから、そういったことに広げていくというのが大事な部分で、ただ単に単純労働という形で外国人を受け入れるということは、私はだめだと思っておりますので、この戦略特区の進捗状況、ちょっとお聞かせください。

２点目に、行財政改革、何か審議会でやる、僕は知事に聞いているわけです。知事がこれだけ子供の貧困、誰ひとりも取り残さないと言っているわけですから、じゃ沖縄の予算はもう東京都のようにあるのかというところがあるわけですから、現実は、我々は自分から、身を切ってでもその改革をして予算をつくっていかなければならない。そういう思いであるはずです。県民所得は、知事もおわかりのように、復帰47年になるんですけれども、いまだに最下位。それなのに知事、特別職、我々議員の給与は全国平均並みじゃない、平均以上。本当にこれで県民が納得するかということです。その辺をやはり知事が政策、そういった予算を本気度を示すんであれば、その身を切る改革をどのようにやっていくのかということを私は示すべきだというふうに思っていますので、それを答弁してください。そして、東京都、大阪府の知事の削減がどういうふうになっているのか教えてください。そして今の沖縄県知事の給与が全国の知事のどれぐらいの位置にあるのかも御答弁ください。

米軍基地問題であります。

対話では知事、もう国は逆にありがたいですよ。知事が対話、対話と言っている間は。やはりけんかする必要がある。きょうも作家の大城さんが言っていたように、県民投票という大げんかをやったなというのが出ておりました。しかし我々は、今本当にこの県民投票というのが時期的にどうかと思いますけれども、でも、いかにでも住民投票やろうと思ったら県議会が発議すると何回でもできるはずでしょうから、それは大げんかをもっと吹っかけたほうがいいはずです。そういったことをやるべき。そしてまた、我々馬毛島、この馬毛島はあくまでも今ＦＣＬＰ、米軍空母艦載機の着陸訓練を実施する施設というふうに言われているんですけれども、やはりそうではなくて、沖縄県からその普天間の訓練、嘉手納のその訓練、伊江島の訓練、高江の訓練もこの馬毛島でやるようにと、馬毛島でやってくれという要請をやるべきですよ、それは。しっかりとそのことをやっているほうが沖縄の訓練の軽減になってくる。それで一歩一歩ですよ。しっかりとそれをどうするのかということを御答弁ください。

そして、経済振興であります。

中央卸売市場、近くには第２クルーズバース、予算がとれるのかちょっと微妙ではあるんですけれども、隣接する部分にクルーズバースが新たに設置される。そこに中央卸売市場があるわけですから、そこで海外のクルーズ観光客がこの沖縄の農産物や沖縄の食の部分に触れ合うというような施設をつくるのは大変重要です。しかし、沖縄県にはそういう予算はありません。ですから、コンセッション方式を含めた民間活力をやって施設をつくっていく。このことが大事だというふうにも思っていますけれども、でもそれをやる前に、やはり部長、協議会の設置だと言われておりますので、この協議会の設置をいち早く立ち上げるべきだというふうに思っていますので、その御答弁をお願いをいたします。

そして、この同じく経済振興について、乗り合いバス、これだけ公共交通、横ばいではなくて路線バスは減少している。年間１億5000の赤字補塡を毎年やる。しかし伸びない。伸びなければどうするのかということを考えないといけないはずなんでしょうけれど、経営者に任せる以前に４社統合、５社統合のものを県主導でやろうとしました。しかしそれは破綻した。今国の未来投資会議でも地方の政策、地方のその活性化という意味合いで、地方の基盤、基盤企業を統合強化すべきだと言われている。これは銀行でもそう。そしてこの乗り合いバス。乗り合いバスでもそういう統合をして、強化していくべきだというのがありますので、その辺を率先してどうしていくのかということも、この未来投資会議の中身をちょっと教えてください。

そして、最後になりますけれども、富川副知事、久米島海洋深層水、21世紀ビジョンでもこれだけやる、実証実験でも内閣府からその分での成果があった、効果があったということである。国も支援をしていくということを明言しております。しかし、我々沖縄県は、やるのかやらないのか全く明確に示してこない。離島振興の観点から、やはり久米島がこれからこの海洋深層水を使った産業育成、そしてこの離島振興をやるというのは、大変重要であり、久米島も最もそのことを、その深層水の増設を求めている。これを担当副知事として、どういうふうにお応えになるのか、御答弁ください。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　當間盛夫議員の再質問にお答えします。

５の離島振興、海洋深層水増設への取り組みについての、県は新たな取水施設の設置に取り組むべきではないかという趣旨で承りました。お答えいたします。

地域の資源を生かした離島の振興は、沖縄振興策の中でも重要な課題と認識をしております。新たな海洋深層水取水施設の建設については、久米島町が事業主体となって取り組むものと考えております。

先ほどお答えがありましたように、事業目的、必要性、財源、運営等につきまして、県としては、町による事業実施に向けて、協力するよう各部局に指示しております。連携していきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、アジア諸国の若者を受け入れる教育事業について関連して、国家戦略特区で外国人留学生の在留資格緩和と就労に関する提案の進捗状況に関する質問についてお答えします。

外国人留学生の在留資格につきましては、沖縄県専修学校各種学校協会から調理師、製菓衛生師の国家資格を取得した外国人の就労を認める規制緩和の要請を受けているところでございまして、県では、ホテルや飲食店などの主な業界団体からの意見を踏まえまして、事業スキーム等について検討を重ねてきたところでございます。先月の下旬に、内閣府のほうに設置されていますワーキンググループ会議に出席しまして、受け入れ要件とか事業スキームについて、今調整を進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　再質問で、知事等の特別職の給与の削減の関係で、まず東京、大阪はどうなっているのか。それと全国はどうかということがございましたので、まずそちらのほうから御答弁させていただきます。

東京都及び大阪府におきましては、本則においては給与の削減はございませんけれども、特例条例を設定しておりまして削減をしております。東京都におきましては、給料、期末手当等50％の削減、大阪府につきましても、同じく給料、それと期末手当の30％の削減というふうになっております。

また全国でどのぐらいの位置かということでございましたけれども、これも本則比較でいきますと、年収ベースでは、本県は知事の年収は47都道府県中46位でございますが、ただ複数の県で特例条例で削減をしておりまして、それで年収ベースで比較しますと34位というふうになっております。

また身を切る覚悟でやるべきじゃないかということでございますが、ある意味、国の特別職の期末手当とか、県の一般職の特別給が26年以降、５年連続で引き上げられているということで差が出てきているところでございます。知事等の特別職の期末手当は、先ほどの繰り返しになりますが、子供の貧困の問題が課題となっている状況の中では据え置いているということでございますので、逆にそこが削減のような効果をあらわしているのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　現在、嘉手納飛行場所属のＦ15や普天間飛行場所属のＭＶ22オスプレイについて、県外の自衛隊基地や国外の米軍基地での訓練移転が行われているところでありますが、県としましては、基地負担の軽減を図るため、より一層の訓練移転が必要と考えております。なお馬毛島につきましては、現時点で交渉段階ではありますが、どのような対応が可能か検討するため、防衛省を通して情報提供を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　再質問にお答えいたします。

中央卸売市場の施設整備についてお答えいたします。

次年度において、市場機能の強化に関して施設整備も含めたさらなる検討を進めるため、必要な調査費を予算計上しているところでございます。主な事業内容といたしましては、市場関係者や実需者へのアンケート聞き取り、あるいは施設整備に必要な経費の積算なり、施設使用料の算出などを行うためのデータ収集、整理分析を行う予定をしております。その中で、施設整備の手法の一つであります民間資金を活用した官民連携による施設整備も含めて調査研究してまいりたいと思っております。

議員から御指摘ありました協議会については、平成30年５月に設置しております中央卸売市場経営展望推進会議を活用するか、事業の内容におきましては、新たに協議会を設置するかは、事業の中身を検討しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　再質問にお答えいたします。

未来投資会議ということについての御質問の前提で、内容としては、路線バスの統合を図るべきではないかという御趣旨だったと思いますが、まず未来投資会議について申し上げますと、昨年11月６日に――議長が安倍総理大臣になりますが――政府の未来投資会議が行われまして、安倍総理大臣は、地方におけるサービスを、必要なサービスを維持していくということを最優先に、独占禁止法が支障となって事業等が進まない問題を解消したいという趣旨で述べておられます。これは、地方に必要なサービスを維持するということが政策としての目標だと思われますが、その際に公正取引委員会の杉本委員長も、統合しないと地域に必要なサービスが維持できないというような場合には、これは独禁法の問題になるとは考えていないというような説明もございまして、茂木経済再生担当大臣もそのような趣旨でおっしゃっております。

地銀の話もございましたが、これまでは統合による独占、寡占を懸念しているところがございましたが、地域に必要なサービスを維持するというのが優先であるという政策目標につきましては、議員が御指摘の我が県における乗り合いバスも、サービスを維持するということを優先に、さまざまな方法があろうかと思いますので、御提言と受けとめて勉強してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　再々質問をいたしますが、知事、身を切る改革は知事はやらないということなんですか。何も答弁をしないんですけれども。特別報酬費用で、皆さんから出されたのが49億あります、年間。これの10％を削減するというだけでも５億です。これ20％削減すると約10億の予算が出てくるということになります。それからすると、知事がしっかりと先頭に立って、沖縄のそういう部分での子供の貧困、いろんな形で予算づくりもやる、大改革もやるということを踏まえて、我々県議会にも、皆さんも一緒にやろうやということをしっかりとまた訴えて、我々またそれを受けて、反対はできないはずでしょうから、またそのことを頑張っていかないといけないなというふうにも思っておりますので、これは部長の答弁じゃないですよ。知事の政治姿勢ですよ、このことは。知事がぜひこの最後、この身を切る改革をどのように進めていくのかということを御答弁ください。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　身を切る覚悟というお話しでしたけれども、これまでも知事の給与等については、平成10年ごろとか平成23年等々において10％の削減等々これまでやってきたところでございます。

先ほど少し報酬審議会の答申の関係、丁寧に御説明が必要なのかなと思いますけれども、いわゆる知事の給料につきましては、その附属機関が設置されていまして、そこで特別職の報酬審議会で諮問するということになっています。そこは知事の職務と責任の重大性を考慮し、また国の特別職、また他都道府県の知事等の特別職及び一般職の給与の改定状況、並びに本県の財政の状況等、これはその財政団体、その財政力指数グループ、そういったことも判断の上に審議され答申がなされているところでございます。

ですから、県におきましては、財政状況、先ほど議員のほうからも御指摘がありましたけれども、県税収入の増加、交付税が確保されていると、また堅実な財政運営がなされているというふうな状況がございますので、そこについてはしっかりその施策を進めていくことが大切なのかなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　より具体的に、これまでの経緯については部長から答弁をさせていただいたとおりですが、私も議員の提案については自分自身の肝にしっかり据えて取り組んでいきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、２月25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時１分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　大　浜　一　郎

会議録署名議員　　山　内　末　子

平成31年２月25日

平成31年
第　2　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　5　号）

平成31年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

平成31年２月25日（月曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第5号

平成31年２月25日（月曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで

甲第１号議案　平成31年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成31年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成31年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成31年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成31年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成31年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成31年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成31年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成31年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成31年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成31年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成31年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成31年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成31年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成31年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成31年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成31年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成31年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第22号議案　平成31年度沖縄県病院事業会計予算
甲第23号議案　平成31年度沖縄県水道事業会計予算
甲第24号議案　平成31年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第25号議案　平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第26号議案　平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成30年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第28号議案　平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）
甲第29号議案　平成30年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）

甲第31号議案　平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）
甲第37号議案　平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第38号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第39号議案　平成30年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第40号議案　平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
乙第５号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例を廃止する条例
乙第８号議案　沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例
乙第12号議案　沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　土地収用法施行条例
乙第16号議案　沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第26号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第27号議案　財産の処分について
乙第28号議案　訴えの提起について

乙第29号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第33号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
乙第34号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第35号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（47名）

議　長	新里米吉君	23番	又吉清義君
副議長	赤嶺　昇君	24番	山内末子さん
1番	瀬長美佐雄君	25番	渡久地　修君
2番	玉城武光君	26番	玉城　満君
3番	親川　敬君	27番	仲村未央さん
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君
22番	花城大輔君		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	子ども生活福祉部長	大城玲子さん
副知事	富川盛武君		
副知事	謝花喜一郎君	保健医療部長	砂川　靖君
政策調整監	吉田勝廣君	農林水産部長	島尻勝広君
知事公室長	池田竹州君	商工労働部長	屋比久盛敏君
総務部長	金城弘昌君	文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	土木建築部長	上原国定君

企業局長	金城　武君	公安委員会委員	與儀弘子さん
病院事業局長	我那覇　仁君	警察本部長	筒井洋樹君
会計管理者	伊川秀樹君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
知事公室秘書防災統括監	前原正人君	人事委員会事務局長	池田克紀君
総務部財政統括監	宮城　力君	代表監査委員	當間秀史君
教育長	平敷昭人君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田　隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平良　潤君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

山川典二君。

○山川　典二君　おはようございます。

沖縄・自民党の山川典二でございます。

質問通告を事前に提出しておりますので一般質問を始めてまいりますが、まずきのう行われました米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる県民投票の結果につきまして、まずは知事の見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　山川議員の質問にお答えします。

県民投票の結果につきまして、今回の県民投票の結果は、投票資格者数115万3591人、投票総数60万5385票、うち賛成の投票の数11万4933票、反対の投票の数43万4273票、どちらでもないの投票の数５万2682票、無効票3497票、投票率は52.48％となっております。賛成・反対・どちらでもないの投票の数のうち、最も多かったのは反対の投票の数となっており、投票資格者の総数の４分の１である28万8398票を超えていることから、条例の規定に基づき、投票結果を尊重するとともに、投票結果を速やかに内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に通知いたします。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　最終投票率の52.48％につきましては、どういうふうにお考えですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県としましては、一人でも多くの県民が投票に参加し、みずからの意思を示していただくよう広報活動に全力で取り組んできたところです。このような中、投票資格者の52.48％に当たる60万5394人もの県民の皆様が投票を行いました。県民一人一人が辺野古の埋め立てについて考え、その意思を示したことは大変意義があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　60万5394人が投票しました。一方で、投票していない有権者の皆さんは54万8200人です。約48％、約半数近くが投票していない。そして、反対が43万4273人で、これは去年の知事選よりも、知事の獲得数よりも上回っている。これはこれで一定の民意は示されているというふうに本員は個人的には思いますが、ただ半分近くの皆さんが投票してないんですよ。これはどういうふうに評価いたしますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県民投票条例第10条第２項では、賛成の投票の数、反対の投票の数、またはどちらでもないの投票の数のいずれか多い数が投票資格者の総数の４分の１に達したときは、知事はその結果を尊重しなければならない旨規定しております。

今回の投票結果では、反対の投票がこの条件を大きく超えております。十分な民意が示されたものと考えております。

以上でございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　それは知事公室長の見解ですよね。知事のお考えはいかがですか。今公室長は十分に民意が反映されているという話ですが、知事はいかがですか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　私もそのように受けとめております。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　1996年の大田県政のときの、日米地位協定の見直しと基地整理縮小、そのときは整理縮小、そして地位協定の見直しについて賛成か反対かということで、賛成が９割です、反対が９％。当時の有権者総数の54.32％がこれは賛成ということで、つまり総数の半分以上、過半数を超えているんですよ。今回は37.6％、過半数を超えていないんですよ。これについても十分に県民の――有権者の総意、民意だというふうに言えるんですか。お考えをもう一度お聞かせください、知事。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
繰り返しになりますが、県民投票の条例上、投票資格者の総数の４分の１を超えております。そのため、今回の県民投票によって、辺野古埋め立てに絞った県民の民意が明確に示されたのは初めてだというふうに考えております。極めて重要な意義があったものというふうに考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　知事、いかがですか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　反対の票が43万4273票、これは60万5385票の71.7％を占めているということからも、私ははっきりと民意が示されていると思います。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　投票した人の約71％、しかし全有権者の中では、38％しかないんですよ。この部分をどう評価するんですかという見解を伺いたいんですよ。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
繰り返しになりますけれども、県は一人でも多くの県民の方が投票に参加し、みずからの意思を示していただくよう広報活動に取り組んでまいりました。このような中、60万5394名もの県民の皆様が投票を行っていただき、一人一人が辺野古の埋め立てについてその意思を示したことは大変意義があるものというふうに考えております。
以上でございます。
○山川　典二君　いやいや質問に答えてください、質問に。38％についての評価です。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　県民一人一人が辺野古の埋め立てについて考え、その意思を示したことは大変意義があるというふうに考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　いや、知事いかがですか。知事に聞いているんですよ。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　数字の捉え方、分析の仕方はそれぞれ判断がいろいろとあるものと思いますが、私たちはこの投票結果に基づいて民意は反映されているものというふうに受けとめているものであります。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　この結果を受けまして、週内にも安倍総理との会談が実現する可能性がありますが、アメリカ大統領と日本の総理に通知をすると条例でもこれはうたわれておりますが、安倍総理との会談で何を訴えますか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　きのうの投票結果を受け、政府は沖縄県民の辺野古の埋め立てを決して認めないという断固たる民意を真正面から受けとめ、辺野古が唯一というこれまでの方針を直ちに見直し、工事を中止するとともに、普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還という根本的な問題の解決に向け、これまで県が再三求めてきた対話に改めて応じていただくよう強く求めていきたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　この県民投票の結果で、今後の辺野古移設計画にどういう影響を与えるのか。普天間飛行場の危険性の除去ということからスタートしているわけでありますけれども、今後この辺野古の移設計画に具体的にどんな影響が考えられますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
辺野古に新基地をつくらせないという知事の公約の実現に、県は取り組んできております。普天間飛行場の県外・国外移設というのはこれまで常に求めてきた

ところでございます。この県民投票の結果を受けまして、改めて辺野古新基地建設の県外・国外移設を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　今後、承認撤回のまた撤回であるとか、国の係争処理委員会のやりとりもありますが、今後、国と県が法廷闘争に入る可能性が非常にあるというふうに私は個人的に思っておりますが、今回のこの県民投票が法廷闘争で有利な材料としたいというふうなお考えがありますか。県としていかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

私ども沖縄県は、８月31日に行いました埋立承認の取り消し、いわゆる撤回につきましては、有効というふうに考えております。今その取り消しが有効でありますので、県民投票の結果そのものが直接裁判とかそういったものにすぐ結びつくというふうには考えておりません。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　その県民投票の結果を材料として、法廷闘争の材料としてお使いになるお考えはないんですか。今の答弁でいいんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　まだ法廷闘争になるかわからない状況ですけれども、３年前の訴訟におきまして、判決におきまして、辺野古移設に関する民意は沖縄県では明確に示されたことがないというものが裁判所の判例の、判決の中にございます。今回明確に辺野古移設に絞った民意につきましては、今後仮に法廷闘争が行われる場合でも、そういった沖縄県の明確な民意というのは明らかになったものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　今月の22日に菅官房長官の定例記者会見で、こういうふうに官房長官は述べています。この辺野古の移設に関連してですが、一番の原点は、普天間飛行場の危険性除去と固定化を避けること。残念ながら現知事から今の危険性除去のためにどうするかが語られていない、残念だと述べております。知事はこのコメントは承知だと思いますが、このコメントにつきまして見解がありましたらお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県としましては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながらず、県外・国外の既存の施設を活用することが最も早い方法であるというふうに考え、これまで政府に対し、普天間飛行場の県外・国外移設を求めてきたところでございます。一方で、危険性の除去は喫緊の課題であると認識しておりまして、政府に対し普天間飛行場所属機の県外・国外への長期ローテーション配備など、速やかに危険性の除去に伴うようこれまで求めてきたところでございます。

以上でございます。

○山川　典二君　いや、知事の、知事に対してのコメントだから、公室長が答弁してもしようがないでしょう。

○議長（新里米吉君）　いやいや、公室長でも答弁できますから。

山川典二君。

○山川　典二君　知事に伺います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　そもそも普天間基地の一日も早い危険性の除去は、先ほども申し上げましたとおり、喫緊かつ根本的な問題です。それを辺野古の埋め立てが唯一の解決策であるということは、私たち沖縄県からすると、この一日も早い解決にはつながらないということを再三申し上げております。ですから、先ほど公室長から答弁をさせていただいたとおり、可能な限り、とり得る手段を講ずるべきであるということをこれまでにも政府に求めてきたとおりであります。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　普天間飛行場の危険性の除去、一日も早くというのが宜野湾市民のそして周辺住民の皆さんの強力な、これ強い思いですよ。仮に、辺野古移設を阻止できたと。仮にですよ、普天間飛行場の撤去・返還は具体的に実現できますか。その返還の実行プランというのは、知事はお持ちですか。お聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

普天間飛行場の具体的な代替、移設先につきましては、国会での議論だけではなく国民を主体とした国民的議論で決定するべきというふうに考えております。少なくとも政府が１月18日に提出しました資料でも地盤改良に約５年かかるというふうになっております。それは非常に工期が延びるということで、今のままでは速やかな危険性除去にはつながらないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　ですから辺野古移設を皆さんは阻止

する。きのうの県民投票後の知事会見でも玉城知事は全身全霊を込めて――これは政策方針のときにもありましたけれども――阻止する。辺野古移設が仮に阻止された場合、現在の普天間が固定化される可能性もあるわけですよ。これは日米両政府の決定事項ですから。その返還の具体的な実行プラン、青写真はお考えになっているんですかということですよ。県として、知事として。答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　これまでにも米軍再編統合計画などで、海兵隊の国外移転などについては日米で協議をされてきているというふうに認識をしておりますし、国においてもそのアメリカの方向性については認識をしているものというふうに思います。であれば、その計画にのっとってしかるべく早期のタイミングで国外への移転計画を進めていくことは最良の手段の一つになり得るというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　知事は国との対話、対話という話がありますが、対話で解決できない問題はやっぱりこれまでも多々あるわけでありますよね。やはりここは、具体的にもう少し冷静に、この国の動きあるいはこれは安全保障に係る話でありますので、国の専権事項という話もあります。しかし、被害をこうむっている、基地負担による被害をこうむっているのは沖縄県民でありますので、やっぱり現実的に特にこの普天間飛行場を一日も早く移転をさせる。日米両政府で、普天間の移設先に辺野古を決定したわけであります。粛々とそれを今進めている中で、いろんな問題がある。特に前県政の翁長県政から知事は引き継ぎました。今その阻止をするという話なんでありますが、先ほど軟弱地盤改良の話がありましたが、軟弱地盤の地盤改良に伴う設計変更、これは防衛省が県に提出をするわけでありますね、申請書。これ出された場合、県はどういうふうに対応いたしますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほども申しましたが、私ども埋立承認の取り消しの効力は生きているという形でございます。ですから、そういう状況では設計変更というのは多分出せないという立場でございますが、仮にその設計変更で対応できるかどうか、私ども公有水面埋立法につきましては、災害防止の要件を充足するかにつきまして承認願書などに示された設計概要で判断したものでございます。現時点ではこの設計概要のままでは護岸の安全性は確認できないという形で考えております。

設計概要の変更の申請につきましては、現時点で提出されておりません。また、提出されるかどうか、提出する方向という報道等は承知しておりますけれども、それにつきましては現時点で承認取り消しが有効であるという私どもの立場を踏まえて、その場合は対応していく形になろうかと思います。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　有効かどうか、これはまた司法の場で判断されるような状況になろうかとは思うんですが、確認です。今仮に申請が出てもそれは出さないというお話でありますが、もう一度その確認でよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、私ども承認取り消しは有効だと考えております。ただ、その場合にもし仮に防衛局から出た場合には、改めてその時点できちんと検討はさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　この軟弱地盤につきまして、県の試算では２兆5500億円であるとか、13年であるとかいろいろありますけれども、軟弱地盤のくい打ちに関連してお聞きしますが、このくい打ちは何本必要なんですか。仮に進行するとして、工事を行うという。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　沖縄防衛局が証拠書類として提出した資料では約７万7000本というふうに承知しております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　ちょっと整理の意味でお聞きしますが、辺野古埋め立てに必要な土砂の量、それから皆さんは２兆5500億円というふうに話をしておりますけれども、この量はどのぐらいになりますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

埋立土砂の量は、計画では現在、約2100万立方メートルとなってございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　この軟弱地盤の部分が出てきましたね。それはこの中には入っていませんか、入っていますか。その辺の計算というのはされていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

国がことしの１月に提出しました軟弱地盤の改良に当たり、650万立方メートルの量の土砂を使うというふうにされております。今、土建部長がお答えしたの

は、その埋立承認願書時点での埋め立てに用いるもので、この650万立方メートルについては含まれていないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　そうしますと、トータルで2750万立方ということでよろしいですか、今のところ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

変更の願書が出ていませんので、それがトータルになるかちょっとまだ現時点では明らかではありませんが、単純に足しこめば、そういう形になろうかと思います。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　空港の軟弱地盤のくい打ち工事に関連しまして、事前に当局にも調整をしておりますのでお聞きしますが、関西空港では何本使ったんでしょうか。

それから羽田空港の第４滑走路、これが一番新しい建築現場でありますので、何本使ったか。辺野古が７万7000本という話がありますが、それぞれちょっとお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

文献によりますと、その工法の深さには違いはございますが、関西空港の第１期工事ではサンドドレーン工法で約100万本、羽田空港のD滑走路工事では約25万本のサンド・コンパクション工法及びサンドドレーン工法が用いられたということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　私の情報では関空は103万本です。そして羽田は25万本ですが。羽田にかかりましたこの滑走路2500メートル、工事総事業費は幾らかわかりますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　申しわけございません。手元に今資料がございませんのでお答えできません。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　6000億円ぐらいかかっていますが、工期はわかりますか。着工から竣工までの工期。わからなければいいですよ、わかるんだったら答えてください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　済みません。工期についてもちょっと手元に資料がございません。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　工期は３年５カ月。構想が出て10年以内で竣工してこの羽田空港が供用開始をされているわけであります。

そのときの大きなテーマは、この工事の大きな特徴なんですが、スピード感そしてこの最新鋭の土木技術を使って工事を進めると。それからもう一つは徹底したコスト縮減。これが大きなテーマで、特に目を引くのは、桟橋と埋め立てのこの工法が全く違うようなものをハイブリッドで形成構造をして、竣工したと。これは世界で初めてなんです。日本にはある意味、大変すばらしいレベルの技術がありまして、さらにサンドドレーン工法、これは埋め立てですよね。それからサンド・コンパクションというのは、護岸の工事に主に使うわけでありますが、そこに深層混合固化処理工法というのがありまして、これが4500本使っているんです。これは中部国際空港をつくるときに、施工技術が進化しまして、自動制御で大量施工を可能にした新技術を応用して、羽田のこの第４滑走路――D滑走路とも言われておりますが――これがつくられたと。たった３年５カ月ですよ。25万本使っている。仮に、辺野古で今軟弱地盤の話がありますが、いろんな話がありますよ。しかし現実的には防衛省の皆さんも、それからマリコン、ゼネコンの皆さん、技術分野の皆さんに私も確認しましたが、十分に可能だと言っているんですよ。そういう意味ではスピード感があるわけです。23年かかっても全くまだ今動かない、普天間飛行場が。そういう中で仮に普天間から辺野古に移設して進める場合には、こういう形でもスピード感を持って移設を行うということも私は話をしておきたいなというふうに思います。

このD滑走路、３年５カ月でできたということにつきましては、知事は御存じでしたか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　詳しい内容は存じ上げておりませんが、そのようなことは報道で聞いたことがございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　今90メートルと言って、やじが飛びましたけれども、全くこれ技術をわかっていない人たちの話ですよ。世界の技術の粋を集めて、そして日本の技術と合わせながら、現実的に今普天間の基地過重負担軽減を具体的に現実的に進めていく、これがやはり私は政治の力だというふうに思います。

それで、ぜひ私はここで知事に提案といいますか、提言をしておきたいと思いますが、前回の大田県政のときの県民投票、その県民投票の結果何が起こった

か。橋本総理と大田知事の間でいろんな話があって、政策協議会というのが設置されたんです。対話が大変重要だというふうな知事のお話でありますから、現実的にけんかばかりしないで言いたいことは言い合いながら――けんかも必要ですよ。しかし、同じテーブルにのって沖縄振興策、特にこの基地問題を解決するという意味では、沖縄政策協議会みたいなものをぜひつくるべきだと思います。当時は吉元副知事という大変有能な副知事がいらっしゃいました。それが実現できましたけれども、両副知事、そういう仕事を具体的にやってくださいよ。いかがですか。謝花副知事。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

まず今回の県民投票、前回の県民投票との違い。前回は基地の整理縮小、そして日米地位協定の見直しというようなことでした。今回は今まさに政府が強行に進めている辺野古埋め立てについて、県民の賛否を問うというようなことでございました。そういった中において、先ほど来知事が所見を述べてございます。

今議員から提案の政策協議会、これについては、まだこの政策協議会の存在自体が消滅しているということは、私自身は認識してございません。普天間飛行場の負担軽減推進会議等さまざまな会議が国との関係ではございますけれども、そういった政策協議会を通してこれまで沖縄振興策が過去に議論されたということは承知しております。この問題と今沖縄県が県民投票を受けてぜひ政府に求めてまいりたいのは、今回の県民投票を受けて、ぜひ政府においては民主主義のあり方等をしっかり認識いただいて、まずは工事を中断し、そして沖縄県との対話に入ると、そういう流れの中でいろいろ議論がなされていくものだと考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　国は、大きく動く気配はないですよ。民意は民意としてそれは承りますよ、多分。これはこれで県民投票の結果ですから。ところが現実的に辺野古はもう今進んでいるわけでありますから、それではもっと現実的にその話をするときに、政策協議会はまだ生きているという副知事はそういうお話でしたから、ぜひそれはそこで基地問題も、子供の貧困も、経済問題も、沖縄振興策全てそこで議論できるようなものを今つくるチャンスだと思いますよ、県民投票をバックにして、この結果を。いかがですか、つくってください。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　まず政策協議会というものとは別に、翁長前知事のときに、政府と沖縄県と協議会というものができてございます。そういった中でさまざまな議論も可能だと。繰り返しになりますけれども、政府においては――議員からは政府は変わりませんよということでしたけれども、やはりこの県民投票の結果を政府においては尊重し、民主主義そして憲法の精神にのっとって、安全保障の問題等についてしっかりと沖縄県と議論していただくことがまずは重要ではないかというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　ですからそういう議論をする上でも、今チャンスだと思いますよ、知事。県民投票でこれだけの一定の民意が出ているわけでありますから、これを使わない手はないでしょう。政策協議会をつくるべきじゃないですか。いかがですか、知事。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　御提言の政策協議会に関しましては、この間、政府・沖縄県との政府・沖縄県協議会は、これまでにも平成28年１月に第１回、平成28年に第２回及び28年に第３回など、協議会を重ねてきております。ですから、このような仕組みの中で対話による解決策を模索していくということは、私は十分可能であると思っております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　知事が可能だって言うんだったら、それはそれでいいんですけれども、そうじゃないような結果になる可能性もあるということをやはり認識してほしいですよ。

次の知事の政治姿勢につきまして、(1)、(2)ありますけれども、一言だけ伺いますが、(2)のほうの翁長前県政と今回の玉城県政の予算編成のカラーの特徴、これ差異があるのかないのか、もしあれば差異は何なのか、それを伺います。違いです。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

今年度の当初予算の編成ということですけれども、31年度予算編成におきましては、全ての人の尊厳を守り、誰ひとり取り残すことのない社会づくりのスタートの年と位置づけまして、翁長前知事の政策を継承するとともに、新時代沖縄に向け、知事公約に掲げた諸施策を着実に推進するということで、知事が公約に掲げております３つの視点を踏まえて予算編成を行ったところでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　知事に伺いたいんですよ。

これ翁長県政のそのままの踏襲じゃないんですか。

今回の予算編成を見て非常にがっかりしたんですけれども、私は予算編成というのはこれは知事の最大の仕事だというふうに思っています。当選してからまだ４カ月余りですから、時間がなかったことは理解しますが、しかし、予算編成にどれだけエネルギーをかけたんですか。そして課題解決に向け、どう各部局に指示をしたんですか。それがあればこんな予算編成になりませんよ。新規事業も含めて。知事みずから答えてください。

知事の今回の平成31年度の予算案の中で、一番これを訴えたいんだということはどういう項目になるんですか、どういう事業ですか。伺います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

特に31年度の予算は、全ての人の尊厳を守り、誰ひとり取り残すことのない社会づくりのスタートの年というふうに位置づけておりまして、知事公約に掲げた諸施策を事業として盛り込んでおります。具体的に申し上げますと、新時代沖縄の到来という視点であったりとか、あと沖縄らしい優しい社会の構築といった視点、それと誇りある豊かさという視点で、それぞれさまざまな事業を今回提案しているところでございます。しっかり予算編成について知事また各部局、また副知事も含めて議論を交わしております。そういった中で予算編成をしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　皆さんが用意した事業、知事はこれを承認しただけの話じゃないですか。知事がこれはやるというものが今度の予算の中に１つでもいいから出てくるべきですよ。知事のカラー、玉城県政、そうじゃないと翁長県政の２期目みたいな話になりますから。いかがですか、知事御自身が――例えば知事は知事になりたかったかどうかわかりませんが、去年の翁長知事の急逝でいろんな話が出てきたかもしれませんが、翁長前知事は、私よく知っていますけれども、知事になりたいと言って非常に勉強していましたよ。そういうまた気迫もありましたよ。知事はそうじゃなかったかもしれませんが、しかし、県民の民意で当選したわけでありますから、やはり知事のこのオリジナリティーといいますか、政治哲学といいますか、この部分をぜひ沖縄振興、県民の幸せを願ってやりたいと。ただ一人も残さぬというんじゃなくて、具体的に何かあると思うんですよ。予算編成でエネルギーかければそれは出てくると思いますよ。知事、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほども総務部長からも答弁をさせていただきましたが、平成31年度の予算編成は、誰ひとり取り残すことのない社会づくりに向けた予算の組み方、そして私の新しい考え方として、今まで以上に平和と女性力を推進していくという考え方、そしていわゆる社会的に弱い立場にいらっしゃる方々に光を当てるという予算、さらにはさまざまな有識者の方々から貴重な提言等を頂戴して、あらゆる施策に盛り込んでいく万国津梁会議などなど、この31年度予算編成の中にも私は明確にそのような配分をするようにということで、予算を組ませていただいたというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　よろしいですよ。

例えば、公明党の代表質問にもありましたけれども、ＳＤＧｓ――サステーナブル　ディベロップメント　ゴールズというんですか、これは国連が提唱して17のグローバル目標そして169の達成基準、これを今回の予算編成の中にたて糸として、それを考慮するであるとかしてほしかったんですけど、そういう議論はありましたか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　ＳＤＧｓにつきましては、知事の命を受けまして調査をしているところで、ことし４月からチームが走りますが、他の都道府県の事例を見ますと、既に上位規程として沖縄21世紀ビジョン基本計画ありますから、それとＳＤＧｓの理念に基づいたマトリックスをつくって、どこが弱いのか、そういうことを編成していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　よろしくお願いします。

さて時間がもうありませんが(3)、知事の所信表明についてア、新時代沖縄の到来、経済分野について伺いますが、この新時代沖縄の中に改元で５月１日から御代がわりになりますね。その御代がわりの発想もこの新時代沖縄の中にありますか。（発言する者あり）元号が変わることはもうわかっていますよね。新しい時代になるわけですよ、天皇がかわるという。その中で、そういう時代が変わるということも今回の予算編成の新時代沖縄をこれからつくろうという中に、そういう発想も議論がされたんですかということです。全くないのかどうか。これを確認したいだけです。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

事務的な感じでは取り組みはやったところでございます。特にそれを意識してやったというところはござ

いません。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　事務的にいえばこれはやらないかもしれませんけれども、一つのこれは社会の中で大きな出来事なんですから、それはしっかりと取り入れるべきだと思うんですが、知事はきのうの天皇在位三十年記念式典に出席しておりますね。私はテレビ中継で見ていましたけれども、非常に感動しました。国立ハンセン病療養所の愛楽園の皆さんが「だんじゅかりゆし」で帰り際を見送られたという、本当に感動的でした。そういう意味では、天皇が詠まれたその「歌声の響」という琉歌を皇后が作曲をし、沖縄出身の三浦大知君によりこれが披露された。

きのうの、この沖縄に対する――11回も天皇皇后がいらっしゃったということで、政府主催の記念式典はこれが最後らしいんですが、その出席しての感想をちょっとここでひとつお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　きのうの在位三十年記念式典に参加をしての感想、いろいろな感想がありますが、端的にいいますと、陛下がこの平成という時代に国民に常に寄り添うという姿勢で行幸啓を行われ、そしてさらに沖縄への思いはその琉歌にも込められたということを考えますに、きのうの式典は非常に私たち県民にとっても深い敬慕の念と感慨を与えてくださったものであるというふうに思っております。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　天皇のメッセージでまた次の天皇へのメッセージもありまして、そういう意味では沖縄にこの思いを寄せるということは、人一倍皇室も考慮してやられているということはぜひ我々認識しなければいけないというふうに思います。

もう時間がありませんので、最後に１点だけ。これは富川副知事に伺いますが、アジアＩＴビジネスセンターであるとか、Society5.0の実現推進事業とありますが、エストニアに行かれましたよね。電子政府のこの現状、そして沖縄県がどういうふうにこれを取り込んでいくのかも含めて、時間がありませんが御答弁をお願いします。
○議長（新里米吉君）　富川副知事。
○副知事（富川盛武君）　ＩＳＣＯのスタートもありましたけれども、沖縄県では次期振計について仕込みをせんといかぬということで、10年スパンの長い時期になるものですから、これに耐え得るようなもののキーワードを考えないといけないと。その中で最も激変するのはＩＴ環境であろうということで、一番先端のエストニアに行きました。エストニア自治でいろんな行政システム、その他のシステムも大変参考になりました。それからスタートアップ企業も相当充実しておりまして、これも次の新しいビジネスを起こす大きな原動力になると思いますので、これも大いに参考になりました。

私が一番聞きたかったことは、御承知のように今世界で一番読まれているハラリという人が書いた「ホモデウス」という本があるんですが、その中に近未来でＩＴがＡＩと具備されていくと人間は神に近い存在になっていくと。その反面、ユースレス　ソサエティと言うんですが、不必要な階級が出てくるという予測をしております。10年スパンでそういうことが起こるかどうか、そういう質問をしたんですが、先はわからないということで回答なかったんですが、技術的なものの追求もそうですが、社会の激変というのもある意味で今後とも先進国を視察していきたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　エストニアの人口が130万人、沖縄県の人口が145万人。ちょうど参考にするにはころ合いがいいと思いますが、電子政府、90％以上は全てＩＴで賄われているということなんですが、知事、ＩＴ立県沖縄県を考えましょうよ。いかがですか、最後に。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　国の人口規模は同じであっても、その前提条件はさまざまでまた条件が違うと思いますが、沖縄県としては、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。
○山川　典二君　ありがとうございました。
○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。
〔仲田弘毅君登壇〕
○仲田　弘毅君　おはようございます。
沖縄・自民党、仲田でございます。

通告に従いまして、所見を交えながら一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄関係予算について。

県は去る２月４日、2019年度一般会計予算案が総額7349億円になることを発表いたしました。18年度の7310億円から39億円の増額であり、これは、県税が過去最高の1312億円に伸びたことによる実に３年ぶりの増額予算とのことであります。また、政府においては、知事が要求した3190億円を下回る沖縄振興予算案3010億円が決定され、総額で前年度の当初

予算と比較して同額が確保されております。そのうち、沖縄振興一括交付金は、前年度比約94億円減額の1093億円となり、12年度の制度創設以降、14年度をピークに５年連続の減少となり、最も低い額になっていることはまことに残念であります。

そこで伺います。

ア、2019年度沖縄関係予算案は、18年度と同額の3010億円が決定され、一括交付金は1700億円台の確保を要請したにもかかわらず、約94億円減額の1093億円にとどまった。知事の見解を伺いたい。

イ、新制度として、沖縄振興特定事業推進費が次年度から運用されます。内閣府はどのように説明を行っているのかお聞きしたい。

ウ、県を通さず市町村等へ直接交付できるこの新たな制度について、市町村の評価と県の評価を伺いたい。

エ、内閣府への新制度に関する問い合わせが多く寄せられていると聞いております。その意味からも県はしっかりと市町村事業に目を向け、予算獲得に力を入れることが重要だと考えております。取り組みについて伺いたい。

(2)、大型ＭＩＣＥ施設について。

ア、改めて、ＭＩＣＥ施設整備の総事業費についてお聞かせください。

イ、昨年の11月議会で私は、ＭＩＣＥ整備は一括交付金の活用を棚上げして出直すことも必要ではないかと提案をいたしました。その後、ことしになって当局から県の単独事業等あらゆる方法論の話がありましたけれども、御説明をお願いしたい。

ウ、県が単独事業で整備するとなれば、どのような方法があるか。第三セクター等も視野に入っているのか伺いたい。

エ、国の支援なしに、県民に多額な負担をかけることなく整備することができるのか所見を伺いたい。

２、自然災害について。

地震列島の我が国において予測の難しさはありますが、専門家によりますと、巨大地震が起こる確率が30年以内で70％前後との指摘がなされております。死者約6400人余りを出した阪神大震災から24年、同じく約１万5000人の死者と多くの行方不明者を出した東日本大震災からも来月で満８年を迎えます。わずか４日前の２月21日午後９時22分、北海道厚真町で震度６弱、マグニチュード5.8の地震が発生し、幸いにも大事に至らなかったことに安堵しております。昨年も北海道地震や西日本豪雨など列島各地で大規模自然災害が相次ぎ、犠牲者が後を絶ちません。いざ災害に直面したときどのように対応するのか、事前の対策が求められていることは言うまでもありません。

そこでお聞きします。

(1)、観光立県沖縄、観光客に対する防災対策で、災害時の避難誘導や指定避難所における備蓄食料品等について伺いたい。

(2)、これまで学校や役所・警察署・病院等の公共施設等の耐震性の強化を訴えてまいりましたが、一般家屋への対応も懸念されます。県の取り組みを伺いたい。

(3)、平成25年度、県発表の地震津波被害想定と平成27年に出されました津波浸水想定がありますが、県の基本的な考え方を伺いたい。

(4)、災害で大きな被害をこうむった場合、全国47都道府県で唯一の島嶼県である本県への応援・支援は、他の地域に比較して非常におくれることが予想されます。県の対応を伺いたい。

(5)、想定される被災地域の上下水道の耐震性や重要・主要道路の補強等のインフラ整備について伺いたい。

３、農業・畜産振興について。

(1)、豚コレラ感染拡大について。

ア、愛知県を初め５府県で新たな感染が報告されている豚コレラの現状について、県の認識を伺いたい。

イ、県は感染経路の確認と水際の侵入防止策や防疫対策を徹底する必要があると考えますが、取り組みについて伺いたい。

(2)、うるま市津堅島の畑かん事業について。

離島県である本県において、農業の担い手不足と高齢化等による離農や耕作放棄が相次ぎ、大きな課題として指摘を受けております。私たちのうるま市津堅島は、市内で唯一山も川もない離島区であり、農業生産の効率化や付加価値の高い魅力ある農業として活性化を図ることが重要であります。このような現状の中、農業環境整備の一環として実施される畑かん事業は、地元にとって大きな期待があることは言うまでもありません。

そこで伺います。

ア、地元特産品のニンジンを初め、これから本格的な芋の生産に向けて期待される事業ですが、工事の進捗状況について伺いたい。

イ、本事業は地元農業振興に寄与するものとして平成25年度に事業採択され、平成31年度の完成予定と聞いております。事業おくれの原因と今後どのように対処していくか、事業計画について伺いたい。

４、教育と子育て支援について。

この世に生を受けた子供たちの健やかな成長と次代を担う子弟の育成指導は、私たち大人の大きな責務であります。中でも、家庭教育は教育の根幹であり、親や地域社会における大人の果たす役割が大きいことは言うまでもありません。ＰＴＡ活動の中で、問題のある子はなし、しかし、問題のある親はいる、このようによく言われました。残念ながら、ことし１月24日、千葉県野田市の小学校４年生栗原心愛さんが亡くなりました。傷害容疑で両親が逮捕された痛ましい事件が連日報道されています。親からのいじめ・虐待でわずか10歳の命を絶たれたその子の気持ちを考えますと胸が締めつけられる思いであります。二度と起きてはならない事件であります。国においても、児童福祉法と児童虐待防止法の改正に向け真剣に取り組むとしており、しっかり見守っていきたいと考えております。

そこで質問します。

(1)、学校現場の対応について。

ア、長休の児童生徒に対するフォローの取り組みはどうしているのか伺いたい。

イ、転校・転居に伴い、児童相談所間の情報提供が引き継がれ、警察や学校・教育委員会への情報提供も望まれているが、県の対応はどうなっているのかお聞きしたい。

ウ、学校現場におけるグレーゾーンの児童生徒の判断を的確に把握するためにはどのような対策をとっているのか伺いたい。

(2)、行政現場での対応について。

ア、今まさに虐待の未然防止や早期発見を目指すことが指摘されており、県は具体的にどのように取り組んでいくのかお聞かせください。

イ、いじめ・虐待・ＤＶ等に関して通報システムに189番、いわゆるイチハヤクがあります。この制度の普及啓蒙について県の対応を伺いたい。

ウ、今回の事例を教訓に、本県において条例をつくるべきとの意見がありますが、県の考えを伺います。

我が党関連は取り下げます。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　仲田弘毅議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のア、平成31年度沖縄振興予算案についてお答えいたします。

私は、昨年10月の就任直後及び11月に、安倍内閣総理大臣や宮腰内閣府沖縄担当大臣を初めとする関係要路延べ43名の方々に、そして12月には関係者の皆様の御協力のもと、機会をいただき、沖縄振興調査会及び美ら島議員連盟合同会議で、概算要求額3190億円の満額確保と沖縄振興一括交付金1253億円以上の額の確保について、御理解と御協力をお願いしたところであります。平成31年度沖縄振興予算案において、沖縄振興一括交付金は1093億円が計上されましたが、関係各位の御尽力にもかかわらず、また、執行率が改善している状況の中、今年度に比べ94億円の大幅減となったことについては、大変残念であります。

県としては、残り３年を迎える沖縄振興計画の総仕上げに向け、国直轄事業や市町村事業と連携しながら、効果的な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のイと(1)のウ、沖縄振興特定事業推進費に係る内閣府の説明及び評価についてお答えいたします。１の(1)イと１の(1)ウは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

内閣府の説明によりますと、平成31年度沖縄振興予算案に新たに計上された沖縄振興特定事業推進費は、沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト交付金では対応が困難な地域課題・政策課題に備え、事業を機動的に推進するため、臨機応変な財源捻出が困難な市町村等に対して配分される経費として創設されたとのことであります。また、同特定事業推進費の補助対象などの詳細を定める交付要綱については、現在、内閣府において策定しているところと聞いております。市町村においては、この新規の国直轄事業の活用について検討されるものと考えております。

沖縄県といたしましては、内閣府における今後の作業を注視し、ソフト交付金事業とこれら事業との相乗効果が高まるよう、市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のエ、沖縄振興予算の確保に向けての取り組みについてお答えします。

県では、平成31年度沖縄振興予算の確保に向け、昨年５月から６月にかけて、全市町村と圏域別意見交

換会を実施し、地域の生の声を聞いてきたところであります。市町村からは、離島・過疎地域の定住条件整備、子供の貧困対策、社会基盤の整備などさまざまな意見が上げられ、このような意見も要請として取りまとめたところです。2020年度沖縄振興予算の確保に向けては、市町村との協力関係を深め、内閣府沖縄担当部局と一層緊密に連携するとともに、県議会議員を初め、県関係国会議員の御理解と御支援を賜りながら、引き続き地域の声をお伝えすることにより、所要額が確保されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のア、大型ＭＩＣＥ施設の整備事業費についてにお答えいたします。

県において、平成28年８月に策定した沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備基本計画においては、整備事業費を513億円としております。

次に１の(2)のイ、大型ＭＩＣＥ施設の整備に係る県の単独事業等あらゆる方法論についての御質問、それからウの実際どのような方法があるかの御質問、そしてエの大型ＭＩＣＥ施設の整備、財源確保策についての御質問は関連いたしますので、恐縮でございますけれども一括してお答えをさせていただきます。

大型ＭＩＣＥ施設の整備に向けた現行計画は、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提としておりましたが、工期を考慮すると、同交付金の制度終期である2021年度末までに施設整備を完了させることができないことから見直す必要が生じております。県では、大型ＭＩＣＥ施設の整備に向けた財源確保策として、まずは、民間資金を活用する官民連携の手法を中心に調査したいと考えております。その結果を踏まえた上で、次期の沖縄振興特別措置法及び沖縄振興予算の制度設計の議論も注視しつつ、今後の進め方を整理していきたいと考えております。

次に２、自然災害についての御質問の中の(1)、観光客に対する災害時の避難誘導や指定避難所における備蓄食料品等についてにお答えいたします。

県では、平成26年度に、観光危機管理の基本的な対応を明らかにした沖縄県観光危機管理基本計画を、翌年度に基本計画を具体化した同実行計画を策定しました。同計画に基づき、県は、国、市町村、観光関連事業者等と連携して、観光客の安全かつ確実な避難誘導等を促進するとともに、防災担当部局や市町村、観光事業者等に対し、観光客にも配慮した必要な量の食料品等の備蓄を整備するよう働きかけていきたいと考えております。

県としては、今後とも市町村や観光事業者等と連携し、災害に強い安全・安心な観光地の実現に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、自然災害についての御質問のうち(2)、住宅の耐震強化に向けた県の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、住宅の耐震化率を平成25年の87.7％から平成32年までに95％に引き上げることを目標としております。本県の住宅で多数を占める鉄筋コンクリート造等は、木造に比べ耐震診断の費用が高いことから、所有者負担を抑えた簡易的な診断を行う事業を実施し、耐震改修等の普及啓発に努めているところであります。さらに、簡易診断の結果によっては、詳細な耐震診断を経ずに鉄筋コンクリート造等の住宅の除却費用を補助対象とするよう、検討しているところであります。

次に２の(5)のイ、被災地域の下水道耐震化及び主要道路補強等のインフラ整備についてお答えいたします。

津波被害想定地域における下水道施設については、施設の改築更新とあわせて耐震化を進めており、津波対策についても、今後、改築更新とあわせて検討してまいります。また、県の管理する道路橋672橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修・補強等の対策を進めているところであります。そのほか、道路のり面等については、毎年行っている防災点検の結果に基づき、崩落や落石対策工事を行っております。今後とも、地震対策等を実施し、自然災害に強いインフラ整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　２、自然災害についての(3)、津波想定に係る県の基本的考えについてお答えします。

平成26年３月の沖縄県津波被害想定調査と平成27年３月の沖縄県津波浸水想定については、沖縄県近海で発生する可能性のある大規模地震により、沖縄地方への到達が予想される津波についての調査結果を示し

ております。

県としては、両調査結果を踏まえ、地域防災計画に基づき、ソフト面では、市町村のハザードマップ等の作成、住民避難訓練の実施などの取り組みを支援しています。また、ハード面では、津波に強いまちづくりを目指し、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画作成時等に活用しております。

次に２の(4)、島嶼県である本県への応援・支援についてお答えします。

県は、平成30年５月に九州・山口９県知事会の一員として、陸上自衛隊西部方面隊と災害時応援協定を締結し、大規模災害時における九州―沖縄間の輸送について協力が得られる体制を構築しています。また、県防災訓練において、他県からの人的・物的支援が３日間程度途絶することを想定し、県内備蓄物資等の集約や応援・支援を受け入れるための広域物資輸送拠点等の指定等について具体的対応策を検証しております。

県としては、訓練の検証結果を踏まえ、県受援計画を策定し、さらなる防災力向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、２の自然災害についての御質問の中の(5)のア、上水道の耐震性についての御質問にお答えします。

平成28年度における管路の耐震化率は、上水道が17.6％、簡易水道が10.9％となっております。県では、国内で頻発する自然災害に備えるため、管路の新設や老朽管の更新に当たっては、耐震性を有する耐震管を敷設するよう市町村等に対し助言しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、農業・畜産振興についての御質問の中の(1)ア、豚コレラの現状認識と防疫対策についてお答えいたします。３の(1)アと３の(1)イは関連しますので一括してお答えいたします。

岐阜県で昨年９月に発生した豚コレラは、ことし２月には、愛知県の大規模農場や養豚団地で相次いで発生し、感染の拡大がおさまらない状況が続いております。国内へは、海外からウイルスが侵入した可能性が高いと推察されており、国内では、野生イノシシから農場へ感染が広がり、発生農場からの豚の移動、畜産関連車両などにより拡大したことが指摘されております。県では、動物検疫所、ＪＡなどの関係機関や養豚農家と連携を密にし、１、空港・港の水際防疫の徹底、２、農家への防疫対策説明会や侵入防止強化対策会議の開催、３、農場への立ち入り、衛生管理の点検・指導、４、豚コレラ検査の強化などを実施しております。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、ウイルス侵入防止対策に万全を尽くしてまいります。

次に同じく(2)のア、県営水利施設整備事業津堅地区の進捗と今後の見通しについてお答えいたします。３の(2)のアと３の(2)イは関連しますので一括してお答えいたします。

県営水利施設整備事業津堅地区については、現在、水源となる貯水池工事を先行的に実施しているところでありますが、軟弱地盤等の技術的課題による工法の変更、施設計画の見直しなどにより、事業完了が当初の平成31年度から34年度になることが見込まれております。

県としましては、引き続き、所要額の確保に努めるとともに、うるま市等の関係機関との連携や地元合意形成を図りながら、事業効果の早期発現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の教育と子育て支援についての御質問の中の(1)のア、長期欠席児童生徒へのフォローについてお答えいたします。

学校においては、無届けの欠席や長期にわたり欠席する児童生徒に対しては、電話連絡や家庭訪問等の実施により現状を確認し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援を行っております。また、理由不明や長期にわたる欠席については、虐待事案も考えられることから、警察や児童相談所など関係機関と連携を図り、対応しているところであります。

次に同じく４の(1)、学校の取り組みと関係機関の連携についての御質問にお答えいたします。４の(1)イと４の(1)ウは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

学校及び教職員は、虐待を発見しやすい立場にあることから、日ごろより早期発見に努めております。学校においては、日常の児童生徒の心身の状況の確認や、教育相談やアンケートによる児童生徒の悩みや困

り事の把握、さらに健康診断等による児童生徒の心身の異変の発見等、学校全体で状況把握に努めております。また、虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、速やかに市町村や児童相談所に通告する等、関係機関との連携を図っております。さらに、学校や教育委員会は、援助を必要とする児童生徒や保護者の課題解決に取り組む要保護児童対策地域協議会等において、市町村や児童相談所、警察等との間で情報共有を図っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　４、教育と子育て支援についての御質問の中の(2)のア、児童虐待の未然防止・早期発見に向けた県の取り組みについてお答えいたします。

児童虐待については、県、市町村など関係機関が連携して対応しているところであり、乳児家庭全戸訪問事業や各種健診等を通じて、支援を必要とする家庭や子供を早期に発見し、要保護児童対策地域協議会において、情報の共有並びに必要な支援につなげることにより、児童虐待の未然防止に努めております。また、児童相談所では、おきなわ子ども虐待ホットラインにおいて24時間365日虐待通告を受けており、通告を受けた際には、48時間以内に調査及び安全確認を行っております。緊急性があると判断した場合には、必要に応じて警察とも連携を図りながら一時保護を実施するなど、迅速・適切な対応に努めているところであります。

同じく４の(2)のイ、189番の普及についてお答えいたします。

189番、イチハヤクは、覚えやすい３桁の番号で、子供たちや保護者のＳＯＳをいち早くキャッチすることができる児童相談所の全国共通ダイヤルです。イチハヤクに電話をかけると最寄りの児童相談所につながります。県では、児童虐待防止の啓発ポスターやチラシ約２万9000枚を各市町村や関係機関等に配布するとともに、県内各圏域で開催する児童虐待防止講演会、県広報番組等を通して、イチハヤクを広く周知し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでおります。

同じく４の(2)のウ、児童虐待防止条例の制定についてお答えいたします。

児童虐待の防止については、国や自治体、関係機関など社会全体が一体となって取り組むべき課題であると認識しております。現在、国においても、児童虐待防止法等関連法の改正に向けて検討が行われているところです。

県としましては、児童虐待が起きない社会を目指し、県民一人一人が児童虐待防止に向けての認識を深めてもらうような取り組みが必要であると考えており、国の動向や沖縄県社会福祉審議会等の意見も踏まえ、条例制定について検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　御答弁ありがとうございました。

まずは、知事にお伺いしたいと思いますが、毎回、代表質問、一般質問等含めて、知事の大きなお仕事の中には基地問題も重要課題ではあるけれども、教育、医療、福祉等含めて、県民への行政サービスを行うためには財源が必要ですと。その財源確保に知事は一生懸命頑張ってもらいたいということを毎回お願いはしているわけです。知事、今回もこれだけの大幅削減につながっておりますが、知事のもう一つ踏み込んだ頑張りを期待したいと思いますがどうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　平成31年度沖縄振興予算案においては、先ほど私からも答弁をさせていただいた次第ですが、次年度、2020年度沖縄振興予算の確保に向けては、市町村との関係協力をなお一層深めて、内閣府沖縄担当部局とさらに一層緊密に連携するとともに、引き続き地域の声をお伝えすることにより、所要額が確保されるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　宮腰光寛沖縄担当大臣から、沖縄県の新しい制度に関して、どういうふうな状況ですかという問い合わせがありました。これは、市町村の首長さんとお話ししているわけじゃありませんので、これほとんど県を通さないで直通で内閣府へ問い合わせが来ているそうですよ。その制度も含めて、宮腰大臣の肝いりでもってこの30億円の新しい制度ができたというふうに言われておりますけれども、その30億円は、次年度はふえる可能性もあり、また反面、一括交付金がもっともっと削られるおそれがあるんですが、それに対して懸念はないでしょうか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

今回沖縄振興特定事業推進費30億円が新規で計上されたところでございます。それで、県のほうとしても、それがどういった中身かということを確認をさせ

ていただきました。そうしますと、内閣府からは、沖縄振興一括交付金は、県や市町村の自主的な選択に基づき作成する交付金、事業計画の財源であり、今回新たにつくられました沖縄振興特定事業推進費は、あくまで沖縄振興一括交付金を補完する位置づけですというふうにうかがっているところでございます。また、沖縄振興特定事業推進費の補助対象などの詳細については、現在、交付要綱等を内閣府で策定しているというふうに聞いているところでございます。

県のほうとしましては、当然ながら、内閣府による今後の作業をしっかり注視しながら、ソフト交付金とこれらの新たな事業が相乗効果が高まるように連携をしていきたいなというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　知事、知事にはもう一生懸命頑張ってもらう以外にないわけですが、昨年の11月に沖縄振興調査会から知事へ参加の案内があったかと思います。残念ながら、そのときに参加できなかった理由は何ですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

そのときは、ちょうど知事が訪米をする時期と重なったということで、参加が見送られたところです。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　この知事の姿勢に対して、予算獲得するのが知事の大きな仕事ですよと訴えている中で、沖縄県の重点項目を審議する沖縄振興調査会に参加できない。それは県民全体からではないにしても、やはり知事、もうちょっと真剣に沖縄県の予算に関して、振興調査会に率先して御参加していくという、そういった姿勢が必要だと思うんですよ。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　これも先ほど答弁をさせていただいたんですが、私は11月、12月に安倍内閣総理大臣や宮腰内閣府沖縄担当大臣を初めとするさまざまなチャンネルを通じた方々へ沖縄県の振興予算についてお願いを申し上げたところであります。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　大型ＭＩＣＥについて質問したいんですが、部長、この大型ＭＩＣＥ施設については、これまでいろいろと議論を重ねてまいりましたけれども、今回はもう一括交付金を当てにしないで、民間投資を活用してそれに向かっていく、それをなし遂げていくと。こういった判断でよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

財源に関しましては、近年、沖縄にホテルを中心にした外資含めまして投資も活発なことから、この大型ＭＩＣＥ施設につきましても、まずは民間活力による設置が可能ではないかということできっちりと調査をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　これだけの総事業費513億となりますと、これ民間投資含めて、あるいはこれは県単事業ということも含めての理解でよろしいでしょうか。例えば、県からの予算持ち出しも何割かあるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　大型ＭＩＣＥ施設につきましては、部長答弁のとおりでございますが、誤解なきよう一つ確認しておきたいのは、今回仕切り直しをして調査研究、民間の活力も入れてやっていくと。その上で、現行の一括交付金はだめでしたが、もし存続するのであればということで、この一括交付金の名称を使うかどうかいろいろ議論したんですが、３年後になくなるかもしれません。国庫にも引き続き要求するという言葉が入っていますので、それは幾ばくか民間が入ってきたり、あるいは残りは国庫にお願いするという基本姿勢は変わってございません。全く一括交付金を諦めたということは――メディアにも載ってしまいましたけれども、これ修正をしておりまして、そういうことではありませんので、誤解なきようお願いいたしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　次に、自然災害についてお聞きします。

この備蓄に関してなんですが、その備蓄は、もともとはその避難所における地域住民のための備蓄だったと思いますけれども、これを観光団の皆さんも含めて備蓄の対象にするということでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

県のほうでも、地域防災計画等ございますけれども、当部といたしましても、観光危機管理基本計画というのを設けまして、観光客にきちっとした対応、それだけ備蓄ができるように関係する市町村、事業者を含めまして、働きかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　この備蓄に関しては、本土と沖縄県は若干違うと思うんですね。島国である、つまり唯一の島嶼県であるということと、陸続きの都道府県とは若干備蓄の量も違うと思うんですが、それに関してはどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　議員の御指摘のとおりそこも踏まえながら、関係する市町村と事業所等もしっかり議論していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　この備蓄に関して、これは財源が脆弱な地域、特に離島地域における島ぐるみで被害が起きたときの負担額というのは、離島においては大変大きいものがあると思うんですが、そのことは国や県からの補助、助成をするという予定はないでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

県のほうで今直接そういったプログラム、事業等はございませんけれども、国のほうで新規事業で考えていらっしゃる沖縄における観光防災力強化市町村支援事業という中に組み込まれているというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　自然災害についてお聞きします。

私は(3)番目に、平成25年度県発表の津波地震災害の想定と浸水被害の想定について質問いたしましたけれども、この我々が今現在心配している南海トラフに関して、大規模な巨大地震・津波であるということで、私も何回か取り上げてまいりました。琉球大学の中村衛先生、地震を研究していらっしゃる先生でありますが、先生のお話を聞きますと、南西諸島海溝、あるいは琉球海溝と言われる、そこにおける大型津波・地震の発生のほうが沖縄にとって大変厳しいというお話がありましたが、そのことに関して、担当部局はどういうふうに認識していらっしゃいますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

沖縄県におきましても、先島地方で、いわゆる明和の大津波を引き起こしました地震が過去に、それもある程度周期的に発生していると言われております。先ほど津波被害想定、２種類ございますが、まず平成25年のものにつきましては、東日本大震災を受けまして、平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見などをもとに、琉球海溝で発生する地震の想定モデルをマグニチュードでいきますと9.0ということにしています。その後、27年３月に公表しました浸水想定につきましては、24年以降のさまざまな知見を加えまして、本県近海における津波履歴などもあわせて、いわゆる地震の想定モデルをマグニチュード8.2というふうにしたところです。２つとも学術的な見地から検討された地震モデルでございまして、私どもの沖縄県地域防災計画におきましては、両方の被害想定を併記しまして、災害対策に備えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　できたら、こういった本会議で県を網羅したお互いの議論の中身が、被災が一番最も予想される末端の地域において喚起を促す場になるべきだというふうに考えています。そういった意味では、御答弁の中で、具体的に本島では大体どれぐらいの地震とマグニチュード、震度でどの程度の津波、そして離島、宮古・八重山ではどの程度という答弁はありませんか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今２つのもの、地域防災計画におきまして、いわゆる津波浸水想定域のマップをそれぞれ掲載してございます。冊子のほうはちょっと掲載の関係上、なかなかわかりにくいのですが、ホームページ等で参照していただければ、地域単位の想定とかができます。それをもとに、市町村などにおきましては、ハザードマップをより詳細な、避難経路とあわせて対応を一緒に今調整しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　琉球大学の中村先生の資料によりますと、南西諸島の、あるいは琉球海溝の震度６、あるいは震度６弱から６強にかけて、沖縄本島、八重山諸島への影響は、津波は早いところで10分以内に来ると。そして本島では高さが10メートル、それから宮古・八重山では20メートルに達すると想定されているわけです。ですから、そういうふうな注意を喚起す

るような説明を県としてはやっぱり、県民にネットで知らせるのではなくて、メディアも通じて知らせるような体制づくりがもっともっと必要だと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

私どもの想定しています海溝型の地震でございますと、やはり琉球海溝からの距離が近いということで10分、あるいは15分程度かなり早い時間での到来が予想されております。そのため、ソフト的には例えば11月５日の津波防災の日に市町村と連携しまして、住民へ周知を行う。またハード的には、各市町村で津波避難タワー、あるいは津波避難ビル等を事前に指定しまして、各地でそれぞれの避難経路の確認等を求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　ぜひ県民への行政サービスという観点から見ても、生命と財産を守っていく、これは県の大きな仕事になりますのでよろしくお願いします。

最後の教育と子育て支援について、教育長と大城部長に確認をしたいんですが、教育長、今回の虐待死に関して、全国から教育委員会、学校現場に対して虐待の総点検があったかと思いますが、その件についていかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

御質問の件は、国のほうからの調査の件だと思いますが、文部科学省のほうから、２月14日付でございますけれども、各都道府県に対しまして、児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検ということで依頼が来ております。教育委員会のほうでは、２月14日現在に――この調査の中身ですけれども、本年２月１日以降、一度も登校していない公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の幼児・児童生徒を対象とした調査依頼を、国のこの調査依頼を受けて、各学校宛てに通知をしているところでありまして、各学校では、３月５日までに緊急点検を実施して教育委員会に12日までに報告をするということになっております。そういうことで、国のほうには３月14日までに報告をするということとしております。

ちなみに、緊急点検の内容でございますが、学校の教職員等が対象、この２月１日以降登校していない児童生徒等と面会をすると。そしてまた、虐待が疑われる事案があるかどうか。そうした場合、その対応・結果がどうであるか。その疑われる事案がある場合に市町村、または児童相談所、または警察に情報共有したかなど調査をまとめて報告することとなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　大城部長にお伺いします。

警察から児相への虐待の通告が、全国ではもう８万件を超えて、沖縄県でも756人に達していると。過去最高と言われているんですが、そのことについて、部長の御意見を聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　警察からの通告件数が全国的にふえておりまして、沖縄県でもそうでございますが、特にＤＶを面前で、面前ＤＶの場合にはそれも子供の虐待に当たるということで、警察のほうから通告いただいています。そういった流れもありまして、件数としてはかなりふえているというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　知事、これだけ学校と教育委員会、それから児童相談所、子ども福祉部含めて、子供を預かっているこの皆さん、これから今沖縄県として何をやらなくちゃいけないかということを考えた場合に、今やらなくちゃいけないことは、徹底的に原因追及をすること、そして再発防止に向けた実効性と実現性がある政策をしっかりやっていくことが大事だと思うんですが、知事の決意をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　県としましても、あらゆる機関と連携をして、再発防止ももちろんですが、未然の防止についてもしっかり対応していくという体制を構築していきたいと思います。

○仲田　弘毅君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後１時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　こんにちは。

会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

早速通告に従い、質問に入りたいと思います。

まず１番目、知事の所信表明及び知事の政治姿勢についてであります。

(1)、沖縄を取り巻く現状の認識について。

ア、東アジアの緊張緩和に向けた動きについて県の

認識を伺います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　昨年６月、史上初の米朝首脳会談が開催され、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思が明確に示されて以降、北朝鮮による弾道ミサイルの発射は行われておりません。両国による協議は継続して行われており、今週、２回目の首脳会談が予定されております。日中においても、昨年９月から11月にかけて、３回の首脳会談が開催され、海洋・安全保障について、引き続き意思疎通を強化し、不測の事態の回避に努めること等で一致したほか、ことし秋に、国賓としての習近平国家主席の来日が調整されております。
　県としましては、このような動きが東アジアの緊張緩和につながることを期待しております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　続きましてイ、防衛計画の大綱、平成30年12月18日閣議決定における我が国を取り巻く安全保障環境について、公室長、御答弁願います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　平成31年度以降に係る防衛計画の大綱では、現在の我が国を取り巻く安全保障環境の特徴として、「我が国の周辺には、質・量に優れた軍事力を有する国家が集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっている。」としております。また、今日の我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は引き続き低いと考えられる一方、前大綱を策定した際に想定したものよりも、格段に早いスピードで厳しさと不確実性を増しているとしております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　続いてウ、平成30年防衛白書における領海侵入、領空侵犯の回数推移これは2015年から17年まで、あと主要国――これは米国、中国、ロシア、北朝鮮の正規軍及び予備兵力の比較、概数で結構です。それから陸上の兵力であったり海上兵力、航空兵力等についてお答え願います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　領海侵入については、2015年は35回、2016年は36回、2017年は29回となっております。領空侵犯への対応に係る緊急発進実施回数については、2015年は873回、2016年は1168回、2017年は904回となっております。主要国の正規軍については、米国129万人、中国204万人、ロシア90万人、北朝鮮128万人となっております。予備兵力については、米国80万人、中国51万人、ロシア200万人、北朝鮮60万人となっております。陸上兵力については、米国47万人、中国98万人、ロシア28万人、北朝鮮110万人となっております。海上兵力については、米国636万トン945隻、中国178万トン754隻、ロシア204万トン1093隻となっております。航空兵力については、米国3576機、中国2845機、ロシア1468機、北朝鮮545機となっております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　ありがとうございます。
　まず最初にこれを聞いた理由は、我々の取り巻く環境を見誤るととんでもないことになると思うんですね。
　先ほど公室長から答弁いただきましたけれども、防衛計画の大綱、これは５年ぶりに改定されました。その中でやはり国際社会のパワーバランスの変化も加速化、複雑化、不確実性は増大しているという国の認識なんですよね。ですから、今サイバー領域だったり電磁波領域、宇宙領域ということでさまざまな目に見えない領域でいろんな懸念も拡大する中で、実はセキュリティー企業のクラウドストライク社という会社が先週２月19日にハッキング事件の分析、調査データを発表しております。この中でネットワークの侵入やデバイスの乗っとり、システムダウンまでの作業時間がこの各国でどのぐらいかかるんだということを調査研究したそうです。１位がロシア、18分だそうです。それから２位の北朝鮮で大分差がつくんですが２時間20分、３位の中国で４時間ということで、今もう本当にサイバー領域、サイバーテロといいますか目に見えない形で国のシステムをダウンさせる。昨今ＪＲの発券機の停止であったり停電であったり、いろいろありますけれども、まさかサイバー攻撃ではないと思いたいんですけれども、要は我が国におけるいろんな、我が国に関する環境が大きく変わる中で、単に北朝鮮と米国が話をしてミサイルを放棄した――完全に放棄かどうかもわかりません。今週末また北朝鮮、米国の大統領、主席のあれがありますけれども、一つの事例、一事だけを見て何か全てを判断するというのは、私は非常に不安でして、こういう大きく世界を取り巻く環境をしっかり見る中で、我が県としてどういうことが必要かということを私は申し上げたかったわけで

す。

兵力についても先ほどありました。兵力を比較しますと日本の正規軍――日本は自衛隊ですので正規軍という表現はよくないですけれども、日本の兵力としては、全部で22万5000人、予備兵力として３万4000人ということで主要各国に比べると非常に数が少ない。もちろんこれは日米の安全保障、日米同盟のもとでしっかり平和が維持されているというふうに私は理解しますけれども、その中で知事にお伺いしたいと思います。

その次の、我が国の即応予備自衛官に対する知事の考えを伺います。お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

即応予備自衛官とは、非常勤の特別職国家公務員として、普段はそれぞれの職業に従事しながら、自衛隊法第75条の２第１項第１号の防衛招集命令などにより招集され、あらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において自衛官として勤務するものであります。また、必要とされる知識・技能を最低限確保するため、自衛隊法第75条の５の訓練招集により年間30日間、訓練することとされており、任期は３年となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事公室長、予備自衛官の概要とかではなくて、僕は知事にお伺いしたいのですけれども、予備自衛官に対して、知事はその必要性なり見解をお持ちでしたらコメントをお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　この予備自衛官、自衛隊法第75条の２第１項第１号の防衛招集命令などにより招集されるということで規定されておりまして、この規定において予備自衛官を置くということについては、私は認識をしております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ちょっと質問を変えたいと思います。

認識をしているんじゃなくて即応予備自衛官については、強化すべきであるかどうか、これについての知事の見解をお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　これは私が国会議員のときに、よく議論に上っていたことですが、我が国における少子化の状況を踏まえるに、では防衛をどのように考えるかということについて即応予備自衛官の件に関しては、重要であるという審議が行われておりました。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　今知事がおっしゃったように、平成26年――ちょっと古いんですが、４月８日の安全保障委員会で知事が委員としてこのようなことを述べております。ちょっと略しますけれども、この即応予備自衛官の確保に関しては――途中はしょります。災害、国民保護等に対応するための緊急対処とする上で十分な体制をとるべきものである。私はそのように考えておりますという発言があります。それともう一つ、この即応予備自衛官を確保するために啓発する――啓発と申しますかしっかりと広く広報していくことも国民にとってその理解を進める上で欠かせないものだというふうに思いますので、引き続きこの確保に関してはしっかりと取り組んでいただきたいということを要望しております。これは４月の段階です。この考えは今も変わりませんか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　はい、考えに変わりはありません。その文脈は、私が災害対策等において緊急に必要となった場合の各地における即応体制は常に準備をしておく必要があるという認識の中で述べたことであるというふうに記憶しております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　では続いて、イの自衛隊配備、離島地域について知事の考えをもう一度伺います。お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸、不発弾処理や災害救助など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。一方、自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。県は、住民合意もなく、地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　この答弁はもう何十回聞いたかわ

かりません。全て同じ、一言一句変わらない答弁だったと思います。

知事、実は先島の配備、もう宮古も石垣もいろいろな準備が進められております。私は知事の国会における安全保障委員会・外務委員会の質問や発言を聞いていて、自衛隊に対してはある程度理解を示してくださっていると思っています。その中で、今公室長の答弁にありますように、分断するような配備は絶対にやめてほしいみたいなことを申しておりますけれども、ちょっと質問の視点を変えますが、知事は国会議員のときに自衛隊のいろんなイベントには参加したことはございますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　閲覧式それからエアフェスタなど、参観したことはあります。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　そういう意味では、自衛隊に関する考えは、我々自民党と知事はそんなに変わりはないと私は思っているんですね。ただいろんな政党の支援を受ける観点からかもしれませんけれども、さきの公約の中で緊急空輸や災害活動援助などの活動を評価する一方で、住民合意もなく地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認めませんと書いています。これ知事の話はどこまで本心かよくわかりませんけれども、知事が自衛隊の存在をある程度認め、それから即応予備自衛官の必要性も認め、その中で離島に配備する、もちろん緊急時の体制や災害時のことも含めてですけれども、私は知事に堂々とこの必要性を認めてほしいんですけれども、恐らくいろんな関係があって今となってははっきり言えないこともあるかもしれません。しかしやはり離島地域を守る、県民の生活、生命財産を守る、国防、この領海・領空・領土を守るという観点から、この自衛隊の必要性をしっかりと知事にぜひ発言をしていただきたいと私は思うんですが、まだそういう考えでいらっしゃいますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　自衛隊に関しては、さまざまな考えをお持ちの方々がいらっしゃるということの認識に立っております。私は、かねてから日本が独立国家であるということを標榜するのであれば100年、200年と他国の軍隊が駐留をするということではなく、専守防衛という憲法で認められた枠組みの中で自衛隊という存在をしっかり運用するべきであるということは申し上げてきております。ですからその上においては、私は自衛隊にある一定の理解を示している側の者であるというふうに思料いたします。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　あともう一つ質問を加えたいと思います。

知事は、自衛隊の基地の中に鎮魂の碑があるのは御存じですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　伺ったことはありませんが、聞いたことはあります。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これはぜひ知事として私は手を合わせてもらいたいんです。陸上自衛隊それから航空自衛隊、特に陸上自衛隊においては今15ヘリコプター隊ですか、私も実際そこの隊長と会ったり204の航空自衛隊の飛行隊の隊長と会ったりいろんな話を聞きました。その基地の中に、陸上自衛隊の中で1990年２月17日、急患輸送で宮古島に向かったヘリの墜落で陸自の隊員３名、それと同乗していた県出身の医者――当時若干26歳でございます――その方がお亡くなりになりました。私も初めて鎮魂の碑の前で手を合わせて、我々県民の救済のために向かった自衛隊員、それから若くして亡くなった医者の方、その方の気持ちを思うと私は自衛隊に対して本当に心から感謝こそすれ非難をすることがあってはならないと思っています。もし自衛隊を本当に否定する方々が緊急時に自衛隊の援助を一切要らないというんでしたら私はそれも理解いたしますけれども、自衛隊は思想信条に関係なく島民・県民の救済に行きます。そういう観点から私はぜひ知事にも県民の生命財産を守る、その一翼を担っている自衛隊に対して、正々堂々としっかり評価をしていただきたい。これは強く提言をさせていただきたいと思います。

続いて２番目に行きます。

特別秘書について。

ア、前秘書の辞職時期、理由と新秘書の採用、経緯について伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

前特別秘書は、一身上の都合により、平成30年12月28日をもって辞職いたしました。また、平成31年１月１日付で現在の秘書を新たに採用したものであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　さきの代表質問の中で特別秘書について私知事にお伺いしました。前秘書が継続されていること、私は翁長知事がお亡くなりになった段階で

もうやめるんじゃないかと言ったら知事として任命をお願いしたと、政策通であるということも伺いました。その中で12月、たしかあれは４日の答弁だと思いますけれども、人事に確認しましたら、本人の退職願は12月14日に出されたと聞いているんですね。わずか10日間であります。知事として慰留しなかったのか、延長をお願いしなかったのか確認させてください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　本人の希望もございまして、慰留はしましたけれどもそのまま本人の希望どおり受理をしたということになります。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　その前にも辞職願があったのを慰留したわけです。知事は政策通であるからという判断でみずからお願いをしましたとお答えになりました。しかしその10日後にはもう辞職願が出されているわけです。

私が何が言いたいかといいますと、もちろん個人のことを私は能力は別に評価については申し上げませんけれども、知事が必要であれば延長できたわけです。それをあえてしなかった。それからまた１月１日には、辞職された３日後、新年の１月１日には新秘書を採用しましたと。その新秘書についても、新聞での情報だとお嬢様の旦那さん、義理の息子さんに当たると聞いています。私は、そういったことを否定はしません。否定といいますか、特にこれに対して不満というかそういうことを申し上げるつもりはありません。

そこでイのほうに行きますけれども、特別秘書に求められる役割について知事はどうお考えですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

特別秘書は、公務日程の管理に加えて、政治的行事や会議に関する調整、随行、政党や政治団体からの情報収集などの役割を担っております。さらに、知事からの求めに応じて、いつ、何どきであっても行動をともにすることも特別秘書の役割として求められております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事、その中で義理の息子さんを指名したという理由をちょっとお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　そのことについては、いろんな方々と相談をいたしましたが、知事の特別秘書の先例等も勘案いたしまして採用させていただきました。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私は、先ほどから申し上げているように、特別秘書に身内が来ることに対して否定的な意見を持っているわけではありません。私が思うには、特別秘書に求められる役割、先ほど知事公室長がるる述べられましたけれども、本来は知事本人、本当に腹を割っていろんなことが話せる人、それから外部からの声ももういい話だけではなくて知事自身に厳しいことを提言できる、これが私は身内だと思っています。ですからそういう観点で単なる公務員の秘書を置くのではなくて、知事のことを考え、また周りのことを考え、そういう苦言も提言できる方が特別秘書として求められるものではないかと私個人は思っております。

ですから新しい秘書のことを私はよく存じ上げませんけれども、知事として業務を遂行するに当たって、公務を遂行するに当たって、この特別秘書が周りの皆さんからもしっかり評価されるように知事としてもまた十分育てていただければと、これは要望として申し上げておきます。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時20分休憩

午後１時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　(3)、観光立県沖縄としての課題と対策について伺います。

ア、ＯＣＶＢコンベンションビューロー台湾事務所及び韓国事務所の閉鎖について状況を御説明願います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

沖縄観光コンベンションビューローによりますと、海外事務所の閉鎖の理由といたしましては、県の委託事業が減少している中、沖縄振興特別推進交付金の終了後を見据えまして、そういうことが一つと。それから財政負担が過重な事業を見直す方針であること、そしてＳＮＳの普及等に伴い旅行形態が団体から個人へと変化し、その必要性が薄れているということ等ございます。

ただし県といたしましては、アジアのダイナミズムを取り込み、沖縄観光のさらなる拡大・発展を図るためには、平成31年度から、台湾において沖縄観光コンベンションビューロー台北事務所を沖縄県台北事務

所に統合し、韓国においては沖縄県が新たにソウル事務所を設置することで、これまで以上のインバウンドの増加につなげたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 続いて、コンベンションビューローの委託費の推移と役割について答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君） お答えします。

県から沖縄観光コンベンションビューローへの直近４カ年の委託契約の状況でございますけれども、指定管理費を除きまして、平成27年度が37億8439万円、平成28年度が41億1388万円、平成29年度が32億146万円、平成30年度は当初契約額でございますけれども、22億5489万円となっております。沖縄観光コンベンションビューローは、観光業界をリードし、県と連携して観光振興施策を推進し、観光客の誘致及び受け入れ、各種コンベンションの推進等により、入域観光客数や観光収入増に貢献しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 ありがとうございます。

コンベンションについてちょっと確認します。今県からの出向は何名行っていますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時22分休憩

午後１時22分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君） ５名でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 その人事権はどちらにあるんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時23分休憩

午後１時23分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君） 派遣するまでは人事権は県のほうでございますけれども、派遣先での配置に関しましてはビューローのほうでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 ということは派遣された方々の人事については、県は関与しないという理解でよろしいですね。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君） ある程度、ビューローのほうでやっております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 いろいろ聞こえてくるのは、県からの関与があったように私も聞こえてきています。これは事実かどうか後で調べてまた委員会でも確認したいと思いますが、次の質問に移ります。

県主催のイベント沖縄ナイトが１月24日にあったと思います。それから首里城の式典もあったと思いますが、その当初の出席予定者と欠席になった理由をちょっと説明お願いします。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君） 沖縄ナイトについてお答えいたします。

沖縄ナイトは、東京、大阪、福岡、台湾、香港、韓国で実施をしているところでございまして、沖縄ナイトには、三役に出席していただくとともに、航空会社、旅行会社あるいは政府関係者等訪問していただき、先方とのいろいろ人的ネットワークの構築に寄与していただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時24分休憩

午後１時25分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君） 東京での沖縄ナイトへの県の出席者でございますね。

予定者は、当初知事とそれから私部長、以下文化・観光関係者でございます。

○西銘　啓史郎君 出席したのは誰ですか。知事は欠席しましたよね。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君） 東京でのナイトのほうには、富川副知事に出席していただいております。あと私も出席いたしました。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 知事が欠席した理由を教えてくだ

さい。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　先ほど部長からもありましたように、知事の対応を予定しておりましたが、開催日の１月24日は県議会において各派代表者会が開かれ県民投票条例の改正について議論されることとなったため、知事の対応が必要となる可能性もあったことから、日程を変更し富川副知事が参加いたしました。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　知事、私知事の行動力を評価するということも以前話したと思います。予算とワシントン訪米については、行動のプライオリティーについて、優先度合いについて私は疑義があると意見があると言いました。今回も沖縄ナイトというのは知事に就任して初めてのイベントですよね。観光立県としてこれが大事だと私は非常に思っています。
　それでその日は、その当日というか航空会社やいろんなアポイントメントも入っていたと思います。それも全て副知事ではなくて嘉手苅部長がその企業にも行ったという情報が入っていますけれども、申し上げたいことは、知事、もちろん条例のことは大事かもしれません。私はそれ以上に観光ナイトを優先すべきだと思います、だったと思います。知事になって最初のナイトですよ。各県いろんな方々、各界の方々が来られて知事にお会いしたいと思って参加された方々もいっぱいいると思います。それを知事は優先せずに内部の事情の県民投票条例のことで欠席したというふうに堂々と今知事公室長おっしゃいました。
　私は疑います。本当に知事はそれでよかったんでしょうか。もっと言うと文化観光スポーツ部長、これに知事が来ないことに対して何とも思わなかったんでしょうか。ちょっと答弁お願いします。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　ナイトの前の航空会社訪問につきましても、先方にきちんと日ごろの送客の御礼、感謝を申し上げるということで意見交換、情報交換、私のほうでしっかり対応させていただいたということでございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　部長、大変失礼なことを言いますよ、力不足ですよ。知事の名代で副知事が行くならまだしも、僕は正直言って東京については、知事は最初のイベントですから、これを知事を残すという判断をしたのは副知事、謝花副知事ですか。
○議長（新里米吉君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。
　先ほど公室長からありましたように、県民投票条例の改正に向けてさまざまな方々が動いておりました。24日は、各派代表者会が開かれるということで、これも極めて重要だということで知事ともいろいろ私も含めて三役で相談した結果、場合によっては知事が議会に呼ばれるかもしれないというようなこともあったものですから、最終的には知事のほうで御判断いたしまして、東京でのナイトの対応は富川副知事が大阪から急遽東京入りするということで対応させていただいて、知事は議会の推移を見守っていたということでございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　もう余りくどくどと申し上げません。知事、ぜひお願いします。いろんなもちろん知事としても条例のほうが大事だというふうに判断したんでしょう。しかし、普通対外的な方々を県の主催でお招きして、そこに知事が行かなかったことは僕はとても大きいと思います。観光立県を沖縄が目指すのであれば、知事、最初のイベントですよ。これはぜひ今後いろんなことで改めていただきたいと思います。
　次に行きたいと思います。
　モノレールの利用状況と課題について御説明お願いします。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。
　沖縄都市モノレールの乗客数は、平成15年の開業以来、おおむね順調に伸びております。平成29年度は、１日当たりの乗客数が４万9716人となり、６年連続で過去最高を記録しております。延長区間の開業や観光客の推移を踏まえますと今後も増加することが見込まれております。課題としましては、朝夕のピーク時に混雑が発生し、その対策が必要であることから、県としては、沖縄都市モノレール株式会社と連携しまして、３両編成等を含めた輸送力強化について検討を進めているところでございます。
　以上です。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　モノレールが今度浦添浦西まで延伸されますけれども、その近郊の定期路線バスへの影響については、県は試算か何かしていますでしょうか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後１時31分休憩
　　午後１時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　ことしの浦添区間の延長開業を予定しておりますが、バス路線については特に影響等踏まえて何らかの対応をとるということは考えてございません。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ということは、影響はないというふうに理解しているということでよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

都市モノレールが開業するわけでございますので、当然何らかの影響は出ることは想定できますが、今のところバス路線についての影響等については何らかの対応をとるということは考えていないということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これも特別委員会等で議論されると思いますので、この場では余り時間は割きませんけれども、私が申し上げたいことは、いろんな影響が民間のバス会社に出るはずです。私も数字は持っておりませんけれども、それに対して県は全く関与しませんよというスタンスも一つの結論だと思います。しかし、公共交通ネットワークとして県民の足としてこの路線が赤字になる、またはいろんな影響が出ることに対して自助努力をしなさいということも確かに一つかもしれません。そこについて私は個人的には何らかの試算もする中で、ちゃんとほかの路線においては赤字補塡があると聞いていますけれども、この近郊の路線については補塡もないというふうに聞いていますので、これについてはどこかしっかり委員会の中でも議論をさせていただきたいと思います。

続いて、ＯＫＩＣＡの利用状況と課題についてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

ＩＣ乗車券ＯＫＩＣＡにつきましては、平成26年10月にモノレールに先行導入がされまして、翌27年４月には本島内のバス４社において利用が開始されております。平成30年12月末時点で31万枚が発行枚数となっておりまして、順調に推移しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ＯＫＩＣＡについても発行枚数が伸び悩んだりまたいろんな要請が上がっていると思いますけれども、このまま各委員会等でもしっかり議論をしながら、いろんな対応についてもまた議論をさせてもらえればと思います。

続いて２番のほうに行きますけれども、児童相談所の状況についてですが(1)、(2)はもう既にいろんな方々に部長答弁いただいているので、(3)のほうに行きたいと思います。

育児放棄と養子縁組の実態と課題についてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　まず育児放棄、ネグレクトについてですけれども、平成29年度の本県児童相談所が処理した児童虐待相談のうち、ネグレクトであったのは146件、全体の21.1％になっております。

養子縁組につきましては、平成29年度の本県児童相談所がかかわった養子縁組の成立件数は、特別養子縁組が５件、普通養子縁組が１件の合計６件でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　特別養子縁組の件数としては、全国的に比較しても大体そういうような感じでしょうか。それも御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　全国の様子につきましては、平成27年度に全国児童相談所がかかわった件数を承知しておりまして、全国で成立したのが306件、１児童相談所当たり平均約1.5件というような状況でございまして、先ほど申し上げました件数は平均を上回っているのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これも児童虐待、今いろんな話題になっていますけれども、育児放棄についてもいろいろ声が聞こえてきます。特別養子縁組、特に子供さんが欲しくても子供さんができない家庭にとっては、どうしても養子縁組としてしっかり受け入れたいという中でなかなか親が育てますというと、この親の権利のほうが強いといいますか、子供の幸せの権利よりも親が育てると言えばそのまま引き取られてしまうケースも多々あると聞いています。もちろん法律のもとで全て行うので簡単にはいかないにしても、こういったこともやはりいろんな形で子供の幸せを考える場合に、この特別養子縁組の扱いを今後どうしていくのかもしっかりまたこれも議論させてもらいたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時36分休憩

午後１時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　３番に行きます。

下地島空港の利活用計画と課題及び対策について。

(1)、ＬＣＣの就航計画とプライベートジェットの利用計画について伺います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

下地島空港におきまして、三菱地所が実施する国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業においては、ＬＣＣ定期便やプライベート機の受け入れを計画しております。国内線ＬＣＣ定期便につきましては、本年３月30日に就航が予定されておりますジェットスタージャパンの成田便に加えまして、関西や九州などからの就航を目指して、誘致活動を行っているところでございます。また、本年７月から、香港エクスプレス航空が香港との国際線定期便の就航を予定しております。さらに、プライベート機につきましては、既存の駐機場等を活用して受け入れ体制の構築を行う計画としております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いて２番ですけれども、航空会社の訓練計画について、これは今現状どの航空会社が下地島空港を使っているのかということと、それから着陸料と訓練料というんですか、その考え方について御答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　現在さまざまな航空会社が操縦訓練、下地島空港を使っておりますが、特にバニラエアですとかＲＡＣ等が頻繁に使っているという状況でございます。

下地島空港の操縦練習使用料につきましては、県の条例等に基づいて定められております。普通着陸料の額にタッチ・アンド・ゴーを含む練習回数を乗じた金額となっております。他県の地方管理空港におきましては、着陸料に沖縄県と同様の回数を乗じた金額の例や、着陸料にエプロンへの駐機回数を乗じた金額の例など、さまざまな取り扱いとなってございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これは、事務方ともいろんな話をしましたけれども、ＪＡＬ、全日空が撤退をして下地島空港が訓練施設としてなかなか機能を果たせなくなって今の三菱地所の利活用もあるんですけれども、ほかの航空会社でも訓練に入りたいという会社があるというふうに聞いています。ですから私は、ここでお願いしたいのはぜひ県もタッチ・アンド・ゴーの回数ごとに課金する制度がいいのか、関空やその他、中部空港、長崎いろんなところでやっているようですが、時間的な活用の運用時間が短ければどんどん訓練も誘致できると私は思っています。ですからその辺の条例を変えることに後ろ向きになることなく、新たな航空会社を誘致することについては土建部を中心に積極的に行ってほしいと私は思っています。これは要望をしておきます。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時39分休憩

午後１時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　では、４番目に行きます。

那覇軍港の移設に関して。

(1)、松本浦添市長との面談、これは１月16日ですか知事がされたと新聞に出ておりましたけれども、この内容３点確認したとありますが、この内容と今後の対応について御答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

去る１月16日の松本浦添市長との面談では、これまで、翁長前知事、城間那覇市長、松本浦添市長との三者面談で確認された那覇港湾施設の移設は新基地建設ではないこと、那覇港湾区域内の移動であること、移設を進めることを再度確認し、今後も意見交換を行うとともに技術的な検証を進めていくことなどを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　特に３点目の知事の発言について、公室長もう少し丁寧にどのようにおっしゃったのかお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

従来この間、翁長前管理者そして城間那覇市長、松本浦添市長と確認をしてきた３点について、松本市長のほうからペーパーを出していただいてその内容について確認をしたということでございます。

○西銘　啓史郎君　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時41分休憩

午後１時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　先ほどの発言に続きまして、今後私のほうから少し対話のドアをあけて事務方での協議もやって、どれが100点というプランにこだわるのではなくて、双方が歩み寄っていい方向で進めていきましょうというような話がありました。それについては松本市長も、みんなが75点で納得できるようなそういう計画にしていければみんな納得できるでしょうしというような趣旨の御発言をされております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　(2)のほうに行きますけれども、埋立行為自体は自然破壊を伴うがというような発言は、知事はされていないということでよろしいんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

松本市長が１月16日の面談におきまして、那覇港湾施設の浦添移設計画に関する確認事項というのを持参されました。そこに新基地建設ではないこと、そして今議員お尋ねの埋立行為そのものは自然破壊を伴うが、その後に発生する経済波及効果や産業振興などの将来性を考慮すればやむを得ないという記載がございます。ただこの文書そのものについて新たな合意などを行ったということではございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ということは、今の発言というか、新聞によると玉城知事と確認したというふうに発表していますけれども、確認されていないということですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今先ほどの松本市長の文書を見せていただきまして、その際埋め立てなどの事業行為につきましては、事業の実施に伴う環境影響へ配慮することが必要であり、県としては、当該移設に伴う埋め立てについても環境影響評価の手続などを通して適切な環境保全措置が検討され、万全の対策が講じられる必要があるというお話をさせていただいて、それを松本市長とも確認したということでございます。

○西銘　啓史郎君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時44分休憩

午後１時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　先ほどのこの文書というのは、当日松本市長が持参されて、こういう形でこれまで翁長前知事そして城間那覇市長と進め方を確認してきたと。その３点目の埋め立てそのものについては、自然破壊というところにつきましては、今説明しましたように埋め立てにつきましては環境への配慮等が当然必要でございますので、環境影響評価の手続などを通して万全な対策が講じられるというところについて知事のほうから発言をして、それについては松本市長も確認をしております。

以上でございます。

○西銘　啓史郎君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時46分休憩

午後１時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今公室長が答弁した内容そのものなんですが、松本市長が那覇港湾施設の浦添移設計画に関する確認事項ということで、これまでこういうふうに行われてきたということを３点述べられました。それで今までの経緯であればこれはこれでいいでしょうと。ただ産業振興などの将来を考慮すれば自然破壊を伴う埋立工事そのものがやむを得ないというこの書きぶりについては、しかしその前にしっかりと環境影響評価などにかけてしかるべき環境保全に対する対策は万全にとるという前提ですよねという話をしたら、それはそのとおりですということでしたので、であれば確認できるということで発表したものであります。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　じゃ、ちょっと視点を変えたいと思いますけれども、那覇軍港は何ヘクタールで、浦添の埋め立ては何ヘクタールでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　那覇港湾施設の占用面積は51ヘクタール、そして那覇港湾代替施設の面積は約49ヘクタールとなっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　今確認ですけれども、浦添は今何て言ったの、埋立面積。

○知事公室長（池田竹州君）　面積は、約49ヘクター

ル。

○西銘　啓史郎君　確認ですけれども、浦添の埋め立ては百幾つ、何ヘクタールですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時48分休憩

午後１時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　では知事、先ほどのこの確認できたコメントというのは、私大変重いと思っていまして、埋立行為自体自然破壊を伴うけれども、経済波及効果があれば将来を考慮すればやむを得ない。那覇も浦添もハッピーになるみたいな話だと、今回例えば普天間を辺野古に移設するのも普天間が返還されたら、普天間の跡地利用は経済的には効果があるわけですよね。なら移設をさせないという前提じゃなくて移設をした後に普天間が返ってきて経済効果はあるかと言えばこれはあるわけですよ。

知事それについてはどう思いますか、普天間の返還後の経済効果は。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　これまでの基地の返還跡地利用を考えまするとと、十分その需要や予測は立てられると思います。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ではその移設先が新基地だからだめ、浦添は新基地ではないからオーケーという理解でよろしいんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

普天間飛行場代替施設としての辺野古、今建設される基地につきましては、いわゆる係船機能つき護岸、そして弾薬搭載エリア、いずれも普天間飛行場にはないものでございます。あと滑走路が２本になることなどを考慮すれば単純な代替施設ではないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これも解釈の違い、見方の違いでいろいろだと思うので余り強くここで申し上げませんけれども、土建部長、伺います。

今まで公有水面埋め立てを行ってきた復帰前、復帰後の総埋立面積をお答え願います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　復帰後の埋立総面積につきましては、国土交通省国土地理院が公表しております調べによりますと、復帰後3669ヘクタールの増加となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　約3700ヘクタール、復帰後に沖縄の埋め立てが行われてきたわけです。これにはもちろんいろんな環境問題もあり、いろんなことがあって経済に資するいろんな思いもあって当時の知事やいろんな方々が埋め立てを承認してやってきたと思います、法律にのっとって。今回160ヘクタールの辺野古の埋め立てに関してもそうですけれども、普天間の480ヘクタールからすると約３分の１になるけれども、これですら県民の意思は昨日あらわされたというふうに理解します。やはりこの全体観を見た場合に、これから沖縄というものが全て埋め立てどうのこうの言うつもりはないんですけれども、必要なものは必要として、先ほど知事が浦添は必要だと。経済的にも効果があるのであればやむを得ないということを発言されたわけですから、発言というか確認したわけですから、この環境問題もしっかり見た上で了解したというふうに私は理解したいと思いますので、ここは今後も知事として矛盾が発生しないようにしっかりと私どもも会派沖縄・自民党としては見守っていきたいと思います。

最後に知事、もう一点だけ浦添については賛成という理解でよろしいですね。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　那覇軍港の移設に関しては、那覇港湾施設内での移動であるという点において私は認めております。

○西銘　啓史郎君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。

項目に従い、順次質問を行います。

１、基地問題について。

(1)、嘉手納基地では、現在常駐機の訓練に加え、相次いで飛来する外来機の訓練を南側滑走路１本を使用している。その結果、１月にＦ15戦闘機２機が１本の滑走路の両方向から緊急着陸するなど、地元の不安ははかり知れない。県の認識と今後の対応を伺いたい。

(2)、嘉手納基地内にある第353特殊作戦群の駐機場エリアの拡張工事に伴い、基地機能強化につながるとして三連協を初め周辺自治体が反対している。今後の県の取り組みについて伺いたい。

(3)、日米地位協定改定について、県の取り組みと対応を伺いたい。

(4)、日米地位協定に関して、沖縄県が調査した結果について伺いたい。

(5)、在日米軍人・軍属、契約従業員の数について伺いたい。

(6)、在沖米軍人・軍属、契約従業員の数について伺いたい。

２、県内の産業振興について。

(1)、商工会・商工会連合会の平成31年度の市町村の取り組みと予算について伺いたい。

(2)、特例事業承継税制について、平成30年度の税制改正において従来の事業承継税制を改良して対象株式数を100％、相続時の猶予対象評価額を100％に拡大し雇用確保要件を実質撤廃、株式譲渡、合併、廃業時減免措置を追加した新しい特例事業承継税制が創設された。特例事業承継税制の適用は、認定経営革新等支援機関の指導助言を受けて作成された特例承継計画を都道府県へ、提出期間は平成30年４月１日から平成35年３月31日までの５年間とされています。県は、平成31年度県民に対してどのような取り扱いで周知徹底を図っていくのかお伺いします。

３、福祉行政について。

(1)、こども医療費助成事業について。

(2)、現物給付方式の意義について。

(3)、病院窓口での現金支払いがない現物給付方式の市町村と医療機関との実施に向けた取り組みについて。

(4)、平成31年度給付型奨学金制度について。

４、犬・猫殺処分について。

(1)、犬・猫殺処分ゼロから廃止に向けて、市町村との連携について伺いたい。

(2)、犬・猫殺処分ゼロから廃止に向けて、ペット販売店、動物愛護団体、ボランティア団体との課題と要望等の取り組みについて伺いたい。

(3)、犬・猫殺処分ゼロから廃止に向けて、各小中学校で県の職員はもちろんボランティア団体を講師として招き、講演会を実施し、動物愛護への認識と知識を高める必要性はないか伺いたい。

５、陸上・海上交通網の整備について。

(1)、2019年度末の供用開始に向けて、那覇空港滑走路増設事業の進捗状況と今後の課題について。

(2)、国道・県道・高速道路の交通渋滞の現状と対策について。

(3)、沖縄都市モノレールの首里駅から沖縄自動車道西原入り口までの延長整備について。進捗状況（現状）と課題について。

(4)、那覇空港滑走路増設に伴い国道・県道・高速道路の交通渋滞が予測されるが、その対策と課題について、私が提案した２次交通による高速船の活用、那覇空港から北谷まで15分、名護まで40分、本部まで50分（海上タクシー）について。

６、水産・観光振興について。

(1)、海の牧場（海洋牧場）について。

本県における地産地消を推進する立場から、食の安全と１年を通して安定供給できる定置網からとれる生きた魚を海の牧場で育て、畜養または養殖で新鮮な魚を県民に供給、またはその生けす内で（マンタ・ナポレオンフィッシュ・アーラミーバイ等）ダイビングできる海の牧場（海洋牧場）について伺います。

(2)、クルーズ船需要の増大及び大型化に対応するための県の取り組みについて伺います。

(3)、マグロはえ縄が西太平洋パラオ海域で2020年から200海里水域内での外国漁船の操業ができなくなることから、県内のマグロはえ縄漁業者の影響について伺います。

(4)、漁船・遊漁船・ダイビング業者等マリンレジャー（サーフィン）への支援対策について伺います。

７、我が党の代表質問との関連については、高速道路の中で、沖縄自動車道の特別割引措置について伺います。

答弁を聞いて再質問を行います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

基地問題についての御質問の中の１(3)、日米地位協定の見直しの取り組みについてお答えいたします。

沖縄県としましては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定を抜本的に見直す必要があると考えております。そのため、他国の地位協定調査を通して、日米地位協定の問題点をさらに明確化し、調査結果をパンフレットなど一般国民にもわかりやすい形で示すことで、この協定の見直しの必要性に対する理解を広げ、国民的議論を喚起する必要があると考えております。

沖縄県としましては、今後も引き続き、全国知事会、渉外知事会、軍転協とも連携して取り組んでまいります。

次に、県内の産業振興についての御質問の中の２の

(1)、商工会・商工会連合会の平成31年度の取り組みと予算についてお答えいたします。

昨今の商工会等においては、従来の経営改善支援業務に加え、売り上げの拡大等に直結する事業計画の策定支援など、各事業者に密着した伴走型の支援体制が求められております。また、好調な県経済の波及効果を県内各地域において循環させ、小規模事業者の育成・振興を図るという観点からも、各地域の商工会等の役割は、より一層重要なものとなっております。これらの状況も踏まえまして、必要不可欠と認められる商工会・商工会連合会等の人件費的経費については、基礎的経費として所要額を確保するため、職員給与のベースアップ分及び３商工会の事務局長設置に係る経費の補助といたしまして、前年度に比べ約2100万円を増額し、平成31年度予算案に計上しているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、基地問題についての(1)、嘉手納飛行場の運用についてお答えします。

嘉手納飛行場をめぐっては、昼夜を問わないエンジン調整や訓練、外来機のたび重なる飛来に加え、１月上旬から北側滑走路が閉鎖されている中で緊急着陸が相次ぐなど、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、三連協や軍転協とも連携し、航空機騒音を初めとした負担軽減を、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に１の(2)、第353特殊作戦群駐機場拡張工事についてお答えします。

沖縄防衛局の説明によれば、本工事は、散在する第353特殊作戦群の関連施設を集約するとともに、老朽化した格納庫の更新、シミュレーター施設等の整備を行うもので、工事の完了により騒音軽減が図られるものとしております。しかしながら、施設整備工事開始に伴う仮の駐機場使用により、騒音や悪臭被害の増大が懸念されるほか、周辺住民に基地の強化につながるのではとの不安を与えております。

県としましては、本工事により地元の負担が増加することがあってはならないと考えており、嘉手納町とも連携し、情報収集に努めるとともに、騒音被害等を増大させないよう求めてまいります。

次に１の(4)、他国地位協定調査についてお答えします。

沖縄県では、去る１月に、ベルギー・イギリスで現地調査を行いました。調査では、両国は自国の法律や規則を米軍にも適用させており、米軍機を飛行規制していることや墜落事故時には受け入れ国が主体的に捜索を行っていることなどが明らかになりました。また、空域を有効活用することはＩＣＡＯ（国際民間航空機関）加盟各国の共通理解であり、軍は空域を占有せず、必要な時間のみ使用していることもわかりました。ドイツ・イタリアの調査結果も踏まえると、このような状況がヨーロッパでは標準的であり、原則として国内法が適用されず、米軍が占有する広大な空域が存在する日本とは大きな違いがあると考えております。

次に１の(5)、在日米軍人等の人数についてお答えします。

米国防総省の下部組織であります国防人員データ・センターが公表している統計によりますと、平成30年12月末時点の在日米軍人の数は、５万6196人となっております。また、外務省によりますと、平成30年10月末時点の軍属の人数は１万1857人、うちコントラクターの被用者数は2224人とのことです。

次に１の(6)、在沖米軍人等の人数についてお答えします。

米軍によりますと、平成23年６月末時点の在沖米軍人の数は２万5843人、軍属は1994人となっており、それ以降公表されておりません。また、県内のコントラクターの被用者数については、外務省は把握していないとのことです。

県としては、米軍構成員及び軍属等の総数等や軍種別、市町村別の内訳など詳細な情報などについて、軍転協とも連携しながら、引き続き公表を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２の県内の産業振興についての(2)、特例事業承継税制の適用に係る県民への周知についてにお答えいたします。

沖縄県では、特例事業承継税制について、税理士関係団体の研修会等における制度説明や資料提供等を行うとともに、各地域の商工会等を通じて、事業者向けに同特例制度の周知を図ってきたところであります。

今後は、国や県、商工会・商工会議所や金融機関等

を構成員として昨年８月に設置された沖縄県事業承継ネットワークの関係機関と密に連携を図り、各地域の事業者向けの相談会等の開催、各種媒体を活用した事業承継の取り組みに係る周知広報等を実施することにより、さらなる活用を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、３の福祉行政についての御質問の中の(1)、こども医療費助成事業についての御質問にお答えします。

同事業につきましては、平成30年10月から未就学児の入院及び通院については現物給付により、就学以降中学校卒業までの児童の入院については自動償還により助成を行っているところであります。なお、平成31年度当初予算では16億8240万6000円を計上したところであります。

次に同じく、こども医療費助成事業についての御質問の中の(2)、現物給付方式の意義についての御質問にお答えします。

現物給付方式につきましては、医療機関窓口での医療費の支払いを要しないことから、現金の持ち合わせがないことによる受診控えが解消されるものと見込んでおります。この方式の導入により、子供の疾病の早期発見と早期治療が促進され、子供の健全な育成が一層図られるものと考えております。

次に、(3)の現物給付の実施状況についての御質問にお答えします。

県内市町村における現物給付の実施状況につきましては、平成31年２月時点で35市町村、平成31年４月には県内全市町村で実施されることになっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の福祉行政についての御質問で(4)、給付型奨学金についてお答えいたします。

県の給付型奨学金、県外進学大学生支援事業は平成28年度に創設したところであります。平成29年度及び30年度の進学者各25名に対し、月額７万円を上限とする奨学金を給付しております。平成31年度進学予定者についても25名を内定し、今後、給付を行う予定であり、４学年がそろう平成32年度には100名まで拡充する予定となっております。

県教育委員会としましては、今後とも、経済的理由により県外大学等への進学が困難な生徒に対し支援していきたいと考えております。

次に、４の犬・猫殺処分についての御質問で(3)、動物愛護への認識等についてお答えいたします。

学校教育において動物愛護の認識と知識を高めることは、生命尊重の心を育てる観点からも大切なことであると考えております。県内の小中学校におきましては、校内で動物を飼育することにより動物と触れ合ったり、総合的な学習の時間及び生活科の時間等を通して、動物愛護について学習するなどの活動を行っております。また、今年度は環境部の事業において、児童にペットの飼育に関する正しい知識を広めることを目的に出前授業の実施やポスター等の配布をしております。

県教育委員会では、今後も学校教育活動全体を通して、命の大切さや思いやりの心を育む教育を関係部局と連携し推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　４、犬・猫殺処分についての御質問の中の(1)、市町村との連携についてお答えします。

県では、犬・猫殺処分を削減するため、市町村と連携して終生飼養、室内飼育、不妊去勢手術等の普及啓発を行っております。具体的には、収容動物の返還数をふやすため、鑑札や狂犬病予防注射済み票の装着の周知に加え、一生うちの子プロジェクトで作成した迷子札の配布を行っております。収容数を減らす取り組みとしては、遺棄防止のポスターやリーフレットを市町村に配布し、動物の適正飼養の普及啓発を推進しております。

動物愛護行政は主として都道府県が担っておりますが、犬・猫殺処分ゼロから廃止に向けては、市町村の取り組みも必要不可欠であることから、担当者会議等を通じてより一層連携を図ってまいりたいと考えております。

同じく４の(2)、ペット販売店、動物愛護団体等との課題と要望等の取り組みについてお答えします。

県では、譲渡ボランティア制度を設け動物愛護団体等と連携し、犬・猫の殺処分の削減に取り組んでいるところであります。同制度に登録されているボランティアとは、普段から課題や改善事項について意見交換を行っており、県はボランティアに譲渡する犬・猫の不妊去勢手術等を支援しております。犬・猫殺処分ゼロから廃止に向け、これまでの取り組みの継続に加

え、愛護団体から要望のあった、不妊去勢手術や収容犬へのワクチン接種を拡充するほか、譲渡機会をふやすための拠点施設の整備、新たな施策の検討のための犬・猫飼養実態調査などにも取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　５、陸上・海上交通網の整備についての御質問のうち(1)、那覇空港滑走路増設事業の進捗状況等についてお答えいたします。

国において進められている那覇空港滑走路増設事業については、平成30年12月末時点で、護岸延長約8.5キロメートルが概成し、埋立土量ベースで約92％が投入済みとなっております。今後の気象・海象状況によって、工期が左右される可能性がありますが、平成32年３月末の供用開始に向け、整備工事を鋭意進めているとのことであります。

次に５の(2)、交通渋滞の現状と対策についてお答えいたします。

那覇市内の平日混雑時の平均旅行速度は約16キロメートルと全国最低の水準であり、県内186カ所の主要渋滞交差点が存在するなど、交通渋滞が慢性化している状況であります。このため、国と連携して交通容量拡大策として２環状７放射道路の整備及び経路の分散として、国道58号、沖縄自動車道及び国道329号の３本の南北軸を東西に連結するはしご道路の整備を推進しております。また、短期対策として、右折帯設置などの渋滞ボトルネック対策に取り組んでおり、引き続き交通渋滞緩和に資するハード対策に取り組んでまいります。

次に５の(3)、モノレール延長整備の進捗状況と課題についてお答えいたします。

沖縄都市モノレール延長整備については、軌道桁及び駅舎等の整備は完了しており、現在、自由通路工事等を進めております。また、沖縄都市モノレール株式会社においては、駅設備等のインフラ外工事や車両走行によるシステム総合試験を行っているところであります。今後は、整備状況を踏まえて、習熟運転や運輸開始に係る検査等を行い、平成31年夏ごろの開業を予定しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　５、陸上・海上交通網の整備についての中の(4)、高速船の２次交通としての活用についてお答えいたします。

那覇―北部間を結ぶ高速船につきましては、内閣府沖縄振興局において実証実験が行われ、県内に拠点を有する民間事業者により、昨年９月上旬の６日間で実施されたところです。

県としましては、当該民間事業者による高速船の定期運航に向けた取り組みを注視しつつ、本島内における海路も含めた多様な交通手段のあり方について、国や観光部局を初めとする関係機関と連携して引き続き検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　６、水産・観光振興についての御質問の中の(1)、海の牧場についてお答えいたします。

海の牧場については、定置網漁業等を活用した魚類の畜養や加工処理により、水産資源の有効活用や水産物の付加価値を高めるとともに、定置網漁業の体験及びダイビング等による観光漁業等を総合的に組み合わせたものと考えております。

県としましては、海の牧場の可能性について、地元の漁協や市町村の要望に加え、養殖の専門家の意見及び費用対効果等を踏まえ検討してまいります。

同じく(3)、パラオ200海里水域でのマグロはえ縄漁業についてお答えいたします。

パラオ共和国では、同国の排他的経済水域の約80％を完全な漁業禁止区域とする、パラオ国家海洋保護区設置法が2015年に成立し、2020年から完全施行される見込みとなっております。現状のまま移行すれば、本県漁船はパラオ水域での操業ができなくなり、マグロ類の安定供給の懸念、県内漁船同士の漁場での競合、漁獲物の集中による魚価の下落等の問題が想定されます。県では、去る２月８日に、漁業関係団体等と連携し、パラオ水域における本県マグロはえ縄漁船の漁場確保について、農林水産省、外務省に対し、要請したところであります。

県としましては、引き続き、本県マグロはえ縄漁業への影響を最小限に抑えるよう努めてまいります。

同じく(4)ア、漁船等への支援対策についてお答えいたします。

漁業を営むことを目的とする漁船の導入については、１、沿岸漁業改善資金による漁船、漁具等の購入に係る資金の貸し付け、２、水産業競争力強化緊急事業による漁船のリースやエンジンの換装により、漁業者の経営基盤強化や漁業の効率化を図るための支援に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　６、水産・観光振興についての御質問の中の(2)、クルーズ船の寄港増加及び大型化への対応についてにお答えいたします。

県では、クルーズ客船の寄港増加及び大型化に対応するため、必要なバース及びターミナル等の整備を港湾管理者などへ働きかけるとともに、ＣＩＱ審査体制の拡充について、関係省庁への要請を行っているところであります。また、本島中北部や離島への寄港分散化、港での観光案内所の設置を行うとともに、貸し切りバスやタクシー不足等の課題に対応するため、バス・タクシー事業者を含めたクルーズ連絡協議会にて、情報共有を図り連携して取り組んでいるところであります。

県としては、今後とも引き続きクルーズ船の寄港増加や大型化に対応した取り組みを強化してまいります。

同じく６の(4)のイ、遊漁船・マリンレジャーへの支援対策についての御質問にお答えいたします。

県では、平成21年度からダイビング業界の実態調査、安全対策マニュアルや安全ガイドの作成、人材育成、ダイビング事業者の経営指導等の支援を行ってまいりました。遊漁船へ支援する事業としては、現在実施しておりませんが、今後、業界のニーズ等を踏まえながら研究していきたいと考えております。また、県内でのダイビングやサーフィンに係る国際大会の開催としては、2010年にフリーダイビング世界選手権が開催されております。県では、スポーツツーリズムの推進を図るため、県内で開催されるスポーツイベントへの支援や国際大会の誘致に係る取り組み等を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　再質問を行います。

基地問題の嘉手納基地での常駐機騒音被害について再質問を行います。

知事、御承知のとおり嘉手納基地周辺での地元では、政府によって基地の訓練が県外・国外に移されたことに対して、ある意味高く評価している部分もあるんです。しかしながら、それ以上の外来機による訓練が増加し、地元では嘉手納基地の騒音問題、悪臭問題に対し、負担軽減が肌で感じられない、それどころか増加しているという不満があります。

徳里議長を中心とする嘉手納町議会では、このような――これは後でちょっと説明しますが数字で、政府によって負担軽減ということで、嘉手納基地から岩国とかまたグアムに訓練の移転がされております。(資料を掲示)　しかしながら外来機による訓練が嘉手納基地に入ってくるほうが増加しています。数字的に合わないというのを示しております。

私はこれまで何度も知事に対し、また関係機関に、日米両政府によってはこのように数字を持って負担軽減に向けて要請行動をすべきだと提案しましたが、これについて答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

防衛局が実施しています平成29年度の嘉手納飛行場における航空機離着陸回数等は、合計で５万8066回、そのうち外来機によるものが２万281回、率にすると34.9％となっており、外来機の飛来によって、先ほど議員御指摘の県外・国外訓練の移転の実質的な負担軽減が実感できないという話は私も嘉手納町議会の要請もたびたび受けておりますので、直接聞いております。

県としてはそういったことも含めて、実質的な負担軽減が図られるよう軍転協と連携して強く要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　やはり最大の問題は、先ほど知事公室長答弁しておりましたが、駐機場が古くなったので新しく増設すると。それができることによって、防衛局は負担軽減になるとしておりましたが、その工事期間中も屋良地域の住宅街で待機すると。この工事期間中もいるということに対する地元の不満なんですよ。これまでは知事、宮城篤実前町長のころは、司令官と直接交渉をしながら、18航空団司令官――当時ですね――これ空軍の洗機場ですけれども、これまで屋良地域にあった洗機場を基地の中に移していただきたいということをトップ会談して、それが実現しております。

そこで、当時の宮城町長は基地問題の改善及び日米親善の交流に尽力をしていただいたという、宮城篤実町長からその司令官に感謝状を贈った経緯があるんです。そういった意味では、やはり地元と司令官との話し合い、対話がそういった負担軽減になると私は思っていますが、知事はいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先日、軍転協の県外要請を行った際にも、市町村長の皆様と一緒に要請活動をさせていただきました。そこで、各市町村長さんはそれぞれの基地が所在する地区のそれぞれの司令官とはコミュニケーションをかなり意図的にとっていて、良好な関係に努めるようにというお話も伺っております。そういった上で、実質的な負担軽減を図るような取り組みを引き続き求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　私は知事にお伺いしているんですが、実は平成29年２月に嘉手納の當山町長は、在沖米海軍艦隊活動司令部司令官ロバート・マシューソン大佐、海軍の駐機場を中に移していただきたいということで、早期移転に積極的に取り組んでいただいた。そのときも嘉手納の町長はこの司令官に感謝状を贈っております。司令官がかわるたびにやはりコミュニケーション、話し合いをしなければ問題解決にならない、私はそう思っております。新しい司令官になってからそういうコミュニケーションや話し合いができていない。知事は今現在の18航空団司令官にお会いしたことはありますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先日表敬をいただきました、スミス四軍調整官とお会いいたしまして、市町村への情報提供、あるいは地域との連携などコミュニケーションについて図っていただくようお話をさせていただきました。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　18航空団の司令官とお会いしたことはありますか。

知事に聞いているんですよ、知事に聞いているんですけど。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　部隊の基地の司令官とはまだお会いしたことはありません。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ぜひそういった形で、やっぱり現場、普天間飛行場、嘉手納飛行場の現場の司令官と直接交渉して、山積する課題を解決していただきたい。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時29分休憩

午後２時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○中川　京貴君　２番目の県内産業の振興について質問します。

１番目の商工会・商工連合会につきましては、知事の答弁をいただきました。やはり私ども11月議会の代表質問、そして今回の一般質問を含め、平成31年度の予算措置をしたことに対しては感謝を申し上げたいと思っております。

２番目の特例事業承継税制については、先ほど答弁いただきましたけれども、これは私は去年の12月にもしております。ことしの４月からどういった形で県民に周知徹底を図っていくかということを答弁いただきましたけれども、私はある意味でテレビやラジオ、マスコミを通してこういった時限立法、５年間しかないんですよということで周知徹底を図るべきだと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　これにつきましては、国のほうも説明会を開くということで準備されております。ですから、次年度につきましては、あと５年あるとはいえ、早目に取り組まないといけないと思っております。我々としましては、あらゆるマスコミ等それを活用しながら、それから当然商工会議所とか連合会の皆さんの力もおかりしながら、さらなる周知に努めたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、この件、知事も御承知であると思うんですが、池上彰さんのテレビで、待ったなしの特例事業承継税制という番組をやっておりました、全国放送で。私はこういった県民の税制に関する、収入に関するものは県広報で周知徹底を図るべきだと思っていますが、知事、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　県の広報関係、いろんな冊子もございます。そういったもの、それから当然商工会もそういう会員向けの冊子等も持ってございます。そこら辺を活用しながら先ほどと同じように周知を高めていきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、先ほど広報活動、こういう印刷物ではなくて私が言っているのは県の広報、テレビがありますよね。テレビ、ラジオ、インターネット。よく執行部の答弁でホームページに出ていますよと。ホームページを見ていない県民が多いんですよ。ですから、テレビを通してやっていただきたいということです。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　おっしゃるとおり、この特

例事業承継の税制、期限つきの特例ですので、県の広報でもしっかりと行っていきたい。県の各部局の持っているさまざまないわゆる広報番組、あるいは枠がありますので、その中で例えば特集を行うなど、取り組みを強化できるものと思います。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ぜひ知事、この件につきましてはお願いしたいと思っております。

４番目の犬・猫殺処分ゼロに向けて再質問を行います。

平成29年度６月、平成30年度６月の一般質問でも取り上げました。これまでは犬・猫を収容した時点でワクチンの接種はされておりません。その理由としては、どうせ殺処分するからワクチンを打つ必要がないのだというような感じであったと思っております。

私が提案したのは、収容した時点で全ての犬・猫にワクチンを打って、譲渡会で譲渡しやすい環境をつくっていただきたいと要望を申し上げました。現時点において、平成31年度は犬・猫殺処分ゼロ、また廃止に向けた取り組みとして、ワクチンは全ての犬に打つということでよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答え申し上げます。

前々回、そういう形でやったんですけれども、それは免疫ができる期間を考慮してという形での答弁になったかと思いますが、愛護団体それから獣医師会等々とのいろいろと意見交換の中でもございましたので、31年度から拡充をしていきたいということで取り組みを強化してまいりたいと思っています。

基本的には収容時に、全頭接種を行うというような形で今準備を進めているというところでございます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　１年前は玉城知事は知事ではありませんでしたので、実はその前は収容した時点でワクチンを打ってくれと言ったらできないと。なぜかと言ったら、１週間以内に処分されるからですよ。意味がないと。１週間以降しかワクチンの効果が出ないということがあって、その接種ができなかった。しかしながら玉城知事の公約にもありますように、これからは犬・猫殺処分ゼロ、廃止を目指す意味では、ワクチンを打たなければあの団体の中に動物が入ると全部病気がうつってしまうんです。ですから、その管理が大切ですよと、２年前から申し上げてまいりました。今答弁で全動物に対してワクチンを打つということに対して評価します。

先ほど答弁で、犬・猫不妊去勢手術を市町村と連携をとってやっていると言っておりましたけれども、その予算は出ているんでしょうか。市町村に対して。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　市町村への補助というのはしておりませんけれども、動物愛護管理センターから譲渡する犬については、不妊去勢手術を行うということでやっております。

市町村には補助は行っておりません。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　市町村において飼い主がいない猫に関する苦情が多発しております。県はその対策をしておりますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　市町村におきましては、動物愛護法に基づいて捕獲等を行っているということで承知しておりますけれども、この間もあったように、地域猫活動への補助ということで、現在マニュアルも簡略化した方法を試験するなどして、現在１地域がモデル地区として指定はされていて、その辺に対する不妊去勢手術は全頭行っているというような状況でございます。

市町村におきましても、そこで捕獲したものにつきまして、動物愛護団体への引き渡しとかそれから動物愛護管理センターへの引き渡しとか、そういうふうな形で行っているというふうな状況は聞いております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、この猫の対策は待ったなしなんです。もう毎年ふえてふえて、そのたびに動物愛護管理センターに来ると。今答弁聞いたとおり、市町村に対する補助金がありません。

私はきょう提案したいのは、市町村はもちろん、このボランティア団体、個人でボランティア団体持っているんですよ。この方々が収容したときに、そこで不妊去勢手術ができる予算措置をしていただきたい。これ獣医がするものですから、頭数は限られてきます。その支援を例えば、捕まえて不妊去勢手術して――これＴＮＲという活動なんですが、それを継続しなければ間違いなく、今努力してもその努力以上にふえている状況なんです。市町村とボランティア団体にそのＴＮＲ活動の支援をしていただきたい。知事、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　せんだって実は動物愛護管理センターに参りまして、いろいろな話を聞かせていただき、現在の状況についてはセンターの職員の皆さ

ん、あるいは動物愛護ボランティア団体の皆さんと協力をしながらその枠を広げていこうと、活動の枠を広げていこうということで取り組んでいるという状況もうかがいました。そして殺処分についてもできるだけ少なくする。３種類の分類があって、１つはなれるのに時間がかかる、例えば捕獲された犬たち、２つ目は割と人が飼っていたもの、あるいは人になれやすいもの、そして３つ目は事故などで持ち込まれるけれども命を亡くしてしまうもの、どうしてもその中から優先順位をつけて殺処分ゼロ、廃止に向けて取り組みたいという考えも聞かせていただきました。猫も同じように、トラップ・ニューター・リターン、ＴＮＲ。つまり捕獲して、不妊手術をしてまた帰してあげるという活動も地域限定的ではありますが、そういう活動をして耳をカットして、サクラ耳にしてそれを帰していくというふうな話も聞かせていただいています。

ですから、そういうネットワーク、お互い活動している皆さんと行政とのネットワークをしっかりつくっていって、市町村とも連携をしていく。そういう方向性で１匹でも１頭でも命が大切にされるという、そういう子供から大人まで命を育むためにみんなで活動する、協力をするというネットワークをつくっていきたいという意見交換をさせていただきました。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、知事も答えたとおりボランティア活動や地域活動が取り組んで今、毎年当初は5000頭、6000頭いたのが、このわずか五、六年でもう本当に千何頭と減っております。しかしながら、数字のマジックで県に来る頭数は減ってくるんですが、ボランティア団体が抱えているんですよその分。譲渡をする間。一人で30頭とか、一人で20頭とか抱えて、各ボランティア団体がそれ持っています。しかし、幾らボランティアでも限界があります。ＰＥＴＢＯＸやいろんな企業の協力もあって、ペットリボン・プロジェクト基金かなんかでやっていますけれども、そういったボランティア団体に対する例えば餌代とかそういった光熱費、そういった要請が多分出ていると思いますが、それに対して支援ができないか、知事お伺いします。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

今、御回答したとおり、今までの取り組みも継続しながら不妊去勢手術の拡大、それからワクチンの接種の拡大も行いつつ、それから譲渡機会をふやしていくような拠点施設の整備も行っていきます。そういったことを行うことによって、譲渡数をふやして、そして引き取る数を減らしていくという取り組みがどうしても必要だと。幾ら譲渡しても入ってくるのがあればなかなか殺処分ゼロにならないということもございますので、引き取る頭数を減らすということが大事なことでありますので、その辺につきましては啓発活動をいろいろ行っていきたいというふうに考えております。

また、その引き取った方についてもなるべく殺処分しない方法としまして、ボランティア団体への引き渡しということも動物愛護管理センターのほうで進めておりますけれども、そこのほうの餌代等々の支援ということもございましたので、多岐の状況それから県内でのどのような形で団体が行っているかということも今回実態調査を行うこととしておりまして、そのような中でしっかり施策を講じられるように調査を進めていって、今後の支援のあり方についても検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　部長、これまでの経緯は高く評価して感謝申し上げます。

仲井眞県政とかわってまいりましたが、これまでこの動物愛護に対する数字は全国最下位だったのが、大変すばらしい成績になっていると思っています。

今部長が答弁したとおり、ぜひこの犬・猫動物愛護団体、ボランティア団体が預かっているうちの餌代、せめてドッグフード、餌代を補助していただきたい。それと光熱費、ボランティア団体にも限界があるということを理解していただきたい。

これは要望を申し上げて質問しますが、私が提案したシェルター、動物愛護、犬・猫が生活できるシェルター、旧ハブ研究室のシェルター的施設について、その活用と頭数予測についてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

県におきましては、犬・猫の譲渡機会を拡大するために譲渡拠点施設の整備を進めるということで、今年度から取り組みを強化しております。まず来年度、平成31年度は本格的な供用に先立ちまして、仮供用を開始するということにしております。来年度の仮供用の中で実際に犬や猫を飼養し、その中でいろいろな課題等も抽出しながら本格的な稼働に向けた基本構想を策定していきたいというふうに考えております。

その策定に当たりましては、市町村それから獣医師会、ボランティア団体等の意見も聞きながら、本格供用時における施設の飼養可能頭数や活用方法等についても具体的に検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　先ほど、狂犬病対策の話がありましたけれども、今、狂犬病ワクチンと犬の登録、市町村でされていると思います。しかし狂犬病ワクチン、それを接種されているかという数字が合っているのか、合っていなければどうやって周知徹底を図っていくのかお伺いしたいと思います。

その理由は、今、日本では狂犬病は発生しておりませんが、万が一、これが沖縄で発生した場合、観光立県沖縄に対するダメージが大きいと思っております。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

本県の犬の登録頭数は平成29年度末で６万4206頭、そして狂犬病予防注射の接種頭数は３万2111頭となっておりまして、登録頭数における予防注射の接種率は50％というふうになっております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、御承知のとおり今数字は50％でしたよ。私は、この件も含めて知事にお願いしたいのは、この犬・猫殺処分ゼロに向けて知事の思いと、この狂犬病ワクチン、これも６万4000に対して３万、50％されていないと。これも市町村では限界があると思っています。ですから、知事が県の広報活動でこの犬・猫殺処分ゼロ、また犬の虐待は犯罪ですよと含めて狂犬病ワクチンも含めて県の広報活動でテレビやラジオでやっていただきたい。

知事いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　狂犬病予防注射の接種率の向上、これに向けまして県でも広報誌の掲載とか、ポスターやパネル展の展示、チラシ配布とかそれとホームページ等での周知、こういったことを図っております。また、市町村のほうに加えまして獣医師会とか、動物愛護団体と連携して、この普及啓発の強化に取り組んでいると。

それと先ほど教育長もおっしゃったように、学校現場での教育等を通して飼い主に自覚を持たせることが一番大事だと思っていますので、その取り組みについては強化していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、今答弁聞いたとおり、チラシや広報では50％しか知らないんですよ。今、部長が答弁したとおりです。チラシや広報で活動していますけれども、それでも50％。私は県民に周知徹底を図るためには、周りの方々から、あなた注射打っているかと。周りで犬を飼っている家族、周りがそれをそばから予防接種していますか、狂犬病対策していますかという、県の広報活動をしていただきたいと知事に言っているんです。テレビやラジオで。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今はもう天国に行きましたけれども、私も歴代３匹、犬を飼ってきて、その都度役所からはがきが来ると、公民館で行われるワクチンの接種、狂犬病予防などのその注射を打ちに連れて行ったりしたこともあります。しかし大体がその市町村から来るはがきでしかそういう期間がやってきたということがわからないということもありますので、議員おっしゃるようにその広報活動は県としても協力し得る限りやっていきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、ぜひこの犬・猫殺処分ゼロに向けてのテレビやラジオでの広報活動、また狂犬病対策に向けてもテレビでお願いしたいなと思っています。

続きまして、５番の陸上・海上交通網の整備について。これまで……。

ちょっと済みません。休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時49分休憩

午後２時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○中川　京貴君　先ほど部長の答弁で那覇の交通量が16キロ、そして186カ所で交通渋滞していると。全国でも最下位ですよと。ですからやはり高速道路の交通渋滞の緩和、そして私が提案している２次交通としての海の高速船、タクシー、それを提案しております。高速道路の交通渋滞の対策については、北インター、南インター、出入り口の整備はもちろん、嘉手納町から沖縄市向け、池武当に高速道路のフルインターをつくるということをよく毎回答弁しておりますが、答弁はするんですが現状はなかなか進んでいません。その課題についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

池武当のインターチェンジについては今現在、沖縄市でもって検討を終えて、これからまた国、県、沖縄市も含めて事業化に向けて計画を煮詰めていくという段階にございまして、まだその検討に入った段階だというところでございますので、今後しっかりと取り組みながら池武当のインターチェンジの整備につないでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、実はこの質問は５年前からしております。５年前から北、池武当の高速道路のフルインターはもうきょうも入っていましたが、同じ答弁なんですけれども、タイムスケジュール、いつ計画して、いつ工事が始まって、いつ完了するのか答えてください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

確かに過去から御要望いただいているのは承知しております。池武当周辺、米軍基地もございまして、これまで県と沖縄市で連携しながらさまざまな案を検討しておりまして、米軍基地の中の返還を待って、米軍基地の中にインターチェンジをつくる案もございましたし、ある程度の案を検討しながら今現在やっと案がまとまってきたところでございます。これからまた事業化に向けて取り組むというところでございますので、これがいつまでというのは今のところ申し上げられないという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ぜひ、次の質問までには答えられるようにしていただきたいと思っています。

実は、一般質問で高速道路の交通渋滞の緩和について質問しましたが、沖縄自動車道の特別割引措置の継続については、去年の11月の仲田弘毅議員の代表質問でもこの問題は取り上げております。平成31年の３月いっぱいでこれが切れるよと。そして答弁においては去年の８月に当時の翁長知事――体調崩していたときだろうと思いますが――の名前で政府に要請はしていると。そういった形だけで本当にこれ改善できるんでしょうか。私たちはやっぱり政府行動、要請行動しなければ政府にその気持ちが伝わらないのではないかと思っていますが、いかがでしょうか。そして、その金額をぜひ教えていただきたい。この改正ができなかったら那覇から名護まで幾ら上がるのか。35％上がることは知っておりますが、実際は数字的に幾ら上がるのか教えてください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

沖縄自動車道の割引制度についての継続につきましては、今お話のとおり昨年の８月にも要請をして、８月下旬にもさらに要請をして、この間も継続して要請をしているところです。確かにもう少しもっと努力が足りないとお叱りがあるということは承知をしておりますが、県としては、やってきたつもりではあるんですが、ただ、お叱りを受けている面があるのは反省して、さらに要請を一生懸命お願いをしたいと考えております。

金額につきましては、35％の変動を量的に金額でわかりやすく申しますと、現在那覇―許田間は1020円でありますが、割引がない状況になりますと、560円ふえまして1580円になるということで非常に大きいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、これから中北部、ましてや沖縄市はアリーナ建設が、また北部の美ら海水族館、そういった沖縄観光振興、経済に大打撃が出ると思っています。その問題解決に向けて我々自民党会派も全力で取り組んでおりますが、ぜひ県も全力で取り組んでいただきたい。これ要望申し上げて終わります。

続きまして、５番、６番の水産観光振興についての海の牧場について質問します。

知事、これも私何度も海の海洋牧場、海の牧場提案してまいりました。やはり海の沖縄県、島嶼県である沖縄が、海洋県である沖縄がそれを活用しない手はないと思っております。読谷村の定置網に生きた魚がどんどん入ってまいります。それを活用した養殖と畜養、そしてその升をつくってそこにダイバーを潜らせて、観光客にアピールするという海洋牧場について知事のコメントをお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるように、読谷村については私も現場のほうに行かせてもらって、関係者というか、観光客も大分来ております。読谷漁協の取り組み、非常にきめ細かいやり方しておりますので、議員がおっしゃるようなものについても、課題も幾つかあるというのは聞いておりますので、この辺については関係機関のほうと調整しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、その海洋牧場と高速船は実証実験しましたけれども、内閣府が、これは那覇空港から北谷、那覇空港から恩納村、名護に行かなければ私は高速船は失敗すると思っています。那覇から那覇にバスで運んで、那覇の交通渋滞を緩和するためには那覇空港の前に港をつくって、今内閣府とこの話も詰めていますが、ハードルが高いものもあります。私はぜひ観光振興、文化観光も商工も水産も一緒になって県にプロジェクトチームをつくっていただきたい。そして、内閣府と一緒になって那覇空港から中北部に観光客が移動する施設、それが高速船２次交通、私が言う海のタクシー、提案して終わります。

知事、答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　関係機関ともしっかり協議をしながら検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後２時56分休憩

午後３時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

大浜一郎君。

〔大浜一郎君登壇〕

○大浜　一郎君　こんにちは。

沖縄・自民党の大浜一郎でございます。

さて、県民の多くは昨日実施の県民投票の結果に多くの関心を寄せており、地元新聞各社も１面にて大きく報道がされています。

しかしながら、昨日24日は今上陛下の202年ぶりの御代がわりに先立ち、御在位最後の式典として天皇陛下御在位三十年記念式典が政府主催により挙行され、日本国民が粛然とする日でありました。事沖縄に関しましては、皇太子時代を含め今上陛下の沖縄への御訪問は11回にわたり、昨年は日本最西端の与那国島を御訪問されています。常々、深甚なお気持ちで沖縄の苦難の歩みに寄り添われ、６月23日の慰霊の日を日本人として忘れてはならない４つの日の１日として、毎年黙禱をささげられてまいりました。式典の挙行におかれては、皇太子時の1975年に初めて沖縄を訪問した際、名護のハンセン病療養所を訪れたことをきっかけに陛下御みずからが詠まれた琉歌に皇后様が曲をつけられた「歌声の響」が沖縄出身の歌手三浦大知さんによって披露されました。もとより天皇陛下は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であります。私たち沖縄県民も今こそ今上陛下の沖縄に寄り添われたお心に深く感謝し、知事はまさしく守礼の邦の長として深い感謝を表明するお考えはありませんか。

１、平成最後の定例会に際して。

(1)、今上陛下に対して県民を代表して感謝を表する考えについて。

次に、この雑誌インタビューはネット配信で知りました。多分に知事御自身の県民投票への宣伝活動として捉えてのことだと私は思っていますが、どうしても不可解に思える表現がありましたのでお伺いいたします。

２、知事の政治姿勢について。

(1)、雑誌「通販生活」インタビューにおける発言について。

ア、「沖縄県と政府とのつき合いにも当てはまるでしょう。後ろ手にナイフを持ちながら、もう片方の手で握手」云々との発言の真意について。

イ、同じく「米軍基地は沖縄の経済と民主主義をフリーズ（凍結）させている存在だ」との発言の真意についてお伺いいたします。

次に、改めて確認のためにお伺いいたしますが(2)、今般の県民投票は直接民主制ではなく間接民主制度の枠内での投票であり、結果における法的拘束力は有しないことへの認識についてお伺いします。

３、沖縄振興策について。

平成からその次の時代へ向けた沖縄振興への具体的な取り組みは、一丁目一番地の最優先課題であります。前回も関連する質問をさせていただきましたが、改めてその取り組みについてお伺いいたします。

(1)、次期沖縄振興計画へ向け、これまでの振興策の成果と課題の具体的な理論的根拠の整理についてお伺いします。

(2)、アジアの成長力を県経済へ取り込むビジョンにおいて、台湾との経済連携を構築していく方向性について。

(3)、先島地域（八重山・宮古）における、観光振興の潜在力を引き出すための方向性について（インフラ整備の拡充を含めた）。

観光目的税として宿泊税導入が検討されていますが、離島住民にとって居住する島以外への渡航は生活環境の中では頻発することから、離島住民への配慮は不可欠だと考えます。

(4)、観光目的税（宿泊税）の離島住民への配慮について。

４、防災行政について。

沖縄県における防災対策の必要性は、隣接する他自治体がなく、海を隔てた遠隔地に位置することから迅速な初動体制が不可欠であり、県民のみならず国内外から訪れる観光客においても重要な対策であると考えます。

(1)、南西諸島域海底地震観測網早期構築について。

(2)、発災時観光避難民に対応する防災備蓄の早期対応について。

(3)、発災時における自衛隊、在沖米軍との連携構築について。

(4)、県消防防災ヘリコプターの先島地域、大東島地域への対応及び各自治体からの消防隊員派遣人件費の市町村の案分について。

(5)、発災時における離島医療体制について。

次に、各派代表質問においても児童虐待への対応は

非常に関心が高いことが改めて示され、知事においても児童虐待防止に対する条例の制定への答弁もあり、この問題に真剣に取り組む姿勢が示されたことは意義あるものだと思っています。

５、児童虐待について。

(1)、県と県警との情報共有協定の現状と今後の課題について。

また国連の子どもの権利委員会から日本政府への勧告として、加害者の厳格な刑事責任追及を要請されたことを受けて(2)、加害者への厳格な刑事責任追及における県警の取り組みについて。

６、八重山地区における畜産振興について。

秋の叙勲黄綬褒章の受章においては、八重山から酪農部門、畜産業部門の２名が受賞しました。県内において八重山は重要な畜産基地と言っても過言ではありません。

(1)、上質ブランド肥育牛の増産、養豚増産体制への取り組みについて。

(2)、石垣市食肉センターのＨＡＣＣＰ準拠施設整備への取り組みについて。

(3)、ＨＡＣＣＰで処理した食肉の海外輸出への取り組みについて。

(4)、豚コレラ、口蹄疫等家畜伝染病の徹底した防疫について。

(5)、獣医師増員への具体的な取り組みについて。

７、八重山地区における水産振興について。

マグロ最盛期における本土出荷など、水産物の陸揚げ及び消費流通においては品質の管理においても現況の施設改善が求められると考えます。

(1)、高度衛生管理型荷さばき場の整備の必要性について。

(2)、陸上における養殖施設の整備拡充の必要性について。

次に、八重山の児童生徒の全国的な活躍には目をみはるものがあります。小さな島からでも全く臆することなく、全国でもトップレベルの成績を毎年となく達成しています。マーチングバンド、郷土芸能のほか、さまざまな分野でも全国レベルで頑張っております。しかしながらそれら大会へ派遣される際には、渡航費のほか楽器等備品の搬送費の負担が大きく、家計に大きな負担がかかっています。

８、離島児童生徒の大会派遣等に係る補助拡大（楽器等備品搬送費）について。

次に、新石垣空港の建設に際し、ゴルフ場が建設用地になったがため、それ以来石垣島には本格的なゴルフ場がありませんでした。現在140万人の観光入域があるにもかかわらず、国内有数の観光・リゾート地としての観光インフラがないのと同じと言えます。また八重山の冬場の時期の観光の活性化、市民の健康増進、余暇の活動の充実の観点からも、必要不可欠な施設であります。

９、石垣島で計画されているゴルフ場を含むリゾート施設建設への県の対応についてお伺いします。

10、我が党の代表質問との関連について。

末松議員の１、知事の政治姿勢(2)について、座波議員の２、沖縄振興策の推進について(2)のウについて。

よろしくお願いをいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

平成最後の定例会についての御質問の中の１(1)、今上陛下への感謝の表明についてお答えいたします。

天皇皇后両陛下におかれましては、昨年３月に沖縄県への行幸啓を賜りました。また、天皇陛下が皇太子として来沖された際、魂魄の塔を訪れたということから心に及ぶものがあるということで、平和を祈る琉歌を詠まれるとともに、さきのお誕生日の会見でも「沖縄の人々が耐え続けた犠牲に心を寄せていく」とおっしゃられるなど、沖縄のたどった苦難の歴史に深く思いを寄せていただきました。沖縄訪問が11回にもわたり、常に沖縄のことを気にかけていただいているお気持ちに対し、昨日出席させていただいた天皇陛下御在位三十年記念式典など、機会あるごとに、私から県民を代表して感謝の思いをお届けできればというふうに考えております。昨日も「歌声の響」という大変すばらしい「だんじゅかりゆし」の歌声を聞いて心に残った陛下と皇后陛下のお二方が作詞・作曲をなさった曲を三浦大知さんが歌われ、会場にいた私たちは本当に目頭が熱くなりました。その深い思いにはこれからも機会があれば感謝の思いはしっかりとつないでいきたいというふうに思っております。

次に、知事の政治姿勢についての御質問の中の２の(1)のア、沖縄県と政府とのつき合い方についてお答えいたします。これは、株式会社カタログハウスの「通販生活」2019年春号に載っていた私のインタビューから質問を出していただいていると思います。

つまりこの記事を少し紹介しますと、

「チムグクル」という沖縄の言葉があります。私心のない、見返りを求めないやさしさをあらわす言葉です。隣人に、あなたはあなたのままでいい、

誰もが普通に暮せる社会にしようよというやさしさをあらわす言葉なのです。　このやさしさは国と国とのつき合い、そして沖縄県と政府とのつき合いにも当てはまるでしょう。後ろ手にナイフを持ちながら、もう片方の手で握手を求めても対話は成り立ちません。両手を差し出して握手をする。誰と対話をするときでも、そこから始めたいと私は思っています。

というふうにインタビューに答えました。

これはなぜここで唐突にナイフが出てくるかという話をしないとわかりにくいと思いますが、諸説あると思いますが、握手の始まりについて私がいろんな文献を読みますと、昔ギリシャ時代に手に武器を持っていないということを確認するためにお互いに袖の中に腕を入れて手をつかむという儀式もあったそうです。あるいは手を見せて、手のひらを見せて武器を持っていないということで相手と握手をし、袖の中にナイフを隠していないということを証拠に腕を振る。こういうことも握手の起源だと言われているんですね。つまり私はナイフを持っていませんということが前提で握手をするということが私の記憶の中にありましたので、このインタビューのときにナイフという言葉が出てきたんです。そして西洋のあることわざには、手を後ろに隠しているやつと握手をするなとか、相手を信じるなとか、つまり何を持っているかわからない相手には用心してかかりなさいというふうな言い伝えもあるそうでございまして、そこにもやはりナイフという表現が出てまいります。ですからこのインタビューの中でも、政府とのつき合い方は優しい心を持って、両手を差し出して握手をし対話を始めることが重要であると私の考えを述べたことがインタビューとして記事になっているということで御理解をいただければと思います。

それから同じようにこのカタログハウスの冒頭で、「米軍基地は沖縄の経済と民主主義をフリーズ（凍結）させている存在です」というキャッチフレーズからこのインタビューが始まっています。

２の(1)のイは、米軍基地は沖縄の経済と民主主義をフリーズさせている存在との発言についての御質問にお答えしたいと思いますが、沖縄の米軍基地は、人口が集中する中南部都市圏において、市街地を分断する形で存在しております。計画的な都市づくりや産業基盤の整備などの経済活動の制約となっている一方、那覇新都心地区や桑江・北前地区など基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回ってもおります。また、戦後73年を経た現在もなお、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を強いられ続けています。さらに、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設を求めるという県民の民意を顧みず、政府は埋立工事を強行しております。そのようなことから、民主主義と経済をフリーズさせている、米軍基地はそういう存在に見られているということを私は話したものです。でもそのフリーズさせている答えは何かというと、県外・国外に移設をしてくださいということをインタビューの末尾でも私はそのように語らせていただいています。このような状況を踏まえてインタビューに答えたものであります。御理解ください。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　２、知事の政治姿勢についての(2)、投票結果の法的拘束力についてお答えします。

今回の県民投票は、間接民主制の欠陥を補完する直接請求制度により、県民から制定請求され、法律に基づく手続を経て行われたものであります。また、県民投票につきましては、投票結果に法的拘束力はありませんが、これまでに実施された他の自治体での住民投票においても、その後の政策決定に大きな影響を与えてきたものと認識しております。

次に４、防災行政についての(1)、南西諸島域海底地震観測網早期設置についてお答えします。

国内各地に設置されている海底ケーブル式地震・津波観測システムについては、国主導により整備されております。また、文部科学省は南海トラフ地震に備え、宮崎県沖から四国沖にかけて、南海トラフ海底地震津波観測網を整備予定であり、平成31年度に着工する予定と聞いております。南西諸島域においては、海底ケーブル式地震・津波観測システムは設置されていないことから、九州知事会等を通じ、事業主体となる国へ早期整備について働きかけていきたいと考えております。

次に４の(3)、発災時における自衛隊、在沖米軍との連携構築についてお答えします。

県と自衛隊との連携については、沖縄県地域防災計画に定める自衛隊災害派遣要請計画等に基づき、１、天災地変、その他の災害に際して、人命または財産の保護のため、必要があると認められる場合、２、災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合、

３、市町村からの災害派遣要請がある場合に、知事は自衛隊の災害派遣を要請してきたところです。在沖米軍との連携については、沖縄県地域防災計画に定める米軍との相互応援計画等に基づき、毎年の防災訓練等を通じて、被害想定を共有し、適切な連携方法を検証しております。

次に４の(4)、先島、大東地域への対応等についてお答えします。

県消防防災ヘリについては、活動範囲を全県域としており、災害時には、先島、大東地域での活動も視野に入れております。消防隊員派遣人件費については、41市町村での案分による負担を考えており、例として沖縄県消防指令センターの人件費案分方法を紹介するとともに、先島、大東地域においては、自衛隊との連携を想定していることから、その負担軽減の必要性についても説明してきております。具体的な案分方法については、41市町村による整備推進の合意形成後、市町村間の協議によることとなりますが、協議が円滑に進むよう、県としても情報提供を行うなど積極的に関与してまいります。

次に10、我が党の代表質問との関連についての自衛隊の島嶼配備についてお答えします。

自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸、不発弾処理や災害救助など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。一方、自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県は、住民合意もなく、地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　３、沖縄振興策についての中の(1)、これまでの振興策の成果と課題についての御質問にお答えいたします。

復帰後の沖縄経済は、沖縄振興施策の展開により、社会資本の整備や観光、情報通信関連産業の成長など着実に発展を続け、県内総生産は復帰直後の4592億円から、平成27年度は４兆1416億円と約９倍に増加しております。また、１人当たり県民所得は昭和47年度の約44万円から平成27年度の約217万円と約５倍に伸び、平成30年の完全失業率は3.4％、有効求人倍率は1.17倍となり、復帰以降最高となっております。一方、一層の県民所得の向上、離島振興、子供の貧困解消、基地負担の軽減、地位協定の抜本的見直しなどの重要課題も残されております。

県といたしましては、残り３年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに向け、各種施策に全力で取り組むこととしております。

次に10、我が党の代表質問との関連につきましての(2)、沖縄振興特別措置法の延長に向けた調整についてお答えいたします。

沖縄県では、今年度から、沖縄振興のための各種施策や特別措置等についての検証作業に着手しております。沖縄振興特別措置法の延長に向けましては、次年度以降、これらの検証作業や新沖縄発展戦略等を踏まえ、新たな沖縄振興のあり方等を総合的に検討しながら国との調整等を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３の沖縄振興策についての(2)、台湾との経済連携構築の方向性についてにお答えいたします。

県では、台湾と製造・物流・情報通信関連分野等において、双方の経済団体等による連携構築を促進しております。最近では、県と台湾貿易センターとの貿易、ＭＩＣＥ分野における協力、県と基隆港とのクルーズ振興に向けた連携、沖縄ＩＴイノベーション戦略センターと台湾のＩＴ関連団体との連携等、さまざまな分野において協力覚書が締結されています。

県としましては、沖縄と台湾の双方の強みを生かし連携を深めることで、国内・海外市場へ展開するなど、アジアの活力を取り込み、沖縄の発展を加速させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　３、沖縄振興策についての御質問の中の(3)、先島地域における観光振興の方向性についてにお答えいたします。

県では、平成27年度に離島訪問客のニーズに合致した観光コンテンツや情報を発信するため離島観光マーケティング戦略事業を実施し、各離島の誘客戦略の方向性を示すビジョンを設定したところです。八重山圏域については、希少な動植物や島ごとに異なる多

様な文化を生かし、宮古圏域については、地球環境に配慮したエコアイランドとしての特性やホスピタリティーを生かすこととしております。

県としては、今後とも空港や港湾などのインフラの整備促進に努めるとともに、離島の魅力を引き出す施策に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく３の(4)、観光目的税の離島住民への配慮についての御質問にお答えいたします。

観光目的税の導入については、去る１月の観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会の分科会において、修学旅行に係る宿泊行為を課税免除とすること、使途については、持続可能な観光地づくり、利便性・満足度の向上、受け入れ体制の充実強化、県民理解の促進のための取り組みに充てるという基本的な考え方が取りまとめられました。

県としては、３月に予定されている同委員会の提言を踏まえ、観光目的税制度の詳細を定めることとしており、離島住民への配慮についても具体的な使途事業選定の際に検討したいと考えております。

次に４、防災行政についての御質問の中の(2)、発災時観光避難民に対応する防災備蓄の早期対応についてにお答えいたします。

県では、平成26年度に、観光危機管理の基本的な対応を明らかにした沖縄県観光危機管理基本計画を、翌年度に基本計画を具体化した同実行計画を策定しました。同計画に基づき、県は、国、市町村、観光関連事業者等と連携して、観光客にも配慮した必要な量の備蓄または観光危機時に迅速に調達できる体制の整備を促進する必要があることから、今後、防災担当部局や市町村、観光事業者等に対し、必要な量の備蓄が行えるよう、働きかけていきたいと考えております。

次に９、石垣島におけるゴルフ場等リゾート施設建設計画についての御質問の中の(1)、石垣島におけるゴルフ場リゾート建設への県の対応についてにお答えいたします。

石垣島においてゴルフ場等の観光施設の充実を図ることは、年間を通した安定的な観光誘客につながるとともに、リピーターの獲得や観光消費額の向上にも貢献するものと考えております。県では、世界水準の観光・リゾート地の形成を図るため、観光地形成促進地域制度等を活用し、石垣島を含む県内全域を対象として、観光施設等の民間投資誘致に取り組んでおります。

県としては、地元の意向や開発に係る手続の状況等を踏まえながら、事業者に対して税制優遇制度の活用を促すこと等により、観光施設の充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは４の防災行政についての御質問の中の(5)、発災時における離島医療体制についての御質問にお答えします。

災害時における医療提供体制としましては、保健医療部長を本部長とする県災害医療本部の指揮のもと、保健所長を地域医療本部長とする地域災害医療本部を設置し、医療機関及び避難所等での医療ニーズの把握、市町村との連絡調整などの業務を行っていくこととしております。離島において傷病者が発生した場合には、県内及び県外の災害派遣医療チームの派遣、ドクターヘリや自衛隊等による災害拠点病院への急患搬送などの医療救護活動を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　５、児童虐待についての御質問の中の(1)、児童虐待に関する県と県警察との協定書についてお答えいたします。

県では、平成19年に当時の福祉保健部と警察本部生活安全部との間で、児童虐待事案に対して緊密に連携し対応を図ることを目的とした協定書を締結しました。本協定に基づき、泣き声通報で所在の特定ができないケースや顔面、頭部への身体的虐待等の事案について、児童相談所から県警察へ情報提供を行っているところです。しかしながら、今般の児童虐待死亡事案を受けて、全国的に児童相談所と警察との間の情報共有のあり方が議論され、国において、双方で共有すべき事案が明確化されたことから、県としては、協定書の見直しについて県警察と協議を進めているところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　５、児童虐待についての御質問のうち(2)、児童虐待事案の事件化に向けた取り組みについてお答えをいたします。

平成30年中の児童虐待事案の事件検挙は７件７人で、対応別では身体的虐待が５件、性的虐待が２件であり、罪種別で見ますと、傷害罪が５件、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が１件、準強制性交等罪が１件となっております。

児童虐待は家庭内の事案であり、早期の発見が困難という特徴がありますが、県警察としては児童相談所、学校、病院等の関係機関と情報共有を図るとともに、さまざまな警察活動を通じて情報収集を行い、児童虐待事案の早期発見に努めております。その上で、児童虐待事案を認知した場合には、児童の安全の直接確認や児童相談所への通告、一時保護の働きかけなどを行うとともに、児童相談所の対応状況も踏まえつつ、積極的に事件化を図ることとしております。特に児童の生命、身体の安全が脅かされているような事案を認知した場合には、本部捜査員を警察署に派遣するなどして、捜査体制を強化し、あらゆる法令の適用を視野に法と証拠に基づき、加害者の刑事責任追及を厳正かつ適切に行うこととしており、引き続き児童の安全確保を最優先として取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　６、八重山地区における畜産振興についての御質問の中の(1)、肥育牛ブランド及び養豚に対する増産への取り組みについてお答えいたします。

県では、魅力ある地域ブランド牛の促進を図るため、肉用牛肥育素牛導入支援事業により、県種雄牛を利用した肥育素牛を導入する農家に支援を実施しております。また、畜産担い手育成総合整備事業により、肥育牛舎の建設を支援するなど、生産基盤の強化による肥育牛の増産にも取り組んでいるところです。養豚につきましては、種豚改良推進事業等により、県家畜改良センターからの種豚等を八重山地域の農家へ供給し、養豚の増産を支援しております。

県としましては、引き続き生産基盤の強化を図るとともに、肥育牛及び養豚の生産振興に努めてまいります。

同じく(2)、八重山食肉センターのＨＡＣＣＰ施設整備の取り組みについてお答えいたします。

八重山食肉センターは、離島地域における食肉生産の安定と衛生的な食肉処理を行うため、沖縄食肉価格安定等特別対策事業により、事業費25億円をかけＨＡＣＣＰ対応可能な施設として、平成26年度に完成・稼働しております。同センターにつきましては、現在、ＨＡＣＣＰ認証取得に向け、取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、ＨＡＣＣＰなど施設の衛生管理の高度化に向け、必要な支援を行ってまいります。

同じく(3)、ＨＡＣＣＰで処理した食肉の海外輸出への取り組みについてお答えいたします。

食肉を海外に輸出する場合には、二国間で取り決めた衛生要件を満たし、必要に応じて相手国の査察や施設認証を受ける必要があります。国際基準であるＨＡＣＣＰの取得は、相手国からの施設認証に有利となり、海外輸出の促進につながると考えております。現在、八重山食肉センターにおいては、ＨＡＣＣＰ認証の取得に向けた取り組みを行っているところであります。また、県では、沖縄県畜産物輸出促進協議会における県産畜産物の海外輸出促進への取り組みについても支援を行っており、引き続き関係機関と連携し、認証取得や海外輸出促進を支援してまいります。

同じく(4)、豚コレラ、口蹄疫等の家畜伝染病防疫対策についてお答えいたします。

豚コレラや口蹄疫など家畜伝染病の防疫対策は、ウイルス感染経路の遮断と農場での侵入防止が重要と考えております。県では、動物検疫所、市町村、ＪＡなどの関係機関や畜産農家と連携を密にし、１、空港、港の水際防疫の徹底、２、農場へ立ち入り、衛生管理の点検、指導、３、地域単位での防疫実働演習の実施、４、防疫資材の備蓄などを実施しております。家畜保健衛生所では、畜産農家に対し、消毒の徹底と家畜の健康観察、異状発見時の早期通報等、指導を強化しているところです。

県としましては、引き続き家畜伝染病の侵入及び蔓延防止対策に万全を尽くしてまいります。

同じく(5)、獣医師増員への具体的な取り組みについてお答えいたします。

県では、獣医療法に基づき国が策定した基本方針に即して、県の獣医療体制整備計画を策定し、平成32年度までに151名の産業動物獣医師の確保を目標にしております。現在、県内の産業動物獣医師数は130名となっており、県では、安定的な獣医師確保のため、１、産業動物獣医師確保対策事業による獣医修学資金の給付、２、獣医関係大学訪問による県への誘導、３、インターンシップの積極的な受け入れなどを実施しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、獣医師の確保に取り組んでまいります。

次に７、八重山地区における水産振興についての御質問の中の(1)、八重山地区の高度衛生管理型荷さばき施設の整備についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、離島の特色を生かした産業振興と、新たな展開を図るための水産業の基盤整備に取り組んでいるところであ

ります。平成29年５月に八重山漁業協同組合が中心となり策定した、浜の活力再生プランによると、31年度以降に高度衛生管理型荷さばき施設の整備に向け、検討を行うとされております。

県としましては、今後とも、本プランに基づく施設整備の要望を踏まえ、支援について検討してまいります。

同じく(2)、陸上養殖施設の整備についてお答えいたします。

八重山地区では、陸上の種苗供給施設において、モズクの種つけやヤイトハタの中間育成を行っており、平成30年のモズクの生産量は約2300トン、ヤイトハタの生産量は約30トンとなっております。

県としましては、陸上養殖施設の整備につきましては、地元の要望を踏まえ、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　８の離島児童生徒の大会等派遣費補助についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまで中学生、高校生に対して、離島から本島での県大会や九州大会及び全国大会に参加する生徒に派遣費を助成しております。平成31年度は、離島から本島への派遣費を増額し、助成できるよう予算案に計上しているところであります。大会参加に伴う楽器等備品の搬送費が保護者の負担となっていることは承知しております。

県教育委員会としましては、これらの経費を含め派遣費の支援のあり方について、さまざまな観点から研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　それでは再質問をさせていただきます。

知事の政治姿勢についての件ですが、やはり文章を読むと、あのようなナイフとかいう言葉が出てくると文脈からして何なんだと。深い意味があってお使いになったというのがきょうわかりましたが、文面からすると、あたかも日本政府が持っているように聞こえなくもない。それをちょっと確認したくて、政治姿勢としてお聞きしました。

日本政府、後ろ手にナイフを持っているのは日本政府ではないですよね。御確認します。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　そういうことを想定した発言ではありません。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　それじゃ、今後はもう少し知事らしく優しいお言葉をお使いになったほうがよろしいかなと思います。

知事は今後も政府と一体となって沖縄振興を進めていくと述べられておりますし、内閣府の沖縄担当部の皆さんは本当に一生懸命頑張っているというふうに思います。

次に、米軍基地の存在が経済を阻害し、また凍結しているということであるならば、どうして名目県内総生産が４兆円の規模まで拡大していったのか。そしてこれまで他に類を見ない沖縄独自の特別な振興法によって本土との格差が是正されてきたのか。その成果をどう説明するのか、その点はしっかりと述べられなければならないと思います。やはり肝心なのは、基地関連の整理縮小のプロセス、これは知事自身のロードマップを明確に示して、それについて政府と解決に向けた実質的な対話ができるかどうかに僕はかかっていると思います。インタビューの米軍基地の解決方法を、「どうぞ米軍基地を県外・国外に持って行ってください」というようなことに結論づけられたインタビューになっておりますが、それがロードマップとは私は思いません。実質的な対話になっていかない。ですので、その辺のところについてはどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

過重な基地負担の軽減を図るためには、ＳＡＣＯに基づく返還、そして嘉手納以南の返還、そして海兵隊のグアムなどへの移転等を確実に進めていく必要があるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　僕が聞いているのはそうじゃないんじゃないですか。もうちょっと明確に答えてほしい、私の質問に。お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

やはり過重な基地負担の軽減を図るということは、まずＳＡＣＯに基づく返還を確実に進めていく、そして統合計画に基づく嘉手納以南の基地の返還を進めていくというのが、そして当然ＳＡＣＯ統合計画に定められています海兵隊のグアムを含む9000人規模の海外移転も図っていく、そういうふうにして基地負担の軽減を確実に図っていく必要があるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　わかりました。

また、知事は民主主義についても米軍基地の存在が凍結をさせているというふうにおっしゃいました。ある意味、民主主義のすぐれた点というのは、政治の責任が民意にあること、その一点であるというふうにも言えます。しかしながら問題は、政治がよりよい状況にいったとき、状態のときは問題ありませんが、政治状況がよくない状況に向かったとき、その選択をした民意の責任はどのように自覚するかと、その点が非常に問題になってきます。知事の主張する民主主義論がうまくいかない、そこで前進していかないことが米軍基地の存在理由として、民主主義を凍結させているという考えはいかがかと思いますが、もう一度その辺について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時59分休憩

午後３時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　経済をフリーズさせているというのは、その例示もしましたけれども、那覇新都心地区、ハンビー地区、小禄金城地区の基地が返還された跡地の利用と雇用と経済効果をしっかりと数字としてあらわれているということで、基地の返還後のほうがその経済を活性化させるということが実証されている、証明されているという意味で使っています。

民主主義をフリーズさせている存在というのは、基地あるがゆえに例えば復帰以前、復帰以降などこの70％余りの日本における米軍基地を負担しているがゆえに、この基地がいわゆる地位協定などによって日本の国内法が適用されないというふうなことなども含めると、我々の、沖縄県民の民主主義と人権などのさまざまな歴史的な今までの取り組みについても、この基地あるがゆえの民主主義の闘いが行われてきたということも、これも歴史が証明しているところであります。

ですから、そういうことを含めて経済と民主主義をフリーズさせている存在であると私は表現した次第です。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　質問をまた次に進めます。

沖縄振興策についてですが、前回もなぜ10年間も振興計画が必要なのかという理論的根拠を示さなければならないということについて私は質問させていただきました。その中で、私は県民の見える形で成果と課題の整理の必要性を質問させていただいたと同時に、次期の沖縄ビジョンの根底にすべきだと申し上げました。ことしの７月から、平成32年度の予算づくりはもう国でスタートします。７月からもうスタートするんです。あと４カ月しかないんですね。非常にスピード感を持って対応すべきじゃないかなというふうに思っています。その理論的根拠とロードマップの内容を持って政府と本当に対話をしなければ、本格的な政策理論にはならないと思ったりもします。最近、内閣府の審議官とゆっくりと話す時間をいただきました。次期振興計画は本当にハードな理論構成が必要だなと私は感じています。またハードルは非常に高くなったと僕は言えると思います。

富川副知事、以前、魚と釣りざお論というのがありましたね。次期振興計画において、今後どのような魚が必要で、どのレベルの釣りざおならベストなのか、理論的な根拠の整理が非常に必須だと私は思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　次期振興計画、10年計画は、県政にとっても大きな課題だと認識しております。あと３年しか残されていないので、その仕組みをどう埋め込んでいくかということに今、取り組んでいるところでございます。

１点目の、なぜ次もう10年、沖縄の振興計画が必要かという理論武装は、これまた御承知のように格差是正とか、沖縄県が切り離されて、平準化して、社会資本の面等々においてはかなり近づいてきて、領域によっては凌駕しているところもあるという意味では、これは政府に感謝するというふうに考えております。しかしながら、これからの沖縄振興計画が大事でなぜ必要かという論理は、今アジアのダイナミズムが相当展開しておりまして、日本経済デフレ、人口減少で経済的に非常に大きな困難にぶつかっているというふうに理解しております。そうなってきますと当然日本経済にとっても、外へのドライブがかかってきます。そうすると沖縄が標榜しているアジアの橋頭堡、ビジネスのジャンプ台として沖縄のみならず日本全体の発展につながりますよという論理構想でいけば、次の振計も当然必要になってくるというふうに考えております。その大事なキーワードは、一方で現在の振興計画のＰＤＣＡ、検証を踏まえながら10年先というのは非常に長いスパンですから、これに耐え得るようなキーワード、さっきも申し上げたようにＩＴ等は相当進歩してきます。そういう10年間耐え得るようなキーワードを今、模索しているところでございまして、それをやっていけば、これは沖縄だけでなくて日本全体

にとっても非常に大きな日本の再生に役立つということにつながってきますので、そういう脈絡で今細部にわたって検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　前回もこのような総論は、私お聞きしたんですね。しかしもう７月から32年度は始まる。スピードアップしていく。非常にタイトなスケジュールの中で、本当にスピード感を上げてやっていかなければいけないんじゃないですかとその辺の取り組みのことをもう一度お願いします。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　大きなプロジェクトでいいますと、この次期振計に盛り込むべきキーワードとして、鉄軌道、大型ＭＩＣＥ等々、あるいは空港、それから港湾の整備、そしてＩＴ化等々そういうものの中でこれから個別の具体策を入れていくところでございまして、あと３年のうちことしいっぱいに何とかそういう仕組みをやって、その次に沖縄の次の10年間のグランドデザインを構築しなければいけません。今その途中にある仕掛かり品ということで御理解賜ればありがたく思います。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ありがとうございます。

台湾との経済連携でございますけれども、富川副知事も御存じのとおり、三三会の江丙坤先生――この前お亡くなりになりましたが、たびたび沖縄を訪れて沖縄との経済連携についての講話をいただきました。私も20年来のおつき合いがあります。一方、沖縄と台湾とは歴史的なつながりもありますし、人的な交流も太い。近隣的な地理的条件からも台湾は貿易経済において、あらゆる各国に非常に太いビジネスラインを持っています。特に中国とのビジネスラインについては、これとても大事なんですが、商習慣についてもそのノウハウが蓄積をされている、ビジネスラインにおける。今後議論の再開まで至っていないんですが、再開が求められる日台ＥＰＡの先駆けとして、沖縄と台湾との経済連携を政府に働きかける、それぐらいのことをやってみてはどうかと。それが県経済にとってグローバル化に進むのであればそれは非常に有効だというふうに思いますが、その辺について御見解をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　台湾はやっぱりＥＰＡというか、その中には入ってない現状がございます。そういう意味では沖縄県に投資して、逆に言えば日本の中でのＥＰＡの中に入りたいという企業も出てくるかと思います。ただそれを全体的な話としてまとめていくからには、それぞれの国、多分大陸の方々の合意とかそういうのが出てくると思いますので、なかなか難しい話かと思いますけれども、我々が進められる範囲内で進めていけたらいいかなというふうには考えます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　いいえ、もう沖縄がこうやるんだと決めれば、政府を味方につければいいんですよ。大陸云々関係ないです。まずこういうふうにやるんだというのが沖縄のこれからのダイナミズムに対して非常に有効じゃないかなと思うんです。もう一度ちょっと前向きな答弁いただけますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　我々も近い台湾、前の翁長知事も兄弟のような仲だというふうな形で経済交流進めましょうということは言っていました。でも、ただそういう協定となるとやはり北京との関係も考えながら、バランスを考えながらやろうということで前知事は考えておりまして、そういう中でうまいことができればいいかなというふうには思っております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　では質問変えます。

仲田議員からもありましたが、南西地域の海底地震観測網の早期構築なんですが、私もせんだって香川大学の金田先生と琉大の中村先生を交えて勉強会をさせていただきました。また、台湾のほうでも同様なシステムが稼働されて、地震網が整備されるようでございます。お互いのデータの利用というのも非常に大事かと思いますが、これはある意味早急に対応しなければ今のようなスケジュール感ではだめだと思います。1000万人近くも観光客が来ている中において、防災に対するスピード感がないなというふうに感じておりますが、ぜひこれは別枠ででも考えて早期に対応すべきだと思いますがどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

地震・津波観測網でございますが、先ほど答弁したとおり国主導で進められております。地震の警報、あるいは津波警報と気象庁のほうが出すという関係で基本的にそういうふうになっていようかと思います。ただ、南海トラフに備えて九州までは今回整備網が北海道から整備される形になります。私ども九州知事会、特に南西諸島が空白域になりますので、鹿児島県とも連携して政府に一刻も早いそういった整備を九州知事

会として盛り込めるよう今調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　それでは発災時における自衛隊、在沖米軍との連携についてですが、以前、「米軍との自然災害対処協力」という提言がありました。実際３・11のときにも孤立した気仙沼の大島に本格的に支援が投入されたのは在沖海兵隊が最初でした。そういった意味で、初動体制においては非常に訓練された自衛隊とか、もしくはもう在沖米軍との本当に本格的な連携というのを想定しておくべきだというふうに思いますが、その辺についてよろしくお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　自衛隊そして在沖米軍との連携につきましては、地域防災計画の中でそれぞれ項目がございます。それに基づきまして、自衛隊とは定期的に県の防災訓練などで実働部隊についても参加していただいて連携を確認しております。米軍につきましては、例えば市町村の消防隊員である相互応援協定なども県内基地周辺市町村と在沖米軍が結んでおります。そういったところ、あるいは航空機事故を想定して、米軍の訓練等――こちらは国の主体でやっておりますけれども、私どももそちらのほうに参加はさせていただいております。いずれにしても、防災計画に基づきまして情報交換あるいは県の発災状況の想定等は米側に伝えておりますので、引き続き連携できるところはきちっとしていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　防災に対しては非常に真剣にいろんなことを想定してやるべきだと思います。実は私、防災ヘリについても要するに離島がどうしても後回しになるんじゃないかという域から出ていないので、米軍との連携も僕は必要じゃないかと言っているわけです。消防防災面についても、八重山・宮古が十分対応できないようであれば、ましてや派遣航空隊員の人件費を案分するというようなことであれば、対応できなければそもそもこの計画は破綻しているから、別に必要ないんではないかという議論も聞こえてきたりもしています。そういった意味で、防災についてはいろいろな観点からの検討が必要だと思いますので、広大ですからね。それをもうちょっと真剣に、前向きに構築していただきたいというふうに思います。

休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時12分休憩

午後４時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○大浜　一郎君　児童虐待についてでございますが、児童相談所の本来業務は相談機関であって、虐待の通報ばかりが増加しているという声も実はあります。また児童福祉司は、児相においては公務員で、いわゆる専門資格を持つ士業ではなくて、部長の答弁によると経験年数も３年半ということになっているようでございます。家庭裁判所で児童福祉司にかかわった経験がある方の話では、養育相談と虐待相談は質的に異なるんだという意見も強くありました。虐待は連鎖するという経験値からも、児童虐待に対応する専門性のある部署の新設も、設置も、検討もすべきかなというふうにも考えますがどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　現在、児童相談所、県内２カ所ございますが、そこには児童福祉司が配置されておりまして、確かに国家資格ではございませんけれども、社会福祉司であったり、研修を積んだ者であったりというようなことで要件を満たした者が配置されております。

議員おっしゃるように、あり方について国においても例えば介入と相談の部分を分けるというような議論も進められているようでございますが、県としましても、国のそのような検討も注視しながら、児童相談所の強化について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　このようなことがふえないように、対応策をぜひ一生懸命検討なさっていただきたいなというふうに思います。

あと児童生徒にかかわる補助金の課題ですが、実は私、地元の市議と連携して大会にかかったお金を調べてみました。地元マーチング部がさいたまスーパーアリーナでの全国大会に出たときです。部員が49名で２泊３日で612万円かかっています。内訳で、楽器の運搬費が60万7000円、交通費は49名304万円、１人当たりにすると12万5000円ぐらいかかっている。その他の経費248万円。子供たちが、全国で小さな島の子供たちが一生懸命全国を相手に誇りある戦いをしているわけです。誇りある演技をして、そして必ずいい成績を持って帰ってきている。そういった意味においても、この渡航費に関するいろんな問題をぜひ前向きに捉えていただきたいなと思いますがどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　派遣費につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、次年度においては予算を一定程度、これは満足いく額ではないかもしれませんが、増額して助成できるように予算計上をしたところであります。これまでも充実に努めているところではございますが、ただいまの御質問の件についても含めまして、限られた予算の中でどのような支援ができるかということで、支援のあり方も含めて、引き続きさまざまな観点を踏まえて研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ゴルフ場を含むリゾート施設に関する対応、本当にありがとうございました。今、一つもないんですよ。ですので、これがないと観光のインフラがないのと一緒なので、前向きに本当に御協力をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　確かに石垣島に今欠かせない大切なものがゴルフ場だというふうに理解しております。ゴルフ場が来ることによってリピーターのお客様とか、観光消費額の増大にもつながりますので、そういったことに関しましては、我々いろいろ制度もありますので、前向きに協力できるものは協力していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ありがとうございます。

それと、今言っていいかどうかわかりませんが、大浜先輩、大浜部長、本当は質問したかったんですけど、わざとあえてしていないのかわかりませんが、本当に御苦労さまでございました。また次会うときには――また会えないかもわかりませんね。本当にお疲れさまでございました。お礼を言って終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　本日の一般質問、最後でございますが、宜野湾の一番、世界一危険だと言われている地域に生まれ育ち、そういった気持ちで一日も早く基地問題を解決したいと、そういった意味で、本日もまた皆様方と熱く議論ができますことに感謝申し上げますので、そういった熱い気持ちで激しくまた議論させていただきます。

まず１点目に順序を変えますけれども、県民投票の結果については、基地問題の後にやりたいと思いますので、まず２の危険性の除去に向けた普天間飛行場の閉鎖・返還について(1)、辺野古への整理縮小について、ア、辺野古移設より一日も早い危険性の除去とはどのような手法か、具体的に伺う。

御答弁お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

普天間飛行場の５年以内運用停止を含む危険性の除去は喫緊の課題であり、辺野古移設とはかかわりなく実現されるべきものであると考えております。県は、平成29年12月の普天間第二小学校部品落下事故等に対し、日米両政府に強く抗議するとともに、早期の危険性除去のため同飛行場所属機の県外・国外への長期ローテーション配備など７項目を要請いたしました。

県としましては、同飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期返還について、引き続き宜野湾市と連携し、政府に対し強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　もう一度確認いたします。

具体的にもう一度、ちょっと何を求めたかが十分理解できないんですが、一日も早くできる方法、具体的にもう一度御説明お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

１つ目、私どもが求めているのは、早期の危険性の除去を図るために、同飛行場所属機の県外・国外への長期ローテーション配備などを求めたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　何かこれは、辺野古移設が条件で既に仲井眞知事のときに求めて、ＫＣ130を移動したんじゃないですか。ほかには皆さん、これを県外ローテーションというのは、具体的にどういったことをしているのか、じゃどこの県外に出向いて行ったか、まずその点もお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

ＫＣ130につきましては、既に移転を、移駐が完了されております。現在、普天間飛行場にはオスプレイ、そして回転翼機を中心に配備されているところでございます。今、普天間飛行場の活動の中心がそちらでございますので、それら普天間飛行場の所属機について、長期ローテーション配備で県外・国外等に配備

を求めたところでございます。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　ですから、その県外というのはどこの県外に求めたかということも私お聞きしておりますが、もう一度お願いします。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　私ども、県外・国外、両方含めまして、長期にわたりローテーション配備を実施するよう求めたところでございます。
○又吉　清義君　議長、だからどこの県外・国外に求めているんですかと聞いているんですよ。わからない国とわからない県に求めたんですか。どこの県とどこの国に求めたんですかというのを聞いているんです、私。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　県外・国外への訓練移転は、例えばオスプレイなどにつきましては、国が実施しております。それにつきまして、例えば年間計画で事前にどこの県というところでは、私どもまだそこまで情報提供いただいておりません。県外・国外、実際に今そういうふうに期間はこれは短期でございますが、実際に政府主導でやられているものでございます。私どもそれを長期間にわたってやることで危険性を少しでも減らしていただきたいという要請をしているところでございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　池田公室長、何もやってないじゃないですか。ちゃんと仲井眞知事は、埋立工事を着工したら９年と11カ月かかる。だから９年と11カ月そのままほったらかしては大変だと、だから県外に、国や政府に５年間どこか引き取ってくれと、これを要望したのが５年以内の閉鎖・返還ですよ皆さん。同じことを言わせないでください。恥ずかしいですよ、県がそれぐらいもわからないと。どうするんですか。皆さん方が余りにも辺野古を邪魔して反対をする、おくらせるから、これもできなくなった。皆さん、また逆のことをしていますよ。
　これから本題に入りますよ。
　2014年７月に事業着手し、調査設計から始まり、埋め立てに５年の工期を要し、最終的に工期は最短で約９年半で普天間飛行場は宜野湾市の町から完全撤退をぜひさせるための強い意思で、国はできることを全て行うという不退転で取り組んでいるということを理解しているか、どのように思っているかということをまずお聞きいたします。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　普天間飛行場の代替施設としての辺野古埋め立てにつきましては、承認願書におきまして9.5年以上というふうな形で記載されております。その埋め立ての出されています工程表では、１年目のほうで大浦湾側の護岸も着工するというふうになっておりますが、現時点では、全体の実施設計も終わっていないというふうに――承認から５年経過していますけれども、全体の実施設計も終わっていないというふうに考えております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　池田公室長、全く理解していないですけど、私、理解できませんね。国は必死で、本当に普天間飛行場を動かしたい。これ真剣に思っているんですよ。皆さんは、その真心に全く、全く気づかないんですかと。勝手にさせておけとそう思っているんですか。姿勢はどのように思っているんですかと私は聞いていますよ。県はどのように理解しておられるかということです。どのように感じていますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　先ほど説明しました実施設計につきまして、５年経過しても全てが終わっていない状況です。これは、私ども別に国の事業についてどうこうしているわけではなくて、国のほうから――私ども常に実施設計の協議を求めております。また、ボーリング調査などのデータにつきましても、確認してからすぐに提供を求めておりますが、国から一切提供されることはございませんでした。そういった形で、私ども５年たってもまだ実施設計すら終了していないというふうに考えております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　この辺は、正直言って全然かみ合わないことは百も承知です。だって皆さん、邪魔をして、小さなサンゴの採捕許可にしても、２週間でできるものを半年たってもできない。これじゃ５年以内に実際返還できるわけないですよ。皆様方があるべき姿で出された書類を、あるべき姿で行政マンの立場として、公平公正にできればもう既に終わっていますよ。皆さんは朝から晩までいかに邪魔するか考えているので、できるわけないですよ、これは。皆さんにも責任ありますよ。
　そこで伺います。
　国は、９万5000市民の命と財産を守るために、一日も早い危険性の除去に向け取り組む中で、県が無駄

な予算をかけて、一日でも遅く県民の命を危険性の中にさらし続け、13年以上も邪魔をする努力、県民のメリットはどこにありますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

沖縄県が昨年８月31日に行いました埋立承認取り消しにおきましては、沖縄防衛局自身の調査によって明らかになった軟弱地盤の存在により、公有水面埋立法の要件を充足しないとして取り消し事由の一つとしております。去る１月30日の衆議院代表質問で、安倍首相が軟弱地盤の存在を初めて認め、２月22日には、岩屋防衛大臣も地盤改良という新たな要素が加わったので、その分は工期が延びると発言しており、政府がかねてより普天間飛行場の危険性の一刻も早い除去のために辺野古への移設が必要だというのは、それが困難になることは明白になったというふうに考えております。

以上でございます。

○又吉　清義君　ですから、おくれるメリットあるんですかと聞いているんですよ。私は質問で、13年以上も邪魔をする努力、県民のメリットはどこにありますかと。

○議長（新里米吉君）　答弁はしていますよね。

○又吉　清義君　していないですよ、答弁は。説明を求めているんじゃないですよ。おくらせることによって県民はメリットがあるのかと聞いているんですよ、私は。県としてもどうなの、メリットがあるのかないのかと聞いているんですよ。工事が延びることによって。お答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、１月30日の衆議院代表質問で、安倍首相が軟弱地盤の存在を初めて認め、２月22日には、岩屋防衛大臣も地盤改良という新たな要素が加わったので、その分工期が延びると発言しております。工期が延びるというふうに発言したのは私どもではなくて、政府でございます。

日米両政府におかれましては、普天間飛行場の危険性除去を早める方法として、同飛行場の県外・国外への移設を検討するべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　全然かみ合いません。

ですから、政府は工期が延びる、皆さんは13年も延ばすと。言っているだけですよ、皆さん。ですから、こういうふうに工期を延ばす、おくれることによって、我が沖縄県としても、我が沖縄県民としてのメリットがあるんですか、ないんですかと聞いているんですよ。たったそれだけですよ。もう一度お答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、日米両政府におかれましては、普天間飛行場の危険性除去を早める方法として、同飛行場の県外・国外への移設を検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今の答弁によりますと、県も工事がおくれることを、私からすると喜んでいるとしか思えないですね。

なぜ知事は、県当局が知恵を出し、汗をかき、一日も早い危険性の除去に向けた取り組みと努力をしないんですか。国がおくれていたって、こうすれば早くできますよと知恵をかす、努力をする。やったことないでしょう。なぜそういうのをしないんですかと私は聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

県が13年もおくらせるそのメリットは何かということなんですが、先ほど来公室長がお答えしていますけれども、平成25年12月27日に承認されてから、今までなぜ工事が進んでいないかというと、まず基本的に、先ほどもお答えしていたと思いますけれども、政府は、工程表では１年次の一月目に大浦湾側のＡ護岸の中仕切り護岸、岸壁Ａ、Ｂに着工することとなっていたということがございます。しかしながら、まだこれは着工されていない。これは軟弱地盤等があったからでございます。実施設計等もできていないということ。そういった中において、政府は辺野古側から埋め立てを今始めたというような状況です。ですから、あたかも県が何か問題があって、この順序が変更したということではなくして、そもそも政府においては、当初予定していた大浦湾側の着工さえもできていない、実施設計さえもできていないというようなことを先ほど来公室長は述べているというふうに考えております。

また県においては、留意事項等について事前協議等しっかりやってもらいたいということもずっとかねがね述べていたわけですけれども、そういったものが十分なされていなかったということも、結果としてここまで工事がおくれているというような状況になっているというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　何で、埋立承認撤回を皆さん、承認取り消しやって、これも承認する場合、瑕疵はないというのに、何で皆さんと事前協議する必要があるんですか。皆さんも６ミリの小さなサンゴ、許可するのに６カ月以上もかかるのに、計画変更になるのは当たり前ですよ、これは。皆さんにも大きな責任がありますよ。私からすると、全然誠意がないとしか思えません。

次に移ります。

２番目に、辺野古に移すことにより、普天間はかなりの機能低下につながるが、県が発表している機能強化とは、具体的に何に基づいているのか御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

防衛省は、普天間飛行場代替施設は、基本的には普天間飛行場の機能を維持するために整備するものであると説明しております。しかし、政府が推進する辺野古移設計画においては、弾薬搭載エリア、係船機能つき護岸、２本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場とは異なる機能などを備えることとされており、単純な代替施設ではないと認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　公室長、２本の滑走路ができることは、そんなに異常なんですか。その意味は御存じないんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　弾薬搭載エリア、係船機能つき護岸、そして２本の滑走路の新設、要するにいずれも普天間飛行場とは異なる機能ということで説明を申し上げたところでございます。

以上でございます。

○又吉　清義君　だから、その１点目に、２本の滑走路について、私聞いているわけですよ。なぜ２本の滑走路なのと聞いているんですよ。あなたは異常という表現しているから。（発言する者あり）　今一つ一つ精査するんですよ、私は。弾薬庫も強襲揚陸艦も。まず２本の滑走路から聞いているわけですよ。その意味は何ですかと聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時35分休憩

午後４時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

当初、Ｌ字案というのが提案されていましたが、その後、名護市のほうから滑走路延長線上に民間住宅が位置するなど住民生活の影響から、民間上空の飛行ルートを回避という見解が示されたところ、最終的に民間地区上空の飛行ルートを回避する形で、Ｖ字型案に修正されたものというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　公室長、これ悪いことなんですか、いいことなんですか。お答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　私どもは、辺野古に代替施設をつくるということに反対であり、県外・国外の移設を求めている立場でございます。

以上でございます。

○又吉　清義君　いや、それ聞いているんじゃないよ、今。それ聞いているんじゃないよ。こんなの後でするから。今の２本の滑走路の意味は、いいことなんですか、悪いことなんですかと聞いているんですよ。はぐらかしたらだめですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、私ども普天間飛行場の代替施設としての辺野古埋め立てそのものを反対する立場でございます。したがいまして、その反対しているものについての滑走路の使用についてのいい悪いというものについてのお答えは差し控えたいと思います。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

静粛に願います。今質問します。

○又吉　清義君　知事公室長、行政を預かる方が明確に答えわからんと、この沖縄県潰れるよ。大変ですよ。こんなわからずに進めたら大変ですよ。

あなたにもう一度聞きますよ。基地の過重負担は、ＳＡＣＯ合意にのっとり粛々と進めていくと言ったんですよ。辺野古基地問題、これＳＡＣＯ合意じゃなくて何合意ですか。お答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　普天間飛行場の代替施設につきましては、今説明したとおりでございます。ＳＡＣＯ合意全てを否定しているわけではございません。普天間飛行場の県内移設につきましては、建白書もございます。それにつきましては、全市町村、そして県議会も一致して、普天間飛行場の県外移設というふうに求めたものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　全然答えになっていませんので、まだ行きますよ。

普天間飛行場は2800メートルの滑走路です。あそこは何メートルの滑走路で、外来機は着陸できるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

オーバーランを含めて1800メートルの滑走路というふうに理解しております。

以上でございます。

○又吉　清義君　ですから、外来機は着陸できるんですかと聞いているんですよ。その程度わかるでしょう。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

外来機と言っても、さまざまな種類がございます。一概に外来機だから着陸できるできないというふうにはならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから池田公室長、現場をよく理解してくださいよ。現場を理解しないから、こんないいかげんな答弁が出るんですよ。宜野湾市に１日から１週間ぐらい毎日通ったらよくわかります。どのような外来機が来ているか。本当にどのような外来機が来るかわかるだけ述べてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　新しい施設について――今現状の普天間飛行場に飛来している外来機ということでお答えしますと、Ｆ18ホーネット、そしてＦ35、ファイティングファルコン２ですか、そういったもの、移駐したＫＣ130などさまざまな機種が飛来しているものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　もっとつけ加えると、ギャラクシー、アトラス、世界最大の輸送機、これ1700メートルに着陸できるの。お答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　普天間飛行場のいわゆる返還の際の８条件の中に、そういった大型機の着陸は確保できるための民間施設の確保というものが盛り込まれているというふうに考えております。

○又吉　清義君　辺野古に着陸できるかできないか、こんな単純なことを聞いているんですよ。お答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　ギャラクシーという大型機の着陸というのは、恐らく困難であろうというふうに考えております。そのために、いわゆる民間空港の使用という返還条件が盛り込まれているというふうに考えております。

以上でございます。

○又吉　清義君　いやいや、外来機と言っているんですよ、私、外来機。外来機の中にギャラクシーもあると言ったんですよ。ホーネットからＦ15もあると言ったんでしょう、あなた、外来機。ですから、これ着陸できるんですかと、辺野古には。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　外来機の種類によっては着陸できる可能性もあるというふうに考えております。

○又吉　清義君　あなたが見た外来機はできるんですかと聞いているんですよ、だから。あなたが言った外来機はできるんですかと、こんな簡単なことですよ。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　できるものとできないものがあると言っているんで、もう一度細かく質問してください。

又吉清義君。

○又吉　清義君　今あなたが見た外来機、ここで述べました。これは着陸できるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　Ｆ35Ｂにつきましては、着陸できる距離であるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　池田公室長、ハッサビヨーってびっくりするよ。大変ですよ、こんないいかげんなことを言ったら。できるわけありませんよ。できないから困っているんですよ。ギャラクシーもできない、アトラスもできない。ギャラクシーがアトラスが着陸できないと何が起こるかわかりますか。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　今１つだけを言ったんですよ。全部と言っていない。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しますが、先ほど述べた中では、海兵隊使用のＦ35Ｂ、強襲揚陸艦に配備可能なものについては、その距離からいって着陸できる距離であるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　これはできませんから。今強襲揚陸艦というお話が出てきました。辺野古に接岸されますよね。この強襲揚陸艦、乗ったことありますか。中身どんなものか御存じですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　乗ったことはございません。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　だから、私はお願いしたいな、池田公室長にも。知事はいいですよ。百聞は一見にしかずと。いろんなうわさを聞くんじゃなくて、来月でもお願いして、米軍に行って、乗船してごらん、すぐわかるから。強襲揚陸艦というのがどういう船であるか。要らぬデマやうそだらけですよ、はっきり言って。大変ですよ、こんなことしたら。どうですか。乗船する意思はないんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　強襲揚陸艦に今ちょっと乗船するというような具体的な考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、いろんなうわさ、デマを聞くんじゃなくて、百聞は一見にしかずとあるんだから、乗ってごらん。お勧めいたしますよ。私も乗りましたよ、どんなものか。

次にもう一つ聞きますよ。

普天間はナイキ基地であるというのは御存じですか、ナイキ基地。

○議長（新里米吉君）　ナイキ基地……。

○又吉　清義君　内地の内じゃない、ナイキですよ、ナイキ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時46分休憩

午後４時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　済みません。

今手持ちの資料ではナイキは配備されていないというふうに考えますが、ちょっと再度精査させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、ナイキも配備されていたナイキ基地でもある。外来機もおりることができる。滑走路も長い。普天間基地と辺野古基地、どっちが機能は上なんですか。あなた、機能強化というから私聞いているんですよ。もうおわかりでしょう。辺野古は基地は機能強化するんですか低下するんですか、どちらですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほど来、現在の普天間飛行場と異なる機能を備えることとされており、単純な代替施設ではないと認識しておりますというふうにお答えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　だから「単純でない」を前につけ加えないとだめですよ。機能が低下した、民間上空を飛ばない、単純な基地だと言えば誰でも理解できますよ。あなたの言う単純というのはどういう意味を含めているんですか。機能が強化するのか、より普天間よりも条件が悪くなるのか、どちらなんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、普天間飛行場にはない係船機能つき護岸、弾薬搭載エリアなど単純な代替施設ではないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　だって、キャンプ・シュワブには弾薬倉庫もあるんですよ。御存じですよね。ないんですか。同じエリアですよ。皆さんの言う那覇の港が同じ港湾下に移動するだけですよ。おかしいと思いませんか。同じエリアですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、現在の普天間飛行場には弾薬搭載エリアはございません。そのため、異なる機能を備えるということで、単純な代替施設ではないというふうに申し上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　本員は単純であってもなくてもいいんですよ。滑走路を２本にして民間上空を飛ばなくなる。民間の安全を第一に優先した。外来機がおりることができない。変換モード、ヘリパッドしかおりることができない。いかに機能低下だということを皆さんわからないと、後で大変なことになりますよ。辺野古移設を強化、強化と言うならば、後でどんでん返し食らいますよ。今から入りますから。

じゃ次に移ります。

まず次はウに入りますよ。

県は、辺野古を邪魔して13年かかると述べているが、早くなる方法は相変わらず考えたことはないのかあるのか、それをお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　辺野古に新基地はつくらせないというのが玉城県政の公約でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　また新基地という表現をしますが、私９月に聞きましたよ。日米合意で辺野古の基地は何と書かれているんですかって。新基地って書かれているの。もう一回、ＳＡＣＯ合意で何と書かれていますか、最終報告で。お答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今知事の公約のほうから引用させていただきました。

普天間飛行場代替施設建設のための、いわゆる公有水面の埋め立てというふうに書かれているものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　だから、基地の整理縮小のための代替施設なんだから、新基地とは全然違いますよ。これが新基地はまた後で大問題が出てくるんですよ。

次は、９万5000市民の命を一切顧みない、危険性を放置したまま喜ぶ県民がもしかしているのかなと私は思うんですが、そういったことも考えられますか。私はいないと思いますけれども、県としてどう思いますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であるというふうに考えております。この点につきましては、宜野湾市とも連携して、その危険性の除去を、一日も早い危険性の除去の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○又吉　清義君　ですから、そういった状態を喜ぶ県民はいると思いますか、いないと思いますかと聞いていますよ。難しかったですか。池田公室長、どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、危険性の除去というのは、宜野湾市民共通の悲願というか、願いだと思っております。このため、その実現のために宜野湾市と連携して取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　いやいやまだ答えていないですよ。宜野湾市民はもちろんそのとおりですよ。沖縄県民はどうなんですかと私は聞いているんですよ。県民はどう思っているんですかと聞いているんですよ。（発言する者多し）　ちゃんと聞きましたよ、だって。もう一回言いますよ。このように危険性を放置したまま喜ぶ県民がいるんですか、いないんですかと。私はいないと思うけど、どう思っているんですかとちゃんとお聞きいたしましたよ。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

危険性を放置して喜ぶ県民がいるかという御質問ですが、そういった県民はいないと思います。そういった中において、辺野古に賛成ではないけれども、移設に容認というような言葉も出てくる。それは県民のそういった思いのあらわれだと思っております。

今議員から御質問の喜ぶ県民がいるかという質問に対しては、いないというふうに私は考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　私もだからそのように思うんですよ。ですから皆さんにお願いしたい。やはりそういうふうに、沖縄県民を初め誰も危険性を放置して喜ぶ人は誰ひとりいない。だからそれをわかりながらなぜ県はこのように一日も早くできることをやらないんですかと、邪魔をして13年かかることを喜んでやっている。これでいいんですかと私はお聞きしたいけれど、県民が望まないことを沖縄県はこういうふうにやっていていいんですか、皆さん。相変わらずその意思を通すんですかということをお尋ねいたします。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　普天間飛行場の移設につきましては、合意から20年たってもまだ動いていないというような中において、やはりさまざまな経緯がありました。先ほどのＶ字型の案についても、いろんな議論があったということは御指摘のとおりです。ただやはり、この県民の思いは普天間飛行場の危険性の除去、これはもう県民の願いだと思います。全県民の願いだと思いますが、それを本当に辺野古に移設するということについて、これまでの多くの選挙において県民は反対をしているというような流れの中で、翁長県政、そして玉城県政という流れの中で、やはり我々としては問題があると。今回、この辺野古につきましても、軟弱地盤という問題、これはかねてから県のほ

うでも指摘していたところですが、今般、ようやく政府においても、この軟弱地盤の存在が明らかになったということです。その課題について、我々もいろいろ、私も事前協議の中でいろいろ御指摘もいたしましたけれども、これは何とかなるんだというような話で、今現在、まだ強行されようとしている。そういった中において、県民投票もなされたわけですから、しっかりこの県民投票の趣旨も受けて、政府においては、まずは工事を一旦中止して、県との協議に応じてもらいたいというのが県の考えでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今副知事から軟弱地盤が出た云々と言っておりますが、朝、山川典二議員から十分説明ありました。あとまた典二さんから聞いてください。軟弱地盤はどのようにして解決するのか。日本の技術でできるんですよ。

ですから、皆さんに本当にお願いしたいのは、埋め立てに13年以上もかかるようでは固定化と同じだと、知事は国を批判し、反対の理由にしているんですが、邪魔しないで一日も早く危険性の除去に向けた努力を行うのが人間の道筋ではないのかなと私は思っているからあえて述べております。今辺野古移設につきまして、いろいろな誤報がいっぱい流れている。だからそれをあえて申し上げます。

次、２兆5000億円の経費がかかるということで、エの部分に、県はあらゆる手段でお構いなしに辺野古移設の邪魔をして、２兆円以上もの経費がかかるから移設はやるべきでないとのことを新聞等で相変わらずコメントしているが、人の命に対する危険性を除去するためには、経費は幾らでもかけるべきだと私は考えますがどのようにお思いですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

辺野古新基地建設にかかる全体費用につきましては、これまで国会や国民に対して示されていないことから、県では昨年、政府との協議に当たって、承認願書の資金計画書に示された額と沖縄防衛局がこれまでに支払ったとする額、あるいは今後必要となる軟弱地盤の改良工事などを考慮し、辺野古新基地に関する完成までの埋立工事に要する費用を概略で算定いたしました。

まず県としては、政府が唯一の解決策としている辺野古の埋め立て、そして基地の建設は財政的にも極めて困難ではないかと指摘しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　池田公室長、何であなたが財政の心配するの。あなたは自分のお金払うの。心配する、どこにありますか。私は幾らかけようがやりなさいと言うべきだと見ていますよ。何であなたが金かかること心配するの。本当に心配しているんですか。お答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県の事業も含めまして、全ての事業、公共事業もそうですが、国民の税金によって賄われるかと思います。そのような性質を持つ以上、県の振興開発予算もそうですけれども、どのような事業であれ、費用対効果については要求のところで問われているところというふうに考えております。

したがいまして、一定の経費、これは私どもがあくまでも去年の政府との協議に臨む上での一定の条件での試算でございますが、仮にこの額のとおりであれば、財政的にも極めて困難ではないかというふうに考えたところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今ちょっとびっくりしているんですが、池田公室長、人の命を救うのに費用対効果で考えるんですか。私は何千万ぐらいですか。費用対効果、お答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

人の命をお金で計算するというのは困難だと思います。ただこれもあらゆる事業、これは例えば、この辺野古の代替施設の埋め立ても、いわば公共事業でございます。公共事業である以上、きちっとしたそういった経費の議論というのも必要になってくるというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　公室長、私はこの考えは根本から間違えていると思いますよ。単なる建物をつくるのとわけが違うんですよ。人の命が危険にさらされているから、そのために公共事業で代替施設をつくるんですよ。池田公室長、こんなことわからなかったのか。ただ海を埋めて飛行場をつくると思ってたのか。アイエーナー　大変ですよ。本当にそう思っているんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　私どもかねてより、一日も早い普天間飛行場の閉鎖・返還、危険性の除去の

ためには、県外・国外移設こそがより早期、早道であるというふうに訴えてきているところでございます。

辺野古につきましては、実施設計、５年たっても実施設計ができていないということで、一日も早い普天間移設のためには、辺野古代替施設の建設という政府の前提はもう既に崩れつつあるものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　何で皆さんが邪魔して13年以上にはできると言っているのに、何でこれが崩れかかる。皆さんが協力したら10年でできるのに。目に見えているのに、うそついたらだめですよ。

知事にお伺いしますよ。

今知事公室長は、日本全国のためにこのような予算を使うのはよくないと。人の命を金で計算しているんですが、日本全国で普天間を受け入れてくれるところがないから断腸の思いで辺野古につくられるんですよ。知事が責任を持って、何で費用を出すことにあなた方いちゃもんつけるかと言うべきですよ、知事。いかがですか。全国知事会でも言うべきですよ。（発言する者多し）　全国知事会の……

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

繰り返しになりますけれども、私ども普天間飛行場の一日も早い危険性の除去と閉鎖・返還のためには、県外・国外移設のほうが早いというふうにかねてから申し上げており、普天間飛行場の代替施設としての辺野古埋め立てについては、直ちに中止するよう申し入れているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　池田公室長、県外・国外が早いと言って、これ言い続けてもう何十年になるんですか。何十年になるんですか、お答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　ＳＡＣＯ合意の平成８年からですと、ことしで23年になろうかと思います。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、皆さんは23年も言い続けて、何にも進まないんですよ。今の工事を後押しすれば、皆さんが邪魔しなければ10年でできるんですよ。皆さんが邪魔して13年でできるんだから。答え出ているじゃないですか。どこに求めたらいいんですか、こんな簡単なことじゃないですか。13年でできるのと、23年言い続けてできないのと、どっちが長いんですか。お答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほど来繰り返しになりますけれども、私どもは普天間飛行場の危険性除去のためには、県外・国外移設のほうが早いというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　だから知事、ちゃんと日記つけてくださいよ。23年も言い続けて受け入れてくれるところはない。皆さんは13年でできるとちゃんと新聞記事にも載っていたじゃないですか。20引く13したらどうなりますか。７カ年早いんですよ、７カ年。日記つけたらそのぐらいわかりますよ。公室長は多分日記をつけてないんだなということが改めてわかりましたので、時間もったいないから次に移ります。

県民投票の結果についてなんですが、今の総括をしたいと思います。

今回の県民投票には、多くの県民は発信される情報やチラシ等を十分理解しないまま投票に至ったのではないかと危惧しております。

まず新聞の世論調査で、１点目に、辺野古移設反対である方々の意見のうち、沖縄に新たな基地は不要だからということで４割近くの方が反対しておりますが、沖縄に新たな基地は不要だからという意味はどのように御理解していますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　普天間飛行場の代替施設としての新たな基地を辺野古の大浦湾を埋め立ててつくるというものを要らないという県民がそういった形にあらわれたのかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　知事公室長、こういうふうに解釈するから間違うんですよ。新聞にも載っていますよ。不要という方々。辺野古で反対している方々の意見、私新聞持っていますが、辺野古に基地をつくっても普天間は動かないと思っているんですよ。三択の意味がないと思っているんですよ。これを彼らは不要と言っているんですよ。皆さんがとんでもない新たな基地、新たな基地と言うから、危険性除去のための基地の整理縮小のための基地だと言えば彼らは理解できますよ。そこに移すんだと。多くの県民もそんなの覚えてないですよ。大変なことですよ、だから、だから私は前警告しました。こんな言い方すると、県民は誤解しますよと。だから今回、反対をした方々のうち４割近い方々は、わけがわからないままやったということです。

次、２点目に言いますよ。

危険性除去とは全く関係なく、きれいな海に基地をつくるために埋めるか埋めないかの判断だけで十分に理解していない部分があるということも私はお伝えしておきますが、これについてもどう思いますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時７分休憩

午後５時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県民投票条例は、地方自治法の定める手続に従って、直接請求によって条例が制定されました。当初は賛成、今議員がおっしゃる埋め立て、辺野古を代替施設としての埋め立ての賛成・反対を明確にするということで二択になっておりました。それがその後、全県での実施が困難という情勢の中で、三択という選択肢になって全県で昨日実施されたところでございます。

それぞれの選択肢につきましては、県民それぞれの思い、御判断で投票をされたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　できるだけそういう気持ちでやっていただきたかったんですが、どうも私はそういうふうに思っていないものですから。だって、浦添のきれいな海を皆さん埋めるのは大賛成ですよね。誰も反対いないですよね。何で同じ海でこんなに違うのかと。私悩んでいるけれども、今でもわからないですよ。

３点目に、投票する中で、皆さんがＰＲ合戦で使った方で、こういうことを言ってる方がいるから私びっくりしましたよ。辺野古が完成しても普天間は動かないと。皆さんがいろんなところで雇ったＰＲ作戦でこれ言って歩いている。これについてどう思いますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

私どもが県の広報としてやったものの中にそういったものはございません。事実として、例えばこれまでのＳＡＣＯ合意からの年表とかいろいろな双方の経緯も含めて、きちっと上げていますし、必要性につきましても、埋め立ての必要性は沖縄防衛局、あるいは防衛白書から抽出させていただいていますし、私ども県の辺野古に反対する立場は、取り消し願書の理由などをやっております。そういった形で両方客観的に比べられるように広報したところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ちょっと休憩したい。

広報でかみ合わないんですが、あなた方が雇った方ですよ。

広報でお笑い番組、皆さんいっぱい、よく新聞に出ていますよね。いろんなキャンペーン張っていましたよね。キャンペーンの中で、彼らは何を言っているか御存じですかと聞いているんですよ。キャンペーンの中で彼らが言っていることは。新聞にもちゃんと載っていますよ。きょうお家に置いてあるから、あした持ってきますよ。どうするんですか、これが事実だったら、あなた。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県の広報、委託事業で例えば県民の方、あるいはタレントの方を使っている部分もありますが、その広報については、先ほど言ったような形で客観的、そして投票を呼びかけるという形での広報を行ったというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今私が言っていることが事実だったら、あなたどうしますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、県のその委託したものにつきましては、客観的・公平中立になるように努めたところでございます。

○又吉　清義君　いやだから、努めたつもりでもいいですよ。こういうふうに言っているのはどうしますのと。お笑い芸能人の方がこういうふうに言っているのに対して。

○議長（新里米吉君）　ちょっと又吉議員。

県は先ほど来、県の広報は公平にやったと言っているわけですね。県のほうでこの要請をしてやっていただいた人たちにも、県のほうがちゃんと資料を渡す場合も公平な資料を渡してやっているということなので、今の又吉議員との質問がかみ合わないんで、本当にそういうのがあるんだったら、どういう人がどういうふうにやったと、県の雇った誰がやったと言わないとちょっと答えられないと思いますよ。

又吉清義君。

○又吉　清義君　じゃあした――新聞に載っていた記事ですから、琉球新報に。私が切り抜き上げますので。明確に言っていますよ。辺野古は完成しても普天間は移らないと。笑いながらこんないいかげんなこと言っているんですよ。私たちは命をかけるぐらい、生きるか死ぬかの現場に置かれているのに、こんなお笑い番組にこんないいかげんなことをさせる、私は絶対

許されないと思いますよ。こういうのはだめですよ。沖縄中が今基地内をどうするか真剣に考えている中で、皆さん正しくやるべきだ。あした私が資料上げますよ、私が。お家に置いてあるものだから。

５点目に、私が理解できないのは、皆さんの広報について、何の法的根拠もないのに、宣伝広告費に１億3000万もの経費をかけ、公職選挙法である知事選挙のときには、約1000万円程度の宣伝広告費と。県民の税金の無駄遣いであると思いますが、なぜ公職選挙法である知事選は約1000万しかかけない、これに公職選挙法にのっとらない、法的拘束力もないのに１億3000万の経費をかける理由は何ですか。これは誰のお考えですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

広報活動にかかる経費につきましては、平成８年度、県民投票の実績などを勘案し……（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　みだりに席は立ってはいけませんので、戻ってください。（発言する者あり）　席を立つことは認められておりません。

○知事公室長（池田竹州君）　広報活動にかかる経費につきましては、平成８年度県民投票の実績などを勘案し、所要額を見込んだところでございます。通常の選挙、例えば県知事選挙などでございますと、県が行うもの、そして市町村が広報を行うもの、そして候補者自身の選挙活動の広報として支出されるものなどがございます。それらと通常選挙と同様の広報効果を得るためには、それは全ての広報――広報については沖縄県がやるというふうになっておりますので、担う必要がございました。

前回の県知事選挙の広報予算は、又吉議員がおっしゃるように1078万円でございますが、候補者の政見放送、候補者の広報活動、そして市町村の広報活動などへの交付金などがございます。これらの合計額は約１億3000万円程度となっており、県民投票の広報予算１億3400万円余りですが、ほぼ同額となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時16分休憩

午後５時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○又吉　清義君　ほぼ同額だとすれば、私の勉強不足ですね。先ほどの辺野古がつくられても普天間は返されないというのは、当の元山本人もいる、例の基地のお笑い番組にいる２人、３名一緒になってこんな話しているんですよ。３名一緒にやっているんですよ。大変ですよ、皆さん。新聞に載っていますから、私記事持ってきますから、私はそれ見ているから言っているんですよ。これを言うこと自体、キャラバンでこんなこと言って許されるのかと思いますから、私は全く理解できないですね。

もう時間ありませんから、最後の結びです。

以上の指摘した点からすると、いかに県民投票を誘導し、県民だましの県民投票ではなかったのかなと非常に危惧しております。確かに結果は有権者25％以上となりましたが、このような条例のもと実施された結果では、沖縄県民が十分に基地問題を理解しないまま投票に結びついたとしか……

○議長（新里米吉君）　時間過ぎています。

○又吉　清義君　思えないと思いますので、やはりこれは反省するべきですよ、皆さん。役に立たないと思いますよ。本当に最小限……

○議長（新里米吉君）　まとめてください。

○又吉　清義君　経費で最大限の効果を出すからには、もっとしっかりした条例、中身、そして真剣に考える。私、これは予算の無駄遣いだと思っておりますので、あえてそういうふうに申し上げて、きついようですが、私の質問を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時18分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　大　浜　一　郎

会議録署名議員　　山　内　末　子

平成31年２月26日

平成31年
第　2　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　6　号）

平成31年 第２回　沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

平成31年２月26日（火曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第6号

平成31年２月26日（火曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで
甲第１号議案　平成31年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成31年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成31年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成31年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成31年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成31年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成31年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成31年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成31年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成31年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成31年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成31年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成31年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成31年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成31年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成31年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成31年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成31年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第22号議案　平成31年度沖縄県病院事業会計予算
甲第23号議案　平成31年度沖縄県水道事業会計予算
甲第24号議案　平成31年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第25号議案　平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第26号議案　平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成30年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第28号議案　平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）
甲第29号議案　平成30年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）

甲第31号議案　平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）
甲第37号議案　平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第38号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第39号議案　平成30年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第40号議案　平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
乙第５号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例を廃止する条例
乙第８号議案　沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例
乙第12号議案　沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　土地収用法施行条例
乙第16号議案　沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第26号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第27号議案　財産の処分について

乙第28号議案　訴えの提起について
乙第29号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第33号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
乙第34号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第35号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉　君	22　番	花城大輔　君
副議長	赤嶺　昇　君	23　番	又吉清義　君
1　番	瀬長美佐雄　君	24　番	山内末子　さん
2　番	玉城武光　君	25　番	渡久地　修　君
3　番	親川　敬　君	26　番	玉城　満　君
4　番	新垣光栄　君	27　番	仲村未央　さん
5　番	次呂久成崇　君	28　番	照屋大河　君
6　番	宮城一郎　君	29　番	仲宗根　悟　君
7　番	大城憲幸　君	30　番	崎山嗣幸　君
8　番	金城泰邦　君	31　番	金城　勉　君
9　番	大浜一郎　君	32　番	末松文信　君
10　番	西銘啓史郎　君	33　番	具志堅　透　君
11　番	新垣　新　君	34　番	島袋　大　君
12　番	比嘉瑞己　君	36　番	座喜味一幸　君
13　番	西銘純恵　さん	37　番	嘉陽宗儀　君
14　番	平良昭一　君	38　番	新垣清涼　君
15　番	上原正次　君	39　番	瑞慶覧　功　君
16　番	当山勝利　君	41　番	狩俣信子　さん
17　番	亀濱玲子　さん	42　番	比嘉京子　さん
18　番	當間盛夫　君	43　番	大城一馬　君
19　番	上原　章　君	45　番	糸洲朝則　君
20　番	座波　一　君	46　番	照屋守之　君
21　番	山川典二　君	47　番	仲田弘毅　君

欠　席　議　員（1名）

35　番　中川京貴　君

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知　　事	玉城デニー　君	総務部長	金城弘昌　君
副知事	富川盛武　君	企画部長	川満誠一　君
副知事	謝花喜一郎　君	環境部長	大浜浩志　君
政策調整監	吉田勝廣　君	子ども生活福祉部長	大城玲子　さん
知事公室長	池田竹州　君		

保健医療部長	砂川　靖君	総務部財政統括監	宮城　力君
農林水産部長	島尻勝広君	教育長	平敷昭人君
商工労働部長	屋比久盛敏君	公安委員会委員	知念公男君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	警察本部長	筒井洋樹君
土木建築部長	上原国定君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
企業局長	金城　武君		
病院事業局長	我那覇　仁君	人事委員会事務局長	池田克紀君
会計管理者	伊川秀樹君		
知事公室秘書防災統括監	前原正人君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田　隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平良　潤君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

○島袋　　大君　沖縄・自民党の島袋大でございます。

初めに、那覇軍港移設についてであります。

１月16日に行われた知事と浦添市長との会談において確認された事項を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

去る１月16日の松本浦添市長との面談では、これまで翁長前知事、城間那覇市長の３者面談で確認された那覇港湾施設の移設は、新基地建設ではないこと、那覇港湾区域内の移動であること、移設を進めることを再度確認し、今後も意見交換を行うとともに、技術的な検証を進めていくことなどを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この場には、玉城知事と浦添市長とほかに誰かいたんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お二人での話した時間――最初は全員いてその後お二人でのお話がございました。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　そのときには、知事公室長は入っていなかったということですよね。それで理解していいですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　そのとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　であれば今から私が確認するのは、知事みずから答えていただきたいと思っております。

浦添の港湾内は当然沖縄県内であります。玉城知事は、米軍基地建設のための美しい海を埋め立てることになぜ賛成するんですか。知事が答えるべきでしょう。知事に答えさせなさい。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

那覇港湾施設につきましては、那覇港湾区域内での場所の移設となることからいわゆる整理整頓の範囲内という旨、儀間前浦添市長が発言しており、そういった形での基地の港湾施設の建設であろうかと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　儀間前浦添市長が言っていることを言ってもしようがないでしょう。浦添の港湾内は沖縄県であります。沖縄県の海域なんですよ。知事、みずから美しい海には埋め立てさせないと言っているわけですから。じゃ何で港湾埋立事業をするんですか。だから知事が答えなさいよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

埋め立てなどの事業行為を行う場合には、事業実施に伴う環境影響へ配慮することが必要であり、県としては、当該移設に伴う埋め立てについても環境影響評価の手続を通じて適切な環境保全措置が検討され、万全な対策が講じられる必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　こういう理屈はいいよ。美しい海を埋め立てるんだから、埋め立てることに賛成なんですかと聞いているんですよ。そこだけだよ。だから知事公室長が答え切れないから知事が答えなさいよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、事業の実施に伴う環境影響を評価することが必要であり、県としては、当該移設に伴う埋め立てにつきましても、環境影響評価の手続を通じて適切な環境保全措置、そして万全の対策が講じられる必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　であれば、浦添の港湾内は美しい海じゃないんですか知事。だから埋め立てるのはオーケーなんですか、賛成なんですか。知事、私が聞きたいのはそこですよ。知事が答えてください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今公室長に答弁をしていただいたように、適切な環境保全の措置等、影響評価の手続を踏まえてその事業を進められるものというふうに理解をしております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　普天間飛行場を辺野古へ移設することについて基地のたらい回しだと批判する人がおり、同じように那覇軍港を浦添に移設することも基地のたらい回しであると批判する県民がいます。知事の支持者じゃないですか。

玉城知事は、普天間飛行場の辺野古移設と那覇軍港の浦添移設、それぞれ基地のたらい回しだと思いますか。両方言ってください。普天間飛行場の辺野古移設と那覇軍港の浦添移設、これは基地のたらい回しですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

那覇港湾施設の移動につきましては、これまで移設協議会でも議論されていますとおり、いわゆる港湾区域内の移動であるというふうに考えております。一方で普天間飛行場代替施設としての辺野古の埋め立てにつきましては、備える機能が係船機能つき護岸など単純な代替施設ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　浦添の港湾は沖縄県内の海なんですよ。辺野古も一緒なんですよ、全部一緒。それを浦添移設の那覇軍港は、埋め立てていい。辺野古はだめだ。これ自体おかしいんですよ。皆さんは、辺野古の代替施設を新基地だと言っている理由の一つに、強襲揚陸艦が接岸できる岸壁が設置されると主張しております。強襲揚陸艦が接岸できる岸壁が設置されることは、基地機能が強化されるという認識でいいんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

現在の普天間飛行場にはない機能になろうかとは思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから基地機能が強化されるという認識でよろしいんですか。これは知事が答えてくださいよ知事。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、普天間飛行場、現在の普天間飛行場にはない新たな機能という形になろうかと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから、基地機能が強化されているという認識でいいんですか、はいでいいんじゃないですか。だから知事が答えたほうがいいんですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

その係船機能つき護岸も含め、普天間飛行場にはない新たな機能を持つというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　那覇港管理組合は議会答弁で、那覇軍港には接岸できない強襲揚陸艦が浦添に移設されれば、強襲揚陸艦が接岸できるようになると認めております。那覇軍港の浦添移設においても強襲揚陸艦が接岸できるようになるため、基地機能が強化されるという認識でいいんですよね、先ほどの答弁で言えば。だから知事か副知事が答えてくださいよ。那覇港管理組

合議会で答弁されていますよ、明確に。辺野古はこれ基地強化と言いましたからね、先ほど。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、那覇港湾施設につきましては同じ港湾区域内での移動というふうに考えております。

以上でございます。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

もう一度答えてください。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほどから繰り返しになりますけれども、普天間飛行場の代替施設としての辺野古埋め立てにつきましては、普天間飛行場にはない新たな機能が加わるというふうに認識しているという答弁をさせていただいております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　じゃ那覇軍港が浦添に移設したときに強襲揚陸艦が浦添に移設されればこれも機能強化じゃないの、一緒じゃないの。そこを確認しているんですよ。基地強化になっていないかと私は言っているんですから。軍港にないんだよ今。そこを聞いているんですよ。ちゃんと答えてよ。いっぱい質問があるんだからきょうは。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今強襲揚陸艦のお話が出ましたが、私どもこれまで国から受けている説明で強襲揚陸艦を新たなところに接岸させるというような説明は受けておりません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　那覇港管理組合が議会答弁で、那覇軍港には接岸できない強襲揚陸艦が、浦添に移設されれば接岸できるようになるって言っているんだよ。答弁しているんだよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　私どもが今防衛局のほうからそういう説明は受けていないということでお答えしました。那覇港管理組合の議論については、私ども直接当事者ではありませんので確認してやりたいと思います。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、那覇港管理組合の議会の発言については、確認をさせていただきたいと思います。

○島袋　　大君　議長、休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

那覇港管理組合の議事録については今ちょっと確認中でございますが、那覇港湾施設は昭和49年１月の日米安全保障委員会におきまして移設を条件に返還合意がされております。私どもこれまで浦添のほうの移設――港湾区域内の移設につきまして、政府から新たな機能が付与されるというふうな説明は受けておりません。

以上でございます。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

島袋議員の御質問は、強襲揚陸艦が接岸されるという那覇港管理組合での発言をベースに、これは辺野古の機能と比べたときに機能強化に当たるのではないかというようなそういう認識なのかというあれでした。

強襲揚陸艦、那覇港湾は昭和49年に返還合意されてから最近は休眠状態ですが、復帰前にはさまざまな艦船が接岸していたと思います。時には潜水艦も原子力潜水艦も接岸したということでいろいろ新聞でも騒ぎになったということも記憶にございます。強襲揚陸艦は空母機能を一部配した艦船だというように認識しておりますけれども、基本的には接岸機能ということがございますので、その強襲揚陸艦というような船舶の種類が接岸されることをもって那覇港湾にそういった船舶が接岸することをもって、那覇港湾の機能が新たに強化されるということにはならないのではないかというふうに考えております。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩中に説明してから暫時休憩に入りたいと思います。ちょっと議事録を取り寄せるのに時間がかかるようです。議事録を取り寄せた上でしっかりした答弁ができるようにさせたいと思いますので、15分間休憩いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前11時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

那覇港管理組合の11月議会におきまして、一番深いところで20メートルあるわけで、だからそこには、米軍の空母とか強襲揚陸艦が入港できるというような議員のほうからの御質問に対しまして、管理組合が、「実際港の形がどうとか、その辺はちょっとまだ決まってないことでございますけれども、水深の問題だけで言えばそういうことになるかと思います。」という答弁がございます。

あと議員のほうから、「那覇軍港を浦添に移設することによって、管理者として、この基地機能は強化されるというふうに考えているんですか。」という御質問に対しまして、「現在の那覇港湾施設と同程度の規模になるということしかわかっておりませんので、現時点で基地機能の強化に当たるかどうかということについては、判断ができない。」旨答弁をしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、知事はこの議会で座られて内容を聞いていると思いますけれども、今の内容を聞いて基地は強化されていませんか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　機能の移転というふうに認識をしております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　謝花副知事、過去にこの那覇軍港は原子力潜水艦も入ったと。その機能をそのまま移すということですよ、じゃ。そういうことですよ、先ほどの答弁は。原子力潜水艦やロナルド・レーガン、空母もろもろ含めて、当時そういう中で、じゃ浦添の軍港移設はその機能がそのまま行くということですよ、副知事の答弁は。知事、それを聞いてどう思いますか。基地は、基地機能強化されていませんか。那覇軍港から浦添に移設するのは。どうですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　私がお話ししましたのは、復帰前の話です。まず空母は、その当時は水深の関係で入港していないと認識しております。原子力潜水艦については、復帰前でさまざまな規制が、まだ本土のような規制がなかったため入港して、それで問題だったと。これは私がお話ししましたのは、接岸のお話として、機能のお話としてそういうことを説明させていただいたところでございます。今現在、新しく港ができたときに、そういった原子力潜水艦が入港できるかというのは設備の関係も出てまいりますし、それから空母の話も水深の関係で議論が出てくるだろうと思っております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　いや水深20メートルあるんですよ。その中で副知事、じゃおっしゃるんだったら、復帰前はそういうことで那覇軍港はされていた。今回こういった形で那覇軍港を移設するときでも、過去にそういう事例があったんだから、既成事実はあるわけです。そういうことになりませんか。そういう形で今の新しい浦添の軍港移設にしてもこういった形での基地の機能強化になりませんかと私聞いているんですよ。

皆さんは、港湾内の事業と言っているけれども、基地内移設でしか理解できません、我々は。港湾内で移すんだったら、那覇軍港のあの過去の条件もろもろ含めてそっくりそのまま浦添の新しい軍港で機能移転するということでしか認識しませんよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

那覇港湾施設の浦添への移転につきましては、現在那覇港湾が持っている機能の浦添への移転、配置転換というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから、復帰前那覇軍港もろもろ活用しているときに、原子力潜水艦も入ってきた。それをそのまま機能移転しますよということは、それがそのまま担保として浦添に行くんですよ、移動として。そこ大丈夫ですかと、確認事項されていますかと私は聞いているんですよ。機能強化に当たらんかと言っているんですよ。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　原子力潜水艦の入港につ

いては、やはりこれは厳しい法規制がございますので、今現在入港はホワイト・ビーチに限定されていると思っております。そういった那覇港湾に新たな原子力潜水艦が入港できるかどうかという前提での趣旨の御質問だったと思いますが、そういったことについては今現時点で明らかになっていないと認識しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。（発言する者あり）

○島袋　　大君　ですから強襲揚陸艦が……

○議長（新里米吉君）　静粛に。

○島袋　　大君　入港できるようなシステムになる。20メートルの水深になる、これは強化じゃないですか。ここを聞いているんですよ。強化に当たりませんかと聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、那覇港湾施設につきましては、現在の那覇軍港の持つ機能の移転というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ということは、私が言っていることは認めるということですよね。理解しているということですよね。それで我々は理解していいですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

港湾が持つ機能として今の那覇市のほうから浦添市に移転するというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　苦しい答弁ですよ。知事、知事がおっしゃっているように、機能移転、そっくりそのまま那覇軍港から機能移転をする。そこで強襲揚陸艦が接岸できるようなシステムができる、浦添に。それだけの水深もつくっていく。知事、これ機能移転というのは、プラスアルファで本当に基地強化に当たりませんか。イコール、美しい海を埋め立てる事業ですよ、知事。知事がおっしゃっていることに関して反していませんか、知事。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

繰り返しになりますが、那覇港の持つ現在の機能が浦添地区に移転するというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　こういうふうに、繰り返しだけすればいいという問題じゃないですよ。那覇軍港の浦添移設は県内移設であり、基地機能も強化されるにもかかわらず、米軍基地建設のための埋め立てに知事は賛成するんですか。知事、なぜですかそれは。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　那覇港湾施設の移設につきましては、平成13年11月に当時の浦添市長が受け入れを表明しております。当時の儀間浦添市長は、那覇港湾区域内での場所の移設となることから、整理整頓の範囲内であると考えている旨の発言をしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　私が聞いているのは、米軍基地建設のための埋め立てに賛成するんですか、それはなぜですかと聞いているんですよ。整理整頓ですか、これ。ちゃんと答えてくださいよ。もう知事公室長がこれ以上答弁できませんよ、知事。知事がこの責任者としてどう考えているのかというのを明確に言ってくださいよ。今のはもう二枚舌ですよ、ダブルスタンダード。これ県民に明確に言ってください。ここはいいけれども、ここはだめ。こういうわがまま通るんですか。同じ海ですよ、知事。それはどうなんですか。埋め立てるのに賛成するのはなぜですか。ここをしっかりと言ってくださいよ、知事。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　先ほど来答弁させていただいておりますけれども、那覇港湾の機能を移転するということ、これは３者――さきの浦添市長との面談でも確認されております。

なぜそもそも美しい海を埋め立てるのかというようなことでしたが、これはやはりここに移設をすることによって、那覇港湾を新たに開発すると。それが沖縄の振興・発展につながると、基地の整理縮小につながるということで、県はそれについて認めているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　こういう答弁、通ると思っているんですか。地元の首長、浦添市長、那覇市長、沖縄県知事が容認すれば、米軍基地建設のための埋め立ても認めるということですね、じゃ。そういうことになるんだよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

那覇港湾施設の移設につきましては、浦添への現機能の移設でございます。平成15年１月に開催されま

した第４回移設協議会では、那覇港湾施設の移設に当たりまして、代替施設は現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としているということが確認されております。そういう上での浦添への移設という形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　明確に答弁してください。地元の首長が容認すれば、米軍基地建設のための埋め立ても認めるということですよね。認めるか認めないかはっきりしてくださいよ。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

これは玉城知事が就任して最初の議会でもお答えしていると思いますが、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、浦添移設を県は認めるということでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　基地の機能強化になっているんだよ。首長がよければ、米軍基地建設の埋め立てはよろしいんですかと、理解するんですかと、ここを聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　辺野古の機能強化の議論ですが、辺野古のいわゆる代替施設の関係でそれとお話が出ていたと思います。我々は、辺野古について反対する理由の一つとして、普天間飛行場にはない弾薬庫機能、それから係船つきの接岸機能等があるというようなことで、機能強化になると。いわゆる空港にはない機能が新たに設置されるということで反対しているということでございます。

先ほど来答弁していますように、那覇港湾については、港湾施設の機能を移転するということで理解しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　私は今辺野古の話聞いていませんよ。副知事が言うから、私は辺野古の話と連動して聞きますけれども、那覇軍港の浦添移設、普天間の辺野古移設、那覇軍港の浦添移設は機能強化されないと今言っていますよ、皆さんは。普天間の辺野古移設、機能強化されると、きのうからずっと言っている。しかし、埋め立てをするのは一緒。普天間の辺野古は滑走路が２本、しかしこれ、騒音問題が軽減されるんです。強襲揚陸艦が接岸できる岸壁ができる、これ一緒ですよ。那覇軍港浦添移設と普天間の辺野古移設、一緒。弾薬庫のこの新設、これ既存のものですよ、既存のもの。キャンプ・シュワブの中の既存のもの。あれの建てかえですよ。そして、埋立地が国有地となり、基地としても使用され続ける。一緒ですよ、これ。一緒。一緒なんだよ。その中で皆さん方は、何で辺野古はこれだめだけれども、那覇軍港の浦添移設は賛成。筋通らないんじゃないの。そこを確認しているんですよ。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　まず、じゃ普天間飛行場に弾薬庫が加わるかと言ったら、ございません。今嘉手納からそういった航空機が飛んで、普天間に着陸していると。弾薬機能は、そもそも今もあるというようなお話しでしたけれども、埋め立てた、これは先のほうに弾薬搭載エリアというものができるというふうに理解しております。これは、ですから普天間飛行場にはない機能だというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この問題は、そろそろ締めますけれども、知事、那覇軍港の浦添移設が明確に基地の強化と、新たなものが出るんであればどうするんですか知事は。知事が答えてください、知事が。新たなものが出たらどうするんですか知事は。今時点でも新基地ですよ、機能強化ですよ。（「仮定の話」と呼ぶ者あり）　仮定の話じゃないよ。今時点で強化なんだから。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほどもお答えしましたが、平成15年１月に開催されました第４回移設協議会では、那覇港湾施設の移設に当たり、代替施設は現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていることが確認されております。その後の協議会においてもこの内容で進んでいるものというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　現状の那覇軍港の移設と言っているけれども、那覇軍港自体がそういった形のいろいろプラスアルファできるんだよ。こういったことで浦添に移るのを皆さん容認して、推進していきたいと言っているけれども、これが本当に強化に当たらないのかと言っているのを、それは違うと言っている。これ、本当に県民に対して二枚舌、ダブルスタンダード。本当に県民が理解できない。これを知事としてなぜ明確に言わないのかという話ですよ。ここは県民の皆さん方に大変失礼だと思っております、知事。明確に次ある港湾議会でも知事が来られると思いますから、そういう質問も来ると思っております。明確にしてくださ

い。

先ほど知事公室長は、港湾議会の那覇軍港のものに関しては、私は答弁できないと言ったけれども、知事がトップとして管理者として座っているんだから、これおかしい話ですよ。先ほどの答弁は削除したほうがいいと思いますけれどもね、議長。その裁量お願いしますよ。私は、知事公室長のことを思って今提案しているんですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほど港湾議会の最初の島袋議員の質問に対しまして、今手元に持ち合わせがないため答弁ができないというふうにお答えしたつもりでございます。その後、港湾議会に問い合わせて、いわゆる議事録を入手いたしました。今後、速やかに確保して、そういったことがお答えできるように努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ひとつ御理解お願いしたいと思っています。

今回防災がメーンだったんですけれども、時間がありません。次に移りたいと思っております。

我が党関連質問について移りたいと思っております。

座波一議員の質問についてであります。

沖縄振興策の推進について、予算案の内容は玉城知事カラーでしっかりとやっていくと。知事の目指す政策、今回の予算化の事業について伺いたい。

平成31年度の玉城デニー知事の政策の目玉は何ですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

今回平成31年度当初予算案におきましては、知事が公約で掲げました３つの視点を踏まえ、好調な経済のさらなる発展と沖縄らしい優しい社会の構築に向け、経済、平和、文化、教育、福祉、保健医療など、あらゆる分野の公約の実現に向け、施策を展開することとしております。

目玉といいますか、主な新規事業を今回計上しておりまして、それを掲げますと新時代沖縄の到来の視点では、各領域において高い見識を有する方々による議論をさらなる施策の推進につなげるための万国津梁会議費、女性がさまざまな分野で持てる力を十分に発揮できる社会の実現に向けた女性力推進事業、2021年度供用開始を目指す工芸の杜（仮称）でございますが整備費など、また誇りある豊かさの視点では、普天間基地及び嘉手納基地周辺の米軍航空機騒音監視事業、日米地位協定の問題点を明確化していく他国地位協定等の調査事業、戦争の歴史的教訓を次世代に継承する沖縄平和啓発プロモーション事業などを新たに計上しています。また沖縄らしい優しい社会の構築の視点では、児童養護施設等退所者へのアフターケアを行う社会的養護児童自立支援事業、高度な情報通信環境の実現に向けて、本島と北大東島間の海底光ケーブル等を整備する大東地区情報通信基盤整備推進事業、中高生のバス通学無料化に向けた中高生通学実態調査事業などを新規に目玉と申しますか新規事業として主なものを計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　今、説明ありましたけれども、ほぼ継続じゃないのこれ。ずっと継続されている事業じゃないの。私が聞いているのは、39万票とって新時代をつくるんだということで当選された玉城デニー知事が御自分の裁量での予算編成の中で、玉城デニー知事のカラーを出す目玉は何かと聞いているんですよ。何でこれ継続事業を説明するの。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　繰り返しになるのかもしれませんけれども、知事が公約で掲げました３つの視点を踏まえて今回計上しております。継続ではございません、新規の事業でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　本当に工芸の杜とかもろもろ含めて新規ですか。海底ケーブルもこれ新規ですか。ごまかさないでくださいよ。39万票とっておいて玉城デニー知事のカラーを出すということで投票したんだよ39万人が。だからカラーは何ですかって。何で怒らせるんですか私を。カラーは何かと聞いているんですよ。御自分で答えてください知事。（発言する者あり）　怒らせるようなことを聞くからだろう。冗談じゃないよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　今申し上げましたのは新規事業でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　こんなやりとりをする気ですか。じゃバス通学の高校生無料化、これは全高校生にやるんですか、知事。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

この31年度は実態調査をやりますので、それを踏

まえてその支援のあり方、要するにどの範囲でやるかも含めてその部分を検討した上で制度をつくり込んでから実施したいと、早い時期にということであります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この制度というのは今から調査するということの理解でいいんですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　６月ごろにまず実態調査を開始しますので、その調査結果をまとめた上で、そのニーズといいますか金額的なものも踏まえて、それではどの範囲にするか、全体なのか、所得的なもので線引きするのか。これは貧困対策としてという趣旨もございますので、そういう意味でどのような仕組みづくりにするかというのは、31年度の調査結果を踏まえて検討したいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この事業はもう既にされていないんですか。事業をスタートしているのはあるんじゃないの以前から。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　御質問の趣旨があれなんですけれども、今福祉部でひとり親家庭のバス支援が10月から始まっていると思いますが、それは実証事業というんですか、まずそれで進んでいますけれども、現在検討しているのは、その調査の件もあるんですけれども新たに細かいニーズ調査をして、さらに恒久的な事業としてどのような仕組みができるのかというのを検討しようというところであります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　このスタートは今教育長がおっしゃったように貧困家庭を中心にしか考えないの。貧困家庭。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　これはまだ対象者は、いろんな可能性を踏まえて検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、これ知事の選挙戦での目玉だと僕は思っていますよ。私の事務所にも高校生が結構来ますけれども、いつただになるんですかと。いつ無料にするんですかと言うんですよ。私は知事を応援しませんでしたけれども、あと15名ぐらいふやしたら知事に会わせてあげるよと。その思いを伝えなさいと言っていますよ、知事。知事が言った公約で18歳以上の子供たちもみんな投票しているんですよ。これを今回から調査を入れる。努力はわかりますよ。じゃ知事として今年度、31年度からこういった形でスタートしていくという明確なビジョンはないんですか知事には。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今教育長が答弁をさせていただいたとおり、まず一つ一つきちんと調査をしてどういうニーズがあり、どういう予算をつけてどれだけの子供たちにその恩恵を分けてあげることができるのか、じっくりやっていくための調査が必要だということでの一歩一歩です。

御理解ください。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　きれいごとで今じっくりじっくりと言っていますけれども、これスピーディーにどうするか。スピーディーにやるよということを答弁いただければ県民みんなも非常に喜ぶと思いますよ知事。それぐらい答弁はやってくださいと言っていませんよ。それぐらいの意気込みがあるということですよね。それで理解してよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　着実に実現するために取り組んでまいります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　すばらしいね。頑張ってください。

次、平成33年度末で期限が切れる沖縄振興特別措置法の延長について県と国の調整状況はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　沖縄振興特別措置法の延長に向けた調整につきましては、県では今年度から検証作業に着手しておりまして、この延長に向けてこの検証結果を踏まえた上で、さまざまな定量的な指標等も用いて、具体的に積極的な内容を持って国と調整を進めていくということにしておりまして、既にやりとりは実際にどういうふうにいこうということは内々に事務的には進めているんですけれども、これが本格化するのが今度の総点検を終えて内容についても各方面からの沖縄振興審議会等で意見を聞いてこれを継続していくことになるということであります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　富川副知事、謝花副知事――謝花副知事も企画部長をしていたからわかりますけれども、これ翁長県政のときから僕ずっと言っていますよ。もうあと２年で切れますよ沖振法。検証自体、今からやるんですかまとめるんですか。僕去年、おととし、２

年ぐらい前から言い続けていますよ。大変なことになるよと、時間はないんだと。国にどういった形でボトムアップを求めてどういうふうな形で要請していくかこれを考えないと苦しくなるよと、私は何度も言っていますよ。その中で検証は今から。あと２年で切れる。両副知事がいてこうですか。どうするんですか。

企画部長が答えないでいいですよ。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　検証作業につきましては、10年前の今現在の計画を策定した代よりも１年は早く着手しておりまして、ただ余裕がないということは御指摘のとおりでありまして、現在は新たな政策課題も探って、さらによい計画、法律にすべく富川副知事と調整しながら進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事の公約というのは、新規事業も含めて新たな財源が必要になってくるんですよ。それで新法はあと２年で切れる。玉城デニーカラーをしっかりと支えていくためにも、２年後に切れるというのは大変なことなんですよ。これを継続しないといけない。先ほど高校生のバスの無料化も含めてそうですよ。これを沖縄の新たな振興策の中に入れるのか、どうするのか、そういう議論をしなくちゃならないんですよ。そういったものを含めて富川副知事がずっと言っている、アジアのダイナミズム、知事もおっしゃっている。アジアに対して発信していきたい。これも金と予算が必要なんですよね。これ２年で切れるんですよ、切れる。切れる中でここまでしか議論されていないんですか。ここが重要なんですよ、富川副知事、どのようにしていくんですか。その戦略も含めてこれ確認したいんですよ我々は。我々も一緒に努力をしていきたい。どういうふうなスタンスを県は持っているんですかということを聞きたいんですよ。済みませんね、ちょっと声大きくなって興奮しましたから。その辺をちょっとお答え願いたいと言っているんですよ。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　法律はあと２年、時間は確かに御指摘のとおり、丁寧にスピード感を持ってやっていかないといけないということはよく承知しております。あと３年の残りがあるんですけれども、今年度では総点検はほぼ完了しまして、ただ新しい政策課題というのを正確に把握して、各方面からの意見をどのような切実な政策課題があるのかを伺った上で、これらを整理してどういう制度が必要であるかということを国と本格的な調整をしていきたいということでありますので、また各方面からの意見もいただいて進めていくようにしたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　両副知事に言いたいのは、川満部長は３月で終わりですよ。その部長にこういうふうに答弁させて、次の人に引き継ぎなさいで終わらせるんですか。私が聞きたいのは、皆さん方が責任者として引き継いでこういった形でやっていくんだと、そういうふうに国との連携も含めてこうやっていきたいんだというビジョンが欲しいんですよ、私は。これ以上川満部長に答えさせるのか。ちゃんとこの辺、お二人副知事がいるんだから。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

先ほど来、川満部長がお答えしたとおりなんですが、基本この新しい法律それから計画をどうするかということのために今この検証結果云々というのはありますけれども、私も10年前、そしてさらにその10年前も担当しておりますので、その経験から発言させていただきますと、一番政府に対して求められますのは、この10年間の成果はどうであったのか。これがまず一番求められます。これについての検証、こういったものがまず極めて重要になります。そういったものを踏まえて、今後沖縄県はどういった課題についてどういうふうにしたいんだと。それから新たな課題はどういうふうにするんだというようなことがございます。そういったことをもろもろやる中で、富川副知事からまた後ほどあると思いますけれども、アジアの視点とかそういったものを、今後はさらに加味して政府に対して求めていく、そういう流れになるというふうに考えております。そういったことをこれから、次年度から本格化させていくということで、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　沖縄振興特別措置法に関しましては、今回も県としては３年もしくは５年を要求したんですが、これは猪口先生のお返事ですが、他の法律も押しなべて２年になっているのでそこは我慢してほしいという返答もありまして、今回こういう結果になりました。振興特別措置法に関しましては、これは次の振計のかなめになりますので、従前のコンセプトでいいのか。当然沖縄振興計画の点検報告書には、いまだ道半ばであるという部分もあります。他方、御承知のようにアジアのダイナミズムが沸騰していまして、ポジティブな面もたくさんあります。そこの融合

も含めて基本的には、道半ばであるということも検証しながら、この沖縄振興特別措置法の改定もしくは新しい法律の要求になるやもしれませんが、それを今深く研究しているところでございますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、私はどうこう自分たちの主張を押しつけるつもりはないですよ。玉城デニー知事が要するに新時代をつくっていくというのは、この法律というのは新たな振興策というのは重要なんですよ。だからこれお互いみんなで議論してやっていきましょうということで私はエールを送って、お互いに汗をかこうということを言っているんですよ。何も否定もしておりませんし怒ってもいませんよ。お互い頑張ろうという話ですよ。その辺ひとつ御理解をお願いしたいと思っています。（発言する者あり）　与党がこんながやがや私に言うんだったら怒るよ、私は。

県内社会資本整備についてであります。

３月に沖縄自動車道の料金の割引制度が廃止になります、廃止になる。その中で今現行の高速料金とこれが切れた場合、35％上がるはずですから幾らになるんですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　沖縄自動車道の特別割引料金は来る３月末日で終了と、何もしなければですね。ただ継続についての努力を続けているところでございます。

お尋ねの料金につきましては、現在1020円で那覇―許田間行っているものが560円高い1580円になるということでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この高速料金の軽減というのは、全国いろいろあると思いますけれども、全国はこういった形で沖縄県だけこれだけ優遇されているというのを説明してください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

沖縄自動車道におきましては、他県ではＥＴＣを利用するのが割引の条件でありますが、沖縄県においてはＥＴＣでない現金払いの車両についても同様に正規料金から35％引かれているという状況であります。ちなみに申し上げますと、これは非常によい制度であると考えておりまして交通量は、平成11年から――当時は特別調整費で導入したわけでございまして、現在は西日本高速道路様の割引制度が実施されているところでありますが、平成29年度末までに乗り入れ台数が1680万台から3886万台と2.3倍伸びると非常に大きな効果をもたらしているものでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これが切れたら大変なことになりますよ。３月で切れる、県はどういうふうなスタンスで動いているんですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　今申し上げたとおりこの自動車道割引というのは、非常に沖縄県経済それから北部地域の振興、県民の皆様、観光客の皆様の移動利便性の向上にとって非常に重要な制度でありますので、県では昨年の８月から要請は繰り返しておりますが、現在、継続されるよう引き続き早急に関係要路に要請を努めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　あと１カ月で切れるんですよ。切れる中で要請もしていない、代表質問ではこれは担当部署でいろいろと調整しているからというふうに謝花副知事から答弁ありましたけれども、調整しているというのはどういう意味ですか。３月で切れるんだよ、どれだけの県民が――大変なことになりますよこれ。トラック協会だろうが何だろうが、物流だろうが、観光客だろうが、どう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　要請は、昨年８月上旬にそのときに翁長前知事が体調がすぐれないということもありまして、翁長知事が行く予定ではあったんですが時間がとれないと。前提の調整をして謝花副知事が上京して要請をしております。８月29日、そのときには翁長知事はもうお亡くなりになられておりましたので、富川副知事が職務代理者の名で要請書をつくって、これも西日本のほうには力不足であるかもしれませんけれども、私が大阪に伺いまして要請をしております。この間、もっと丁寧に要請をやればよかったというお叱りを受けておりまして、それは反省もしながらやっているわけですけれども、ただこの間手をこまねいていたわけではないということは御理解いただきたいと思います。早々に上京するなり大阪に伺うなりして、富川副知事、玉城知事にも要請に行ってもらえるように今調整をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　御指摘の高速道路の軽減措置につきましては、大変重要な課題と認識しております。交通渋滞の緩和それから沖縄の県道、特に交通経済体系の背骨になっておりますので、重要な案件だと認識しております。それでこれまでの経緯につきまし

ては先ほど部長から説明がありましたが、大変恐縮ではありますが、あしたから私議会をちょっと休ませていただきまして政府関係者、それから業者にも要請に行くことになっております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ここからが重要ですよ。去年の８月に要請した、翁長知事が大変体調を崩しているときに要請してこれ３年が２年になったんですよね、法律が。３年が２年になって本当に一番きつい状況になるんですよ、我々は。そこでその当時は、衆議院議員は玉城デニー知事ですよ。玉城デニー知事に要請しましたか。（発言する者あり）　知事がわかるでしょう。いや知事が答えればいいよ。いやいや部長違う、知事がいるんだから。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　８月２日、３日で上京した折に要請した先は、国交省そのときは政務官に御対応いただいております。それから自由民主党の本部に伺いまして、二階幹事長にもお願いをしたところでございます。

○島袋　　大君　いやですから、休憩。

玉城デニー知事がちょうど衆議院議員のときに、国会議員のときに要請しましたか。今の自民党の話はよく聞くけれど。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　そのときに要請したのは、今申し上げた箇所だけでございまして、ほかにはいたしておりません。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、中北部衆議院第３選挙区ですよ。知事の選挙地盤ですよ。これだけ中北部の皆さん方はこれ軽減措置が切れたら大変なことになるんですよ知事。何もわからなかったんですか、切れるというのを。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今の質問は、昨年８月に私に要請があったかどうかということだと思いますが、私の事務所のほうにあるいは政党のほうに要請があったのかもしれません。しかし私自身は、その当時恐らく沖縄にいたと思いますので、直接東京では受けていなかったというふうに記憶しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　いや今言った去年の８月のお話をされていますけれども、今御自分が知事になって自分の第３選挙区中北部で那覇から許田間の高速料金が1580円になる。これわかりますよね、それ要請しようと言わなかったんですか。自分が知事になって早目に行こうとしなかったんですか、要請。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　要請は知事が就任して後に、玉城知事名で要請はいたしておりません。それは、８月に県知事名――職務代理者名で要請したということもございまして、ただ、今にして思えば我々企画部のほうもさらに要請を強めるべきであったかなという反省をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事あなたの部下があなたをかばっているんですよ。辺野古の座り込みしている人らも那覇から許田間のこの恩恵を受けているんですよ。1580円になったら大変なことになりますよ、座り込みの人たちも。あなたはこの期限がある中で、県民投票のチラシを配って大学で講義して県民投票行こう行こうと言ってこういうことをやっておいて、こういう県民が苦しむ状況も含めて要請行動すらしない。どう考えているんですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　さまざまな職務に誠意を込めて努めようというふうにやっております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　誠意込めてやっていないじゃないですか。これ３月に切れるんですよ、来月。我々自民党は、懐の広い政党ですから。金曜日に要請しました、要請しました。きょう、本日沖縄県の経済団体含めてみんなで要請します。沖縄県が全部後手後手になっているんですよ。普通なら本当に危機感を感じて自民党の代表質問を終えたときに、どうですか行きたいんですやりましょう、こういう話はないのか。我々が先に動いているんですよ。知事どう思いますか。我々はひとしく県民のために与党・野党関係ない、しっかりと県民の生活を守るために動くべきところは動かないといけないということで行動を起こしているんですよ。これをもう自分はわかりませんと。冗談じゃないよ。あなたのかかわっている選挙区ですよ、あなたが住んでいる地域ですよ、今知事公舎かもしれないけれども。そういったことを考えて私が言っている中で、こういう軽い答弁しないでくれよ。どう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　せんだっても経済界の方々とこの高速道路の割引について力を合わせて要請をしていこうということで確認し、その方々も我々も赴く

ので県も協力してくださいということでの意思の疎通はしっかりと図っているつもりでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　意思の疎通というのであれば、何で我々と意思の疎通しないんですか。なぜ我々と対話を持たないんですか。なぜ行動を起こさないんですか。県民がどう見ている。（「怖いからさ」と呼ぶ者あり）　何が怖い、冗談じゃないよ。こんな優しい人いないよ。これだけ懐広げて我々考えているんですよ、知事。知事が掲げている新時代沖縄をつくるためにもどうするべきか意見出してくれよって話ですよ。

　どうぞ県民の皆さん、県民投票だけ一生懸命やってこういう状況ですよ。

　我々は、何度も言いますけれども、懐の広い政党であります。皆さん方が提案をしていただければしっかりと考えるのは考えますよ。これを皆さん方が拒否している。国に対しても対話と言いながら同じスタンスじゃないですか。これはしっかりと考えてくださいよ。

　私は締めますけれども、これだけ重要な案件が沖縄にあるということを御理解していただきたいと思っております。どうぞ、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

　　午前11時56分休憩

　　午後１時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

　午前に引き続き質問及び質疑を行います。

　花城大輔君。

○花城　大輔君　沖縄・自民党、花城大輔です。

　きょうもよろしくお願いします。

　まず、気になっているので先に我が党関連から１つさせていただきたいと思います。

　先ほどの島袋大県議の質問の中で、高速道路の割引延長の件、これあした富川副知事、上京されるということですけれども、これはどなたかと一緒に行かれるんですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

　明日、富川副知事が上京しまして、関係要路への要請には職員は企画振興統括監が同行していく予定にしております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　お昼にいろいろなところから連絡があって内容がわかったんですけれども、午前中の島袋大県議にこの情報が伝わらなくてよかったなと私は思っています。といいますのも、昨年８月の要請は、複数個ある要請の中の一つであって、政府としては非常に軽んじられているのかなというような、そのような意見も出ていたようであります。またその要請から、何ら動きがないということで、このことを切ってしまえという声も出ているというふうにも聞いている中で、実は本日、経済団体会議が既に上京をしているそうであります。なので、先ほど富川副知事が経済団体会議と連携してという話があったんでちょっと違うかなというふうに思ったんですね。これはどのようになっていますか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　高速道路の軽減にかかわる要請についてでございますが、あした行きまして、まず予定から御報告申し上げます。自民党本部、官邸、杉田官房副長官、今予約とれている段階です。内閣府、国土交通省ということで、翌日はＮＥＸＣＯにも行って要請をすることになっております。

　少し遅きに失したかなという感じもありますが、ここはまた大事なところですので、全力で要請をお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　どこに行くんですかというような質問ではなくて、経済団体会議がもう既にきょう行っていると、連携をとるはずのものがとられていないというふうに感じたものですから聞いているんです。どのような状況になっているんですか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　情報は入っていましたけれども、いかんせん議会中だったものですから、ちょっと調整させてほしいということで、あした行く予定になっております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　聞くところによると、３月１日には沖縄県の市長会が要請に行くそうですね。そして３月４日には北部の市町村会が行くことになっているそうです。これは恐らく県の動きが余りにも遅いから、危機感を感じてみずから動いたというふうになっているんだろうというふうに私は思っていますけれども、本来であれば県があらゆる団体をまとめて、沖縄県としてどうしても必要だということで要請に行くほうが一番効果があるように思いますけれども、これについてはいかがですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

　御指摘のように、足並みをそろえてやっていくのが

原則というか、正しい方法だと思いますが、このたびのことは繰り返し申し上げているとおり、要請はしてきたのですが、やり方がさらにまた足りないというようなお叱りを受けている状況でございまして、継続についてちょっと雲行きといいますか、非常に厳しい状況にあるという話も情報もあったものですから、経済団体のほうも非常に、これちょっと深刻だということで考えて、県をそのまま頭越しにはいかないということだったと思いますが、知事のほうにも要請をして一緒にやろうということでありました。ただ、今非常に重要な議会中でありますので、すぐに日程はとりがたかったということでございまして、主たる理由は、全体として足並みをそろえてやっていこうということは、今富川副知事が申し上げたとおりであります。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これは３月末に期限が切れるということでありますけれども、実際は３月18日までに手続をしないといけないらしいですね。非常にケツに火がついている状態になっているということで、今自民党も非常に慌てているところだというふうに思っています。

このようなことがないように、知事のいつもおっしゃる対話というものをしっかりとやっていくべきだというふうにお伝えして、本来通告してあった質問に移りたいと思います。

まず、2019年度予算についてですけれども、2019年度の予算は、沖縄の経済が好調であるとか税収がふえているとかそのような感じで、一般の県民は非常に見通しが明るいように思っているようでありましたけれども、まずはこの点について(1)、一括交付金についての県の評価について伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

県におきましては、平成31年度いわゆる2019年度の沖縄振興一括交付金増額に向け、全市町村との意見交換を実施いたしまして、そこで伺いました課題ですとか要望を踏まえまして施策の検討を行い、沖縄の切実な声として、政府を初め関係各位にお伝えしたところでございます。また、事業効果の早期発現に向けということで、全庁を挙げて執行率の改善に努めたところであります。しかしながら、関係各位の御尽力にもかかわらず、また、執行率が改善している状況においても今年度に比べ大幅減となったということにつきましては、残念でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今、答弁の中でありましたけれども、執行率についての問題は前の部長も非常に必死で取り組んでこられたというふうな記憶があります。

そして、毎年毎年全庁挙げてこの執行率が改善されてきたわけですよね。私はそのような状況の中でなぜ減額されてきたのかということを県がしっかりと認識しているかということを確認したいと思っています。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

一括交付金、最初始まったときには執行率が低いということで、それが減額の要因というんですか理由にされたということもありまして、これにつきましては、全庁挙げて執行率の改善に取り組んできたところでございます。

そういうような中におきましても、内閣府においては国の定めている事業を優先して積み上げて、その中で3000億円台の範囲内で一括交付金が算定されているというふうに県としては考えていて、また内閣府におきましては、その一括交付金の算定に当たってはあくまで一括交付金というのは枠予算ということではあるんですけれども、その中でもやはり継続事業の状況であるとか新規事業の伸びとかそういったものを勘案して算定しましたというお話がありました。その辺でちょっと県との認識が違うなと言いつつも、状況が変わっている、いわゆる執行率が改善している中ではしっかり増額が欲しかったなというのが県の思いでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　やはり代表質問でも繰り返しの答弁がありましたけれども、残念ですという締めくくり方では次に向かえないというふうに思うんですよ。実際、何がよくて――これからまた数カ月後にはまた予算の編成に入るわけですから、今回の件を踏まえてこういうふうに努力していこうということでしっかりと締めくくらないと、職員も頑張りようがないというふうに思っています。

そこで、知事に伺いますけれども、玉城知事は就任して間もない時期ではありましたけれども、この予算確保について具体的にどのように行動を起こしたか聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時25分休憩

午後１時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

玉城知事におかれましては、昨年10月、就任後すぐに就任の挨拶を兼ねまして、安倍内閣総理大臣や宮腰内閣沖縄担当大臣、また自民党の二階幹事長、それと公明党の山口代表並びに県国会議員の皆様、また11月には菅官房長官、また宮腰内閣沖縄担当大臣さらには自民党の二階幹事長、公明党の山口代表、また日本維新の会の片山共同代表、それと末松衆議院沖北委委員長、石橋参議院沖北委委員長並びに県選出の国会議員など延べ43名の方々に、また12月には関係者の皆様の御協力をいただきまして、機会をいただきまして、沖縄振興調査会及び美ら島議員連盟合同会議で予算の3190億の満額確保、それと一括交付金の1253億円以上の額の確保について御理解と御協力をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　改めて知事に伺いますけれども、今部長答弁であったようにこのように予算獲得のために奔走されて、でも実際は減額になったと。このことの理由を知事はどう捉えていますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　繰り返しになりますけれども、国のほうといたしましては、一括交付金の減額につきましては平成31年度における継続事業の見通し、また新規事業の水準を勘案して積算したというふうに聞いているところでございます。

ただ、県としましては、国が使途を定めている直轄事業等を優先して積み上げ、3000億円台の範囲内で一括交付金を計上した結果、今年度を下回ったものかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　しつこく知事に答弁を求めるのは、この結果を踏まえてこれからどういうところに重きを置いてやっていくのかという指示を出す立場の役職だと思うんですよ。なので、しっかりとこれまでの経験や人脈等も駆使して次の予算に対してこのように行きましょうということでやらないと、職員の方は何を頑張ればいいのかというのがわかってない状況に今あるのかなということでしつこく質問をしています。答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　来年度の予算編成については先ほど総務部長から答弁がありましたとおり、国直轄の予算の積み上げ、そして新しい枠の市町村の予算の創設などもありまして、相対的には私たちが要請をしていた満額確保には至りませんでした。しかし、市町村に対する一括交付金等々の割合など、市町村との連携においては新年度もしっかりとその予算の執行を見きわめていって、協力をしながらまた次々年度に向けての取り組みをしていこうということは確認をした次第です。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これについてはまた改めて新たな策を講ずる必要があるんではないかなというふうに思っています。

次の質問に移ります。

これ一括交付金の内容について、３つ、アからウまで質問を並べていますけれども、先日資料の提供と同時にその内容に対しての説明がありました。ですから、その中で市町村分についてのみ質問をさせていただきます。

まずソフト交付金ですが、毎年減額が続いていって市町村から悲鳴が上がっている。そんな中、次年度は何とか県分の予算を後手にして本年度と同様に240億円は確保できたと聞いています。しかしながら、平成28年度の316億円と比較すると76億円も減額されています。

まずはこの状況についての見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時30分休憩

午後１時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

一括交付金ソフト分につきましては、御指摘のとおり前年度を下回っておりますが、県としましては、市町村の継続事業、特に民生事業と申しますか、教育とか医療とか福祉とかそういうところの影響が最小限になるように、それから特別枠というのがございますが、それについての要望も拡大しておりますので、中身としてもよい事業が出てきているというようなことがありますので、それらについて応答するべく今回の予算措置を庁内で協議をして、知事の指示のもとでこのような配分をしているというところでございます。市町村も県と同様に一括交付金については額の回復を強く望んでいるわけでございますが、減額になったということでございますので、さらに内容を充実させて回復できるような要求を要望してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　質問をつくっている段階から予想は

していましたけれども、大分苦しい答弁だというふうに思っています。これ市町村から要求を受けたものに対して、どの程度今応えられている状況なんですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　市町村に対しては、次年度はどれぐらい、どういうことを計画しているのかということは、あらあらの数字はボリューム感を得るために調査をいたしますが、それはちょっと一括交付金というものの性質上、ほかの国庫支出金とは異なって枠配分の予算でございますので、一件一件を積み上げてやるということになるとまた一括交付金の趣旨からちょっと離れていくものですから、長所から。そのようなこともありますので、市町村の要求額が幾らということが申し上げにくいので、ただ言えることは、市町村からの要望のある事業には、熟度が達しているものもあればそうでないものもあるし、それから執行率で見ても順調に行くものもあればそうでないものもあるということでございます。県としては、可能な限り市町村のよい事業については応答できるような配分を相談しながらやっているということでございます。それともう少しだけ申し上げますと、一括交付金というのは最初に配分額は決めますが、この金額は事業計画にのせて内閣府との調整をやった上で交付決定を受ける性質になっておりますので、最初に市町村から要望額をスタートラインとして予算編成に反映させるという性質と若干違うということを御理解いただければと思います。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　事前に通告してあった２つの質問を１回で答えてくださってありがとうございます。また、ハード交付金についても同様に、平成26年497億円をピークに、次年度は213億円の減、半分以下の284億円になっています。それで、減額されているという問題で予定されていた事業の進捗おくれ、長期化が非常に課題となっていると。そして、地域によっては４年間もおくれているような状況が今見受けられるようであります。このような状況で新たにまた要望が出てくる。この状況を改善していく見通しというものはたっているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

先ほど少しお話ししましたけれども、31年度の沖縄振興予算確保に向けてということで、昨年５月から６月にかけて、全市町村との意見交換を行いました。その中で地域からというか市町村からいわゆる生の声で、ハード交付金の確保の要望がありまして、その声を政府にもお伝えしたところでございます。また、31年度の振興予算、ハード交付金が大幅な減額、47億余りの減額になっていますが、特に県民生活に影響があるインフラ整備を着実に実施するために、離島における水道広域化整備事業については優先的な配分を行わせていただきました。また、市町村事業への影響を軽減するということで、特に土木、農林、教育庁につきましては、県事業から一定程度優先配分するようにというふうな調整もいたしたところでございます。また、事業の進捗等もにらみながら、新規箇所等もしっかり対応できるようにということで、事業の優先順位であったりとか、事業箇所の状況選定をよりきめ細やかにいたしまして、できるだけ減額の影響を最小限にとどめられるように県としても予算措置をしたところでございますが、依然としてやはりハード交付金が800億円であったときから比べますと３分の２程度に落ち込んでおりますので、次年度はその確保に向けてまたしっかり内閣府と調整をしていきたいなと。また、関係要路を通じて額の確保に向けて取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　やはりハード交付金が半分以下になっている中で、できていない事業がいっぱいあって、その中でもできている事業を紹介されても苦しいというふうに受けとめます。

そんな中で(3)、市町村に対しての県の支援についてなんですけれども、昨年、圏域別意見交換会が開催されて、市町村から新たな要望が出されています。ちょっと玉城知事がイメージしやすいように、第３選挙区内に限って抜粋して幾つか紹介しますけれども、名護漁港の国道58号側の跡地利用、またキャンプや合宿誘致が可能なヤンバル総合運動公園、北部地域における中高一貫学校の整備、そして古宇利島の超高速ブロードバンド、本部港のクルーズ船受け入れ、沖縄市の多目的アリーナの整備状況と県事業による活用方法、そのほかにも北部市町村からたくさん出ています。これはいろんな事業を市町村から聞き取りをしてこの回答は全て検討するというふうにとまっていると聞いていますけれども、これらの要望については今後どうなる見通しでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時37分休憩

午後１時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

一括交付金、特にハード交付金の今お話でございましたけれども、それぞれ関係部局、先ほど御説明しましたが、土木、農林、教育庁あたりで市町村と意見交換しながらあくまで枠の範囲内になりますけれども、枠の中で熟度であったりとか優先度、または進捗状況を踏まえて事業を選定していってつけていくということで、議員がお話ししていました全てがというと、なかなかそこは予算の範囲内では難しいところもございますけれども、できる限りそういったところも配慮しながら予算措置をしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　支援するために意見交換会を開催して、その受けた内容について検討するだけでとまっていたら、何のためにやっているのかなというのが私の感想であります。特に、予算を上げてほしいという要望が一番多かったというふうに私思っていますけれども、この予算を確保してほしいという要望に対しての県の回答は、県選出の国会議員並びに県議会議員各位の御支援を賜りながら、振興予算の増額に向けて取り組んでいきますとしています。

これ、具体的には誰とどのような行動をとったんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

個別具体の回答はまた総務部長にお願いするとして、今そういった議員が御質問の背景等を若干説明させていただきたいと思います。

厳しい平成31年度予算、厳しい予算が想定されたということで、単年度では初めてだったんですが、平成30年度、初めて各市町村の圏域別の意見交換を行うということで、市町村からそれぞれのお考えをお聞きしました。そういった流れの中で、やはり我々積み上げました結果、各市町村の事業を県なりに積み上げた結果、3700億ということがまず数字として出たということが背景にございます。ただ一方で、内閣府沖縄担当部局で予算要求できる枠というのがございますので、その枠を精いっぱい使って予算要求してくださいということを、この市町村との意見交換の際に積み上げた事業でやったということです。

市町村の皆様から多かった意見としまして、議員からもいろいろ御指摘いただきましたけれども、個別具体の事業の話もありましたけれども、特に多かったのがやはりハード交付金等の額が減っているということでなかなか事業が進捗しないと、これ県の事業だけではなく市町村の事業もそうだというふうなことがありましたので、こういった背景も国のほうには御説明いたしまして、これは県と市町村の総意の要求ですのでぜひお願いしますという形でつくらせて、要求をさせていただいたというのが背景でございます。

あと残りの答弁については、総務部長からさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

内閣府との意見交換会というのは昨年５月ぐらいから始めまして、その中で沖縄県のいわゆる一括交付金を活用した沖縄振興予算を活用した事業効果と具体的説明をさせていただきました。それで、さまざまな分野で事業効果が発現しているということも御説明させていただいて、そういうふうな意見交換をしつつ、また国政与党、県関係の国会議員等にもこのような状況も十分御説明して、確かに効果は上がってきているなという理解はいただいたかなというふうに思っています。そういった声を伝える一つの方法として、今回初めて市町村との意見交換をさせていただいて、その生の声をお伝えすることで、沖縄振興予算のいわゆる沖縄振興策に伴う事業効果を理解していただくことで、沖縄振興予算のさらなる増額につながるというふうに考えてそういった取り組みを進めたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　そうではなくて、県の対応として県選出の国会議員や県議会議員と一緒にやっていくというふうに書いてあるんですね。我が会派の役員に聞いたところ、その話はないというふうに聞いたんで、じゃ具体的にどんなことをしているんですかと聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時43分休憩

午後１時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

内閣府の５月から始まったというのは別途御説明させていただきましたけれども、それ以外に例えば５月11日ですと、県選出の国会議員西銘先生ですとか、あとまた県議会にということであれば６月５日、６日に――６月５日には沖縄・自民党の皆様へ、また６日には公明党、維新の会等々御説明をさせていただきました。また、６月８日には謝花副知事のほうが増額の必要性、先ほど申しましたけれども、いわゆる沖縄振

興予算の増額の必要性等について御説明させていただいて、７月、８月ということで８月の要請につないでいったというふうなことで、その機会機会ごとに県下国会議員の皆様のほうに出向きまして、御説明等をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　最初の質問からこの直近の質問まで、予算がないことの苦しみが非常に県の職員の中まで行っているんであろうというふうに想像するものであります。

内閣府からの予算が減額されて社会保障費の割合が大きくなって、予算の自由度は減少して、大型開発が見込まれないから周辺の開発や用地の転用も動かない。そして、市町村においては道路整備などのインフラ関連予算の確保も難しい。住民サービスが提供できないところもあると。市町村は予算要求のために資料作成を求められるけれども、予算はつかない。県も市町村も担当する職員は疲弊し切っているとも聞いています。このような状況でこの玉城県政、これからどうしていくんだということを確認させてください。

知事どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

沖縄振興予算、これは沖縄振興特別措置法に基づきまして、沖縄振興策を推進するために措置されているものでございます。沖縄振興予算、釈迦に説法かもしれませんが、沖縄の抱える特殊事情から生じる政策課題を解消するために措置されたものでこれらが解消されるまでは継続されると、必要があるというふうに考えているところでございます。

2020年度の沖縄振興予算の確保に向けましては、市町村との協力関係を深めまして、やはり同様なことになるかもしれませんが、内閣府沖縄担当部局との一層の緊密な連携、それと県議会議員、また国政与党、県関係国会議員の、さらには関係各位の御理解と御支援を賜りながら所要額が確保されるよう取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　現振興計画も残りわずかになって、非常に検討するという時間はもうなくして、この限られた中で何ができるかということをもう少しスピードを上げていかないといけないというふうに私は思うんですよ。そして、皆様の答弁を聞いているとまだやれることいっぱいあるんじゃないかなというふうに思っています。例えば、きのうも我が会派の中川議員が、けさも我が会派の島袋議員が協力を惜しまないとも言っているわけですよ。そのような中で声もかかっていない状態がこのように続いていて、結果として県が望む方向に進んでいないということは、みずからがみずからの首を絞めているというふうに私は見えてきます。しっかりやっていっていただきたいというふうに思います。

次の子供の貧困対策予算について、県の評価を伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　内閣府の沖縄子供の貧困緊急対策事業についてお答えしたいと思います。

国の予算が約13億円で、今年度と比較して約１億円の増額となっておりまして、新たに拠点型の子供の居場所の運営、それから離島への支援、子供の居場所等に対する中間支援なども補助メニューに加わったため、子供に対する支援の拡充や支援の質の向上が図られるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　私も非常に部長と同じ意見であります。そして、最近読んだ本の中に、子ども生活福祉部の課長と班長が一部執筆をしているところも見ました。真ん中に立って非常に努力をされているんだろうなというふうに思っています。その中で……

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時49分休憩

午後１時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○花城　大輔君　その中で子供の貧困緊急対策事業についてですけれども、これも先ほど部長からもありましたけれども、予算もふえて補助メニューもふえて、これからも非常に期待をしたいというふうに思っております。

知事に伺いますけれども、この予算のそもそもの成り立ちについて何か情報を耳にしたことはありますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　この緊急対策事業の背景といたしましては、平成27年の10月に国の沖縄振興審議会において、当時の島尻沖縄担当大臣が子供の貧困問題については沖縄振興の一環として取り組んでいきたいというような御発言をなさって、その後12月には内閣府、県、市町村が一堂に会しま

して、沖縄の子供の貧困対策のためのメッセージというのを発出しております。そのような流れもございまして予算化されたものと認識しております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ありがとうございます。

このとき、実は我々沖縄・自民党県連青年局のメンバーで勉強会をしていました。そして、当時、既に社会問題となっていた子供の貧困対策について、我々が何かできることはないかというふうに非常に熱く議論をしている中で、県の施策のいろんなところにこれに関連する予算はあるんだろうけれども、一つ大枠として問題を根本的に解決するようなそんな予算をつけるべきではないかという結論に至りました。それで、当時の島袋大青年局長が当時の沖縄担当大臣に直談判をして――そのとき10月でしたけれども――今後予算は減ってもふえることがない、そのように言われている時期でありましたけれども、この沖縄担当大臣が官房長官や安倍総理に膝詰めで議論をしてやってきた予算だというふうに私も思っています。政治のだいご味といいますか、このタイミングと内容が合えばこのようなことが起きるんだなというふうに非常に記憶に残っております。

それで玉城知事に伺いたいんですけれども、先ほどから予算の件でいろいろと私は質問をしてきました。沖縄県が頑張っても、職員が頑張ってもままならないこともあるかと思います。私はこのような政治家の力が今沖縄に必要なんだろうと思っています。

知事、このような政治家にもう一度沖縄からバッジをつけてもらって、この沖縄の問題解決のために一緒に汗を流す。そのようなことは考えたことはありませんか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私もかつて与党を担っていたころの衆議院議員時代に、当時全くパイプのなかった仲井眞県政から、沖縄の振興計画と一括交付金等新しい予算の形を何とか実現できないだろうかということで、超党派でそれに取り組んだという経緯、経験がございます。ですから、沖縄県民の福祉の向上、教育の振興、わけても子供の貧困問題など、一丁目一番地の課題については党派の枠を超えてあらゆる皆さんと手を携えてしっかり連携して取り組んでいきたいという思いは軌を一にするものであると思っております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　イデオロギーよりアイデンティティー、政党よりも県民だろうというふうに思っています。このことについても我々会派と知事と、また対話ができればというふうに期待をしております。

続いて(5)の観光関連予算については、大変申しわけないんですが、取り下げをさせていただきたいと思います。

知事の政治姿勢に移ります。

(1)、県民投票の結果についての評価を伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今回の県民投票の結果は、投票率が52.48％となっております。賛成・反対・どちらでもないの投票の数のうち、最も多かったのは反対の投票の数となっており、投票資格者総数の４分の１を大きく上回る37.6％となっております。

県としましては、条例の規定に基づき投票結果を尊重するとともに、投票結果を速やかに内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に通知いたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　私はこの結果を受けて非常に知事の責任が重くなったのではないかなというふうに思っています。

県民投票の運動期間の広報では、県民が反対の意思を示せば工事をとめることができると誤解されるような文言やメッセージが多く見受けられたと私は感じています。しかし、政府はやる前からどのような結果になっても工事は進めると言っているわけです。

玉城知事はこの件について今どのように考えていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

これまで各地で行われてきた住民投票などにつきましては、法的拘束力はないもののそれぞれの政策に大きな影響を与えてきたと考えております。政府におかれましても、今回の県民投票の意義をしっかり受けとめていただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　そんな中、辺野古の埋め立ての進捗状況についてはどうなっていますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の工事計画において、汚濁防止膜工の着手後25カ月目に当たる時期には24の護岸に着手しまして、３カ所の埋立区域で埋立工事に着手する予定と考えられます。一方、現在は、辺野古海域側のＫ１からＫ４護岸及び中仕切り護

岸のＮ５、Ｎ３は概成しており、海域は護岸により閉じられ、平成30年12月14日から埋立区域②－１に埋立土砂が投入されております。また、大浦湾側のＫ９護岸の一部、約100メートルが施工されており、また平成31年１月28日にはＮ４護岸の着工が確認されております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　このように工事が進んでいる中で、知事は対話をもって解決をすると繰り返し発言をしています。具体的にどのように進めていくか、これを少し説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

まず普天間飛行場の危険性の除去などにつきましては、かねてより普天間飛行場の負担軽減推進会議の早期開催、これを宜野湾市とともに求めているところでございます。

代替施設としての辺野古埋め立てにつきましても、今回の県民投票の結果を踏まえまして、なるべく早い時期に総理そして大統領に通知をしたいと思います。そういったところを通してきちんと県の立場、そして県民の今回の投票結果などについて求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　通知をするとか言いましても、一応私はこう言いましたよとか、こうお願いをしましたよとか、そのようなところでとまっているのが今の状況だというふうに思っています。

昨年も謝花副知事が胸襟を開いてという表現を使って、杉田官房副長官との集中協議がありました。今振り返って、その集中協議の話を少し聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

胸襟を開いてという言葉、私のほうからもさせていただきまして、杉田官房副長官に対しましては、まず辺野古埋め立ての必要性、それについてまずお聞きいたしました。副長官からは従来どおりの見解でしたが、私のほうからは、最近も話に出ております軟弱地盤の問題を挙げまして、そういったことを踏まえると辺野古側はできたとしても大浦湾側は完成しませんよと。完成まで13年かかるということでそもそも政府が主張していた早期の返還、移設してそして普天間飛行場の返還につながるということにはならないと思うというようなこと等々お話をさせていただいたところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　マスコミ報道では、歩み寄りが見られなかったというふうにされています。この経験をした謝花副知事も、今後対話で解決していくことは可能だというふうに思っているんですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　今回県民投票の結果が出て、知事も近日中に総理にお会いすることとしたいと考えておりますけれども、やはり見解が違う中においてもまず対話からスタートすることは重要だというふうに考えております。

そういった中において、前回と異なります今回の総理訪問、総理との面談の主な理由はこの県民投票の結果を通知するということですが、それにとどまらずに、やはりこの県民投票で示された民意をしっかりと政府においても認識していただきたいと。そういう中においてまずは工事を中断して、県との意見交換、対話をしっかりやっていただく。そこからスタートすることが大事ではないかというふうに今考えているところです。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ほかの会派の代表質問でしたけれども、代替案もないのに話し合いができるのかということもありました。私は今回の県民投票の結果を受けて、新しいステージをつくるべきではないかというふうに思っています。従来のように、お互いの意見を平行線上で話し合いをしても何も変わらない。そこをひとつ踏み込んだことをお願いしたいというふうに思っています。

また、我が会派の末松議員の代表質問でもありましたけれども、昨年12月15日、知事が辺野古に行って発言をしました。勝つことは難しいかもしれないけれども、諦めない。私はこの発言を聞いたときに非常に違和感を覚えました。この発言の真意について知事に答弁いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

昨年12月15日に知事はキャンプ・シュワブのゲート前の集会におきまして、議員御指摘のとおり発言をしております。その真意として、知事は政策として辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、県民の負託を受けて当選したことから、諦めないということは辺野古に新基地をつくらせないという意味であるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　知事の発言の真意を伝え切れる公室長、すばらしいと思います。

私はこの発言は取り返しのつかない失言だと思っています。私の周辺でもそもそもこれ解決できないだろうというふうに思っていた本音がのぞいたんじゃないかというふうな声もあります。

知事いかがですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　質問の趣旨が申しわけありません、よくのみ込めないのですが、私は物事を進めるためにはやはり諦めずに継続をしていくということが何事においても大事だという気持ちをその言葉に込めたものというふうに理解をいただければと思います。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　諦めないについてはわかりました。では、この勝つことは難しいかもしれない。そのときの勝つとは何ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

知事は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けて当選いたしました。知事は基地をつくらせないという文脈において勝つのは難しいかもしれないと表現したものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　知事、今の答弁でいいですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　勝つことは難しいということは、取り組みにはさまざまな困難を生じるであろうということの認識も含まれているというふうに御理解ください。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　私は前県政から同じことをずっと言い続けてきました。できないことをできると言って県民をその気にさせて選挙には勝つ。しかしながら、打つ手はなく工事は進んでいく。対話で解決すると言いながらも具体的な施策はない。現状は、反対する姿勢を見せながらつくらせている。この状況は玉城知事を支援した県民に対する裏切りであると私は思います。どうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　公約は貫きます。それは政治家としての姿勢であり、そのことを約束して結果的に私は県知事という責任を与えられました。ですから、私はその公約をしっかりと堅持していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　そうであれば、具体的に道筋を示さなければいけないと思います。今の段階ではそのうち知事を支援している皆様も耐えられなくなる時期が来ると思います。もう時間は余り残されてないんだというふうに私は思っております。できるだけ早くこれから先、どのように解決に向けて進めていくのかをお示しいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

(4)、自衛官の募集状況について伺います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

自衛官募集の市町村の取り組みにつきましては、市町村長は、自衛隊法第97条の規定に基づきまして法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うこととされておりまして、自衛隊沖縄地方協力本部にお尋ねをしたところ、平成29年度については、県内41市町村のうち36市町村において、広報誌への募集広告の掲載、ホームページへの自衛官採用情報の掲載、懸垂幕、パンフレットの設置などの募集事務を実施しているということが確認できております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これ、市町村別の入隊の実績とかというのも数字は押さえてあるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　市町村別の入隊実績につきましては、自衛隊の沖縄地方協力本部によりますと、本県における平成30年４月１日の自衛官等の入隊者数は236名となっております。入隊者のいる市町村は、41市町村のうち27市町村となっております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これは元首長さんの意見なんですけれども、この広報についてやった場合とやらなかった場合と物すごく明確に数字が変わるんだというふうに言っておりました。また、最近国会においても話題となっていましたので、この自衛隊募集についての行政の取り組み方についてちょっと指針を示していただきたいと思いますのと、できますれば自衛隊についてかなり理解のある玉城知事がいる間に、そちらのほう少し沖縄県はこういうことなんだということで、示していただければというふうに思っております。

それでは次に(5)に移ります。

これ前回の議会でもやりましたけれども、玉城知事とは全く意見がかみ合わなかった。ただ、後半の部分にどうしても伝えたいことを時間がなくて言えなかったので、お伝えをしたいというふうに思っております。この先住民勧告に対して非常に危険視している皆さんが今一番心配しているのは、玉城知事が県民投票の結果を携えてジュネーブに行くのではないかということなんです。これはぜひ玉城知事に答えていただきたいんですが、このような働きかけが今、玉城知事の周りで起こっているのかどうか、お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時８分休憩

午後２時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今のところ知事が国連、先ほど御発言にありましたジュネーブなど、国際機関を訪問するような具体的な予定、あるいは要望などは私どものところには具体的には来ておりません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　仮定の質問はという答弁になるのかなと思っていたんでちょっとびっくりしましたけれども、翁長知事がジュネーブに行く前も、我々自民党会派で知事の部屋を訪ねて、このようなことが起こらないように発言には注意していただきたいというふうに要請を行いました。

その際、翁長知事は、私は日本人としての誇りを持っていますというふうに答えられたんですが、ジュネーブでは、沖縄県民が先住民族だということを容認するような発言をしてしまったわけです。私はこれは何か断り切れないような力が非常に働くのではないかということも危惧して、知事に前もって伝えているようなところもあります。

今公室長、今のところはというふうにありましたので、ぜひそのようなことが起こらないようにこれも対話を求めていきたいというふうに思っています。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時９分休憩

午後２時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○花城　大輔君　これが最後の質問になると思いますけれども、前回知事に、沖縄県民が沖縄県議会でも議論もされていないところで先住民扱いを受けて、勝手に国連から勧告を受けているということに対して、沖縄県知事としてこれを撤回する考えはありませんかというふうにお尋ねをしました。

もう一度同じ質問をしたいと思います。

沖縄県のリーダーとしてこのことを撤回する、そのような考えはありませんか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時10分休憩

午後２時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

沖縄県ではこれまで沖縄県民が先住民族であるかどうかについて議論をしておらず、また県全体にも大きな議論となっていないことから、このようなことについて意見を述べる立場にはないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今、アイヌ新法という言葉が飛躍しておりますけれども、そのうち琉球新法になるんではないかというような話も出ています。駄じゃれではありません。このことを沖縄県民のリーダーとしてしっかり否定することと、そして国連に対しても勧告を撤回させる働きかけをすること、これを私は引き続き知事に求めていきたいというふうに思います。

質問を終わります。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　沖縄・自民党の具志堅です。

議長の許可がありましたので、通告に従い、一般質問をしたいと思います。

少し順序を変えながらの質問になろうかと思いますが、よろしくお願いします。

そして、通告の２点目の基地問題については、１番と重複しながらあわせて質問していきたいと思いますので、２点目の基地問題についての(1)、(2)は削除したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、１点目の知事の政治姿勢についての(1)、県民投票の結果を受けてでございます。投票率52.48％に対し、知事の評価といいますか認識を伺いたいなと思います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県としましては、一人でも多くの県民が投票に参加

し、みずからの意思を示していただくよう広報活動に全力で取り組んできたところです。このような中、投票資格者の52.48％に当たる、60万5394人もの県民の皆様が投票を行いました。

県民一人一人が辺野古の埋め立てについて考え、その意思を示したことは大変意義があるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　次に、賛成11万4933票、そして反対43万4273票、どちらでもない５万2682票、そして棄権54万8206人、率にして47.52％、そのそれぞれの得票数、あるいは棄権の47.52％に対する評価、認識を伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

賛成・反対、またはどちらでもないなど、それぞれの得票数につきましては、投票された県民の皆様一人一人がこの問題について考え、その意思を示された結果であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　今回の県民投票で、民意は示せたとお思いですかというようなことを伺いたいんですが、先ほども言ったんですが、投票率もそうなんですが、全有権者の37.65％、43万4273票が反対の意思を示しました。しかしながら、残りの62.35％が投票しないやら、あるいは賛成、あるいはどちらでもないというふうな意思表示をいたしております。そこは62.35％ございます。

その中で、今回のこの県民投票で県民の意思は示せたと思っておりますか。その62.35％も含めてどういう評価をしているのか。先ほど43万4000の反対があったんだということの話もありましたが、その辺をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

反対の票が全体の37％余りを超えております。県民投票条例に基づきまして、投票資格者数の総数の４分の１を超えて28万8398票を超えており、私ども条例の規定に基づき投票結果を尊重するとともに、投票結果を速やかに総理大臣及び合衆国大統領に通知していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　条例に書いてあるのはそれはそれでいいですよ。いいんですが、54万8206人の47.52％が棄権をしている。じゃそこはどう捉えますか。どういう意思表示だと思いますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　投票されなかった方、47.52％、いらっしゃいます。それにつきましては、賛成・反対・どちらでもない、それぞれの考えがあると思います。私どものほうからその投票されなかった方の意思というのはちょっと推しはかることは差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　そのようにしか答えられないでしょう。

43万4273票の反対の意思ですね。それが多いのか少ないのかという部分はまだ私は評価しておりませんが、次に移りたいと思います。

少し予算の件を確認したいなと。これは通告といいますか、聞き取りに来たときに言ってありますので、当初、予算５億5000万でございました。最終的には決算でどのぐらいになっているのか、伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時18分休憩

午後２時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

県民投票の予算は、今週の日曜日投票が行われたということで、現在その最終的な経費の確認をしているところでございます。現時点でちょっとまだ最終的に決算額というのは算出できないところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　わかりました。決算出た時点で、しっかりまた議論していきたいなというふうに思います。

次に、その結果を受けて、今後辺野古代替施設建設に対する県の対応、県民投票の結果を受けて何か違いが出るのか、その行動についてどういう対応、行動をとられるのかお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今回県民投票によりまして、辺野古埋め立てに絞った県民の民意が反対多数で明確に示されたのは初めてであり、極めて重要な意義があると考えております。政府はその意義をしっかりと受けとめ、直ちに工事を

中止し、問題解決に向けて県との対話に応じるよう強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　これまで余り変わらないような感じがするんですが。私ども自民党としては、先ほど結果についてはこれから評価をしますということであったんですが、今回の県民投票の結果を真摯に我々自民党としては受けとめて、さらなる基地問題の解決に努めなければならないと思います。と同時に、県民の最大の願いは、過重な基地負担の軽減であると。普天間の固定化を避け、一日も早い危険性を除去することが喫緊の課題であり、ＳＡＣＯ合意の着実な実施が現実的な解決策であると考えております。沖縄県民は今回の県民投票で普天間がそのままでいいという選択をしたわけではないはずであります。

そこでちょっと伺いたいと思うんですが、さきの末松、我が党の代表質問の答弁で、工事が違法であるというふうな客観的な根拠。皆さん、工事が違法であるそもそも論を言っているんですが、撤回をしたということで。そこの中で国交大臣の行った執行停止は違法で無効であり、去る８月31日云々失われているものと判断します。今回、係争処理委員会の審査におきましても、固有の資格につきましては、執行停止の違法性認められませんでしたと。ただし県の埋立承認取り消しそのものはこれから本体の審理が行われると述べております。間違いないですよね。

そこで、そのことを踏まえてちょっと伺いたいんですが、これから本体の審理ということは、その審理というのは、裁判で行われるというふうなことで理解していいですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほど係争委に申し出た執行停止のもの、これは沖縄防衛局が国土交通大臣に対して申し立てを行ったもののうちの、執行停止に係る部分ですね。今、国土交通省におきましては、いわゆる本体の部分、承認取り消しについては現在審理が行われているというか、具体的に私どものほうに通知等は来ませんので、開催状況とかちょっとまだあれですけれども、必要に応じて反論書等先日も出させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　理解できました。ありがとうございます。

次にまた質問します。

知事はまたこうも答弁しております。知事は対話が実現しない状況の中では、提訴というのも検討対象になるというふうに答弁していますね。対話が実現しない状況というのは、どういう状況ですか、知事。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○具志堅　透君　いやいや、知事が代表質問で答えて、力強く一生懸命答えていたよ。知事。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

私どもかねてより普天間飛行場代替施設につきましては、県外・国外ということで玉城知事の就任以来、その点について対話ということで求めてまいりました。昨年には副知事、官房副長官での集中的な協議も行ったところです。今回県民投票の結果も踏まえまして、また改めてその対話を呼びかけているところでございます。

以上でございます。

○具志堅　透君　今、答えになっていない。もう一回聞く、議長。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　もう一度、ちょっと確認させてください。

知事が提訴というのも検討対象になると答弁したんですよ。

そこで再質問の中で、対話が実現しない状況とはどういうことですかということを僕は伺っているんですね。知事は対話が実現しない状況の中では、提訴というのも検討対象になると言っているんです。その対話が実現しない状況というのは、どういう状況ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

国地方係争処理委員会の執行停止に対する決定が出ました。これにつきましては、法律上それに不服がある場合は30日以内にいわゆる提訴することができるというふうにされております。私どもは国に対して再三対話を求めているところでございますが、この執行停止決定そのものの判断につきましては、きちっとした判断を仰ぐ必要があるというふうに考えております。ただ、今、対話を呼びかけているところですので、すぐ提訴云々というのは具体的にまだ考えてはおりませんが、法律上の手続については、必要な検討については、内部で行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　対話が実現しない状況というのは、読んで言葉どおりの額面どおりとっていいのか。例え

ば、こちらから対話を求めて会いたいと言っても、政府のほうが会わないというのは、その対話が実現しないというふうにとっていいのか。それとも、県の言い分が聞き入れられないとか、全く受け付けてもらえないというふうなこと、どっちを指しているんですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

ちょっと話は10月の末にさかのぼるわけですけれども、県が行った公有水面埋立承認取り消しに対しまして、この10月30日に執行停止決定がなされたということがございます。その後、県は集中協議、私と官房副長官との間で行って、対話を継続してまいりました。またその後、知事と安倍総理との対話などもございました。そういった流れの中で、県としては対話を継続していたわけですけれども、やはり執行停止の決定ということをそのまま置いた中では、対話も継続できないだろうということで、前回この県のほうは国地方係争処理委員会に申し立てを行ったということでございます。基本、玉城県政は対話を重視するという姿勢は変わらないわけですけれども、こういったある意味前回のものは我々違法な執行停止決定だというふうに考えておりますけれども、今回の国地方係争処理委員会についても我々は多くの疑問があると。そういった疑問をそのまま放置した中で対話ができるかという課題が今度出てまいります。そういったことで我々としては、対話を継続してということは当然持ちながらも、これ法律上の手続の流れがございますので、しっかりと対話をするためにはまた県としてしかるべき手法もとる必要も一方ではあるんだということで、知事が前回お話をしたというようなことでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ちょっとわかりにくいんだけど。県のほうから、玉城知事の政治スタンスとして今回の基地問題の解決は何ですか。対話の話、してますよね。もう一度ちょっと言ってもらえませんか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○具志堅　透君　いや、知事が言っていることだよ。副知事が言っていることじゃないよ。

○副知事（謝花喜一郎君）　済みません。私のほうが少しまだ十分説明できてなかったと思いますので、私のほうからさせてください。

知事はかねてから、辺野古新基地問題は司法ではなく対話によって解決をするんだということがございます。一方で訴訟という流れが矛盾するんじゃないかという趣旨の御質問だったものですから、前回の審査申出書を国地方係争処理委員会に申し立てたことについて、その背景なども今説明させていただいたところです。残念ながら国地方係争処理委員会で却下の判断が出されました。

県としては、引き続き対話も行いますけれども、県として不服な状態のまま、国地方係争処理委員会の結果をそのまま放置する中で対話を継続するというのはなかなか困難なものですから、対話もやりながらもしかるべき法的手続はとらせていただく必要があるのではないか。ただこれ今、決定したわけではございませんが、国の動きなども見ながらさせていただく。ただ基本、司法ではなく対話によって解決するというスタンスはこれからも堅持していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　知事、今の副知事の答弁でいいですか。いいんですよね。それからいくと知事のほうから対話を拒んでいるんですよ。係争処理委員会で我々の言い分が通らなかったから、そのままでは国との対話もできないでしょうと。それで法的提訴も考えましょうということを言っているんですよ。今の説明、それでいいんですか。対話は知事のほうからみずから門戸を閉ざすということですよ。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　一般論で言わせていただきますと、対話を閉ざすということと、対話のドアをあけながらとり得る方法をとるということとは、私は個別に考えてもいいのではないかと思います。つまり対話の姿勢はずっと示し続けておきたい。ところが行政としてしかるべきその期限がある中での手続をとらなければ、それが失効されてしまうなどというふうな場合には、その手続をとらせていただかないといけない。しかし対話のドアはいつもあいているということを考えていただければ、おのずと道理が通っていくと思います。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　これもなかなか矛盾した話ですね。これまで対話とそういったことは矛盾しないかというふうな話を質問の中でも出てきたはずです、過去にこれまで知事誕生してから。いやいや私は対話もっと広げてやるんだということを言ってきた。しかし、閉ざすことでは広げておいて、対話はしないでそういった提訴もするんだということの話に聞こえました。

次に移ります。

沖縄県の過重負担軽減、過重な基地負担の軽減こそが最大の課題であります。辺野古をとめることで、沖縄の基地負担軽減につながるものではないのではない

ですか。県民投票の結果もそうですが、今後知事は沖縄の基地負担軽減について、どう取り組んでまいりますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生など県民は過重な基地負担を強いられ続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。そのためにはまず、これまで一度も改定されたことのない日米地位協定の抜本的な見直しや、米軍再編で示された在沖海兵隊のグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要だと考えております。

県としましては、今後もあらゆる機会を通じ、沖縄の基地負担軽減を日米両政府に対し強く求めてまいります。

以上でございます。

○具志堅　透君　ローテーションの話なかったよ。言ったら。長期ローテーション、言わないのか。今、言った。

同じ答弁だから覚えているわけよ、僕。長期ローテーションが入っていないでしょう、今の答弁の中に。

○知事公室長（池田竹州君）　今普天間のではなくて、全体というところでちょっと大きな話をさせていただいている……

○具志堅　透君　じゃわかりました。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　今の答弁は、もう繰り返し繰り返し何度も、さきの代表質問、座波議員でもありました。普天間の危険性除去も含めた、沖縄の基地負担軽減も含めて。どうもその話を聞いていると、知事、普天間がそのまま宜野湾に残る前提で基地の負担軽減をしていくというふうに聞こえるんです。私はそう聞こえる。聞こえないと言うけれども聞こえるんですよ。日米地位協定を改定して再編された海兵隊のグアム移転、嘉手納以南の危険性除去をやると。そして長期ローテーションで普天間の負担軽減しましょうという話をしているんですよ。そういうことですか。聞こえないと言うけど、そのことを言っているんです。負担軽減を言っている。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

まず、普天間飛行場の危険性除去につきましては、私ども一昨年の普天間第二小学校への窓枠の落下事故を受けまして、その後７項目、長期ローテーション配備などを含む危険性の速やかな除去策を求めたところでございます。

一方で沖縄全体の負担軽減につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、日米の地位協定の改定というのが極めて重要だというふうに考えております。また、海兵隊のグアム移転を含む国外移転、そして嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還などについても確実に実施することが重要というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　この問題は、時間の都合がありますので、また次の機会にしたいと思います。

知事、次の(2)なんですが、勝つのは難しい発言なんですが、これは先ほども議論がございました。勝てないだろう、しかし私は諦めませんよと言っておりますので、辺野古は進むんだろうなというふうに思いますが。知事、ただ私はこういった発言を聞いていて思うのは、やっぱり県政の長として辺野古に反対する思い、決して諦めませんよとそれは公約だから。先ほどうちの花城議員には公約は貫き通すみたいな答弁もございましたが、そうであれば普天間基地の危険性を除去するための方策、対案を示すべきでありますよ知事。

そのことはどう思いますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

普天間飛行場の危険性除去につきましては、間もなく期限を迎えますが、仲井眞知事の時代に５年以内の運用停止というのを求め、県政として引き続きそれの実現を求めてきたところでございます。

県としましては、とにかく普天間飛行場の危険性の状況を放置することはできないということで、普天間飛行場所属機の長期ローテーション配備などそれが行われましたら、例えば半分の機種が機数が長期ローテーションに出れば当然その分飛行する回数は大幅に減るというふうに考えております。そういった形で政府に政策として提言させていただいたところであり、この点については宜野湾市とも連携しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ですから、普天間の代替施設建設として辺野古代替施設建設があるんです、辺野古があるんですよ。辺野古に反対するからには、その普天間の

危険性を皆さんも除去したいということであれば、代替案を示すべきじゃないんですか。そのことを僕は言っているんですよ。

先ほどにまた戻りますが、あなたが言っているローテーションだとかというのは、負担軽減、これ仲井眞元知事がやった約束ですよ。それに準じて普天間が今ある前提であれは約束されているんですよ。皆さんの負担軽減というのは、普天間がある、残る前提で物を言っているんですよ。普天間の危険性除去、一日も早い危険性の除去、撤去というのは頭の中に入っていない、皆さんの政策の中には。どうなんですか。知事。さっきから言っているのはこれなんですよ、今の話。長期ローテーションで基地はなくなりますか。何を言っているの。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　先ほど来、繰り返しになりますけれども、普天間飛行場の危険性の除去というのをまずベースにいわゆる５年以内の運用停止、これは当時承認願書で9.5年以上かかるということで、その間9.5年以上も危険性を放置することは許されないということで５年以内の運用停止を仲井眞知事が求めたというふうに考えております。その危険性の除去につきましては、私どもも宜野湾市も恐らく政府も同一というふうに考えておりますが、具体的な方策として、私ども長期ローテーション配備などを要請させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　その大前提に普天間の危険性を除去するために、辺野古代替施設を建設するという大前提があるんですよ。ですから、例えばあの当時10年、９年かかるから、そこまでは待てないから５年以内に運用停止状態をつくってくれということなんですよ。今13年かかるから、皆さんそういうこと言うかもしれない。じゃ辺野古が13年かかるから、そのまま危険性は放置できないから、今言うような長期ローテーションだとかそういったことを求めているんですか。それを宜野湾市と共有して、国とも共有しているということですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○具志堅　透君　知事。知事、答えなさいよ。

○知事公室長（池田竹州君）　普天間飛行場の一日も早い危険性除去というのは喫緊の課題であるというふうに考えております。そのため、私ども先ほど来述べているように新たな提案として、長期ローテーション配備などを求めているところでございます。普天間飛行場の代替施設につきましては、かねてより県外・国外移設を求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　まともな議論にはなりませんので。ちょっとやはり私は矛盾しているような気がしますよ。普天間の危険性を除去するために、普天間を全面返還するために辺野古代替施設があるんだということを忘れていますね。

次に進みます。

３点目の北部地域振興についての(1)、基幹病院整備についてでございます。

基本的な枠組み合意案が提示をされたようでございます。できたようでございます。北部12市町村との合意形成に向けた協議について、その中身について説明していただきたいなと。課題等も含めてお願いします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

新たな基本的な枠組みにつきましては、設置主体とか、経営単位及び経営形態などのいわゆる経営システムの問題に加えまして、整備費用の問題、それから市町村の財政負担、こういった問題がございますので、これらの問題について北部の12市町村と真摯に協議を行い、合意形成を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　合意形成を図りたいという思いはわかるんですが、協議はしているはずですね。そこでの課題等々が出ているはずですから、そこら辺のところちょっと聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　１月の下旬、２月の上旬ごろに、第６回目の協議会を行いまして、次の７回目の協議会というのは、今時点で具体的な日程は決まっておりません。特に北部の市町村のほうとしては、財政負担の件でまだまだ懸念があるということで、市町村間の話し合いとか、執行部と議会との話し合い、こういったこともクリアする必要があるだろうということで、そういったものも見ながら、３月下旬から４月頭にかけて、早々に次どういったステップに進むかというすり合わせをしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　それと、次年度に基本構想、基本計画を作成するということですが、その辺に向けての思

いというか、合意形成を終えた後にそういったことに入っていくんだろうなと思うんですが、その辺のところはどう考えますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　本来の予定としては、基本的な枠組みについて合意形成が整った後に、そういう基本構想とか、基本計画の策定に着手したいというふうに考えておりましたけれども、12万筆の署名に応えるためにも次のステージには早目に進む必要があるというふうに考えております。

基本的枠組みについて、大まかな方向性で一致点が見出せるならば、それと並行して基本構想の策定に入るための整備協議会の立ち上げ、これを検討していかねばならないというふうに考えております。

○具志堅　透君　何協会……。

○保健医療部長（砂川　靖君）　整備協議会です。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　済みません。ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時43分休憩

午後２時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○具志堅　透君　済みません、ありがとうございます。

市町村からの課題として、やはり市町村の財政負担が大きな問題だと思っております。今規模、いろいろせんだって説明も受けましたが、500床規模云々。今県が市町村とも一緒になってという経営形態も理解はしているんですが、それを目指すもの、ベストを目指すときに市町村の負担、その負担分を皆さん前々から議論しているとおり、市町村に一般財源からの負担は一切させないと、その分は一般財源以外の財源を求めるんだというような話のその辺の進捗はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　うちのほうとしても、一定程度説明しまして、ある程度の理解は深まっているかなと思いますけれども、まだまだ市町村のほうにとっては、県が主張しているものについての担保がないというようなことをおっしゃる市町村と首長さんもいらっしゃいますので、実際問題として本当にこの市町村の一般財源で負担することはないんだよということを、目に見えるような形でもっと説明できるようにしていくと。そういう必要があるだろうというふうに考えて、そういう方向の議論・協議・説明をしっかりしていきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　その部分でいうと、市町村への説明という担保がないわけですよね、皆さんの説明には。説得力がないわけですよ。これは何を、財源を当てにして、北部連携事業だと思うんですが、その部分の増額を求めてそこに充てるんだということを皆さん描いていると思うんですが、しからばその市町村にそのことを説明したって担保がないわけだから、当然そうなりますよ。その部分の担保をとるためには、国との調整協議が必要ですよ。そこはどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　議員の指摘されることは、北部の首長さんからも同じようなことを受けております。

２月の上旬ごろに東京へ出向きまして、内閣府の方ともいろいろと意見交換してきたところでございます。国としても、北部の基幹病院の問題については大きな課題という認識で、何らかの形で支援できないかというようなこともおっしゃっておりますので、今後は市町村と県だけではなくて、内閣府のほうも入れて情報交換を密にしていきたいというふうなことを双方了解したところでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　内閣府は誰が協議をしていますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　沖縄振興担当統括官と沖縄振興局長でございます。

○具志堅　透君　県のほうは。

○保健医療部長（砂川　靖君）　保健医療部長です。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　事務方の事務的な説明・協議というのは必要だと思います。しかし、それもやはり最終的には政治決断・政治判断になるんだろうと。先ほどの高速道路じゃないんですが、そのことを間違ったり、あるいはそのことが少しおくれたり、知事、聞いていますか。聞いていますか。知事の姿勢が問われるんだろうと思います。知事が先頭に立ってこのことを国と折衝しない限りできないですよ、この問題。前回いろいろ言いましたが、名護市長を前面に立てて、こんなことを考えているようじゃ絶対できませんよ。そのことについてどう思いますか、知事。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今その合意形成に向けて鋭意協議をしていただいております。

ある一定程度その協議が整ったというふうな折に

は、私もしっかり政府・内閣府のほうへ要請などに赴きたいという気持ちで見ております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　そのことに対して、北部12市町村と意見交換したことありますか、知事。知事に聞いているんだよ。知事がやることだから。国との折衝の話だから。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　国とも、県と国のほうで事務方レベルで一定の方向性が見えた段階で、知事と政治家の出番を待ちたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　どうも取り組みが弱いような気がしますね。知事のどうしてもやるんだという、政策を必ずなし遂げるという思いが感じられないですね。事務方の調整は調整としてよく理解できますが、そのことはなかなか弱いなというふうな感じを受けております。

次に進みます。

教育長、中高一貫教育についてちょっと伺いたいと思います。私はこれは病院問題との兼ね合いもあって、非常に重要だと思っています。これ過去に、前々からうちの末松県議が取り上げて、北部地域に中高一貫教育として進学校をつくりたいんだという思いの中で取り上げてきております。そのことをせんだって皆さんも調査をしたり教育庁、あるいは教育現場のほうなのかな、事務方なのかな、いろいろ調査もしている、ヒアリングもしているようでございます。そのことに対してちょっと聞かせてください、12市町村の状況。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

北部地域への中高一貫校につきましては、11の市町村の教育長、関係する高校の学校長などと意見交換を行ってまいりました。全体的にいいますと、意見交換でおおむね賛成という意見がある一方、小規模中学校でありますとか、地元の高校への影響、生徒数の減に伴うクラスの減等々の影響を懸念する声もございました。意見もございました。状況はそういうことでございます、御質問の状況ですね。そういうことも踏まえまして、北部地域への設置につきましては、もう少しいろいろ課題等も整理して、意見交換も行いながら、どのような設置形態、どのような課題がまだほかにあるのかというのも整理して、取り組んでまいりたいというふうに考えている状況です。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　教育長、ありがとうございます。

さまざまな課題、それぞれの市町村においてあるんだろうと思います。しっかりとこれを解決していただいて、みんなが望む、北部から中南部に生徒、子供たちが流れないような学校をつくっていただきたいなというふうに思います。しっかり頑張ってください。以上でこの件は終わります。

次に、やんばるの森・いのちの水基金の取り組みについて伺いたいと思います。基金の目的、創設時期等々について説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

沖縄県では、森や水及び水源地域に対する理解の促進と地域の振興を図ることを目的といたしまして、現在、水源涵養機能維持のための取り組みとして、これまで1000万円を予算計上してやってきておったのですが、ヤンバルの環境保全対策や水源地域の振興策に対する助成制度を新設しまして、総額3000万円をこのたびの予算案に計上させていただいたところであります。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　企画部長、どうもありがとうございますといいますか、1000万増額という、これまで企画・知事部局そして企業局のほうから500万ずつ出していたと思うんですが、企業局のほうもそれは理解をしているということでいいですか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

先ほど企画部長からございましたように、企業局としましても、沖縄本島の水源涵養機能、あるいはヤンバルの環境保全対策及び水源地域の振興策に取り組むことは、重要課題と認識をしておりまして、現在実施している事業を拡充し、企画部とともに取り組むこととしております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　どうもありがとうございます。

玉城知事、知事も公約に掲げて、私も非常に喜んだわけですが――喜んだという表現はちょっとよくないかな。

この基金は――私はこれまでヤンバルのおいしい水ありがとう交付金の創設を訴えていまして、そのことをかなり議論いたしました。翁長県政ですか、仲井眞県政ですか。今の謝花副知事のほうがかなり理解をしていただいて、今の水源涵養機能維持のための水源環境整備事業がスタートいたしました。今回それを拡充

するという事業、基金のほうを創設してやるということは、私は評価をしたいなというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いしたいなと思います。

次に、情報通信環境の全県整備について伺います。沖縄県の現状、どうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

沖縄県では、離島等の条件不利地域においても、都市部と同等の情報通信環境を提供するために、その構築に取り組んでおります。本島の北部地域につきまして、超高速ブロードバンド環境整備促進事業により平成29年度までに国頭村の整備が完了しております。平成31年度からは大宜味村及び東村の整備に着手することとしております。また、その他の条件不利地域につきましては、平成28年度に環境調査を実施いたしておりまして、この結果に基づいて、通信サービス提供に向けた課題を解決するため、関係市町村と協議を進めてきておりまして、さまざまな技術的手法の検討、特に光ケーブルのルートとなる橋梁等の管理者との調整でありますとか、市町村と事業者との関係調整とか、整備促進に向けて予算事業以外にも取り組んでおります。今後とも、地域ごとの最適な情報通信環境の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　部長、北部に限って質問したいんですが、国頭が終わって、大宜味と東村もまだ残っていると。それ以外のところは全て終わっているというふうな感じで考えていいですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　全てということではなくて、例えば今帰仁村の古宇利島等についても超高速ブロードバンドの整備について、今帰仁村それから通信事業者と連携して取り組んでおります。例えば、県が管理する古宇利大橋やワルミ大橋を活用した光ケーブルの管路の設置に関する協議でありますとか、それからさらに無線を活用した、より安価な整備手法、それから国の新たな支援メニューがありますよという紹介であるとかをやってきております。

県全体としては、通信環境は光ケーブルがほぼ届いてはいるわけですけれど、小さい離島については、民間事業者の高度な無線の通信環境もございますので、全体の地域で本島と同等の通信環境を構築するということを政策目標としてやっているところでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　その整備に関しては、大きいところ、小さいところに関しては民間活用もしながらやっていくということであるんですが、その際においても、やはり県が関与して、県がしっかりとフォローしながらやっていくという理解でいいですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　おっしゃるとおりでございます。事業者と、地元の市町村との仲立ちをして、調整にかかわって早目の実現を図っていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　特にヤンバル地域、これから観光も非常に期待できます。クルーズ船の就航だとか。今言った古宇利島というのは、今でも観光地として栄えております。そこにブロードバンド、光ケーブルがないということ等々も含めて非常に困っておりますので、早急な整備をお願いをしたいなというふうに思います。

次に、国立自然史博物館の誘致の取り組みについて、今後の取り組みについて伺いたい。昨年シンポジウム等々活発に活動して、部長御苦労さまでしたが、ことし以降どういうふうな取り組みがあるのか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

国立自然史博物館の誘致につきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画におきまして、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくという方針を位置づけました。シンポジウムの開催、関係省庁への説明、沖縄担当大臣等への要請など行ってきたところでございます。

県といたしましては、今後国への働きかけ、また県内外での機運の醸成が重要であることということを踏まえまして、設立の意義、沖縄県の優位性、期待される効果等について、今年度、誘致に向けた基礎調査を実施しているところであります。今後は、その基礎調査の結果に基づきまして、関係省庁への要請や県内の経済団体等への説明を実施するとともに、他の博物館の先進事例等を参考にしまして、日本学術会議とも連携しながら、官民一体となって取り組みを推進していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　このことも先ほどの病院問題等々と一緒なんですが、やはり知事が先頭に立ってといいますか、知事が汗をかかない限りこういうことはできな

い。現場の部長以下事務方はしっかり頑張っているような感じもするんですが、知事の姿勢を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　国立自然史博物館の誘致については、今年度、誘致に向けた基礎調査を行うということになっております。そしてその基礎調査の結果に基づいて具体的な関係省庁への要請、それから県内の経済団体等への説明、あるいはそれに関連する、さまざまな学術関係の方々へのリンケージも必要になってくるであろうと思います。ですからそのような状況が整いましたら、また私もしっかり一緒に取り組んでいきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　次に移ります。

泡盛製造業の振興についてでございます。

泡盛のリーディング企業の育成や、経営の厳しい酒造所に対する改善支援とありますが、具体策を教えてください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えいたします。

泡盛酒造所に対する具体的な支援についてですけれども、県では、泡盛産業に対するリーディング企業の育成を図るためには、琉球泡盛マーケティング支援事業というのをやっていまして、出荷量増加に向けた商品開発やブランド力強化等に対し、専門コーディネーターによるハンズオン支援等を実施しております。また、経営が厳しい酒造所に対しましては、琉球泡盛産業経営改革促進事業というものによりまして、中小企業診断士を派遣するとか、経営に関する助言や指導を行いまして、中長期的な経営改革プランの策定支援を実施しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　次に、国と連携した海外輸出促進について具体策、お願いします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　泡盛の海外販路拡大への具体策についてになるかと思いますけれども、県では、国の琉球泡盛海外輸出プロジェクトによる官民一体となった泡盛の海外展開支援につきまして、連携して取り組んでいるところでございます。これまでに、香港・バンコク等で開催された泡盛ＰＲイベントへの海外事務所による連携や、個別酒造所に対する商談会等への渡航支援を行っております。また、沖縄県酒造組合のホームページや泡盛ＰＲ映像等の多言語化への支援を実施したところでございまして、今後はこれまでの取り組みに加えまして、酒蔵ツーリズムやクルーズ船での展開など、国や関係機関とのさらなる連携を図りながら、泡盛の海外輸出を促進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　これまでとちょっと変わらない。施政方針から抜き出したんですが、知事の思いがちょっと入っていないなという感じもします。その中でそういったさまざまな施策をとっているんですが、やはり泡盛の販売・出荷というのは、出荷量が毎年減少して、もう13年連続減少していると。これは沖縄国税事務所の発表によるものということで新聞に載っておりましたが、対前年比5.8％の減少、それを抜本的に変えるために、今沖縄担当大臣の宮腰先生のほうから提案がある琉球泡盛テロワールプロジェクト――地域の特産というふうな――について提案をしておりますが、そのことと県とのかかわり、その中身についてわかりましたら説明願います。

県産米でつくろうということ、どこが担当ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時１分休憩

午後３時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　今議員がおっしゃったように、海外も含めて泡盛の活性化をやっていきたいということで、宮腰大臣が提案しております琉球泡盛テロワールプロジェクト推進チームについては、世界的なブランド化に持っていくときには、地元の原材料を活用したほうがいいということで、沖縄の泡盛についてもタイ米を活用しながら今生産をしておりますけれども、沖縄産の米を使ったいわゆるインディカ米を生産しながらその原材料を使って泡盛をつくっていこうということで、去る２月に、琉球泡盛テロワールプロジェクト推進チームをつくっております。今年度、石垣の農業試験場のほうで実際インディカ米を栽培したところ、順調に生産したところがありますので、それを踏まえて具体的に海外に向けての販売推進を含めながらこの推進チームで取り組んでいこうということで、今、チームを設置したところでございます。

○具志堅　透君　ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時２分休憩

午後３時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

具志堅　透君。

○具志堅　透君　農水部長から答えるから、農業だからというふうな思いもあるんですが、ぜひ商工労働部も一体になってやっていただきたい。

そして、国のほうが進んでいるような感じがして、総合事務局、７月初めの二期作での植えつけを目標に酒造所と農家、マッチングの場を設けるとしていると。開催されたかどうかその辺の情報がありましたら聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時３分休憩

午後３時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほど報告したように、30年度については１トン近くのインディカ米、長粒種米ですけれども、それを生産させていただきました。今回４月以降、先ほど推進チームを設置して具体的に酒造メーカーのほうとのやりとり、例えば単価の問題とか原材料の問題だとか販売戦略、その辺含めて４月に向けて検討するということで、先ほど設置した推進チームで検討して、具体的には一部の地域でインディカ米を生産するという話でＪＡのほうとも取り組んでおります。一部、市町村のほうにもちょっと具体的にこれぐらいの生産量にしていきたいというふうな話を水面下で今調整させてもらっていますので、推進チームの中で具体的に酒造メーカーとマッチングしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　皆さん相当おくれているんじゃないの。新聞に載っているのはもっと進んでいますよ。泡盛業界から安定供給ができる価格については200円以上だと無理だ、100円じゃないとだめだとか。課題があって、あと生産農家は原材料全て買い取ってもらえるか。それをクリアするために補助金を10アール当たり４万5000円支給を想定するとか、２万円上乗せして販売すれば９万円以上になるから、食米をつくるよりも上がるんだと。ですから、この米をつくれますよというような話まで進んでいるんですよ。その辺は承知していますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今議員がおっしゃったものについて、１月段階で例えば交付金等含めて９万4000円ぐらいの水準に持っていこうという話はさせてもらっています。ただし、生産農家にとってはインディカ米を１回生産すると、主食米のほうに変更しにくいところがあるものですから、その辺の継続的な問題、制度的な問題。交付金にするためには酒造メーカーのほうとの契約、この辺が必要ですので、今おっしゃったように推進チームの中で具体的な内容を詰めて、内閣府のほうとも４月までには具体的に現場のほうの説明会もするというスケジュール感で今やっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　農家側から言いますと、どこか手を挙げたり、興味を示しているところありますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　大臣が提案されたものを踏まえて、12月にＪＡと詰めさせていただいて、北部の市町村を今、組長のほうと相談させてもらって、現場とのやりとりもさせてもらっています。１月の会議の中では、生産組合長も参加してもらっていますので、その辺で単年度じゃなくて、今後長期的に農家の所得が８万4000円以上、あるいは10万近く、大臣がおっしゃるようなものがとれるかということになると、農水省と酒造メーカーとの契約も必要になりますので、この辺しっかり詰めながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　もうかる農業という意味で、実はせんだって末松先輩と一緒に土日を利用して、伊是名・伊平屋行ってきたんですよ。島尻補佐官も一緒に。そのときにその話をして、かなり興味を示しています。農家の皆さんに直接こういった説明もしていただきたいと思いますが、それはどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

組長のほうは、12月段階では少し理解はしておりましたけれども、どうしてもやっぱり我々のほうとしては、生産農家が安定的に中長期的に所得を確保するということが必要だというふうに思っております。その中で１月にも地域のほうには説明しておりますけれども、近々またそこの現場に行って、説明なり意見交換しながらその取り組みについてはしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　しっかり頑張ってください。これまだこれからのことですから。ぜひ成功させていただきたいなと思います。

そして最後に、平和教育についてちょっと伺いた

かったんですが、時間がないので、また次に持ち越したいなと思うので、これちょっとシビアな問題が絡んでいまして、どういう状況で平和教育やっているのかなと。端的に言うと、それを受けている子供たちの親が私のところに泣きついてきたんです。ちょっと精神的に参っているよと。テレビであの何とかの歌が流れると泣き出すんだというふうな話があって、これしっかりと市町村での教育、質問取りに来たときに聞いてみると、各市町村、学校に、現場に任せているというような話があったんだけれど、そこは少し県教育庁あるいは市町村教育委員会とも相談しながら、ある程度どういった授業を、特別活動をやっているかということを把握してください。

○議長（新里米吉君）　まとめてください。

○具志堅　透君　済みません、終わります。把握しておいてください。次にまた必ずやりますから。これちょっと深刻な問題を抱えている。トラウマになっているような感じもするものですから、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

済みません。ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時８分休憩

午後３時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　質問させていただきます。

私は、今沖縄県の県民、議会、知事を含めて、この沖縄の抱える問題、これを何とかしなければならない。なかんずく基地問題、長年の基地問題、何とかもういよいよ解決できないものかという思いは共通だと思っております。そして全国の中で、この安全保障、特に米軍基地の過重負担において、なぜ沖縄県がこんなにも時間と労力を費やして、沖縄県のみ苦悩しなければならないかというようなことは共通の課題だと思っておりますが、去る県民投票を通して、結果は後で述べますけれども、いずれにしても政治が解決すべきこと、これを県民に投げ込んでいないのかというような政治家としての反省も含めて、できれば客観的にこの基地問題を捉えてみたいなというふうに今思っております。

まず通告に従いまして、基地問題を考える上で、この戦後75年、防衛を日米同盟に委ねている現状、いろんなひずみがあるんでしょう。その辺を答弁願います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県は、日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制が、これまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと認識しております。内閣府における自衛隊・防衛問題に関する世論調査におきましても、約８割の国民が日米安全保障条約が日本の平和と安全に役立っていると回答しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　趣旨がちょっと期待したのとは違うんですけれども、戦後、我々が一応独立国家となったけれども、戦後に残る北方領土の問題、そして日米安全保障、地位協定の問題、そして拉致問題をみずからの国で解決できずにアメリカに依存するような状況、こういうようなもろもろの課題、傷というのか、そういうものがあって、沖縄がその縮図にもなっている部分がある。その辺を僕は答えてもらいたい。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

日米安全保障条約に基づき、日米地位協定というのが制定されて、具体的な基地の提供内容などが、あるいはさまざまな活動が地位協定で規定されております。こちらのほうも制定以来一度も改定されておりません。そういった改定されていない中にさまざまな問題があると考えており、県では、地位協定の改定について、全国知事会などでも討議していただいて、要望として取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　ちょっと期待したのとは違うんですけれども、じゃ日米安全保障条約52年、そして60年に安保改定という大変大きな国民的な運動がありました。それ以来、私たちのこの日本の安全保障というのは、自動的に更新されている。なぜそのような地位協定に、あるいはその今の日米同盟に問題がありながらも自動的に更新されてきたのか。この辺は、国会で活動された知事、それに答弁をいただいて、なぜ安全保障というものが自動更新されているのか。その辺の国会議員として、どのような問題認識が国会ではあったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　それは安保条約の中の取り決めによって、どちらか片方がその条約を終了するということがなされていないということにつながっていると思います。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　一方で、一方の国が安保条約、もう終わりましょうと言えば終わるんですよ。だけれども、なぜここまで安全保障というのが継続してきて、沖縄の問題があれぐらい訴えられた、国会議員もいっぱい行って、国会におったのに、なぜこの問題が自動更新されて、平和を守るあの当時の社会党も含めて、共産含めて、なぜそれが国会で議論できなかったのか。その根本的な背景というのは何なのかを知りたいんです。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

これはもう県としての認識というよりも私見に近いものだと思いますけれども、先ほど議員からも、沖縄がある意味、この安全保障体制の縮図になっているというような発言がございましたけれども、やはり全国でこういった安全保障状況という、これはプラス面も含めてマイナス面で、こういったものが十分国民の間に共有化されているかというようなところの中で、やはりこの安全保障は、ある意味日本国民からすると空気のような存在になっているのではないかと。そういった中において、安全保障の更新ということについても、国民的議論になっていないのではないかと。一方で、我が沖縄県においては、先ほどの地位協定の議論もありますけれども、さまざまな課題が顕在化しているというような中において、私も先ほど議員がおっしゃった縮図になっているということについては、共感して、そこが最大の要因ではないかというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　これは、我々が基地問題をこれから糸をほぐしていくために、その空気のような状況というものをどうするかというのが大きな問題なんですよ。

それで、かつての社会党、社・さ・自、さきがけを含めた連立政権のときに、護憲を主張していた政権も、この問題に触れていない。民主党の政権のときも、県外と言った人がいるんだけれども、結局この根本的な問題に触れていない。そして今、ある意味では、自民党、自公政権が悪いというようなこういうレッテルを張って、大きな政府と対立しているという状況、これは客観的に見ておかしい。それをまともな姿で、客観的に見直していかないと。逆に沖縄県民の意を受けて、この実態というものを乗り越えていく戦略、それがないと、これは差別意識だとか、対立だとか、分断になっていく。それを発信していくのは、もう玉城知事しかいないね。その辺の感想を含めてお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　日本における安全保障の問題については、この普天間基地の一日も早い閉鎖・返還につながることだと思いますが、日本国民全体で議論をして、この安全保障体制について、それぞれの選挙区から選出されている国会議員に代議員制、間接民主制でその国民の声を伝えていく。そしてそれを国会で議論していくという、そういう根本的な取り組みが重要ではないかと思います。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　ごもっともだと思っております。もう一点、今辺野古の基地が反対という状況になったときに、現実的に政治家というのは、現状の課題を解決しなければならないといったときに、普天間がそのまま固定化する。であれば、国民がひとしく負担すべき日本の防衛の姿というものと、沖縄県として、どうあることが国民に等しい基地のあり方なのか。その将来像というか、ビジョンを示すことは、課題を解決していく上で一番大事なこと。ましてや基地行政を預かる県当局が、この辺を整理せずして賛成だ反対だで議論を終わらせたら、この糸口というのはないと思う。それについてお答えください。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほども知事からございましたけれども、この問題というのは、やはり国民的議論、国会での議論が重要だと思います。先ほど賛成・反対云々とありましたけれども、実は県民投票もこの端緒をなすものだと私は考えております。こういった安全保障体制、突き詰めていきますと、この普天間飛行場代替のための辺野古移設問題というのは、我が国の安全保障をどう考えるかというようなことから本来はスタートしているというふうに考えています。そういったものを沖縄県でさまざまなことを考えながら、今回の県民投票に１票を投じていかれると。この問題を今度は国民的議論でもって行われるべきではないかと考えています。さきに小金井市において、いわゆる「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地代替施設について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書」というものが議決されてございます。それ以外にも、きょうの新聞報道によりますと、東京のまた１市でそういった議決がなされたというふうに聞いております。そういった国民的議論がまず広がる中で、国会での議論というものが深まることを期待し

ているところでございます。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　我々自民党も山口を初め、築城、宮崎、群馬とかあちこち回ったんだけれども、話せば受け入れるところいっぱいふえているんですよ。移転訓練も進んでいる。間違いなく進んでいるんですけれども、今沖縄県が、私は今後県民投票を受けて、もうこれは基地の、沖縄県がこの問題を解決していくために、一番地元の意向というのが大変重要になってくるのかなと思っておりますけれども……
　ちょっと休憩願えますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後３時38分休憩
　　午後３時39分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○座喜味　一幸君　特に、今後我々が基地問題を進めていく上で、この大衆運動というか、そういう動きというのは、大変大事にしながらも、そのエネルギーを解決に向けていくというのが、もう知事の手腕であって、裁量だというふうに思っております。
　今度の県民投票を受けて、いよいよ知事は、この混乱とかというような今の状況、収束に向かわせていく、県民投票の意を受けて、しっかりと課題解決に向かわなければならない。それが知事の宿命なんですよ。
　さて、県民投票を受けて、どう具体的に動いていくのか。課題解決に向かうのか、知事の御意見をお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　普天間飛行場の辺野古移設へ反対という民意は、これまで過去の知事選挙など一連の選挙でも示されてきましたが、今回の県民投票によって、辺野古埋め立てに絞った県民の民意が明確に示されたのは初めてであり、極めて重要な意義があるものと考えております。
　政府は、沖縄県民の辺野古埋め立てを認めないという断固たる民意を真正面から受けとめ、辺野古が唯一というこれまでの方針を直ちに見直し、工事を中止するとともに、普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還という根本的な問題解決に向け、県との対話に改めて応じるよう強く求めてまいりたいと考えております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　平成８年に県民投票がありましたが、県民投票の結果はどう生かされたか。どういう結果を生んだか、それを教えてください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　平成８年に実施された県民投票においては、日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小への賛否が問われた結果、賛成が多数でありました。しかしながら、日米地位協定の抜本的な見直しは行われておらず、また、北部訓練場の過半の返還など基地の整理縮小は進められてきたものの、今なお米軍専用施設の70.3％が存在するなど過重な基地負担が続いております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　この県民投票が基地負担の軽減という方向で、ＳＡＣＯ合意の方向につながったということは言えますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後３時42分休憩
　　午後３時42分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　平成８年の県民投票が直接ＳＡＣＯ合意を初めとするものにどれだけ影響を与えたかは、県として正確な分析はしておりませんが、地位協定についていいますと、残念ながら改定実現には至ってないということになろうかと思います。基地の整理縮小は、先ほど言いましたように、北部訓練場の過半など返還はある程度進んできているというふうには考えております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　不幸な事件があって、平成７年かな、あれから負担軽減という方向で動いたのは、ＳＡＣＯ合意まで動いたというふうに私は理解しているんですよ。いずれにしても、このＳＡＣＯ合意について、県は、都合のいいのはＳＡＣＯ合意に基づきなさいと言うし、なぜ辺野古はこのＳＡＣＯ合意から外されて、ＳＡＣＯ合意どおりではいかないのか。なぜそれだけなのか。それだけはだめなのか。基地の負担軽減のアクションプログラムをほかのは認めるけれども、辺野古だけはだめと言っている。これは何なんですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　普天間飛行場代替施設につきましての辺野古移設につきましては、これまで県としては、県外・国外移設ということで求めてきているところでございます。ＳＡＣＯに辺野古への移設が入っているのは私どもも承

知しておりますが、この普天間飛行場の代替施設につきましては、県民のさまざまな考えも踏まえ、県外・国外移設を求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　まだ原発あたりは地域内で完結する国策なんだけれども、基地問題、防衛問題に関しては、これは日米間の取り決めなんだよな。そういうもので苦労した人々がいて、そのＳＡＣＯ合意、今の普天間の代替施設に辺野古が決まってきた。建築許可を出してからでも、建築主事がかわったら建築を取り消すというようなことは、外交上あってはならないんですよ。こういう大変大きな課題を県は抱えていると私は思っております。

ちなみに、民意、民意というんだけれども、一番我々が今回の――次に入っているんだけれども、県民投票の結果として配慮しなければならないのは、苦渋の選択として、条件つきでこの辺野古を、普天間の代替施設を容認した辺野古の区民、これを115万人の県民の意思でもって押し潰すというようなこと、これは知事のひとりも取り残さない社会という、知事の考え方とは全くこれは相反する。民主主義だとか、自治法だとかという名のもとにおいて、辺野古区民のあの1800名の人々の思いというものを我々が県民投票という形で押し潰していることにならないのか。村八分を強いていないのか。知事、これは素直な気持ちでお答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今回の県民投票は、間接民主制の欠陥を補完する直接請求制度により制定請求された条例に基づき実施されたものでございます。

県としましては、県民投票の実施により、普天間飛行場の代替施設建設のための辺野古埋め立てについて、辺野古区民を含め、県民一人一人がこの問題について考え、その結果としてそれぞれの意思を示していただいたものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　玉城知事は、国会議員３区でありましたけれども――この長い間の辺野古の問題、地元の人々と話し合ったり、あるいは辺野古の人たちが村を持続発展するために大変御苦労している。そこに耳を傾け、彼らと対話し、課題解決に取り組んだことはございますか。その辺をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　余り多くの、たくさんの方々ではありませんが、何人かの辺野古に住んでいらっしゃる方々と意見交換をさせていただき、長年にわたってこの基地問題、わけてもベトナム戦争のとき、その前の基地建設のときに非常に活況であった辺野古の当時のことと重ねながら話をうかがったことがあります。非常に複雑でさまざまな思いがあるということをしっかり聞かせていただきました。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　本当に辺野古区民の投票行動、これは大変なものがあったと思う。県全体のそれぞれの意見というものは、大変なものがあったと思うんだけれども、ここはちょっと質問取りに来ていたので、その区民の投票行動について調べておいてくれということだったんだけれども、この区民の投票率を含めて、その辺をちょっと報告願えますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

名護市の第13投票区が辺野古区、豊原区及び久志区の投票区となっております。速報値ではございますが、名護市選挙管理委員会が公表しております資料によりますと、投票資格者数2124人、投票者数879人、投票率は41.38％となっております。なお開票につきましては、名護市全体でやるため、地区ごとの集計というのはとれないとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　基本的な民意、それを県民の民意などという美辞麗句でもって区民の1800名の人々、そういう人々の生活権や人権や生活の、区の将来に誰が責任を持つんですか。知事、これは辺野古へ行って人々と会うんだけれども、その地域の人たち、そういう人に対してちゃんとしたメッセージを送らないといけないですよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

民意の捉え方につきましては、さまざまな御意見があろうかと思いますが、米軍基地が所在することにより派生する事件、あるいは騒音などの影響は、当該所在地域にとどまらず、広い範囲に及ぶものでございます。県民投票の条例制定請求者は、条例の制定請求要旨におきまして、基地の提供が必要であるとしても、それは本土を含めた日本国民が全体で負担すべきものであるはずですとしております。このような形で、今回県民投票で民意が示されたのは初めてでございます。辺野古に絞ったですね。極めて重要な意義がある

というふうに考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　大きくは日本国民で判断しないといかぬ問題なんです。一番大事なのは地元の意向でしょう。地元の意向が反対だったら、県民の意思なんて関係ないですよ。とんでもない誤解をしないで、我々沖縄県民は、この辺野古の住民の生活保障も、人権擁護に対する理解もなくて運動をしているのではないか。これは県民一人一人に考えていただきたい。知事、ぜひそれは考えていただきたいなと思います。
次に、時間ありませんが移ります。予算についてです。
連続の予算の減額は、国との対立が要因だと思うんだけれども、お聞かせください。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
平成31年度沖縄振興予算案は、総額で今年度と同額の3010億円となっておりますが、沖縄振興一括交付金については、今年度に比べ94億円の大幅減となる1093億円が計上されたところです。
県としましては、国が使途を定めている直轄事業等を優先して積み上げ、3000億円台の範囲内で沖縄振興一括交付金を計上した結果、今年度を下回ったものというふうに考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　前回の議会で3190億円の概算要求額、これちょっと厳しいよ、頑張らんといかぬよという指摘をしておきましたよ。案の定、切られているじゃないですか。そもそも基地反対はいいんだけれども、この県民生活、将来の経済振興に係る予算については、下げるべき頭は下げて、頼むべきところは頼んで、私は恥を忍んででも確保すべき、こういうトップというのはいるべきだと思う。その辺についてはどう思いますか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。
玉城知事におかれましては、昨年10月の就任後、すぐに御挨拶を兼ねまして、安倍内閣総理大臣や宮腰内閣府沖縄担当大臣を初め、自民党の二階幹事長、公明党の山口代表、並びに県関係国会議員、また11月には、菅官房長官、宮腰内閣府沖縄担当大臣、自民党の二階幹事長、公明党の山口代表、日本維新の会の片山共同代表、また末松衆議院沖北委委員長、石橋参議院沖北委員会委員長並びに県選出国会議員など延べ43名の皆様方に、また12月には関係者の皆様の御協力のもと、機会をいただき、沖縄振興調査会並びに美ら島議員連盟合同会議で概算要求額3190億円の満額の確保、沖縄振興一括交付金の1253億円以上の確保について御理解と御協力を知事から直接お願いしたところでございます。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　申しわけないんだけれども、県は、今国との信頼関係がほとんどなくなって、予算も本気で議論してお願いしたり、やるような状況にもうない。もう県の担当者、俺はかわいそうだと思っているんですけれども、沖縄離島活性化推進事業、沖縄糖業体制強化対策事業、沖縄振興特定事業推進費、こういうものに対して県はどれだけ把握していますか。具体的に説明ください。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　今議員の御指摘の沖縄振興特定事業推進費を初め、事業につきましては、国の直轄事業、いろいろ国が使途を定めた直轄事業というふうに理解をしているところでございます。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　直轄事業で地元のことは県は知りません。国にお任せしてあります。これが実態ですね。大変残念でございます。国との信頼関係がないゆえなんでしょう。
次に、ＭＩＣＥについてもお伺いします。
もう断念したんで、今後の計画は伺いませんが、落札決定通知をした企業グループへの今後の対応について伺います。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。
県においては、平成28年11月11日に公告いたしました沖縄県大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業に係る一般競争入札において、平成29年４月13日に落札事業者を決定しております。しかしながら、沖縄振興特別推進交付金の交付決定が得られなければ契約できない仕組みで公募したため、落札事業者との契約は締結には至っておりません。
県においては、同交付金の制度終期である2021年度末までに施設整備を完了できないことが確定したことから、入札説明書等に沿って、落札決定の合意解除に向けた事業者との協議を始めたところでございます。
以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　行政がほとんどの金を出すにしても、このＤＢＯ方式というのはふさわしいのか。どういう仕組みなのか教えてください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　ＤＢＯでございますね。これは設計と建築と運営を一体にして効率的に事業費の節減も図りながら進めていこうという取り組みでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　この問題は簡単ではなくて、この大型ＭＩＣＥを諦めるというようなことの前に、これ大変な問題を含んでいます。

全体事業費461億5000万、設計・建築439億、準備・運営23億6000、指定管理18億、落札通知がもう出ているんですよ。予算のない契約、事実上の契約がなされている。そして、入札保証金まで担保されている。準備・運営に関することに関しては、もう担保されている。こういう予算もないものに対して、こういう契約をする。俗に言う予算なし工事。しかも土地を県は買ってある。そして、入札事業の事項を見ると、建物の中身も設計も建築も運営も全部一括で落札されている。補助金、一括交付金という金を使うんだけれども、この事業は補助金の適正化に関する法律というのかな、適化法というものは適用する事業なんですか。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時58分休憩

午後３時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えします。

その適用を受けてございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　内閣府との詰めもできずに、基本設計も流してしまいました。そういう、なぜ内閣府が――私はいろんな問題を提起したのにここまで厳しいのかと思ったら、既に県は、土地も買いました。規模もその設備の内容も、運営の内容も設計、建築、管理運営まで一括入札契約されているんですよ。動かせない。動かせないものを内閣府がどうのこうの言ったって、議論にならない。結局それが大変これは、あってはならない契約の方法だなということで、内閣府はそれはやけどしちゃいかぬと思ってやめたと僕は思っているんですよ。どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時59分休憩

午後３時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　入札して決定しておりますけれども、まだ契約はしておりませんので、入札説明書に沿って落札決定の合意解除に向けた事業者との協議を始めたというところでございます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　こういういいかげんなごまかしはだめなんですよ。基本設計を始めて、施設の規模や整備の水準――事業費が決まるんだ、建築費が決まるんだよ。その建築費をもって維持管理に幾らかかるのか、そして運営管理に関してどういう事業でもってどういう収益をしていくかというのが出てくるべきであって、内閣府で私が聞いたのは、規模もその使い方のビー・バイ・シーも全然話になっておりませんという状況だったんだよ。これがこういう固定されている。これはもう、僕はもう部長の判断では、多分ここまで荒わざはできないと思うんだけれども、これ県はどういうことでこういう契約の仕方をしたんですか。教えてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時１時休憩

午後４時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

これまでの流れがございまして、過去のあり方調査、基本調査、基本構想をその都度内閣府から御理解いただきまして一括交付金で進めてまいりました。基本設計はまだですけれども、これからも基本設計以降もぜひ一括交付金での実施をしたいということで、内閣府といろいろやりとりをしている中で、残念ながらまだ理解が得られなかったということで、現状の業者さんとの入札の合意解除に向けて動きを進めているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　29年４月13日に入札通知をして、事業計画の開業準備期間、29年の11月１日から

供用開始まで既に始まっているんですよ、仕事は。これに対する補償はどうするんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　その点に関しましても、入札説明書等に沿って、事業者と関係解消の話をしながら、話を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　土建部長、一般の公共事業の発注等において、今のようなことが考えられますか。公共事業において、予算の担保、少なくとも国の補助金使うんだったら、国とのある程度の見通しもつかないで、このような契約できますか。一般の土木工事において。ちょっと感想を、一般論でいいですよ。あっちゃいけないことなんだよ、これは。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時３分休憩

午後４時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　先ほどの繰り返しですけれども、この大型ＭＩＣＥ施設に関しましては、平成24年度にあり方調査から事業が始まってまいりまして、25年度に大型ＭＩＣＥ施設整備と街づくりへ向けた基本構想を策定いたしました。その後27年度に沖縄県大型ＭＩＣＥ施設民間活力導入可能性調査、そして28年に基本計画、その都度内閣府ともきちんと話をしながら、コミュニケーションとりながら、御理解を得てソフト交付金を活用して進めてきたわけでございます。そういったことからも、私どもは基本設計等もそういった形で進めていけるのかなという意味合いで、内閣府と丁寧に話し合いを進めてきたところでございますけれども、残念ながら内閣府に最後まで御理解を得られなかったというところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　どんなに言いわけをしてもいいんだけれども、土地はもう買ってあるんですよ。土地は幾らで買いましたか。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時４分休憩

午後４時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　平成28年度に69億3500万で購入しております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　県の借金で69億の借金で土地も買った。そして落札業者も決めた。既成事実をつくって内閣府をおどしたのか何なのかわからないけれども、結局既成事実をつくって一括交付金を認めろというようなやり方、これは最もおかしい。今後これ、誰かちょっとあれしていくと思います。

ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時５分休憩

午後４時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○座喜味　一幸君　外国からの航空機の受け入れ体制、ＣＩＱの整備状況についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　台北からの話ですか……。

お答えいたします。

県といたしましては、台湾の航空会社による台北から花蓮を経由して宮古、石垣への運航計画については、新聞報道等を通じて承知しております。本件について県台北事務所を通じまして航空会社に確認いたしましたところ、現在、航空会社社内で検討を進めているとのことでございます。

県においては、海外から離島への新規路線の就航は、台湾を初め沖縄の認知度が既に高い市場においても、新たな沖縄の魅力の発信につながり、そしてリピーター化や新たな客層の開拓等、離島観光のさらなる発展に寄与するものと考えております。今後、就航に向けた具体的な動きが出た際には、空港管理機関等と連携し、就航実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○座喜味　一幸君　ＣＩＱは。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時７分休憩

午後４時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　その路線のこれが確実になった時点で、そういった分で関係機関と話し合いをしながら、それが達成できるというふ

うに思っております。
　以上です。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　下地島の開港が間もなくなんだけれども、県ももう少しその実態をわかって、ＣＩＱの整備とかその辺はしっかり取り組んでください。どうですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　下地島空港には、国内線のみならず、国際線も香港エクスプレス航空がことしの７月に就航を予定していることもございまして、ＣＩＱに関しましては、関係機関と県の関係部局で話をしましたところ、その受け入れ体制が可能だということになっております。
　以上です。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　次に移ります。
　地下ダムの水が伊良部に渡るんですが、実かんがい面積について教えてください。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　国営かんがい排水事業宮古伊良部地区では、宮古本島内に地下ダムを整備し、その水を伊良部島まで送水する計画となっております。現在、国により地下ダムから伊良部島の牧山ファームポンドへ通水試験を行っていると聞いております。伊良部島における畑地かんがいの計画につきましては、平成31年度より県営かんがい排水事業魚口地区に着手する予定であり、島内初となるスプリンクラーかんがいを59ヘクタール整備する計画となっております。今後は、伊良部島内の農地1351ヘクタールを対象に、かんがい事業の導入を順次予定しております。
　県としましては、引き続き国、市及び関係機関と連携を図りながら、伊良部島の農業基盤整備に努めてまいります。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　水が来るに至って、これから59ヘクタール整備するというのは、ちょっと遅いね。ちょっともう少しピッチを上げたほうがいいんじゃないですか。
　次に、最後になりますが、多良間製糖工場、今度新施設で動いたんですが、どうもトラブルが多くて操業日数がおくれる、夏植えにも影響があるというような話。なぜそうなったのか、原因と対策を願います。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　多良間村製糖工場における今期の製糖については、平成30年12月17日に操業を開始し、現在終了見込みについては、議員がおっしゃるように、当初３月31日を予定しておりますけれども、きのう現在、４月中旬ごろと見込んでいるようです。操業がおくれている原因につきましては、宮古製糖に確認したところ、現在おのおのの機械の操業ぐあいを見ながら段階的に上げているため、日量250トン処理能力を220トン程度に調整していると聞いております。
　県では、引き続き製糖工場の状況把握に努めるとともに、多良間村と連携し、製糖工場の安定操業に取り組んでまいりたいと考えております。
○座喜味　一幸君　ありがとうございました。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　よろしくお願いします。
　まず初めに、今の議会の質問もそうですけれども、本日朝から衝撃的な質問が行われております。今、ＭＩＣＥの事業も69億で土地を買って２カ年間ほったらかして結局事業ができない。今の質疑応答を聞いていても何の責任も感じない。知事も知らぬ顔。まさにこの県民投票の成果については、もう完全に薄れておりますね。
　那覇港管理組合議会で那覇軍港の浦添移設で、原子力空母ロナルド・レーガンが接岸できる可能性がある。この岸壁が水深20メートルでつくられる。その説明がされております。11月22日ですかね。そこに玉城知事も同席をしている。すごいことですね。原子力空母が接岸できる港が浦添にできる、それを県は容認してきた。それに対して謝花副知事は、那覇軍港にはこれまで潜水艦も原子力潜水艦も接岸されてきたという説明をして、今の那覇軍港の機能がそのまま浦添に移設されて機能は維持する。こういう説明ですね。謝花副知事は、原子力潜水艦の入港には設備の関係もあり、空母の話も水深の関係で議論になると否定はしておりませんね。組合議会でもその説明の中で原子力空母が接岸できる水深20メートルは確保されるということですね。何で県はこういうことを県民に知らしめないでひそかに進めるんですか。那覇軍港の機能強化でしょう。維持じゃないでしょう。原子力空母が接岸するそういう可能性がある岸壁がつくられる。20メートルの水深。今普天間は機能を縮小して辺野古に移設するということをやっておりますよ。そういうのは機能強化、機能強化だと言って目の前の浦添については、原子力の空母も接岸できるそういうふうなものを容認していく。まさにおかしいですよ。それもオール沖縄の与党の皆様方も一緒になってやっているわけ

でしょう。大変なことじゃないですか。普天間から辺野古なんていうのは、今の３分の１に縮小して規模も、2600メートルから1800メートルに滑走路も短くする。さらにはまた故障したヘリを運ぶその岸壁はつくりますけれども、危険性の除去そして騒音の問題、そういうことも含めて滑走路も２本つくる。そういう形で今の機能を大幅に縮小してより安心・安全なことをやろうとしているのにそこは問題視して、軍港についてはこういう原子力空母の接岸もできるようなそういうふうなものを押し進めている。大変なことじゃないですか。

以上申し上げて質問をしますけれども、順番を入れかえてさせていただきます。

まず我が党の代表質問との関連ですね。末松文信議員の辺野古工事の阻止について、これまでの県の説明及び阻止した後の原状回復について伺いたいわけでありますけれども、知事公室長は答弁で、沖縄防衛局は県の埋立承認取り消しにより工事を行う権限を失ったまま違法に工事を行っていると説明しております。知事公室長の説明は、事実と異なって県民に大きな誤解を与えていると私は考えております。直ちに撤回をして事実に基づく答弁にすべきではありませんか伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

沖縄県としましては、国土交通大臣の行った執行停止決定は違法・無効であって、県が行った埋立承認取消処分は有効であるという立場でございます。沖縄防衛局は、県の埋立承認取り消しにより、工事を行う権限を失ったまま違法に工事を行っていることから、県はこれまで再三にわたり工事の中止及び原状回復を指導しましたが、同局は県の指導に一切従わずに工事を強行しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　この後どうなりましたか、この撤回の執行停止も含めて手続的にどうなりましたか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

行政不服審査法は、国民・私人の権利・利益の簡易迅速な救済を図ることを目的とするものでございます。一方、公有水面埋立法の規定上、国と私人は明確に区別され今回国が行う埋め立てであることから私人に対する免許ではなく、承認の手続がなされたものでございます。そのため本県におきましては、国が行政不服審査制度を用いることは当該制度の趣旨から大きく外れたものであると考えております。

このようなことから、県としましては国土交通大臣の行った執行停止決定は違法・無効であって県の行った埋立承認取消処分は有効であるという立場でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　国地方係争処理委員会が撤回の執行停止は適法だという判断をしておりますね。それでもなおかつ皆様方が、国交大臣も含めて国が違法だというその根拠は何ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

国地方係争処理委員会は今月18日に執行停止決定の適法・違法に触れることなく、県の審査申し出を却下する申し出を行っております。委員長のブリーフィングから引用しますが、却下ということは当委員会の審査の対象とならないという判断にとどまり、本件執行停止決定の内容が適法であるか違法であるか本件審査請求の内容、本件承認取消処分が適法であるか違法であるかについて触れるものではありませんというふうに述べております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから判断ができないので、国交大臣の執行停止は適法なんですよ。これを自分たちの都合のいいように――だってそれだったら早目に裁判にかければいいわけでしょう。裁判も起こさないで却下されて、それは適法だって認められながらこういうことをやって、あたかも県民に対して国は違法だ、国交大臣まで違法だと決めつけているわけでしょう。わびをすべきですよ、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

繰り返しになるかもしれませんが、今月18日に出ました係争委の決定は執行停止決定の適法・違法には触れることなく、県の審査申し出を却下するというものでございます。これらのことから県が行った埋立承認取り消しは有効であり、埋立処理の効力は失われているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　沖縄県の申し入れを却下したということは、適法だということなんですよ。自分たちの都合のいいように解釈をして裁判も起こさない、法律で反対反対としてこういうふうな形でずっと国を悪者に

していく。おかしいですよ。こんなことで問題を解決できると思いますか。対話で解決するって言っているんでしょう。対話というのは、相手の立場を認めて国の立場もしっかり尊重してそこを話し合いするから対話になるんですよ。そういうのをずっと国の責任だ、国の責任だ、100％全て国が悪いという法的な手続を踏まえてやっている。全て国を悪者にする。玉城知事、おかしくないですか、あなたの政治手法は。こういうやり方をしてこの問題どうやって解決するんですか、どうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　沖縄県からは、常に対話の努力を重ねたいということで政府に申し入れております。ですからこの県民投票の結果を受けて、国は直ちに埋立工事を中止をして県と対話をするべきであるというふうなことも私は求めていきたいというふうに思っております。そこから対話が始まるのであれば、さまざまな協議もまた必要になってくるでありましょう。そういうことを国に真摯に求めていきたいというものであります。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　次に、阻止した後の原状回復についてですけれども、この原状回復を国に求めるということですけれども、これまでかかった費用については、沖縄県が負担すべきじゃないですかどうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

沖縄県としましては、国土交通大臣の行った執行停止決定は違法・無効であって、県が行った埋立承認取消処分は有効であるという立場でございます。県は、公有水面埋立法の要件を充足していないこと等を理由として当該承認取消処分を行ったものであり、事業者である沖縄防衛局は工事の中止及び原状回復の義務を負うものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これ埋立承認取り消しとは違うんですよね、撤回ですからね。埋立承認はさかのぼってできるけれども、撤回はここから後の問題ですよ。ここまでずっとやってきたものについては、責任が問われますよ。これから先はいいですよ撤回で、もしくは阻止するということであれば。今まで大体どのぐらい工事費がかかっているんですか。どれぐらいかかっているの今まで、辺野古の工事。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時23分休憩

午後４時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

国の審査請求書の記載でございますが、平成29年度末までに当初契約額1426億円の契約を締結し、そのうちの約920億円を支払っているというふうに記載されてございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから撤回して辺野古がとまりますと、もうつくらせませんと言ったときに、これまでのそういう1400億かかった分は当然これは県が国に対して補償しないといけないでしょう。補償義務を負うでしょう。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

一旦なされた承認の効力が消滅した場合にあっては、既に行われた埋め立ては法的根拠を失うこととなることから、国は原状回復義務を負うものと考えております。

以上でございます。

○照屋　守之君　議長、ちょっと待って。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時25分休憩

午後４時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県は承認が取り消されれば原状回復義務が生じるという立場で一貫しており、これまでの訴訟でもその旨を明示しておるところでございます。本来的に承認要件を欠いた承認処分に関しましては、国といえども都道府県知事に対して原状回復義務を負うものというふうに考えております。

以上でございます。

○照屋　守之君　答弁になっていないでしょう。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時30分休憩

午後４時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　もう一回確認します。

撤回して工事がとまります。もうつくられません。私はこれは、これまでかかった国の1400億ですか、そこはやっぱり県が補償すべきというふうな考えを

持っております。それについてもう一度説明してください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

繰り返しになりますけれども、承認が取り消されれば原状回復義務が生じるという立場でございます。これは今から読み上げますのは、広島高裁平成27年11月13日判決の文章からですが、公有水面埋立法は承認処分についても都道府県知事に判断権を認めたものであり、監督処分に基づき行政執行が可能か否かはともかく、本来的に承認要件を欠いた承認処分に関しては、国と言えども承認権を有する都道府県知事に対して原状回復義務を負うものであってというふうにされております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これは恐らく違っていますよ。あの埋立承認を最初のころ――この時点だったらいいと思いますよ。だって皆様方は沖縄県知事が埋立承認したんですから28年12月26日に。それに基づいて工事は進めたんですよ。皆さん方和解していても協力すると言いながら撤回するわけでしょう、つくらせないわけでしょう。そうすると当たり前にこれまでやったものは、皆様方が補償する。原状回復だって皆様方がやらないといけないんじゃないですか。違いますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、県は承認が取り消されれば原状回復義務が生じるという立場でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　おかしいですね。これは後で大問題になりますよ。今の間違っています。

次に、県道伊計平良川線についてです。

これまでの整備計画と今後の予算の対応についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

県道伊計平良川線宮城島工区は、延長4.3キロメートル、道路幅員12.0メートルで、平成24年度から事業を実施しております。現在、桃原橋のかけかえを行っており、平成31年度完成を予定しております。今後の計画としましては、予算確保に努め、桃原橋から起点の池味向け未整備区間において順次実施設計を行い、用地取得及び工事に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　この整備計画は、当初はたしか今ごろ31年ぐらいには完了するということじゃなかったですか。何でこんなにおくれているんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時33分休憩

午後４時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

当初、平成24年度から約10年ほどで事業を推進する予定でございましたが、まず急傾斜地箇所の工法の件と桃原橋の整備に時間を要したこと、また最近うるま市と連携して進めたいと考えておりますが、うるま市の自転車ネットワーク計画との連携が必要になったことから若干計画を見直しておりまして、桃原橋も完成いたしますので、今後土地改良区の中を通る区間についても鋭意進めてまいりたいと思っております。おおむね平成40年ごろには、完成できるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　玉城知事、反対ばかりやって、こういう事業がこれだけおくれているのに、これ与那城ですよ。知事は向こうの饒辺でずっと生活していたんでしょう。旧与那城、今はうるま市宮城島。七、八年おくれているんですよ。40年でしょう、これから頑張っても。とんでもない話ですよ。地域の方々が非常に期待していた――不満を持って今失望に変わっているんですよ。これ知事が責任を持ってぜひもっと早目に対応できるように、知事の決意を聞きたいですね。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　地域の皆さんが心待ちにしていらっしゃるそういう計画がさまざま今執行されております。適宜適切に予算計画を当ててしっかり進めていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　優先してやらないといけませんよ予算も。地元なんだから、このぐらいはしないと。

次は県民投票について伺います。この県民投票の目的お願いできますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今回の県民投票は、普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のため

の埋め立てに対し、県民の意思を的確に反映させることを目的に実施したところでございます。県民一人一人がこの問題について考え、その結果として反対の意思を示すことができたことは、大変意義があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　私、この目的に沿った県の取り組み、特に知事の取り組みに非常に疑問を持っているんですね。本当に公正公平にやっているんですか。何か今玉城知事は、みずからの選挙のようにそういうふうなアピールをやっていませんか。テレビの報道を見ていると、ビラを配りながら一人一人握手する。あれは県知事選挙みたいな雰囲気じゃないですか。それが公正公平に本当に県が主体となって県民に対して判断を仰ぐ知事の姿かなと思って非常に疑問を感じましたよ。本当に公正公平にやりましたか、知事は。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員からは、私の一番最初の議会での質問の答弁に当たらせていただいたときに、知事はフレンドリーがそのパーソナリティーであるというお墨つきをいただきました。ですからそういうことも含めて、県民投票をよろしくお願いしますというきちんと中立性・公平性に立った立場からそのビラを配らせていただいたものであります。その際には、笑顔と握手を求められ、それを真摯に私も忌憚なくやらせていただいたということで御理解をいただければと思います。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　理解はできますけれどもけじめでしょう、けじめ。恥ずかしくないですか。よくそんなこと言えますね。県民投票というのは、県が主体でやってお金をかけて反対も賛成も平等にやるわけでしょう。それをフレンドリーっていってあなた。知事が反対反対という人間が握手して歩けば、当然反対になるんじゃないですか。それを言っているわけですよ。とんでもない話ですね。だから浅いっていうんですよやり方が。

残念ながら本当に私は今回の県民投票、そのこともそうですけれども、実は２月15日に衆議院の補欠選挙の事務所開きがありましたよね。そのときに知事は県民投票を成功させてやるぞという思いを４月21日の選挙まで一日も欠かすことなくみずからの後継候補の名前を広げていくために、お力添えをいただきたいとそういうふうな挨拶していますね。おかしくないですか。こういうふうなことに対して県民投票云々が使われるのは。これ知事みずからやっているわけでしょう、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は、その場の挨拶において県民投票の趣旨をまぜ込んでというか、折り曲げて伝えたものではありません。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから県知事がそういうふうなことを言うと、選挙で県民投票を利用して、あるいは選挙をまた県民投票に利用する。だから中立公平じゃないというんですよ。本来はそういうことは慎むべきですよ。ですからこの県民投票は目的そのもの自体が知事やあるいは知事を取り巻く方々の選挙運動に使われる。そういうふうに考えているわけです。

この県民投票の結果についての評価をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今回の県民投票の結果は、投票率が52.48％となっております。また賛成・反対・どちらでもないの投票の数のうち、最も多かったのは反対の投票の数となっており、投票資格者総数の４分の１を大きく上回る37.6％となっております。

県としましては、条例の規定に基づき投票結果を尊重するとともに、投票結果を速やかに内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に通知いたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　私も投票率に非常に関心がありましたけれども、今回52.48％ですね。これ仮に、例えば50％を割ったときに県民投票というのは成立しますか、どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今回直接請求のあった県民投票条例におきましては、いわゆる投票率は成立要件になっていないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　知事に聞きます。

知事、これ52.48％だから成立ということですけれども、仮に50％を割った投票結果になったときにどう判断します、県民投票として。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　投票率が50％を切ることによって成り立つか成り立たないかということに関しては、今般この投票率の設定は条例の中で置いている条件ではありません。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　普通は、どちらの住民投票も含めてそういう投票の要件があって、50％以下は該当しないと、開票しないという項目が条例の中にあるんですね。これ意図的に外したんですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　今回のものは、４分の１以上という条件が入っています。これは投票結果の尊重の割合を要件として定めているわけですけれども、ほかの住民投票条例ではそういった要件を付していないものもございます。そういった中において今回の県民投票条例では４分の１というものを設定していると。ちなみに確認いたしましたところ公職選挙法の95条では、首長の選挙では有効投票総数の４分の１以上等というのが定められております。そういったものも参考にされているのかなと思っております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　普通、住民投票、県民投票もそうですけれども、ほとんど法的な拘束力はありませんね。ですから厳しく効果をあらわすためには、地域の皆様方がやっぱり50％を投票しないと仮にこれが30％――10名のうちの３名が投票して民意という。そういうことにならんわけでしょう。７名が投票しなくて３名で民意という。こういうことは防ごうということで50％条項というのがあるわけですね。今回私は意図的に県はそれを外しているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、50％以下だと県民投票の要件満たさないでしょう。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今回の県民投票につきましては、地方自治法に基づく直接請求――９万2848筆の署名を集めて行われたものでございます。条例案につきましてもその署名時に条例制定請求権者がつけたものでございます。その制定を請求される方々の考えであろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですからこの県民投票条例をつくることも含めて途中で条例改正もやっているわけですから、そこを含めて対応すべきだったと思います。ちなみに今回の県民投票、50％以下の市町村が８つあります。宮古島市が38.48％、石垣市が44.63％、金武町が48.84、伊江村が49.07、南大東村が49.23、本部町が49.33、久米島町が49.57、沖縄市が49.88、５割も投票していないんですよこの８つ。宮古島は38、40％近くでこの投票でこの民意が反映されたって言えますか。これで民意が反映されたって言えますか。この８つの市町村で22万3754票ありますよ。そこの中で10万4396が投票した。11万9358が棄権をした。実に46％が投票して、53％投票していないんですよ。こういうふうな住民投票、県民投票の民意で沖縄県の民意と言えますか。おかしくないですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

民意の捉え方はいろいろあると思いますが、先ほど私が説明いたしました法定得票数、これで４分の１条項というものがございまして、首長の選挙では有効投票総数の４分の１以上と定められていると。ちなみに衆議院議員の選挙では有効投票総数の６分の１以上というふうになっております。こういったものも民意として当選をしているということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですからやっぱりこれは、この民意を拾うのに38.48％、44％。こういうものを拾ってトータルして、うるま市とか名護市あたりは50％ちょいですよ。ですからこれ正確に言うとこの平均でいくと、あと４つの市が加わってうるま市も名護市も含めて平均にすると50％行かないんですよ。そういうふうな民意を捉えて、辺野古は反対だということを堂々と言えますか。おかしな話ですよ。ですから、こういうふうな形で今通常の県民投票あるいは住民投票と50％条項もつくられなくてこうやっているということですから、やっぱりこれはそれでも反対の民意というのは尊重しないといけませんからね。この反対の民意の数と有権者のトータル、有権者のトータルの中で反対が幾らあったというそういう表現のほうが正しいんじゃないですか。30％、40％しか投票していないそういうふうな市町村も含めてそれを集めて、県民の民意だとしてこれを捉える、52.48％の中に。ですからこれは、そういうふうな低いのも含めて高いので全部包含してしまって52.48％でしょう。住民投票、県民投票ってそうじゃないでしょう。それぞれの市町村ごとにやってそれが50％を超えてそれを集めて評価できるからいいんであって、そういうような自分たちの都合のいいような形で解釈するというのは実態と合っていませんよ。ですから私は、この県民投票というのはやっぱり有権者115万3591に対して反対が43

万4273、これが沖縄県民の民意だという表現のほうがより適切だと思っていますけれども、いかがでしょう。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、今回県民投票の条例に基づきまして賛成・反対・どちらでもないの投票の数が投票資格者数の４分の１を超える場合には、条例第10条の規定に基づき投票結果を尊重する。そして投票結果を速やかに内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に通知するというふうにされており、その要件を満たす結果になったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから本当に玉城知事が中立公平にやるというふうにおっしゃっておりますけれども、実態は皆様方の都合のいいように解釈していますよ。これは住民側からすると宮古の人も石垣の人も全てトータルで考えないといけませんから、ここで投票率が低いのを那覇が多いからそれで補完して52.48％って、こういう議論はできないでしょう。それぞれの県民の思い、彼らも含めた形でこれを捉えていかないと。ですからやっぱり私は、今回の県民投票は有権者115万3591に対して反対者が43万4273、これをやっぱり県もしっかりアピールする、あるいは我々も実際こうだったんだよというふうなことがより適切だと思っておりますから、総理大臣にもそう伝えてください。知事、この52％だけど実際は34％もあり44％もあり、50％に満たないのが８市町村あってやっぱりこれは有権者の115万に対して43万4000だというそういう表現をしてくださいよ。そうしないと国もこの状況を見ていますからね。やっぱり国もそうだと思うはずですよ。

議長、ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時51分休憩

午後４時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○照屋　守之君　ＭＩＣＥですね。建設できていませんね。この与那原町・西原町初め、県経済界及び県民、これは県知事がわびるべきじゃないですか、いかがですか。県知事の責任でしょう。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　大型ＭＩＣＥ施設につきましては、アジアのダイナミズムを取り入れながら沖縄の経済振興の発展に寄与するという大変重要な施設だというふうに理解をしておりまして、内閣府ともやりとりをさせていただいていましたけれども、残念ながら内閣府の理解が得られず、またそれが実現できないということを大変残念に思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　理解が得られないんじゃないですよ。知事を初め理解を得ることができなかったんですよ。私は富川副知事にも最初から言っていますよ、副知事就任のときから。これは知事が動けば何とかなると言っているけれども、翁長知事も結局動かなかったんですよ。それで土地が何ですって。76億で土地を買ってどうするんですか、これどこから買ったんですか。（「69億」と呼ぶ者あり）　69億か。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時53分休憩

午後４時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　県有地の所管がえということで69億で購入しております。

○照屋　守之君　どこから買ったんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　土木建築部所管のマリン・タウン特別会計から購入をいたしております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　受注業者、これは２カ年間ほったらかしましたね。補償はどうしますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　現在入札説明書に沿いまして、事業者と関係解消に向けた協議を始めたところで、その中でいろいろその話をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　部長は、３月いっぱいですか。ちゃんと整理してから異動してくださいよ。ちゃんと補償できるでしょう、約束してください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　確かに内示予定では３月までございます。精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

○照屋　守之君　お願いします。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　本日最後、維新の会の大城でございます。

50分ぐらいになると思いますけれども、おつき合いのほどお願いします。５時前に始められてよかったです。

１点目、再生可能エネルギーの状況と農畜産業との連携についてですけれども、エネルギー政策から入りたいと思います。

沖縄県ではいわゆる再生可能エネルギー導入の拡大、あるいはエネルギー自給率の向上を目的として、2013年にこの沖縄県エネルギービジョン・アクションプランを作成して目標等を定めて取り組んでまいりました。

まず、質問いたします。

ア、再生可能エネルギー導入状況と目標に対する進捗をまずお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えいたします。

再生可能エネルギー導入状況と進捗についてですけれども、沖縄県の１次エネルギーに占める太陽光や風力等の再生可能エネルギーの導入率は、2016年推計値で1.1％となっております。一方、再生可能エネルギーの目標につきましては、2014年３月に策定したエネルギービジョン・アクションプランにおきまして、2020年に5.0％、2030年に13.5％の目標値を掲げているところです。

県としましては、目標に向けまして、引き続き各産業における再生可能エネルギーの普及拡大と、電力の安定供給を踏まえた導入拡大を図る必要があると考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　沖縄21世紀ビジョンの中でも掲げて、それをより具体的に市町村、県民も網羅してこの再生可能エネルギーを充実させていこうと、導入を広げていこうというふうに取り組んできました。

それで、感覚としては、太陽光の部分は非常に進んでいるんですけれども、５％の目標に対して１％ちょっとしかないと。その辺についてはどのように分析していますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　当初、我々の部内も太陽光に関する導入の補助金を入れていました。途中からＦＩＴという直接国の買い上げ制度ができまして、そちらのほうで太陽光の導入促進が図られているということで進んできているかと思います。それが現状としてこの数字になったのかなというふうには考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　太陽光は非常に伸びているんですよね、見てみると。今言うように目標には今届いていませんけれども、太陽光は2012年の数値で８万5000メガワットから16年の今の数値だと35万3000で４倍くらいになっているのかなということで伸びています。問題はそれ以外の風力発電とか、海洋風力とかそのほかのバイオエタノールとかバイオ発電とかそういうようなさまざまなものを具体的にアクションプランをつくって取り組んだんだけれども、なかなか伸ばし切れていないというような状況があります。

これを踏まえまして、イのエネルギー自給率の状況と進捗についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えいたします。

エネルギー自給率の現状と進捗なんですけれども、本県における再生可能エネルギーに水溶性天然ガスを加えたエネルギー自給率としましては、2012年時点で0.5％となっておりますが、県では、自給率向上のため、再生可能エネルギーの普及促進に加えまして、市町村と連携して水溶性天然ガスの利活用に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時59分休憩

午後５時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えいたします。

エネルギービジョンにつきましては、2020年にエネルギー自給率が7.9％を目標としておりますけれども、ちょっと直近の数字がないんで、2012年時点では0.5％というふうな状況でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　非常にこれまでも特にバイオエタノールなんかというのは、国直轄も含めて何十億も何百億も使ってきたはずなんですよ。それでとにかく沖縄の課題として沖縄21世紀ビジョンにもありますけれども、島嶼というのも島というのもありますけれども、化石燃料に頼る割合が多過ぎる。そこを再生可能エネルギーを拡大して、そしてクリーンエネルギーを

拡大して自給率を高めようということで、これまで６年、７年取り組んできたんだけれども、太陽光以外はほとんど伸びていないというような状況なんですよ。

そこでウの今後の課題と今後どう取り組むのかお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　国のＦＩＴに頼っていたところもあるんですけれども、ＦＩＴもだんだん買い取り値段が減ってきましたので、導入率が落ちてきているかと思います。ただそれでも、再生可能エネルギーを高めたいと、沖縄県のエネルギーとしましてはあとは天然ガス、それから風力もございますけれども、他府県で言うところの温熱利用ですか、そういうのもございません。そういう意味では天然ガスそれからあとは省エネの推進によりまして、そういう意味では海外から原料を買うのを少なくして、自給率を高めるというような方向に持っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ちょっと手詰まり感があるんですけれども、2033年に向けて我々大きな目標を持っているわけですね。沖縄21世紀ビジョンも含めて――失礼、30年に向けてですか。そういう意味でちょっとこれからは農業の分野の提案に含めますので、最後のほうでまた屋比久部長、所見を伺いますので、真面目に聞いていてください。

(2)の八重瀬町地域循環型バイオガスシステムについて、ア、事業の概要と県のかかわりについてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

事業の概要ですけれども、八重瀬町では、環境省の直轄事業として地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業を活用して、バイオガスプラントを整備しております。本事業は、平成26年度から28年度に実施しておりまして、地域から排出されるおからなどの食品残渣や乳用牛のふん尿などを原料として処理し、液肥を生産するなど、地域資源を活用したエネルギー創出による循環型実証モデルを構築・検証することとしております。

県では、平成26年度から28年度にかけて本事業の実証及び成果普及への検討を行うため、八重瀬町が事務局となり設置しました地域循環型バイオガスシステム構築協議会の委員として農林関係のほうも参加しております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　委員としては参加しているんですけれども、今部長からあったように、この八重瀬町の農家さんは堆肥センターをつくったけれども、赤字で厳しい。何とかならないか。そして、500頭規模で農家さん集まっていますけれども、水肥を地域の畑地に散布するのに、地下水汚染があるとか、悪臭問題があることとかということで非常に困っていました。さまざまなところに相談したけれども、なかなかアイデアが浮かばないところで今言った26年からの環境省のモデル事業、100％補助で導入しました。そして結果として、全国５例、北海道３例、岡山１例、それに八重瀬町の１例ということで成功事例に入るまでになって、今、ごらんの方も多いと思いますけれども、新聞・テレビ等で先進事例として取り上げられるようになりました。

これまで県は余り積極的にかかわっていないんですけれども、成功事例としてバックアップすべきだと思うんですよ。ちなみに酪農だけではなく、青果市場から野菜等の生ごみが毎日３トン出ます。この生ごみ処理が難しくてなかなかうまくいっていませんでした。場合によっては焼却処分をしていました。処分料に年間2500万がかかっていましたけれども、酪農から出る畜ふんにこの野菜くずをまぜることによってこのバイオ発電量が飛躍的にアップした。それで、地域循環型のものではバイオガスが余るものですから、メタンガスが余るものですから、もう売電まで始めた。そういうような成功事例があるんです。これ、私、しっかりと沖縄県は調査してバックアップして成功させて広めていくべきだと思うんですけれども、次のイの事業の課題と今後の取り組みについてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業により設置されました地域循環型バイオガスシステム構築協議会によりますと、課題といたしましてプラントで発生したガスの利用先の確保、それと良質な液肥の生産と液肥を散布する圃場の確保などが課題として報告されております。その他の課題といたしましては、地域における原料確保や発生する副産物を利用する体制づくりが重要と考えているというふうに聞いております。

県としましては、関係機関と連携しまして、特に畜産のふん尿処理等については非常に苦労しているというふうに聞いておりますので、地域の体制づくり等含めて協力してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　今言った課題はもう現場の皆さんは自信を持っています。この処理水についてはメタン発酵させていますから、においが出ない。そして、実証実験で牧草にまいてもサトウキビ畑にまいても糖度も上がる。そして化学肥料を入れなくても済む。現場では地域の農家も含めてそういうような自信を持っています。ただ、後はやっぱり今県の補助金はほとんど入っていませんから、八重瀬町とも連携をして例えば野菜を集めに行くトラックが足りないとか、畑にまくバキュームカーが足りないとか、やっぱりそういうようなものも含めて、これからでも県は積極的に参加をして、今言う足りない部分を支援していく。そして、さっき言ったモデル事業として県内に広げていく。そういうような私はすばらしい事例になり得ると思います。そこをしっかり支援する部長の思いをもう一度お願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　畜産振興する中で特に南部地域においては肉用牛が今盛んでございますけれども、ふん尿処理については非常に苦労しているというふうに聞いております。特に和牛と比べて乳用牛については水分が多いふん尿の処理に困っている、コストがかかるというふうに聞いておりますので、今回の東風平の事例を参考にしながら、どういう可能性があるか、関係機関のほうと調整しながら導入も含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　今八重瀬の500頭です。隣の南城市では乳牛が2000頭以上います。養鶏で言えば50万羽ぐらいいると思います。そういうところ、非常に困っている中で今そこに注目しているんですね、畜産農家が。そして、酪農だけではなく養鶏の部分についても新たなバイオ発電の仕組みを提案してくれる事業者もいます。だからこそ、やっぱりそこは県が積極的にかかわって支援し、そして伸ばしていくという仕組みでぜひ頑張っていただきたいと思います。

次の部分までさわってからまた商工に戻りたいと思いますけれども、(3)の農地活用による太陽光発電、現状と取り組みをお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

農地活用による太陽光発電の現状と取り組みについてお答えいたします。

農地における太陽光発電施設を設置する場合には、農地法に基づく県知事の農地転用の許可が必要とされております。当該農地転用の許可実績につきましては、平成29年度は21件となっております。また、ソーラーパネルの下部――下の部分ですけれども、営農を継続的に行う営農型発電施設の29年度末までの転用許可実績につきましては９件となっております。

県としましては、今後とも農地の農業上の利用を確保するため、関係法令等に基づいて適切な運用に努めてまいります。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　去年、維新の会で千葉のほうを視察してきました。ソーラーシェアリングという考え方で産学官、千葉大学を含めて３割が太陽光発電、そして７割は農業に使うという発想で成功して、今成功事例としてどんどん広がっています。だからそういう取り組みを私は沖縄でもどんどん広めるべきだと思うんですよ。やっぱり農家は今回1000億の農業産出額が出たと喜んでおりますけれども、なかなか農家経営は厳しい。だからそれは収入をふやすか出ていくものを減らすか、そういうようなことを考えると、やっぱり今ある例えば酪農でいくと電気もたくさん使います。あるいは菊でいくと電照菊も使います。マンゴーの冷暖房にも使えるでしょう。やっぱりそういう発想で私は農業分野のこのエネルギーの視点というのは今まで支援の仕組みが弱かったんじゃないかと思っているんですね。だからそういう意味でさっき言った、７対３の仕組みでいくと、千葉大学の研究では例えば芋類とか大豆、麦、ホウレンソウ、コマツナ、そういうようなものは逆に収量が上がる。３割ぐらい遮光することによって逆に品質がよくなる。そういうような研究結果が出ているわけです。そう考えると、やっぱり農地で農業経営をしながらエネルギー源としての畜産資源、あるいは農業資源というのは非常に可能性が高いというふうに思っているんですよ。これちょっと商工に戻りますけれども、これは農林水産もしっかり取り組んでくださいというのがひとつよろしくお願いします。

商工に戻るんですけれども、冒頭の議論です。これまで沖縄21世紀ビジョンでも低炭素島しょ社会の実現ということでさまざま取り組んできました。温室効果ガスの排出抑制は環境部、クリーンエネルギーは商工部、低炭素都市づくりは土木ということなんですけれども、農林の部分との連携というのがやっぱり弱かったと思うんです。そこの部分は少しだけ植林の部分はありますけれども、やっぱり今言ったこの未利用の農畜産物の部分をクリーンエネルギー、再生利用エネルギーに振り向けていくというのは私は非常に可能性があると思うし、県を挙げてやるべきものだと思うんですけれども、その辺ちょっとこれまでの議論を聞

いて商工部長どう感じましたか。お願いします。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　確かにバイオマス関係にはいろんなものがございます。土木でいいますと下水道処理場あたりでは自前で電気を活用しておりますし、それぞれ多分地産地消の形で今進んでいると思います。天然ガスにつきましても、３市町村の取り組みというのも進んでいるところでございます。うちのほうでは今、木質系のバイオ発電所の大きなものを今ちょうど誘致してございまして、これがやがて二、三年後には動くかと思います。
　そういう意味では徐々に進んでいくと、それから多分御存じだと思いますけれども、西原町で合同資源という千葉の会社が――ヨウ素だけではないんですね。ヨウ素だけではなくてそこからまた天然ガスも出てまいりますので、天然ガスの利用もそこの西原町での利用というふうなことも検討を視野に入れてやっていると。それが徐々に進んでいくというふうに考えられますので、そこら辺が進んでいくとそれなりに自然エネルギーの活用率は高まるかと思います。ただし、電力につなぐときは、需給バランスを考えないといけないものですから、多くてもいけない。そこら辺の技術を開発しないといけないものですから、そこら辺の研究もしながら進めていきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　それはそのとおりです。ただ、バイオガスと言ったって、外から持ってきて燃やして発電。それもありがたいですけれども、やっぱり今活用するのはこの沖縄県の中で今未利用の畜産資源がたくさんあるということ。そこにやっぱり着目して支援してほしいなと思うんですよ。
　そこで、今話があった電力との関係でいま一度お願いしたいんですけれども、ほかの県でも九州電力なんかはもう買い取りできませんと言っています。今、全国で北海道電力と東電と沖縄電力ぐらいしかそういう再生可能エネルギーの買い取りというのは自由にはできないんじゃないかという話もあります。それからもう一つは、やっぱり手続なんかで９カ月ぐらいかかるんですよね。事前審査で３カ月、本審査で６カ月とか。そこはやっぱり沖縄電力は我々沖縄県とのかかわりは非常に強いわけですから、そういう農業部分、100％沖縄から出てきた資源の再生エネルギーについては、クリーンエネルギーについては一緒に汗を流して普及させようと、そういうようなお願いを私は県からできると思うんですよ。その辺について、いわゆる系統を安定させるためにというのはわかりますよ。それも含めて、もう少し商工から電力とのコミュニケーションを図ってお願いをするということはできるんじゃないですか。どう考えていますか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　県では我々のところが電力担当ということではございますけれども、ただあちらの電気料金の決定とかそこら辺は国が権限を持っていまして、なかなか強いことは言えないところがございまして、そういう意味で。ただし小規模離島とかそこら辺では共同事業をやっていまして、彼らがちょっとコストがかかると単体でディーゼルをたいているところ、そこら辺を再生エネルギーに変えていきたいということの共同事業というんですか、それは進めています。そこら辺がうまくいけばそれなりに広がっていくのかなというふうには考えております。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　富川副知事、急に振って恐縮ですけれども、それぞれ部の事情はあるんでしょう。ただ今のこの未利用の畜産資源については沖縄21世紀ビジョンにもないんですけれども、今沖縄県内で肉用牛が７万頭、乳用牛が4000頭、豚が22万頭、鳥が200万羽と。１日に出る畜ふんの量というのは数千トンに上るわけです。そこを活用するというのは私は非常に可能性が大きいと思うし、先ほど言ったソーラーシェアリングの技術についても今全国で広がっています。そういうようなものを民間の力もかりながら産学官含めてノウハウを広げていくというのは、私はさっき言った今のエネルギービジョンに手詰まり感がある中では非常に取り組むべき、ただ、部をまたがるものですから、やっぱりリーダーシップも副知事がとるべきかなと思うんですけれども、その辺について所見をお願いいたします。
○議長（新里米吉君）　富川副知事。
○副知事（富川盛武君）　御指摘の再生エネルギー、未利用畜産資源についてと思いますが、お話を聞きまして、これ取り組むべき事項かなと思っております。来年４月からのＳＤＧｓのチェックも入りますので、そことも合致すると思います。そのマトリックスでどういうところが弱いのか、どういう方向に行けばいいかということを再検討させていただいて、取り組んでいきたいと思います。
○大城　憲幸君　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後５時17分休憩
　　午後５時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

大城憲幸君。

○大城　憲幸君　２番、本県の肉用牛生産と屠畜場についてです。

今議会でも平成28年、20年ぶりに農業産出額が1025億円になったと。そして、直近で平成29年、一昨年の数字ですけれども、1000億超えたとありました。その中でも、一番牽引しているのが肉用牛の228億円なんです。10年間で実に約100億ふえているんですよね。それを前提としてその中身について少し議論したいと思います。

肉用牛生産と県産牛肉の供給状況、ア、肉用牛の生産頭数と県内肥育牛頭数の推移についてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県で実施しております12月末家畜・家禽等飼養状況調査におきまして、県内の肉用牛の生産頭数については、平成25年が２万9787頭、平成26年が２万9757頭、平成27年が２万9215頭、平成28年が２万9117頭、そして平成29年が３万157頭となっておりまして、９年ぶりに増加に転じております。一方、肥育牛頭数につきましては、平成25年が6614頭、平成26年が6133頭、平成27年が6155頭、平成28年が6546頭、平成29年が6807頭と３年連続で増加しております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　けさの新聞で肥育素牛をオーストラリアから入れるという農業新聞の記事がありましたけれども、それは部長お読みになりましたか。もし、読んでいたらお願いいたします、簡単に。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　詳細はちょっと確認しておりませんけれども、オーストラリアのものを日本で肥育して純国産というかそういう販売戦略をという記事が載っているというのは承知しております。詳細はちょっと聞いておりませんけれども。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　何が言いたいかというと、今、肉用牛は絶好調だと言われていますけれども、今あったように子牛は３万頭ぐらい生産しているんですけれども、沖縄県内で肥育まで持っていっているのは２割に満たないくらいなんです。そういう意味で今何で沖縄の肉用牛が200億も超えているかというと、この10年、平成21年に30万だった子牛が今70万超えています。その経過というのは、平成22年に宮崎の口蹄疫で宮崎の畜産がだめになりました。23年に東日本大震災で向こうの畜産地帯がだめになりました。それから、子牛不足が続いて70万という価格になっているんですけれども、それは高過ぎるんです。普通の価格じゃない。だから今、日本ハムなんかは去年１年間で１万頭くらいオーストラリアから子牛を引っ張ってきて――向こうも和牛いますから、それを日本で肥育して和牛として売り出すというような時代になっています。だから、そこに危機感を感じないといけないんです。やっぱり県内でもっともっと肥育をふやさないといけない。県内で肉にするという取り組みを進めないといけないと思うんですよ。

それにあわせて次に移りますけれども、イの県内牛肉消費量と県産自給の状況についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

正式な統計がございませんので、こちらのほうで推計したものについてちょっと報告させていただきたいと思います。

まず、国の家計調査から産出しました平成29年の県内の牛肉消費量につきましては、3968トンというふうに推定しております。また、県内の生産量などから換算しまして県内の自給については、32.5％と概数ですけれども推定しております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　今言うように、きちっと私も調べたんですよ。数字がないんですよね。税関の数字なんかはありますけれども、なかなか正式に沖縄の畜産載っているのは県産が1159トン、輸入が1394トン、ただほかの県から横持ちで入ってくるようなものが入っていませんから、今部長言うように、3900トン、4000トン。観光もこれだけ伸びているから5000トンぐらいあるんじゃないかという議論もあります。

それに対して私の感覚、そして一部の皆さんの意見としては、県産牛肉の自給率というのは２割あるかないかじゃないかということであります。だから、さっきの話と一緒で、これだけ食べる人がふえている中でこれを余り伸ばし切れていないというのはやっぱり取り組みを強化すべきだと思うんですよね。

そこも含めて、ウの今後の県産牛肉生産体制充実に向けた取り組みについてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県では、県産和牛の生産体制強化のため、畜産クラスター事業や畜産担い手育成総合整備事業での牛舎や機械等の施設整備を実施しております。また、県内の

肥育農家が素牛導入する際に１頭当たり３万円の導入費助成を行い、肉用牛肥育素牛導入支援事業を実施しております。牛肉の需要は、県内観光客の増加やＴＰＰ等による県産畜産物の海外輸出促進等、将来的にも期待されております。

県としましては、引き続き関係機関と連携しながら牛肉の生産体制の支援や強化に取り組んでまいります。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　それはわかりますけれども、先日もありました肥育素牛導入補助金、県の種雄牛を使ったら１頭当たり３万円補助しますよという制度です。これもないよりはいいんですけれども、30万の素牛が70万になっていますから、３万の補助でもじゃあどうかというと、まあないよりはいいかなぐらいの感覚だと思います。これは、本部牛とか石垣牛とか山城牛とかそういう肥育でサシをいっぱい入れて本当に150グラム１万円ぐらいのステーキを提供する。それの応援としてはいいんですよ。ただ私、ここで言いたいのは、やっぱり沖縄にステーキ文化があって、観光客が来るけれども、1000円、2000円のステーキ屋の肉っていうのは、ほぼ輸入物ですよね。そこに県産を提供できるような仕組みをやっぱりつくらなければいけないと思うんですよ。200グラムで2000円ぐらいとか、そういうようなものを例えば前一時期あった経産牛を肥育し直して安く提供するとか、あるいは琉大の川本先生が八重山で試験を行いましたけれども、赤牛であれば草だけで800キロまで太るというような話もあります。それこそ、ウチナーンチュというのは草で育てられたニュージーランド、オーストラリア、そういうステーキを食べてきたわけですから、やっぱりそこはステーキ文化がある沖縄の草で育った牛を提供する。その仕組みというのをもう一回県としてつくり直す必要があるんじゃないかと思うんですよね。そこはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に進みます。

屠畜場の現状と課題についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県内におきましては、沖縄本島に２カ所、久米島町、宮古島市、石垣市及び与那国町にそれぞれ１カ所、計６カ所の屠畜場が設置されております。これらの屠畜場の運営については屠畜料金によって運営されており、本島以外の屠畜場においては、屠畜頭数が少ないため、維持経費等で経営的に厳しい状況にあると聞いております。そのため、今後の課題といたしましては、１つとして生産基盤強化による屠畜頭数の確保、２番目といたしまして、屠畜場の業務の機能連携・合理化、それと３つ目として高齢化に伴う屠畜業務員の確保などが挙げられます。

県といたしましては、関係機関と連携しながら、課題解決に向けて取り組んでまいります。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　経営非常に厳しいんですよ。

そこで、それも含めて次。

イ、衛生基準の厳格化や輸出への対応等、今後の屠畜場のあり方と取り組みについてお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県内に設置されております６カ所の屠畜場については、海外輸出促進に向けたＨＡＣＣＰ導入等の衛生基準の厳格化、生産基盤強化による屠畜頭数の確保、屠畜業務員の高齢化に伴う職員の確保など、先ほど言いましたようにさまざまな課題があると認識しております。このような課題を解決するため、今後とも屠畜場業務の機能連携、合理化なども視野に入れまして、将来に向けた屠畜場のあり方に関する議論が必要だというふうに認識しております。

県としましては、屠畜場の運営の健全化や海外輸出促進を視野に、地元自治体からの意見を聴取するなど、関係機関と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　前回もここで話したことがありますけれども、これだけ国が海外輸出に力を入れている。そして、富川副知事も言うように、沖縄もアジアの橋頭堡として頑張らないといけない。そんな中で本部牛なんかが世界でも人気ですけれども、輸出しようと思ったら本部から鹿児島に運んでそこで屠畜して、それを福岡まで運んで、福岡から那覇のハブ空港に持ってきて、那覇のハブ空港から海外へ出していくとそういうようなことをしている。だから、そういう中でじゃ屠畜場をどうするかなんですけれども、そうは言っても経営厳しいんですよ。そして、今は牛１頭２万ぐらいで屠畜していますけれども、それを海外輸出用に人も施設も上等のものにすると、１頭当たり５万出しても足りないというのが食肉センターの言い分です、５万とっても。そこでやっぱりさっき言った県内に供給するという役目と、八重山の屠畜場の話もありましたけれども、海外に出すというような屠畜場とか、そういうようなすみ分け、今後は各離島にも必要でしょう。そういうようなところも経営としては非

常に厳しいわけですから、そこは県も口だけではなくてしっかりと機能分担、北部食肉センターの建てかえ移設も必要なんでしょう。そういうようなものの中で食肉センターの再編をする中で県もリーダーシップをとって役割分担をして、しっかりと輸出にも対応していく。そして、県内にも供給できるような体制を整えていくと、そういう仕組みが必要だと思うんですけれども、そこは早急に取り組むべきじゃないですか。部長、どう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

これまで屠畜場の現状につきましては経営的な問題、衛生的な問題、それと海外輸出に向けて国のほうで海外輸出促進等がいろいろあります。そういう状況を踏まえて、県内に設置されております屠畜場の経営も非常に課題が多いというふうに認識しております。今、八重山食肉センターについては石垣市の協力の中、コンサルト業務の中で委託して、ＨＡＣＣＰ取得に向けた指導を受けているというふうに聞いております。場合によっては31年度については、ＨＡＣＣＰ導入も香港向けの輸出を前提に申請を行うというふうな話も聞いております。その他の食肉センターについてもそれぞれの経営状況が異なっておりますので、今議員がおっしゃるように、自治体とか関係機関のほうと連携をとりながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ＨＡＣＣＰ導入すれば全て解決するという話でもないですから、今言う取り組みは上等ですけれども、しっかりその辺の経営の支援も含めて一緒に主体性を持ってやっていただきたいなと思います。

たびたび恐縮ですが、富川副知事、県産の需給も含めて一時期は地産地消と言われていましたけれども、今は地消地産という言葉がよく使われます。それは、地元の農家がつくったものを地域で消費しなさいよではなくて、消費者目線、地域で消費するものはやっぱり地域でつくらないと地域の活性化にはつながらないよということで、今、地域活性化アドバイザーの皆さんがよく使うのが地消地産という考え方です。そういう意味では、農業産出額のもう２割、３割、４割になる畜産が、今言ったように特に牛肉なんかは２割しか地元産を供給し切れていないという状況ということは、機会損失なんですよ。やっぱりこれだけ来てくれる人にもっともっと――１万円のステーキもいいけれども、地域の皆さんが食べている2000円のステーキも提供できるよと。そういうような体制もつくらないといけないと思っています。そういうような仕組み、そして輸出もできるようなＨＡＣＣＰ型の処理場の仕組み、これはやっぱりしっかりと取り組む必要があると思うんですけれども、所見をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　御指摘のように、地消地産ですか、地元の需要も喚起しながらやっていくと。他方、県の政策もそうですが、農業においてもフロンティアということがありますので、今、徐々に拡大している国外輸出、海外輸出ですね。その両方で推進していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　時間がなくなりました。

最後に３番、各部局職員配置の状況について。

(1)、これまでの定員適正化の経過と定員管理基本方針の概要を伺う。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

知事部局におきましては、これまで数次にわたる行財政改革の中で、民間移譲や業務の縮減を行い定員の削減を行ってまいりました。平成15年度には新沖縄県定員適正化計画を策定し、定員の適正化に取り組んだ結果、平成25年度までに673人を削減しております。また、平成25年度から平成28年度までは沖縄県定数管理基本方針に基づき、平成25年度定数を基準とした定数管理を行ってまいりました。平成29年度には沖縄県定員管理基本方針を策定し、2021年度までの５年間は、基準定員4135人を維持することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　続いて(2)、平成25年と比較した各部局の配置定数を伺います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

大変恐縮でございますが、平成25年度との比較ということでございましたが、これまでの間に子ども生活福祉部等の設置等、部を超えた組織の再編等があったことから、25年度との単純な比較が困難でありまして直近の比較可能な平成28年度と比較をさせていただきますと、平成28年度と平成31年度の定数を比較しますと知事公室が80人から89人の９人増、総務部が359人から355人の４人減、企画部が212人から210人の２人減、環境部が93人から102人の９人増、子ども生活福祉部が448人から454人の６人増、

保健医療部が519人から528人の９人増、農林水産部が896人から862人の34人減、商工労働部が263人から258人の５人減、文化観光スポーツ部が220人から228人の８人増、土木建築部が733人から742人の９人増、出納事務局が52人から46人の６人減で、11の部の中で５部等で50人の増、６部等で51人の減、トータルで１減となっており、その管理につきましては、先ほど御答弁いたしました定数管理方針等に基づきまして適切に管理しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　農林水産部に限って25年以降の毎年の増減をお願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

農林水産部の定数の推移でございます。平成25年度が927人、平成26年度が918人、平成27年度が905人、平成28年度が896人、平成29年度が885人、平成30年度が873人。31年度の定数の内示も終わっていまして、862人となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　農林水産部以外は部局の再編に伴わない増減というのはほとんどありませんよね。部長、お願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

部局の配置定数につきましては、毎年度組織定数管理方針を定めまして、事務事業の見直しですとか、民間委託、ＩＣＴの活用等、業務の効率化等により可能な限りスクラップをするというふうになっておりまして、先ほど答弁させていただきましたが、そういうふうな見直しの観点からそれぞれ部局において増減が出ているということでございます。

○大城　憲幸君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時36分休憩

午後５時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

先ほどの比較で部局等の再編を除いた比較可能なものでということで増減があるというふうな形で御説明したところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　時間なくなりましたけれども、さっきあったように15年から大きな再編で600名、その中で農水部は200名減りました。そして、その後の25年度以降は県としてはこれ以上人員は減らさないでスクラップ・アンド・ビルドでいきますよと言ったけれども、６年連続で10名前後、トータルで65名減りました。この20年で農水部局は、1134名から862名まで減っているんですね。これは私は問題だと思っていて、県全体としても今回あるように振興策が減らされたから問題だという話もありましたけれども、農林水産部だけはこの600名減らされたときも毎年20名減らされている。その後もこの６年間、毎年10名減らされているんですよね。そういう意味では、職員の皆さんがやる気を失わないような人事をしっかりしていただきたい。人心掌握、謝花副知事の仕事かなと思いますので、やっぱりこの辺は県全体の職員の士気も含めて、農林水産部さっき言ったように可能性のある成長産業にしたい産業ですから、ぜひ決意を最後に聞かせていただければありがたいと思います。お願いします。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

農林水産部の減少傾向、私も今かいま見まして、ある意味驚いているところです。ただ、先ほど来、大城議員から畜産関係ですとかさまざまな関係で御提言いただいております。そういった分野について部においてぜひとも事業化するということで、それに必要な定数等のお話があれば、関係部局においてしっかり対応する必要があるだろうと思っております。

○大城　憲幸君　ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時39分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　大　浜　一　郎

会議録署名議員　　山　内　末　子

平成31年２月27日

平成31年
第　2　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　7　号）

平成31年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

平成31年２月27日（水曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第7号

平成31年２月27日（水曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで
甲第１号議案　平成31年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成31年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成31年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成31年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成31年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成31年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成31年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成31年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成31年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成31年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成31年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成31年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成31年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成31年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成31年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成31年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成31年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成31年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第22号議案　平成31年度沖縄県病院事業会計予算
甲第23号議案　平成31年度沖縄県水道事業会計予算
甲第24号議案　平成31年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第25号議案　平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第26号議案　平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成30年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第28号議案　平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）
甲第29号議案　平成30年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）

甲第31号議案　平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）
甲第37号議案　平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第38号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第39号議案　平成30年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第40号議案　平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
乙第５号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例を廃止する条例
乙第８号議案　沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例
乙第12号議案　沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　土地収用法施行条例
乙第16号議案　沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第26号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第27号議案　財産の処分について
乙第28号議案　訴えの提起について

乙第29号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第33号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
乙第34号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第35号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	27番	仲村未央さん
5番	次呂久成崇君	28番	照屋大河君
6番	宮城一郎君	29番	仲宗根　悟君
7番	大城憲幸君	30番	崎山嗣幸君
8番	金城泰邦君	31番	金城　勉君
9番	大浜一郎君	32番	末松文信君
10番	西銘啓史郎君	33番	具志堅　透君
11番	新垣　新君	34番	島袋　大君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君

欠　席　議　員（1名）

35番　中川京貴君

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	環境部長	大浜浩志君
副知事	謝花喜一郎君	子ども生活福祉部長	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君		
知事公室長	池田竹州君	保健医療部長	砂川　靖君
総務部長	金城弘昌君	農林水産部長	島尻勝広君
企画部長	川満誠一君	商工労働部長	屋比久盛敏君

文化観光スポーツ部長	嘉手苅　孝夫　君	教育長	平敷　昭人　君
土木建築部長	上原　国定　君	公安委員会委員	與儀　弘子　さん
企業局長	金城　　武　君	警察本部長	筒井　洋樹　君
病院事業局長	我那覇　　仁　君	労働委員会事務局長	金良　多恵子　さん
会計管理者	伊川　秀樹　君	人事委員会事務局長	池田　克紀　君
知事公室秘書防災統括監	前原　正人　君	代表監査委員	當間　秀史　君
総務部財政統括監	宮城　　力　君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田　善則　君	課長補佐	佐久田　　隆　君
次長	勝連　盛博　君	主査	嘉陽　　孝　君
議事課長	平良　　潤　君	主査	宮城　　亮　君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた副知事富川盛武君は、別用務のため本日及び28日の会議に出席できない旨の届け出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○照屋　守之君　議長、休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時２分休憩

午前10時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで**を議題とし質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君　おはようございます。

質問に入る前に、これまでの代表質問や一般質問で重複する項目が幾つかありますので、以下については取り下げます。

１、知事の政治姿勢についての(3)、防災対策についてのアからオまでは取り下げますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。

まず１、知事の政治姿勢。

(1)、那覇軍港の移設返還について伺います。

那覇軍港は、昭和49年１月30日の第15回日米安全保障協議委員会で移設条件つき全面返還合意から45年経過しております。浦添市が受け入れを表明しているにもかかわらず、移設作業は遅々として進展が見られない現状にあります。したがって、ここは県が音頭をとって那覇市と浦添市に連携して国に働きかける作業が必要であると考えます。

那覇港湾施設に関する協議会は、那覇港湾施設移設に関する協議会、那覇港湾施設受け入れに関する協議会、県都那覇市の振興に関する協議会と３つの協議会があります。これは那覇港湾施設の移設を円滑にするための協議会であり、いわゆる那覇軍港返還プロセスの一つであります。この３つの協議会は現在とまっており、再開して移設及び返還への取り組みを進めるべきだと考えるが、知事の所見を伺います。

(2)、牧港補給基地の返還について伺います。

牧港補給基地は、2013年８月31日に北側進入路１ヘクタールが返還され、2018年３月31日に国道58号沿いの土地３ヘクタールが返還されました。今後は、倉庫地区の大半を含む126ヘクタールが2025年度またはその後、残余の142ヘクタールが2024年またはその後となっております。倉庫地区については、トリイ通信施設、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ・ハンセンへの基地機能の分散移設工事が進められていると認識しております。残余の142ヘクタールについては、海

兵隊のグアム、ハワイへの移設条件となっており、いずれの区域も返還合意の時期をとうに過ぎております。同基地は基地機能の分散移設によって返還されることになっており、分散移設事業の進捗状況より今後の見通しについて、そしてまた課題について伺います。

(3)、防災・減災対策について。

カ、橋梁や横断歩道橋等の耐震化及び老朽化対策について。

県内の橋梁や横断歩道橋の改修工事や建てかえ工事等が見られますが、これらの調査、計画、進捗状況、今後の取り組み等について伺います。

キ、県内における空き家の実態と対策について伺います。

この空き家につきましては、時々空き家がたまり場となったりあるいは事件の誘発が懸念されたり、火災等の事故、災害の心配等がありますが、実態と対策をどのように考えているか伺います。一方で、空き家の有効利用というか有効活用についても多分に考えておられるのではないかと思いますが、この件につきましても県の取り組み、所見を伺います。

(4)、国立自然史博物館の誘致活動でシンポジウムの開催や準備室の取り組み等評価するものでありますが、何より国立でありますから国の関係機関への働きかけや超党派の議連の立ち上げ等、あらゆる手段を講じられないか知事の所見を伺います。

２、高齢ドライバーの学び直しについて伺います。

高齢ドライバーによる交通事故が起きるたびに、免許返納が問題となっております。しかしながら車社会の沖縄県においては、高齢になっても車に頼らざるを得ない状況にあります。そうであれば、高齢ドライバーの学び直しは大変重要と考えます。山梨県富士河口湖町の高齢者ドライバー支援事業は山梨大学やＩＴ企業などと連携して、ドライビングシミュレーターなどを用いて講習を行うなどしております。講習を受講した70代の男性は、毎日仕事で車を使っているので免許を手放すのは難しい。だが講習を受けたことで広い範囲で周囲を見るようになり、より安全運転を心がけるようになりましたとか、安全運転を勉強できて助かる等の声が寄せられているようであります。また長年研究に携わってきた山梨大学の伊藤安海教授が、継続的なトレーニングにより80代半ばの人であっても運転技能、危険回避能力が改善できることなどがわかってきた。事故率と強い相関のある機能は、かなり上昇していると述べております。愛知県大府市の国立長寿医療研究センターの島田裕之予防老年学研究部長は、高齢者の交通事故は講習を通じて安全確認や制限速度を守ることなどの基本を運転教習で徹底すれば防げる事故が多いと考えられる。また高齢ドライバーの学び直しは、交通事故防止に加え介護予防の可能性も秘めているとこのように語っております。高齢化社会、車社会、公共交通の不便さと高齢になっても車に頼らざるを得ないこの沖縄県において、今申し上げました山梨県富士河口湖町の高齢者ドライバー支援事業、愛知県大府市の国立長寿医療研究センターでの運転寿命延伸プロジェクト等、先進事例もあります。高齢者の事故を未然に防ぐ視点からも大事な事業だと考えますが、県の所見を伺います。

３、離島振興について伺います。

(1)、離島地域超高速ブロードバンドサービスの提供に向けての基幹回線環境の整備と早期の面整備について伺います。南部７離島における情報通信施設の整備は、離島住民の定住条件や生活の安定のみならず観光客や島外からの情報アクセスの利便性の向上と、島の活性化に大きく寄与するものと考えます。基幹回線環境と早期の面整備について伺います。

(2)、海岸漂着ごみの処理対策について伺います。

特に離島における海岸漂着ごみは回収、運搬、島外での処理等労力と費用がかかり各自治体は、多額の費用負担に苦労しております。しかも台風のたびに海岸漂着ごみが次々と来ることを考えれば、処理作業の取り組みとあわせて海岸漂着ごみを発生させている国や地域対策等も重要であり、県の取り組みについて伺います。

(3)、久米島町の海洋深層水取水設備の拡充並びに研究体制の強化について伺います。

海洋深層水関連産業は、年間生産額が約25億円と一大産業に成長し、新規産業の参入希望が相次いでおります。内閣府によりますと平成29年度離島地域における海洋深層水を活用した地域活性化可能性調査では、取水能力を現在の約10倍にした場合、売上高、直接雇用人数ともに現在の3.2倍になり、沖縄の離島振興のモデルになり得るとこのように報告されております。したがって県におかれましては、久米島町の海洋深層水取水設備の増強及び研究体制のさらなる強化を求めるものであります。

(4)、久米島町の海洋温度差発電について。

海洋深層水を使った海洋温度差発電は、国、文科省、県、佐賀大学と民間企業が共同で開発し、海洋温度差発電の発電施設の稼働まで実現したのは、久米島町が世界初だそうでございます。今後この開発された技術をどう生かすかが問われますが、まさに地産地消

の再生エネルギーとして活用し、エコアイランドのモデルにしてはどうかと考え県の取り組みを伺います。

(5)、渡嘉敷村、座間味村における高速船代替船の建造支援について伺います。

渡嘉敷村のマリンライナー渡嘉敷が就航から17年、座間味村のクイーン座間味Ⅲが15年経過し代替船の準備が必要だと考えます。県の取り組みについて伺います。

(6)、渡嘉敷港のフェリーバースの新設整備について。

現在の渡嘉敷港のフェリーバースは、湾内の南部に位置しているため湾内の静穏度の低下に伴い安全管理に苦慮しております。したがって湾内南側において、東西に向けた桟橋の改修整備が必要であり、県の対応について伺います。

(7)、座間味村、阿嘉、慶留間島地域への駐在所設置について。

年々、観光客も増加し島内観光は活性化を増しております。一方で事件・事故等の発生が懸念されており、阿嘉、慶留間島地域への駐在所の設置が望まれますが、県警の対応について伺います。

４、教育行政について。

奨学金返済の実態と対応について伺います。

今や、給付型奨学金制度が実施される中、これまで既存の奨学金で就学した皆さん方の返還が負担になっているとこういう切実な声があります。何らかの対応が考えられないか。例えば返還期間の延長とか助成制度の活用等々、奨学金返還の実態と今後の対応について御説明をお願いいたします。

後は再質問をさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

糸洲朝則議員の御質問にお答えいたします。

離島振興についての御質問の中の３の(1)、離島地域超高速ブロードバンドサービスの提供に向けての基幹回線環境整備と早期の面整備についてお答えいたします。

沖縄県では、先島及び南部周辺離島に海底光ケーブルを敷設する事業を実施し、平成28年10月に完成しております。また、平成28年度から、離島・過疎の条件不利地域15市町村を対象として、超高速ブロードバンドの環境整備を実施しております。さらに、平成31年度から、沖縄本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの整備を行いたいと考えております。これにより県内の全ての市町村が光ケーブルで接続されることになります。

県としては、引き続き条件不利地域における情報通信基盤の整備を進め、離島における産業振興や定住条件の整備に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のア、那覇港湾施設に関する協議会についてお答えします。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画で示された那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、協議会の再開により、返還に向けた取り組みが進められるべきであると考えております。平成29年４月27日の第24回移設協議会以来開催されておりませんが、県としましては、移設に伴う技術的な検証も含め、早期の再開に向けて調整してまいりたいと考えております。

次に１の(2)のア、牧港補給地区の返還の進捗及び課題についてお答えします。

牧港補給地区の返還に関しては、１月31日に玉城知事が牧港補給地区及びトリイ通信施設内の視察を行ったところですが、移設先となっているトリイ通信施設、嘉手納弾薬庫知花地区、キャンプ・ハンセン、キャンプ瑞慶覧のマスタープランが日米合同委員会において合意され、それぞれの施設で移設に向けた作業が進められております。また、キャンプ・コートニーについては、米軍においてマスタープランを作成中であります。

県としましては、引き続き国に対し、地元の意向に十分に配慮し、移設に伴う諸課題に丁寧に対応するとともに、これまでの作業におくれが見られることから、計画の前倒しを図るよう求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(3)のカ、橋梁等の耐震化及び老朽化対策についてお答えいたします。

沖縄県の管理する道路橋672橋及び横断歩道橋25橋については、平成23年度及び27年度に策定した長寿命化修繕計画に基づき、補修・補強等の対策を進め

ているところであります。なお、計画策定後に継続実施している定期点検が今年度には全箇所で終了することから、平成31年度には長寿命化修繕計画の見直しを行い、引き続き耐震化・老朽化対策を進めていきたいと考えております。

次に１の(3)のキ、県内における空き家の実態と対策についてお答えいたします。

総務省の平成25年住宅・土地統計調査によれば、県内の住宅総数60万2800戸に対して、空き家は６万2400戸、空き家率は10.4％と推計されており、全国で２番目に低い状況となっております。平成27年に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法において、市町村は空き家等対策計画の作成、特定空き家等に対する措置の実行など、必要な対策を講ずることができるとされております。

県としては、空き家対策に取り組む市町村への支援を目的に、情報の提供及び技術的な助言を行っているところであります。

次に３、離島振興についての御質問のうち(6)、渡嘉敷港の整備についてお答えいたします。

渡嘉敷港は、南東からのうねりの影響や台風の余波等によって、フェリーの接岸や荷役作業に支障が生じる状況にあります。県は、平成29年度から、港内静穏度の向上を図るための調査を始めたところであり、調査の過程において、フェリーバースの移設も含め対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)、国立自然史博物館の誘致活動の取り組みについてお答えします。

国立自然史博物館の誘致については、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくという方針を位置づけており、シンポジウムの開催、関係省庁への説明、沖縄担当大臣等への要請などを実施しております。

県としましては、国への働きかけ及び県内外での機運醸成が重要であることを踏まえ、設立の意義、沖縄県の優位性、期待される効果等について、今年度、誘致に向けた基礎調査を実施しているところであります。今後は、その基礎調査の結果に基づき、関係省庁への要請や県内の経済団体等への説明を実施するとともに、他の博物館等の先進事例を参考に日本学術会議とも連携しながら官民一体となった取り組みを推進してまいります。

次に３、離島振興についての御質問の中の(2)、海岸漂着ごみ対策についてお答えをします。

県内の海岸に漂着するごみは、ペットボトル、漁業用ブイ、発泡スチロール類などのプラスチック類が77％、木類が21％、その他が２％となっています。そのうち、ペットボトルは中国や台湾製が高い割合を占め、缶類は県内を初めとする日本製が最も多くなっています。県では、国の補助制度を活用して、これらの漂着ごみの回収処理を実施しております。また、市町村やボランティア団体による回収処理を支援するため、市町村に対して事業費の９割について補助を行っており、多良間島など島内で処理できない場合には、宮古島などへ輸送して処理する費用も補助対象としております。

今後とも市町村、ボランティア団体等と連携して海岸漂着ごみ対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　２、高齢ドライバーの学び直しについての御質問の中で、高齢運転者の交通事故防止対策に関する取り組みについてお答えをいたします。

交通事故件数全体に占める高齢者関連事故の割合については、近年増加をしており、高齢運転者による交通事故防止対策は重要な課題の一つとして取り組みを推進しているところであります。具体的には、法律により70歳以上の全ての高齢運転者には加齢に伴う身体機能の変化を認識していただくなどのため、免許更新時に実車講習を中心とした体験型の高齢者講習が義務づけられております。さらに県警察の取り組みといたしまして、関係機関・団体等と連携をし対象者の年齢に応じた交通安全教育を行っております。

先ほど議員御指摘の山梨県、愛知県の事例についても勉強させていただきましたが、当県においても類似の取り組みとして、高齢者を対象に自動車教習所と連携をしてドライビングスクールを開催しているほか、警察署などにおいて車両運転中の危険な場面を疑似体験し、危険を回避する運転の仕方を学習することができるドライブシミュレーターを活用した安全運転指導などを実施しているところであります。

県警察といたしましては、引き続き関係機関・団体と連携して参加体験型の交通安全教育を推進し、高齢運転者による交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

次に３、離島振興についてに関する御質問のうち

(7)、座間味村、阿嘉島、慶留間島地域への駐在所の設置についての御質問にお答えをいたします。

交番駐在所の設置、改廃、統廃合や運用のあり方につきましては、管内人口の変動、治安情勢、周辺環境の変化などを踏まえ不断に検討をしております。

お尋ねの阿嘉島、慶留間島地域につきましては、座間味島に所在する座間味駐在所が現在管轄しておりますが、来島者が増加する夏場の観光シーズンには勤務員を一時的に増強するなど人員の効率的運用の工夫を行うことにより各種事案に対応し、地域住民の御要望にお応えするよう努めております。

県警察といたしましては、限りある体制を有効に活用するため人員の一層効率的な運用と県内の全ての交番、駐在所についてその適正な配置に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、離島振興についての御質問の中の(3)、海洋深層水取水設備の拡充と研究体制の強化についてお答えいたします。

海洋深層水研究所では、水産、農業分野の研究開発を実施しております。また、深層水を民間企業へ譲渡することにより、農水産物、化粧品、飲料等多くの商品が創出されております。研究所の海洋深層水使用量の割合は、平成29年度の夏場のピーク時においても全体の約34％であります。

農林水産部としては、試験研究に必要な取水量は、現在の取水施設で十分に確保できていると考えております。また、研究体制については、選択と集中により、適切に職員を配置しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、離島振興についての(4)、海洋温度差発電についてにお答えいたします。

海洋温度差発電につきましては、海洋エネルギーの研究開発の促進を目的に、実証事業を行ってきたところです。これまで、天候・海水温等の変化による発電量への影響、発電効率の変化等、計画していたデータを取得しております。なお、平成29年度の年間発電量は、３万1210キロワットアワーで、一般家庭の約８世帯分相当となっております。

県としましては、同事業を予定どおり平成30年度で終了することとしており、今後は、取得したデータを大学や研究機関に提供することで技術開発を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　３、離島振興についての(5)、渡嘉敷村、座間味村の高速船の建造支援についてお答えいたします。

沖縄県では、離島の定住条件の整備を図るため、離島航路運航安定化支援事業により、小規模離島の赤字航路に就航する船舶の建造または購入費を補助しており、１航路１隻を基本として、平成24年度からの10年間で、座間味村、渡嘉敷村のフェリーを含め14航路を対象として取り組んでいるところです。座間味、渡嘉敷航路の２隻目となる高速船への支援については、今後の需要動向等を見ながら、引き続き検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の教育行政についての御質問で(1)、奨学金返済の実態と対応についてお答えいたします。

沖縄県においては、沖縄県国際交流・人材育成財団が無利子の貸与型奨学金を実施しております。平成29年度の高校生の奨学金の返還状況については、要返還者１万591人のうち、滞納者は1705人、滞納額は約１億1680万円で滞納者の比率は16.1％となっております。なお、同財団においては、病気などやむを得ない理由がある場合は、返還者の実情に応じて返還猶予などの対応を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　御答弁、大変ありがとうございました。

まず那覇軍港の移設・返還についての３協議会の再開、この構成員を見ておりますと３つとも沖縄県が絡んでいます。例えば港湾移設に関する協議会においては沖縄県が知事公室長、そして港湾受け入れ、要するに浦添の受け入れに関する協議会においては知事公室長、那覇市の振興に関する協議会では企画部長とこれまで何回かの、その前に政策調整監等がかかわったりしておりますが、現在の構成員の中で、今の状況と今申し上げたそのままで継続しているのかその確認をしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

まず那覇港湾施設移設に関する協議会の構成員ですが、防衛省地方協力局の次長が主宰者でございます。メンバーは、内閣府官房審議官沖縄担当、国土交通省官房技術参事官港湾局担当、そして私知事公室長、那覇市副市長、浦添市副市長、那覇港湾管理組合の副管理者、以上でございます。

次に、那覇港湾施設移設受入に関する協議会の構成員ですが、防衛省地方協力局次長が主宰者でございます。内閣府官房審議官、知事公室長、浦添市の副市長が構成メンバーとなっています。

そして県都那覇市の振興に関する協議会でございますが、構成員は、内閣府の官房審議官が主宰者、そして防衛省の地方協力局次長、沖縄県は企画部長、そして那覇市が副市長、以上でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　おっしゃるとおり、これほとんどが防衛省と内閣府は審議官クラスがトップかと思いますが、これは国の呼びかけで協議会を再開するという手順になるんですか。私は、県がみんなかかわっているから県が浦添や那覇市と連携をとりながら、当然国のほうに再開を要請していくということを12月から言っているわけですが、これらの取り組みについて県がどういう手順でそしてこれまでどういう取り組みをしてきたか。ぜひこれは、移設返還のためにも沖縄県から働きかける必要があると思いますが、これについていかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　那覇港湾施設の移設協議会につきましては、平成29年４月27日、第24回の移設協議会が開催されそちらでいわゆる那覇港湾施設の検討案、北側案、南側案などが示されました。それにつきまして、参加者はおおむね了承ということでしたが、浦添市さんのほうが持ち帰り速やかに検討するということになっております。その後、移設協議会の開催までに浦添市さんの回答案というのがまだ示されておりません。浦添市のほうで懇話会をつくりまして、いわゆる南側案というのが示されました。それを受けて今私ども技術的な検証をもうちょっと行う必要があるということで、そこのほうに浦添市さんの協力を求めて検証を、技術的な部分も詰めていきながらなるべく早期の再開に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　この３つの協議会ともそれぞれの受け入れる側、那覇市の側あるいは全体的な移設の状況というのは、それぞれに課題と特徴があるというふうに私は見ております。受け入れる側の浦添市にしても、ただ受け入れるんじゃなくてそこに振興策が伴うとこれまでも言われてきたし、那覇市においても県都の振興策ということがやはりこれまで議論されてきた経緯があります。特に那覇市においては、いろんなプロジェクトが控えているだけに、何とかこの協議会の中でこの予算確保に向けても進めていけないかということ等も実はうかがっております。私ども公明党の国会議員の皆さん方とも連携をとってやっておりますが、やはり基本的には国から働きかける、呼びかけるというのも一つの手でしょうが、やはり県、那覇市、浦添市からの要望と、要望というか再開を呼びかける働きかけが最もふさわしいし、またそのことが筋が通っていると思いますが、改めてこれについて今後の取り組みを含めてお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県としましては、これまでの経緯を踏まえますと協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えており、代替施設の配置案の課題・検証を進めてまいりたいと考えております。

また浦添市長さんのほうから要望のございます、３者――知事、那覇市長、浦添市長の面談につきましても今日程を調整して、意見交換を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　よろしくお願いします。

次に、牧港補給基地の返還について、知事が視察をなされたという答弁がございました。

玉城知事、この移設先の進捗状況については自分の目で確かめてこられたということのようでございますが、知事が見られた状況そしてまた感想、あるいは今後の見通し等について御答弁いただければと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

１月31日の視察では、沖縄防衛局長から統合計画の概要と牧港補給地区の返還に向けた進捗状況の説明を受けるとともに、米軍の案内で牧港補給地区及びトリイ通信施設の移設対象施設や移設先の状況などを確認することができました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　質問でも言いましたように、もう返還予定時期を過ぎているんですよね、かなり。ということは、この移設先の工事というか設備のほうがおくれているというふうになるわけですが、防衛局に問い合わせたり、いろいろまた県のお話をうかがっていると、例えば黙認耕作者の皆さんとの話し合いとかいろいろ課題等もあるということも伺っております。しかし移設条件つきというこのことで見るならば、やはりそこは困難なことを一つ一つ解決して取り組んでいかなければこのようなことはなかなか前に進まないと思います。

改めてどういう形で前に進めていくか、知事が働きかけていただけるのかそういったこと等も含めてお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　せんだって移設先になりますトリイ通信施設をキャンプ・キンザーとあわせて視察させていただきました。このトリイ通信施設では、今現在、文化財の発掘調査を行っておりまして、非常に埋蔵文化財がそこの地域にはかなり広範に散在しているということもあり、やはり現地で調査をしてみないとスムーズに発掘調査が進められないという現況も拝見させていただきました。

県としましては、そのような場合には、できるだけ人員の増員ですとか予算も含めてしかるべきその作業がスムーズに進んでいくような形で確認をしながら進めていきたいということを、視察でもそのような内容の御意見を賜り、それについて検討をしているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　前向きに、もっともっとスピードアップでお願いしたいと思います。

次に、高齢ドライバーの学び直しについては、先ほど県警本部長の答弁の中でドライブシミュレーターを使った訓練をやっているとの答弁がございました。もうちょっと具体的にどこでどのようになさっているのか。またこの効果等も上がっているかと思いますが、そういったことを御説明いただければと思います。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

具体的にどのようなところでやっているかということでございますけれども、県警にはセーフティーナビと申しますドライブシミュレーターが、県警本部と各警察署に配置されております。これは車両運転中の危険な場面を疑似体験できるシミュレーターでありまして、パソコンのソフトにそういったものが内蔵されているんですけれども、それを経験することによって自分自身の運転能力の評価もできますし、安全運転意識の向上も図られるというものであります。ほかにもクイックアームというような機材でありますとか、高齢の歩行者の方の事故が多いものですから、歩行するときにどんな危険があるのか、どのようにすればそれを回避できるのかといったようなことが経験できるシミュレーターもございます。

効果ということになりますと、なかなかこれによる効果というものを定量的に御説明することは難しいんですけれども、安全運転意識が向上したというような感想をいただいたりしているところでありまして、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　県警本部と各警察署に設置してあるというふうに、これは大変いい取り組みだと思いますが、具体的にこれ僕も初めてこういうシミュレーターがあるというのは聞いたわけで、実際例えば免許更新時にそのシミュレーターを使って訓練をやるのか、あるいはまた年代を区切って70、75、80ごとにやっているのか、実際の取り組みはどんな状態ですか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

先ほども御説明をいたしましたが、法律によりまして70歳以上の方は、免許の更新時に実車講習を中心とした体験型の高齢者講習をやることになっております。今申し上げたのは、それとは別の安全教育のお話でございまして、これについてはいろんな機会に地域の老人会だとかそういったところに声をかけたりしまして、交通安全教育の機会を設けております。そういったときに警察署に来ていただいたり、県警本部に来ていただいたりして、そこで経験をしていただいているということでございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　県警本部とか各警察署というとちょっと敷居が高いんだよね。だから例えば免許更新所とか、あるいは各自動車学校とか気楽にシミュレーターでの訓練ができるようなシステムに持っていったらどうかなと。これは要望でもありますが、ぜひ検討していただきたいということ。山梨県の例なんかにしますと、高齢者の方はほとんどの方が訓練というか教育を受けている。その効果もあらわれている。これ町がやっているから無料でやっているんだというそういった実例等もありますから、せっかく施設があるんだから、機械があるんだから、それをもっと有効に活

用できるような取り組みをお願いしたいんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　今申し上げたような交通安全教育というのは、当然無料でやっているわけですけれども、できるだけ多くの人に経験していただけるように、敷居が高いという御指摘もございましたので、できるだけ気軽に御利用いただけるように工夫をしてやっていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　最後になります。

教育長、奨学金の返還のことで質問をいたしましたが、先ほどの答弁にもありますように、１億余りも滞納があるという。これはやはり返還する側の苦しさがあらわれている数字だと思うんです。せんだって久米島に行ったとき、２人の御婦人が会合が終わってから私のところへ来て、ぜひこの奨学金の返還の方法あるいはまた免除とかそこら辺をもうちょっとやってもらえないかと。例えば、大体この人はもう娘が27歳、この奨学金の返還があるものだから結婚したいんだけれどこの返還を持っていって嫁ぐわけにはいかんとか、また逆もありましてその返還で負担があるものでなかなか踏み切れないとかそういった切実な問題も聞いています。ですからこの際だから実態調査とか、あるいはまた皆さんが人材育成財団を通しての取り組みについて、もうちょっと踏み込んだ返還のあり方というものを検討してみたらいかがですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

先ほど答弁させていただきました29年度の要返還者１万591人と申し上げましたが、実はその中で滞納者が1705名ということでしたけれども、その要返還者の前に実は860名が返還猶予というのをなされております。これは例えば失業中であるとか経済困難とかそういう方々については、返還猶予というものが行われているところであります。それ以外に、今回の事例に該当しないんですけれども、免除の仕組みもございます。ただ御質問の財団との意見交換でどのような方法ができるかということですが、基本的には近年は給付型奨学金がふえてきておるんですが、この貸与型は償還されたものを回していくという仕組みになっておりますので、原則は返還いただくというのが筋なんですが、近年給付型が充実した関係で貸与を受ける方が減ってきているというのもございます。そういった中で、財団の制度の運用のあり方としてどのようなことができるかというのは、また御質問の趣旨も受けながら意見交換等やってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○糸洲　朝則君　よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　おはようございます。

公明党会派の上原章です。

通告に基づき質問を行います。

初めに、雇用政策についてお尋ねします。

本県は、観光産業や情報通信産業等が順調に推移し、那覇空港第２滑走路の建設やモノレールの延長など、公共事業のインフラ整備も進み、県経済はおおよそ好調と言われています。また失業率も改善し、むしろ多くの業界では人手不足が深刻とも聞きます。一方で、景気が順調に推移し失業率が改善しても、非正規雇用率は全国と比較して高く、賃金の低さなどいまだ県内の雇用環境は厳しい状況が続いています。非正規雇用率の高さや賃金の低さは全国最下位の県民所得に直結し、ひいては子供の貧困問題につながる要因の一つとも言われています。安定した就労、正規雇用化等、雇用の質の改善は、県政の喫緊の課題であり、最重要項目だと考えます。県は、昨年２月議会で一括交付金を活用し、平成30年度当初予算で約２億円を計上、正社員雇用拡大助成金事業の実施をするとしました。しかし、半年経過し、昨年９月議会で同事業について一括交付金が認められず８割に当たる１億6000万を補正予算案で減額、残り約4000万の県単独予算で実施し、その効果やスキームを変更するなど、もう一度一括交付金を国に求めるとしていました。

そこでお尋ねします。

(1)、正社員雇用拡大助成金事業の取り組みと効果及び一括交付金の活用について見通しを伺います。

(2)、若年者ジョブトレーニング事業の効果、今後の取り組みを伺います。

次に、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）と児童虐待についてお尋ねします。

１月24日、千葉県野田市で発生した児童虐待による死亡事件は、全国に大きな衝撃をもたらしました。決して許すことのできない残虐な行為であり、二度とこのようなことを起こさせない、全ての関係機関、行政、学校、警察、地域が連携を強化し、ＤＶや虐待で苦しむ女性や子供たちを守るための体制を見詰め直す、改めて社会全体に警鐘を鳴らしたものと考えます。

質問します。

(1)、県内におけるＤＶ被害及び児童虐待の現状、対策を伺います。

(2)、国は虐待を受けている可能性のある子供について全国一斉に安全確認を行うと決めました。また、全国の児童相談所の体制強化に向け、児童福祉司をふやすとしています。大変重要な取り組みだと考えますが、県内における安全確認が必要と思われる児童数・対応及び児童福祉司の配置状況・増員について伺います。

(3)、ＤＶや虐待で心身に深い傷を負った母親と中学生以上の男子が一緒に避難できる施設がなく、避難を諦める事例があると聞くが対策を伺います。

次に、医療行政についてお尋ねします。

(1)、県立精和病院における利用者への退院時の対応について、在宅治療や他施設への移行を進める場合の判断基準を伺います。

(2)、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業について内容と効果を伺います。

(3)、久志診療所の継続について県の支援を伺います。名護市は診療所を市立に移行し、指定管理者制度で運営を続けるとしています。継続するには財源の確保を含め、切れ目のない支援が必要と考えますが、県の対応をお聞かせください。

(4)、治療上必要と医師が認めた補装具を製作し支払った代金は後日保険給付分として自己負担分を除く額が支給されます。しかし支払われるのが遅く、高齢者や利用者にとって負担が大きいとのこと。改善できないか伺います。

次に、教育行政についてお尋ねします。

(1)、観光や情報通信分野等の専門学校進学者を対象にした沖縄独自の給付型奨学金は重要な取り組みと考えます。効果及び次年度について伺います。

(2)、学校現場では、進学における各種奨学金の事務処理が多岐にわたり担当職員、他の職務との兼務で大変負担が大きいとのこと。重要な手続であり、その期間奨学金専用の非常勤職員を採用するなど対策が図れないか伺います。

(3)、学習指導要領が見直され、2020年度から小学校・中学校での英語教育が大きく変わることになります。また、大学入試でも、実用英語技能検定（英検）やＴＥＡＰなどの４技能（読む・聞く・話す・書く）を図る民間の英語資格・検定試験を活用する動きが全国で広がっています。教育長の見解と県の対応を伺います。

(4)、新学習指導要領の全面実施を見据え、2018年から段階的に英語活動及び英語科目が導入されていると聞くが、県内の取り組みを伺います。

(5)、ネーティブスピーカーの発音を子供たちに聞かせることは大変有効であり、県内における外国語指導助手の活用は重要と考えます。１校１人の割合で配置できないか、取り組みを伺います。

最後に、地域防災力の向上についてお尋ねします。

(1)、地域における防災士等の防災人材の育成について伺います。

(2)、災害時要配慮者支援の体制整備はどうなっているのか伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　上原章議員の御質問にお答えいたします。

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）と児童虐待についての御質問の中の２の(2)、児童虐待に関する安全確認及び児童福祉司の配置状況等についてお答えいたします。

今回の野田市の事案は、将来ある10歳の少女の命が奪われるという余りにも痛ましい事件であり、私としても大変重く受けとめております。本事案を受けて、国は児童の安全確認を行うことを全国の関係機関に通知しており、県では、児童相談所において、在宅指導を行っている全ての児童約700人を対象として確認を行うこととしております。このほか、学校や保育所等においても安全確認を行うこととしており、県としては、関係機関の協力も得ながら、緊急に対応を進めてまいります。現在、児童相談所には49人の児童福祉司を配置しており、児童福祉司１人当たり43.7件の事案を担当しております。

沖縄県としましては、二度とこのような悲惨な事件を起こさないという強い決意のもと、児童虐待の根絶に向けて、児童相談所の体制強化にしっかり取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　１の雇用政策についての(1)、正社員雇用拡大助成金事業の取り組み等についてにお答えいたします。

本事業につきましては、昨年10月より開始しており、支給実績は３月ごろとなる見込みでございます。次年度は助成金の支給とあわせ、助成を受けた企業に対するアンケート調査や１年後の定着状況などのフォ

ローアップ調査等を実施し、取り組み事例の蓄積や課題の整理など、効果検証をすることとしております。また、一括交付金の活用も見据えた、より効果的な事業スキームを検討し、さらなる正規雇用の拡大を図りたいと考えております。

同じく１の(2)、若年者ジョブトレーニング事業の効果と今後の取り組みについてにお答えいたします。

本事業では、ビジネスマナーやパソコン操作等の１カ月の座学研修と企業で３カ月の職場訓練を行うことにより、企業が求める技能・技術を習得し、継続雇用で即戦力となる人材の育成・確保につなげております。平成29年度の実績では、訓練者数118名、就職者数102名で就職率86.4％となっております。今後とも事業周知と定着支援を強化し、若年者の失業率と早期離職率の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）と児童虐待についての御質問の中の(1)、県内におけるＤＶ及び児童虐待の現状と対策についてお答えいたします。

本県における平成29年度の主なＤＶ相談については、配偶者暴力相談支援センターで2021件、沖縄県男女共同参画センターで419件、合計で2440件とほぼ横ばいで推移しております。また、平成29年度の児童相談所で処理した児童虐待相談件数は691件で、前年度に比べ22件減少したものの、ここ数年の傾向を見ると増加傾向にあります。

県においては、これまで、相談窓口や人員の増加等体制を強化してきたところであり、引き続き、警察等関係機関と連携を図りながら、緊急性がある場合は、ＤＶ被害者や児童の一時保護を実施するなど、迅速・適切な対応に努めてまいります。

同じく２の(3)、ＤＶ被害者同伴児童の支援についてお答えいたします。

ＤＶ被害により緊急に保護が必要な場合等においては、一時保護所もしくは委託先の民間施設等で一時保護を行っております。中学生以上の男子を同伴している場合は、委託先の民間施設等と調整を行った上で、ＤＶ被害者と同伴児童の保護を行っています。

県としましては、それぞれのＤＶ被害者の事情を踏まえた避難先で保護できるよう、引き続き一時保護委託施設の確保に努めてまいります。

次に３、医療行政についての御質問の中の(2)、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業についてお答えいたします。

本事業は、長期入院患者の地域移行・地域定着を図るため、支援人材の連携や養成等を行うものであります。具体的には、保健、医療、福祉など各分野の支援者が市町村での多職種連携体制を構築するための研修や、精神障害当事者がみずからの体験等を踏まえて支援するピアサポーターの養成等を行うものであります。

県としましては、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、第５期沖縄県障害福祉計画に基づき各市町村での取り組みを支援してまいります。

次に５、地域防災力の向上についての御質問の中の(2)、災害時要配慮者支援体制についてお答えいたします。

障害者や高齢者等の災害時要配慮者への支援体制の整備については、専門的な知識を有するアドバイザーの市町村への派遣により、避難行動要支援者名簿の作成や要支援者一人一人について、避難経路や避難先などを記載した個別支援計画の策定を促進しております。また、障害者や高齢者等が安全・安心に避難生活を送れるようさまざまな福祉相談や避難所の生活環境の向上、適切な移送支援などを行う沖縄県災害派遣福祉チームＤＷＡＴおきなわを次年度発足することとしております。

県としましては、現在、社会福祉士会等の関係団体で構成する災害派遣福祉支援協議会の設立に向け、調整を進めているところであり、引き続き市町村とも連携し、災害時要配慮者への支援体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　３、医療行政についての御質問の中の(1)、県立精和病院における退院等の判断基準についての御質問にお答えいたします。

精神医療においては、国の政策医療である入院医療から地域生活への移行が進められており、県立精和病院においても、入院患者の退院支援等の取り組みを行っております。退院に当たっては、病状の安定と日常生活技能の自立、家族や地域の支援体制の状況等を判断基準としております。また、医師、看護師、精神保健福祉士等が協働して退院支援シートを作成し、退院の可否等を確認するとともに、患者や家族、地域包括連携スタッフ等による関係者会議を行い、家族や地域による支援状況等を確認した上で退院等を進めてお

ります。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
　　〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕
○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。
　それでは、３の医療行政についての御質問の中の(3)、久志診療所に対する県の支援についてお答えします。
　県は、久志診療所が安定的かつ継続的に運営していけるよう、平成31年度から久志診療所の運営に要する費用に対する補助を行うなど支援を行っていきたいと考えております。
　次に、(4)の補装具に係る療養費の支給についての御質問にお答えします。
　療養費につきましては、法律に基づき、市町村及び後期高齢者医療広域連合において申請を審査した上で支給することとなっております。申請受理から審査及び支払いまでに要する期間は、適正な療養費支給を行う観点から、おおむね２カ月から３カ月程度かかるものと理解しております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　教育長。
　　〔教育長　平敷昭人君登壇〕
○教育長（平敷昭人君）　４の教育行政についての御質問で(1)、沖縄独自の給付型奨学金についてお答えいたします。
　平成30年度に内閣府が創設した沖縄独自の給付型奨学金は、主に観光や情報通信分野の専門学校進学者を対象とし、沖縄県国際交流・人材育成財団が実施しております。事業の効果としましては、沖縄の子供たちが家庭の経済状況に左右されずに進学の機会を得られるとともに、沖縄のリーディング産業である観光や情報通信産業の人材育成が図られるものと認識しております。次年度については、政府予算案に約２億1000万円が計上され、新規給付予定人数は260人とされているところであります。
　次に同じく４の(2)、学校の奨学金事務の負担軽減についての御質問にお答えいたします。
　学校現場においての負担軽減を図るため、現在、応募者数が多い日本学生支援機構が実施している奨学金については、マイナンバー制度の活用や募集要項等の見直しなどを検討しているところであります。また、県の給付型奨学金や沖縄独自の給付型奨学金などについても学校の負担を考慮し、日本学生支援機構の奨学金の募集時期と重ならないよう業務の平準化を図っているところであります。今後とも、奨学金の事務負担の軽減については、関係団体等と意見交換をしていきたいと考えております。
　次に同じく４の(3)、大学入試等に向けた英語教育の対応についての御質問にお答えいたします。
　グローバル化が急速に進展する中、外国語によるコミュニケーション能力は、これまで以上に重要になると考えております。新学習指導要領の全面実施に伴い、小学校５・６学年で英語が教科化されることから、県教育委員会では、教員を対象とした英語指導力及び英語力向上のための研修会や説明会を実施しております。また、大学入学共通テストに向けて、高校では、英語能力判定テストやパフォーマンステストを実施し、生徒の英語の４技能の育成に努めております。さらに、今年度から大学入学共通テストを見据えて進学重点拠点校事業を立ち上げ、各学校の授業改善に向けた取り組みを支援しております。
　県教育委員会では、英語教育の充実に向けて、今後とも児童生徒の英語力の向上や担当教員の指導力向上に努めてまいります。
　次に同じく４の(4)で、小学校英語教育への取り組みについての御質問にお答えいたします。
　小学校教諭の英語指導力及び英語力向上への取り組みとしては、英語指導力向上研修会、英語力アップ研修会、英語新学習指導要領説明会を実施しております。また、質の高い英語教育を行うことのできる小学校英語専科教員を配置しており、さらに、琉球大学と連携し、小学校教員に対して中学校英語二種免許取得の推進を図っているところであります。
　県教育委員会では、小学校英語教育の円滑な実施に向けて計画的に取り組んでおります。
　次に４の(5)で、外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置についての御質問にお答えいたします。
　県教育委員会では、語学指導等を行う外国青年招致事業により、県立学校へ50人のＡＬＴを配置し、全ての学校で活用できる体制を整えております。また、小中学校につきましては、多くの市町村教育委員会が各地域の実情に応じてＡＬＴを独自で採用しており、ほぼ全ての小中学校でＡＬＴを活用した効果的な授業を行っております。
　県教育委員会としましては、引き続きＡＬＴの活用や担当教員の指導力を高め、児童生徒の英語力の向上に努めてまいります。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
　　〔知事公室長　池田竹州君登壇〕
○知事公室長（池田竹州君）　５、地域防災力の向上

についての(1)、地域における防災士等の育成についてお答えします。

県は、防災士育成のため、平成24年度に防災士資格取得に係る研修を実施し、地域住民50名の資格取得を支援しております。なお、災害対策基本法第５条の規定により、自主防災組織の充実を図ることは市町村の責務とされていることから、平成25年度以降は、各市町村における自主防災組織率向上を支援するため、毎年50名規模の地域防災リーダー育成研修を実施しております。

県としては、自主防災組織の充実は、地域防災力向上に重要であると考えており、今後とも市町村の地域防災リーダー育成を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　御答弁ありがとうございました。

再質問させていただきたいと思います。

まず正社員雇用拡大助成金事業についてなんですが、昨年、当初予算30年度に２億を計上して、一括交付金が半年たって認められなかったという。私、10月議会でもこの点取り上げたんですが、改めてこの一括交付金が活用できない理由をお聞かせ願えますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　昨年度、当事業につきましては、一括交付金事業としまして国に要請といいますか出しましたけれども、数カ月間調整したものの、国の交付要綱上、原則対象外となる法人の負担に充当する事業に該当するということで交付が見送られたということでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　この法人に充当する、これはこの事業のある意味では軸ですよね。当初予算を組むときに数カ月間、皆さんは国と協議をしたと。その時点で、この制度の中身というのはわかってはいたと思うんですけれども、それが半年たって、これが対象外だと。非常に理解ができないんですが、ちょっと確認しますけれども、国の交付要綱というのは、もう少し具体的にお聞かせ願えますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　これ平成24年４月19日の府政沖ですので、内閣府の要綱でございますけれども、その３条の中に、「個人・法人の負担に充当する事業又は事務及び専ら個人・法人の資産を形成するための事業又は事務（現金給付を含む）」は対象ではないというふうに書かれています。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　県は、この要綱の中身をわかった上でこのメニューをつくったと思うんです。特段の配慮という、この沖縄の特殊事情、非正規雇用率が高いと。そういう意味で、国に対してしっかりこの正規雇用化に努めていきたいんだということで数カ月間協議したと思うんですけれども、当初予算に２億計上する時点で、国としっかりした意見交換、協議ができているものだと私は思うんですが、先ほど部長は、半年たって認められませんでしたと。この法人や個人に給付するという、実はこれ、国がこの一括交付金でいろいろ、県はいろんな各部局そういった事業を進めている。現実今継続しているものもあると思うんですけれども、この辺国との協議の中でしっかりした信頼関係がつくられていないような気がするんですけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　我々当初、これをつくった時点では、どちらかというと労働局、彼らは40歳以上ですか、我々は若年者の離職率とかそういう非正規の問題で組み立てました。ですから、労働局ができていることもありましたので、それをもとに国と調整を図っていって、特例的な了解が得られないかという形で調整はしてきておりましたけれども、なかなか認められなかったという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　今国も雇用環境を少しずつしっかり高めていこうということで、国は国でトライアル雇用事業とか、また今おっしゃっていた40歳以上のそういったいろんな取り組みをしていると思います。私もこの沖縄の若年者の正規雇用促進事業というのは非常に重要だと思っておるんですけれども、先ほどスキームを考えてしっかり交付金を利用できるようにしていきたいと。これ今具体的な取り組みとしてありますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　先ほどもちょっと

本答弁したんですけれども、これ実証ということで今やっていまして、その後、各企業さんとか、いろいろアンケート調査等を入れてどういった形でまたできるのかというような、つまりスキームを変えるような取り組みをとって、また次年度以降、再度チャレンジしたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　チャレンジ――先ほどからの若年者ジョブトレーニング事業も一括交付金だと思うんですけれども、ぜひ県が国担当部署と信頼関係をつくって、しっかり協議してメニューに出さないと、また同じようなことが起きるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次に、先ほどの若年者ジョブトレーニング事業もそうなんですが、この正規雇用――知事、私はこの事業は非常に重要だと思っておるんです。当初、正社員雇用事業２億、それから今現在若年者ジョブトレーニング事業も１億当初予算として組んでいたんですけれども、31年度は正規雇用は4500万になっているんですが、私はこれを県の単独予算を組んででも、２億、１億準備する必要があると思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　先ほどのスキームがどうしてもまた認められないというようなことがあった場合につきましては、また今議員がおっしゃったことにつきましても検討させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　ぜひ中小企業の中で正規雇用、本当に多くの若者が安定した賃金、また保障が得られるように、最重要項目としてバックアップしていただきたいと思います。

次に、精和病院の退院時の対応についてなんですが、先ほど家族の納得があっての退院だと私は受けとめましたけれども、局長、実は、私のほうにもそういった事例のお話がありました。例えば、病院側が退院を勧める中で、御本人が在宅治療で薬を自分で管理して飲めるという、そういう一つの判断で対応してもらいたい。一方で家族は、それはまだそこまでとっても来ていないと。どう見ても自分ではなかなか薬の管理ができない。そういった家族の納得がない中で退院を勧めるような事例があったり、もう一つ、これは僕はちょっとないと思うんですが、精和病院の建てかえ計画があるから年度内に退院をと、そういう事情はちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　患者さんの退院の際には、先ほど申しましたように、退院支援シートというので検討しているところでございます。この退院支援シートをつくる場合には、本人、御家族、それから医師、看護師、精神保健福祉士というふうに他職種の領域の方が詳細な――果たして退院は可能かというようなシートをつくりまして、これをスコア化します。その際には、ＡからＤまでありますけれども、Ａは退院は可能、Ｂは支援を受ければ退院は可能、Ｃ、自立度が低く退院は難しい、Ｄは自立度が非常に低く生活が困難なため退院は厳しいと、そういうふうなことで総合的に判断をしています。議員がおっしゃるように、家族がどうしても難しいという場合には、それはまだ退院は尚早かなというふうに考えます。

それから、精和病院の建てかえのことで退院の話があったということでございますが、精和病院はかなり老朽化しているんですけれども、この近いうちにということではございません。恐らく少し情報の誤認があるかと思いますけれども、決してこの一、二年で建てかえるから退院を勧めるとか、そういうことではございませんので、そういうふうに家族のほうが誤ったといいますか、情報を得たことに関してはおわびをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　わかりました。

ぜひその点、大事に丁寧にやっていただきたいと思います。

それと先ほどの地域で見守るシステムの構築なんですけれども、例えば退院をして、その地域で見守る、また家族で安心して見守っていく中で、私はもっとしっかりしたシステムの構築が必要だと思うんです。例えば、退院して、もし何かあったときすぐ相談できる窓口はどこなのか。そういったしっかりした受け皿がないと地域でも非常に不安なところもあると思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　退院後の支援システムという御質問だと思いますけれども、まず退院する場合は、外来通院、訪問看護、それから精神科のデイケアというふうなシステムが今あります。特に日本は在院期間が長いということが言われていまして、厚労省もそうなんですが、最近ではなるべくその在宅、あるいはデイケアに移行していこうという方針がある

と思います。精和病院にはそういった患者さんからの要望を受け入れる窓口がございますので、ぜひそういうときには相談していただければよろしいかと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

あともう一点、こういった治療というのは、透明性が非常に重要だと思うんですが、全国の精神科の医療機関を対象に、患者の身体拘束の状況、入院期間などを調べる国の調査に対して、沖縄県は非開示ということになったそうですが、調査では個人を特定できる情報はなく、患者の医療選択権を保障する上で情報公開は重要との報道がありました。この点について、局長の御見解をいただけませんか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　今議員がおっしゃったその情報の開示といいますか、先日新聞等で報道されたのは承知しております。特に精神疾患になりますと、やはりプライバシーの観点から、開示に関しては非常に慎重にならざるを得ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　より透明性が問われると思いますので、しっかりした御検討をお願いしたいと思います。

次に、児童虐待についてですが、沖縄県内も相当の相談があり、また安全確認が非常に必要だなと思います。ＤＶもまた本当に相当の相談があると思われます。しっかりした体制をお願いしたいと思うんですが、１点、児相の夜間対応。今例えば夜間にそういったＳＯＳがあった場合の対応というのはどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　夜間におきましても、特に虐待関係におきましては、虐待ホットラインがございまして、それが児童相談所につながるようになっております。そこから児童相談所長に連絡が行きまして、その対策を緊急にとれるように体制はとっているところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　児相について、これからそれぞれ安全確認も行うと思うんですが、非常に専門性が問われるところがあると思います。例えば、児相職員のＯＢとか、あと県警のＯＢとか、本当にそういった現場に対応できるような方々をもっと活用していただければと思います。これ要望いたします。

あと１点、中学生以上の男子とそのお母さんが避難したいとき、先ほど民間施設でそういった相談の上できるという話がありました。県内の公的施設には全くそういったところがないんですよね。その辺はもう可能性はありませんか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　先ほど御答弁させていただきましたが、ＤＶ被害者が中学生以上の男子を同伴する場合には、県のＤＶに関する一時保護所はほかの女性の方々もいらっしゃるということもあって、そこは一時保護所では難しいんですけれども、女性相談所の一時保護所以外に県内に12カ所委託してお願いしているところがございます。そういうところでは環境が整った、家族で個別でできるところもございますので、そういう委託先と調整しながら進めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　わかりました。

男子中学生、特に１、２年生の低学年等はまだまだお母さんと一緒の生活というか、切り離して一時保護所で預かりますという、何とも諦めている事例もあると聞きますので、よろしくお願いします。

あと久志診療所の存続についてですが、３月いっぱい、４月から新たな指定管理になるということなんですが、部長、僻地診療所運営費補助、もしくはまたその指定管理者の中での医師派遣推進事業の補助等が考えられると思うんですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

運営費補助は問題ないと思います。

医師派遣推進事業は、そもそも診療所運営のための補助金ではないんです。あれは、派遣元の病院の収益減に対して補塡するという意味合いで支給されている補助金でございます。我々その運営費補助で大丈夫だろうと見ておりまして、それと新聞報道等によりますと、医療機器等も相当古いというような話もございますので、そういう機器整備もしたいというのであれば、それに対する補助も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　次聞こうかなと思っていたんですけれども、非常に前向きでよかったです。本当に東海岸、知事も御存じのように、旧久志村、あそこは特に二見以北とかは本当に大変なところで皆さん生活され

ているんです。これからますます少子高齢の時代で、医療のサービスがしっかり近くにあるのとないのでは全く違います。私もあの地域で育ったので、本当に診療所がそばにあるだけでとっても安心で、いざ急患があるとそこですぐ手当てをするというのは、住んでいる方々にとっての命綱だと私は思いますので、ぜひ４月、スムーズにこれが存続できるようにお願いしたいと思います。

次に、教育長、専門学校に進学した子供たち、これは実は沖縄県は全国と比較して高校卒業して専門学校に行く子が多いということで、そういう子供たちのための給付金だと思います。１年目は１億8000万、300人の予算が組まれていたと私は聞いていますけれども、実際この１年目、具体的な利用状況とかはわかりませんか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

沖縄独自の給付型奨学金につきましては、30年度の進学者は169人が採用されております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　これ観光、あと情報通信産業もそうですけれども、実はそれだけじゃないんです。それ以外も、例えば調理師を目指す子とか、そういった専門学校も結構幅広いんですけれども、数は、観光やまた情報通信産業の学校が主なんですけれども、相当幅広い専門学校の枠があります。これをぜひ各学校現場にもしっかり告知して、多くの方が応募できるように、先ほど169名という話でした。半分ぐらいの予算しか――１年目ですから、いろいろその事業そのもののスタートも後半だったとも聞いております。ですから、31年度は全力で全ての、せっかく予算を組んでいるわけですから、多くの子供たちが活用できるようにお願いできませんか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

御質問のようにせっかくの奨学金、沖縄独自の奨学金制度ですので、観光、情報通信に関連するという意味で、また関連づけていろんな推薦というか採用の仕組みもあると思いますので、学校にも周知を図って、この制度が多くの生徒に活用されるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　あと英語教育なんですが、県は英語立県沖縄と沖縄21世紀ビジョンにもうたっております。特に、この英語検定の取り組みを中学校、高校と目標を立てていますよね。この今の現状を教えていただけますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

沖縄21世紀ビジョンに関連づけて、成果指標というのを立てておりますけれども、沖縄21世紀ビジョン実施計画の成果指標として、生徒の英語力、これは中学校卒業時に英検３級程度以上の英語力を有している、または高校生の場合は、高校卒業時に英検準２級程度以上の英語力を有しているという生徒の割合でございますけれども、その英語力につきましては、高校では平成27年度が24％でありましたが、29年度は44.3％と改善しております。中学校でも、同じく29.2％から31.7％と改善傾向にあります。また、高校生の英検準１級の取得者につきましては、平成24年度が33人でありましたけれども、29年度は初めて100を超えて105名となっており、大幅な改善が見られるということで、今後とも英語力向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　中学校では、平成33年度までに60％に持っていくと、高校生も同じく60％に持っていくという目標がありますので、ぜひこの英検の挑戦というのをもっともっと学校現場でも後押ししていただきたいと思うんです。私はこの検定の受検料が結構高くて、前もちょっと取り上げたんですが、特に所得は低い、それでも優秀な子はいっぱいいるんですね。そういった子供たちへの補助とかは考えられませんか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　検定の受検料につきましては、基本的には受益者負担というふうに考えております。大学入学共通テストに係る民間の試験が活用されることになっておりますけれども、そういうことに関連しまして、今文部科学省のほうにおいて受検料の減額について検討がなされているところもありまして、教育委員会では、今後とも国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　全国市町村レベルでそういった英語教育の重要性を感じて、そういう補助金の制度を立ち上げているところもふえていると聞いております。ぜひ英語立県沖縄を目指すからには、多くの子供たちが本当に聞ける、話せる、コミュニケーション能力を高めるような取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、ＡＬＴですけれども、私は１校１人と言った。複数校を一人の外国語助手が持っているということで先ほど答弁だったと思いますけれども、ぜひ可能な限り、生きた英語教育をしっかりやっていただきたいと要望して終わります。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後１時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城　泰邦君　皆さん、こんにちは。

公明党会派、金城泰邦でございます。

きょうは、我が会派が一般質問をする日ということで朝のトップバッター糸洲県議からスタートしましたが、富川副知事が高速道路の措置の要望ということで、急遽欠席になったということでございます。我々会派の質問のタイミングでいらっしゃらないというのは残念なことでありますけれども、県民生活のためということでしっかりとのみ込んでいきたいと。また県の皆さんにおかれましても、きのうのこととして新聞記事で国土交通大臣に要請を、経済界の方、また県連の方とも一緒に要望されております。政府として県民生活を守る取り組みをしっかりやっていくということもありますから、今後の県政をやっていく上でぜひ県の皆様には国との向き合い方、対立だけではなくしてお互いがウイン・ウインになるようなこともぜひ研究していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

私もそういった意味で粛々と一般質問をさせていただきますが、ウイン・ウインの答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

１、沖縄県土木建築部のホームページにある委託業務関係の磁気探査関係の磁気探査業務における管理技術者の資格要件が本年４月１日より変更することが記載されている。この内容について伺う。

(1)、これまで資格要件の⑦、地質調査技士の資格または測量士（補）の資格を有する技術者、かつ磁気探査の経験を有する技術者を４月１日より廃止するとなっている。地質調査技士は土質、地質の専門的知識を有している。また鉛直探査はボーリングが主であり、専門技術を有している地質調査技士を管理技術者から削除する理由が見当たらない。これまで管理技術者として地質調査技士及び測量士が実施した磁気探査業務において、同資格ゆえの瑕疵や重大な問題が生じたことはないと聞いている。これを削除する理由を伺いたい。

(2)、資格要件②の技術士は、農業部門「農業土木」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」の技術士資格を加えない理由は何か。

(3)、安全確保の観点から資格要件④の港湾海洋調査士及び⑥の磁気探査技士については土木的資格としてかつ２級土木施工管理技士以上の資格を追記すべきでないか。

(4)、資格要件⑥の一般社団法人沖縄県磁気探査協会が認定する磁気探査技士の資格について伺う。

この一般社団法人沖縄県磁気探査協会の資格試験は、公平に行っているとのことであるが、一般社団法人沖縄県磁気探査協会の会員と非会員の合格数または、合格率を宮古・八重山・本島別に、さらに磁気探査技士の試験の合格点数を伺う。

２、公共交通としてのタクシーの活用について。

(1)、タクシーの位置づけについて公共交通という認識があるか。排気ガスによる環境問題への貢献度、県の低炭素島しょ社会の実現構想にも合致している。公共交通という位置づけであるべきと考えるがどうか。

(2)、公共施設や観光施設でタクシー乗り場を確保することについて、公共施設にタクシー乗り場があれば、マイカーがなくても安心して施設利用ができるし、首里城など観光地でもタクシー利用者は多いが、乗りおり場所に不便を来している。タクシー乗り場の設置が必要と思うがどうか。

３、信号機の設置や横断歩道設置など安全・安心のための予算を十分に確保することについて。

(1)、信号機や横断歩道の設置要望は、道路整備が進む中で県民からの要望がふえている。十分な予算確保について知事の見解を伺う。これは昨年の10月議会でも取り上げました。知事の公約ということでしっかりと推進していただくということで総務部長にも答

弁いただいていましたが、継続質問という形で取り上げさせていただいています。

４、東京2020オリンピック沖縄県聖火リレー推進事業について。

(1)、オリンピックは本来、競技で順位を競うのみでなくスポーツを通して世界各国の友好と平和を築くことが目的であることから、1964年９月７日に沖縄に到着した聖火は、アジア初の聖火到達地であった意義をとどめ、アジアの平和を希求する沖縄をアピールするような記念碑の建立を当該事業で取り組めないか県の対応を伺う。

５、骨髄ドナー助成制度を導入することについて。

(1)、日本競泳女子のエース・池江璃花子選手の白血病公表に日本中が衝撃を受けた。白血病の治療法は、薬物療法と移植療法に分けられ、移植療法にはドナーが必要であるが、年齢の若い人が対象となるため休業補償が求められている。以前より要望しているが、全国でもまだ16都道府県しか骨髄移植ドナー助成制度を導入していないのが実情である。以前より要望してきているが、改めてドナー制度の導入を求めるがどうか。

６、中高生通学実態調査事業について。

(1)、平成28年に子供の貧困対策の一環で県が実施した高校生調査では、自由意見の中で高校生本人とその保護者からともにバス賃の負担を軽減してほしいとの要望が多数を占めていた。実態調査が次年度盛り込まれたが、高校生調査を踏まえると早急な実施が求められていたはずであり、県の対応は遅いと言わざるを得ない。県の見解を伺う。

７、我が党の代表質問との関連について。

金城勉議員の質問番号の中の３番、沖縄振興計画についての(1)、沖縄振興計画の検証チームについて企画部長の答弁には、臨空・臨港型のとありましたが、臨空・臨港型の具体的なイメージなど説明が欲しいと思います。

５番、医療福祉関連についての(7)、認可外保育施設への助成拡充について。

単価の見直しをしたとの答弁がありましたが、見直し単価の数値を示していただきたいと思います。

同じく５番の(8)、待機児童ゼロの取り組みについて。

平成31年度末を目標に取り組むとありましたが、あと何人待機児童がいるか示していただきたい。

同じく５番の(10)、特別養護老人ホームの整備計画1295床について、市町村ごとの数値を示していただきたい。

６番、教育関連についての(6)、那覇市内の特別支援学校について、ほかの特別支援学校のように寄宿舎は予定されているかどうか教えていただきたい。

７番、経済観光振興についての(1)、県民所得が向上しない原因について。労働生産性が低いことが要因との答弁がありましたが、労働生産性が低いことが続いている原因は何か。それに対する対策は何をしてきたのか伺います。

同じく７番の(3)、観光目的税の導入について。新税の歳入先と歳出はどうなるのか。歳出する事業の所管はどこが担うのか伺います。

同じく７番の(8)、無料Ｗｉ－Ｆｉの設置について。どのような場所に設置していくのか。公共交通たる路線バスにも設置することを提案したがどうか。

同じく７番の(9)、キャッシュレス決済について。ＳｕｉｃａやＰＡＳＭＯが本土並みに普及すると利便性が高まると思うがどうか。

９番、障害者施策についての(2)、定着支援について。これまで障害者就業・生活支援センターの支援員拡充が必要と要望してきたが、次年度はどうなっているのか伺います。

10番、防災・減災の取り組みについての(7)、消防防災ヘリについて。導入に当たっての市町村の財政負担があるのか伺います。

11番、ＳＤＧｓについての(2)、具体的な取り組みについて。ＥＳＤ持続可能な開発のための教育、それとの連携について伺います。

同じく11番の(5)、食品ロスの取り組みについて。フードバンクとのかかわりと事業の支援について伺います。

最後14番の地域施策についての(2)、沖縄こどもの国について。補助金を負担金に変更することは可能なのか伺います。

再質問があれば後ほど行わせていただきます。

御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　金城泰邦議員の御質問にお答えいたします。

公共交通としてのタクシーの活用についての御質問の中の２(1)のア、公共交通としてのタクシーの位置づけについてお答えいたします。

沖縄県では、タクシーについて、利用客の個別ニーズに合わせたドア・ツー・ドア輸送が可能であり、高齢者や障害者等いわゆる交通弱者を含む県民の日常生活を支える重要な公共交通と認識しております。この

ため、県では、空車時のバスレーン走行を可能にする協議や運転手によるチャイルドシート設置等の講習支援などに取り組むとともに、二種免許取得による運転手確保を支援してまいりました。

県としては、引き続き関係団体と連携し、公共交通であるタクシーの利用環境を改善するとともに、県民等の移動利便性の向上に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君） 1、磁気探査業務における管理技術者の資格要件についての御質問のうち(1)、地質調査技士または測量士（補）の資格を削除する理由についてお答えいたします。

土木建築部では、平成21年度の糸満市の不発弾事故を受け、磁気探査の品質確保による工事の安全確保のため、平成28年度に技術者の資格要件の改定を行っております。地質調査技士や測量士（補）は専門資格であり、磁気探査業務を総合的に管理・マネジメントする資格としては磁気探査技士等がふさわしいと判断し削除することとしております。しかしながら現時点において、磁気探査登録業者における磁気探査技士等の資格取得者数が十分ではないことから、平成30年度までとした経過措置をさらに２年延長した上で、関係団体等へ資格取得の周知徹底を図っていきたいと考えております。

次に１の(2)、農業部門等の技術士資格要件を加えない理由についてお答えいたします。

土木建築部発注の磁気探査業務においては、磁気探査技士等と同等の資格としては、建設部門の技術士資格を加えており、農業部門等の技術士資格は設定しておりません。なお、農林水産部発注の磁気探査業務においては、農業部門等の技術士資格が設定されております。

次に１の(3)、資格要件に２級土木施工管理技士以上の資格を追加することについてお答えいたします。

土木施工管理技士は、工事における施工や工程の管理を実施する専門資格であり、磁気探査業務を総合的に管理・マネジメントする資格としては、磁気探査技士や技術士等の資格がふさわしいと考えております。

次に１の(4)、磁気探査技士の資格試験についてお答えいたします。

磁気探査技士に関する資格試験は、学識経験者、国及び県等から構成される磁気探査技士資格制度検討委員会において、試験問題作成や合否判定が行われております。平成30年度の試験結果としては、沖縄県磁気探査協会によると、受験者数218人、合格者数74人であり、合格率は約34％とのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君） 2、公共交通としてのタクシーの活用についての中の(2)のア、公共施設等へのタクシー乗り場の設置についての御質問にお答えいたします。

県としては、公共交通であるタクシーについて、その利便性を確保することは重要であると考えております。このため、県では、ハイヤー・タクシーなどの関係機関で構成する沖縄県タクシー問題対策会議を設置し、タクシーの利用環境の改善に取り組むとともに、タクシー利用の多い施設の管理者に対し、乗り場整備の理解と協力を求めております。

県としては、引き続き、タクシーの移動利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に７、我が党の代表質問との関連についての中の(1)、臨空・臨港型産業集積の具体的なイメージについてお答えいたします。

県では、那覇空港や那覇港・中城湾港の機能拡充・強化により国際物流機能を高め、アジアの成長と活力を取り込む自立型経済の構築を目指し、国際物流拠点産業集積地域を中心に臨空・臨港型産業の集積を図っております。那覇空港周辺では、空港及び港湾等への近接性を生かし、航空機整備業や物流関連企業等の集積を進めております。うるま・沖縄地区では、高度な技術を持つ医療機器製造関連産業を初めとする先端医療・健康・バイオ関連企業や、半導体や電子部品製品関連など、高付加価値製品の製造業の集積が進んでおります。県では、これらの臨空・臨港型産業など地域特性を生かした比較優位性のある産業を振興し、域内産業を活性化させることで経済全体を活性化させ、持続的に発展する好循環の構築を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君） 3、信号機の設置や横断歩道設置など安全・安心のための予算を十分に確保することについての御質問のうち(1)のア、交通安全施設整備予算の確保についてお答えをいたします。

信号機や道路標識、標示等の交通安全施設等整備事業につきましては、過去に整備され老朽化した信号機等の維持更新が喫緊の課題となっており、新設の要望

に充てることのできる予算は限られているのが実情であります。県警察では、予算の範囲内で重点的かつ効率的な事業の推進に努めているところであります。こうした状況の中、平成31年度当初予算においては、前年度と比較して約２億7000万円増加の約12億1000万円となっておりますが、これは主として県道29号線――これは首里城の近くですが――に設置されている中央線変移装置の老朽更新のための予算であります。

県警察としては、引き続き計画的かつ持続可能な交通安全施設等整備事業の推進に向け、必要な予算の確保と効率的な執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　３、信号機の設置や横断歩道設置など安全・安心のための予算を十分に確保することについての御質問の中の(1)のイ、信号機設置等に係る予算措置についてお答えします。

信号機や道路標識・標示等、交通安全施設の整備に係る平成31年度当初予算額は、警察本部との調整を踏まえ、12億714万7000円を計上しており、前年度に比べ２億7488万5000円の増となっております。また、平成30年度２月補正予算において、停電時に信号機へ電気を供給するための電源付加装置の整備に要する経費として、２億2961万円を計上しております。

総務部といたしましては、引き続き、警察本部と調整をしながら適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　４、東京2020オリンピック沖縄県聖火リレー推進事業についての御質問の中の(1)、聖火到着記念碑の建立についてにお答えいたします。

聖火は、平和、平等、結束、友愛などを象徴し、オリンピックのシンボルの中で最も神聖なものとされております。このような聖火が、55年前に、国内で最初に沖縄に到着し、聖火リレーが開始されたことは、本県にとって大変意義深い体験であり、未来に受け継がれていくべきものであると考えております。東京2020オリンピック沖縄県聖火リレー推進事業は、県内の聖火リレーに係る準備・実施のための予算となっており、県内ルートの選定やランナーの選考、セレモニー準備などを行うこととしております。記念碑の建立については、関係者等との意見交換などを踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

次に７、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(7)、観光目的税の歳入先と歳出する事業の所管についてにお答えいたします。

観光目的税については、税収の適正管理、適正執行の観点から、基金を設置して他の歳入と区別して管理することが望ましいと考えております。観光目的税の充当事業は部局を問わず使途の考え方に沿っていれば活用可能であり、県としてはより効果的な活用を図る観点から、観光施策を所掌する当部文化観光スポーツ部において、観光目的税の税収の管理と使途事業の取りまとめを行う考えであります。

同じく７の(8)、無料Ｗｉ－Ｆｉを設置する場所と路線バスへの設置についての御質問にお答えいたします。

Be.Okinawa Free Wi−Fiについては、指定民間事業者においては、アクセスポイントの無償提供やエリア拡大、県においては、認知度向上のための広報やサービス仕様の決定など、官民の役割分担で進めております。設置の場所については、宿泊施設や飲食施設等、観光客が使用する施設への設置を促進するとともに、市町村に対しては公共施設等への導入をお願いしているところであります。また、路線バスについては、空港リムジンバスや沖縄エアポートシャトルといった外国人観光客の利用が多い路線で導入されており、引き続き、さらなる公共交通への導入を促進していきたいと考えております。

同じく７の(9)、ＳｕｉｃａやＰＡＳＭＯの普及についての御質問にお答えいたします。

ＳｕｉｃａやＰＡＳＭＯなど交通系ＩＣカードについては、現在、県内のコンビニエンスストアや一部スーパーなどで利用可能となっておりますが、これらのカードを使用できる店舗がさらにふえれば、国内観光客の利便性が高まるとともに、満足度向上やさらなる消費額の増加につながるものと考えております。現在、キャッシュレス決済には、クレジットカードやスマートフォン決済など、多種多様な決済手段があることから、県内での導入に当たっては、ＳｕｉｃａやＰＡＳＭＯなど交通系ＩＣカードも含めて、今後、有識者の意見を参考にしながら、その導入促進の方向性について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、５の骨髄ドナー助成制度を導入することについての御質問にお答えします。

骨髄ドナー助成制度の導入につきましては、ニーズの把握、事業効果の検証方法などの課題を解消していく必要があります。

県としましては、他県の実施状況及び県内市町村の動向を見ながら、引き続き事業化に向けた検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　６の中高生通学実態調査事業についての御質問にお答えいたします。

平成28年度の高校生調査においては、困窮世帯で通学費が負担になっている現状が明らかになったところであります。当該調査は高校２年生の半数を対象とした抽出調査であったことから、通学費や通学距離など、より詳細な調査が必要であると考えております。バス通学費負担軽減の事業化に当たっては、継続的な財源の確保や支援の方法等整理すべき課題があることから、平成31年度においては、全日制・定時制課程の全生徒を対象とした実態調査を行います。その結果を踏まえ、具体的な制度の検討を行った上で、中高生のバス通学費の負担軽減に取り組んでまいります。

次に、７の我が党の代表質問との関連についての中の(5)、那覇市内への特別支援学校の寄宿舎についてお答えいたします。

特別支援学校の寄宿舎については、原則として、通学困難な児童生徒に対して通学を保障するために設置しております。那覇市内への新たな特別支援学校については、全ての児童生徒が通学可能であることから、保護者代表や学識経験者を含めた県立那覇Ａ特別支援学校（仮称）学校設置基本方針検討委員会の意見などを踏まえて、寄宿舎は設置しないこととしたところであります。なお、日常生活における自立を確立する生活指導については、校内に設ける生活学習室等において生活指導を実施することとしております。

次に同じく７の(12)、ＳＤＧｓとＥＳＤの連携した取り組みについての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、持続可能な開発目標、ＳＤＧｓの基礎である持続可能な社会を創造していく学習や活動であるＥＳＤ、持続可能な開発のための教育の取り組みを行っているところであります。平成25年度からＥＳＤの理解を深めるために公立小中学校の初任者や県立学校の初任者・中堅教諭等を対象に研修会を実施しております。また、今年度より小学校及び中学校において、ＥＳＤ研究指定校を指定し、学校の特色を生かした環境教育や国際理解教育など、実践研究を行っているところです。今後とも、学校における教育活動全体を通して、持続可能な社会の担い手の育成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　７、代表質問との関連についての御質問の中の(2)、認可外保育施設への助成拡充についてお答えいたします。

平成30年度の認可外保育施設の給食費への補助単価につきましては、児童１人１日当たり、１歳から５歳児で99円の定額補助から、148円を上限とする支援に拡充しております。また、平成31年度におきましては、認可化移行のための運営費支援事業の補助単価や安全確保に必要な経費の補助上限額の拡充を予定しており、引き続き市町村と連携し、認可化の促進と保育の質の向上を一体的に取り組んでまいります。

同じく７の(3)、待機児童解消に向けた数についてお答えいたします。

待機児童を解消するには、潜在的待機児童を含めた、申し込み児童数の伸びを見込む必要があります。そのため、県においては、昨年度、計画の見直しを行い、平成30年度からの２年間で約7000人の保育定員を拡大し、31年度末までに待機児童の解消を図ることとしております。

同じく７の(4)、特別養護老人ホーム等の市町村ごとの整備計画についてお答えいたします。

特別養護老人ホーム等については、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、平成30年度からの３年間で1295床整備する計画となっております。その内訳は、市では、那覇市360床、沖縄市292床、浦添市159床、名護市113床、糸満市89床、うるま市75床、南城市59床、石垣市59床、宜野湾市９床、町では、南風原町35床、八重瀬町18床、村では、国頭村18床、北中城村９床となっております。

同じく７の(13)、食品ロスにかかわるフードバンクについてお答えいたします。

県では、昨年12月に寄附文化の醸成を目的とした寄附月間の一環として、沖縄子どもの未来県民会議と共同でフードドライブイン県庁を実施しました。この取り組みでは広く県庁職員に食品の提供を呼びかけ、集まった食品を県内でフードバンク事業を実施しているＮＰＯ法人に寄附しております。

同じく７の(14)、沖縄こどもの国への補助金についてお答えいたします。

沖縄こどもの国については、県全域の児童の健全育成に大きく寄与していると認識しており、県としても、その運営を支援・助成する必要があると考えております。なお、負担金は、一般に法令または契約等により定められた負担区分に基づいて支出するものであることから、当該事業については、設置主体である沖縄市に対する補助金として支出しているところです。

県としては、今後とも沖縄こどもの国の安定的な運営が行えるよう、支援を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　７、代表質問との関連についての(6)、労働生産性が低い原因とこれまでの対策についてにお答えいたします。

本県の労働生産性が低い要因として、本土からの遠隔性に起因する物流費等の高コスト構造、狭隘な域内市場等により、規模拡大による効率化が図りにくいなど、大企業が育ちにくい経済構造となっていること等があります。そのため県では、一般財団法人沖縄ＩＴイノベーション戦略センターによるＩＴを活用した各産業の高付加価値化や競争力の強化、航空関連産業や高付加価値型製造業の誘致、バイオや医療産業等の創出を推進するとともに、産業の成長を牽引する起業家やグローバル人材の育成など、多面的な取り組みを進めているところです。

同じく７の(10)、障害者就業・生活支援センターの支援員配置についてにお答えいたします。

同センターの支援員につきましては、沖縄労働局、県子ども生活福祉部、県商工労働部により、各役割に応じて配置がなされております。平成29年度は商工労働部配置の支援員を２名、沖縄労働局配置の支援員を１名増員し、平成30年度には子ども生活福祉部配置の支援員を１名増員しており、さらに平成31年度は沖縄労働局配置の支援員を１名増員し、全体で38名の予定となっております。今後とも引き続き関係機関と連携を図り、サポート体制を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　７、我が党の代表質問との関連につきましての(11)、消防防災ヘリ導入に係る市町村の財政負担についてお答えします。

消防防災ヘリの整備・運用については、機体や施設の整備にかかる初期費用、運用費用のうち機体や施設の維持管理・運航委託・燃料等、県職員人件費を県が負担し、市町村には派遣職員の人件費のみを負担していただくスキームを想定しております。昨年度の調査検討事業における試算では初期費用の概算額は約30億円であり、運航費用年間約２億8400万円のうち２億1800万円とともに県が負担いたします。市町村につきましては、派遣職員の人件費年間約6600万円について負担していただくよう説明を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時51分休憩

午後１時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

金城泰邦君。

○金城　泰邦君　一通り御答弁いただきましてありがとうございました。

質問の１番、先ほど部長から御答弁いただきましたとおり、磁気探査の資格が必要であるけれども、まだ現状では34％の資格取得でとどまっている状況があることから、期間を設けて資格取得を推進していただくということで、しっかりとまた取り組んでいただきたいと思いますのでぜひともよろしくお願いいたします。

２番の公共交通としてのタクシーの活用ということで、先ほど知事からは二種免許のドライバー確保ということで取り組みを推進していただいているということでありました。県内でも離島も含めて特に離島など行ったときにタクシーを呼んでもなかなかすぐには来られない状況もあると。要因としては、ドライバー不足ということが言われておりました。ですので資格を取る上で、より安全性はしっかりと高めながらも、資格が取りやすい状況という部分をぜひ推進していただきたいと思っております。玉城知事になってからもそこはまた一層頑張っていただきたいと思うのですが、一言いただければお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

御指摘のようにタクシーのほうも人手不足が顕在化してきておりますので、今後の観光振興等県民の移動利便性全体のことからして、人材の確保に関係団体とも協力して、これまで以上に取り組みを強めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ぜひよろしくお願いします。

観光客を含めて利用する皆さん方が公共交通にシフトしていくというのは、交通渋滞を解消する上で大事だと思っております。タクシー乗り場の確保につきましても、いろいろな公共施設等にも必要だと思っています。隣の那覇市役所も今利用者が駐車場にとめるために有料駐車場という形をとって中に入っていくんですね。タクシー乗った方が役所に行きたいということで行きます。一旦ゲートを入っていきます。そして利用者がタクシーをおりてタクシーが帰るときに駐車料金を払わないといけないという状態があるんですよ、駐車料金をですね。最初で１時間以内100円という設定がありますから。そういったことで利用者を乗せてきたのにドライバーが負担したという事例もうかがっておりますので、隣でもタクシー乗り場がないということは一つのネックになっているなと思っておりまして、公共施設へのタクシー乗り場の確保というのはぜひ県のほうも、一歩研究も進めていただいてそういった状況を確保していただくようにお願いしたいと思うのですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　県も、沖縄県タクシー問題対策会議等々で今御指摘のような事情については把握に努めておりまして、乗り場整備がなかなか進まないという面は幾つかあるんですけれども、例えば歩道の最低幅員の確保が難しいとか、緊急車両の通行のことでありますとか、ほかの要素との兼ね合いもございます。しかし御指摘のとおりタクシーの利用環境を可能な限りよくしていくということは非常に重要だと考えておりまして、県ではこれまでも――例えばこれはちょっと場所は離れますけれども――本部の渡久地港近くの駐車場でありますとか、首里城公園についても意見交換したり、それから民間の大型施設等につきましても、人が多く行き交うところにはタクシー乗り場について御配慮をということは、施設の設置者等にお願いして調整しているところでございます。

今後とも御指摘のような課題が解決されるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　高齢者や障害者などには、マイカーを持てない方々がおりますから、そういった移動手段としてバスにも乗れないという方はやっぱりタクシーを利用するんですね。それで役所とかに行く場合にそういった利便性を高めるという部分はぜひ研究していただきたいと思います。一方で、この観光客の利用についても、空港に着いてタクシーに乗って観光地を回る中で、先ほどあった首里城など私も現場を見てきましたけれども、タクシーの乗りおり場がないんですよ。首里城に歩いて行く、徒歩で行く道路のところに柵が置かれていて、本当はそこはとめられないんですけれども、そこにタクシーをとめて乗りおりをする方もいるので、大型バスが通ったりとかするときに交通渋滞を起こしてしまう。そういう原因になっているということで地域住民からのクレームもあるんですよ。これはやっぱり観光客がふえるゆえの、そういった問題にも重なってくるんですね。首里城に行きましてもそういったゲートが置いているところ、もう一歩中にちょっと入ってタクシーの乗りおりができるような部分があったらいいなというのを私現場を見て思いましたので、そういったところも現場をちょっと見ていただいて研究してほしいんですけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　これも御指摘のことはある程度把握しているのですが、首里城公園におきましては過去にタクシー乗り場が整備されておりましたが、残念なことに一部の、ごく一部の方だとは思いますが、不適切な客引き行為とかいろいろそういうものが顕在しまして、公園事務所において平成13年に閉鎖されたという経緯がございます。ただそうは申しましても、今やまた観光客も相当ふえて御指摘のような交通についての支障も来しているということもございますので、首里城公園のタクシー乗り場につきましては、タクシー事業者において客待ちタクシーの指導要領を作成する等々、事業の適正管理を図りながら公園事務所と今乗り場の再開に向けて協議をするということまで来ております。今後は、よいタクシー乗り場が設置されるように取り組んでまいりたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　管理・運営の部分についてもいろいろこれまで時代の流れで変化が来ていますから、そういった意味ではしっかりと現場のほうと連携を取り合って観光振興の上でもしっかりと整備を図っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

３番の信号機の設置について、次年度増額して12億1000万で県道29号線の中央線の対応ということで、総務部長及び県警本部長からも御答弁をいただきました。先ほどの部長答弁の中で、２億相当の予算を確保して緊急時の対応ということで一言あったので、それについて御説明いただけますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

２月補正でということでお断りさせていただきましたが、停電時いわゆる災害のときに停電で信号が使えなかったというのでそれのための電源付加装置の整備というのがございましたので、そのための予算として今回２月補正で２億2000万余りを計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　昨年10月の台風のときに、県内あらゆる箇所で信号機がとまっていたという場所があって非常に危険な場所もありました。そういった緊急時の対応ということで予算確保していただけるのは、非常に重要なことだと思います。評価したいと思います。

４番の聖火リレー記念碑ですが、今後関係者との意見交換ということでこれはやっぱりしっかりと残しておく、記録として残すという部分は念頭に置いて、平和発信の沖縄というところから、ぜひこれは推進してほしいと思うんですけれども、2020年目指してもう一度御答弁いただけますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

当時の聖火リレーの体験を一つのレガシーとして後世、次世代に脈々と受け継いでいくということは、スポーツ振興の点からも、また県民に希望と自信を持っていただくためにも大変重要なことであるかというふうに考えています。島田叡氏の別の建立碑もございますので、そういったことも参考にしながら前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

５番の骨髄ドナーは、まだまだ部長の理解が少ないのかなと思っておりまして、那覇市はドナーの助成制度を導入することになりました。県内でも今後市町村からそういったドナーの助成制度について、制度導入を求める声が出た場合は、県としてしっかりと協力していくという認識でよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　市町村の意向は我々も絶えず調査しているところでございまして、今現在は事業化に向けた検討をしているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　部長、これ全市町村の調査終わりましたか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　１年ほど前の調査、前年度の調査があるかもしれませんけれども、そのときに導入する意向を示したのが那覇市で、残りの団体はほとんど予定がないとか、検討中というような回答でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　そういう話もよく理解されていない部分があるようですよ、市町村によっては。アンケートがあったこと自体もわからないとか、どんな趣旨だったかもわからないという市町村も実際あるんですよ。これもう一回ちゃんとやるべきじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　調査は引き続き実施していこうと考えております。それとドナーの助成制度もそうですけれども、それ以外にも先日総理大臣も述べたと思いますけれども、休業制度、これ県内で沖縄電力だけと聞いております。沖縄県庁は平成４年ごろに導入しておりますけれども、こういう休業制度も積極的に導入できる、ドナーになりやすいような環境を整えるということにも合わせて力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　提供できるのは54歳までと年齢が限られていますから、現役世代ですから、これはしっかりと速やかに対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

６番の中高生バス事業なんですが、28年に行ったアンケートを我々は議会として、29年にこういった高校生調査中間報告というものをいただいています。その中には、保護者の自由欄の中で、例えば交通費等だけでも経済的な負担も多いので子供はお金を気にしてバス代を削って徒歩で時間をかけて歩くため、部活終了後は９時ごろの帰宅のため危険を感じるという親の意見だったりとか、バスの本数が少なくバス賃も高い、送迎したほうが通学費を抑えられるため送迎しているが、出勤時間と合わなかったり体調が悪いときはとても困るという保護者の意見があります。

そして生徒の意見としても、交通費のアンケートもとったほうがいいと思うと。沖縄県は電車がないため、バスを利用していると思うが利用料が高いため、県外と比べても交通費が高くつくと思う。私はバス代節約のために自動車で送ってもらっているがほかの周りも同じような人がたくさんいると、これは生徒です

ね。同じく、バスで高校に通っているんですが、バス代が高いのが少しつらいです。通学をバスに頼っているとどうしても毎日乗るので定期券は使っているのですがそれでもかなり高いです。バス代が高いからという理由で親が毎日送り迎えをしている友達も結構います。バス代が安くなってくれるととても助かりますと。これは平成28年の声なんですよ。もう平成31年になりますから、一応玉城知事は調査をスタートしてくれるということでありますけれども、それはしっかりと事業実施をちゃんと目標に置いて、これやるんだという前提での調査ということを私はここで確認したいと思いますが、知事の思いを伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　知事ということでしたが、この調査はしっかりと実態を把握して――高校生調査のほうは抽出という形にはなっておりますけれども、それを踏まえて予算化するにはもう少し細かいデータが必要だろうということもあります。福祉部のほうでは、まずひとり親家庭のバスの実証事業を始めたわけですけれども、今回教育委員会のほうで調査をしっかり行って、負担軽減にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　教育長から御答弁いただいたんですが、知事の思いと同じということで受けとめておきたいと思います。

あとは代表質問との関連質問ということで、特別養護老人ホームについては1295床、市町村を――私メモがまた後半できなかったので後日そういった資料はしっかりといただきたいと思っております。

保育園整備もしっかりとやっていただく中で、やはり今後課題は高齢者の対策、そういったものをしっかりと整備していく必要があると思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

特別支援学校については、そういった自立に向けての生活学習塾を設置するとありました。そこはしっかりと効果的にやっていただくよう、また関係者の意見をしっかりと吸い上げていただきますようお願いいたします。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時８分休憩

午後２時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○金城　泰邦君　無料Ｗｉ－Ｆｉの設置についてでありますが、先ほど部長から御答弁いただきました宿泊施設、飲食施設、公共施設ということでこういった部分は、今那覇空港でもありますけれども、パスワードの入力が必要だと非常に難儀なんですね。そういったものが必要ないＷｉ－Ｆｉ設備という認識でいいんでしょうか。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時８分休憩

午後２時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　そういう不便さも一部生じているようでございますけれども、利便性向上が一番でございますので、我々はそれも関連業者ともきちんと話をしながら那覇空港に到着してから不便性がなるべく減じられるように、取り組みを続けていきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ありがとうございます。

続いてキャッシュレスについてですが、県内コンビニでは使えるということでした。交通機関で使えるということの部分も大事だと思っているんですね。那覇空港に着いてモノレールに乗ります、バスに乗ります。そういったときにＳｕｉｃａやＰＡＳＭＯを使えるという部分は非常に重要だと思うんですが、今後導入についてもう一回答弁いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　議員おっしゃるように、交通系のものもございますけれども、それ以外のさまざまなキャッシュレス決済もございますので、そこもどういった形で県として推し進めていくのかということも、もうちょっと研究させていただきながら、できるだけ交通の便に関しましても不便さを感じられないように取り組んではいきたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ちょっと前にモノレールでのＳｕｉｃａの導入等々が検討されているというニュースが流れていました。その件について御説明いただけますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

沖縄都市モノレール株式会社では、観光客の利用環境を向上させるためＳｕｉｃａなどの相互利用可能な全国の10種類の交通系ＩＣカードの片利用のほうで

ございますが、片利用の導入に向けて現在取り組みを進めているところでございます。
○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。
○金城　泰邦君　障害者の支援員の拡充、昨年度と比べてどのぐらいふえたのかまとめて御説明お願いします。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　昨年度といいますか、29年度はうちの商工労働部の支援員をまず２名、それから労働局配置の支援員を１名増員しましたので29年度は３名増員、それから30年度は生活福祉部の支援員を１名増員したということでございます。
○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。
○金城　泰邦君　じゃまとめて４名増員ということでいいんですか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　最近で言えばそういうことでございます。長い期間で見るとまたちょっと数が違ってきますけれども。
○金城　泰邦君　ちょっと休憩。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後２時12分休憩
午後２時13分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
金城泰邦君。
○金城　泰邦君　ありがとうございます。
最後にこどもの国ですが、安定的な運営が必要であるという認識はあるようですから、そのためにも負担金にしてほしいという御要望だと思うんですけれども、安定的な運用のための負担金への切りかえということは検討できないのでしょうか。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　沖縄市からも安定的な支援をということで負担金にという御要望ではございますが、県としましては、沖縄市の設置主体となっているこどもの国でございますので、支援という観点からいくと補助金で支給するのが適当であるというふうには考えております。
○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。
○金城　泰邦君　経営上、長いスパンを見て人を雇った理由というのも考えないといけないというところから来ていると思いますので、そういったところの考慮をお願いしたいということらしいんですがいかがですか。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　その趣旨は沖縄市のほうからも要請を受けておりまして、県としても承知しているところでございますので、安定的な運営ができるように科目を負担金にということではなくて、補助金を維持するということで対応してまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。
○金城　泰邦君　わかりました。
以上で質問を終わります。
ありがとうございました。
○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。
〔瑞慶覧　功君登壇〕
○瑞慶覧　功君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。
会派おきなわの瑞慶覧です。
ことしに入って短期間にさまざまなことがありました。本来なら、もっと大きく取り上げられてもよい問題が幾つかありましたが、県民投票の陰に埋もれた感がありますので、所見で述べたいと思います。
１月の下旬にオリオンビールが野村ホールディングスと米投資ファンドのカーライルグループに買収され、多くの県民に衝撃を与えました。県民のビールとして応援歌もあるほどに地元のビールとして愛され、支えられてきただけに大変残念です。株式のことはよくわかりませんが、少なくとも私の周りの多くは失望し、怒っています。赤字ならいざ知らずそうでないようなのでなおさらです。経営陣は、オリオンビールのアイデンティティーは守るなどと言っていますが、説得力がありません。そして、従業員の雇用について確約はなく、賃金がどうなるかわからないとの不安の声もあります。県も後押ししてきた酒税の軽減措置はどうなるのでしょうか。
次に先日、安倍総理がトランプ大統領をノーベル平和賞に推薦したというニュースを見てあきれました。それも日本を代表して推薦したというのですから、問題です。世界中で日本に対するイメージが大きく失墜したと思います。その後、トランプ大統領と電話会談をしたということで、抗議したのかと思ったら拉致問題を人質にしてうやむやになりました。
次に、天皇陛下の在位30年を記念する政府主催の式典がくしくも県民投票の24日に開かれました。苦難の歴史を歩んだ沖縄への思いが込められた陛下の琉歌に皇后陛下が曲をつけられた「歌声の響」が県出身の三浦大知さんによって披露されました。改めて沖縄に心を寄せていただいている陛下に対し敬意を表したいと思います。しかし、両陛下の思い、沖縄に対する姿勢を見るにつけ安倍総理は少しも理解できていない

と思います。

琉球新報でことし１月１日から21日まで、「沖縄フェイクを追う　ネットに潜む闇」が連載されました。記事によると、沖縄県知事選挙期間中、ツイッターで発信された投稿20万件のほとんどが玉城デニー候補への中傷だったとのこと、玉城デニー候補は、選挙期間中に犯罪に関与したかのような書き込みについて被疑者不詳のまま名誉毀損の告訴状を提出しています。

ちょうど２年前の議会で、翁長前知事が右派組織日本会議大阪のメンバーだった森友学園の籠池理事長からインターネット上で、娘婿も支那の人、知事は中共の手先かもしれない等と中傷された件で、名誉毀損で訴えるべきではと質問したことがありましたが、翁長前知事は、事実無根の話について反論することは考えていませんとの答弁でした。知事は大変忙しく、それに構う暇はないと思われたのでしょう。今日、フェイクやヘイトスピーチは、日本の民主主義が問われる深刻な社会問題です。特に構造的な差別を強いられ続ける私たちの沖縄はそれを許すわけにはいきません。

連載記事では、そのほか、在日朝鮮人の女性フリーライターに対し、まとめサイト「保守速報」が中傷を繰り返したとして名誉毀損で訴えられ、敗訴し200万円の支払いを命じられた記事や、琉球新報と沖縄タイムスが「余命三年時事日記」のブログで、外患誘致罪で両社の社長を名指しで死刑にするよう検察に告発状が出された記事がありました。さらに沖縄弁護士会に所属し朝鮮にルーツがある白充弁護士の懲戒請求書問題などが克明に報じられています。取材班に対し心から敬意を表します。

記事から読み取れることは、安倍政権を信奉するネット右翼等が暗躍し、フェイクニュースやヘイトスピーチを拡散していることです。白弁護士は国家の政策が個人の差別意識に結びついた在日朝鮮人への差別問題は沖縄に差別が向かう構造と似ていると言っています。安倍総理は日本を民主主義の独立国家と標榜するのであれば、直ちに辺野古の新基地建設を断念し、フェイクニュースやヘイトスピーチをやめさせるべきです。

質問いたします。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、インターネット上で蔓延するフェイクニュース、ヘイトスピーチが社会問題となっている。所見を伺う。

(2)、本県が国内外に貢献できるための国際交流、国際貢献を通じた平和の緩衝地帯形成の構想を伺う。

２、基地問題について。

ことしに入ってから、米軍嘉手納基地において事故が相次ぎ発生し、危険なパラシュート訓練が強行され、通告なしに外来機が相次いで飛来して危険な訓練を行っている。頻発するトラブルに対し、隣接する北谷町議会では５件の抗議決議を可決している。

(1)、異常事態である。県の対応、米軍の対応を伺う。

(2)、県民の命を守るために、米軍嘉手納基地の撤去を求めるべきではないか伺う。

３、商工労働部関連について。

(1)、外国人労働者問題について。

基本的に私は外国人労働者を受け入れることに反対ではありません。しかし、これまでも賃金や労働環境などの問題が指摘されている中、政府は問題点を置き去りにしたまま新制度の具体像も示さずに昨年12月に成立した改正入管難民法を受け、特定技能という新たな在留資格を創設し、５年間で最大約34万人の受け入れを見込んでいるようです。外国人労働者の人数が沖縄県では前年に比べ828人ふえ、8138人となったとのことです。

ア、828人の在留資格別内訳と国別の留学生割合を伺う。

イ、在留資格別で留学生が2365人、どこが受け入れ、どこで授業を受けているのか伺う。

ウ、政府は５年間で34万人の受け入れを見込んでいる。県内では何人の受け入れを想定しているのか伺う。

エ、外国人労働者がトラブル等に巻き込まれた場合の相談窓口はどこか伺う。

(2)、ＯＣＶＢ台北事務所の閉鎖問題について。

ア、ＯＣＶＢ台北事務所の閉鎖理由を伺う。

イ、ＯＣＶＢがこれまで担ってきた業務とその成果、実績を伺う。

ウ、閉鎖後、業務はどこが担うのか。今後の体制、職員配置について伺う。

４、農林水産部関連について。

(1)、沖縄と台湾の農林水産技術交流について。

ア、農林水産技術交流の目的と意義、歴史変遷を伺う。

イ、農林水産技術交流の実績と成果を伺う。

ウ、農林水産技術交流が2015年を最後に中断している理由と今後の方針を伺う。

５、文化観光スポーツ関連について。

(1)、台湾観光客の推移と外国人観光客に占める割合を伺う。

去る１月11日から４泊５日の日程で香港、マカオ、深圳へ会派視察に行ってきました。クルーズ船の周遊とＭＩＣＥ施設、カジノの視察が主な目的でした。クルーズは２日間当てもなくただ外洋を周遊するだけでした。地元客の目的は、船内でカジノや食事各種、アクティビティー・エンターテインメントを楽しむことのようでした。それに比べれば沖縄は魅力ある離島がたくさんあり、慶良間から与那国まで多彩なメニューが組めます。大きな可能性を秘めております。知事提案説明要旨では、「沖縄をアジア、日本を周遊する中継地の一つとすることを促進する「国際旅客ハブ」の形成を図ります。」としていますが、それではまだまだ不十分だと思います。

(2)、クルーズ船を誘致し、母港化を図るべきと考えるが所見を伺う。

(3)、沖縄伝統空手のユネスコ無形文化遺産登録に向けた、沖縄空手振興ビジョンロードマップの概要を伺う。

６、企画部関連について。

(1)、那覇空港国際線の改修工事について。

ア、改修事業の進捗状況を伺う。

イ、到着後の入国審査窓口ＣＩＱまでの渡り廊下の距離が長い。ムービングウオークの設置が必要ではないか、所見を伺う。

以前にも同じ質問をしましたが、何も改善されておりません。

(2)、バス駐車場とターミナルの距離が長く、雨天時にはターミナルに横づけできる配慮が必要と考える。所見を伺う。

７、子ども生活福祉部関連について。

選挙で男女の候補者数をできる限り均等にするよう政党に求める政治分野における男女共同参画推進法、候補者男女均等法が昨年５月に成立しました。

(1)、沖縄県議会と全国の女性議員の実態を伺う。

(2)、沖縄県市町村議会における女性議員数の実態を伺う。

ア、女性議員数の比率ランキング。

イ、全市町村平均を下回るのは何カ所か伺う。

(3)、政治分野における男女共同参画推進法を県はどう認識し、取り組むのか伺う。

８、土木建築部関連について。

(1)、県の２級河川白比川改修工事の進捗状況と今後の計画、課題について伺う。

(2)、昨年９月に発生した台風24号による崖崩れ（北谷町吉原の急傾斜地崩壊危険区域内）の復旧工事の進捗状況について伺う。

(3)、県道24号線改修工事の進捗状況と今後の計画、課題について伺う。

台風24号の被害によって県内広範囲で長期間停電し、県民生活に大きな影響を与えました。電線類地中化事業を急ぐべきではないでしょうか。

(4)、電線類地中化事業の全体計画概要と進捗状況、課題について伺う。

９、公安警察関連について。

県民投票の告示日、県民広場で催された集会で右翼の街宣車が大音量で軍歌や進軍ラッパを鳴らし、威圧的に集会を妨害した。

(1)、表現の自由を逸脱した犯罪行為ではないか、所見を伺う。

(2)、１時間近くもやりたい放題、無法状態であった。警察は何をしていたのか。しっかりと取り締まるべきではないか見解を伺う。

以上、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　瑞慶覧功議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１(1)のア、インターネット上で蔓延するフェイク、にせニュースが社会問題になっている点、フェイクニュースについてお答えします。

フェイクニュース、いわゆるにせの情報は、個人や有名人、公的な人物、政治運動、企業等の信用を失わせる目的で作成されたにせの記事や、思い込みによる書き込み等を通じてインターネット上で広く共有された虚偽情報であると認識しております。

先ほど所見の中でも述べられましたとおり、私も昨年の県知事選挙においては、調べていただいたところ約８割から９割がそのフェイクあるいはヘイト、憎悪のスピーチであったと、ニュースであったということが新聞でも報じられました。しかし、一旦それがネット社会で蔓延してしまいますと、例えば５人、10人といわゆる広がっていく拡散機能が使われると、それをにせのニュースを根絶することはほぼ不可能だというふうにも言われています。フェイクニュースは個人や有名人、公的な人物など信用を失わせることを目的として書き込まれることが多いのですが、フェイクニュースはインターネット上で容易に発信・拡散されることから、その影響力は非常に大きいものと考えております。特に中高生に利用者が多いＳＮＳで、個人を誹謗中傷する書き込みなどの心理的に与える影響は決して見過ごしておけるものではないと思います。

インターネット社会の功罪について、もろもろありますが、その利用のあり方についての情報をしっかり選ぶということも重要であるというふうに認識いたします。

次に１の(2)、平和の緩衝地帯についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンでは、21世紀に求められる人権尊重と共生の精神をもとに、時代を切り開き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな美ら島沖縄を創造することを基本理念としております。その理念のもと、歴史を踏まえ、平和を発信し、我が国の平和の創造に貢献するため、アジア･太平洋諸国等との信頼関係の醸成の場として、文化、経済、環境など多様な安全保障を創造していく場として、地域特性を発揮していくことが重要であると考えております。沖縄のソフトパワーを生かした国際交流や国際貢献を通じて、国際機関が集積し国際協調の場として機能しているスイス・ジュネーブのような平和の緩衝地帯の形成を目指していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のイ、ヘイトスピーチについてお答えいたします。

県としましては、人権を侵害する不当な差別的言動やヘイトスピーチは、あってはならないものと認識しております。そのため、県では、差別のない社会の実現に向けて人権問題に関する正しい認識を広めるため、不当な差別的言動やヘイトスピーチを含む人権問題の広報・啓発に取り組んでいるところであります。

次に７､子ども生活福祉部関連についての(1)のア、沖縄県議会の女性議員の状況についてお答えいたします。

沖縄県議会における女性議員の割合は、平成29年12月31日現在で10.6％と全国平均の10.1％を上回っております。

同じく７の(1)のイ㋐及び㋑、県内市町村議会における女性議員の状況について、７の(1)のイの㋐と７の(1)のイの㋑は関連しますので一括してお答えいたします。

平成30年12月31日現在、女性議員の割合が最も高い市町村議会は、北谷町議会となっており、定数19人に対し女性議員５人で26.3％、続いて、那覇市が40人に対し９人で22.5％、中城村が16人に対し３人で18.8％、竹富町が12人に対し２人で16.6％、読谷村が19人に対し３人で15.8％となっております。県内市町村議会における女性議員割合の平均は9.5％で、これを下回る市町村議会は、市議会が４カ所、町議会が６カ所、村議会が12カ所となっております。

同じく７の(1)のウ、政治分野における男女共同参画推進法に関する県の認識と取り組みについてお答えいたします。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律は、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、平成30年５月23日に公布・施行されております。

県としましては、女性が政治を初めさまざまな分野でその持てる力を十分に発揮できる社会を実現するため、同法について、引き続き市町村や関係団体等に周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　２、基地問題についての(1)のア及び(1)のイ、嘉手納飛行場の運用についてお答えします。２(1)アと２(1)イは関連しますので一括してお答えします。

嘉手納飛行場については、航空機による騒音や悪臭、航空機事故の発生に加え、相次ぐ外来機の飛来などさまざまな問題があります。同飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、依然として目に見える形での負担軽減が十分にあらわれているとは言えないと考えております。県は、事件・事故が発生するたびに、抗議・要請を実施しているところであり、ことし２回目の実施となった２月21日のパラシュート降下訓練に対しては、本日、謝花副知事から外務省特命全権大使沖縄担当及び沖縄防衛局長に対し、強く抗議を行ったところでございます。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、周辺住民の負担軽減が図られるよう、三連協とも連携し、米軍及び日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、商工労働部関連についての(1)のアの(3)、外国人労働者の828人増加の在留資格別内訳と国別の留学生割合についてにお

答えいたします。

沖縄労働局の公表資料によると、増加した828人の在留資格別内訳は、技能実習488人、専門的・技術的分野312人、特定活動57人、身分に基づく在留資格14人などとなっております。留学生の資格外活動の国別割合については、ネパール74.5％、ベトナム9.6％、中国5.5％、インドネシア2.5％などとなっております。

同じく３の(1)のアの(ｳ)、県内での新たな外国人労働者の受け入れ見込み数についてにお答えいたします。

国は、生産性向上や処遇の改善等の国内人材確保のための取り組みを行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受け入れが必要と認められる業種として14分野を特定し、受け入れ見込み数を公表しております。地域別の受け入れ見込み数等につきましては、今後、各分野を所管する省庁において、必要な調査等を行い検討されることとなっております。

同じく３の(1)のアの(ｴ)、外国人労働者の相談窓口についてにお答えいたします。

県では、外国人労働者も含めて、県女性就業・労働相談センターにおいて労働相談を行っており、労働関係法令違反が疑われる案件につきましては、相談者の了解のもと、労働基準監督署につなぐなど対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　３、商工労働部関連についての御質問の中の(1)のアの(ｲ)、留学生の就学の受け入れ先についてにお答えいたします。

議員御質問の労働局の統計値については、沖縄労働局によりますと、平成30年10月末現在、留学生が資格外活動として就労している事業所から届け出のあった数値ではありますが、その就学先までは把握していないとのことです。一方、日本学生支援機構の平成30年５月時点の調査によると、県内には2167名の留学生が在籍しており、その内訳といたしましては、大学、大学院、短大等の高等教育機関に1238名、日本語学校等の日本語教育機関に929名となっております。

同じく３の(2)のア、沖縄観光コンベンションビューロー台北事務所の閉鎖理由についての御質問にお答えいたします。

沖縄観光コンベンションビューローによりますと、海外事務所閉鎖の理由は、県の委託事業が減少している中、沖縄振興特別推進交付金の終了後を見据え、財政負担が過重な事業を見直す方針であること、ＳＮＳの普及等に伴い旅行形態が団体から個人へと変化し、その必要性が薄れているということであります。

県としましては、台湾からの航空路線の増便や新規就航、クルーズ船の寄港回数増などにより、インバウンドが非常に好調に推移している中、当該地域における海外拠点は引き続き必要であると考えていることから、本県の観光産業に影響が生じないよう、県の台北事務所への統合を予定しております。

同じく３の(2)のイ、沖縄観光コンベンションビューロー台北事務所の業務とその成果についての御質問にお答えいたします。

沖縄観光コンベンションビューロー台北事務所の業務としましては、台湾における沖縄観光の窓口として、観光関係事業者や旅行客からの問い合わせ対応、関係機関・団体との関係構築、旅行博等イベントへの出展等の対応、災害や風評被害等観光危機管理における情報収集等に取り組んでいるほか、台湾でのナイト開催の対応等を行っております。また、成果としましては、国別外国人観光客数の平成29年度実績において、台湾が約３割と最も高く、沖縄振興特別推進交付金導入前の平成23年度と比べて11万5600人から81万3000人へ約７倍、就航便数は同じく週14便から週71便へ約５倍と大幅に伸びております。

同じく３の(2)のウ、沖縄観光コンベンションビューロー台北事務所閉鎖後の体制等についての御質問にお答えいたします。

県としましては、アジアのダイナミズムを取り込み、沖縄観光のさらなる拡大・発展を図るため、平成31年度から、沖縄観光コンベンションビューロー台北事務所を沖縄県台北事務所に統合し、沖縄県産業振興公社が運営を担うこととしております。今後の体制や職員配置については、沖縄観光コンベンションビューロー台北事務所が培ったノウハウやネットワーク等を生かすため、同事務所の現地スタッフを継続して採用するとともに、同事務所長を兼務している沖縄県台北事務所長を引き続き県から派遣し、さらなる成果につなげていきたいと考えております。

次に５、文化観光スポーツ関連についての御質問の中の(1)、台湾観光客数の推移と割合についてにお答えいたします。

台湾からの観光客数は、過去10年間の推移を２年ごとに見ますと、平成21年度が９万8800人、平成23年度が11万5600人、平成25年度が25万4100人、平

成27年度が50万5400人、平成29年度が81万3000人となっており、順調に増加しております。一方、外国人観光客に占める台湾客の割合は、中国本土を初めとするアジア各地域からの観光客数が大きく増加していることから、平成21年度の40.1％に対し、平成29年度は30.2％と減少しておりますが、これまで一貫して最大の市場となっております。

同じく５の(2)、クルーズ船誘致及び母港化についての御質問にお答えいたします。

県が東洋のカリブ構想で目指す、クルーズにおける母港化は、乗客の乗下船や食材・燃料等の資材調達、船舶の整備等を伴うため、高い経済波及効果が期待できる一方、他地域からの航空路線やホテルが多く存在すること、フライ＆クルーズが実施されていること等、さまざまな条件を満たすことが必要となっております。このため県としては、将来の母港化に向けて、バースやターミナルの整備、認知度向上のためのクルーズカンファレンスの開催等を継続的に実施していくとともに、フライ＆クルーズを促進する航空路線や国際ブランドのホテルの誘致など、段階的かつ着実に取り組んでいきたいと考えております。

同じく５の(3)、沖縄空手のユネスコ無形文化遺産登録についての御質問にお答えいたします。

県では、沖縄を発祥の地とする空手の保存・継承、普及啓発、振興・発展を図るため、昨年３月に策定した沖縄空手振興ビジョンの具体的な工程等となるロードマップの策定に向けて、空手関係者や有識者等で構成する委員会を設置し、検討を重ねてまいりました。その中で、沖縄空手のユネスコ無形文化遺産登録については、空手関係団体等と連携を図り、県民機運の醸成に継続的に取り組むとともに、次年度においては登録に向けた委員会を設置し、沖縄空手の真髄である各流派の型や歴史に関する学術研究を深め、登録に必要な内容を検討することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　４、農林水産部関連についての御質問の中の(1)ア、農林水産技術交流の目的と意義、歴史変遷についてお答えいたします。

県では、農林水産技術の開発に寄与することを目的として、台湾との技術・研究交流を行っております。昭和62年度から平成26年度まで、おおむね２年に１回、農林水産各分野を一同に集めた全体会議を実施するとともに、技術研修として隔年で沖縄から台湾へ研究員を派遣してきました。技術・研究交流をより効率的に、さらに充実させることを目的に台湾側と協議した結果、平成27年度からは、各試験研究機関が主体となった個別交流を毎年継続して実施しており、農林水産各分野において新たな知見や技術を習得することができる貴重な機会となっております。

同じく(1)イ、農林水産技術交流の実績と成果についてお答えいたします。

これまでに開催された14回の交流会議には延べ445名が参加しております。また、技術研修として、これまでに77名の研究員等を台湾に派遣しております。主な交流の成果としては、マンゴーの交配に関する技術開発、暖地型牧草トランスバーラ等の導入、タマカイの親魚と成熟促進技術の導入、デイゴヒメコバチ等の侵入害虫の防除技術導入などがあり、これらをもとに各研究機関で技術開発が行われ、本県農林水産業の振興に大きく貢献しております。

同じく(1)ウ、農林水産技術交流が2015年を最後に中断している理由と今後の方針についてお答えいたします。

技術・研究交流をより効率的に、さらに充実させることを目的に台湾側と協議した結果、平成27年度からは、各試験研究機関が主体となった個別交流を毎年継続して実施しております。なお、各分野の課題や今後の取り組み方針について、現在、今後５年間の研究交流計画案を策定し、台湾側に提案しているところであります。

県としましては、引き続き台湾との技術・研究交流を実施していく予定であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　６、企画部関連についての(1)のア、那覇空港国際線の改修事業の進捗状況についてお答えいたします。

国際線と国内線を連結するターミナルビルについては、現在、那覇空港ビルディング株式会社が事業主体となって整備しており、完成後は延べ床面積が現在の約1.3倍の約15万2500平米、国際線のチェックインカウンターが現在の３倍の60ブースになることとなり、３月18日の供用開始を予定しております。また、昨年12月から国際線に係るＣＩＱ施設の増改築工事を行っており、完成後は延べ床面積が現在の約２倍となるほか、待合室など民間部分の各施設も拡張されることとなり、出入国手続などの機能が大幅に向上することとなります。

次に同じく６の(1)のイ、国際線の入国審査窓口ま

での動く歩道の設置についての御質問にお答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社によりますと、国際線での到着後、入国審査窓口までの区間については、ターミナル敷地の制約等により建物の奥行が狭いため、ムービングウオーク、いわゆる動く歩道の設置が困難と判断したとのことです。

県としましては、那覇空港ビルディング株式会社と協力して休憩スペースの設置など、利用者の利便性向上につながる取り組みを促進してまいりたいと考えております。

同じく６の(2)、バス駐車場とターミナルビルの間の移動についてお答えいたします。

那覇空港ターミナルビル前のバス、タクシー等の接車帯については、国及び県の関係部局、交通事業者等で構成する構内道路に関する会議において、必要に応じて随時、利用方法を調整しております。貸し切りバスについては、空港構内に専用の駐車場が３カ所設けられており、駐車場とターミナルビルの間は徒歩で移動することとなっております。

県としましては、悪天候時の貸し切りバスの乗降に係る運用面での改善について、同会議等において対応を協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　８、土木建築部関連についての御質問のうち(1)、白比川河川改修工事の進捗状況と今後の計画、課題についてお答えいたします。

白比川の国道58号から大村橋までの１キロメートルの区間は、平成13年度から河川整備を進めております。そのうち、国道58号から上流約100メートルの区間は、基地の共同使用の許可を得て工事を実施し、平成28年度に完了しております。一方、当該区間のさらに上流500メートルの区間は、統合計画において、平成31年度以降の返還とされており、工事に着手できない状況にあります。現在、沖縄防衛局が基地の返還条件である海兵隊施設の移設を進めているとのことであり、県としては、基地が返還され次第、速やかに白比川の整備に着手したいと考えております。

次に８の(2)、北谷町吉原の復旧工事の進捗についてお答えいたします。

北谷町吉原の急傾斜地崩壊危険区域内の復旧工事については、現在、地質調査及び対策工の検討を行っており、設計完了後、速やかに復旧工事に着手することとしております。工事の実施に当たっては、関係地権者等の理解と協力が必要であることから、今後とも北谷町と連携しながら早期着工に向けて取り組んでいく考えであります。

次に８の(3)、県道24号線バイパス工事の進捗状況等についてお答えいたします。

県道24号線バイパスは、北谷町桑江から吉原までの延長1720メートルの区間を幅員32メートル、４車線で整備を行っております。平成30年３月末の進捗率は、事業費ベースで約37％となっており、工事については、キャンプ桑江の区域外を優先的に実施しております。区域内については、立入調査が実施できないことが課題となっており、引き続き沖縄防衛局を通して米軍と調整を進め、早期に調査を実施し、返還予定時期である平成37年度までに用地買収を行い、返還後速やかに工事に着手する計画であります。

次に８の(4)、電線類地中化事業の計画概要と進捗状況等についてお答えいたします。

電線類地中化は、安全で快適な通行空間の確保や良好な景観・住環境の形成のほか、道路の防災性の向上、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とするものであります。県は、沖縄21世紀ビジョン実施計画において、平成33年度までの県全域における電線類地中化の整備目標を約173キロメートルとしており、平成29年度末までに約149キロメートルの整備が完了しております。なお、整備に当たっては、電線管理者等関係者の理解と協力が不可欠であることから、引き続き関係者との合意形成に努め、電線類地中化を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　９、公安警察関連についてで、御質問の右翼の妨害行動に対する県警察の見解と対応についてお答えをいたします。なお、９の(1)と９の(2)は関連いたしますので一括してお答えをいたします。

県警察としては、各種集会、デモ等に際し、集会等の参加者とこれに抗議などをする者との間でトラブル等の発生が相当の蓋然性をもって予見される場合には、関係者の安全の確保、事件・事故の未然防止等のため必要に応じ、現場に警察官を配置するなどして警備を行っているところであります。

御指摘の集会の際にもこのような観点から、機動隊を招集するなどして所要の態勢を構築し、現場での警備に当たっておりましたところ、右翼団体等の街宣車

が著しく低速で走行するなどの行為が認められたため、これらの運転手や同乗者に対し、低速での走行や街宣車から降車して集会参加者に接近するなどの行為を行わないよう指導警告を実施するなど、適切に対応していたところであります。

なお、当県においてはいわゆる暴騒音規制条例は制定されていないため、拡声機による大音量の街宣行為については他の法令による対応が必要となります。

いずれにいたしましても、今後とも集会等が開催される場合には、引き続き関係者の安全確保等の観点から、必要に応じ警備措置を講じるとともに、刑事事件として取り上げるべきものがあれば法と証拠に基づき適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　まず警察本部長、この集会の妨害ですけれども、先ほど適切に対応したというお話でしたけれども、１時間近くずっとこうやっているんですよ。それが適切なんですか。もうそこのところちょっと余りにもやりたい放題で、適切というならばそこで逮捕するなり、補導するなりしないといけないんじゃないかなと思うんですけれども、とめさせる方法。もうずっとこの繰り返しなんですよ。集会の関係者の挨拶とかもう全然聞き取れたものじゃないんですよ。そういう拡声機というんですか、それに対する規制は別だというような言い方をしているんですけれども、完全なる妨害なんですよ。集会の体をなさないわけですから、話聞こえなくて。だからこういうのもこれは犯罪になるんじゃないでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　先ほど御答弁申し上げましたとおり、他府県においては、いわゆる暴騒音規制条例というものが制定されている場合がありまして、その場合には大音量の街宣行為というものが一定の音量に達すれば中止命令を出すとかそういった規制ができますけれども、当県においては大音量で街宣をする行為そのものについて、条例に基づいて規制をすることはできないということは先ほど申し上げたとおりであります。ですので、他法令に基づいて例えば先ほど申し上げましたように、集会に参加している者に対して暴行を加えるだとか、道路交通法に違反するだとか、そういう法令に基づいた違法行為があれば我々としては指導警告をするなど、もちろんそのおそれがある場合も含めて対応することができます。そのような形の対応というものは当時やっておりました。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、大音量での街宣行為そのものについては法律と条例に基づいて規制をするということはできませんので、法律、条例の範囲内で我々としては可能な限り対応していたということであります。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　本当に明らかな妨害、恫喝だったと思うんですよね。そしてそのほかに県民投票の活動中、うるま市石川で山内末子議員が８台ぐらいの右翼の車に囲まれて――１時間は拘束されてないと言っているんですけれども――そういうふうな状況があったそうです。警察も来ていたみたいなんですけれども、こういう政治家、個人に対してそういうように意図的に仕掛けてくるというのはこれ犯罪行為ではないですか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　今議員から御指摘のあった状況につきましては、私具体的に承知をしておりません。またその具体的な状況に応じて法律と証拠に照らして対応するということになりますので、その行為について何とも申し上げることはできませんが、もちろん刑罰法令に触れるような行為があれば、我々としては厳正に対処していくということになります。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　ぜひ本部長、毅然たる態度で臨んでいただきたいと思います。取り締まっていただきたいと思います。

続きまして、企画部関連ですけれども、那覇空港国際線の改修工事の――これ以前にも質問したことあるんですけれども、バス駐車場とターミナルの距離が長くて、雨の日にはお土産をたくさん抱えたままぬれて歩くんですよ。今一番、沖縄で悪い印象を残しているのがそれなんですよ。お土産たくさん抱えて雨の中を――そういう飛行場どこにもないということで、何でこんな先進国の日本でそういうふうなおもてなしのあれができてないんじゃないかという不満の声というんですか、そういうのを何度も聞いております。この間見てもやっぱりこれ改善されてないと。これ運用改善の障害となっているのは何でしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

御指摘の状況については、相当程度承知をしておりまして、今、根本的な原因は、利用者の急激な増加によって建物とか利便性のよい施設の整備が追いついていないという状況にあると思います。ただ、このことは当然改善されるべきでありますので、那覇空港ビルディングや国のほうとも調整して、可能な限り早く対

応してまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。
○瑞慶覧　功君　ぜひよろしくお願いします。
　続きまして、農林水産技術交流ですけれども、先ほど実績等報告もありましたけれども、本当にすばらしい成果を上げていると思います。きっかけは何か西銘知事のころ、1985年ですか、台湾の李登輝副総統と面談したときに沖縄からそういう要望があれば受け入れますよということの話からスタートしたというふうに聞いております。ぜひこれからもずっと――ずっとというかいろいろ沖縄もそれだけのいろんな交流の成果で大分発展したと思うんですけれども、農林水産だけではなくて、海洋深層水とかそういうまた新たな展開もあると思うんですね。やっぱり今後とも、台湾は沖縄のことを他府県以上に特別に政府もつき合ってくれているんで、そこはぜひ大切にしながら続けていっていただきたいと思います。これは要望ですね。
　ＯＣＶＢ台北事務所の閉鎖問題なんですけれども、先ほどの外国人入国客の報告でもあったように、台湾がずっとこの間トップランナーというか牽引してきているわけですね。だから、かけ橋となってきたのがビューローと言えると思うんですよね。
　私が申し上げたいのは、ＯＣＶＢ台北事務所を閉めるということは、このインパクトが、向こう側台湾側からすると、ああもう沖縄は台湾からの観光客は要らないのかと。今引く手あまたなんですけれども、そういうとき、絶好調のときだからこそ、これ大事にすべきだと思うんですよね。そういうことで、私が気になるのは、そういうふうに閉めてしまうと、台湾側関係者は後退するというイメージで捉えている人がいるんですね。これは台湾、亜東協会、政府にもちゃんとその経緯というのは説明されたんでしょうか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　政府側に特別に公式というか説明ということではやっておりませんでした。
○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。
○瑞慶覧　功君　ぜひやっぱりそこはこういう何というんですか、私前に部長との話で、かえって強化するんだというそういう思いで沖縄県事務所、台北事務所と統合してやるということで、そのことの経緯をちゃんと報告してほしいと思います。
　終わります。
○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。
　　午後３時10分休憩
　　午後３時25分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。
　次呂久成崇君。
　　〔次呂久成崇君登壇〕
○次呂久　成崇君　こんにちは。
　社民・社大・結連合の次呂久成崇です。
　それでは、一般質問を行います。
　１、知事の政治姿勢について。
　(1)、今後の沖縄振興に向けた取り組みについて。
　ア、新時代沖縄の到来の経済分野で畜産物、水産物等の県産ブランド化と海外輸出体制を強化するため、高度衛生加工処理施設の整備等を促進するとしているが、具体的な施策について伺う。
　イ、沖縄らしい優しい社会の構築の生活分野について、沖縄県子どもの貧困対策計画を改定すると述べているが、具体的な改定内容について伺う。
　ウ、放課後児童クラブについて、小学校等の公的施設を活用した設置促進等に取り組むとしている。他県と比較して公的施設を活用した県内の放課後児童クラブの設置状況について伺う。また、課題等について伺う。
　(2)、離島力の向上について。
　ア、離島の主要産業であるサトウキビや畜産などの農林水産業の担い手の育成・確保対策・製糖業の経営安定対策・６次産業化の具体的な施策について伺う。
　イ、肉用牛生産の活性化と担い手育成に取り組むための賃貸型畜舎の整備について伺う。
　(3)、教育振興について。
　ア、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を含め、いじめや不登校、深夜徘回等の諸問題に対し、具体的にどのように取り組むのか伺う。
　(4)、南西諸島の自衛隊配備について。
　ア、誇りある豊かさの平和分野で沖縄の過重な米軍基地負担の軽減に取り組むと述べているが、南西諸島の自衛隊配備についてはどう考えているのか、知事の見解を伺う。
　イ、2015年の日米防衛協力のための指針及び2017年８月17日に外務省のホームページで発表された日米安全保障協議委員会共同発表の中で、「南西諸島におけるものも含め自衛隊の態勢を強化するために、日米両政府が共同使用を促進することを再確認」されているが、県としてどのように認識しているか伺う。
　ウ、防衛省が進めている宮古・八重山での陸上自衛隊駐屯地配備計画は、この日米安全保障協議委員会共同発表でもわかるように、知事が公約で掲げる沖縄の

過重な基地負担の軽減を図り、基地の整理縮小を初めとする各種取り組みに逆行していないか。知事の見解を伺う。

２、環境行政について。

(1)、自然環境の保全に関する指針で八重山地域の山間部は、大部分が自然環境の厳正な保護を図る区域の評価ランクⅠ及び自然環境の保護・保全を図る区域の評価ランクⅡとなっているということだが、石垣市平得大俣の自衛隊配備予定地はどの評価ランクになっているか伺う。

(2)、この指針の中で、各事業者に対して事業計画立案時や事業の実施時において、指針に基づいた環境への配慮を促すとしている。石垣市平得大俣の自衛隊配備予定地についてどのような対応をしたのか伺う。

(3)、県は、特定の開発事業地等を対象とした調査は実施していないとのことだが、来月着工予定の石垣市平得大俣の自衛隊配備予定地に県のレッドデータおきなわに記載されている種の保全・保護にどう取り組むのか伺う。

(4)、沖縄県環境基本条例第５条で事業者の責務について示されているが、事業者が自然環境を適正に保全するための措置を講じているかどうか、県はどのようにして確認するのか伺う。

３、新県立八重山病院について。

(1)、12月から試行運行されている路線バスの運行が今月末で終了するが、試行運行の検証とその後の取り組みについて伺う。

(2)、現ヘリポートの利用回数の割合は、石垣市、竹富町、与那国町、多良間村でどうなっているのか。また、旧石垣空港跡地への防災拠点大型ヘリポート設置について、各自治体や関係機関との意見調整はその後どうなっているのか伺う。

(3)、旧県立八重山病院のガジュマル等の樹木を新病院へ移植するなど、新病院周辺の整備について県の見解を伺う。

(4)、旧病院の備品管理の状況と解体工事に必要な経費等今後の計画について伺う。

４、宮古・八重山の県職員住宅について。

(1)、宮古・八重山に赴任する県職員（病院事業局も含む）の県職員住宅の現状と入居希望者について伺う。

(2)、石垣市平得にある沖縄県職員住宅の改築工事について、建てかえではなく大幅改築工事となっているが、その経緯と予算、工期等について伺う。

(3)、八重山の職員住宅改築工事期間の影響について伺う。

(4)、宮古・八重山の賃貸住宅の平均賃貸状況について把握しているか伺う。また、県職員の民間アパートの賃貸状況の割合等について伺う。

(5)、宮古･八重山の県職員数（病院事業局も含む）は何名か。また、赴任し県職員住宅に入居している割合と住宅手当の総支給額と人数について伺う。

(6)、宮古・八重山に勤務する県職員（病院事業局も含む）の平均給与額について伺う。

(7)、病院事業局職員を含めた離島で勤務する県職員の住宅環境について、県の見解を伺う。

５、県営住宅について。

(1)、現在、浄化槽維持管理費用は自治会費から支出しており、自治会費の大きな負担となっている。入居者は、以前から県営住宅の下水道接続について検討するよう依頼しているが、進捗状況はどうなっているか伺う。

(2)、県営住宅の入居手続等について伺う。

(3)、県営住宅の入居申し込みと入居時期、空き室の対応について伺う。

６、土木行政について。

(1)、新石垣空港アクセス道路の進捗状況について伺う。

(2)、県道の道路維持管理について、街路樹及び雑草が伸び景観を損ねているとの声が地元住民や観光客から寄せられているが県の見解を伺う。

(3)、石垣市平得大俣の自衛隊配備について、県は都市計画法第34条の２に、同法第29条第１項に掲げる開発行為は協議の対象から除かれるとし、自衛隊施設は法第29条第１項第３号公益上必要な建築物のうち政令第21条第26号の項目に該当するため協議が不要としている。一方で「「公益」という用語の法律上の用例について」を参照すると、自衛隊施設はこの用例リストには見当たらない。国や県が自衛隊施設を公益上必要な建築物とみなす根拠は何か、県の見解を伺う。

７、我が会派の代表質問との関連について。

狩俣信子議員の代表質問で１、教育問題の(7)の答弁で、教職員の病気休職者は全国の約３倍、そのうち精神疾患による病気休職者は２倍という実態について、その要因と見解を伺う。

２、福祉問題の(1)の虐待問題の㈱の答弁で述べた児童相談所強化プランについて伺う。

以上です。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　次呂久成崇議員の御質問に

お答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１(1)のア、畜産・水産物等の衛生加工処理施設等の整備と輸出体制の強化についてお答えします。

沖縄県では、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画に基づき、畜産・水産物等の輸出促進に取り組んでおります。畜産物の取り組みとしては、食肉を海外輸出する際に求められる国際基準であるＨＡＣＣＰ取得が可能な食肉処理施設などの整備を推進しております。また、高度な衛生管理が可能な食鳥処理施設を整備しており、完成後にＨＡＣＣＰを取得する予定となっております。水産物の取り組みとしては、漁港における高度な衛生管理に対応した荷さばき施設や加工処理施設、冷蔵施設等を一体的に整備することとしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のイ、子どもの貧困対策計画の改定内容についてお答えいたします。

沖縄県子どもの貧困対策計画に掲げる施策の２年間の進捗状況について中間評価を行ったところ、新たな課題や重要性を増した課題が明らかとなりました。このため、計画を改定し、これら課題に対応するための施策を盛り込むこととしております。改定計画には、母子健康包括支援センターの全市町村への設置を支援することや、小規模離島町村における支援体制の構築、子供の居場所のネットワークづくりの推進など、ライフステージに沿った新たな施策を追加することとしております。また、貧困の連鎖を解消するために、雇用の質の改善等に向けた取り組みについても新たに盛り込むこととしております。

同じく１の(1)のウ、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置状況等についてお答えいたします。

平成30年５月１日現在の放課後児童クラブ数は452カ所、そのうち公的施設活用クラブは156カ所となっております。公的施設を活用した割合は、全国約84％に対し、本県は約35％となっており、公的施設活用率が低いため、利用料が割高になっていること等が課題となっております。このようなことから、県におきましては、クラブの環境改善、利用料の低減等を図るため、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、平成29年度までに公的施設活用クラブ18カ所の整備を支援しました。平成30年度は22カ所の事業実施に取り組んでおり、平成31年度は施設整備に係る補助基準を拡充し、31カ所の事業実施を予定しております。県は、引き続き市町村と連携し、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置促進に努めてまいります。

次に７、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(2)のア、児童相談所体制強化プランの内容についてお答えいたします。

今般、国が策定した児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、2019年度から2022年度までの間に、児童虐待防止対策の強化に向けて、国・自治体・関係機関が一体となって児童福祉司の増員や市町村の体制強化、職員の専門性の強化等の取り組みを強力に進めていくこととされております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)ア、離島における農林水産業の振興についてお答えいたします。

離島の農林水産業の振興を図るためには、担い手の確保対策、製糖業の経営安定対策、６次産業化の推進など、各種施策を総合的に推進することが重要であると考えております。そのため、県では一括交付金等を活用し、１、沖縄県新規就農一貫支援事業、２、含蜜糖振興対策事業、３、６次産業化人材育成活性化事業、４、農業基盤整備促進事業などに取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き離島の農林水産業の振興に取り組んでまいります。

同じく(2)イ、沖縄離島型畜産活性化事業における賃貸型畜舎の整備についてお答えいたします。

離島地域における肉用牛経営は、高齢化等による離農や担い手不足により、飼養戸数の減少が著しく、生産頭数の維持・拡大等が課題となっております。そのため、県では、離島における新たな担い手が設備投資することなく肉用牛経営に参画できるよう、今年度より一括交付金を活用して沖縄離島型畜産活性化事業を実施し、市町村が運営する賃貸型畜舎の整備を支援しております。現在、宮古地域において50頭規模の畜舎整備を予定しております。

県としましては、引き続き市町村と連携し、その他離島地域での実施に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の知事の政治姿勢についての御質問で(3)のア、スクールカウンセラーの配置等についての御質問にお答えいたします。

スクールカウンセラーについては、今年度108人を配置しており、スクールソーシャルワーカーについては20人を各教育事務所に配置しているところであります。平成29年度における年間１人当たりの平均相談件数は、スクールカウンセラーが216件、スクールソーシャルワーカーが190件となっております。また、各市町村においては、地域の実情を把握している教育相談支援員、登校支援員、生徒指導支援員等を配置しているところです。

県教育委員会では、引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー及び市町村配置の支援員等を活用した学校における生徒指導の充実に努めてまいります。

次に、７の我が会派の代表質問との関連についての御質問で(3)のア、教職員の病気休職者の状況等についてお答えいたします。

本県における在職者に占める病気休職者の割合は全国と比較して高い状況にあります。その要因については、多様な人間関係や業務等の複合的な問題に起因する精神疾患のほか、生活習慣病や妊娠出産に関連した疾患が多くなっていること等となっております。平成29年度における精神疾患による休職発令後の状況については、復職した者が全国平均39.3％に対し、本県は57.9％、退職した者が全国平均20.1％に対し、本県は12.3％、平成30年４月以降も引き続き休職となった者が全国平均40.6％に対し、本県は29.8％となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(4)のア及び(4)のウ、自衛隊の島嶼配備についてお答えします。１(4)のアと１(4)のウは関連しますので一括してお答えします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。県は、住民合意もなく、地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言いがたい状況にあります。

県としては、政府に対して地元の理解と協力が得られるようより一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう求めてまいりたいと考えております。

次に１の(4)のイ、自衛隊と米軍の共同使用についてお答えします。

平成29年８月17日の日米安全保障協議委員会共同発表において、日本の南西諸島におけるものも含め自衛隊の態勢を強化するために、日米両政府が共同使用を促進することを再確認したとされていることは認識しております。

県としては、共同使用による共同演習の実施等により、県民の負担増加があってはならないと考えております。

次に３、新県立八重山病院についての(2)、防災拠点大型ヘリポート設置についてお答えします。

平成29年度における現ヘリポートの利用は47回で、内訳は石垣市３回、竹富町26回、与那国町６回、多良間村12回となっています。現ヘリポートは、新庁舎建設により使用困難となる可能性があるため、県から同市に対し継続使用できるよう代替施設を含めた対応を要望し、県関係部署による協議を行っております。また、大型ヘリポート設置については、内閣府が定めたガイドラインに基づき他地域からの応援部隊や支援物資等が受け入れ可能であり、海抜の高さや交通アクセスに優位性のある既存公共施設等を候補として、今後石垣市と協議する広域防災拠点選定の中で適切な施設を確保してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２、環境行政についての御質問の中の(1)、石垣市の自衛隊配備予定地の指針評価ランクについてお答えします。

県では、各事業者が開発事業を行うに当たり適切な保全のあり方を示すため、自然環境の保全に関する指針を作成しております。石垣市平得大俣の自衛隊配備予定地は、同指針において評価ランクⅢの自然環境の保全を図る区域となっております。

同じく２の(2)、自衛隊配備予定地への対応についてお答えします。

県では、自然環境の保全に関する指針において、地形・地質、生息する希少な動植物等に関する情報をもとに評価ランクを示すことで自然環境の保全への誘導を図っております。このことから、沖縄防衛局においては同指針を踏まえて、みずから自然環境へ十分配慮し事業計画を策定する必要があると考えております。

同じく２の(3)、自衛隊配備予定地のレッドデータ

おきなわ記載種の保全・保護についてお答えします。

県では、各種開発などによる自然環境の悪化から野生生物の生息環境が深刻になりつつある状況を受け、保護対策のための基礎資料としてレッドデータおきなわを作成し、個体数の動向や現在の生息状況等の情報を発信しております。自衛隊配備予定地周辺においては、県の自然環境保全指針では、動物３種のレッドデータおきなわ掲載種が確認されております。また、地元有識者による動植物調査で、動物１種、植物６種の合わせて７種のレッドデータおきなわ掲載種が確認されたと新聞報道されております。なお、事業者である沖縄防衛局は、配備予定地における環境調査を実施しておりますが、情報は公表されておりません。沖縄防衛局においては、自然環境の保全について、適正に配慮することが求められていることから、レッドデータおきなわの掲載種については、種の保存の観点から十分な措置を講じるべきものと考えております。

同じく２の(4)、事業者が自然環境を適正に保全するための措置に対する県の確認についてお答えします。

沖縄県環境基本条例において、事業者は、事業活動に伴って生ずる汚水、廃棄物等を適正に処理するとともにその他の公害を防止し、自然環境を適正に保全するように努めなければならないとされております。県では、事業者が実施する環境保全措置の状況を確認するため、水質汚濁防止法、沖縄県赤土等流出防止条例や沖縄県生活環境保全条例等の関係法令に基づき審査を実施し、環境の保全に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　３、新県立八重山病院についての御質問の中の(1)、路線バスの試験運行の検証とその後の取り組みについての御質問にお答えします。

12月１日から運行を行っている路線バスについては、今月末まで試験運行を行うと聞いております。当該路線バスが継続して運行できるよう、平成30年12月27日に沖縄県企画部、病院事業局、石垣市、バス会社の４者において意見交換を行いました。バス会社においては、運行時間を変更する等、利用者の利便性を高めるための対応と検討を行っているところであります。

病院事業局としましては、試験運行期間終了後においても路線バスが継続して運行できるよう、地元自治体等関係機関に協力をお願いしてまいります。

次に(3)、新県立八重山病院の敷地内とその周辺に係る樹木の整備についての御質問にお答えします。

新県立八重山病院の敷地内の樹木については、将来にわたる維持管理費の縮減を図る必要があったため、当初計画から減らして整備しております。そのため、旧県立八重山病院の樹木については、新病院の敷地内に移植することは考えておりません。新病院周辺の樹木の整備については、石垣市が進める旧石垣空港跡地の土地区画整理事業の中で検討されるものだと認識しております。

次に(4)、旧県立八重山病院の備品管理の状況と解体工事についての御質問にお答えいたします。

旧県立八重山病院においては、耐用年数を超過し、今後においても使用予定のない机や椅子等の備品を保管しております。これらの備品については、定期的に八重山病院の職員が旧八重山病院に赴き、保管状況を管理しているところでございます。旧県立八重山病院の建物の解体工事については、平成31年10月から行うことを計画しており、解体工事に必要な設計業務を進めているところです。

次に４、宮古・八重山の県職員住宅についての御質問の中の(1)イ、病院事業局における宮古・八重山の職員住宅の現状と入居希望者についての御質問にお答えします。

平成30年度の病院事業局における宮古・八重山の職員住宅は、医師・看護師住宅を含め宮古地域55戸、八重山地域77戸、合計132戸となっております。職員住宅への入居状況は、宮古地域では入居希望者46名に対し15名が入居し、また八重山地域では入居希望者47名に対し18名が入居しております。なお、職員住宅に入居できなかった職員については、民間アパートに入居しております。

次に(5)イ、宮古・八重山で勤務する病院事業局の職員数及び住居手当支給人数等についての御質問にお答えします。

平成30年４月１日現在、宮古・八重山で勤務する病院事業局の職員は609人、職員住宅に入居している割合は21.7％です。また、住居手当を支給している職員は294人、住居手当の総支給月額は751万1200円となっております。

次に(6)イ、宮古・八重山で勤務する病院事業局職員の平均給与額についての御質問にお答えします。

平成30年４月１日現在、宮古・八重山で勤務する病院事業局職員の平均給与月額は、42万7756円となっております。

次に(7)イ、離島で勤務する病院事業局職員の住宅

環境についての御質問にお答えします。

病院事業局においては、宮古・八重山地域に赴任する職員の住宅を確保するため、局が所有する住宅のほか、知事部の県職員住宅や借り上げた民間賃貸住宅を職員住宅として利用しております。宮古・八重山地域においては、職員の住宅確保が困難な状況であることから、民間賃貸住宅を借り上げ職員住宅の確保を図っているところでございます。

病院事業局としては、これら地域における住宅の需給事情に留意して、職員の住宅確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　４、宮古・八重山の県職員住宅についての御質問の中の(1)のア、宮古・八重山地域の県職員住宅の現状と入居希望者についてお答えします。

知事部局の県職員住宅は、現在、宮古地域に81戸、八重山地域に133戸保有しており、このうち病院事業局へ宮古地域で８戸、八重山地域で23戸貸し付けております。なお、平成30年度の職員住宅の入居状況については、宮古地域への転入者57人のうち42人が希望しており、それに対し入居可能戸数は35戸でありました。また、八重山地域への転入者60人のうち41人が希望しており、それに対し入居可能戸数は37戸でありました。

次に４の(2)及び４の(3)、平得団地の大規模改修についてお答えします。４の(2)と４の(3)は関連いたしますので、恐縮でございますが一括してお答えいたします。

総務部所管の職員住宅については、平成25年に策定した沖縄県職員住宅のあり方基本方針及び県有施設長寿命化（予防保全）指針に基づき、施設の目標使用年数を65年とし長寿命化を図ることとしております。これまで実施してきた耐震・劣化度調査において、平得団地については築32年から43年と経年劣化はありますが、建物自体は耐震性能を満たし、継続使用に耐え得るとの結果が出ていることから、今回、大規模改修を行うこととしたものであります。工期は平成31年度から２カ年としており、設計費用を含め約４億円を見込んでおります。なお、工事に伴い影響を受ける戸数は１年目に36戸、２年目に53戸となっており、同工事により転居が必要な職員については他棟または真栄里団地へ移転していただくこととしております。

同じく４の(4)、宮古・八重山地域における民間アパートの状況についてお答えします。

宮古・八重山地域における民間アパートの状況については、おきぎん賃料動向ネットワーク調査によると、平成29年の民間賃貸物件の稼働率は、宮古島市が99.5％、石垣市が99.7％となっております。また、平成30年度の県職員が民間アパートを賃貸している人数については、宮古地域で職員184人のうち83人、八重山地域で職員189人のうち71人となっております。

同じく４の(5)のア、宮古・八重山で勤務する知事部局の職員数、住居手当支給人数等についてお答えします。

平成30年４月１日現在で、知事部局に属する宮古・八重山の職員数は373人、県職員住宅に入居している割合は49.6％、住居手当を支給している職員数は121人、住居手当の総支給月額は、282万5200円となっております。

同じく４の(6)のア、宮古・八重山で勤務する知事部局の職員の平均給与額についてお答えします。

平成30年４月１日現在で、知事部局に属する宮古・八重山の職員の平均給与月額は、35万9136円となっております。

同じく４の(7)のア、離島で勤務する県職員の住環境についてお答えします。

宮古・八重山地域の職員住宅は、昭和49年当時、職員の住宅事情が厳しかったことから、住宅難の緩和を図る福利厚生施設として設置されました。昨今、国家公務員宿舎においても国家公務員宿舎削減計画に基づき整理縮小が行われておりますが、県は、宮古・八重山地域については、今後とも相当程度の行政需要に伴い、職員の継続的な確保が想定されることから一定戸数の職員住宅の確保は必要であると考えております。

県としましては、引き続き適正な戸数の整備・確保に努め、現在保有している職員住宅については快適な住環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　５、県営住宅についての御質問のうち(1)、県営住宅の浄化槽の維持管理費及び下水道接続についてお答えいたします。

県営住宅の浄化槽の維持管理費については、入居者の電気、水道、下水道などのサービスと同様に入居者が支払うべき費用であります。また、県営住宅の下水

道については、公共下水道を供用した区域から順次、接続を実施しております。なお、石垣市内において現在、下水道接続に向けて作業を進めている県営住宅としては宮良団地があり、磯辺団地及び磯辺第二団地についても今後、下水道接続を推進していきたいと考えております。

次に５の(2)及び５の(3)、県営住宅の入居手続等、入居申し込みと入居時期、空き家の対応についてお答えいたします。５の(2)と５の(3)は関連しますので一括してお答えさせていただきます。

県営住宅の入居については、７月に空き家待ち募集を行い、抽選を９月に実施し、空き家が発生し次第、抽選により決定した入居順位に従って入居案内を行っております。通常、空き家の修繕や入居契約手続を進めて、空き家発生後二、三カ月の期間を経て入居できることとなっております。なお、退去者が負担すべき修繕費用を支払わない場合には修繕がおくれることがありますが、県としては、県の負担による計画的な修繕に取り組み、空き家待機者が早期に入居できるよう努めていきたいと考えております。

次に６、土木行政についての御質問のうち(1)、石垣空港線の進捗状況についてお答えいたします。

県道石垣空港線の平成30年３月末の進捗率は、事業費ベースで約35％、用地取得面積ベースで約67％となっており、昨年３月に平得交差点から市道タナドー線交差点までの1.8キロメートルについて、暫定２車線で供用を開始したところであります。現在、下田原大橋及び高山橋の橋梁工事等に鋭意取り組んでいるところであり、平成33年度末には、２車線での全線供用を予定しております。４車線区間については、平成34年度の完成供用を目指し取り組んでいるところであります。

次に６の(2)、植栽等の維持管理についてお答えいたします。

県管理道路においては、近年、除草等に係る県単独費を増額し、年２回から４回程度の除草を実施しております。また、観光地へアクセスする主要幹線道路等においては、沖縄フラワークリエイション事業を活用し、景観に配慮した対策を講じております。土木建築部では、平成29年３月に沖縄県沿道景観向上技術ガイドラインを策定しており、世界水準の観光地にふさわしい、良好な沿道景観の形成に努めていきたいと考えております。

次に６の(3)、自衛隊施設の都市計画法上の取り扱いについてお答えいたします。

都市計画法第29条では、開発行為の許可または協議が不要なものを同条及び政令で定めております。政令では、協議を要する国等の建築物が限定列挙されていることから、それ以外は協議が不要となります。自衛隊施設は、政令で定める協議が必要な建築物に含まれておりません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　ありがとうございます。

まず知事の政治姿勢についての自衛隊配備についてから再質問させていただきたいと思います。

この2017年８月17日の日米安全保障協議委員会共同発表でわかるように、日米両政府が共同で使用するという、促進するということを確認されているわけなんですね。実際に、もう自衛隊配備されました与那国島のほうでは、2016年ごろに日米共同の離島奪還訓練をしたいと防衛省側から水面下で与那国町長のほうに話がありましたが、それを断っているということがあります。今現在、自衛隊配備が進められている石垣、そして宮古のほうは、やはり地元住民の賛否で二分されている状態なんですけれども、それとまたあわせて、別にこの自衛隊と米軍の連携は当然だという意見、そして国を守るのは自衛隊であり米軍は要らないという意見、その日米同盟に対する考え方がまた新たな対立を生み出しているわけなんです。これから先島のほうでこういう自衛隊の施設というのがつくり続けられるということは、やはり県内で米軍が共同使用できる施設がふえるということになって、これは基地の負担軽減どころか負担増加になるのではないかなというふうに思います。これに関して、やはり配備計画など、もっとしっかりと県のほうからもこの配備問題については向き合っていかなければならないというふうに思うわけなんですけれども、県の見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

共同使用、共同訓練などにつきましては、過去平成27年度と29年度に沖縄防衛局に対して照会しておりますが、いずれも現時点において具体的な訓練の計画はありませんというような回答でございました。引き続き情報収集には防衛局を通して努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　次、環境行政についてなんですけれども、今予定されている平得大俣、ここはこの評価ランクⅢということなんですけれども、平成19年度

に環境省が作成した報告書のほうでは、この予定地一帯というのは、カンムリワシの営巣の可能性が最も高いランクだということで表示されています。またここは、環境省のレッドリストに記載されている10種、そしてレッドデータおきなわに記載されている20種、特に絶滅危惧種のカンムリワシ、キジバト、カラスバトが確認されているということなんですけれども、今の時期、営巣時期に騒音また震動等があるとこれらは巣を放棄するということで、こういう懸念について、実は石垣市の教育委員会文化財課のほうも、今のこういう開発工事というのは、やはり避ける必要があるという意見を出しているんです。実際に県のほうでも、環境基本条例で事業者の責務を定めておりまして、実際にその報告書、報告も調査の開示も何もなされておりません。その中で県は、やはりこの条例に基づいて、防衛省にきちんと事業者としての責務を果たすべきだということで、ここは強く指導する立場だというふうに思うんですが、県の見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　今議員がおっしゃいましたカンムリワシ等の営巣の影響でございますけれども、やはりこの冬から春先にかけては、営巣に十分影響を与えるというふうに考えておりますけれども、この自衛隊配備予定地において、これがどういうふうな影響を与えてくるのかということは慎重に判断する必要があると思います。少なくとも、自衛隊配備における造成工事等がこの営巣期に影響を与えるというようなことがないように、十分配慮するように事業者において事業計画をつくる必要があると我々は思っております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　この県の環境基本条例の基本理念、これに基づいて、私はやはり県独自で調査したほうがいいと思っているんです。これは石垣市教育委員会文化財課のほうもそういうカンムリワシの営巣時期についてやはり懸念があるということなので、ぜひ一緒に共同ででも構いません。調査する、またはそれについて取り組んでいくという考えはないでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

県としましては、予定地周辺におけるレッドデータおきなわ掲載種の生息状況等について専門家から情報を収集するなど、この把握に努めていきたいというふうに考えております。その情報収集の結果、レッドデータおきなわの掲載種が生息する蓋然性が高いという場合には、事業者に対しましてその保全について配慮を求めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　この予定地のほうの情報収集、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いて、新県立八重山病院について伺います。

この現ヘリポートの使用についてなんですけれども、この市役所新庁舎、工事が始まった場合の影響について、この石垣市の今後の方針、いろいろこれまで協議してきたようなんですけれども、その方針についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

現行のヘリポートにつきましては、石垣市の庁舎の旧石垣空港の跡地への移転につきまして、運航している海上保安庁などから着陸が難しくなるというようなお話がございます。そこで今、石垣市、そして県の関係部局を含めてヘリポートの移設、あるいはそのほかどういった形の対応がとれるのか協議を行っているところでございます。

当初の市の庁舎建設が若干おくれているという状況もございますが、引き続き関係部局と連携を密にして、なるべく影響の出ないような形で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　先ほど土建部長のほうからもありました平成33年度にアクセス道路のほうも供用開始ということなんですが、今現在はこの新病院の近くにヘリポートがあるんですけれども、ここにこの急患ヘリが着陸したら病院までどれぐらいかかるか把握しておりますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時18分休憩

午後４時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

数分かからないぐらいの時間かと思います。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　このヘリポートが実際に今のところが使えなくなった場合は、新空港にこのヘリポートを移すと。そうしたらアクセス道路が完成した場合は

約10分ぐらいで病院のほうに到着するということになっているんですけれども、実際にこの10分間、海上保安庁のヘリにはちゃんとした医療設備があるわけじゃないですよね。ないですので、この10分間でやはりもしかしたら助かる命も助からないかもしれない。やはり今のこの数分で着くという現状を確保するというのが非常に大切じゃないかなというふうに私は思っているんです。そしてまた、このときに一緒にこのヘリに同乗する医師もいらっしゃいます。石垣市などに関しては、医師が同乗しているから大丈夫だというような方針かもしれないですけれども、実際に医師にその責任、命の責任というのが全て負担になるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、ちょっと病院事業局の見解もお聞きしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　現在の消防本部前のヘリポートを、私は何回か拝見しました。確かに医療の搬送から言えば、新八重山病院と現在のヘリポートというのはもうすぐ目の前ですから、非常に利便性は高いと考えています。

それから、ヘリで搬送する場合、あるいはその後の救急車の搬送に関しては、医師が同伴するということが基本でございます。その新石垣空港まで10分、あるいはもう少しかかるかもしれませんけれども、その時間に関してはやはり短いほうがいいにはもちろん決まっていますから、ここら辺は、今後、現在のヘリポート、あるいは石垣空港に移した場合の関係、どういうふうな調査とか実際にどのくらい時間がかかるのか、どういったことが障害となるのかもいろいろ関係機関と協議しながらベストな方法を考えていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　実際にこのヘリに同乗する医師というのは、これはボランティアだというふうに聞いているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　一定の報償費は支払っております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　拠点は石垣市、現ヘリポートの所有も石垣市だと思うんですけれども、これは近隣の自治体、竹富町、与那国町、そして多良間村、この自治体もやはり一緒にしっかりと協議して、なるべく今の新空港よりも近いところにヘリポートを確保するということが、私はやはりこの助かる命がそれだけふえるというふうに思っております。ぜひ県も連携して取り組んでいただきたいと思いますが、病院事業局長のほうから見解をいただいていいですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時23分休憩

午後４時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　この新八重山病院が今の場所に移って、現ヘリポートの位置、これが今現在そのまま活用できればよろしいのですが、先ほど来知事公室長からございましたように、石垣市の新庁舎の建設の関係がございます。海上保安庁のほうからの、このまま高層の建物等ができた場合、着陸できなくなる可能性があるというような御指摘については、私も八重山病院の職員から直接お聞きしております。この件につきましては、開所式のときに要望を受けたところです。そういったことがございまして、今知事公室のほうで各部局横断的に、地元石垣市のほうにも、直接中山市長にもお願いしましたけれども、市の都市計画等の関係も見ながら、ヘリポートにふさわしい場所等について可能な限り、本当に八重山病院に近いような位置でできないかということをポイントとして今議論をさせていただいているところです。石垣市はまた石垣市なりのお考えがあるようですけれども、今次呂久議員からもございましたように、近隣の島々の首長さんの御意見もいただきながら、可能な限り住民のニーズにも合致するような形で対応できるよう、県もしっかりと汗をかいてまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　ぜひよろしくお願いいたします。

次、土木行政についてなんですけれども、道路維持の件で、年２回から４回除草を行っているということだったんですけれども、実は西表島の県道白浜南風見線、ここは地元の方からやはり今も年２回しか除草がされていないと。今そこでもう一つ問題が起きているのがイリオモテヤマネコ、実は昨年これまで過去最多の交通事故で６頭死んでいるんです。これは地元の方が言うには、雑草が多くて見えないと。だから回数をふやしてほしいんだと。観光客もやはりレンタカーを飛ばしているものですから、そこで見えなくて、そのままひいてしまうんだということですので、２回から４回ということじゃなくて、やはりここはこのヤマネコの保全もありますので、回数をしっかりと定期的にやっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

西表島の白浜南風見線においては、過去にヤマネコボックスということで、道路の下を横断してもらうような構造物も必要に応じてつくってまいりましたので、一定の解消はされているのかなとは思いますが、やはりいまだに交通事故も発生するということでございます。この白浜南風見線は、緑豊かなところにある道路でもございますので、植栽がそれほど必要のないところにあえて無理に植樹帯をつくったようなところもございますので、その辺めり張りのある管理をしっかりやらなければならないのかなということで、この植樹帯自体の構造を変えていくというようなことも含めて、検討していきながら対策したいと考えております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　1978年から実際に記録をとって、これまでにイリオモテヤマネコの交通事故が87件、81頭が死んでいるそうです。ぜひこの――景観も確かにあるんですけれども、やはり現状に合わせてしっかりとまたやっていただきたいなと。あと私も今月ヤマネコマラソン大会、走ってきたんです。その中でやはり走っていても、10キロ走っている１時間の間でカンムリワシなども三、四羽見るんですね。私を応援しているかどうかはわからないですけれども。ですからやはりこの自然を守るためには、道路維持管理も大切だなというふうに思いますので、ぜひ徹底してお願いしたいと思います。

最後に要望なんですけれども、県職員住宅について、実はこの民間の賃貸住宅割合、今八重山のほうで約４割。その中で、八重山で住宅手当の上限、２万7000円というのが46％、約５割支給されているということからも、八重山の民間の家賃が高いということはわかると思います。今石垣でワンルーム、１ＤＫが平均５万5000、そして２Ｋ、２ＬＤＫ平均７万4000円です、新築。これで２万7000円の手当があっても、やはり県職員の皆さん、２万8000、そして４万7000の自己負担があるわけなんです。これは職員住宅に入居している職員の皆さんは、家賃は１万前後なんですよ。この不公平感というのは、やはり私から見ても物すごく負担があるんじゃないかなというふうに思います。今新築ラッシュでさらにまた値段の高騰も考えられます。先ほど総務部長も一定の戸数の確保というのは大事だというふうにおっしゃっておられましたので、今後はこの職員住宅確保の観点から、また増棟とか民間アパート借り上げとか、そういうのもぜひ検討して、この職員の皆さんの働く環境というのを支援していただきたいなというふうに思いますので、検討をよろしくお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時30分休憩

午後４時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○瀬長　美佐雄君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

日本共産党の瀬長美佐雄です。

一般質問を行います。

１、２月24日行われた辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票は、投票率が52.48％と過半数を超えました。埋め立てに反対が43万4273票、投票者の71％という圧倒的多数が反対する明確な民意を示すものとなりました。県民投票の成功に奮闘された皆様に敬意を表します。この結果は、沖縄の民主主義の勝利、地方自治の勝利であり、沖縄県民の歴史的勝利だと思います。安倍政権は、県民の民意を重く受けとめ、辺野古埋立工事を直ちに中止して、普天間基地を運用停止し閉鎖・返還すべきです。安倍政権に強く求めるものであります。

(1)、県民投票の結果と評価及び今後の対応について伺います。

(2)、条例第11条「情報の提供」について、米軍基地の形成過程を含めた情報提供と若者の投票参加をふやすための努力をさきの議会でも求めました。ＣＭ制作では、ワシター　島ヌウチナー　ウムイシミサとしまくとぅばでＰＲした動画など、努力を評価したいと思います。情報提供の工夫や努力、その成果を伺います。

２、好調な県経済をさらに前進させるために。

(1)、県内総生産、１人当たりの県民所得、実質賃金の推移、完全失業率の現状など直近の数値と推移を伺います。

(2)、自主財源等の税収が伸びています。その推移及び税収の今後の見通しについて。

(3)、新年度の一括交付金の使途を伺います。国直轄事業の増大と県分の減額への見解。国が市町村へ直接交付する新交付金の条件や事業内容など、県を経ない理由もあわせて伺います。

３、安倍自公政権は、10月から消費税を10％に引

き上げ、５兆円の増税を計画しています。消費税は低所得世帯ほど負担増となる最悪の税制であり、県民所得の低い県民の暮らしを脅かします。10％への増税で県民負担の見込みを伺います。また、好調な県経済への悪影響が懸念されます。その見込みを伺います。景気対策なるポイント還元が複数税率とセットとなることで、混乱と不公平を招くと指摘されています。これに対応する中小業者に不安の声があります。増税の内容と対応する事業所への周知状況を伺います。2014年の消費税８％への増税で、家計消費支出と実質賃金がマイナス状況となっており、消費税10％への増税の根拠は崩れています。今の経済状況で増税は見送るべきと国に要請する考えはないか伺います。

４、学校へのクーラー設置促進を求め、11月議会に続き質問します。昨年は、全国的に熱中症などで児童生徒が救急車で搬送される状況を受け、政府が緊急対策として補正予算を組んだ予算です。速やかに全市町村の学校現場へのクーラー設置が求められています。

小・中・高・支援学校など今年度の設置状況及び国の補正予算・臨時特例交付金などを活用した新年度の県内の取り組み、県の支援状況を伺います。

５、農業政策について。

(1)、食料自給率の現状と目標達成への取り組みについて。

(2)、農家の動態、平均年齢、所得、生産額の推移と課題、その対策について。

(3)、地産地消の取り組みや学校給食、ホテル産業への供給は前進しているのか伺います。

(4)、農業生産力向上や６次産業化推進など推進体制構築が必要ではないか。

６、主要農作物種子法が廃止されました。種子法は、国や都道府県に種子の生産、普及を義務づけていました。種子法によって守られてきた高い安全性と公共性を持つ種子の生産、普及体制が崩壊し、外資系多国籍企業に種子が独占されるおそれがあり、日本共産党は種子法廃止法案に反対しました。行政や農業協同組合からは、これからどうなるのか不安の声が聞かれます。各県での対応に変化が見られるのかどうか。沖縄県独自の種の改良・保存、供給体制の現状、引き続き県の責任を堅持し今後も取り組むべきだが伺います。

７、県立農業大学校の移転整備の取り組みを伺います。

８、誇りある豊かな沖縄、国際交流について。

(1)、翁長知事は、県民の闘いの歴史を誇りと表現していたと理解しています。日本復帰実現や自治権獲得など、島ぐるみの闘いに対する知事の見解と誇りを次世代へ引き継ぐ決意を伺います。

(2)、万国津梁会議の設置目的と期待される役割について。

(3)、世界のウチナーネットワークの構築の新年度事業について。

(4)、世界のウチナーンチュセンターの検討状況について伺います。

９、米軍基地問題について。

昨年来の米軍基地、軍事訓練、軍人・軍属による事件・事故、犯罪と被害状況、そして対応を伺います。

日米地位協定の抜本改定の取り組み、緊急に実現すべき項目は何か、世論の高まりへの見解を伺います。

10、豊見城市の交通網整備・安全対策について。

(1)、市内県道の整備計画と進捗状況について伺います。

(2)、根差部入り口の信号機設置については、早期実現を求める、切実な声が寄せられています。いつか人身事故が起こるとの心配の声であり、取り組み状況を伺います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票についての御質問の中の１(1)、県民投票の結果と今後の対応についてお答えいたします。

今回の県民投票の結果は、投票率が52.48％となっております。賛成・反対・どちらでもないの投票の数のうち、最も多かったのは反対の投票の数となっており、投票資格者総数の４分の１を大きく上回る37.6％となっております。

県としましては、条例の規定に基づき投票結果を尊重するとともに、投票結果を速やかに内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に通知いたします。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票についての(2)、県民投票の情報提供についてお答えします。

条例第11条の規定に基づく県民が賛否を判断するために必要な情報の提供につきましては、主に、本件埋め立てに係る経緯や計画の概要、国や県の埋め立て

に関する説明のほか、米軍基地の形成過程を含む沖縄の基地問題について、ホームページ等で参照できるよう努めてきたところです。また、若者の投票参加をふやすための広報活動につきましては、若者向けＣＭやチラシの制作、さらに、中立的な立場から人気芸能人を活用したイベントや動画コンテンツ等を制作し、多くの若者に投票に参加してもらえるよう努めてきたところであります。

次に８、誇りある豊かな沖縄、国際交流についての(1)、島ぐるみの闘いに対する知事の見解と誇りを引き継ぐことについてお答えします。

今の沖縄があるのは、戦後長きにわたって、先人たちが自治権の獲得や日本復帰運動などを通して、将来を担う子や孫たちのために、ウチナーンチュの誇りを貫いたことによるものと認識しております。玉城県政においては、このような先人たちの労苦と知恵に学び、ウヤファーフジへの敬い、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを大切にして、全ての人の尊厳を守り、誰ひとり取り残すことのない社会づくりに取り組んでまいります。

次に９、米軍基地問題についての(1)のア、事件・事故の状況についてお答えします。

平成30年の米軍の演習等関連の事件・事故件数は、航空機関連が48件、流弾事故が１件、原野火災が９件となっております。また、米軍人・軍属による刑法犯検挙件数は、沖縄県警察の公表資料によりますと軍人が16件15人、軍属が２件２人となっております。県は、米軍に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、航空機の緊急総点検の実施や新たな協議会の設置、リバティ制度の運用実態の検証など、再発防止の取り組みを日米両政府に対し求めております。

次に９の(1)のイ、日米地位協定の改定についてお答えします。

日米地位協定について、県は、米軍にも航空法などの国内法を適用させる必要があると考えており、他国地位協定調査の実施や全国知事会、渉外知事会、軍転協と連携した取り組みなどを進めております。これらの取り組みにより、全国知事会においては、日米地位協定の抜本的な見直しを含む米軍基地負担に関する提言が全会一致で決議され、政府への提言が行われました。また、他国地位協定の調査結果が多くの県外メディアに取り上げられているほか、国会においても活発な議論が行われるなど、日米地位協定に対する関心が全国に広がりつつあるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、好調な県経済をさらに前進させるためについての(1)、県内総生産などの推移についてお答えいたします。

平成27年度の県内総生産は４兆1416億円で、10年前の平成17年度と比べ4886億円、13.4％の増加、５年前の平成22年度と比べ4729億円、12.9％増加しております。１人当たり県民所得は、平成27年度が216万6000円で、10年前の平成17年度と比べ12万4000円、6.1％の増加、５年前の平成22年度と比べ18万5000円、9.3％増加しており、県内総生産と１人当たり県民所得はともに着実に増加しております。平成30年の年平均完全失業率は、復帰以降最も低い3.4％となっており、10年前の平成20年の7.4％、５年前の平成25年の5.7％と比べ、大幅に改善されております。実質賃金は、基準年である平成27年の実質賃金を100として比較すると、平成29年は103.3ポイント、10年前の平成19年が107.0ポイント、５年前の平成24年が104.7ポイントとなっておりますが、平成27年からは増加傾向にあります。

次に同じく２の(3)のイ、沖縄振興特定事業推進費についてお答えいたします。

内閣府の説明によりますと、平成31年度沖縄振興予算案に新たに計上された沖縄振興特定事業推進費は、沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト交付金では対応が困難な地域課題・政策課題に備え、事業を機動的に推進するため、臨機応変な財源捻出が困難な市町村等に対して配分される経費として創設されたとのことであります。同特定事業推進費の補助対象などの詳細を定める交付要綱については、現在、内閣府において策定しているところとうかがっております。また、事業内容については、交付要綱の内容が定まり次第、市町村において検討されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、好調な県経済をさらに前進させるためについての御質問の中の(2)、税収の推移と見通しについてお答えします。

一般会計決算における県税収入は、平成27年度に1156億円、平成28年度に1225億円、平成29年度には1268億円と順調に推移しております。平成30年度及び平成31年度においても、好調な県経済を反映して順調に増加するものと見込んでおります。

同じく２の(3)のア、沖縄振興一括交付金の使途及び減額の見解についてお答えします。

平成31年度の沖縄振興予算については、国が使途を定めている直轄事業等を優先して積み上げ、3000億円台の範囲内で沖縄振興一括交付金を計上した結果、今年度を94億円下回ったものと考えております。沖縄振興一括交付金は大幅減となりましたが、予算編成においては、離島振興、福祉・子育て、文化・平和、自然環境等の沖縄らしい優しい社会の構築の分野にソフト交付金を手厚く予算措置したほか、ハード交付金については、離島の水道広域化を重点化した上で、各部局の執行率等を勘案し、予算を計上いたしました。今後は、全庁を挙げて、最大限の事業効果が発現するよう努め、減額の影響が最小限となるよう取り組んでまいります。

次に３、消費税増税についての御質問の中の(1)、増税による県民負担等についてお答えします。

消費税が10％に引き上げられた場合、沖縄県における２人以上の世帯のうち勤労者世帯では、軽減税率を加味せず機械的に計算した場合に、年間約３万9000円の負担増になると試算しております。消費税率の引き上げは、低所得者層ほど税負担が重くなる逆進性が高まるとの指摘があることを踏まえて、十分な配慮が必要であると考えております。一方、少子高齢化がますます進展する中で、社会保障制度を支える安定的な財源の確保と財政の健全化を図る上で、消費税は重要な役割を占めていると認識しております。国は、低所得者に配慮する観点から軽減税率を導入するほか、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応するとしていることから、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、消費税増税についての(2)、複数税率の内容及び事業所への周知状況等についてにお答えいたします。

複数税率、いわゆる軽減税率制度は、消費税率10％への引き上げに合わせて、特定の品目の課税率を８％のまま据え置く制度となっております。県内における周知状況につきましては、国や県が主催する施策説明会等で、制度の内容や支援策について事業所向けの周知を行っているほか、商工会議所でのＰＯＳレジ体験コーナーの設置など、各関係機関においても周知に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の学校へのクーラー設置促進についての御質問にお答えいたします。

平成30年９月１日現在における、公立学校の普通教室における空調設置の割合は、小学校で83.4％、中学校で81.9％、高等学校及び特別支援学校は100％となっております。小中学校の空調整備については、国の補正による臨時特例交付金を活用し、普通教室859室、特別教室178室において事業を実施しているところであります。市町村においては、文部科学省の大規模改造事業や防衛省の騒音対策事業等を活用して空調整備を実施しているところであり、引き続き市町村と連携し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　５、農業政策についての御質問の中の(1)、食料自給率の現状と取り組みについてお答えいたします。

県では、平成33年度の食料自給率の目標値をカロリーベースで45％と設定し、各種施策に取り組んでいるところであり、28年度の食料自給率は、カロリーベースで33％、生産額ベースで56％となっております。自給率の向上に当たっては、１、経営感覚にすぐれた担い手の育成や多様な新規就農者の育成・確保、２、自然災害や気象変動に対応した災害に強い栽培施設の整備、３、農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤整備の促進などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き持続的農林水産業及びフロンティア型農林水産業の振興により、食料自給率の向上に取り組んでまいります。

同じく(2)、農家の動態と農業産出額についてお答えいたします。

本県の農業就業人口は、平成22年が２万2575人、27年が１万9916人、平均年齢は22年が64.2歳、27年が64.5歳となっております。また、農業産出額は23年が800億円、29年が1005億円、生産農業所得は23年が375億円、29年が498億円となっております。課題としては農業従事者の減少や高齢化、台風や干ばつによる農作物被害などが挙げられます。

県としましては、引き続き担い手の育成・確保や災害に強い栽培施設の整備、農業基盤の整備、輸送コストの低減等に取り組み、持続的農林水産業とフロンティア型農林水産業の振興に取り組んでまいります。

同じく(3)、地産地消の取り組みについてお答えい

たします。

県では、県産農林水産物の地産地消を効果的に推進するため、第３次沖縄県地産地消推進計画に基づき、各種施策を実施しております。具体的には、１、給食における県産食材の利用促進のため学校栄養教諭等に対する産地研修の実施、２、県産食材を積極的に活用しているホテル等をおきなわ食材の店として登録し、同店舗の情報発信などに取り組んでおり、学校給食やホテルでの県産食材利用率はここ数年３割程度で推移しております。

県としましては、引き続き学校給食関係者やホテル組合等の関係機関と連携を図り、県産食材の利用促進に取り組んでまいります。

同じく(4)、農業生産力向上や６次産業化などの推進体制についてお答えいたします。

県では、定時・定量・定品質の出荷に対応できる園芸産地形成を目指して、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業を実施するとともに、農林漁業者の所得向上や農山漁村の活性化につながる６次産業化を推進するため、農林漁業者等への支援体制づくりを進めております。具体的には、１、強化型パイプハウス等の整備、２、農林漁業者等に対する総合的な支援窓口として６次産業化サポートセンターの設置、３、加工品開発及び施設整備に係る費用の一部補助などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き市町村等関係機関と連携し、農業生産力の向上及び６次産業化推進に取り組んでまいります。

次に６、種子法廃止後の都道府県の対応についての中の(1)、主要農作物種子法廃止に伴う都道府県の状況及び本県の対応についてお答えいたします。

主要農作物種子法は、国・都道府県が主導して、主要農作物である稲・麦・大豆の優良な種子の生産・普及を進めるため、優良な品種の決定や種子の生産・供給などを都道府県に義務づけたものですが、平成30年４月１日をもって廃止されました。都道府県の対応については、46道府県が主要農作物種子に関する要綱等を制定または制定予定で、さらに一部の県では、条例を制定しております。県では、沖縄県主要農作物種子生産取扱基本要綱などを定め、引き続き優良な種子生産体制を維持してまいります。

次に７の(1)、沖縄県立農業大学校の移転整備の取り組みについてお答えいたします。

県立農業大学校は、設立から約40年が経過し、施設の老朽化、分散化等により研修教育に支障を来していることから、移転整備を前提に検討を進め、平成30年８月に移転先を宜野座村に決定したところであります。今後のスケジュールとしましては、31年度に基本計画、32年度に基本設計を策定、36年度の供用開始に向け事業を進めていく予定となっております。

県としましては、移転先の宜野座村、関係機関等と連携し、県立農業大学校の移転整備が円滑に進むよう調整を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　８、誇りある豊かな沖縄、国際交流についての御質問の中の(2)、万国津梁会議（仮称）の設置目的と期待される役割についてにお答えいたします。

来年度に新設を予定する万国津梁会議（仮称）は、平和、経済、文化、教育等の分野の会議を設け、知事が示すテーマ等について、高い見識を有する方々に議論していただき、提言を行う会議としたいと考えております。現在、各会議の具体的なテーマ等について、最終的な検討を行っているところですが、この会議での議論をさらなる政策の推進につなげていくことで、沖縄21世紀ビジョンの基本理念及び５つの将来像の実現を促進し、新時代沖縄の構築を図ってまいりたいと考えております。

同じく８の(3)、世界のウチナーネットワークの構築の新年度事業についての御質問にお答えいたします。

県では、次世代のウチナーネットワークを担う人材育成のため、ジュニアスタディ事業や県費留学生事業での海外の県系子弟受け入れや海外県人会へ高校生・大学生をホームステイ派遣する事業等を実施しています。新年度も引き続きこれらの事業を実施するほか、平成29年度から実施しているウチナーネットワーク強化推進事業では、移民関連の舞台イベントやトークイベント、市町村と連携したまち歩きツアーや出前授業、海外県人会の取り組み支援として文化芸能指導者派遣事業を継続して実施し、新たにウチナーネットワークについて意見を交わす次世代討論会も行う予定です。

同じく８の(4)、世界のウチナーンチュセンター設置検討状況についての御質問にお答えいたします。

昨年８月、国際交流団体等で構成される団体から県に対し、世界のウチナーンチュセンター設置要請書の提出があり、県では、内容の詳細について、要請団体と意見交換等を行っているところです。一方、当該施

設については、過去に県において類似施設が計画されたものの、財政事情やインターネット普及による状況の変化等により計画自体が見送られた経緯があります。

こうしたことから、県としては、要請団体と意見交換等を継続しながら、既存施設等の活用の可能性も含め慎重に対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　10、豊見城市の交通網整備・安全対策についての御質問のうち(1)、市内県道の進捗状況等についてお答えいたします。

豊見城市内で事業中の県道は、上田から豊崎までの延長約4.7キロメートルを整備する東風平豊見城線、真玉橋から高安までの延長約2.7キロメートルを整備する豊見城中央線及び名嘉地から翁長までの延長約2.5キロメートルを整備する豊見城糸満線があります。平成30年３月末の進捗率は、事業費ベースで東風平豊見城線は約97％、豊見城中央線は約81％であり、豊見城糸満線は平成29年度に新規事業化したところであります。

県としては、引き続きこれらの路線の早期整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　10、豊見城市の交通網整備・安全対策についての御質問のうち(2)、根差部入り口の信号機設置についてお答えいたします。

信号機につきましては、交通量、交通事故の発生状況、周辺における道路や施設の設置計画状況のほか、他の対策による事故抑止の可否なども考慮した上で、設置の必要性を判断しております。

御質問の箇所につきましては、先々週、道路管理者による地域住民への説明会が行われ、道路形状の計画や住民との調整などが現在も進められているものと承知をしております。信号機設置の御要望につきましては、その結果等も踏まえ、先ほど申し上げたような観点から、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　まず好調な経済をさらにという中に、一括交付金の状況を確認しますが、創設された目的がそもそもどうだったのかという観点が１つ。

今国の直轄事業がふえて、県や市町村分が減る傾向になる中で、特に県を経ないで交付されるという一括交付金なる目的は何なのかと。先ほど若干説明がありましたが、稲嶺前市長のときに名護市で再編交付金が市を経ずに久辺３区へ直接交付されるというような状況が、あり得ないことがありましたが、今回は、そういう意味では、名護市版なのかなという懸念されるものです。ちなみに、市町村が直接国にそういう制度設計を求めたということなのか、あるいはソフト事業で対応できない市町村の事業というのは、はたまたどういう内容を言うのか。本来、できないというのであれば、それを改善して、県を通して実行・交付すべきではないのかと思いますが、その観点で伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時５分休憩

午後５時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　幾つか御質問ございました。

まず一括交付金の設置、なぜ設置されたのかということから少し御説明させていただきたいと思います。

一括交付金につきましては、沖縄振興特別措置法に基づいて、沖縄振興策を推進するということで、特にその地方、いわゆる県、市町村の独自の地域課題についてしっかり取り組んで沖縄振興に役立てるという趣旨で設置されたものというふうに考えております。

また、特定事業推進費の背景はどうかということですけれども、先ほど企画部長が御説明いたしましたけれども、臨時にそれを緊急にできるような事業に対応するとか、そういったものも考えつつ、そういった御要望も地域からあったというふうなことを内閣府からは聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　それでは、消費税の増税について伺います。

今国会では連日、厚生労働省による賃金構造基本統計の不正問題が議論されています。アベノミクスの偽装、統計データの捏造、そんたく政治のきわみに国民的怒りが高まっています。さて、経済専門家が増税すべき時期ではないと言っている経済状況のもとで、沖縄県民の暮らしを守る立場が県政に求められています。さきの豊見城市議選挙を前に日本共産党が取り組んだ市民アンケートに、暮らしが厳しいと50％を超

える市民が答えています。好調な県経済ですが、８％への消費税増税以降、物価高、社会保障の負担増がどれだけの悪影響を及ぼしているのかと調査していれば答えていただきたいし、改めて県民の暮らしが厳しいという現実を踏まえて、暮らし破壊の増税そのものの延期を求める考えはないか。今商工業者に説明されているようですが、このキャッシュレスの対応やら、買う店によってパーセントが違うとか、複雑なようですが、そういった内容について、周知徹底、どう図っているのか伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時８分休憩

午後５時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　商工会等の会員の方々につきましては、大分周知は行っているかと思います。そこら辺に入っていない方々につきましても、それぞれ関係機関からチラシやら何やら広報が行っているかとは思います。そういう意味で、それでもまだ足りないという状況が、可能性がありますので、我々としましては、関係機関を通して、ますます広報に努めたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　県民投票について伺います。

辺野古埋立ての賛否を問う県民投票は、未来のあるべき姿を考え、今日の米軍基地をめぐるさまざまな課題が判断の対象になったと考えます。普天間基地の危険性をどうすれば解決できるのか。辺野古新基地を認めるということは、永久的に基地と共存することになるのではないか。辺野古新基地を認めれば基地問題が解決するのかなど、県民に問われたと思います。

大きな判断材料の対象になった内容について幾つか質問します。

まず、辺野古の埋め立てに反対する圧倒的な民意が示されました。新基地建設に反対の圧倒的な民意を示そうと頑張った青年がいます。県民、そして我が事として支援・連帯してくれた全国の仲間がいます。ハワイから来沖した沖縄県系４世のロバート・カジワラさんなど、世界に平和のネットワークが広がりました。県民一人一人が沖縄の未来のあるべき姿を考えた県民投票であり、私はウチナーンチュとして、県民に誇りを感じました。知事はどう感じたか伺いたいと思います。特に、青年学生の頑張りに、私は沖縄の将来に明るい希望を感じました。青年の活躍などに対する知事の所見もあわせて伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　県民投票に対する所感を述べさせていただきますが、今回はさまざまな経緯があり、いろいろな方々の協力によって、まず全県で投票が実施できたということは非常に大きなことであろうと思います。これは、沖縄県において２度県民投票が行われたこと、私はそのことについて、なぜ沖縄で２度も県民投票が行われるのか、なぜ行われなければならないのか、そういうことを全国の皆さんにしっかり考えていただきたいということも含めて、この県民投票の意義を私なりに発信をさせていただいたつもりです。その中にあって、あらゆる世代の方々が新聞、テレビなどの報道によりますと、圧倒的に反対が多かったということ、そしてわけても、今議員がおっしゃるように、若い世代の皆さんが賛成の立場、反対の立場、どちらでもないという立場、その若い人たちがしっかりと話し合ってお互いの意見を尊重しながら、それぞれ県民投票に臨んだということは、これからの未来の沖縄におけるいわゆる若い世代が、この政治の状況、お互いの立場について話し合うというその機運の醸成の第一歩が始まったのではないかと、私はその点を非常に高く――何と言うんでしょう、評価しております。そのことについて、これからもあらゆる機会を設けて、例えば若い世代の方々の忌憚のない意見交換の中でも、お互いの立場を尊重しながら、相手の考えを尊重しながら、ではなぜ私はその立場に立ってこういう意見を述べているのかということをお互いを大切にするということが、ひいては私はウチナーンチュのチムグクルにもしっかりと根づいていくものになるであろうというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　私も同感であります。青年に期待したいと思います。

県民投票の結果は、翁長雄志前知事の得票、玉城デニー知事の得票を大きく上回っています。出口調査では、社民党97.6％、国民民主党90％、立憲民主党100％、社大党96％、日本共産党100％とともに、自民党48％、公明党54.8％と自民党と公明党の支持者の半数が反対に投票したというように、圧倒的な反対の民意が示されました。これは、結果が出る前の菅官房長官の記者会見で、結果はどうあれ埋立工事は進める旨の発言が県民の怒りを呼んだものだと思います。さらに、県民投票後に安倍総理は、結果を真摯に受けとめる、普天間の固定化はあってはならないと辺野古埋立工事を進める旨の発言を国会で答弁しています。

共同通信の世論調査では、自民党支持層でも

74.8％が政府は県民投票の結果を尊重すべきだとしています。県民投票で埋め立て反対の民意を無視し、工事も中止せず違法工事を続けていることに満身の怒りを込めて抗議するものであります。まずは、真摯に結果を受けとめ、埋立工事を中止することが民主主義国家ではないかと思います。

知事に伺います。

反対票に託された県民の民意と、民意を無視する安倍政権に対する知事の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

普天間飛行場の代替施設としての辺野古基地建設のための埋め立てに絞った民意が示されたのは、今回が初めてでございます。その結果が37％を超える反対票、投票者の70％以上が反対という結果があらわれてございます。

政府におかれましては、そういう結果を真摯に受けとめていただき、工事をまずは中止し、県との話し合い、対話に応じていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　民主主義を踏みにじる安倍政権への怒りが埋立反対の圧倒的な民意になりました。普天間を固定化してはならないという総理の発言は、辺野古埋め立てとリンクさせて、沖縄県に責任を押しつけるものであり容認できません。今月を期限とした５年以内の運用停止を約束したのは総理自身ではなかったんでしょうか。総理に対して約束の履行を求めるべきでないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　５年以内運用停止、あすが期限でございますが、私ども普天間飛行場の５年以内運用停止を含む危険性の除去は、喫緊の課題であるというふうに考えております。いずれにしても、そういう観点で、例えば所属機の長期ローテーション、県外・国外への配備・移転などを求めているところでございます。危険性の除去につきまして、早急に宜野湾市とも連携しながら、政府とまず話し合いを持っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　総理や菅官房長官は、引き続き負担軽減に努めると、さも負担軽減がなされているかのようなことは言行不一致でないかと。有言逆行していると私は思います。現実の外来機の移駐や爆音被害、パラシュートの降下訓練、ヘリつり下げ訓練など、実態は負担が増大しているという傾向ではないのかと思いますが、昨今の状況について伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

普天間飛行場におきましては、昨年度、平成29年度と比較しまして、外来機の飛来等が大幅にふえている状況にございます。そういったところも踏まえまして、実質的な負担軽減に努めていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　辺野古の埋立工事をめぐり、国会で軟弱地盤の存在を認めたと。設計変更も準備中だという防衛省の回答があります。マヨネーズ並みの超軟弱地盤が90メートルという深さまであり、砂のくいを７万7000本も打ち込むと言われています。ちなみに、砂のくいの施工実績はどういう実績になっているのか。90メートルに対応する作業船が日本にはないのではないかと思われますがどうなのか。技術的にも不可能でないかと思われますが、工事期間や費用がどれだけかかるのかということは、公共工事ですから大事な観点だと思いますが、この状況、設計変更申請に対する対応についても伺っておきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時18分休憩

午後５時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

２月25日の衆議院の予算委員会で、防衛省の整備計画局長がサンド・コンパクション・パイル工法の実績につきまして、海外で70メートル、国内で65メートルというふうに答弁されたということは、報道等で確認をしております。その地盤改良につきまして、その実現性等でございますが、県としては、地盤改良工事の施工方法等について詳細な説明は受けておりませんので、県としては承知していないということでございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　設計変更の申請についてお答えします。

県としましては、国土交通大臣の行った執行停止決定は違法・無効であり、県が行った埋立承認取消処分は有効であるという立場でございます。仮に現時点で設計概要の変更承認申請が提出された場合には、埋立

承認取消処分が有効であるという県の立場を踏まえ、改めて検討し判断をすることになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　設計変更申請は出た時点で当然対応するということになろうかと思いますが、今時点では違法工事撤回しているということでそういった観点だと述べられました。ちなみに、やっぱり公共工事で概算を示さずに公共工事が進んでいるというか、施工をとめられないということ自体が民主主義国家なのかと問われます。

これについて、改めてですが、県は試算をしたという状況にありますが、しっかり幾らかかるんだと、何年かかるんだというのを確認するという、いろんなチャンネルですべきだと思いますがどうなんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

試算につきましては、昨年副知事と官房副長官が集中協議に臨むに当たり、概略を持つために行ったものです。それまで、私ども繰り返し国に対しては実施設計、あるいは当初で二千数百億円という額、あるいは国会で示された額以降、その後幾らかかるかについては、明確な数字が示されておりません。これについては、私ども再三防衛局に対して求めてきたところでございますが、示されるにはまだ至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　この工期や工費も示さないという、国会で追及されているようですが、その中できょうの地元紙に、沖縄には沖縄の、国には国の民主主義があるんだと。県民投票で県民の民意は示したことはそれも民主主義でしょうと。でも国には聞かないことも民主主義だというとんでもない論理になってしまいますが、これについて、知事どうなんでしょう。こういう民主主義という視点に立って、所見を伺います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員の今お話になったことは、私も確かに岩屋防衛大臣がそのようなコメントを発出しているということは報道で知っております。しかし、私は11月にアメリカに行って、現地で政府の高官、あるいは大学での講演でも話をさせていただいたことには、民主主義の普遍的な価値を我々は共有するべきであるということを話をいたしました。お互いの国で民主主義の形が違うのか、捉え方が違うのか。日本、アメリカ、沖縄で、では、それぞれがそれぞれの民主主義で勝手にやっていいのかというふうなことを考えた場合、私たちはいま一度お互いの立場を尊重するという意味で、普遍的な民主主義の価値、人権、平和、自由などさまざまなその価値に基づいて、お互いが胸襟を開いて話し合うべきであるということでアメリカでもそのような話をさせていただきました。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　辺野古がつくられたら解決するかのような状況がいろいろ言われますが、辺野古の新基地建設が完成したら普天間基地の返還が実現する、これ事実なのかと。稲田元防衛大臣が条件が整わなければ普天間は返還できないと国会で答弁していますが、どのような内容でどういう条件なのかと。それについて。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

普天間飛行場については、平成25年４月の統合計画において、普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善をすることが返還条件の一つとされております。この返還条件に関し、稲田元防衛大臣は、平成29年６月の参議院外交防衛委員会において、辺野古新基地が建設されても緊急時における民間施設の使用の改善について、米国との調整が整わなければ普天間飛行場が返還されない旨の答弁をしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　この条件なるものは破棄すべきだと。普天間飛行場の即時運用停止、無条件の閉鎖・返還を安倍政権にぜひ求めていただきたいと。

平成８年に実施した県民投票は、基地の整理縮小と日米地位協定の見直しを求めたものでした。日米地位協定を改定せずに米軍の特権を保障し、訓練をやりたい放題にさせてきたのは日本政府であり、その属国ぶりが日本全体の認識になりつつあると感じますが、全国知事会は抜本的改定を提言しております。他国の地位協定を調査してきた結果、その内容と県民や全国知事会、国民にどういう発信をしていこうとしているのかを伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

昨年７月に全国知事会において取りまとめられました日米地位協定の抜本的見直しを含む提言は、沖縄県

からの提案をきっかけに設置され、米軍基地のある県もない県も参加した研究会での議論を通じた共通理解の上に、全会一致で取りまとめられたものであり、大変大きな意義を持つものだと認識しております。今後も全国知事会を初め、渉外知事会や軍転協、各政党とも連携を深め、日米地位協定の抜本的な見直しの実現につなげてまいりたいと考えております。

また、他国地位協定に関する御質問ですけれども、県としましては、現在進めております他国地位協定の調査を次年度アジアなどの諸国にも対象を拡大して、調査結果をパンフレットなど一般国民にもわかりやすい形で示すことで、同協定の見直しの必要性に対する理解を広げ、国民的議論を喚起していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　地位協定の抜本改定に関してですが、日本共産党の穀田恵二衆議院議員が、衆議院予算委員会で、日米地位協定と米軍の軍事空域の問題で質問しています。米軍に空の管制権を与え、訓練内容を開示しないというものです。日本の米軍への従属ぶりが国会で明らかになりました。防衛省の資料によれば、日米地位協定に基づき、政府が米軍に使用を認めている訓練空域が本土に８カ所、沖縄県及び周辺に20カ所あると報告されています。この20カ所、首都東京には米軍横田基地が存在し、米軍が航空管制権を握る横田空域があり、東京、埼玉、神奈川、新潟、静岡、福島など１都９県に及んでいるようです。羽田空港や成田空港に離着陸する民間機は、米軍の許可なしに空域を通過できない。そのため民間機は横田空域を避けて飛行せざるを得ない。空路の過密化で航空機同士が異常接近するニアミスが起きているようです。沖縄でも同じ状況なのかと危惧されますが、嘉手納基地の航空管制空域の存在、訓練空域との関係、那覇空港を離発着する民間機も同じ状況だと民間管制官から話を聞いたことがありますが、この問題についての認識と対処方を伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

平成31年２月22日の衆議院予算委員会におきまして、米軍航空機の行動に関する情報については、日米合同委員会合意により、日米両政府の合意がなければ公開しないとされたことや、その合意の存在がこれまで明らかにされなかったことなどが取り上げられております。米軍基地の多くが県民の住宅地に近接している本県におきましては、日米地位協定や日米合同委員会合意に基づく米軍基地の運用は、周辺地域に居住する住民及び地元地方公共団体に大きな影響を与えるものと考えています。例えば、嘉手納飛行場の北側の滑走路が閉鎖されまして、私どもいろいろと要請を受けまして、飛行経路の変化など防衛局に確認しましたが、残念ながら把握していないというような回答でございます。そういった住民が非常に関心を持つ、また影響もある飛行経路などについては、速やかに公表するよう求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　他国の地位協定との関係調査をしてこられたというその中で、この主権や法的な関係、あるいは調査によって明らかになったことを伺いますが、あと米軍にこういう訓練空域を提供している国があるのかと。航空管制権も米軍に与えている同盟国があるのか伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

専用の訓練空域があるかどうかまで今回の他国地位協定調査では明確にはちょっと確認はしておりませんが、ユーロコントロールでありますとか、そういう民間の管制セクションとの対話では、ヨーロッパにおきましては、いわゆる訓練空域というのは存在するんですけれども、米軍が使用しないときにつきましては、民間航空機が普通に飛行してそれぞれの地域の空港等に向かうというふうな説明がございました。いわゆる横田空域などの話につきまして情報提供したところ、そういった概念はヨーロッパにはないというようなお話でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　もういかに主権放棄しているか、首都東京がそういう状態だということを早期に改善させるべきだと思います。

県民投票を受けて、新基地をつくらせないという玉城デニー知事の努力と決意を伺いますが、日本政府、安倍総理、あるいはアメリカ大使、大統領、政府にどのような通知、日程的に、あるいはどういうことを訴えるということなのかを伺います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　改めて申し上げますと、今回の県民投票は、開票総数60万5385票、うち賛成の開票の数11万4933票、反対の開票の数43万4273票、どちらでもないの開票の数５万2682票、この投票率は52.48％ですが、投票資格者総数の４分の１である

28万8398票を反対の数が43万4273票と圧倒的に上回っております。このことをもとに、私はこの条例第10条の規定に基づき、投票結果を尊重するとともに、安倍総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に投票結果を速やかに通知いたしますが、普天間飛行場の辺野古移設に反対という民意は、過去２回の県知事選挙でも、一連の選挙などでも示されてきましたが、今回の県民投票によって辺野古埋め立てに絞った県民の民意が明確に示されたものは初めてであり、極めて重要な意義があると思っております。

私は、辺野古に新しい基地はつくらせないということを掲げて当選をしたというその思いからも、普天間飛行場の県外・国外移設に全力を尽くしてまいりたい。特に、普天間基地の一日も早い危険性の除去、閉鎖・返還に向けては、これは全県民挙げての思いであると思います。辺野古に新基地をつくることなく、普天間基地の一日も早い閉鎖・返還、運用停止に向けて、そのことも総理にしっかりと要求していきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　同時に、安倍総理に対しては、辺野古埋め立ては民主主義国家として埋立工事は直ちに中止、普天間の危険性の除去として県民に約束した普天間の運用停止は直ちにアメリカに通告すること、地位協定の抜本的改定などを協議する場の設定というこの３点は申し入れすべきと思いますがどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　個別具体的な内容はまだ詰めているわけではありませんが、そのような御意見も踏まえて、しっかりと申し入れたいと思います。

○瀬長　美佐雄君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後５時34分休憩

午後５時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

亀濱玲子さん。

〔亀濱玲子さん登壇〕

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時50分休憩

午後５時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○亀濱　玲子さん　皆様、こんにちは。

社民・社大・結連合の亀濱でございます。

いましばらくお時間をいただきたいと思います。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

まずは１、知事の政治姿勢についてであります。

新年度、31年度の当初予算を提案するに当たり、知事は冒頭で誰ひとり取り残すことのない社会づくりのスタートであるという位置づけで所信表明をされました。さまざまな新規事業も含めてきめ細かな事業がつくられた、新年度がスタートするというふうに期待をいたしております。

それで(1)、新年度の施策から伺います。

ア、知事は、新年度誇りある豊かさ――平和分野の中で、国際災害救援センター（仮称）の検討を掲げています。さきにもう既にお答えもありましたけれども、次のものとも関係しますので、あえてこの内容と果たす役割についてお伺いいたします。

イ、新年度施策の中に、沖縄の地理的特性や歴史、ソフトパワーを生かした平和の緩衝地帯としての役割が、その形成が沖縄の役割であるというふうに知事が、選挙も含めてこの間、温めてこられた政治哲学というんですか、それを前面に出されました。これを沖縄のこれからをつくるに当たってとても大事な視点だというふうに私は思っています。それで知事のお考え、具体的にどういうふうに取り組んでいかれるのかお伺いをいたしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

２、教育行政について。

昨年12月に開館した新県立図書館について伺います。

ア、知の拠点としての新たな魅力・特徴について伺います。早速なんですけれども、沖縄の「最古の歌声故郷へ」ということで、大谷大学と県史と県立図書館が協力をして、その1920年の音源をふるさとに持ち帰るというのを早速取り組んでいるという、こういった記事はもう既に皆さん読まれているというふうに思いますけれども、これこそ歴史を大事にし、そして沖縄らしい図書館づくりへの一歩が踏み出されているなというふうに思っています。そこで県が考える知の拠点としての新たな魅力や特徴、取り組みについてお伺いします。

イ、誰もが気軽に利用できるために、県民全体の宝ですから利用できるために借りた書籍を返却をするということについて――名護はできているようですけれども――どこの図書館からも、離島に行っても離島の図書館からも返せるというようなシステムができればもっと気軽に、せっかく利便性のあるところにできているわけですから、離島の方も利用しやすい位置に県

立図書館ができています。それを生かして、持ち帰った図書がそこから返せるというシステムをつくっていただきたいというふうに思います。

ウ、図書館未設置の町村に対して移動図書館というのを行っています。空とぶ図書館というネーミングも本当に夢があるなというふうに思いますが、それもぜひ拡充を図っていただきたい。お考えを伺いたいと思います。

続いて、(4)になりますけれども、沖縄県の天然記念物である宮古馬の保存について、これは沖縄県自身が考えを持たなければいけないというふうに改めて思っています。その取り組みと今後の方向性について伺います。

３、福祉行政について。

(1)、これは子育て支援の施策の推進ということで拡充されていくということで、妊娠期からつながる仕組み、それを調査・検討事業、これを実施するということですが、それが全市町村との母子健康包括支援センターという形でどういうふうに充実へと生かされていくのかということを伺いたいと思います。

(2)、児童相談所の状況と課題について伺います。ことし２月の事件については、10歳の子の事件については皆さん取り上げてくださっています。宮古に関して言うと2017年５月、３歳の女児が義理の父親の虐待で死亡したという事件がありました。それを受けて伺います。

ア、中央児相と各分室、市町村の持つ役割というもの、それとあわせてどう連携をとっていくのかという課題について伺いたいと思います。

イ、相談件数あるいは通報件数が年々ふえているという状況の中で、初動対応チームの体制が弱いのではないかというふうに私は思っています。先日も児相にお邪魔しましてお話を伺いましたけれども、そのチームをもっと強化する必要があるというふうに思いますし、児童福祉司が足りないし、スキルアップもしっかりやっていかなければならないのではないかなというふうに感じました。それで、質問の趣旨はそういうことです。児童福祉等の課題について伺います。

ウは取り下げます。

４、子宮頸がんワクチンの副反応被害者への支援、取り組みについて伺います。

(1)、県内41市町村における接種時の予診票というものがあるはずです。もうそろそろ廃棄の時期になっていると思います。もしもあるのであれば、長期保存を県に要請してきたところですけれども、まだまだ半数の市町村しか対応できていません。その状況について伺います。

(2)、県内41市町村において、予防接種した方の数、これまでの調査人数、課題について伺います。現在の状況を把握するため、再度の調査が―― 一度はされています――必要なのではないかということについて伺います。

(3)、県外での治療にかかる渡航費、これはできている市町村もありますが、県内全てでできているわけではありません。県が中心となって渡航費や宿泊費の支援を沖縄県に暮らしている被害を受けた若者に実施すべきではないかというふうに思います。これについて伺います。

(4)、県内協力病院というのは――協力病院は琉大のペインクリニックですけれども、そこだけでは事足りないというふうに私は思っています。連携するシステムの構築が必要なのではないかというふうに思います。これについてお伺いいたします。

５、農林水産業の振興について。

(1)、農林水産物流通条件不利性解消事業の実績と課題、新年度の取り組みについてお伺いいたします。

(2)、これ畜産振興と書いてあるのは、聞き取りのときに離島というふうに置かせていただきましたので御了承ください。離島の畜産振興と獣医師不足の課題について、そして対応について伺います。

(3)、基幹産業であります、歴史的にも沖縄の農業を支えてきたこのサトウキビ生産ですが、生産農家の高齢化が進む中、ハーベスタ利用率はもちろん当然ですけれども上がっております。一方で利用料が農家の負担となっているのも事実であります。補助事業の目的に照らして精査し、減額の検討をする時期なのではないか。これについては、これまでずっと当局にも申し入れてきましたけれども、補助の性格上各市町村の調査はしますと、関係市町村の。調査はします。調査の向こうには、それが充足されていったら、平準化されたらその次は考える必要があるというお考えを示していたところでありますので、これがそろそろそうなのではないかというふうに思っています。お答えいただきたいと思います。

６、宮古島への陸上自衛隊基地建設計画についてお伺いします。

(1)、市民団体の情報開示請求によって土質調査の結果から、宮古島千代田地区の陸自駐屯地、ミサイル基地建設工事、造成現場の地下で空洞が見つかりました。この空洞の存在が見つかったということについて、以下お伺いいたします。

ア、指摘された空洞の存在について、沖縄防衛局に

確認されたか伺う。

イ、防衛局の土質調査は強度や安定性を評価するには不十分、より詳細な空洞調査をせず工事を進めるのはリスク管理面から推奨されないと専門家が指摘しておりますが、県の見解を伺います。

ウ、県は、防衛局に対し、工事をとめて空洞の調査を行うよう申し入れていただきたい。対応についてお伺いします。

(2)、千代田地区の建設現場は、地下水流域上流部のへりの内部分に位置します。活断層の疑いがあるリニアメントが縦断している可能性が専門家から指摘されておりますけれども、敷設された燃料タンクが、不測の事態を考えるとその地下水汚染のリスクを負うことになります。それについて県の見解、考えを伺います。

(3)、千代田の保管庫という名前のところが、当初配備がないとされていました弾薬庫であるということを防衛省が認めたということがあります。これについて県は把握されているか伺います。後で再質問でごらんいただきますけれども、県が問い合わせたときに、千代田には弾薬庫はないとはっきり答えています。謝花副知事への回答で答えているはずです。それを振り返って答えていただきたいと思います。

(4)、城辺保良・七又地区へのミサイル弾薬庫・実弾射撃訓練場等の建設予定について、地域住民を含む市民団体が防衛省に申し入れを行いました。その際に明らかになったことをお伺いいたします。ミサイル弾薬庫は、民家に近い。保安距離について、防衛省は何ら示していません。それについて県の見解を伺います。

イ、自衛隊のミサイルを搭載した車両が島中を走ることがわかりました。それについて県の見解、住民生活への影響等も含めて県の見解を伺います。

ウ、弾薬庫等建設予定地の保良鉱山にあった里道の存在について、県はどのような認識か伺います。

エ、自衛隊建設計画予定地について、断層や土質調査、環境調査等、県独自の調査を考えていただきたい。対応についてお伺いいたします。

我が会派の代表質問に関連して、照屋大河議員の代表質問の離島振興で、離島ＰＤＣＡの結果が前進もありますけれども後退が13.5％あります。内容と対応について伺います。

(2)、下地島空港の整備の効果がありますというふうに答え、多様な航空需要が取り入れられ入域観光客数が増大するというふうに答えておりますけれども、宮古の受け皿整備についてどうお考えか、どのような課題があるとお考えかをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　亀濱玲子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１(1)のア、国際災害救援センター（仮称）についてお答えいたします。

国際災害救援センター（仮称）とは、ソフト的な組織ネットワークを想定しているもので、アジア諸国の大規模災害時の支援活動や台風対策等について、本県から人材の派遣や知見、技術の提供等により、国内外に貢献することを目指しております。具体的には、本県に毎年来襲する台風対策の知見と過去国内で発生した大規模災害を教訓とした津波対策等を生かし、アジア諸国の抱える災害対策上の課題等について、担当職員１名を配置しアジア諸国への事前調査等を行うとともに、ＪＩＣＡ沖縄と連携し効果的な研修実施等に取り組んでいこうというものであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のイ、平和の緩衝地帯についてお答えします。

沖縄21世紀ビジョンでは、21世紀に求められる人権尊重と共生の精神をもとに時代を切り開き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな美ら島おきなわを創造することを基本理念としております。その理念のもと歴史を踏まえ、平和を発信し我が国の平和創造に貢献するため、アジア・太平洋諸国等との信頼関係の醸成の場として、文化、経済、環境など多様な安全保障を創造していく場として、地域特性を発揮していくことが重要であると考えております。沖縄のソフトパワーを生かした国際交流や国際貢献を通じて、国際機関が集積し国際協調の場として機能しているジュネーブのような平和の緩衝地帯の形成を目指してまいります。

次に６、宮古島への陸上自衛隊基地建設計画についての(1)アから(1)ウ、千代田地区の駐屯地予定地地下の空洞についてお答えします。６(1)アから６(1)ウまでは関連しますので一括してお答えします。

旧千代田カントリークラブ地区の地下空洞については、沖縄防衛局によると地質調査の結果地下の一部に

空洞が確認されたが、施設建設に当たっては地質調査結果をもとに、建築基準法等の関係法令に基づき実施しているとのことであります。

県としましては、自衛隊において県民に不安や影響を与えることがないよう安全管理に万全を期していただきたいと考えており、政府に対して地元の理解と協力が得られるようより一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう求めてまいりたいと考えております。

次に６(3)及び(4)のイ、宮古島における自衛隊保管庫の配備などについてお答えします。６(3)と６(4)のイは関連しますので一括してお答えします。

沖縄防衛局によると、旧千代田カントリークラブ地区の保管庫には警備等に必要な小銃弾等を貯蔵するための保管庫の整備を計画しているとのことであります。また、地対空誘導弾部隊及び地対艦誘導弾部隊の駐屯地外への訓練について、現時点では具体的な計画はないが、例えば誘導弾の射撃訓練については海外で訓練を行うこととしており、駐屯地外へ部隊の移動や展開を行う際には地元に迷惑をかけないよう配慮するとともに、理解を得るよう丁寧に説明していくとのことであります。

次に６(4)のア、弾薬庫の保安距離についてお答えします。

自衛隊が設置する弾薬庫については、自衛隊法施行令により、経済産業大臣の承認を得ることとなっております。沖縄防衛局によると、施設配置案における弾薬庫の位置は、周辺の民間住宅から数百メートル程度離れているとのことであります。

県としましては、関係法令に基づいて審査が行われる中で、適切な保安距離が確保されるものと考えておりますが、自衛隊においては、地元住民などに不安を与えることがないよう、安全の確保等に万全を期すとともに、地元の理解が得られるよう、丁寧な説明を求めてまいりたいと思います。

次に６(4)のウ、弾薬庫等建設予定地の里道についてお答えします。

宮古島市によると、弾薬庫等の配置先とされている保良鉱山地区には里道があり、現在、保良鉱山を運営する会社から里道の用途廃止申請が提出され、手続をしているとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の教育行政についての御質問で(1)のア、新県立図書館の魅力・特徴についての御質問にお答えいたします。

新県立図書館は「琉球・沖縄の「知と心　文化創造のランドマーク」」をコンセプトとしており、県民が気軽に利用でき、読書機会の提供だけでなく、雇用・ビジネス支援など県民の多様なニーズに対応するとともに、沖縄の文化継承・発展の中核となる図書館を目指しております。新図書館では開館時間の延長、祝日開館に伴う開館日数の増によるサービスの向上を図るとともに、ビジネスエリアや多文化資料エリア、郷土資料エリアを新設・拡充し、さまざまなニーズに対応しております。さらに、広域サービス室を拡大し、離島・北部地域を含む全ての県民に対する読書サービスの充実にも努めております。また、エントランスやホール等では県民によるイベントや研修会及び各種展示会を開催することで県民が集う交流の場としても利用が可能となっております。

次に同じく２の(1)のイ、県立図書館で借りた書籍の返却についての御質問にお答えいたします。

借りた図書を最寄りの市町村立図書館に返却できる遠隔地返却サービスについては、平成29年度から開始したところでありますが、現在、名護市立中央図書館のみの実施となっております。今後は、当該サービスの周知を図り、離島を含めた他の市町村立図書館での導入に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

次に同じく２の(1)のウ、移動図書館の拡充についての御質問にお答えいたします。

移動図書館は、県立図書館の職員が離島等の図書館未設置町村へ出向き、公民館や学校等で直接図書を貸し出すサービスであり、現在、各開催地で年に２回程度実施しております。また、移動図書館とあわせて外部講師による読み聞かせやイベントの共同開催などを実施し、内容の充実に努めております。さらに、一括貸し出しや協力貸し出し等のサービスも実施しており、読書環境の充実に向けて取り組んでまいります。

次に同じく２の(4)、宮古馬保存の取り組み等の御質問にお答えいたします。

宮古馬の保存につきましては、平成30年度から宮古島市教育委員会が保存会事務局となり、飼養者への指導助言や飼養経費の一部負担を行っております。また、宮古馬保存計画策定委員会に学識経験者を加え、保存に向けた協議体制の強化が図られているところです。

県教育委員会としましては、引き続き市教育委員会と連携し、市教育委員会が開催する宮古馬保存計画策定委員会等において専門家や飼養者とも意見交換しな

がら、宮古馬の適正な保存について検討するとともに、必要な指導助言に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　ではまず初めに、３の福祉行政についての御質問の中の(1)、母子健康包括支援センターについての御質問にお答えします。

県は、同センターの設置を促進することを目的に、平成28年度から妊娠期からのつながるしくみ調査検討事業を実施しております。当該事業は、那覇市、沖縄市、うるま市の３市をモデル市として検討委員会を開催し、先進地視察や保健、医療、福祉の各分野の職員を対象に、基礎的な研修会や意見交換会などを行ってきたものでございます。当該事業は、モデル３市における母子健康包括支援センターの設置に一定程度寄与したものと思われますので、今後、他の市町村における同センターの設置にも生かされるよう、研修内容の充実を図っていきたいと考えております。

次に、４の子宮頸がんワクチン副反応被害者への支援、取り組みについての御質問の中の(1)、予診票の保存についてお答えします。

県は、各市町村に対し予診票の長期保存について協力を依頼したところであり、その保存状況につきましても調査を行っているところであります。平成30年度に実施した調査では、保存期間を経過して予診票を保存している市町村は、25団体となっております。

県としましては、子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状と副反応の因果関係が解明されるまで、予診票を保存することが重要と考えておりますので、引き続き市町村に対し保存を呼びかけていきたいと考えております。

次に、(2)のワクチン接種者の調査についての御質問にお答えします。

平成22年４月から平成30年12月までの間、県内で３万7554人の女子中高生が子宮頸がん予防ワクチンを接種しておりましたが、近年は接種者が著しく減少しております。また、ワクチン接種者への健康状況調査は、12市町村で実施済みでありますが、具体的な人数等については現在調査中であります。なお、診療の質の向上を図ること及び一般医療機関に対し、ＨＰＶワクチン接種後に生じた症状に対する診療の手引きを周知することなどが課題であると考えております。

次に、(3)の県外での治療にかかる支援についての御質問にお答えします。

県は、本島離島間の医療格差の解消を図るため、平成29年度から子宮頸がん予防ワクチン副反応疑いの患者が島外の県内医療機関へ通院する場合の交通費及び宿泊費への助成を行う市町村に対し補助をしており、離島の患者等の経済的負担の軽減を図っているところであります。

次に、(4)の副反応治療の連携についての御質問にお答えします。

県は、子宮頸がん予防ワクチンの接種による副反応者が県内で診療できるよう協力医療機関に琉球大学医学部附属病院を指定し、医療体制の整備を図ってきたところであります。

県としましては、協力医療機関である琉大病院と地域の医療機関との連携及び治療困難な症例に関する専門医療機関との連携について支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　３、福祉行政についての御質問の中の(2)のア、中央児童相談所と各分室、市町村の役割と連携・課題についてお答えいたします。

児童相談所は、一時保護の実施や市町村の後方支援など、児童相談所が有する権限や専門知識を必要とする事案に対応しております。市町村は、住民に身近な自治体として母子保健や子育て支援サービスを活用した支援を行っており、要保護児童等に対して児童相談所と市町村が連携し、それぞれの役割に応じた重層的な支援を行っております。なお、宮古及び八重山分室を設置したことにより離島における児童相談所と市町村の連携体制が強化され、児童虐待事案に迅速に対応する体制が整いました。しかしながら、限られた人数で業務に従事する分室職員の負担が大きいことから、常日ごろから助言や意見交換を行える体制整備が必要であると認識しております。そのため県では、中央児童相談所と各分室間でウエブ会議システムの導入を進めており、双方で常に顔を合わせて協議が行える環境を整えてまいります。

同じく３の(2)のイ、初動対応チーム体制の課題についてお答えいたします。

虐待通告を受けて介入が必要であると判断した場合、虐待防止グループの児童福祉司と虐待対応協力員がペアとなって初動対応しており、中央児童相談所及びコザ児童相談所にそれぞれ３チーム配置しております。

県としましては、児童虐待事案に対して児童相談所

が持つ機能を十分に発揮し、迅速かつ適切に対応するために計画的な人員増を図る必要があると考えており、また、当面の業務量の増加に対応するために緊急的な業務応援職員の配置も検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　５、農林水産業の振興についての御質問の中の(1)、農林水産物流通条件不利性解消事業についてお答えいたします。

県では、農林水産物の県外出荷に際して、直近他県までの輸送費相当分を補助する農林水産物流通条件不利性解消事業を実施しております。平成29年度の事業実績は、県外出荷量が約６万4764トンとなっており、25年度と比較すると約１万4466トン、約28.8％の増となっております。課題としましては、輸送効率の向上や補助事業者の自立化等に向けた取り組みがあると認識しております。

県としましては、引き続き事業者への支援として、課題解決に向けた相談会の開催や情報提供等の取り組みを推進してまいります。

同じく(2)、畜産振興と獣医師不足の課題と対応についてお答えいたします。

離島地域における畜産経営は、高齢化等による離農や担い手不足により飼養戸数の減少が著しく、生産頭数の維持・拡大等が課題となっており、県では沖縄離島型畜産活性化事業など、離島の畜産振興施策の強化に取り組んでいるところです。また現在、県の産業動物獣医師数は、県獣医療体制整備計画における平成32年度目標の151名に対して130名となっております。

県では、安定的な獣医師の確保を図るため、１、産業動物獣医師確保対策事業による獣医修学資金の給付、２、獣医関係大学訪問による県への誘導、３、インターンシップの積極的な受け入れなどを実施しており、引き続き関係機関と連携し、獣医師の確保に努めてまいります。

同じく(3)、ハーベスタ利用料金の負担軽減についてお答えいたします。

平成29年・30年期は県内全域で計444台のハーベスタが稼働し、収穫面積におけるハーベスタ収穫の割合は、県全体で73.8％であり10年前と比較して２倍近い伸びとなっております。ハーベスタ導入に当たっては国及び県で導入経費を助成し、利用者の負担軽減等を図ってきたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　６、宮古島への陸上自衛隊基地建設計画についての御質問の中の(2)、燃料タンクによる地下水汚染についてお答えします。

地下水汚染については、水質汚濁防止法に基づき、貯油施設等の設置者は、油流出等により生活環境に汚染等の被害が生ずるおそれがあるときは、知事に事故等の概要の届け出を行うことが義務づけられております。事故時の応急の措置を講じていないと認めるときは、県は、施設設置者に対し応急の措置を講じるよう命ずることができると規定されております。

県としては、同法に基づき適切に対処してまいります。

同じく６の(4)のエ、宮古島での環境調査の実施についてお答えします。

県では、水質汚濁防止法に基づき宮古島の地下水調査を実施しており、宮古島市においても宮古島市地下水保全条例に基づき、地下水調査を実施しております。現在のところいずれの調査においても異常値等は検出されていない状況が続いておりますが、事業者である沖縄防衛局は、地元の理解が得られるよう環境に配慮して事業を実施する必要があると考えております。

県としましては、今後も継続して水質の状況を調査してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　７、我が会派の代表質問との関連についての中の(1)、離島ＰＤＣＡにおける後退した取り組みの主な内容等についてお答えいたします。

平成29年度離島ＰＤＣＡにおいて96の成果指標のうち、後退したものは13指標、約13.5％となっております。主な内容といたしましては、工芸産業従事者数や家畜頭数の減少などとなっております。これは高齢化や後継者不足により従事者が減少していることが原因の一つと考えております。

県といたしましては、引き続き離島振興計画における各指標の達成を目指し、人材の育成・確保や畜舎整備等の生産基盤の強化など、離島の産業振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　７の我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(2)のイ、宮古地域における入域観光客数の増大による受け入れの課題と対応についてにお答えいたします。

宮古地域については、クルーズ船や航空便の増に伴い、観光客数が大幅に増加しております。一方、課題としては、クルーズ船の寄港に伴うバスやタクシーの不足、観光バスの路上駐車や渋滞の発生、乗客のごみ捨てなど住民生活に影響が出る問題が生じていることであります。そのため、宮古島市では平良港と宮古空港間のシャトルバス運行を行い、また観光協会では、注意を促す文言が記載されたうちわ等の配布を行うなどマナー啓発に取り組んでおります。

県としては、今後、市町村や観光協会等で構成するめんそーれ沖縄県民運動推進協議会に自治会等の団体を加え、その中でさまざまな課題について協議し、解決に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　再質問させていただきます。

まず自衛隊配備についてですけれども、まず認識が違っているということを御指摘したいと思います。

保良の弾薬庫の距離が500メートルから600メートル違いますよ。ちゃんと調べてください。一番近いところは200メートルぐらいの距離にあるはずです。ですからそこをちゃんと県自体で調べないとわからないんじゃないですか。それはいかがでしょうか、調べてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

保良地区の施設整備については、現在検討中ということを伺っております。弾薬庫の設置の200メートルということについては、安全確保について確認したところ、保安距離につきましては火薬類取締法規則第23条に基づいて規定されている保安距離、それにつきましては当然遵守するというような回答をいただいているところでございます。私どもも防衛局のほうに照会して、そのような回答が来たところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　防衛省は、各施設に平成28年、こういう通知を出しています。保安距離は、皆さん、どういう種類の弾薬がどれぐらい、何トンあるかもわからないのに、何でそれが守られていると思うんですか。防衛省が出しているのは、第１種保安物件については15トン以下だったら400メートル、40トン以下だったら550メートル離さなければいけない。私たちが防衛省交渉に行ったときは、どういう種類が何トンあるということは自衛隊の性格上言えませんと言っていました。ですから、それをちゃんと把握しないのに、自衛隊がそう言っているからそうなんだというようなことの立場がおかしいというふうに言っているんですよ。なのでそれについては、しっかりと内容を把握するよう防衛省にもう一回、どういうものがどれぐらい置かれるかということ。それがどれぐらいの距離があるかというのは、県自体が把握するべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時33分休憩

午後６時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

防衛省に照会したところ――整備距離ですね――何メートルかということで照会したところ調査を実施しているところであり、具体的な弾薬庫の位置については決まっていませんが、宮古島に提示した施設配置案における弾薬庫の位置は周辺の民間住宅から数百メートル程度離れているという回答をいただいております。施設整備案がまとまっている可能性もありますので、防衛省には改めて照会はしたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　改めて確認お願いいたします。

続いて千代田地区の空洞の存在です。

知事見ていただけますか。（資料を提示）　これが黒塗りで出されたものです。そしてこれが重ねた、今現在進んでいるところの空洞の存在――１メートル以上あるところは赤い丸、そうじゃないところは丸をつけてあります。ぜひこれを見ていただいて……

もう一回お聞きします。

この空洞の存在を県自体が調べるということができなければ、自衛隊にこの工事をとめて空洞の存在についてもっと詳細な調査を求めてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時34分休憩

午後６時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

私ども沖縄防衛局にも照会して、結果として地質調査の結果、空洞を確認していると。その空洞につきましてどのように安全性を確保して工事するのかにつきまして確認したところ、地質調査を実施しその調査結果をもとに建築基準法の関係法に基づく実施設計を行うというふうに回答が来ております。ただこれもやはり詳細、具体的な内容がありませんので、再度その詳細は確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　あわせて要望いたします。

これまで防衛局が環境調査をした――もう随分たちます。この３枚のものが環境部から出たものがこれです。（資料を掲示）　３枚しかありません。ぜひこの調査報告書をしっかり出していただく。そして今言っている、私が今この空洞の存在を示した、それも県のほうでしっかりと取り寄せてください。それを確認をして次の対策ができるんだというふうに思います。

引き続き聞かせていただきますが、実は平成29年に宮古島市が広域公園をつくるに当たって、知事の意見書というものが出されているんですよ、調査の報告に。これがとてもすばらしいんです。あそこは別に水源流域ではありません。しかしながらこういうものが出ているんですよ。

１、宮古島市は地下水系が発達しているため、この事業に対してより広いところで環境調査をしなさい。もう一点、観測用の井戸を設置しなさい。海への影響をちゃんと調べなさい。そういったものを付しているんですよ、知事意見で。そういうことが水域じゃないところでもできるのに、この千代田の水源流域付近にあるというものにそれができないということはないはずです。しっかりと防衛省にこの空洞の存在や地下水の調査というものを求めることはできるんじゃないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時39分休憩

午後６時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えをさせていただきます。

今読み上げていただきました知事意見につきましては、宮古島の都市公園の環境影響評価条例に基づく手続の中で、環境部局のほうから意見を述べたという形になります。当該区域については、海岸に近いということで海域の調査もする必要があるんじゃないかという形での意見を述べさせていただいたというところでございます。この宮古島陸自につきましては、この条例の対象ではないものですから、このような意見は言えないというところではございますけれども、いずれにしろ、環境調査の結果の提供については、今後も強く求めていきたいということを考えております。また先ほど公室長からもございましたけれども、空洞の調査も含め、環境の調査結果も含めて提供を求めていきたいというように考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　水源流域がすぐそばにあるということは、本当に一度汚染されたら暮らしに命に直結することなので、これもっと強く沖縄防衛局に求めていっていただきたいというふうに思います。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時41分休憩

午後６時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○亀濱　玲子さん　保健医療部長の子宮頸がんワクチンについて、予診票が41市町村のうちの25ですけれども、実際残っているのかどうか、そういうものもちょっと調べていただいて、残すと決めたというのではなくて残っているかどうかも調査をしていただきたいと思いますし、私が聞いたのは、離島からの支援はありがたいと思っています。本島から本土に向かって治療する方への支援はどうですかというふうに聞いているので、この２点をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　副反応疑いに関する調査を毎年度定期的に実施しているところでございます。

離島患者の支援事業でございますけれども、これはあくまでも本島―離島間の医療格差の解消を図るという趣旨で設けられた制度でございまして、子宮頸がんワクチンの副反応についての医療提供体制としては、協力病院を置きまして、それが専門医療機関と連携する仕組みをとっておりますので、沖縄県内の副反応者であれば地元のクリニック、それからそれと連携している協力病院において診療は可能だろうということで、協力医療機関を飛び越えて専門医療機関に行くことはないのではないかというような趣旨で、現在そういう助成は行っていないというところでございます。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　わかりました。またこれは続いて

質問していきたいと思います。

農林水産部長、獣医師の問題なんですけれども、沖縄県全体ではもう十何名不足、宮古でも３名不足というのがわかっています。多良間も宮古も両方見ます。とてもハードな仕事をされています。これについては、具体的に補充していく。例えば家保の職員に獣医師がいたらそこを応援に入れるとか、具体的なことをやる。今やっている支援は、修学支援は大学生です。高校の大学進学を支援するという、こういう新たな取り組みはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

離島の中で宮古・八重山、特に多良間村とか竹富町もそうですけれども、離島の離島を含めて農業共済あるいは県の獣医師の中で非常に勤務状態が厳しいという状態があるようです。その中で即戦力ということで４年生を含めて、今とりあえずやっているということですけれども、やっぱり将来的には畜産振興するためには、衛生面がどうしても必要だというふうに認識しております。この辺については、少し関係機関のほうとも意見交換をしながら、高校生なり、あるいは獣医大学を目指す方について修学資金のあり方を含めて、関係機関のほうと調整してみたいなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　これは、畜産振興についてはすごく大きな希望を持てることなので高校生の進学支援、そしてこの現実にいる県職員で獣医師の免許を持っている方を充てるということについてはぜひ工夫していただきたいと思います。

引き続いて福祉行政の中央児相の問題ですけれども、今、子ども虐待ホットラインもつくられて、24時間ＳＯＳができる体制になっておりますけれども、それは沖縄県下41市町村どこからでもちゃんとその声は届くようになっていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　虐待ホットラインは、全県下から届くようになっております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　今部長がお答えになったマンパワーをいかにしっかりつくっていくのか、あるいはスキルアップをいかにしていくのかということについて、もし具体的に新年度から何か工夫ができるというのであればお答えいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　課題としましては、この間集中的にふやしてきたということもございまして、児童福祉司の資質の向上などがありますけれども、それにつきましては、これまでも研修を続けてきているところでございます。

今回の初動対応に関するチームについて、議員から先ほどお尋ねがございましたけれども、今般の事件も受けまして国のプランもございますので、近々これを４チームに持っていく方向で今検討しているところでございます

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　ありがとうございます。

続いて県立図書館についてお尋ねいたします。

沖縄県の県立図書館、図書館司書の数というのは全国に比べていかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

全国に比べてという数字が、データの把握、そういう数字がございませんで、県立図書館の状況を申し上げますと30年４月１日現在、臨任・非常勤を含めて職員数55名なんですが、そのうち司書有資格者が23名という状況になっております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　図書館司書をきちっと充足することと、あと加えて私が先ほど見せた大谷大学の古い音源の話をしましたけれども、学芸員が沖縄の宝を宝としてきちっと次代に継いでいく仕事をしてくれるので、学芸員の配置を拡充していくということに関していかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時47分休憩

午後６時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　まず司書の件ですが、利用者のニーズが多様化・高度化していく中で、県立図書館は知の拠点としての役割を果たしていくことが期待されているわけでして、専門性を有する司書の配置というのは大変重要なものだというふうに考えております。その配置につきましては、司書の資格取得のための研修会に派遣して、職員の資質向上に努めていくほか、また知事部局とか教育委員会内での人事交流等も行って、そういう人材確保に引き続き努めてまいりたいと考えております。

また学芸員ですが、県立図書館は図書館の資料を利用した読書・調査・研究を支援するための施設でもあります。読書機会の提供だけではなくて沖縄の文化継

承・発展の中核となる図書館を目指しているわけですので、多文化資料や郷土資料を収集してさまざまなニーズにも対応していく必要があります。

そういうことで学芸員の配置につきましては、博物館・美術館などの関係機関と役割を少し整理をしながら、その学芸員の配置については、研究してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　沖縄県立図書館の特徴は、郷土史の資料が多いことです。ぜひそれに力を入れていただきたいと思います。

オープンして２月の連休で物すごく人が押し寄せたというふうに聞いています。この３連休の入館者数を教えていただけますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　３連休、これは２月ですね。２月９日土曜日が4851名、２月10日の日曜日が7192名、２月11日月曜日が6831名ということになっております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　すごくすばらしいんですよ知事。なので、そのとき高校生がたくさん来たそうです、大挙して。自習スペースが足りなかったそうです。空間を利用して自習スペースをふやしていく工夫はいかがでしょう、教育長。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　図書館は、図書館の資料を利用した読書でありますとか、調査・研究を支援するための施設ではありますが、自主的な学習については生徒・学生の皆さんからの要望もございますので、具体的な対応策について検討を行ってまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　最後に知事にお伺いいたします。

知事の平和の緩衝地帯というのは、本当にこれからの沖縄を導く指針だというふうに思っています。今沖縄が、日本がですけれども、自衛隊と米軍が一体となって動くというふうに自衛隊の防衛大綱の中にも、もううたわれています。具体的に、南西諸島がそのターゲットになっていくというふうなことについて、沖縄の果たす役割と重ねて知事のお考えを伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　非常に御懸念がたくさん重なる南西諸島における現在の状況です。しかしアジア地域の平和に向けた取り組みは、刻々と私は前進していると思います。きょう、あす、米朝の２回目の首脳会談も行われています。その世界の環境を見据えた上で本当に沖縄がこの基地のいわゆる抑止力という言葉に依存しない、本当にリアルに人と人とが結び合う平和の緩衝地帯になり得ることを目指して取り組んでいきたいと思います。

○亀濱　玲子さん　ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時53分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　大　浜　一　郎

会議録署名議員　　山　内　末　子

平成31年２月28日

平成31年
第　2　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　8　号）

平成31年 第２回　沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

平成31年２月28日（木曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第8号

平成31年２月28日（木曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで
甲第１号議案　平成31年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成31年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成31年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成31年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成31年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成31年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成31年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成31年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成31年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成31年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成31年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成31年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成31年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成31年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成31年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成31年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成31年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成31年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第22号議案　平成31年度沖縄県病院事業会計予算
甲第23号議案　平成31年度沖縄県水道事業会計予算
甲第24号議案　平成31年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第25号議案　平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第26号議案　平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成30年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第28号議案　平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）
甲第29号議案　平成30年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）

甲第31号議案　平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）
甲第37号議案　平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第38号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第39号議案　平成30年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第40号議案　平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
乙第５号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例を廃止する条例
乙第８号議案　沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例
乙第12号議案　沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　土地収用法施行条例
乙第16号議案　沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第26号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第27号議案　財産の処分について
乙第28号議案　訴えの提起について

乙第29号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第33号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
乙第34号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第35号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉君	22番	花城大輔君
副議長	赤嶺　昇君	23番	又吉清義君
1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地　修君
3番	親川　敬君	26番	玉城　満君
4番	新垣光栄君	27番	仲村未央さん
5番	次呂久成崇君	28番	照屋大河君
6番	宮城一郎君	29番	仲宗根　悟君
7番	大城憲幸君	30番	崎山嗣幸君
8番	金城泰邦君	31番	金城　勉君
9番	大浜一郎君	32番	末松文信君
10番	西銘啓史郎君	33番	具志堅　透君
11番	新垣　新君	34番	島袋　大君
12番	比嘉瑞己君	35番	中川京貴君
13番	西銘純恵さん	36番	座喜味一幸君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君

欠　席　議　員（1名）

37番　嘉陽宗儀君

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	環境部長	大浜浩志君
副知事	謝花喜一郎君	子ども生活福祉部長	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君		
知事公室長	池田竹州君	保健医療部長	砂川　靖君
総務部長	金城弘昌君	農林水産部長	島尻勝広君
企画部長	川満誠一君	商工労働部長	屋比久盛敏君

文化観光スポーツ部長	嘉手苅　孝　夫　君	教育長	平　敷　昭　人　君
土木建築部長	上　原　国　定　君	公安委員会委員長	阿波連　　光　君
企業局長	金　城　　武　君	警察本部長	筒　井　洋　樹　君
病院事業局長	我那覇　　仁　君	労働委員会事務局長	金　良　多恵子　さん
会計管理者	伊　川　秀　樹　君		
知事公室秘書防災統括監	前　原　正　人　君	人事委員会事務局長	池　田　克　紀　君
総務部財政統括監	宮　城　　力　君	代表監査委員	當　間　秀　史　君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平　田　善　則　君	課長補佐	佐久田　　隆　君
次長	勝　連　盛　博　君	主査	嘉　陽　　孝　君
議事課長	平　良　　潤　君	主査	宮　城　　亮　君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

総務企画委員会に付託しております陳情平成29年第32号中、記の２については、２月15日、同委員会委員長より、付託がえの要求があったことから、お手元に配付の陳情文書表のとおり、土木環境委員会へ付託がえいたしました。

〔陳情文書表　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第40号議案まで及び乙第１号議案から乙第35号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

宮城一郎君。

〔宮城一郎君登壇〕

○宮城　一郎君　おはようございます。

社民・社大・結連合の宮城一郎です。

一般質問の最終日ではありますけれども、一応本日の一番バッターということで頑張ってまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

まず１、県天然記念物宮古馬の保存の取り組みについて。

(1)、昨年12月、週刊誌において宮古馬の虐待死について報道されました。県教育委員会が把握するところをお伺いいたします。

２、日本国際貿易促進協会主催の訪中代表団について。

これは翁長前知事のころに毎年参加されていて、非常に皆様の知るところだと思うんですけれども、実際にはその前の高良倉吉副知事のころから着手されて、今日に至っているものです。

そこでお伺いいたします。

(1)、４月に予定されている第45回の訪中代表団への玉城デニー知事の参加についてお伺いします。

(2)、これまでの成果についてお伺いいたします。

３、大型ＭＩＣＥ施設について。

(1)、県独自予算による整備への判断となった経緯をお伺いいたします。

４、米海兵隊普天間基地の５年以内の運用停止について。

(1)、2014年９月25日、当時の米太平洋軍司令官のロックリア大将が、普天間基地の５年以内の運用停止について、日本政府からまだ提案されていないとコメントされました。その後、今日に至るまで、日本政府から同提案がなされたのかどうかをお伺いいたします。

５、在日米軍及び海兵隊の意義・役割について。

(1)、当該パンフレットについて概要を御紹介いただきたいと思います。

６、防衛・安全保障は国の専権事項について。

(1)、憲法、法律、政令、条例、勅令、布令、省令、規則など各種法令がありますが、この防衛・安全保障は国の専権事項についての根拠法を教えてください。

７、米軍関連事件について。

(1)、2018年６月発生の数久田流弾事件について、

沖縄県警察の把握するところをお伺いいたします。

(2)、2018年12月発生の嘉手納基地所属空軍兵の拳銃所持脱走事件について、沖縄県警察の把握するところをお伺いします。

８、我が会派の代表質問との関連について。

我が会派の狩俣信子議員の１の(8)、18歳からの選挙権付与と県民投票に関する主権者教育に関連してお伺いします。

今回の県民投票は知事からではなく、議員からでもなく、まさに若者の基地のことについて語り合おうという行動から始まりました。私たち大人は個人差はあるものの一般的に若者よりも経験も知識も豊富だとされています。経験や知識があるがゆえに県民投票は無意味だとか予算の無駄だとかやる前から結論づけてその行為自体を否定する声も聞かれました。しかし、せっかく若者が、語り合いたい、意思表示したいと勇気を持って行動を起こしたわけですから、大人が邪魔したり、無視したりせず快く受けとめてあげてほしかったなと感想を少し持っております。

去る24日に示されましたその結果は、投票率52.48％、埋立反対に丸が43万4273票というものでしたが、個人的には考え方の違う人々の中で若者が願った対話がある程度進んだのではないのかと理解しております。県の受けとめ方をお伺いします。

以上、答弁を伺いまして再質問させていただきます。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

おはようございます。

宮城一郎議員の御質問にお答えいたします。

日本国際貿易促進協会主催の訪中代表団についての御質問の中の２の(1)、知事の参加とこれまでの成果についてお答えいたします。２の(1)、４月に予定されている第45回訪中代表団への質問と２の(2)、これまでの成果については関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

日本国際貿易促進協会は、中国を初めアジア諸国との貿易や経済協力関係の発展を目的に、国内大手企業のトップ等による代表団の派遣など、これまで40年以上にわたり、交流活動を展開しております。同協会主催の訪中団は、中国政府要人と直接意見交換できる貴重な機会となっており、私もことしの訪中団に参加したいと考えております。これまでの訪中等により、中国からの観光誘客の拡大を初め、福建省との経済連携覚書の締結や、友好県省20周年記念事業による地方間交流の促進等につながっております。

沖縄県としましては、今後とも、観光誘客や貿易など中国との経済交流を一層推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の県天然記念物宮古馬の保存の取り組みについての御質問で(1)、宮古馬の虐待報道についてお答えいたします。

報道のあった厩舎――飼育小屋ですが――につきましては、昨年12月19日に担当者を現地に派遣し、飼養状況を確認してまいりました。その結果、一部の厩舎において清掃が不十分と思われる状況がありましたが、報道されるような虐待の事実は見られませんでした。その後、宮古馬保存会事務局である宮古島市教育委員会と当該飼養者の間で話し合いが行われ、現在、当該厩舎の宮古馬は、別の飼養者と市教育委員会が引き取り飼養していると聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　３、大型ＭＩＣＥ施設についての御質問の中の、整備計画見直しの経緯についてにお答えいたします。

県はこれまで、政府与党や内閣府等に対し、国が課題とする需要・収支の見込み及び周辺受け入れ環境整備の見込みについて、基本設計前の段階で可能な作業は全て行い、説明は尽くしたと考えております。しかしながら、国との協議が長期化し、沖縄振興特別推進交付金の制度終期である2021年度末までに施設整備を完了させることができなくなりました。そのため、県では、大型ＭＩＣＥ施設の整備に向けた財源確保策として、まずは、民間資金を活用する官民連携の手法を中心に調査し、その結果を踏まえた上で、次期の沖縄振興特別措置法及び沖縄振興予算の制度設計の議論も注視しつつ、今後の進め方を整理していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　４、米海兵隊普天間基地の５年以内の運用停止についての(1)、５年以内運用停止に係る日本政府から米国政府への提案についてお答えします。

議員御質問の件につきましては、沖縄防衛局に確認しましたところ、「米側とのやり取りの詳細についてお答えすることは差し控えますが、沖縄の負担軽減に関する日本政府の立場については、累次の機会に米側に説明しています。」とのことであり、５年以内運用停止について米政府に提案したかどうか明確な回答はいただけませんでした。

次に５、在日米軍及び海兵隊の意義・役割についての(1)、防衛省発行のパンフレットについてお答えします。

防衛省が平成23年に発行した在日米軍・海兵隊の意義及び役割のパンフレットでは、１、我が国周辺の安全保障環境、２、日米同盟の意義と役割、３、在日米軍の意義と役割、４、沖縄の地政学的位置、５、在沖海兵隊の意義と役割、６、普天間飛行場の国外・県外移設の検討について説明が行われております。同パンフレットでは、米軍が沖縄に駐留する必要性について、沖縄は、朝鮮半島や台湾海峡といった潜在的な紛争地域に近い、あるいは近過ぎない位置にあり、紛争時に迅速に事態に対応することができますなどとしております。

次に６、防衛・安全保障は国の専権事項についての(1)、国の専権事項についてお答えします。

地方自治法第１条の２では、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務を重点的に担いと規定されております。国際社会における国家としての存立にかかわる事務の具体例として、同法の逐条解説では、外交・防衛・通貨・司法などを例示しております。外交・防衛にかかわる事務を国が重点的に担うにしても、安全保障については日本全体で考えるべきであり、特に、それを支える基地の設置や運用については、地元住民や地方自治体の理解と協力が必要不可欠であると考えております。

次に８、我が会派の代表質問との関連につきましての県民投票で対話が進んだことについてお答えいたします。

今回の県民投票を契機に、さまざまな場面において、県民の間で、辺野古の埋め立てに関する意見が交わされ、その結果としてそれぞれの意思を投票で示していただいたものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　７、米軍関連事件についての御質問のうち(1)、名護市数久田における米軍流弾事案についてお答えをいたします。

昨年６月、名護市数久田の農作業小屋で銃弾様の物が発見された事案につきましては、関係者からの事情聴取や物の鑑定等を行った結果、発射された銃弾であることが判明をいたしました。その後、米側の協力も得て訓練射撃場レンジ10に立ち入り、現場の状況を確認するなど所要の捜査を進めているところであります。また、当方からの照会に対し、昨年12月には、米側の調査結果として、農作業小屋で発見された物は、米軍の訓練中に発射された銃弾である旨の回答を得たところであります。

県警察としては、引き続き、米軍や沖縄防衛局等関係機関とも連携し、必要な捜査を適切に進めてまいります。

続きまして７、米軍関連事件についての御質問のうち(2)、基地敷地外における拳銃所持等事件の捜査状況等についてお答えをいたします。

本件は、昨年12月６日午後３時35分ごろ、米軍憲兵隊から県警に対し連絡があり、それをもって覚知をし、県警察において直ちに必要な対応を行っておりましたところ、連絡を受けてから約２時間後に読谷村内の公園駐車場において、米軍憲兵隊が当該空軍兵の身柄を確保し、その際、車両内のバッグに拳銃１丁を所持していた事案であります。

本件に関する捜査状況についてでありますが、県警察としては、銃刀法違反容疑を視野に、関係者からの事情聴取など所要の捜査を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　御答弁ありがとうございました。

それでは再質問させていただきたいと思います。

まず最初に、１の宮古馬についてです。

この週刊誌報道があったのがちょうど11月議会の真っ最中でして、議会終了後、早速地元の亀濱議員にエスコートしていただきまして、私も宮古島に入りました。管轄する市の教育委員会と当時７カ所あった飼養舎施設を全て見学させていただいたところです。先ほどおっしゃられたように、一部の飼養者、こちらお会いできなかったんですけれども、飼養舎施設の状況といたしましてはおっしゃるとおり決して良好とは言えない環境で、非常に狭いところに３頭が飼われておりました。写真のバックといいますかそういったものも週刊誌に出ていた施設とほぼ近似しているということで、ただ、こちらについてはおっしゃったとおりに別の飼養舎施設に移して、２例目、３例目の被害がないような措置をとるということを市の教育委員会も

おっしゃっていましたので、今実際にそうなされたということですので、安堵しております。

７カ所全部回って感じたのは、やはり皆さん馬のことが大好きといいますか、愛しているというか、非常に慈しんでおられて、可能な限りで良好な環境の維持に努めていらしたのが印象的です。

皆さん漏れなくおっしゃっていたのがやはり予算のことなんですね。今保存協会とそれから馬事協会のほうから財政支援をいただいている部分では、やはり飼養者の方が自分の懐から持ち出しをしてそれを補っているというところで非常にきゅうきゅうとされていました。非常に馬のことは大事にしたいんだけれども、飼養者がおおむね負担を背負って保存の維持に努めていらっしゃるという現状は、県の天然記念物である宮古馬の保存の環境としてはやはり少し物足りないところがあるのかなというふうに思っております。

そこでお尋ねしたいんですけれども、補助の現状、原資はどこの予算で、どのくらいの額が今宮古馬の保存に投じられているのかというところを教えてください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　御質問に対して29年度の実績でお答えしたいと思います。

宮古馬の飼養者のうち繁殖にかかわる馬を飼育している方に対して、日本馬事協会のほうから、合計で年間225万円を支給しております。また、宮古島市が事務局をしております宮古馬保存会のほうから飼養者全員に対して合計で年間282万2000円の補助を行っております。補助総額は507万2000円ほどとなっております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　今の御答弁ですと、県からの補助というところは今ないというふうに受けとめております。現在県の天然記念物、動物の場合なんですけれども、何種ほど指定があって、そのうち野生動物は何種で、あと家畜・家禽類というのは何種なのか。またそれらに対しての予算の実績を教えていただけたらと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

まず、県の天然記念物のうち動物16種類指定されておりますが、野生動物が13種、家畜・家禽は宮古馬、チャーン、琉球犬の３種となっております。

また、予算の実績でございますが、宮古馬の指定当初、保存会の体制整備を目的としまして、平成４年から８年までの５年間で合計298万円を保存会に補助いたしました。またチャーンに対しても同じく平成４年から平成８年までの５年間で計256万円を保存会のほうに補助をしております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　野生動物と違って家畜・家禽類というのは、人間がかかわってまいります。人間も生活していく上で空気以外はほとんどお金がかかるということで、人の手がかかるということはやはりそれなりのお金がかかる、これは天然記念物の保存についてもそうだと思います。

そういう中で県の予算がそれほどたくさんは振り向けられていない現状が、それで本当に効果的な保存が可能なのかどうかというところで少し感想をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

宮古馬の保存を効果的に進めるためには、保存会を中心としました組織体制の強化が必要だと思っております。

また、この点につきましては、平成30年度から宮古島市教育委員会が保存会の事務局となりまして保存会の体制強化が図られつつあるところであります。

宮古馬の保存を計画的に進めるためには、市教育委員会が運営いたします宮古馬保存計画策定委員会の中で、専門家の意見も踏まえまして話し合っていく必要があると考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　今の御答弁だと少し財政面での支援というところ、県教育委員会として少し物足りなさを感じるところでございます。

ぜひ永続的でなくても、今回この週刊誌報道を受けてかなり多くの苦情といいますか、問い合わせも含めて宮古島市のほうに電話があったそうです。それだけ全国的にも関心があると思われますので、場合によっては方法によっては全国からクラウドファンディングなどを利用して、御支援をいただけることも可能性あると思っているんですよ。そういう意味では、先ほど言った毎年毎年永続的に予算を確保していくのではなくて、一番最初に釣りざおと言ったらいいんですか、１回だけイニシャルコストみたいなものを投資して、全国区から御寄附を募れるようなもの、そういったものへの投資というものをちょっと御検討いただきたいなというふうに考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

保存会が安定して宮古馬の保存に取り組んでいけますように、県教育委員会としても今後宮古島市の教育委員会と十分に意見交換を行ってまいりながら、議員御指摘の方法も含めて１回とか、回数とかございましたけれども、御指摘の方法も含めてさまざまな方法について研究してまいりたいと考えております。

○宮城　一郎君　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

宮城一郎君。

○宮城　一郎君　まず７(1)の数久田の流弾事件についてですけれども、県警本部が把握しているところで、今回の流弾事件が発生した主たる原因というところを教えてください。

それと、７(2)の空軍兵の拳銃所持脱走事件のほうで、刑事事件として取り扱う場合、どのような罪状になるのか教えてください。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

まず１点目の御質問、数久田の流弾事案についての発生の原因ということでありますが、本件につきましては、先ほど申し上げました当方からの照会に対する米側の調査結果、回答として調査の結果、発生原因についてはレンジ使用の規則を守らず不十分な手順で発射したことである旨の回答を得ております。本件については捜査中の事件でありますので、これ以上の内容については答弁を差し控えさせていただければというふうに思います。

それから、もう一つの御質問、嘉手納基地所属の空軍兵の関係でございますけれども、本件につきましては、銃刀法違反の容疑を視野に所要の捜査を行っておりますが、最終的に事件として成立するかどうか、あるいはその場合の罪名につきましては、捜査の結果明らかになった事実関係に即して法と証拠に基づき適切に判断していくこととなりますので、いずれにしても県警察としては関係法令に基づいて適切に捜査を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　数久田の流弾事件のほうなんですけれども、私たち社民党は昨年事件発生直後に刑事告発を行いまして、去る12月に沖縄県警察に受理されました。今、容疑は器物破損と殺人未遂、それから被疑者は２人の司令官と氏名不詳の海兵隊員です。

今、御答弁によると規則を守らない手順が原因ということは、規則を守らなかったこの氏名不詳の海兵隊員というのがある程度特定されているのではないかなというふうに考えるんですけれども、現時点で海兵隊員の氏名が確認できているかどうか、それと被疑者は現在も沖縄に配置されていて、行方不明とならないようにしっかりと管理下にあるのか、差しさわりのない程度で結構ですので、お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

ただいま議員から御指摘のございましたとおり、昨年の12月21日に告発状を県警察において受理をしておりまして、それに基づいて引き続き捜査をしておるところでございます。ただ、被疑者の氏名、あるいはその者が今どこにいるのかといったことにつきましては、これは捜査中の事案でございますので、恐縮ですが答弁を差し控えさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　今回、この質問をさせていただくに当たって、県警職員の方に、質問取りにお越しいただきましていろいろ話しました。その中で、私のほうからこの捜査、昨年の６月に発生して、大変時間がかかっていると、何か障壁になっているものがあるんですかということをお尋ねしました。私の意図するところは日米地位協定のことなんですけれども、ただ、職員の方はさまざまな規制があると。それは米軍犯罪だけではなくて、暴力団絡みの犯罪もサイバー犯罪もいろんな法規制がある中で、それを私たちは障害というふうには呼びませんと。誇りを持って遵法のもとで捜査を進めていくという、非常に私としては感服というか、感嘆というか、非常にプライドを持って県警察の職員が捜査に当たっているんだなというふうに思いました。

ただ、そういうプライドを持って捜査をなさっている職員からの言葉を聞けば聞くほど、昨年12月25日に空軍のこの脱走兵の件で外務省にお尋ねしたときに、特命大使の口から出たのは、沖縄県警から特段地位協定上の問題が生じているとは伺っていませんというふうな言葉でした。職員が非常に高いプライドを持ってやっている気持ちをかなりちょっとぞんざいに扱われた言葉だなということで、残念に思いまして、私自身も悔しいというか、であればこそ、この高いプライドを持ってぜひこの事件２つについては解決に向けて頑張っていただきたいなというふうに思っております。

そこでぜひ本部長のほうから、この事件に関する捜査解決への決意と、それから高いプライドを持って職務に当たられている職員に対してかけてあげられる激励の言葉など何かあればお願いできませんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

捜査に時間がかかっているという御指摘でございますけれども、捜査というものは常にいろいろと捜査しなければいけないこと、たくさんございまして、証拠を集めてその証拠に基づいて最終的に事件として立件するかどうかを決めていくということになりますので、事件に応じてそれぞれかかる時間はいろいろあるということで、御理解をいただきたいと思います。

また、私ども警察としましては、やっぱり違法行為は看過できないということで、厳正・公平にいかなる事件であれ、捜査をしております。

また、米軍事件に関しては、県民の方々の御関心が非常に高いということも承知をしておりますので、しっかりと捜査をしてまいりたいなと思います。

県警職員に対する激励の言葉というのは、私が特に何も言わなくても、全職員プライドを持ってしっかりやっておりますので、私も含めてこれからも引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　本部長、ありがとうございました。

続いて、４番目の普天間基地の５年以内の運用停止についてお尋ねさせていただきます。

先日19日に東京に行ってまいりました。私たち宜野湾市で行われました５年以内の運用停止についての集会で決議された決議文を内閣府それから外務省、防衛省へ手交しにです。その際、各省庁の担当とお話しさせていただいて、この５年以内の運用停止について、日本政府として正式に運用停止の要請をしたのかということをお尋ねしたところ、日米間の協議については回答を控えさせていただきますと、何度聞いてもお答えいただけませんでした。

仮に、日本政府として５年以内の運用停止を要請したという事実があったとしたら、答弁を控えなければいけない理由って何かあるんでしょうか。行政的感性でそのような必要性があるのかどうか、教えていただけたらと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

５年以内につきまして、私どもも防衛局のほうに照会したところ、先ほども答弁しましたが、米側とのやりとりの詳細についてお答えすることは差し控えますということで、その後も状況について確認しているところですが、ちょっと明快な回答はいただけないところでございます。

政府としては外交上の協議の詳細は明らかにしないということで、それがどういう背景・段階かにつきましては、ちょっと私どものほうから推測することは差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　今、公室長おっしゃられたとおり、同じ行政機関でもそれが推測できないほど何ゆえにこの５年以内の要請をしたかどうかを答えられないのか、不思議でございます。

実はこれと同じような質問が2015年３月25日に、参議院の沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、藤田幸久参議院議員とそれから佐藤防衛副大臣、加えて岸田外務大臣のほうでやりとりがありました。

これについても藤田議員の、日本政府として５年以内の運用停止を要請したのかという質問について、かたくなに答弁されないんですね。要は、沖縄県知事からあった負担軽減に関する要望を伝えてはいるというふうなことしかおっしゃられないんです。

私のような一般ピープルにはこの日本政府が米国に要請するというフレーズと、沖縄県知事の要望を伝えるというフレーズはちょっと大きな差は余り感じられないんですが、ただここまでかたくなにその答弁をされないということについて、もしかしたら行政的に大きな意味の違いがあるのかなと思いまして、この沖縄県知事の要望を伝える、それから日本政府が米国に要請する。もし違いがあれば教えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

政府がどのような定義に基づいて答弁されたかについては、私どもちょっとお答えすることは差し控えますが、私ども沖縄県では、要望するものの意向や希望について、相手方に特段の配慮を期待する場合に、要請・要望の文書を使用することとしてございます。それ以外の場合に、いわゆる伝えるというような一般的な文言を使うように、私ども沖縄県の場合はそういうふうな形で対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　この５年以内の運用停止という話が出てきたときに、政府としてできることは全て行う。

また仲井眞元知事がおっしゃった、首相が言ったことそのものが担保だと、非常に力強い言葉があったと思います。このときに沖縄県、あるいは沖縄県民はこの要望をただ伝えるということを期待したのか、あるいは政府としてしっかり要請して５年以内の運用停止に向け、実現に向けて交渉していくということを期待したのか、この辺は沖縄県の考えを教えていただけないでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

仲井眞元知事は平成26年第２回県議会におきまして、「日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要するとされております。私の公約である普天間飛行場の一日も早い危険性除去の実現のため、同移設計画の進捗にかかわらず、５年以内の運用停止を求めたところであります。」と答弁されております。

私ども危険性の除去につきましては、県もそして地元の宜野湾市も共通、早急にやるべきという認識で、政府におかれてもそういった認識で取り組んでいただきたいものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　済みません。

ちょっと私の質問に対する答弁としては、いわゆる伝言を期待していたのか、要請を期待していたのかというところについて教えてもらえますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

５年以内の運用停止、当時の議会の答弁では飛行機がほとんど飛ばない状況というようなことも答えております。そういうふうに具体的な危険性が除去されることについて取り組みが行われるものというふうに考えていたものというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　わかりました。

知事、御答弁は結構でございます。要望です。

近々また政府とお会いになるというふうに思います。県民投票の結果を携えてですね。ぜひ、きょう２月28日をもって５年以内の運用停止は実現しなかったという現実が沖縄には降りかかってまいります。政府においてどういう要請をしたのか、ただ伝言を伝えただけなのか、この辺についてただしていただきたいと思いますし、その実現に向けての努力をしっかりと日本政府に要請していただきたいというふうにお願いをします。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○宮城　一郎君　５番目の在日米軍及び海兵隊の意義・役割についてです。

このパンフレットですけれども、紙媒体、あるいはインターネット上で現在も流通しているのか。また防衛省、このパンフレット上で繰り返し沖縄は潜在的紛争地域に対して地理的優位性を持っているとの趣旨の主張を展開しているが、現在もその主張に変わりはないというふうに聞いているのか教えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

当該パンフレットにつきましては、防衛省のホームページからは削除されておりますが、県と防衛省の２回にわたる質疑応答を含めて、県のホームページには掲載を行っております。また、平成30年版防衛白書では、沖縄における在日米軍の駐留について、「沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどと比較して、わが国の平和と安全にも影響を及ぼし得る朝鮮半島や台湾海峡といった潜在的紛争地域に近い位置にあると同時に、これらの地域との間にいたずらに軍事的緊張を高めない程度の一定の距離を置いているという利点を有している。」というふうに記載されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　この件でちょっと時系列的に紹介しますけれども、まず、2012年当時の森本防衛大臣が、軍事的には沖縄でなくてもよいが、政治的に考えると沖縄が最適な地域だ。そして、2014年には中谷防衛大臣が、理解してもらえる自治体があれば県外にも移転できるが、なかなか米軍反対というところが多くて移転が進まない。分散しようと思えば九州でも分散できる。そして2018年２月に安倍首相が国会で移設先となる本土の理解を得られないなど、さまざまな事情で目に見える成果が出なかったのは事実ということをおっしゃいました。そして、今般、県議会の沖縄・自民党さんのほうでも１月24日の県民投票の条例改正の内容についてと題した書面において、そもそも普天間飛行場の代替施設の移設について、移設地域のスタンスはどこも受け入れるところがなくという解説を記されました。もはや、防衛省パンフレットでうたわれている沖縄の地理的優位性、これを理由に普天間の移設先が沖縄県内でなければならないという論

は、合理的理由としては破綻しているのではないかと思うんですけれども、この防衛省が発行しているパンフレットの廃版の助言、ないしは沖縄県として沖縄県が考える在沖海兵隊の意義・役割というものをしっかり国民に発信すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

在沖海兵隊につきましては、防衛省より示されましたパンフレットに対して県は２度質問を行い回答を得ておりますが、海兵隊の役割について政府の説明は十分ではないというふうに考えております。

県としましては、普天間飛行場の県外・国外移設をかねてより求めているところであり、国内そして海外も含めて情報発信は強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮城　一郎君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

宮城一郎君。

○宮城　一郎君　８番の我が会派代表質問に関連して、県民投票のことをお尋ねさせていただきました。

今回の結果を受けまして、私のほうから一つ提案をさせていただきたいなと思っていまして、今回の県民投票の結果を受けて、2013年１月27日に行われた建白書を手交するための東京要請行動と同様に、今回の県民投票の結果を都内でイベントを行って、そして都内を行進した後、全国民に対してしっかりとアピールしていくということを行っていただきたいなという希望があるんですけれども、県として取り組み、検討の価値があるかどうか教えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

いわゆる建白書に基づきまして要請行動を多数の方々が参加して行われたことは、私どもも十分承知しております。一方で、県民投票条例10条第３項に基づく通知につきましては、知事は内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に対し速やかに県民投票の結果を通知するものとすると定められており、県としてはできるだけ早期に県民投票の結果を通知する必要があるというふうに考えております。現在、知事から直接安倍総理大臣に手交するということで調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　条例上は安倍首相とトランプ大統領だと思うんですが、やはりこれ国民に発信していく意義が大変高いというふうに思っています。

建白書の当時は41市町村の首長さん、それから県議会議員等々が全て名を連ねておりましたが、今現時点ではそこからこぼれ落ちた方々もいらっしゃいます。ただ、今回の結果を受けて29名の首長さんが尊重すべきだという声明を出しておられること、仮にそこが欠け落ちても43万人という県民の意思、これを補って余りあるボリュームだと思いますので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　この県民投票の趣旨につきましては、どのような広報や国民に対して知っていただく機会を設けるかについては議論をしたいところではありますが、例えば、シンポジウムなどのように公平な形でこの県民投票の意義についてを広く国民の皆さんに伝えていくという手段も考えられると思いますので、そのことに関しては私たちも鋭意努力をしていきたいと思っております。

○宮城　一郎君　以上です。

どうも御答弁ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　政府が沖縄県と約束した普天間基地の５年以内の運用停止が本日２月28日、その期限を迎えました。安倍首相は、普天間飛行場の危険性除去のためには、辺野古が唯一、辺野古が唯一と説明をしていますが、しかし、その新基地建設の完成はいつか。この問いに明確に答えたことは一度たりともないと思います。普天間基地の危険性を放置しているのは一体誰なのか。多くの県民がそのことを考えながら、あの県民投票に一票一票を投票したと思います。

それでは一般質問を行います。

辺野古新基地建設についてです。

政府はこれまで大浦湾側にある超軟弱地盤の存在を隠し続けておりましたが、去る衆議院本会議における日本共産党志位和夫委員長の代表質問において、安倍首相が地盤改良とそのための工事の設計変更が必要であるということを初めて認めました。

そこで伺いますが、沖縄防衛局による地盤改良工事の報告書について伺います。環境への影響を沖縄県はどのように考えますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　地盤改良工事の環境

への影響についてお答えいたします。

地盤改良工事の施工方法等については、詳細な説明は受けておりません。県としては、承知していないという状況でございます。なお、地盤改良工事を行うには、変更承認の対象となることから、変更に伴う環境影響等についても確認していくことになると考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 沖縄防衛局は沖縄県の埋立承認の撤回について不服審査請求を行いました。そのあり方も批判をされているところですが、それに対して県は、去る２月20日に撤回の適法性を主張するために意見書を提出しております。

そこで、意見書では今回のこの地盤改良工事の具体的問題点、どのように指摘しましたか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

２月20日に国土交通省の審理員に提出した意見書では、辺野古新基地建設による普天間飛行場の移設に固執することは同飛行場を事実上固定化することにほかならず、辺野古の埋立地は埋立地の用途として適切な場所ではないことなど、そしていまだに５年以上経過していますが、全体の実施設計すら完成していないこと、そして県の承認取り消しが正当であることなどを主張したところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 それ以外にも、防衛局が出した報告書についても皆さん指摘をしていると思います。その点を聞いています。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

まず、地盤に関する施工に係るものとして、必要な砂ぐいの本数が７万7000本、そして必要な砂の量が650万立方メートルなどということにつきまして、例えば県内での砂の量の確保などが承認のものとは大幅にふえるということ。そういったさまざまな点を指摘しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 その内容については、報道でも既に明らかになっているところではありますが、こういった具体的な問題点、しっかりと示していくことがこれから大切だと思います。

仲井眞元知事の埋立承認から既に６年、政府の当初計画は既におくれにおくれております。県の試算では、完成までに最低であと13年、総工費は２兆5500億円まで膨れ上がるとありました。今回、通告の１(1)イを聞こうと思ったんですが、他の議員からもありましたので聞きませんが、この前代未聞の改良工事によってさらに工費も膨らむだろうし、その完成の時期だって私はわからないと思います。安倍首相はこの改良工事について一般的で施工実績が豊富な工法だといいますが、水深90メートルものこの改良工事をした実績は国内ではありませんし、作業船すらないという状況です。

こういったことも踏まえて、公室長に改めて伺いますが、政府が辺野古が唯一、辺野古が唯一、このように固執すればするほど普天間基地の危険性、そのまま放置され続けることになると思います。政府にはこの新基地建設、もう不可能に近い不可能なこの計画を断念して、普天間基地は約束どおり即時に閉鎖して、返還してもらう。これを堂々と求めていくことが大切だと思いますが、改めて見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

私ども埋立承認の取り消しに際しまして、軟弱地盤等を理由に挙げさせていただいたところですが、政府の国会答弁などによりまして、世界的にも施工実績のない深度まで軟弱地盤が広がっていることなどが明らかになりました。

それによって、工事にかなり長期間かかる。要するに５年以内運用停止を求めたときは全体の工期が9.5年、それは長過ぎるということで５年以内運用停止を含む危険性の除去を求めたところです。それに匹敵する期間がその改良工事にそれ以上かかる可能性があるということで、議員御指摘のとおり、普天間飛行場の固定化につながるものという、危険性が非常に高いというふうに考えております。政府に対しましては、辺野古移設を断念し、県外・国外について改めて強く求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君 我が党の代表質問に関連して、県民投票、渡久地議員の質問に関連して伺います。

知事、今公室長から説明あったように、政府がこの計画、辺野古にこだわればこだわるほど、普天間基地が固定化され続けてしまいます。

そこで、今回この県民投票の結果をアメリカ合衆国大統領にも伝えることになっておりますが、私はその際には、この実現不可能な計画だということもあわせてアメリカには伝えるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今回の県民投票の結果については、内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領にこの結果を通知をするという手はず、段取りであるということは、議員御承知のことと思います。その際に、どのような沖縄県側からの要望を織り込んでいくのかについては、今協議中であります。しかし、私たちがやはり今回の県民投票条例――なぜ、全国47都道府県で２度も安全保障というテーマで県民投票が行われなければならなかったのかという根本的なその問題については、深く国民の皆さんにも理解を広げるということが必要でありますので、そのことも踏まえて、できればアメリカ国民、ひいては日系社会で生活していらっしゃる方々、あるいは沖縄県系人の方々にも、この県民投票の意義が伝わるような形での広報なども考える必要があるのではないかというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　知事、ありがとうございます。

知事、もう一点、その伝え方なんですけれども、やはり私は知事がみずからアメリカに行くべきだと思います。ホワイトハウスへの請願署名はもう21万筆を超えました。国際社会からこれだけ注目が集まる中、きのう知事もおっしゃっていましたが、民主主義の普遍的な価値を重んじる玉城デニー知事が、実際アメリカ本国に渡って伝えるということが大切だと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　御意見を賜って、その方向でも検討していきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　期待しております。

それでは次に、米軍基地の負担軽減について伺います。

最初に、東村高江のヘリパッド供用開始からの騒音・低周波の被害についてどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

東村高江区で沖縄防衛局が実施している航空機騒音測定結果によりますと、Ｎ４地区が先行提供された平成27年２月以降、騒音の発生回数が増加しております。高江区牛道で、平成27年度4216回から、平成29年度5840回と増加しております。特に夜間の騒音発生回数につきましては、平成27年度530回から、平成29年度は1344回と大幅に増加しております。低周波音の測定については、沖縄防衛局において測定はされておりませんけれども、騒音と同様に、施設を米軍に提供する国の責任で実施すべきと考えております。

県におきましては、平成29年度及び平成30年度に航空機騒音・低周波音の可搬型測定機を整備したところでございます。そのことから、東村の意向も踏まえまして、連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　増大しています。今部長の答弁は平成29年度の数字でしたが、今年度平成30年度、直近はどういった状況になっていますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

平成31年の１月末現在でよろしいでしょうか。１月末現在でございますけれども、先ほどの高江区牛道でございますけれども、騒音発生回数が5398回となっておりまして、前年度を上回るペースで推移をしているという状況でございます。また、夜間騒音につきましては、１月末現在ですけれども既に1353回となっておりまして、前年度の1344回を上回るような状況になっております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　これのどこが負担軽減なのかということが言えると思います。地域の方、住民への影響も心配なんですが、今回ちょっと自然に関して聞きたいと思います。

今、世界自然遺産登録にヤンバルの地をまた申請しているところですが、このヤンバルの森の環境への影響はどういったことが心配されますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

ヤンバル地域の環境への影響ということにつきましては、オスプレイ等の軍用ヘリコプターの騒音等による野生生物への影響が心配されますので、そのようなものを把握するため、平成30年２月からヤンバル地域におきまして、鳥類等を対象とした騒音等影響実態調査を実施しております。調査内容といたしましては、軍用ヘリコプターの飛行騒音等が影響を及ぼすと推定される地点とそれ以外の地点における鳥類等の生

息調査結果を比較することで、飛行騒音等の鳥類等への影響の有無や程度を推測したいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ありがとうございます。

本格的な調査はこれからだと聞きました。それで、アメリカのハワイ州では環境影響評価調査の際で、オスプレイの飛行訓練によって鳥獣、特にコウモリに与える影響が懸念され、米軍の訓練が中止されたことがあります。これまで私たち共産党県議団としても、ヤンバルのコウモリの調査を求めてきたことがありますが、今回のこの騒音等調査影響実態調査では、コウモリも調査すべきではありませんか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

本事業におきましては、鳥類を対象とした騒音等への影響実態調査のほか、これまで生息域に関する知見が乏しい小型コウモリ類を対象に分布域把握調査を実施することとしております。なお、本調査はコウモリ類の分布域と飛行騒音等によるコウモリ類の影響について、考察をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　公室長、この調査大変期待されると思います。この調査によって、米軍演習の被害の状況がより科学的に明らかになると思います。この調査結果を根拠に、オスプレイの配備撤回、そしてヘリパッドの閉鎖撤去を求めていくべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時２分休憩

午前11時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

私どもオスプレイの配備撤回はかねてより求めております。

今、議員御指摘の調査結果も加えまして、その配備撤回について引き続き求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　続いて、３番目の日米地位協定の抜本改定について伺います。

最初に、新年度における沖縄県の取り組みについてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県としましては、現在進めている他国地位協定調査につきまして、次年度、調査対象国を韓国、フィリピンなどアジア諸国等にも拡大し、調査結果をパンフレットなど一般国民にもわかりやすい形で示すことで、同協定の見直しの必要性に対する理解を広げ、国民的議論を喚起していきたいと考えております。また、引き続き全国知事会、渉外知事会、軍転協や各政党等との連携を深め、日米地位協定の抜本的な見直しの実現につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この間の調査でもヨーロッパとかの調査も進めてまいりました。新年度、アジアの国々に目を向けた、その意図するところは何ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

昨年度のドイツ・イタリア、そしてことしのベルギー・イギリスの調査によりまして、ヨーロッパそしてＮＡＴＯにおける標準的な状況については確認ができたというふうに考えております。次年度は、日本と地理的な状況、近いというものもございます。そして、安全保障環境などが類似したアジア地域などにおきまして、各国の取り組みや地位協定などの運用を確認し、世界的な状況を明らかにすることで、日米地位協定の問題をさらに明確化してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　頑張ってください。

ことし１月、総務企画委員会でドイツ・イタリアの地位協定を視察してまいりました。両国とも米軍に対して、国内法の適用が明記されているということが共通してありました。イタリアでは元ＮＡＴＯ空軍司令官レオナルド・トリカルコ氏と会談をいたしました。私はトリカルコさんに、日本では地位協定だけでなく、日米合同委員会があると。そこでの合意事項が国内法よりも優先されている実態があることを伝えました。議事録も公表されていないことを伝えて、トリカルコさんに御意見聞いたんですが、氏は、みんなの目に触れないというのは悪いことが書かれているからだと大変わかりやすく指摘をしておりました。

そこでお聞きしますが、日米合同委員会の議事録、また合意事項の公表を政府に求めるべきではないですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県としましては、日米合同委員会の合意事項の公表は重要であると考えており、平成29年９月に行いました日米地位協定の見直しに関する要請の第25条関係で、日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること、そして基地運用に関して、基地が所在する地方公共団体の意向が反映されるよう、地域特別委員会を設置すること等を求めました。また、玉城知事が会長を務める軍転協は、去る２月７日に日米両政府へ日米合同委員会合意事項の公表を含む日米地位協定の見直しについて要請を行ったところであり、今後も引き続き、軍転協や関係機関と連携して公表を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　昨日、瀬長美佐雄議員からも質問がありました。このほど衆議院予算委員会で日本共産党の穀田議員が、日米合同委員会における密約を暴露いたしました。私もっと大きく全国的に報道されると思ったんですが、まだ広がっていないのが大変残念です。この中身なんですけれども、これまで米軍機の運用についてどうなっているか、こういうことを国会で政府に答弁を求めても、政府は承知していないというのが答弁だったんです。ところが実際には、米軍機の運用については非公表とする、こういったことが、密約があるということを大臣も認めたんです。この密約文書について県はどう思いますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

沖縄県としましても、日米合同委員会そして合意事項の公表や訓練などの事前通知、そして飛行状況等求めてきております。特に米軍機の運航につきましては、例えば場周経路などとりましても、住民生活に非常に大きな影響を与えるものと思っております。それが逸脱しているのかしてないのかも含めまして、非常に大きな影響を与えるというふうに考えております。

引き続き運用の公表につきましては、政府に求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　沖縄だけじゃなくて、日本全国に影響しているこの密約です。

謝花副知事にも答弁求めたいんですが、本当に日本の主権問題だと思うんですよね。翁長さんが言っていたように、憲法の上に日米地位協定があって、国会の上に日米合同委員会がある。日米合同委員会というそういった密室の中で、この国の最高意思決定機関である国会の関与もなく密約がつくられていく。もうこんなこと絶対に許されるわけがないと思うんです。この間、副知事の努力もあって、全国知事会が政府に提言を行いました。やはりしっかりとこういった密約の公表を求めていく、合同委員会のあり方を正していくというのが大切だと思いますが、副知事の見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

先ほど公室長からもありましたけれども、研究会を開きまして、その際に沖縄県が平成29年に出しました地位協定の見直し、この中には訓練等の事前通知ですとか、それから日米合同委員会の合意事項の公表、合意内容の公表ということも入れてございます。そういったことを含めて、さきの全国知事会におきましては、共通認識として、これは基地のある自治体だけの問題ではないんだと。米軍の戦闘機等についての訓練に際しては、基地周辺以外の自治体においても騒音被害ですとか、事故に対する住民の不安があるという共通認識が一定程度得られたということで、全会一致でそういった訓練が行われる際の時期とか速やかな事前情報提供等を政府に求めるということが実現してございます。

今、議員から御提案のこの合同委員会の合意事項内容についても、やはり今議員からございました国会がいわゆる国民の権利、自由を守るという大きな役割を果たしているわけですから、県民・国民の人権を守る観点から、合意事項の内容というのは極めて重要であろうというふうに考えております。しっかりと全国知事会に引き続き求めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　頑張ってください。

続いて、石垣島の陸上自衛隊配備計画について伺います。

昨年12月に日本共産党県議団として石垣島、宮古島を調査してまいりました。石垣島についてですが、石垣島には宮良川という大きな川が流れています。島で最も大きい２級河川ですが、その川が島の人々の飲料水や農業用水にも使われています。その宮良川の源流をたどっていくと、県内で一番高い山である於茂登岳です。この於茂登岳の裾野に、今回の陸上自衛隊の配備計画があるわけです。防衛局は、あすにも工事を始めようとしています。

そこで、水環境への影響について、県はどう思いま

すか。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。
県では、水質汚濁防止法に基づき、建設予定地を流域に含む宮良川の４地点で、毎年水質調査を実施しております。現在のところ、環境基準値を超える有害物質等は検出されておりませんが、事業者である沖縄防衛局は、地元の理解が得られるよう環境に配慮して事業を実施する必要があるというふうに考えております。
県としましては、今後も継続して水質の状況を調査してまいりたいというふうに考えております。
以上であります。
○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　部長、調査を行っているのはわかるんですが、一度汚染されてしまうと取り返しのつかないことだと思うんですよね。
そこで改めて聞きますが、この宮良川流域には、石垣島の水源地は幾つあって、何世帯に水は供給されていますか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　宮良川流域に位置する水道資源としましては、於茂登水源、大浜第１・第２水源の３水源となっております。
それから、何世帯に供給されているかという御質問でございますが、この宮良川の流域にある３水源の水は、石垣浄水場に導水されて、そこで浄水されていると。その浄水場には先ほどの３水源以外にも８つの水源の水がブレンドされて供給されることになりますので、正確に宮良川を水源とする世帯が幾つかというのを出すのはちょっとなかなか難しいかなというふうに思っております。
○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　全世帯ですよ。浄水場で一旦ブレンドされて、全て流れていく。島全体にかかわる問題なんですよね。飲み水だけではありません。この宮良川の下流にあるヘギナー堰というところから取水されて、島の農地に水が行くわけですが、その農地面積の何割に供給されていますか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
ヘギナー堰を農業用水の水源としております農地面積については、1706ヘクタールとなっておりまして、石垣島の農地面積の5350ヘクタールの約３割を供給しております。
○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　農地面積の３割にまで影響が及ぶわけですよ。
そこで、環境条例のことについて聞きます。
こうした大規模な開発工事が環境に及ぼす影響が大きいから、昨年条例を改正したと思いますが、改めてその意義についてお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。
環境影響評価制度の目的は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業につきまして、住民等の意見や関係機関の意見を聴取する手続等を踏まえ、環境に配慮したよりよい事業計画をつくり上げることにあります。平成30年10月から施行された改正条例により、これまで条例の対象とならなかった土地の造成を伴う事業等についても、環境影響評価手続を経て環境に配慮した事業が行われるものと考えております。
以上であります。
○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　この条例は、この水の環境はもちろんですが、それだけではありません。その生態系や景観、あるいは歴史的・文化的環境といった項目も影響評価の対象となっています。
このほど石垣市文化財課が沖縄防衛局に対して、国指定天然記念物カンムリワシの営巣時期になる春先までは工事を避ける必要があるとこのように指摘をしております。また、同地域ではこれまで埋蔵文化財の調査も行われていないので、確認の調査が必要だとも指摘をしています。
陸上自衛隊施設建設に伴う景観・歴史的・文化的環境への影響について、県はどのように考えますか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。
幾つかの観点というふうにありましたが、まず文化財の観点から申し上げますと、当該地域には、地域を定めて指定された国・県の天然記念物は存在いたしませんが、地域を定めず指定された、先ほどありましたカンムリワシでありますとか、リュウキュウキンバト、またセマルハコガメ、キシノウエトカゲ、またコノハチョウなどが生息している可能性があると考えております。これらの文化財はいずれも八重山地域を象徴する重要なものと理解しております。したがって当該地域において開発行為を行う場合は、これらの天然記念物を傷つけたりすることがないよう配慮する必要があると考えております。
市の教育委員会のほうからもありましたが、文化財

の保護につきましては、石垣市教育委員会と情報共有を図りながら連携をして対応してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　公室長、これぐらい自然が残っている大切なところなんですよね。こういった中、沖縄防衛局がこの４月からの環境アセスを逃れるように、この３月に造成工事を始めることは絶対に許されないことだと思います。条例の趣旨を尊重するのであれば、防衛局は自主的にでもこの環境アセスを実施すべきだと思います。

県として、防衛局に自主アセスを求めるべきではありませんか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

県では、宮古島及び石垣島における自衛隊配備計画に関しまして、平成29年６月に文書をもちまして、自主的な環境影響評価の実施、環境影響評価を実施しない場合、地元の懸念事項についての調査の実施及びその結果の公表について沖縄防衛局へ照会したところでございます。沖縄防衛局からは、自衛隊の施設整備に当たっては、環境の保全の観点から環境調査を行い、その調査結果をもとに希少種の移植など、必要となる場合は対策を実施するなど石垣市及び宮古島市とよく相談し、動植物などの自然環境に十分配慮する旨の回答があったところでございます。

県といたしましては、自衛隊配備について地元の理解を得ることは重要であると考えており、環境影響評価の実施を求めることにつきましては、地元石垣市の意向を踏まえながら調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　もう市の文化財課があいうふうに言っているわけですから、自主アセスをしっかりと求めるべきだと思います。

少し順番を飛ばします。６番の教師の多忙化についてから伺います。

私たちはこれまでこの先生たちの多忙化解消のためには、やっぱり先生の数を抜本的にふやすことが大切だと、また少人数学級の実現を訴えてきました。政府がそこに後ろ向きな態度なんですが、それでも県単位でやれることはまだまだあるということを今回質問したいと思います。

最初に、教師の長時間勤務についての実態と見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

実態ですが、県立学校の教職員を対象にしまして、平成29年４月から平成30年３月までの間について調査したところでありますけれども、月80時間を超える長時間勤務者の数は、月平均で154人、月100時間を超える長時間勤務者の数は、月平均で138人となっております。また長時間勤務の主な理由でございますが、部活動指導が最も多く、次いで、授業準備、事務・報告書作成の順となっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　月80時間超えというのは、過労死ラインと呼ばれるラインです。それを超える先生がこんなにいるというのは、本当に異常だと思います。今平均の数字を言っていただきましたが、年間の延べ人数、そこにはもちろんダブルカウントもありはしますが、それでも月当たりの80時間を超える過労死ラインの先生の数は実に1849人です。大変な状況だということを指摘しないといけません。

今県立学校なんですが、次に小中学校の先生の実態を聞きたいと思います。

その前に、先生たちの週当たりの正規勤務時間、どれだけ働くという標準があるそうなんですが、それはどのように定められていますか。実際の勤務の実態は何時間働いているのかお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例というのがございますが、１週間の勤務時間、これ第２条のほうにうたわれていますが、職員の勤務時間は休憩時間を除き１週間について38時間45分とするというふうになっております。

○比嘉　瑞己君　実際はどうなっているんですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　県内小中学校の数字ですが、これについて実態が今把握されているわけではございませんが、平成28年度に文部科学省の実態調査がございます。それによりますと、１週間当たりの学内総勤務時間は、小学校教諭で57時間25分、中学校教諭においては63時間18分となっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　県単位では、この小中学校の把握すらされていないわけです。これは以前にも質問しまし

たが、これまで先生たちのこの残業代、これ法律で例外的に残業代ゼロとされてきたことが大きな問題だと思います。先生たちの働くルールを確立するためにも、まずはこの労働時間の把握と健康管理の責任ある体制をつくることが大事だと思います。

これまでタイムカードあるいはＩＣカードなどの導入を提案してきましたが、新年度の取り組みについてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

県立学校における勤務管理につきましては、平成31年度から本格的に勤務管理システムの運用を行います。そして、教職員の勤務実態の把握に努めてまいりたいと考えております。また市町村立学校につきましては、現在21の市町村でＩＣカード等による勤務管理が導入されております。

県教育委員会としましては、引き続き長時間勤務の縮減に向けて、その実態把握も行いながら実効性のある取り組みに努めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この県立学校は全校で把握をするという理解でいいですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　はい。そのとおりです。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　それともう一つ、現場の先生たちに聞くと、こうやってタイムカードで把握するのもいいんだけど、結局持ち帰り残業になってしまうというそういった心配の声もあります。やっぱりこれまで学校や先生たちにさまざまな業務がふえてきたことが大もとにあるそうです。現場に負担を与えているこの業務の削減が今必要だと思いますが、この対策はどうなりますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　県教育委員会のほうでは、県立学校、また市町村の教育委員会に対しまして、学校の実情はございますけれども、その実情に応じた行事・会議の精選をやってください、また見直しをしてください、調査報告書の簡素化・縮減、またノー残業デーの設定等、その業務改善に向けた提言等をこれまで行ってまいりました。また勤務時間の管理、定時退勤日の設定などを含みます沖縄県教職員働き方改革推進プランというのを今年度中に策定いたしまして、各学校に配布しますとともに、その内容については保護者の皆様、地域の皆様に周知を図ってまいろうと考えております。そういったことも進めながら学校現場の業務改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ぜひ次質問するときには、これだけ業務が減りましたと言えるような目に見える形での改善を求めたいと思います。

先ほど教育長おっしゃったように、この長時間労働の原因に部活動という理由が一番に挙がっていました。

そこで質問ですが、この部活動指導員を導入することを求めてきましたが、新年度どうなりますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　御質問の部活動指導員ですが、教員の長時間労働の改善または専門外の顧問の先生の負担軽減を図る目的で配置をしようというものでございます。新年度、31年度の配置計画につきましては、県立高校に30名、県立中学校に９名、市町村立中学校に76名、合計115名を配置する予定としております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　大きな一歩だと思います。ただ一方で、この部活動指導員の――部活は教育的な意味があると思うんですよね。ですが、この指導員によって勝利至上主義に走るような危険性、あるいはその部活の過熱化というところも不安があるようです。そういったことに対する教育的意義のある部活動にすべきだと思いますが、対策はどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

部活動指導員の任用に当たりましては、指導をするスポーツに係る専門的な知識とか技能だけではなくて、学校教育に関する十分な理解を有する方を配置するというふうにしております。また学校の設置者、学校ですけれども、部活動指導員による指導を行う場合であっても、適切な休養を伴わない行き過ぎた指導は、生徒におけるさまざまな弊害を生むということから、練習や休養日を適切に設定することとなっております。部活動指導員は、さらに指導の際、30年３月に国が策定したガイドラインに示された適切な休養日等の設定とありますけれども、そういうものも遵守していくということでその辺もしっかり踏まえながら、指導をやっていただこうと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ぜひ関係者の声を大切にしながら進めていただきたいと思います。

続いて、渡名喜村の振興について伺います。

渡名喜島、那覇からフェリーで１時間45分の小さな島です。フクギ並木と白い砂が続く集落ですが、渡名喜村の家屋は大変特徴があって、台風の影響を避けるために道より一段低く建てられているんですね。そうした渡名喜から伝わる昔ながらの風景が、文化庁から認められて、渡名喜村の島の集落全体が重要伝統的建造物群保存地区に指定されております。

そこで質問ですが、たくさんある伝統的建造物、島の人たちの住んでいる家ですが、この補修事業の実績と今の現状をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

今御質問の渡名喜村の重要伝統的建造物群保存地区ですが、これは平成12年５月に国から選定されまして、保存地区内の伝統的建造物につきましては、同年より国庫補助を受けて保存修理を行ってまいりました。しかし、平成29年に官製談合防止法違反が発覚いたしまして、現在は補助事業が停止している状況にございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この官製談合事件は村長、教育長が逮捕される不祥事でした。県教育委員会としても、指導監督責任があると思います。この再発防止策を策定して、事業再開に向けて村教育委員会と協力すべきだと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

平成29年に発覚いたしました官製談合防止法違反については、現在、渡名喜村教育委員会が再発防止策を策定いたしまして、32年度の事業再開に向けて国との調整を行っているところでございます。

県教育委員会といたしましても、その再発防止策の策定等に関して、文化庁とも連携して助言指導を行ってまいりました。今後とも可能な限り、早い時期の事業再開に向けて、村を支援してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ちょっと本題に戻りますが、この伝統的保存が必要な家々なんですけれども、ただ今課題があるんですね。今その集落の中に、６つの空き家があるそうです。補修をしたいんですけれども、その所有者の財政的な負担が大きくて空き家の状況が続いています。また近年では、島の中でもコンクリート家屋への建てかえだったり、あるいは人口減少による廃屋、こういった増加が課題となっています。保存継承は今後も課題になると思います。ましてやこの渡名喜のように集落全体がその地区になっているものですから、重要伝統的建造物群保存地区の保存継承、県としてどのように考えますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

渡名喜村の保存地区内では、御質問のように近年空き家等もありまして、所有者による管理が難しくなっている建物もあるとうかがっております。

県教育委員会としましては、他の伝統的建造物群保存地区の例なども参考にしながら、渡名喜村教育委員会と十分に意見交換をしながら、地区の保存を図ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　続いて、漁港の整備について伺います。

これまで渡名喜村では台風被害による沖防波堤の補修工事が米軍演習の影響でおくれていました。また、漁港では浮き桟橋について、地域からの要望がありますが、今後の計画について伺います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

渡名喜漁港は、渡名喜島唯一の港であり、漁業活動の拠点のみならず、沖縄本島とを結ぶ定期船が就航するなど、重要な役割を果たしております。県では、国の水産生産基盤整備事業を活用いたしまして、定期船の就航率向上や漁獲機会増大のための防波堤の新設や改良、航路の拡幅等の整備を進めております。具体的には、総事業費約27億円、事業期間にいたしまして平成27年度から36年度までの10年間を予定しております。

県といたしましては、引き続き重点的な予算措置により、事業効果の早期発現がなされるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　最後に、子供の貧困対策について伺います。

(1)ですが、生活に困っている人に寄り添って総合的な支援を行っているパーソナル・サポート事業の役割、大変重要だと思いますが、この実績についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えいたします。

当事業は、那覇市と沖縄市の２カ所の拠点に相談員を配置しまして、ハローワークや各種相談機関等と連携しながら、就職困難者に対しまして、就労につなげるための支援を実施しているところでございます。平成29年度の実績につきましては、相談件数が１万6280件、相談者数が1014人で、就職決定に至った数が499人となっております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　続いて、沖縄県国際交流・人材育成財団の役割と新規奨学金の貸与者の推移をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

沖縄県国際交流・人材育成財団は、沖縄県の教育・文化及び産業の発展に資するための国際性豊かな有為な人材の育成並びに国際交流・協力拠点の形成を図ることを目的としておりまして、奨学金の貸与や国際交流に関する事業などを行っているところでございます。

次に、奨学金の新規貸与者数ですが、高校生等が平成27年度が1012人、平成28年度は798人、平成29年度は636人となっております。また、大学生等の新規貸与者につきましては、平成27年度は151人、平成28年度は124人、平成29年度は146人となっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　直近の滞納者の人数、割合、滞納額はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　平成29年度の滞納者の人数が――これ高校生のほうですが、1705人で割合が16.1％。金額が１億1680万ほどになっております。大学のほうが、滞納者が277人、割合が15.3％、金額が9456万ほどになっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　これ新規で借りる方も年々少なくなってきて、一方で滞納者というのは、１割以上が滞納となっています。私はこれまで同財団で、所得に応じた返済制度を導入すべきだと提案しましたがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

所得連動型の返還方法の導入でございますが、これにつきましてはマイナンバー制度でありますとか、期間保証などが基本的に必要であるというふうに考えておりまして、それ以外の方法による場合は、毎年度奨学金の貸与者自身が所得の状況を財団のほうへ申告する必要がございます。そういうことで、所得申告の方法による制度の導入につきましては、毎年度貸与者が手続をする必要があること、その所得の把握でありますとか、期間保証の検討など事務経費の増大などさまざまな課題が考えられまして、そういう状況でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　できない理由を探すよりも、生徒を信じて、この制度を導入すべきですよ。

もう一回別の角度で聞きますが、高校生を対象とする奨学金には２種類あります。家計がより厳しい世帯を対象とした高等学校奨学金の新規貸与者の実績、推移を伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

高等学校奨学金の新規貸与者数ですけれども、平成27年度が18人、28年度が28人、29年度は19人となっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　教育長、今沖縄県は県挙げて子供の貧困対策に取り組んでいます。私もこの財団の奨学金を利用して、今ここに立っています。本当に感謝しかないんですよね。この国際交流・人材育成財団も、この子供の貧困対策に対して積極的な役割を果たすべきだと思います。今言った高等学校の奨学金の採用枠、あるいは奨学金の金額をふやすなど必要じゃないでしょうか。

もう一つ、県内大学や専門学校への給付型奨学金も創設が考えられるんじゃないでしょうか。最後にお願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

国際交流・人材育成財団が実施しております高等学校奨学金等々は、成績基準がなく、経済的な理由によって就学困難な方へ学資を貸与することで勉学を支援して有為な人材の育成を図ることを目的に実施してまいりました。

この奨学金事業ですけれども、支給要件を満たしている応募者につきましては、奨学生として全員を採用しております。事業の拡充等につきましては、議員から御意見ございましたが、財団とも意見交換を行ってまいりたいと考えております。

また、給付型の御提案でございましたが、これにつきましては、財団のほうは現在無利子の貸与型奨学金を実施しているわけですが、内閣府においては、平成30年度から家庭の経済状況に左右されず進学の機会が得られるようにということで、沖縄独自の給付型奨学金を創設されましたし、これは国際交流・人材育成財団のほうで事業を実施しております。国のほうでは、日本学生支援機構ですけれども、県内大学への進学者も対象とする給付型奨学金を29年度から開始しております。また、現在国のほうで高等教育の無償化に関する検討が進められておりますので、現在実施しているもろもろの事業の状況も踏まえつつ、高等教育無償化の制度による支援状況等の動向も注視しながら今後どうすべきかというのは検討していく必要があるかなと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

朝鮮半島の非核化と平和への期待の高い２回目の米朝首脳会談が始まっています。知事の見解を伺います。

子供の貧困対策について。

これまでの県の取り組みで子供たちや県民に希望が広がっていると思うが、知事の認識はどうですか。就学援助率の向上、学童クラブの利用料補助などの成果と今後の取り組みを伺います。

乳幼児期の調査結果はどうなりましたか。今後の対応策について伺います。

市町村によって就学援助率に格差があります。援助率の引き上げと格差をなくすために拡充すべきだが対応について伺います。

ひとり親家庭の高校生のバス賃補助の実績と利用者の声はどうでしょうか。19年度の対象人数など計画を伺います。

子供の放課後が安全で健やかな成長の場となっている学童クラブの支援について。

学童クラブ利用人数と待機児童は何人いるのか、全国と比べてどうか。学童クラブ数と公的施設利用数、公的施設の増設計画と支援拡充について。

支援員の正規雇用率、平均勤続年数と平均給与額を伺います。処遇改善策を伺います。

政府は、学童クラブの支援員を従うべき基準から参酌基準に閣議決定し国会に出しています。専門知識や技能を有していなくても、１人体制でもよいとする改悪であり、県は従来の基準を堅持すべきです。見解を求めます。

教育行政について。

当時の教育長は、小中学校の教員を全国並みの正規雇用率にすると議会答弁をして、５年間で1500人の教員採用を計画しましたがどうなりましたか。現在までの採用人数と正規雇用率を伺います。今後の対応はどうですか。

美咲特別支援学校は過大校になって、５年前に適正規模にするため、はなさき分校を設置しました。両校とも定数に対して生徒数はどうなっていますか。中部地域に特別支援学校を増設すべきだが対応を伺います。

大平特別支援学校について。

通学路は歩道が狭く、生徒の登下校に危険な道路です。学校から歩道の拡幅要望が何度か出されたようだが、どう対応したのですか。急ぎ対策すべきではないですか。

大平特別支援学校からパイプラインへの出入りの際、渋滞しているパイプラインへの進入がなかなかできずに学校関係車両などが困難を来しています。パイプライン側に引かれていた白線が廃止されたためだが、緑のおゆずり区間などの対策で解決できるのではないか、対応を伺います。

厨房にクーラーがなく、調理員が体調不良になって休むなど健康にかかわる事態です。設置を求める要請があるが、設置を急ぐべきではありませんか。

制服の自由選択制についての見解、実施している高校はどこですか。中学校、高校での実施を拡大することについて対応を伺います。

住宅行政について。

県営住宅の入居募集に対する応募者数はどうなっていますか。県営住宅の新設が必要だと思いますが、計画を伺います。

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、低所得世帯などの住宅確保が困難な世帯に対する公営住宅の確保

はどうなっていますか。

住宅確保が困難な世帯の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録は、全国と沖縄はどれだけですか。保証人のいない高齢者の住宅確保は重要な課題だと思うが、対策を伺います。

高齢者福祉について。

加齢による難聴者の補聴器購入について、政府に公的補助制度の要請を行い、県独自の補助制度も実施することについて。

特別養護老人ホームの待機者と整備計画を伺います。

ひとり暮らしの車椅子生活の障害者が介護認定を受けられないで悲鳴を上げています。要支援者が入居できる施設はありますか。県内の整備状況はどうなっていますか。

児童虐待の根絶に向けて。

野田市の小４少女の虐待死亡事件は、助けを求める少女の命を救えなかったことに痛恨の思いです。知事の思いはどうですか。県は何を教訓にするのですか。

県の児童虐待相談は全国と比べてどうですか。ＤＶと児童虐待は関連しているとの指摘がありますが、児童相談所の職員体制を抜本的に増員を図るべきではないですか。

伊平屋空港建設の進捗状況を伺います。

渡久地議員の代表質問に関連して伺います。

県民投票の結果に対し、安倍首相は、投票結果を真摯に受けとめると言いながらも、理解をいただきながら工事を進めると表明している。その上、投票日翌日に工事を続行したのは許せません。辺野古新基地建設反対の民意をじゅうりんし、民主主義を否定する暴挙ではありませんか。知事の見解を問います。

投票結果は、サンゴやジュゴンの豊かな宝の美ら海を子や孫の未来に残すという県民の決意もあるのではないでしょうか。

知事は県民投票の結果をもって、あす安倍首相に面会に行く予定です。県民投票の結果は、米国に辺野古工事中止を要求する絶好のチャンスだと思います。安倍首相に面会したときに、知事、一緒にトランプ大統領に結果報告をしたいと要請したらいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　ただいまの西銘純恵さんの質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後１時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前の西銘純恵さんの質問及び質疑に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

質問要旨１の(1)、２回目の米朝首脳会談についてお答えいたします。

昨年６月、史上初の米朝首脳会談が開催され、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思が明確に示されて以来、両国による協議は継続して行われており、昨日27日からベトナムのハノイにおいて、２回目の首脳会談が開催されております。今回の首脳会談における交渉により、どのような声明が発表されるのか注視してまいりたいと考えておりますが、沖縄県としましては、朝鮮半島の非核化に向けた両国の具体的な協議等が進み、アジアにおける平和環境の構築が前進することにより、拉致問題解決を初め米軍基地の整理縮小等、沖縄の過重な基地負担の軽減にもつながることを期待するものであります。

次に、児童虐待の根絶に向けてについての御質問の中の７の(1)、野田市の女児死亡事案についてお答えいたします。

今回の野田市の事案は、将来ある10歳の少女の命が奪われるという余りにも痛ましい事件であり、私としても大変重く受けとめているところです。特に今回の事案では、児童相談所や市町村など関係機関での情報伝達や連携がいかに重要であるかを強く認識しているところであり、今後県として検証を行い、対策に取り組んでまいる所存であります。

沖縄県としましては、二度とこのような悲惨な事件を起こさないという強い決意で、何よりも子供の安全を最優先に、児童虐待の根絶に向けて全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、子供の貧困対策についての御質問の中の(1)、子供の貧困対策の取り組みに対する認識及び成果と今後の取り組みについてお答えいたします。

平成28年３月に策定した沖縄県子どもの貧困対策計画について、本年度、２年間の施策の進捗状況について中間評価を行いました。その結果、計画に掲げた

34の指標のうち、放課後児童クラブ平均月額利用料など25の指標が改善しております。また、県が設置した子どもの貧困対策推進基金の活用などにより、就学援助の充実や放課後児童クラブの利用料負担軽減等に取り組む市町村も増加しております。

沖縄県としましては、沖縄県子どもの貧困対策計画を改定し、さらなる施策の充実強化を図るほか、子供の居場所の設置拡大や離島における対策推進など、課題の解消にも努めてまいりたいと考えております。

同じく２の(2)、未就学児調査の結果と対応策についてお答えいたします。

昨年度実施した未就学児調査の結果、１歳児の母親の約76％が働いていることや、父親の約23％が週60時間以上の長時間労働を行っているなど、保護者の働き方の現状が明らかとなりました。また、低所得層ほど子育てについての悩みを相談したり頼ったりする相手が減ることや、病院等の受診を抑制する傾向が高いことなどもわかりました。このような状況を改善するためには、保護者の働き方の改革や母子健康包括支援センターの全市町村への設置支援、医療費の現物給付などが必要であると考えております。

沖縄県としましては、今後、沖縄県子どもの貧困対策計画を改定し、これらの施策を盛り込むことで、さらなる対策の充実強化に取り組んでまいります。

同じく２の(4)、ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業についてお答えいたします。

本事業は、一定所得基準に満たないひとり親家庭の高校生等に対して、バス通学費の負担軽減を行うものです。割引販売を開始した昨年10月から１月までの販売実績は、約650人となっております。平成31年度は、今年度の販売実績等をもとに、約700人の通学費補助を見込んでおります。事前アンケートでは、通学費の負担が減って助かる、その分を教育費等に充てることができるなどの意見があるほか、現在、利用後の意見を伺う事後アンケート調査を実施しているところです。

次に３、学童クラブの支援についての御質問の中の(1)、放課後児童クラブに登録できない児童数と公的施設活用状況等についてお答えいたします。

平成30年５月１日現在の放課後児童クラブの登録児童数は１万9324人、登録できなかった児童数は760人となっており、利用希望児童数に占める待機児童の割合は、全国の1.38％に対し、本県は3.78％となっております。放課後児童クラブ数は452カ所、そのうち公的施設活用クラブは156カ所となっております。県は、放課後児童クラブ支援事業により、平成24年度から29年度までに、公的施設活用クラブ18カ所の整備を支援したところであり、平成30年度は22カ所の整備支援に取り組んでおります。平成31年度は、施設整備に係る補助基準を拡充し、31カ所の整備支援を予定しております。

同じく３の(2)、放課後児童支援員の正規雇用率等についてお答えいたします。

平成30年度に県が実施した調査によると、県内の放課後児童支援員の正規雇用率は68.2％となっております。また、放課後児童支援員の継続年数は、５年未満が63.2％、５年以上10年未満が18.1％、10年以上が18.7％となっております。県は、クラブに対し賃金改善経費等の補助を行っており、県内クラブの放課後児童支援員正規職員の平均給与額は、平成27年度の約15万7000円から30年度は約18万1000円に改善されております。放課後児童支援員の処遇改善等は九州各県においても課題となっていることから、県は、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して、国に対し放課後児童健全育成事業の拡充について要望しているところであります。

同じく３の(3)、放課後児童クラブの職員配置基準緩和についてお答えいたします。

現在、放課後児童クラブの職員配置については、国が定める基準に従い、市町村条例に基づき、１カ所につき２人以上の放課後児童支援員等の配置が必要となっております。

県としましては、子供の安全確保の観点から、複数配置が適切であると考えております。一方で、離島や僻地などにおいて、クラブ開所に必要な支援員確保が困難な事例もあることから、児童の安全を担保した上で、地域の実情等を踏まえ、職員配置が行われることが重要であると考えております。

次に６、高齢者福祉についての(1)、加齢による難聴者の補聴器購入に対する補助制度の要請等についてお答えいたします。

一般的には、 加齢によって聴覚の衰えが始まっていきますが、年齢にかかわらず身体障害者で聴覚障害とされた者は、障害者総合支援法により原則１割の自己負担で、補装具としての補聴器を購入することができます。一方で、国の予算委員会においては、障害に至らない難聴の支援に関し質疑がなされ、国において実態調査を行うなど検討がなされております。

県としましては、国の動向や他県の状況等を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

同じく６の(2)、特別養護老人ホームの入所待機者と整備計画についてお答えいたします。

平成29年10月末時点の特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、705人となっております。県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、平成30年度からの３年間で、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等を1295床整備することとしており、市町村と連携し取り組んでまいります。

同じく６の(3)、要支援者が入所可能な施設についてお答えいたします。

要支援者等を含む身体機能の低下等により自立した日常生活を営むのに不安がある方を受け入れる施設として、軽費老人ホームが整備されており、本県においては９施設450床を設置しております。また、有料老人ホーム及びサービスつき高齢者向け住宅においても要支援者が入所している施設もあります。

県においては、要支援者の入所状況について、実態把握を行ってまいります。

次に７、児童虐待の根絶に向けてについての御質問の中の(2)、児童虐待相談と児童相談所の職員体制についてお答えいたします。

沖縄県における児童相談所での虐待相談対応件数は、平成29年度において691件で全国37位となっております。子供の前で配偶者らに暴力を振るう面前ＤＶへの対応等、児童相談所の役割は拡大しており、さらなる体制の強化が課題となっております。今般、国が児童虐待防止対策体制総合強化プランを示していることを踏まえて、県においても児童相談所の体制のあり方を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の子供の貧困対策についての御質問で(3)、就学援助の拡充についてお答えいたします。

就学援助制度は、市町村事業として、その実情に応じて実施されており、入学時や毎年度の進級時に説明資料を配布するほか、広報誌への掲載など、各市町村においてさまざまな取り組みが行われております。また、県教育委員会では、援助の対象でありながら利用していないことがないよう、平成28年度からテレビやラジオ広報のほか、全児童生徒へのリーフレットの配布等周知広報を実施しております。なお、市町村においては、県子どもの貧困対策推進交付金を活用し、認定基準の緩和による対象者の拡充等に向けた取り組みが行われております。今後とも、援助を必要とする児童生徒に支援が届くよう、市町村と連携を図りながら、制度の適切な実施に努めてまいります。

次に、４の教育行政についての御質問で(1)、小中学校の教員の正規化についてお答えいたします。

本県の小中学校の正規教員率は、平成21年度においては全国平均93.7％に対し、本県は83.1％、平成30年度においては全国平均92.9％に対し、本県は84.8％となっております。県教育委員会では、平成22年度までは、新規採用者数が150人程度でありましたが、平成23年度以降は、350人程度と大幅にふやし、平成27年度までの５年間で、計画を大幅に上回る1638人を採用し、その後も新規採用者の確保に努め、平成23年度から平成30年度までの８年間で2647人を採用しております。また、小中学校の正規教員数については、平成30年度は7537人となっており、平成22年度と比較して811人増加しております。

県教育委員会としては、おおむね７年後の2026年度ごろには、全国平均の正規率を達成できるよう、新規採用者の確保に努めてまいります。

次に同じく４の(2)、美咲特別支援学校等の生徒数と特別支援学校の設置についての御質問にお答えいたします。

美咲特別支援学校の幼児・児童生徒数については、はなさき分校開校前が371名、開校時で311名、平成30年５月１日時点で357名となっております。はなさき分校は88名で開校し、平成30年５月１日時点で140名となっております。また、児童生徒に必要な教室等については、これまでも適時対応してきたところであり、現在、普通教室の増築も進めております。新たな特別支援学校の設置につきましては、中部地区全体の中長期的な児童生徒数の推移を見据えながら、検討する必要があると考えております。

次に同じく４の(3)のア、歩道の拡幅要望への対応についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、各学校に対し、児童生徒の通学時の安全確保についてを通知し、実効性のある安全対策を依頼しているところであります。大平特別支援学校の通学路の歩道の一部が狭くなっていることは承知しておりますが、同校においても毎年、通学路の安全点検を実施し、点検後に、児童生徒及び保護者へ危険箇所の周知を行っております。今後とも学校、警察など、関係機関と連携を図り、登下校時における安全対策に努めてまいります。

次に同じく４の(3)のイ、パイプライン進入時の対策についての御質問にお答えいたします。

朝夕の混雑時に、大平特別支援学校の関係車両等がパイプラインへ進入しづらい状況にあることについては聞いております。今後、学校と連携し、道路管理者

や関係機関等と調整してみたいと考えております。

次に同じく４の(3)のウ、大平特別支援学校厨房へのクーラー設置についての御質問にお答えいたします。

特別支援学校等の調理場における冷房設備については、施設の改築時において整備を行っているところであります。大平特別支援学校の調理場においては、作業環境の向上のため、平成28年度にスポットクーラーを設置したところです。調理場における調理員の健康管理の観点から、空調設備の増設等については、今後どのような対応ができるか、同校と丁寧に調整してまいります。

次に同じく４の(4)、制服の自由選択制についての御質問にお答えいたします。

制服を定めている県立高等学校58校においては、男女制服の自由選択制を導入しているのが浦添、那覇、西原の３校、導入を決定しているのが25校、現在検討中が９校、相談を踏まえて対応しているのが21校となっております。今後の男女制服の自由選択制導入については、各学校において、生徒の実態や保護者等の意見を踏まえ、検討がなされるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　５、住宅行政についての御質問のうち(1)、県営住宅の入居応募者数及び新設計画についてお答えいたします。

県営住宅の入居募集について、平成29年度は募集時に想定した空き家196件に対し3142件の応募があり、当初16倍の応募倍率となっておりましたが、実績では511件が入居しており、6.1倍の入居倍率となっております。また、公営住宅の新設及び増戸の供給目標量としては、平成28年度から平成37年度までに県と市町村合わせて904戸の整備を計画しており、そのうち県営住宅の新設は200戸の整備を予定しております。

次に５の(2)、住宅確保の困難な世帯に対する公営住宅の確保についてお答えいたします。

県営住宅の入居に当たっては、子育て世帯、障害者世帯、生活保護受給世帯、高齢者世帯等を優遇世帯として、一般世帯に比べ入居できる確率が高くなるよう配慮しております。その結果、平成29年度の新規入居者511件のうち444件、86.9％が優遇世帯の入居となっております。

次に５の(3)、セーフティネット住宅の登録数等についてお答えいたします。

住宅の確保が困難な世帯の入居を拒まない、いわゆるセーフティネット住宅の登録戸数は、平成31年２月現在、全国で7677戸、沖縄では４戸の登録となっております。他府県では旧雇用促進住宅の活用や登録に際して代行入力を行うことにより登録数をふやしており、本県も当該取り組みを参考とし、登録を働きかける予定であります。また沖縄県居住支援協議会において、保証人のいない高齢者へ家賃債務保証等を行う団体の紹介を行っており、平成29年度においては当該団体を利用して54件の高齢者世帯が入居につながったとのことであります。

次に８、伊平屋空港建設についての御質問の、伊平屋空港の進捗状況についてお答えいたします。

県は、伊平屋空港建設予定地における航空機の就航率確認のための気象観測調査を実施するとともに、需要予測などの確認・検証や関係機関との調整に取り組んでいるところであります。今後は、気象観測調査を継続するとともに、航空会社の就航意向取りつけや需要予測、費用対効果の確保などの課題解決に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　９、我が党の代表質問との関連についての(1)、工事を続ける政府の対応についてお答えします。

普天間飛行場の辺野古移設への民意は、過去２回の知事選挙など一連の選挙でも示されてきましたが、今回の県民投票によって、辺野古埋め立てに絞った県民の民意が反対の圧倒的多数で明確に示されたのは初めてであり、極めて重要な意義があると考えております。政府は、その意義をしっかりと受けとめ、直ちに工事を中止し、問題解決に向け、県との対話に応じるべきであると考えております。

次に９の(2)、投票結果に関する県民の決意についてお答えします。

今回の県民投票の結果、反対の投票数が投票資格者総数の４分の１を大きく上回る37.6％となっております。投票された方々は、一人一人がこの問題について考え、その意思を示されたものだと考えております。

次に９の(3)、投票結果の米国大統領への通知についてお答えします。

県民投票条例第10条第３項に基づく通知については、「知事は、内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統

領に対し、速やかに県民投票の結果を通知するものとする。」と定められており、県としては、できるだけ早期に県民投票の結果を通知する必要があると考えております。そのため、今回の県民投票の結果については、知事から直接安倍総理大臣及び駐日米国大使に手交することで調整を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　済みません。休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時41分休憩

午後１時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　純恵さん　最後の先ほど話したんですけれども、通知は条例に従って速やかにやると。だけれども、安倍首相は沖縄の県民投票の結果をアメリカに言うかというところがあるので、この間もいろんな県の要求を全く米国と対等に交渉することができない。だから、デニー知事が安倍首相にお会いしたときに、一緒にこの沖縄の民意を、県民投票ということで、こういう沖縄の民意を一緒にトランプ大統領に話をしたいということで一緒に行かれたらどうかという、そういうことを安倍首相に申し入れをしたらどうかということで今質問をいたしました。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

安倍首相と一緒にトランプ大統領に報告ということでございます。

まず先ほども答弁させていただきましたが、総理大臣、そして合衆国大統領に速やかに通知すると。安倍首相とお会いしたときには、まず私ども工事を直ちにとめていただきたいというのがまず最初になろうかと思います。その上で、県との対話に応じていただきたいということを申し入れることを考えております。

大統領への通知、一緒に行うかにつきましては、その後の対話を通して、きちんとお互い意見交換を行いながら、この辺野古の県内移設の民意、そして軟弱地盤など施工上も難しいというふうなことも含めて、県外・国外移設について求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　安倍政権は、沖縄の民意を踏みつけにして、民意を、それに沿って辺野古工事をとめるということをずっとやって来なかったわけです。でも、辺野古の大浦湾の海を見たら、アメリカの――トランプ大統領が沖縄に来ますかということにはなるんですけれども、アメリカ政府の高官などが、やっぱりこの辺野古問題は、県民投票でもこれだけの圧倒的な民意が出たけれども実際どうなのかということで、沖縄にこの米国政府側が来るというところも含めて、やっぱりアメリカ側に物を見てもらうということも、ある意味では大事ではないかということで私は、安倍政権が沖縄県民の声をブロックしているんじゃないかと思うんですよ。ですから、逆にアメリカ政府に対して、そういう声を届ける必要があるのではないかということで提案をしているんですけれども、直接アメリカ側に要請をしていくということも含めて、知事が検討なさるのかということをお尋ねします。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

今回の通知は、県民投票条例第10条第３項に基づく通知ということです。

今西銘議員の趣旨は、我々も思いとしては同様に思っております。どのような形でこの沖縄県の実情を日本政府に届けるかということについては、この通知をした後――通知の内容についても、今鋭意調整しているところでございますけれども、しっかりとその米国政府へこの沖縄県民の思い、そして実情を伝えることができるか、それについてはしっかりと検討して対応してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　そこが大事だと思います。

それでは、教育長に教育問題でお尋ねします。

小中学校の先生方、現年度の定数は全国平均92.9％としたときのどれだけ教員が不足しているか。そして、県立高校、特別支援学校、これもお尋ねします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

平成30年度の教員定数と全国平均の92.9％とした場合の不足数という御質問ですが、まず公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる標準法ですが、これに基づく平成30年度の公立小中学校の教員定数は、8889人となっております。教員定数を固定した場合、正規教員を721人程度ふやせば、いわゆる全国平均並みの正規教員率になるものと試算されます。

○西銘　純恵さん　県立高校と特支も聞いたんですが。いかがですか。

○教育長（平敷昭人君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時48分休憩
午後１時49分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
教育長。
○教育長（平敷昭人君）　失礼しました。
御質問の県立学校、高校、特支の全国並みとの差の御質問ですが、実は小中学校は正規率の全国の数値がございますが、高校、特別支援学校については、その全国の数値というのが把握されておりませんで、その比較ができないところであります。ちなみに、正規教員率を見ますと、平成22年度が沖縄県88.1％あったのが、平成30年は91.1％で3.0ポイントほど増加しているというところでございます。
○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。
○西銘　純恵さん　県立学校の先生方も正規をふやしていっているということで、努力、頑張っていると思います。92.9％、小中学校ですけれども、100％が定数なんですけれども、これを平均以上の都道府県というのは何カ所ありますか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。
全国平均92.9％を超えております都道府県は、県の数は20の都道府県となっております。
○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。
○西銘　純恵さん　やっぱりまだまだ沖縄県は頑張らなくちゃいけない。先ほど2026年までの解消、全国並みとおっしゃったんですが、そもそもは100％を目指すというのが当然なことではあるんですが、おくれを急いで取り戻す立場に立っているということは評価したいと思います。
2018年までの新規採用教員数は先ほど答えていただきましたかね。退職者がそのうちいらっしゃるので、結局811人増になっているということだったんですけれども、次年度から2026年までの毎年度の退職予定人数というんですか、それはどうなるんでしょうか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後１時52分休憩
午後１時52分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
教育長。
○教育長（平敷昭人君）　お答えします。
退職予定者数ですが、普通退職でありますとか、死亡退職等については、毎年変動いたしますので、定年退職という形で申し上げますと、平成30年度末、今年度末においては、定年退職175人となっておりますが、定年が60歳のままとした場合、７年後の2026年３月末までの定年退職者数は、1662人を見込んでおります。
○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。
○西銘　純恵さん　ということは、平成22年から30年までに2647人新規採用されて、退職が1609人だったので、これと匹敵するような1662人、もっとふえる退職人数からすれば、新規採用は2700人ぐらいやらなければ今の計画が達成できないと思うんですが、それはそうでしょうか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後１時53分休憩
午後１時53分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
教育長。
○教育長（平敷昭人君）　お答えします。
教員定数を平成30年度の8889人としまして、その他の条件については変動がないというふうに仮定した場合ですけれども、不足数は721人となっておりまして、平成30年度末から2026年３月末までの定年退職者数は1662人、先ほど申し上げましたが見込んでいるところでございます。この不足数と７年後までの定年退職予定者数を合計すると、2383人となります。このため平成31年度からは、2026年まで１年当たり350人程度を採用すれば正規率はおおむね達成する試算になろうかと思います。
○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。
○西銘　純恵さん　思い切って全国並みにするということで頑張ってこられた。それをそのまま継続して、できるだけ７年といわず、今頑張っている皆さんが、本当に１年ごとにどこの学校に行くかというような、臨時で何十年間も頑張っているという教師の皆さんが安心できるためには、少なくとも今おっしゃった700人余りの今でも全国並みに、平均にしても、すぐにでも本務でっていうところなんですけれども、計画的にでも県がやっているというところを評価したいと思います。ぜひ100％というのが当たり前ということで、そこも視野に入れて頑張っていただきたいと思います。
それでは次、子供の貧困対策について伺います。
就学援助で――教育長ですね――入学前の準備金支給について、県は市町村に積極的に声をかけていますけれども、どれだけ新年度前進しますか。現年度と比べてどうなりますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後１時56分休憩

午後１時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

新入学児童生徒学用品費等の入学前支給についてでありますけれども、これまで実施市町村はありませんでしたが、平成30年度入学生から小学校で７市町村、中学校では16市町村が実施したところであります。31年度の入学生につきましては、小学校で22の市町村、中学校では25の市町村が実施を予定しているところであります。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　11市は中学校入学前に準備金を支給ということで、全市がやっていますけれども、新学期やりますけれども、小学校についてまだできていないというところは、やっぱり事務的なやり方だと思うんです。実際は９カ所はできている、新年度できるということですから、小学校入学前のランドセルとか机とかいろいろ準備金ってその就学援助金を使ってもまだ足りないという状況の中で、やっぱり入学前にしっかり支給できるようにもっと取り組みを、次年度には全市町村ができるぐらいの頑張りをしていただきたいと思います。要望です。

あと最後に、デニー知事は、辺野古新基地問題も本当に県民の期待に応えて頑張っています。子供の貧困対策も力を入れて早々に現場視察をされております。視察内容と知事の受けとめを伺います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は、昨年10月に県知事に就任後、私の公約の一丁目一番地である子供の貧困問題について、支援の現場で働いていらっしゃる方々の意見を聞き、さらに現場を見て実情を把握したいということで、早急に子供の支援施設を視察したいと事務方のほうにお願いをしておりました。海外出張や10月議会などの対応等もあり、視察自体は11月になったんですが、沖縄市とうるま市、そこに所在する児童養護施設や県立高校、放課後児童クラブ、それからそれらを含めた４つの施設を視察させていただきました。沖縄市の美さと児童園では、私が会長を務めております沖縄子どもの未来県民会議で実施している給付型奨学金の、それを受けて専門学校へ進学している子供たち、卒園生３人と意見交換をじかにさせていただきまして、この奨学金があることで夢に向かって頑張れるという、本当に生き生きとした、生きがいがあってやりがいがあって、卒園した後も一生懸命頑張ることができていますという、本当に実感のこもった話を聞かせていただきました。それからほかの施設でも、例えば学校内での生徒の居場所づくりですとか、あるいは子供支援に一生懸命取り組んでいる現場の方々と率直に意見交換をさせていただいて、またうるま市の放課後児童クラブでは、子供たちと一緒にゲームをしたりして参加させていただいたり、本当に楽しい時間を過ごしましたけれども、やはりこうやって現場を見て、肌で触れ合うことで感じられることがたくさんあるなということを実感いたしました。ですから、今後も機会があれば、こういう現場視察を行って、多くの方々の生の声を聞いて、それを施策にしっかりと反映していきたい。そのためには、子供の貧困対策に取り組むとともに、やはりそういう地域とつながり合った施設のあり方、あるいは大人も含めたたくさんの皆さんが子供たちを見守る環境を一緒につくっていくという、そういうことにも目を向けていきながら、誰ひとり取り残さない社会の実現に向けてしっかり取り組んでいきたいというふうに感じた次第です。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　さらに沖縄の子供たちが全国を超える、夢と希望が持てるような環境に前進すればと思っています。

次に、県営住宅に関連する高齢者の居住確保の観点からお尋ねをします。

県営住宅は、住宅セーフティネットの役割を担ってきました。十分に果たされていますか。県営住宅の応募者のうち高齢者はどうなっていますか。

以上、お尋ねします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

平成29年度の入居申し込み3142件のうち、高齢者世帯は430件で、13.7％を占めております。入居できましたのは49件になってございます。入居率は11.4％であり、一般世帯の6.9％を上回っております。また、県営住宅におきましては、１万6369戸ございますが、その入居世帯中、高齢者世帯は3998戸、24.4％となっております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　県営住宅は、所得の低い皆さんを入居させるものです。とりわけ沖縄の高齢者の皆さん、年金が低いと思うんですけれども、今の430の応募に対して49件しか入居できなかったとか、この高齢者の所得状況が全国と比べてもどうなっているのか。もっと県営住宅が、公営住宅をふやすべきではないかと思うんですが、まず所得状況をお尋ねします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

県営住宅入居者の所得につきましては、個別の家賃算定等に使用するために確認しておりますが、統計的には集計していないため、所得状況は把握してございません。全国的にも所得状況はまとめられていないため、比較は難しいと考えております。なお、県営住宅の高齢者世帯におきましては、所得が年金のみである世帯が大半を占めているという状況は確認しております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　部長、今手元にちょっと持ってこなかったんですが、皆さんがつくった基本計画、その中に高齢者の所得状況、全国と比較したのが載っているんじゃないですか。所得100万以下が全国の２倍――沖縄県ですよ――300万未満が全国の1.5倍という、そういうのもみんな、皆さんが調査をした中で冊子にあって、私は当然にそういう答えが返ってくると思ったんですがどうなんですか。

○土木建築部長（上原国定君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時４分休憩

午後２時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　大変失礼いたしました。

先ほど沖縄県住生活基本計画をもとに説明しようと思ったものですから、ちょっと抜けておりました。沖縄県高齢者居住安定確保計画というのがございまして、これは平成27年３月にまとめられた冊子でございます。その中に、沖縄県の高齢者単身世帯の収入の状況がございまして、100万未満が37.9％、100万から300万未満が40％という数字がございます。

○西銘　純恵さん　全国比も聞いています。全国の何倍かって。

○土木建築部長（上原国定君）　済みません、お答えいたします。

先ほど言った37.9％、100万未満に対しまして、全国は13.9％でございます。100万から300万というのは、ほぼ一緒で40.5％となってございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　沖縄の高齢者の皆さんが、本当に所得が低いというのを皆さん認識すべきだと思うんです。みずから決めた計画、調査そのものを頭に入れて、私高齢者の皆さんの住宅確保を聞いていますから、そこはしっかり答えていただきたいと思います。

住宅の供給目標量は全体でどれだけですか。公営住宅の目標はどうなっていますか。目標達成されたんでしょうか。そして、高齢者向け住宅の目標と実態はどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

沖縄県住生活基本計画では、平成28年度から平成37年度までの計画期間における公的な支援により居住の安定確保を図るべき世帯である要支援世帯数を２万1000世帯と算定しております。これに対応する公営住宅の供給目標量を１万4400戸としております。このうち県営住宅では、7900戸の供給を予定しており、平成31年１月末現在で1646戸を供給しており、達成率は20.9％となっております。また、沖縄県高齢者居住安定確保計画における目標値は、平成32年度の高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を４％、１万2961戸としております。平成29年度時点の高齢者向け住宅の戸数は１万2673戸で、目標値に対する達成率は97.8％となっております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　シルバーハウジングの実態もわかりますか。県内、どうなっているか。そして目標値に対して90％超えているということで今答えられたんですけれども、この高齢者住宅の中には、有料老人ホームなどもみんな入っていると思うんです。有料老人ホームというのは、要支援の方も入りますということで、これはほとんどの何百余りの県内の有料老人ホームが要介護も、もちろん要支援も入れますということになっているけれども、実際は、私が直接確認したところは、要介護３以上でなければホームの運営がきついと、厳しいと。だから介護１、２も受け入れることはできないし、要支援なんてとてもじゃないけど受け入れられませんと。だから、もう一度調べてほしいというのは、要支援の方が入所できると言われている有料ホームとか、そういうところで本当に要支援の方が入れているのか、はじかれているんじゃないか、達成率９割というのは間違いじゃないか、本当に介護状態にならない皆さんの居住が確保されていないんじゃないか。民間のアパートにまだいる状況じゃないかということをぜひ調べていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　先ほど高齢者向け住宅の戸数、１万2673戸で達成率は97.8％と説明させ

ていただきました。その内訳でございますが、１万2673戸のうち、シルバーハウジングが152戸、高齢者向け有料賃貸住宅が46戸、サービスつき高齢者向け住宅が2485戸、軽費老人ホームが450床、養護老人ホームが300床、あとは有料の老人ホームが9240床と、それを全て合計した数字となってございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　調べていただきたいというのは、入居部屋代、これも生活保護の皆さんが入居するには入れない、家賃10万を超える、19万とかそういうのもありますから、実際はペーパー上ではそういう施設が入れますよと言っても、所得に応じて――生活保護受給中は９万ちょっとしか、今低くなっているから認められていないんですよ。そういう意味では、実際は入れないと。そこをもう一回実態調査をやって、本当に低所得の高齢者の皆さんが大変苦しんでいると、苦悩しているというところを、実態調査をやっていただきたいと思います。

次、お尋ねしますけれども、長年住んできたアパートの老朽化で立ち退きを要求される高齢者がふえています。移転先で高齢者という理由で入居を断られることがあるのはどうしてでしょうか。調査されていると思いますが。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

入居を断られる場合の理由ということでございますが、平成25年度に県が市町村や不動産会社に行ったアンケートによりますと、高齢者というのみの理由で入居を断った事例の主な理由としましては、連帯保証人の不在、出火等安全管理への不安、居室内での孤立死の懸念などが挙げられております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　本当にひとり住まいの高齢者、今のような状況で、民間になかなか入れないというのがあるんです。琉大の調査で、３年間で431人の孤独死という衝撃の報告がされています。知事の受けとめをお尋ねします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時15分休憩

午後２時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　先ほど土建部長の答弁で入居拒否の理由として、保証人が不在ですとか、そういった中でまた孤立死が入っていると。昨今、そういったものが社会問題になっているということも承知しております。そういった高齢者のいわゆる孤独死ということについては、入居の問題もありますけれども、それ以外にもやはり高齢者に対する福祉関係の対応というのも極めて重要だと思っております。そういったことについて、やはり県も部局の垣根を超えて、しっかりと対応しなければならないものだと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　公営住宅に高齢者施設というのが併設できるんですよね。それがなかなか進んでいないんじゃないか。最近改築ふえていますけれども、その中に大体住みなれた皆さんが改築でそのまま住むというときにも、もう１人になっているとか、入居、独居になっているとかありますけれども、その中に高齢者福祉施設を併設して、副知事が今おっしゃったそういうこともできるんじゃないかと思うんですけれども、この方向で行くべきではないでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時17分休憩

午後２時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　高齢者の施設につきましては、市町村の計画に基づいて県も計画を立てて進めているところではございますが、先ほど議員からもありましたとおり、県としましても、住宅施策を担っている土建部と一緒に協議会なども開いているところでございますので、協力しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　神森団地、浦添にありますけれども、高層に建てかえられたんですよ。そこにそういう施設ないんですよ。高齢者が多いんですけれども。だから今言った福祉との連携が公営住宅の中でできていないというのを実感していますので、ぜひそこは、これから改築するのは、その方向でやっていただきたいと思います。

最後に、人間としての尊厳を奪われるような孤独死を生まない行政の支援策というのは、謝花副知事おっしゃったけれども、市町村と協力して、ひとり暮らしや高齢世帯の安否確認のための見守りの体制整備が必要だと思います。それはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　孤独死に関する問題は非常に深刻だと思います。

県としましても、高齢者の見守りについては、例え

ば高齢者の見守りネットワークの構築などを進めております。また老人クラブ連合会などが行っております訪問活動のリーダーの養成などにも支援しているところでございまして、それを含めて、地域で見守る体制を整える必要があると思っておりますので、沖縄県地域包括ケアシステム推進会議というのを今やっておりまして、その中で地域づくりのあり方、検討会の中で高齢者の孤立防止などについても検討してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　最後に知事にお尋ねします。

子供の貧困対策は、沖縄県が全国に先駆けて進めております。今のように、沖縄県の高齢者も大変厳しい状況にあります。本当に年をとっても安心して暮らせる居住の保障、元気ですかと安否を確認する支援体制、それが高齢者の対策も重要だと思いますが、最後に知事の見解をお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　実は、私が社会人としてスタートしたのは老人福祉センター運営協議会の――臨時ではありましたけれどもそこの職員でありまして、当時の老人福祉センター、社会福祉センター、社会福祉協議会ともどもに、私の実社会、社会人としての入り口は高齢者福祉から始めさせていただきました。そのころから、ずっと高齢者の方々が、安心して老後が過ごせるようにということでの取り組みは、さまざまな分野からその調査研究の報告を分析し、そして住まいが必要な方、見守りが必要な方、もっと具体的に生き生きとして自分が存在できる場所が欲しい方、さまざまな皆さんの要望があると思います。沖縄県においても、先ほども子供の貧困対策で申し上げましたが、そのお年寄りの皆さんが、やっぱりウトゥスインチュヤ　ウタカラヤイビンドーと。お年寄りは宝ですよという、今までのウチナーンチュのチムグクルの中から、しっかりと政策に反映できるように、私も引き締めて頑張っていきたいと思います。

○西銘　純恵さん　ともに頑張りたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良　昭一君　会派おきなわの平良昭一です。

一般質問を行います。

１、基地問題について。

(1)、普天間飛行場の返還について。

2014年２月18日に開かれた国、県、宜野湾市による負担軽減推進会議から５年が経過しました。そのとき政府が約束した５年以内の運用停止は実現されていないことからお聞きします。

ア、約束をほごにされ返還されない状況に対する県の考え方を伺います。

イ、今後の政府への対応、交渉のあり方をどう考えているか伺います。

(2)、辺野古新基地について。

ア、軟弱地盤の存在を国会で正式に政府は認めました。それについて県の考え方を伺います。

イ、政府は改良工事でくい７万6000本あるいは７万7000本を打ち込むことを検討していると聞くが、その認識について伺います。

ウ、辺野古県民投票の結果を受けて、県の考え方と今後の方針を伺います。

２、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古新基地建設強行は憲法にうたう地方自治に反するなどとして、元参議院議員が首相を相手に刑法の内乱罪で最高検察庁に告発したが、その件に関して知事の見解を伺います。

(2)、沖縄が世界に誇れる観光・リゾート地として発展することを目指し、県民生活と調和した持続的な観光振興を図るために創設される宿泊税についての考え方と課題について伺います。

(3)、北部基幹病院について。

ア、協議会の内容について伺います。

イ、経営形態の概要と基本的枠組みに関する合意書の内容について伺います。

ウ、合併後の沖縄県とのかかわりについて伺います。

(4)、国営公園管理費について。

ア、これまでの体系との具体的な違いと、メリット・デメリットはどうなっているのか伺う。

イ、地域還元策等の考え方はあるのか伺う。

(5)、平成25年度に策定された北部地域交通体系基本計画はおおむね20年後を目標とした北部地域の総合的な地域交通に関する計画であり、北部振興を交通面から支える施策と言えます。北部地域交通体系基本計画の課題と推進について伺います。

(6)、伊是名、伊平屋行政視察について課題と対策について伺います。

知事は所信表明で離島振興について、諸課題を把握し条件不利性を克服するため交通・生活コストの低減、教育、医療、福祉等の定住条件の整備や離島地域の特色を生かした産業の推進をしていきたいと述べており、早速離島へみずから足を運んでいる姿勢は大きな評価であります。翁長前知事が予定していた伊是

名、伊平屋行政視察は体調不良によりかなわなかったわけですが、デニー知事はそのことを最優先に伊是名、伊平屋を最初に訪問したことは両村にとっても大変ありがたいことであります。

両村の行政視察についての課題と対策について伺います。

３点目、教育関係について。

(1)、中・高校生通学無料化に向けた政策推進について伺います。

(2)、小中学校のスクールバス運用について。

ア、スクールバス利用に市町村間で無料・有料の違いがあるが、その理由について伺います。

イ、スクールバス事業は交付税措置の対象であるとの認識だがその状況を伺います。

(3)、本県の私立通信制高校について。

ア、県内で認可した私立通信制高校は４校だが、その運営状況を聞きたい。

イ、就学支援の現状と課題等について伺います。

４点目、県内の青色回転灯のパトロール車活動について。

(1)、県内の状況と台数について伺います。

(2)、意義と効果について伺います。

(3)、地域との連携は十分か伺います。

５点目、企業主導型保育事業について。

働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスが提供でき、複数の企業が共同で設置したり共同で利用することができる。また整備費、運営費についても助成が受けられることから平成28年度から事業が開始されたものでありますが、以下の点を伺います。

(1)、本事業が創設されてから３年が経過し、さまざまな問題が浮上してきているが、県の考え方と方針を伺います。

(2)、質の確保、事業の継続性の確保について伺います。

(3)、自治体との連携について伺う。

(4)、指導・監査、相談支援の状況を伺います。

６点目、名護市の北部地区医師会が運営する北部看護学校を３年制の短期大学として名桜大学に移行することが表面化いたしました。この北部看護学校公立化について県の考え方を伺います。

７点目、５月から新元号がスタートするが、その対策は十分にできているか伺います。

昭和から平成に変わったときとは比べものにならないほど現代社会でのシステムへの依存度が高くなっております。システム関係者からの不安をかなり聞きます。予想される問題点などがあればお聞きしたいと思います。

８点目、我が会派の代表質問との関連についてですが、新垣光栄議員の代表質問の墓地問題について、土葬可能な土地の確保についてですが、今後土葬も考えていきたいとの答弁でしたが、その対策を具体的にお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　平良昭一議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の、伊是名村及び伊平屋村の行政視察についてお答えいたします。

私は、１月17日に伊是名村、18日に伊平屋村を視察いたしました。18年ぶりの両村への行政視察となり、熱い歓迎を受け、両村長を初め村民の皆様と直接意見交換できたことは、大変有意義であったと思っております。

今回の行政視察では、要望に係る箇所を視察するとともに、伊是名村、伊平屋村の中学校を訪問して、沖縄県の未来を担う生徒たちへの講演、意見交換などを行ったり、そして福祉センターでは高齢者の皆さんとの交流を行うなど、多くの村民と直接触れ合うことができました。また、両村からはさまざまな要望がありましたが、特に共通していたのは、伊平屋―伊是名間の架橋整備の推進と伊平屋空港の早期建設の要望でありました。伊平屋・伊是名架橋の整備については、多くの課題がありますが、環境面の調査も行いながら、課題の克服に向けて、引き続き調査研究に取り組んでいきたいと考えております。さらに伊平屋空港の建設については、その必要性を十分認識しており、早期に事業化できるよう引き続き航空会社などの関係機関との協議調整を行ってまいります。

この架橋と空港について、皆さんと意見交換をする中で多くの方々の話に上がっていたのは、まだ具体的な計画はできていないんだけれども、橋と空港ができることによってどれだけの誘客を見込むことができるのかというその出口戦略と、どれだけのものをそこから運び出すことができるのかという搬出の戦略が大事だというお話を伺いました。そのような中で、例えば分蜜糖工場の件あるいはライスセンターの件などなど、それぞれの個々の課題が密接に両村がつながることによって、この可能性がもっともっと広がっていくという非常に大きな期待のこもった意見交換が実際にできたことは、非常に有意義であったというふうに思っております。

今後もできるだけ多くの離島市町村を視察し、実情の把握に努めるとともに、離島・過疎地域などの課題解決、振興について取り組んでまいりたいと思っております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、基地問題についての(1)のア、５年以内運用停止に係る県の所感についてお答えします。

普天間飛行場の危険性の除去については、ＫＣ130空中給油機の岩国飛行場への移駐が完了しておりますが、普天間飛行場にはＭＶ22Ｂオスプレイが24機、ＣＨ53Ｅなどの回転翼機が30機、ＵＣ35などの固定翼機が４機、計58機が運用され続けており、５年以内運用停止については、いまだ実現されておらず残念であります。政府においては、辺野古移設とはかかわりなく同飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期返還に向け、最大限努力していただきたいと考えております。

次に１の(1)のイ、普天間飛行場危険性除去に係る今後の対応についてお答えします。

普天間飛行場の５年以内運用停止を含む危険性の除去は喫緊の課題であり、辺野古移設とはかかわりなく実現されるべきものであると考えております。県は、平成29年12月の普天間第二小学校部品落下事故等に対し、日米両政府に強く抗議するとともに、早期の危険性除去のため同飛行場所属機の県外・国外への長期ローテーション配備など７項目を要請しました。

県としましては、同飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期返還について、引き続き宜野湾市と連携し、政府に対し強く求めてまいります。

次に１の(2)のア、軟弱地盤に係る見解についてお答えします。

１月30日の衆議院代表質問において、安倍首相は、軟弱地盤の存在を初めて認め、２月22日には岩屋防衛大臣も、地盤改良という新たな要素が加わったので、その分は工期が延びると発言しております。これにより、工期が大幅に延びることは明白であること、さらに、本来保護するべきジュゴンの生態系やその他の重要な環境への影響もはかり知れないことを考えますと、普天間飛行場の危険性を一刻も早く除去するためには辺野古移設が唯一の解決策であるとする政府の主張は、抜本的に見直す必要があります。辺野古新基地建設による普天間飛行場の移設に固執することは、同飛行場を事実上固定化することにほかなりません。

沖縄県としては、今後も政府に対し、辺野古新基地建設を断念するよう、強く求めてまいります。

次に１の(2)のウ、県民投票の結果と今後の対応についてお答えします。

今回の県民投票の結果は、投票率が52.48％となっております。賛成・反対・どちらでもないの投票の数のうち、最も多かったのは反対の投票の数となっており、投票資格者総数の４分の１を大きく上回る37.6％となっております。

県としましては、条例の規定に基づき投票結果を尊重するとともに、投票結果を速やかに内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に通知いたします。

次に２、知事の政治姿勢についての(1)、辺野古新基地建設に関する告発についてお答えします。

辺野古新基地建設に関する告発がなされたことは報道により承知しておりますが、告発された方の御判断であり、県としてコメントは差し控えたいと思います。

次に４、県内の青色回転灯のパトロール車活動状況についての(1)、沖縄・地域安全パトロール車の活動状況についてお答えします。

沖縄総合事務局によると、現在、沖縄・地域安全パトロール隊は、19時から22時は沖縄総合事務局が47台、沖縄防衛局が28台の計75台、23時から５時は、沖縄総合事務局の委託警備会社の25台、合計100台体制で運用されているとのことです。活動状況は、沖縄県内の繁華街等を巡回しており、発足の平成28年６月から平成30年11月末までに、泥酔635件、交通関係64件、少年補導41件、不審者15件、けんか・口論７件、迷子発見などのその他77件の合計839件の通報や救護活動、交通整理等を実施しているとのことです。

次に４(2)及び(3)、沖縄地域安全パトロール車の意義などについてお答えします。４(2)と４(3)は関連しますので一括してお答えします。

沖縄総合事務局によると、パトロールの意義・効果として、県内の繁華街や学校周辺などを巡回することで、犯罪抑止の効果が期待できると説明しており、県は、沖縄県における犯罪抑止対策推進協議会において、国に効果検証を行うよう求めております。また、地域との連携については、パトロールエリアは、地元自治体や地域住民の要望を反映しているほか、地域ボランティアの新都心安全なまちをつくる会等に青色パトカーを派遣し、連携しているとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　1、基地問題についての御質問のうち(2)のイ、地盤改良工事についてお答えいたします。

地盤改良工事の施工方法等については、詳細な説明を受けておらず県としては承知しておりません。

次に2の知事の政治姿勢についての御質問のうち(4)のア、国営公園の管理における体系の違いやメリット・デメリットについてお答えいたします。

首里城及び水族館は、これまで独立行政法人都市再生機構が国から同意を得た上で、同機構が営業契約を結んだ一般財団法人沖縄美ら島財団が管理しておりました。現在、県が都市公園法に基づく国の管理許可を受けた上で、指定管理者として選定した同財団が両施設を管理しております。県が都市再生機構の後を受けて両施設を安定的に管理することで、当該施設を活用して観光・文化施策を主体的に進めることができることから、沖縄振興に大きく寄与するものと考えております。

次に2の(4)のイ、国営公園の管理に関する地域還元についてお答えいたします。

現在、地域と連携した取り組みとして、海洋博覧会地区の花火大会や首里城祭などの行催事、当該行催事における地元事業者による出店、小中学校と連携した環境学習、周辺道路での花壇設置などを実施しているところであります。

県としては、地域や関係機関、指定管理者と連携しながら、施設の利活用による効果を地域にさらに還元できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　2、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、宿泊税に対する考え方と課題についてにお答えいたします。

県では、観光客の増加に伴い、多様化するニーズへの対応を初め、県民生活への負荷や環境等への影響など、受け入れを中心とする顕在化してきた課題に的確に対応するため、観光目的税の導入を検討しているところであります。観光目的税の導入に当たっては、必要性や活用方法等について十分な検討を行うとともに、観光関係者や観光客、県民の理解を得ることが重要であると考えております。そのため、圏域別の説明会やシンポジウムの開催、観光客アンケートの実施等、関係者の理解を得るための取り組みに係る予算を計上したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、2の知事の政治姿勢についての中の(3)、北部基幹病院に関する御質問の中のア、協議会の内容についてお答えします。

基幹病院の基本的枠組みに関する協議会は、平成30年1月の第1回以降、これまでに6回開催しており、統合に当たって整理すべき課題及び基幹病院の基本的枠組みなどについて協議を行ってきたところであります。

次に同じく(3)のイ、基本的枠組みに関する合意書についての御質問にお答えします。

新たな合意書案においては、基幹病院の基本的枠組として、経営システム、整備協議会、県及び市町村の財政負担、剰余金の取り扱い、資産・負債の取り扱い、職員の身分取り扱い、医療機能、職員派遣などの内容を規定しております。このうち、経営システムにつきましては、まず基幹病院の名称は公立北部医療センター、設置主体は県及び北部12市町村、経営単位は北部単独、経営形態は新たに設立する財団による指定管理とする内容を規定しております。

次に同じく(3)のウ、基幹病院に対する県のかかわりについての御質問にお答えします。

新たな基本的枠組みにおきまして、県は、北部基幹病院の設置主体となるだけではなく、同病院を運営する財団の設立にも参画することになっております。新たに整備される基幹病院は、県が深く関与する公立病院であり、県は、不採算医療の提供及びその拡充などの面において、県立病院の場合と変わらぬかかわりを持つことになるものと考えております。

次に、6の北部看護学校公立化についての御質問にお答えします。

平成29年度の北部看護学校の状況を見てみますと、入学生の51.8％を北部地域の出身者が占めており、卒業生の82.5％が県内に就職し、そのうちの27.3％が北部圏域の医療機関に就職しております。

県としましては、同校が公立化した場合にあっても、引き続き北部圏域における看護師確保の役割を果たしていただきたいと考えております。

次に、8の我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、土葬に係る県の主体的な取り組みについての御質問にお答えします。

県としましては、土葬に関する調査を行うことによ

り、土葬の要望や土葬可能な墓地がどの程度あるのかなどについて把握していきたいと考えております。その結果を踏まえまして、今後、既存の墓地や新たに整備される墓地の中に、土葬用区画の設置が可能かどうかなど、土葬のための墓地のあり方について、県が中心となって市町村と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、知事の政治姿勢についての中の(5)、北部地域交通体系基本計画についてお答えいたします。

北部地域交通体系基本計画は、北部地域の総合的な地域交通に関する計画として、北部広域市町村圏事務組合において、平成26年３月に策定されたものと伺っております。同計画では、おおむね20年後の目標として、定住促進、地域交流、産業振興を促進し地域振興を図るため、交通面の施策を推進することとされており、北部地域内の公共交通ネットワークの構築、中南部都市圏とのアクセス強化、本部までの観光流動を北部地域の全域に波及させる観光交通政策の展開等の施策に取り組むこととされております。

県としましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画や沖縄県総合交通体系基本計画に基づく施策を推進していく中で、北部地域の関係者と連携して取り組んでまいります。

次に７、新元号への対応についての(1)、沖縄県庁における新元号への対応についてお答えいたします。

来る４月１日に新元号が公表されることを踏まえ、国は、改元に伴う情報システム改修等について、改元日までに改修作業を終了することを基本とし、改元日以降に旧元号が表記される場合、必要な措置を講じることとしております。現在、沖縄県庁において保有している情報システム264件のうち、135システムが改元を必要としており、120システムが改元日までにシステム改修を終える計画となっております。このほか、データベース等内部管理用のシステムを除く10システムにつきましては、やむを得ず改修が改元日以降となるため、改修までの間、証明書等の元号を手書き修正する等の対応を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の教育関係についての御質問で(1)、中高生のバス通学無料化についてお答えいたします。

県教育委員会では、中高生のバス通学費の負担軽減に向け、平成31年度においては、中高生通学実態調査事業を実施することとしております。当該事業においては、高校生の通学方法や通学にかかる経費、通学距離等に関して実態調査を行うとともに、あわせて中学生の状況把握等も行います。当該調査結果を踏まえ、具体的な制度の検討を行った上で、中高生のバス通学費の負担軽減に取り組んでまいります。

次に同じく３の(2)、スクールバスの利用状況等についての御質問にお答えいたします。３の(2)アと３の(2)イは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

スクールバスは、地域の地理的状況や学校統廃合による遠距離通学児童生徒等の通学のため、各市町村の状況に応じて実施されていると考えております。また、スクールバスの運行経費等については、地方交付税が措置されておりますが、利用料の無料、有料の取り扱いは、各市町村のそれぞれの実情に応じて行われているものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　３、教育関係についての御質問の中の(3)のア、私立通信制高校についてお答えします。

本県が認可した私立通信制高校の経営状況については、法律上、所轄庁への報告義務がないため明らかではありませんが、在学生徒数については、平成25年には１校、808名であったものが、平成30年５月１日現在では４校、１万995名となっており、年々生徒数が増加している状況であります。

同じく３の(3)のイ、私立通信制高校への支援についてお答えします。

本県が認可した私立通信制高校４校への就学支援につきましては、平成29年度実績として、高等学校等就学支援金が10億819万5002円、高等学校等学び直し支援金が787万1926円、高等学校等奨学のための給付金が868万6500円となっております。私立通信制高校の就学支援の課題につきましては、年々生徒数が増加し、その多くが全国各地に居住していることから、事務処理に時間を要しているところであります。今後も学生の学ぶ意欲を支援するため、各学校と連携して適切な制度運営に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　５、企業主導型保育事業についての御質問の中の(1)、(2)、(3)、企業主導型保育施設の質の確保、事業の継続性等の課題についてお答えいたします。５の(1)から５の(3)までは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えします。

企業主導型保育事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大等を目的として、内閣府により実施されております。同施設については、保育の質の確保や事業の継続性、定員割れ等さまざまな課題が指摘されており、現在、国において、職員に占める保育士の比率の引き上げや自治体との連携強化等について検討されていることから、県としましては、その動向を注視してまいります。

同じく５の(4)、企業主導型保育施設の指導・監査等についてお答えいたします。

企業主導型保育施設は、本県では平成30年10月時点で54施設の届け出があり、国から委託を受けた児童育成協会において指導・監査等が実施されております。また、同施設は認可外保育施設として県への届け出が義務づけられており、県においても、児童福祉法に基づく立入調査を実施しております。さらに、今年度は、同協会と共同で説明会を開催し、指導監督基準の周知を図ったところであります。

県としましては、引き続き立入調査を実施するとともに、市町村及び同協会との連携等を通じて保育の質の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　御答弁ありがとうございました。

北部の基幹病院についてからお聞きしたいと思います。以前、県立病院独法化の県民的議論の中で、翁長知事は公約として県立病院の現行の経営形態を維持するということを挙げました。デニー知事の公約、「「北部基幹病院」を早期に実現します」について聞きますけれども、基幹病院は合併であろうが経営形態は県立であることが条件ではないかと私は思っていますけれども、公約の整合性との兼ね合いはどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　県立病院として経営する以上、公約にある現行経営形態維持というのにはかかると思いますけれど、今回基本的枠組みで示したのは、設置主体は北部12市町村も入れるということで県立ではない形の公立病院ということでございます。統合ということでは医師会病院の意向等もございますので、その関係においては、北部基幹病院の早期実現という観点からの整合性については図られるものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　県の案であれ、この経営形態が一般財団法人北部医療財団による指定管理であるということなんですよ。地方公営企業という病院事業の経営形態を維持することが、私はこれまでの議論の中での筋だと思いますけれども、過去の議論を踏まえた中でそれが私は筋論じゃないかなと思いますけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　知事の公約の中にも主要政策と実施施策２つございます。北部基幹病院の早期実現というのは、主要政策の一つでございまして、これは政策の中でも重要視する必要があるだろうというふうに考えております。その意味におきまして、公立病院という形で経営形態を指定管理しておりますけれども、県立病院としていくならば、やはり実施政策にあるように現行経営形態の維持というものは遵守する必要があるかと思います。今回単なる県立ではなく市町村も含めた設置主体での公立病院ということで、この場合においては経営形態、現行の地方公営企業にとらわれる必要はないのではないかというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これまでの過去の経緯を踏まえて、最近行った協議会の議論の中では、市町村長は突然新しい経営形態が出たことにびっくりしているとそういうことを言っているんです。県立地方公営企業法以外での形態に不安視をしているような状況がある中で、市町村長はそれがネックになっているんじゃないかなと思いますけれどもその辺はいかがですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　経営形態に関しては、当初うちから示したのは現行の地方公営企業でございました。協議会を進めていく過程において、市町村それから統合の相手方である医師会病院のほうからは、現行の北部県立病院の現状を踏まえた場合に、経営形態等についても議論する必要があるだろうというお話がございました。ただ問題は、我々とすれば単なる経営形態だけの問題ではございませんと。それ以前の設置主体、それから経営単位、それに経営形態を踏まえた経営システムの問題ですということで、その辺の問題点を整理した上で議論を協議を進めてきたところでございます。その過程において、統合の相手方で

ある医師会病院のほうから基本合意書であるような形の提案がなされたと。市町村長のほうがびっくりしているのではないかというお話でしたけれども、市町村長のほうは経営形態というよりもむしろ財政負担の問題のほうで懸念を抱いている部分があると。特に指定管理となった関係上、これまで協議会においては整備費用の負担の話だけで済んでいたわけですけれども、設置主体参画ということで運営費の問題も出てきていましたので、その面でいろいろ市町村間でも検討が進められているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　県立病院の独法化のときに、かなり議論してきたわけですよ。県議会の皆さんもそれで頑張ってきてそれを維持してきたというような状況がありました。

病院事業局長にちょっとお聞きしたいと思いますけれども、沖縄県の県立病院医療体制は国内でも高い評価を受けてきたわけです。精和病院を含めた６つ、そして19の診療所の医療体制は、地方公営企業法にのっとってこれまで運営してきたわけです。それが高い評価を受けてきたこの歴史的な流れを踏まえて、新しい統合の病院かもしれませんけれども、その経営体制はそれでやっていくというのが沖縄県の病院事業局の筋道じゃないかなと思いますけれどもどうですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　確かに沖縄県の県立病院は、全国に先駆けてといいますか非常に歴史的な経過もあると思いますけれども、離島を含めて県立病院が率先してやっていって、県民の医療を守ったという歴史があります。

今回の統合に関しては、先ほど保健医療部長が話しましたように、北部では非常にスピード感があって決定権が早くできると。そういうふうな北部の方々とか北部地区医師会病院の要望もあったのではないかとそういうふうに思います。結局、結論としては北部地域の医療を守る基幹病院をきちっと早くできるというふうなことが最も重要だと思います。そういう意味では、先ほど話しましたように早期にできるようにどうすればいいかということを北部市町村は保健医療部と検討しながら進めていくべきではないかと考えます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これはかなり議論をまだまだしていかないといけないと思います。

知事、副知事にもお聞きしますけれども、これまでの県民議論の中で、県立病院を維持していくという過去の流れがあるわけですよね。その中で、運営、指定管理をしていくこと自体が今後の県立病院のあり方全てを変えていくような可能性があるんですよ。その辺はどうですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時１分休憩

午後３時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

過去に県立病院の全体的な独法化の議論があったということは承知しております。そういった中において翁長県政においては、県立であるというような話がございました。ただその後、やはり北部圏域における慢性的な医師不足等、そういったものが議論としてあったと。そういった中において医師不足をどのように解消するかという議論の中で統合の話が出てきた、基幹病院の話が出てきたと思っております。

先ほど砂川部長からもございましたように、当初は県も設置主体、経営等も公設という形で考えていたところですけれども、議論の過程の中で医師会病院のほうから経営形態そのものを俎上にのせるべきだと。その背景にありますのは、やはり医師不足などの柔軟な対応とか、先ほど病院事業局長からもございましたがスピード感、そういったものをやるときに本当に経営形態を公設ということにこだわることがいいのかどうかという議論がなされた中で、今の医師会病院の意向を受けて、設置主体は県及び北部12市町村としながらも、経営形態は新たに設置する財団だというような話が出たというふうな報告を受けているところでございます。

この問題につきましては、県だけではなく北部12市町村そして医師会病院、何よりも医師会病院の意向というものは重要でございますので、そういった中において十分議論がなされることが重要だろうというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　この問題は、病院事業局長の権限もかなりあると思うんですよ。医師会の方々の主張だけが前に出てきているような感じがしてならない。もっともっと中身を議論してから結論を出すべきだと私は思いますので、その辺は今後の議論がまだまだ必要だということを提言をしていきたいと思っています。

続きまして、企業主導型保育事業についてですけれども、先ほど54カ所とありましたけれども、これは規定は認可外扱いですか、確認します。認可扱いですか、認可外扱いですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　この企業主導型保育施設は、内閣府のほうが認定というかやるものでございますので、いわゆる県の認可保育所ではございません。ということで認可外保育施設の扱いで県としては指導するという形になります。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　であれば、認可保育園並みの手厚い助成金が受けられているということですよね。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　これは内閣府の予算で出ているものでございますけれども、運営費についてはそれ相当のものが出ているというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　ここなんですよね。昨年、認可、認可外保育園の代表者が集まって協議をした状況がありました。保育士の待遇改善に努力していこう、努力してきましたということもありました。企業主導型の存在が県下の保育園同士の混乱が出てきているんですよ。その辺、情報はないですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　保育所間での混乱というところまではちょっと承知しておりませんが、保育士の数の問題とかもございますので、質の確保についてどうなんだろうというような議論があることは承知しております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　この問題はどこに相談していいかわからないんですよ。国の直轄ですよね、内閣府の。そういう方々が皆さんのところに相談に来るんですか。それとも直接国に相談しに行くんですか、わからない状況なんですよ今。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時６分休憩

午後３時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　企業主導型については、先ほども説明いたしましたが、国の主導で行われているものでございます。認可保育所につきましては市町村がかかわって開設から運営費までやっておりますけれども、そういう市町村との連携がとりにくいシステムになっていることは事実でございます。ということがございまして、県としては、認可外の保育施設としての指導・監督という点でかかわりができるというところでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　国が直接やるということの中で、ここにこれまでの保育事業に関して特に問題点が浮上してきているわけです。その問題点をどう解決していくかということは考えないといけませんよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　今般、国においても有識者で構成する検討委員会などが開催されておりまして、先日も新聞に出ておりましたけれども、企業主導型保育施設を新たに始める場合の条件を厳しくするとか、保育士のパーセンテージを上げるとかというようなことがその検討委員会で骨子案が示されたというふうに聞いております。

県としましても、そのような状況を踏まえまして、またこの検討委員会では自治体との連携も課題であるというふうに上がっておりますので、そこら辺を踏まえまして対応してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　この国の制度の見直しの骨子案は、新設基準の厳格化そして地域の公共団体との連携をとれということですよね。であれば、当然沖縄県だって物を言う権利があるわけです。そのときに県で設立・運営をしていく中で――この企業主導型保育への関係にですよ――それに物を言うことができるんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時９分休憩

午後３時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　先ほどの繰り返しになるかもしれませんけれども、この企業主導型保育施設につきましては、国の権限で設置ということもございまして、県がその後指導という形にはなっております。その辺もありまして、市町村の連携とか県の指導とかということが後手になってしまうというところはございますけれども、今般国においても自治体との連携が課題とされているところでありますので、どのように県がかかわっていけるかというところを国の動きも注視しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　職員の配置基準、あるいは設備等の基準それも全く違うわけですよ。統一されていないわけですよね、国の基準とこれまでも厚労省がやってい

るものの中では。どこが窓口になるかで大変混乱しますよ、今混乱している状況なんですよ。そこにどう対応していくかということの指針は示していただきたい。どうですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時10分休憩

午後３時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　この設置基準等につきましては国の設置でございますので、県のほうで基準を定めるというのはちょっと難しいかと。市町村のほうでやるのも難しいかとは思いますけれども、自治体との連携が課題となっているということでございますので、例えば人数の連絡であるとか、そういうふうなことが検討委員会では話し合われているようですから、できるだけ市町村や県もかかわれるよう意見交換してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　予算の出所が違うわけですから、難しい面もあるかもしれませんけれども、現実に沖縄県でこれまでの保育の流れの中で違うものが出てきて混乱していることは確かですよ。これから保育士の処遇改善をしていこうという中で、そういう曖昧なものが出てくると運営自体も困ってきます。そういう面では、これから連携しながら十分な対策を練っていただきたいというふうに要望しておきます。

続きまして、スクールバス運営についてですけれども、交付税措置ではありますけれども、これは各首長の権限の範囲内であるということですけれども、ただそれに対して交付税を措置している中で、義務教育の子供たちに特に小学生のスクールバスですよ、路線バスではないですよ。スクールバスにお金を出している市町村があるということ自体私理解できないんですけれども、どれぐらいあるんですか、41市町村の中で。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　県教育委員会のほうで市町村教育委員会に確認したところですが、スクールバスを運営している市町村は、22団体ございます。そのうち有料としているのが１市１町２村の４団体となっております。

○平良　昭一君　１市……

○教育長（平敷昭人君）　１市、１町、２村。４団体でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　教育長、義務教育の子供たちがお金を払っていることに関してどう思いますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　スクールバスの運行に当たっては、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、交付税で一定の基準財政剰余額に算定をされておりまして、一定の経費は算入されているところでありますけれども、これについて有料としている団体はそれぞれの実情に応じてなされていると思います。これについては、他の無料の市町村の状況でありますとか、個々の市町村の財政的な事情とか等々も踏まえて、それぞれの市町村で説明責任を持っていろいろな議論をされているかと思いますので、その辺を踏まえて今回の議論も踏まえて、また適切に検討した上で対応していただくべきものかと考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　知事、公約の中で中高校生の通学無料化に向けた政策をつくっていくという中で、義務教育の子供たちが市町村の対応によってスクールバスにお金を払わないといけないという、そういう状況で本当にこの政策を、義務教育の子供たちをそうさせていながら、さらに先に進むというふうな状況にしか私は感じられませんけれどもどうですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　中高生バス通学費、今現在いろんな実態調査を行っているところであります。スクールバスに関しまして、本来設置者である市町村が標準的に行うであろう行政サービスであろうということで交付税上の算定基礎になっていると理解しております。それでスクールバスの台数はそれぞれ当然市町村によって違いますので、交付税で一定の算定がなされていると思います。各市町村で運行経費の一部――具体的な状況はわかりませんけれども、その中の一部を何らかの受益者負担の観点で利用料を徴収しているかと思いますが、これについて実情それぞれ市町村違いますので、今回また明らかになっている他の市町村の状況も踏まえて、さまざまな検討をしていただければなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　私が相談を受けた方が月1500円のバス代を支払って、バスカードを買って、このバスカードがないとバスに乗せてもらえないというんですよ。小学生３名いるということですからかなりの金額になりますよ。そういう面では、この交付税措置の中で首長の優先順位で片づけられることではないと思うんですよ。その辺は、県がこれから新しく中高校生のものもやろうとしている中でありますから、当然その

辺も踏まえながら県の姿勢は示すべきだと思います。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　お答えします。
　県の姿勢ということでございましたが、スクールバスの運行に当たっての一定の財政措置は国の交付税措置で標準的な行政需要、市町村が担うべき行政需要ということについて財政措置がなされているわけでございます。そういった中でその財政措置を踏まえて具体的な対応というのは、やはり首長さんの地方自治ということもございますし、また他の市町村との違いがあるというのをどう捉えるかというのは、また各市町村でしっかり議論いただくのが大切ではないかと考えております。
○議長（新里米吉君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　通信制高校の件ですけれども、私の聞き方が悪かったかもしれませんけれども、生徒以外の支援体制がありますか。生徒以外に対する措置……。
○総務部長（金城弘昌君）　学校に対する……
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　私立通信制高校への支援というのですか、補助につきましては国のほうで直接助成をしておりまして、例えば教職員の人件費などに対する運営経費ということで補助を行う私立高等学校等経常費助成費補助金、特定教育方法支援事業というものがあって、それで支援が行われているところでございます。
○議長（新里米吉君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　先ほど１万900人余りということでしたけれども、定員割れの状況ですか、それともふえているんでしょうか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　定員というと、なかなか通信制ですのでインターネットでやったりとか添削指導とかあるんですけれども、ただやはり今現在、県のほうに届けられている生徒数は１万995名います。その方々はそれぞれ私立通信高校への授業料ですとか入学料ですとか、そういったものはお支払いしているような状況にあるというふうに理解をしております。お話ししたものが定員というんですか生徒数というふうになっています。
○議長（新里米吉君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　当然私立高校になるわけですから、県内にも私立中学高等学校協会というものがありますけれども、そこには所属していますか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　沖縄県私立中学高等学校協会、事務局のほうが昭和薬科のほうにあるというふうに認識していますが、これは法人格を持っているかどうかも我々承知していないものですから、ただ確認いたしましたら通信制高校は加盟していないということでございます。
○平良　昭一君　加盟していない、加盟していないわけね。
○議長（新里米吉君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　これいろいろ助成もあるはずですから、窓口は同じ総務部総務私学課になるわけですよね。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　私立通信制高校、また私立の全日制の高校も含めていわゆる認可庁、定款等変更を含めて認可庁は県になっていますので、その窓口は総務部のほうになっています。
○議長（新里米吉君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　そういう面では、助成等の要望等があった場合は、既存の私立中学高等学校協会とはまた違うわけですから、入っていないわけですから平等性という件に関してはどうでしょうか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　先ほどもお答えしましたけれども、全日制いわゆる私立高校の全日制の４校につきましては、県から支援いわゆる運営費補助等をやっております。ただ一方、私立通信制高校につきましては国のほうでということで、補助のやり方も違うというところでございます。
○議長（新里米吉君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　一応平等性はあるというふうに理解していますので、こういう通信制の学校、かなり今後伸びていくということが予想されます。今後の対応は、公立や現存の私学と同様にかなり伸びていくような状況が生まれてくると思いますので、今後こういう体制の構築は必要になってくると思いますので、提言をしておきたいと思っています。
　ちょっと休憩をお願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後３時21分休憩
　　午後３時21分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○平良　昭一君　辺野古の件でありますけれども、県は当初２万本のくいの試算で２兆5500億円かかると。これが７万7000本になるとどれくらいの予算がかかるかということは承知していないというようなこ

とでありますけれども、これは県の考え方も出すべきじゃないですか、試算を。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

昨年11月に集中協議に当たりまして試算しました改良経費約500億円、それも含めて２兆5500億円でございます。１月に防衛の証拠書類から７万本以上のものが出てまいりましたので、それで再度試算しますと約1500億円というふうに考えております。

○平良　昭一君　ふえた分ね。

○知事公室長（池田竹州君）　総額で500億円という試算から1500億円、あくまでも試算でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　また工期の話になりますけれども、完成の時期がわからないと答弁しておりましたけれども、土木建築技師の話では、１日10本打つのが限界らしいんです。１年で3650本しか打てない。そうしたら20年かかるんですよ。海上の作業ですから、当然気象の影響でこれまでのペースからすると年間200日の作業ペースになると言われています。そうなると38年ですよ。この政府の不透明な工事予算、工期の曖昧さは当然もう許されるべきでもないし、国民にこれだけ莫大な予算と年月をかけていくんだということは、これは沖縄県から国民に知らしめる必要はないですか。だから試算を出してくれということなんですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　あくまでも国土交通省の審理に関する書類として出されたものでございます。こちらも私ども従前、埋立承認が有効であったときから、全体の実施設計を速やかに示すようにというふうに再三求めてきたところですが、まだそれが示されておりません。いずれにしても国につきましては、全体の工事費、総事業費そして工期含めてきちんと示していただく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　県民投票の結果を踏まえて、知事はあした上京して首相と会う、面談をするという予定も入っていると聞いています。これまでの普天間飛行場の返還問題もあります。県民投票のものもあると思います。いろんなものを話せるチャンスであります。対話でいきたいと言っているわけですから、対話の中には、ここの要望も言わないといけないと思いますので、知事にお尋ねしますけれども、あす面談する予定でありますけれども、面談の中でどういうことを引き出していきたいのかということも考えていらっしゃいますよね当然。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今どのような内容で明日その申し入れをするかということについては、細部については詰めている段階であります。いずれにいたしましても、今議員がおっしゃったような現実的に莫大な予算がかかり、年月がいつまでかかるのかわからない。しかも設計図面が示されていない。そんな公共工事はあり得るのかということが国民の皆さんの政府に対する大きな疑問になると思います。私たちはそのことについてしっかりと提起をし、辺野古移設を断念して普天間の一日も早い負担軽減に努めるべきであるということを誠実に政府に求めていきたいという内容にしたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これを私たちは県民投票の中で示しました。それをいかに国民に知らしめていくかこれが今後の作業なんです。その中で面談ができるということは、大変有意義なことだと思います。今知事がおっしゃったとおり、予算、工期、全く見えないような状況の中で公共工事が進められているということを改めて国民に知らせる最大のチャンスが到来していると思いますので、ぜひ県民の負託を背負って頑張っていただきたいなというふうに思っております。

そして我が会派との関連でありましたけれども、土葬の件です。なかなかないようなケースでありますけれども、特殊なケースであります。これまで権限移譲をしてきて市町村任せになってきたものの中で、新たな問題が浮上してきたと私自身も考えております。そういう面では、これは市町村任せでできるようなものではないというふうに私は思っております。先ほど調査を行い市町村と連携をとりたいということでありますけれども、新たな死者を葬るような状況の中でできてきたこと、以前は東北でもそういう火葬場がないところがかなりあったらしいんですけれども、これを沖縄でまた改めてやるというような状況の中ではかなり厳しいようなものがあると思いますので、特に宗教法人での対応は可能かどうかというのは調べてみたほうがいいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　前回の答弁は、墓地経営者に対して土葬が可能かどうか調べるというような――墓地経営者。墓地経営者というのは、市町村それから宗教法人、それから公益財団法人等も含まれて

県内に120近くあるというふうに見ております。非公式ではありますけれども、この中で、将来的に土葬のことについても検討しているというような話もございましたので改めて調査してみようということで、そういう状況を踏まえた上で今後どうするかと。これまで県としては文書等で明確にしたことはありませんけれども、昭和59年、60年ぐらいまでは確かに土葬めいたこともやっていたわけです。ところが、衛生上の問題から火葬のほうを推奨してきたというような背景もございますので、その辺も踏まえながらどういったことができるのか考えていきたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　最後になりますけれども、青色回転灯のパトロール車の件ですけれども、ボランティアのところもあれば先ほどは委託しているというようなところもありましたけれども、一体これはどういう状況になっているんでしょうか。半々なのか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

私ども先ほどお答えしましたのは、総合事務局が実施しております事業に係る部分でございます。全部で合計100台というふうに把握しています。この青色回転灯そのものの手続につきましては、警察本部のほうが担当しておられるかと思いますが、確認したところ30年12月末現在で427団体、852台が警察の承認を受けているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　ボランティアの部分と、公的な予算を使っているという部分があるというふうに分けているわけですよね。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時30分休憩

午後３時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

警備会社に委託しているもの、あるいは基本的に総合事務局そして沖縄防衛局がやっているものがそれぞれ75台と25台というふうに聞いております。沖縄総合事務局そして沖縄防衛局のものは、公用車が多いというふうに聞いておりますが、その全てが公用車であるかまでは確認されておりません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これ、国からの予算の中で沖縄県特有なそういう制度が出てきた中で、当然交付金での運用でありますので当然指名あるいは入札ですよ。その中で一時期県外の方々がそれを委託しているというような状況が、情報が入っていますけれどもどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

沖縄総合事務局に確認しましたところ、現在契約している業者は県内企業であり、また既に実施した――これ平成28年度からでございますが、既に実施した入札において入札参加事業者は全て県内企業であったとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これまで県外の方へ委託したことはないということですよね、確認です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　総合事務局からの回答では、そのようになってございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　最後に本部長に聞きますけれども、地域とのボランティアもかなり最初のころは連携がとれなくて困っていた状況がありました。県警がその中にどうかかわってくるかということも大事になってくると思います。この青パトの必要性というのは、県警本部長としてはどうですか。これからも必要性があるというふうに認識しておりますか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

県警察といたしましては、警察の体制予算に限りがある中で自主防犯ボランティア団体の方々にパトロールを担っていただくというのはこれは重要だと思っておりますし、これからも必要だと思っています。我々としては、パトロールをする際にどういう場所をやればいいかとかいろんな形で情報提供をしたりして支援しておりまして、そういったことをこれからも続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○平良　昭一君　時間がないです。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　皆さん、こんにちは。

一般質問をしたいと思います。

まず１点目、知事の政治姿勢についてでありますが、(1)番目、辺野古新基地の是非を問う県民投票結果への知事見解を伺います。

(2)番目、2013年安倍首相と仲井眞元知事が約束した普天間基地の５年以内運用停止期日の閣議で決めた２月18日が既に過ぎております。当時私たちは、埋立承認を得るための取引をしたのかということを問いただしましたが、仲井眞元知事は、総理が約束したことなのでこれ以上はないという答弁を繰り返しておりました。なぜ、安倍首相は県との約束を守らないのか知事の見解を伺います。

(3)番目、政府は新防衛計画大綱の中で護衛艦いずもを攻撃型空母に改修する狙いや最新鋭ステルス戦闘機Ｆ35等を購入し、防衛予算は過去最高の27兆円と膨らんでいます。明らかに専守防衛を逸脱し、軍拡路線へ突き進もうとしております。今、軍事力に頼らない平和外交への努力が求められております。知事の見解を伺います。

(4)点目、政府は10月から消費税を10％に増税しようとしています。格差が拡大する中、社会的弱者の生活に打撃を与えるので断固反対であります。富裕層、大企業を優遇する不公平税制を抜本的に改革することが先であると思います。知事の見解を伺います。

(5)番、水道法が改正され水道事業の運営権を民間に委託する方式が導入されております。安全な水の安定的供給や料金高騰、災害時対応など多くの不安、懸念事項が山積しております。沖縄県の対応と見解を伺います。

２番、平和行政について。

(1)、総務省が1997年から2009年度に作成した全国戦災史実調査報告書に沖縄戦の戦災記録が抜け落ちております。那覇市の10・10空襲、対馬丸撃沈被害、児童学童疎開、戦災孤児等が記録されてなく沖縄を除く46都道府県の調査記録報告書となっています。県は、2015年11月総務省に戦災記録の盛り込みを要請し、総務省は県と協力し記録を残していきたいと前向きな返事をしています。既に４年も経過しておりますが、その後記録記載はなされているか伺います。

(2)番、県は新年度から平和事業を強化するとして、女性力・平和推進課を発足するとのことでありますが、沖縄戦の継承事業などを含めて内容を伺いたいと思います。

３番、臨時・非常勤職員について。

(1)、地方公務員法及び地方自治法が改正されまして、臨時・非常勤職員が会計年度任用職員に移行します。この法改正の趣旨は、全国の自治体に臨時・非常勤職員が約64万人存在しているようであります。そして、地方行政の重要な担い手として勤務しており、任用、勤務条件を適正に確保することを目的としております。期末手当、いわゆるボーナスの支給や給与、権利など待遇改善が図られるということになっておりますが、これを期待したいというふうに思います。

ア、法の趣旨を伺います。

イ、沖縄県の臨時・非常勤職員の部局別実数と待遇（給与・一時金・権利）等について伺います。

ウ、県条例の予定と実施時期を伺います。

４番、水産業について。

(1)、漁業法改正の問題と対応策を伺います。

(2)番、日台漁業協定の見直しの取り組みを伺います。

(3)番、沖縄漁業のパラオでの操業確保はどうなっているか伺います。

(4)番、糸満漁港での高度衛生管理型荷さばき施設の整備及び那覇市泊市場の整備計画の進捗を伺います。

５番、我が会派の代表質問との関連については取り下げたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　崎山嗣幸議員の御質問にお答えをいたします。

平和行政についての御質問の中の２の(2)、沖縄戦の継承など平和事業の強化についてお答えいたします。

沖縄県は、沖縄平和賞の贈賞、平和の礎及び沖縄県平和祈念資料館を通して、恒久平和の実現に向け、取り組んできたところであります。新たに女性力・平和推進課を設置し、これまでの取り組みに加え、沖縄戦の歴史的教訓を次世代に継承する沖縄平和啓発プロモーション事業を実施してまいります。さらに、県内で平和活動の支援を行う団体等の表彰や、アジアの学生と県内学生との平和交流、国際的な視点で平和構築について考えるシンポジウムなどの実施により、平和を希求する沖縄の心を国内外に発信する取り組みを強化してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、県民投票の結果についてお答えします。

今回の県民投票の結果は、投票率が52.48％となっております。賛成・反対・どちらでもないの投票の数のうち、最も多かったのは反対の投票の数となっており、投票資格者総数の４分の１を大きく上回る37.6％となっております。

県としましては、条例の規定に基づき投票結果を尊重するとともに、投票結果を速やかに内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に通知いたします。

次に１(2)、５年以内運用停止が守られないことに対する県の所感についてお答えします。

仲井眞元知事は平成26年第２回県議会において、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要するとされております。私の公約である普天間飛行場の一日も早い危険性除去の実現のため、同移設計画の進捗にかかわらず、５年以内運用停止を求めたところです。これを受け、政府は同飛行場負担軽減推進会議を設置したと答弁しております。しかしながら、その後、平成27年11月に、当時の中谷防衛大臣が運用停止の実現は地元の協力が得られることが前提である旨の発言をしており、当初の方向性から変遷してきております。政府におかれましては、辺野古移設とはかかわりなく同飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期返還に向け、最大限努力していただきたいと考えております。

次に１の(3)、軍事力に頼らない平和外交についてお答えします。

去る大戦で悲惨な地上戦を体験した沖縄県民は、命の大切さと平和のとうとさを肌身で感じております。沖縄県は、平和の創造に貢献するため、アジア・太平洋諸国等との信頼関係の醸成の場として、沖縄のソフトパワーを生かした地域特性を発揮してまいりたいと考えております。近隣諸国との関係について、平和外交に努力すべきことは当然であり、政府においては、これまでにも増して不断の外交努力を行っていただくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)、消費税増税の見解についてお答えします。

消費税率の引き上げは、低所得者層ほど税負担が重くなる逆進性が高まるとの指摘があることを踏まえて、十分な配慮が必要であると考えております。一方、少子高齢化がますます進展する中で、社会保障制度を支える安定的な財源の確保と財政の健全化を図る上で、消費税は重要な役割を占めていると認識しております。国は低所得者に配慮する観点から軽減税率を導入するほか、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応するとしていることから、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に３、臨時・非常勤職員についての御質問の中の(1)のア、会計年度任用職員制度の趣旨についてお答えします。

一般職の非常勤職員については、法律上、採用方法や任期等が不明確であったことから、会計年度任用職員に関する規定を設け、適正な任用の確保を図ることとして地方公務員法の改正がなされました。これにより各地方公共団体によって異なった取り扱いを統一し、臨時・非常勤職員制度の適切な運用が図られるものとされております。

同じく３の(1)のイ、臨時・非常勤職員の実数と待遇についてお答えいたします。

平成30年６月１日時点で、臨時的任用職員は、知事部局100人、病院事業局93人、教育庁2844人、各種委員会等を含めて沖縄県全体で3072人となっております。また、一般職非常勤職員は、知事部局1104人、病院事業局129人、教育庁230人、各種委員会等を含めて沖縄県全体で1535人となっております。本県の臨時的任用職員につきましては、常勤職員と同様の業務を行っていることから、常勤職員と同様の給与制度となっております。非常勤職員につきましては、定型的または補助的な業務に従事しており、常勤職員との権衡を考慮した給与制度となっておりますが、期末手当については、現行の地方自治法に規定がないことから支給しておりません。

次に同じく３の(1)のウ、県条例の予定と実施時期についてお答えします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行日が2020年４月１日となっておりますので、ことしじゅうには必要な規程の整備を行うこととしています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)、改正水道法に対する見解と対応についての御質問にお答えします。

今回の水道法の改正は、老朽化した水道施設の更新や耐震化のおくれ、人口減少社会の到来による経営状況の悪化により、今後、水道サービスを継続できないおそれがあることから、将来にわたって安全な水を安定的に供給することを目的として行われたものであります。民間事業者が設定する水道料金は、自治体があらかじめ条例で設定した枠組みの範囲内でしか設定できず、災害時における対応も自治体が最終的な責任を負った上で実施されることになっております。今回導入された制度は、あくまで官民連携の選択肢の一つであり、住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、自治体が議会の議決を経て、自治体の判断において導入するものであると認識しております。なお、県においては、安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に供給できる水道を構築するため、水道広域化に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、平和行政についての御質問の中の(1)、沖縄戦戦災記録の掲載についてお答えいたします。

総務省が実施した全国戦災史実調査報告書は、日本復帰した昭和47年以降に取りまとめられたにもかかわらず、沖縄県が対象外となっていることは非常に残念なことであり、沖縄戦の被害実相を記録することについて、平成27年に総務省に対し、要請を行ったところです。この要請に対して総務省では、平成30年１月から同省のホームページにおいて、対馬丸撃沈被害や児童学童疎開、那覇市の10・10空襲等、沖縄県の戦災状況を掲載して発信しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　４、水産業についての御質問の中の(1)、漁業法改正の問題と対応策についてお答えいたします。

平成30年12月14日に公布された漁業法等の一部を改正する法律について、漁業法では、主に１、漁獲可能量による管理システムの構築、２、大臣許可漁業等に関する漁業許可制度の見直し、３、漁業権等の海面利用制度の見直し、４、海区漁業調整委員会の委員選出方法の見直し、５、密漁対策のための罰則強化に関して改正が行われております。これら改正内容に係る具体的運用については省令等によることとされており、現在、水産庁において、基本方針や技術的助言等のガイドライン策定が進められているところであります。

県としましては、水産庁から具体的情報を得ながら、県内漁業関係団体等との連携を密にして情報共有を図ることで、漁業の現場に大きな混乱を生じさせないよう、適切な対応に努めてまいります。

次に同じく(2)、日台漁業取り決めの見直しについてお答えをいたします。

昨年３月に開催された日台漁業委員会において、水産庁を初め、沖縄の漁業関係者が粘り強く台湾側と交渉した結果、４年ぶりに操業ルールが見直されました。見直しの内容について、多くの関係者が一定の評価をする一方、取り決め自体に反対する意見も残っております。県では、去る２月８日、漁業関係団体とともに、国に対し、操業ルールのさらなる見直し等について、台湾側と粘り強く協議を行うよう、要請したところであります。

県としましては、漁業関係団体や国と連携し、年度内に開催予定と聞いている日台漁業委員会等において、操業ルールの見直し等を強く求めてまいります。

同じく(3)、沖縄漁船のパラオでの操業確保についてお答えいたします。

パラオ共和国では、同国の排他的経済水域の約80％を完全な漁業禁止区域とするパラオ国家海洋保護区設置法が2015年に成立し、2020年から完全施行される見込みとなっております。現状のまま移行すれば、本県漁船はパラオ水域での操業ができなくなり、マグロ類の安定供給の懸念、県内漁船同士の漁場での競合、漁獲物の集中による魚価の下落等の問題が想定されます。県では、去る２月８日に、漁業関係団体等と連携し、パラオ水域における本県マグロはえ縄漁船の漁場確保について、農林水産省、外務省に対し、要請したところであります。

県としましては、引き続き、本県マグロはえ縄漁業への影響を最小限に抑えるよう努めてまいります。

同じく(4)、糸満での荷さばき施設整備と泊市場整備についてお答えいたします。

県では、国の水産流通基盤整備事業を活用し、糸満地区を平成31年度新規地区として採択を目指しております。高度衛生管理型荷さばき施設については、平成31年度に実施設計を行い、32年度、33年度で施設整備し、34年度の新市場開設を目指して取り組んでいるところであります。泊漁港の再整備に関しては、

県では、那覇市、県漁連、流通団体、また泊の生産団体等で構成される泊漁港再開発推進委員会との意見交換会を継続しているところであります。

県としましては、新たな荷さばき施設については、泊漁港の再整備の一環として、関係者間による意見交換会等を通して検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　まず、平和行政の中の(1)についてお伺いをします。

確かに先ほど答弁で、総務省がホームページに沖縄県の戦災状況、10・10空襲が掲載されているということでありましたが、私もホームページでこれを見て確かに載っています。でも、私ども会派と社民党が総務省に要請したことは、戦後の1949年の経済安定本部による「太平洋戦争による我国の被害総合報告書」、それと復帰後の1977年から2009年までの約30年間の全国戦災史実調査報告書、この２つの政府の公式資料から沖縄のみ戦争被害状況記録を欠落させて、これを補正すべきではないかというのが私たちの要請事項なんです。それを受けとめてさきの翁長知事は要請に行ったと私は理解しているんですが、この資料は沖縄県がなくて、46都道府県の戦争被害だけ掲載しており、沖縄県だけが疎外されているということなんです。これは、何で沖縄県が抜けているかということをずっと問いただしていたんですが、これをなぜ追加して補正しないのかについての問題が残っていて、先ほどのホームページの掲載については、それは別に私は否定するものでもありません。これは琉大の図書館からもらったコピーなんですが、昭和24年の1949年、46都道府県の戦争の被害調査なんです。広島も長崎も載っています。沖縄県だけないという。これに何でカウントしないのかということを我々は聞いているんです。

それから、これは27年間の米軍の支配下だったから調査できなかったというかもしれないが、復帰をして1977年から2009年までの全国戦災史実調査報告書も出しているんです。30年間近い。これにもない。これ都市の被害、那覇市の10・10空襲もない、それから学童疎開もない。何も載っていないのだから、この２つの政府の公式資料を補正すべきではないかということの立場で要請しているんですが、そのことについては政府が総務省がどう答えたんですかということを聞いていますので、再度答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時14分休憩

午後４時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　沖縄県としましては、平成27年の11月に総務省に対して、沖縄戦などの戦災の記録について要請を行っておりまして、全国戦災史実調査報告書に沖縄県の分がないということがありましたので、その分についてぜひ調査してほしいという内容のことでございました。これを受けまして、総務省の話では、全国戦災史実調査報告書は確かに復帰後作成されているものではございますが、当時の新聞記録などを中心に各県においては情報収集したというようなこともございまして、なかなか県内のものがとれなかったのかなというお話も出てはおりました。ただ、今回この全国戦災史実調査報告書につきましては、発刊が終了しているということもございまして、その内容を総務省のホームページに掲載しているものですから、そこに県の先ほどの対馬丸の被害であるとか、10・10空襲についてなどをまとめて今回登載したということで説明を受けているところでございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　これは確かに既に発刊してないという。しかし先ほど言った1949年、戦後すぐ調査したのもこれは発刊はしてないんですよね。でもこれは国立国会図書館にもあるし、琉大の図書館にもあるし、これは政府の公式記録として厳然と残っているわけですよ。でもこれに沖縄県はない。これを見た多くの県民、あるいは日本の国民からするならば、沖縄で戦争はなかったんだなということの記録なんです、これは。だから、今言っているのは、この記録は米軍占領下のときだったので、沖縄を調査できなかったのか、でも、これ復帰しましたから、政府は何でここで調査をこれに補正しなかったのかというのが言い分だったので、我々は今部長がおっしゃる廃版になっているから云々ではなくて、この資料、厳然と今あるわけですよ。図書館にも。でも日本国民はこれ見たら今、我々記憶にあるんだけれども、何十年後になると、この資料の中には沖縄県はないから、沖縄で戦争なかったんだなという記録になる。学者とか、子供たちとか教育の場に使われる資料になるとこれ厳然と公式な政府の記録なんです。それで４年たったと。先ほど部長が答弁なさった、翁長前知事が浦崎副知事を総務省に行かせた。そうして４年たってどうなりましたかと、私は今回聞いている。それでさっき部長の話ではホームページに掲載されていますよと言いますが、でも私が

聞いているのは、この２つのものが欠落しているので、これに沖縄県だけ調査されていないので補正するということに政府は何と言っていましたかということを聞いているんです。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　先ほどの戦災史実調査の件を含めてですけれども、現在発刊していないということもありまして、その発刊に関してはお答えはなかったところでございますけれども、状況については先ほど申しましたとおり、ホームページで公表しますということではございます。

議員おっしゃるようにその本の中で調査されなかったことの理由等につきましては、その当時どうしてそれが入らなかったかというところについては、総務省としてもわからないというような回答はなさっています。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　そうですね。部長、総務省は何で沖縄が抜けていたのか不明であるということで、浦崎前副知事にも答えておりますね。であるならば、不明なまま今来ていますので、できるならば先ほど言ったように図書館にも厳然として置かれているし、沖縄県がない状態ですので、このこと含めてこれから子供たちも含めて、また学者も含めて、これをもとに将来平和創造を語られたら、やっぱり大変間違った歴史をつくることになると思うので、私はそれは当然誤った歴史的な記録は直されるべきだと思っているんです。それは県としては、翁長前知事はそうすべきだということで政府に働きかけたので、翁長知事のそういった施策を継いで、玉城デニー知事も同感だと思うんですが、同じように政府にこの補正を求めていく努力を改めて継続してはどうかと私は思うのですが、知事のほうから一言その決意のほどを聞かせてもらいたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員御指摘のように、沖縄県における戦争の実相、実態を記録しているということが抜け落ちているということは、国会でもかねてから実は委員会でも議論になっているところであります。であるならば、沖縄県としてはやはり正式な戦争の記録として国が保存するべきであるということをこれからも求めていきたいと思いますし、沖縄県としては県独自でそのような、かつて戦争があった歴史などについてもしっかりと調査をし、保存をしながら、その発信についても鋭意努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　改めてそのことを含めて継続して、努力して、どういう形でこれが補強できるのか、補正できるのか含めてぜひ努力してもらいたいと思います。そうでないと、やっぱり政府の公式資料から沖縄戦がなかったということに、歴史的に抹消されてはならないと私は思いますから、鋭意、玉城知事への御努力もお願いしたいと思います。

それから次に、県は、全学徒隊の碑に犠牲者数1983人を刻銘した補足板を来る３月８日に設置する予定のようであります。これはまさに先ほど話をされた資料の中に載っていますが、住民を巻き込んだ沖縄戦が、学業半ばの14歳から19歳までの生徒を戦場に駆り出して多くの若い命が失われたということで、元全学徒の会が、地獄の沖縄戦で実感した平和と自由、命のとうとさを後世に伝えていくことが平和を守り抜く道につながり、この戦没学徒数の刻字が不戦の誓いを新たにし、平和教育の場となるよう願うものであるということで県に再三要請をして、今回県が補足板を設置するということが実現するようであります。この刻字板の設置されるのが来る３月14日にオープニングを平和祈念公園の中でなさるらしいんですが、この思いを知事も参加をされてぜひ一緒にこの刻字板についての歴史をこれから平和につないでいくことを含めて、参加してくれませんかということで、元全学徒の会から要請書が来ていると思うのですが、知事のほうから日程をつけて参加することについて、できないのかどうか含めて前向きな答弁できないでしょうか。お願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　その全学徒戦没者の追悼式、刻銘板の設置に向けての状況も報告を受けております。なお、この追悼式及び平和の会の参加に関しては部局のほうで調整をしておりますので、その報告を待ちたいと思います。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　ぜひ調整をして、知事、出席をなさってもらいたいと思います。主にその中身の議論はしませんが、ぜひこの沖縄戦における鉄血勤皇隊、ひめゆり学徒の皆さんの歴史がわかると思いますので、ぜひ御参加をお願いしたいと思います。

それから次に行きますが、先ほど県庁の臨時・非常勤職員の待遇をめぐって法改正のことを聞きましたが、私がもらった資料の中に、県庁で働く臨時・非常勤職員の総数は6866人ということで資料をもらったんですが、先ほど部長は臨時職員を除いた数字を答

えていましたが、6866人と聞いたんですが、再度数字、答弁してくれますか。整合性があるように。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　失礼いたしました。

先ほど御答弁させていただいたのは、臨時的任用3072人とあと一般職の非常勤1535人でございます。それ以外にいわゆる任期つきという職員がおりまして、例えば、育児休業等で休んでいる任期つきの職員ですとか、あとは任期つきの非常勤講師等々がございます。そういう方々皆さん合わせますと、非常勤職員は6866人というふうになっております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　そうですね。今回の地公法、自治法の改正の目的が、この一般職の非常勤職員を会計年度任用職員に移行して、期末手当、ボーナスとか退職手当とかを支給し、待遇改善が図れると私理解しているんですが、今部長がお話をされた6866人の中の今回の一般非常勤職員と言われる1535人、非常勤職員ですよ。そして、特別非常勤職員1747人、約3200名余りが私は対象だと思うんですが、実際6866人から会計任用職員に移行する会計任用職員は幾らかということで示してくれませんか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

まず、前提としましては先ほど御答弁しました臨時的任用職員、それと任期つきにつきましては常勤の職員と勤務条件が変わりませんので、その方々は職員と一緒というふうに御理解いただきたいと思います。

また、一方で今議員の御質問にありました特別職の非常勤職員と一般の非常勤職員でございます。まず、一般職の非常勤職員につきましては、今回の法改正に伴って、会計年度任用職員になると。あわせてこの特別職の非常勤については、今回の法改正に伴って中身が厳格化されたところでございます。それで、この1747名のうち、知事部局に限って申し上げますと100名でございますが、今の見込みではその100名のおよそ６割程度が移行するのかなと思っております。それ以外につきましては、それぞれの部局でその厳格化に伴う見直し等が図られて、そういった人数が会計年度任用職員に移行するのかなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　部長、もう一回、もうちょっと丁寧にしてくれませんか。特別非常勤職員という中なんですが、これは病院のほうで1035人いますね。この1035人を移行しないということですか、特別職から。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

病院事業局は全職員4230名いまして、70％が正規職員です。病院事業局の特徴として、1200人近くの、いわゆる現在の嘱託員という方がいて、これらの方々は特別な技能を持っている方で、この方々は多くの病院で必要とされているというふうに考えていますので、採用、次年度この会計年度任用職員というふうな方向で今考えております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　いや、総務部長、これはっきりしないと。先ほどから聞いているように、特別臨時・非常勤職員1747人がそのうち看護師さんで病院のほう、これが1035人、一般職臨時非常勤が知事部局に1104人、合計して3000名余りいるんだけれども、この皆さんは会計任用職員に移行するんでしょうと私は聞いているわけよ。これは何千名ですかと聞いているわけです。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　繰り返しになるかもしれませんけれども、一般職非常勤職員はこの制度に伴って会計年度任用職員になります。ただ一方、この特別職の非常勤につきましては、今回の法改正で、その「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」というふうに定められて、厳格化されたところでございます。それで、このいわゆるそういうふうな「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に該当すれば特別職のまま。ですが、それに該当しないというふうになれば、内容、いわゆるその業務内容を見直して一般職非常勤のほうに変更になりまして、会計年度任用職員に移行すると。そして知事部局に行きますと、精査はまだこれからでございますけれども、この100人のうち６割程度がこれまで特別職と位置づけられた者が厳格化に伴って一般職に移行することになるのかなということで今見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○崎山　嗣幸君　議長、休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時32分休憩

午後４時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

繰り返しになりますが、知事部局については、一般

職非常勤職員の1104名、これはあくまで30年６月１日の数字ですが、この方々とあと特別職非常勤の100人の約６割程度が今回の制度改正に伴って会計年度任用職員に移行するというふうなことでございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　部長、私が聞いたのは、地公法の３条３項の３号、今特別非常勤職員は別に本庁部局だろうが病院だろうが根拠は一緒だと私は言っているわけね。それから、地公法17条１項の非常勤が1100名で、法的に一緒だから私は答えなさいと言っているんであって、それを分別してやるなと言っているんです。移行する職員は今何名かと聞いているんであって、これは別々じゃないんじゃないかと、法的根拠は。一緒じゃないかと私は聞いているわけです、それは。それから、会計任用職員にいくこの根拠となる法律も22条の３項に位置づけるんでしょう。これ一緒でしょう、法的根拠は。それを確認したいから言っている。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　法的根拠は一緒でございます。ただ、任命権者が違うということで、私どものほうで知事部局だけを答弁させていただきました。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　では、今知事部局、病院事業局合わせて数千人になると思いますが、移行する側の職員の会計任用職員になる側の一時金、支給されるのか、また支給される基準と１人当たりの支給金額幾らか、これ総務部長、答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

地方自治法等の改正に伴いまして、会計年度任用職員につきましては、期末手当が支給できるということとされております。支給割合等につきましては、現在、これ来年の４月が制度スタートでございます。他県の状況等も踏まえまして、現在検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　これは総務省からは一時金、職員の基準額の幾らということで示されていると思いますが、部長から再度答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　申しわけございません。まだ他県の状況等を踏まえて検討しているところでございまして、具体的に幾らというのは今現時点ではお答えできないところでございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　この法改正の実施時期が多分来年の４月１日だと思います。この段階での作業過程の中でまだ見えないということなんですが、数千人、6000人とも言われる臨時非常勤職員の皆さんが自分は移行できるのか、できないのか、ボーナスがもらえないのか、もらえるのかということを含めて不安定な状況の中において、総務部長、じゃこの骨格が見えるのはこの条例改正するのはいつごろをめどにしているんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えをいたします。

制度の改正が来年の４月１日というふうに決まっていますので、ことしじゅうには必要な規定の整備を行いたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　ことしじゅうと言っていますが、数千人いる臨時職員の皆さん、それぞれ任用形態が違う人もいるし、残る人もいるということもあるので、この皆さんへの説明というのか、皆さんの案というのか、これはなさらないでそのままやっていくのか、それとも、年度内でぎりぎりにやっていくのか、そういう混乱を起こすのではないかと思うのです。総務省も既にその指針も出しているし、この臨時職員からはこういう職種は行きますと。さっきの看護師さんもこう行きますと、一般非常勤職員がそこに行きますと。でも、今言っているのは代替職員は残りますということで明確に示されているのに、この段階で総務部長がしっかり答え切れないということは、いつになったらこれが明確にわかるんですか。これは、骨格は。説明をまた職員に個別にやるのかどうかも含めて。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

会計年度任用職員でございますので、１会計年度ごとに採用される職というふうになります。ですから、仮に今年度採用されたとしても次年度はまた同じように平等取扱の原則に基づいて公募をするということになりますので、来年４月の公募にしっかり制度を説明できるように県のほうとしては条例等を整えていきたいというふうに思っているところでございます。

○崎山　嗣幸君　だからいつごろかと言っているんだよ。

○総務部長（金城弘昌君）　できるだけ早い時期に整理していきたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　どちらにしても総務省が来年から実施しようとするものに対して県は実施するという意向

を示しております。この骨格が見えないような段階ではしようがないと思います。早いうちにと言っていますが、議会にも条例提案しないといけないと思います。議会への条例提案はいつごろを目安に考えていますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時39分休憩

午後４時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○総務部長（金城弘昌君）　提案の時期についてはこれから考えていくことになるかと思いますが、できるだけ年内の早い時期にはやりたいなというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　いずれにしてもこの法律の改正によって今言われている一般非常勤職員の移行によって、一時金、あとは退職金もその他の権利関係も含めて待遇よくなると私理解しているんです。総務部長、一時金の基準額は今はまだ検討中ということなんですが、しっかり支給するということは明確に今答弁やってくれますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　法の改正に伴って期末手当の支給が位置づけられていますので、その方向も含めてしっかり検討していきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　臨時・非常勤の職員の実態調査、県はしたことありますか。思いとか含めて、あれば答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

具体的にどういう形でということは聞いておりませんけれども、ただやはり非常勤職員につきましても公務員として働いていただいていますので、いわゆる公務員としてどういったことをやらないといけないのか、公務員として守るべき法令等そういった研修は実施しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　時間がないから私からは余り言えませんが、これは全国、沖縄も含めて調べたら、100万円以内が38.6％、200万円以内が22％、低賃金構造なんですね、非常勤は。それで不満は、一時金がない、賃金が安いというのが圧倒的に多いんですよ。これを踏まえて総務省は先ほど言ったように六十数万人、県が6000人余りが非常勤・臨時でいる中において、行政事務の戦力になっているということ含めてあるので、待遇改善しようというような法律改正なんですよ。これに基づいて一時金含めて適正なる額で支払って、待遇改善に向かって努力することをぜひ実現してもらいたいということで、発言を終わります。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　最後です。

早く終わってくれんかなという顔ばかりですけれども、少しはユンタクして終わりたいと思います。

３月４日はサンシンの日なんですけれども、県の指定を受けてまだ五、六年だと思うんですが、今度国の伝統工芸品として指定を受けました。これはもうすごいことなんだなと僕は思っているんですが、ウチナーブームの一番の主人公は何かなと思っていたんですが、やっぱりサンシンではないかなと思っております。

今実はウチナーの島唄の皆さんがやはり本土にお弟子さんがたくさんいるんですよ。だから、ウチナーまさりの島唄の担い手、そして昔はカチャーシー踊ったらヤマトゥンチュとウチナーンチュ、すぐわかったんですよ。ところが今わからなくなっている。指笛も20年ぐらい前までは、ほとんどできる方はいなかったんですが、今ヤマトゥンチュが指笛がすごく上手になってきている。ということはウチナーというのが、こういう文化芸能ではかなり発信されているということなんですね。

この映画の世界、テレビの世界でも、1993年の琉球の風というのを皆さん覚えていますよね。首里王府の話。これをきっかけにウチナーブームが起きて、1999年かな、98年だったかな、ナビィの恋、平良トミさん主役のナビィの恋が大ヒットいたしました。大ヒットして、実は当時の総理が小渕さん。小渕さんが新宿でナビィの恋を見たんですよ。見て、ウチナーって何てすばらしいところかな、ああウチナーいいなということになりまして、ウチナーに対する優しさとともに翌年、沖縄サミットを決定したのもこのナビィの恋がきっかけなんですよ、本当は。本当の話ですよ。

それで最近、はやっている映画、皆さん御存じですか。洗骨ね。この洗骨、今３週連続第１位。ひょっとしたらナビィの恋を上回るぐらい人気が出るんではないか。僕は見に行こうと思っているんですが、議会でなかなか行くタイミングがなくて、今若い人からやっぱり年配の方まで、この洗骨を見に行っているみたいです。今回も土葬の話が出ているから、これタイム

リーだなということで、親子でこの洗骨という映画を見に行ったそうですよ。そうしたら、このオトーがこのシンクチに感動して、俺土葬にしたいなと言ったんですよ。するとこの息子が、オトーは燃やす、一言。

そういう安倍総理にぜひこのナビィの恋と洗骨という映画を玉城デニー知事にＤＶＤ持って行ってもらって、進呈して、ウチナーの文化を味わっていただくと、これからも政府と沖縄の仲が少しでもよくなるんではないかなと希望的観測を持っているんですが、そろそろ質問しましょうね。

結構、最後の質問になるとだんだんだんだん皆さん、ハガリカーカーなっていって、もう丸裸にされるんで、一応その前に進行しながらカットするのはカットしていきますので、チェックしてください。よろしくお願いします。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、知事の行革の目玉について伺う。

(2)、知事のアジア経済戦略におけるトップセールスについて伺う。

(3)、県民所得向上に向けた取り組みについて伺う。

２、文化観光関連について。

(1)、那覇空港関連について。

ア、民営化に対する県の見解を伺う。

イとウはカットいたします。

(2)、観光関連について。

アはカットいたします。

イ、離島観光の現状と課題について伺う。

ウ、クルーズ船対応の現状と課題について伺う。

(3)、文化関連について。

ア、琉球歴史文化の日制定について伺う。

イ、組踊300年の対応について伺う。

ウ、民謡協会組織の統合に向けた取り組みについて伺う。

３、県外事務所関連について。

(1)、外国に設置した県事務所の役割、現状と課題について伺う。

４、ＩＴ関連について。

(1)、Society5.0の取り組みについて伺う。

(2)、ＡＩ・ＩｏＴの取り組みについて伺う。

５の我が会派の代表質問関連についてですが、新垣光栄議員の代表質問関連として、モノレール事業を挙げていたんですが、このモノレール事業をカットさせていただきます。

９の伝統文化芸能について、伝統文化芸能予算、ここ５年の伝統文化芸能の予算の推移を教えていただきたい。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　玉城満議員の御質問にお答えいたします。

その前に私も来週は洗骨を見に行こうと思っております。沖縄の以前放映された映画を改めてＤＶＤで見て、沖縄ファンになったという方も美ら島沖縄大使に何人もいるそうでございます。ですから、その文化を継承していく新たにファンをつくっていく、そういう活動も率先してやっていきたいというふうに思っております。

では、知事の政治姿勢についての御質問の中の、アジアにおけるトップセールスについてお答えいたします。

沖縄県では、これまでも、アジアの主要な地域において、知事を先頭に行政機関や経済関係者等を訪問するとともに、航空会社やクルーズ船社、物産展や商談会、企業誘致セミナー等においてトップセールスを実施し、観光誘客や県産品の販路拡大、企業誘致などにつなげております。私も、アジアの中心に位置する地理的優位性と、沖縄が誇るソフトパワーなどの強みを生かし、アジア諸国との経済交流をさらに強化したいと考えています。このため、４月の北京、福建省の訪問を皮切りに、沖縄ナイトでの観光誘客や沖縄県の海外事務所設置地域など、機会を捉えて、積極的にトップセールスを展開してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、行政改革の目玉についてお答えします。

平成30年３月に策定した沖縄県行政運営プログラムでは、これまでの量の削減に重点を置いた取り組みから、多様化する県民ニーズや社会経済情勢の変化等に対応した効率的な組織体制の構築、事務処理能力の向上など質の向上に重点を置いた取り組みにシフトした行政運営を各部局が連携して推進することとしております。具体的には、情報の伝わり方を重視した広報の確立、業務プロセスの見直し、働き方改革と職場環境の整備、県税収入の確保、観光振興を目的とする新税の導入などの実施項目に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての(3)、県民所得向上への取り組みについてお答えをいたします。

平成27年度の１人当たり県民所得は、好調な経済を背景に、216万6000円と対前年度比で3.7％増加し、過去最高を記録しております。県としては、観光・リゾート産業を初め、沖縄の地域特性を生かした比較優位性のある産業の育成や活性化に取り組み、設備投資の促進や雇用の質を高める施策を推進するとともに、ＡＩやＩｏＴなどの先進的なＩＴを活用することにより、産業全体の生産性を高め、さらなる県民所得の向上に取り組んでまいります。

次に、２の文化観光関連についての(1)のア、那覇空港の民営化についての御質問にお答えいたします。

国においては、我が国の産業及び観光の国際競争力の強化や地域経済の活性化等に寄与することを目的に、国管理空港等の機能の強化及びその有効な活用による利用者の利便の向上を目指し、空港運営の民間委託を進めております。現在、仙台空港や高松空港において民間による運営が行われているほか、福岡空港、熊本空港、北海道内７空港で手続が進められております。

沖縄県といたしましては、このような他空港の状況の把握に努めるとともに、県内経済界等とも連携しながら、今後の那覇空港の運営のあり方について、調査検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２、文化観光関連についての(2)のイ、離島観光の現状と課題についての御質問にお答えいたします。

離島観光につきましては、航空会社と連携したプロモーションや、メディア等を招聘し、雑誌や新聞等による魅力発信を実施した結果、離島における入域観光客数は好調に推移しているところです。一方で、本県の離島は、交通アクセスや移動コストなどの課題を抱えているほか、一部の離島を除いて国内外での認知度が低いことなどが課題となっております。このため、県としては、チャーター便支援等による航空路線の拡充や、離島の魅力を盛り込んだウエブ動画を発信し認知度向上を図るなど、離島への誘客を強化しているところであります。

同じく２の(2)のウ、クルーズ船対応の現状と課題についての御質問にお答えいたします。

近年、中国や台湾などからのクルーズ船の寄港が増加するとともに、その大型化も進んでおります。そのため、それらに対応できる専用バースの整備や、複数同時入港時などの集中時期や離島におけるバスの確保、観光地における多言語対応等が課題となっております。また、誘致の面では、アジアからの寄港に比べ欧米からのクルーズ船の寄港が少ないことが課題となっており、今後、各港湾に設置されたクルーズ連絡協議会等と連携し、解決に向け努力をしていきたいと考えております。

同じく２の(3)のア、琉球歴史文化の日制定についての御質問にお答えいたします。

ウチナー文化の継承発展を図るためには、先人たちが築き上げてきた伝統文化への理解を深め、故郷への誇りや愛着などにあふれたウチナーンチュとしてのアイデンティティーを形成し、ウチナー文化の根底をなすチムグクルを持つことが最も重要であると考えております。そのため、琉球歴史文化の日を制定することにより、各地域の伝統文化に対する県民の機運醸成を図り、ソフトパワーであるウチナー文化のさらなる普及・継承・発展及び発信に取り組む必要があると考えております。

沖縄県では現在、琉球歴史文化の日制定に向け、有識者等で構成する検討委員会において、具体的な日の設定などについて検討を進めており、早期に制定できるよう取り組んでまいります。

同じく２の(3)のイ、組踊上演300周年への対応についての御質問にお答えいたします。

組踊は、琉球王国時代に生み出された舞台芸術で、ユネスコ無形文化遺産にも登録された日本を代表する伝統芸能の一つであり、ことし上演から300周年を迎えます。このことから、県は文化関係団体と連携して、昨年５月に組踊上演300周年記念事業実行委員会を立ち上げ、記念公演や記念展示、シンポジウム等のさまざまな記念事業を実施することとしております。

県としては、当該事業を契機に、沖縄で暮らす人々が、組踊を初めとするウチナー文化に対する誇りを新たにし、より一層、ウチナー文化に親しみ、支える環境づくりを目指していきたいと考えております。

同じく２の(3)のウ、民謡協会組織の統合に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

本県には、宮古や八重山の団体も含め20を超える民謡関係の団体が存在しているとされており、県は、過去に民謡関係団体と民謡界の振興に向け意見交換を行った経緯があります。

県では、この意見交換を踏まえ、民謡関係団体の交流促進や民謡の将来への普及、継承を目的としたシンポジウムを開催したほか、民間団体による県内民謡団体の組織設立に向けた検討等の取り組みに対して支援を行ったところです。

県としましては、引き続き民謡関係の交流を促進しつつ、統合については、民謡界を取り巻く現状や課題について確認するとともに、必要に応じて対応策を検討したいと考えております。

次に５、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(2)のア、伝統文化芸能関連予算の推移についてにお答えいたします。

文化振興課の平成21年度当初予算は約18億3900万円となっており、また県立博物館・美術館など教育庁の一部事業が移管され、文化観光スポーツ部が新しく創設された平成23年度の当初予算は、約28億4800万円となっております。平成24年度以降は、沖縄振興特別推進交付金で実施するしまくとぅば普及継承事業や文化観光戦略推進事業などの主要事業に係る予算を計上してきており、直近３カ年の文化関連予算については平成28年度が約32億9000万円、平成29年度が約32億5400万円、平成30年度が約28億4700万円で、平成31年度の当初予算案においては約33億1000万円を計上しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、県外事務所関連についての(1)、海外事務所の役割、現状と課題についてにお答えいたします。

県では、観光誘客や県産品の販路拡大、県内企業の海外展開促進等のため、沖縄県産業振興公社を通じて、北京、上海、香港、台北及びシンガポールに海外事務所を設置しております。これら海外事務所と連携した取り組みにより、沖縄の認知度が向上し、県産品の輸出拡大や外国人観光客数の増加等につながっております。今後とも、アジアにおけるビジネス・ネットワークの拠点として機能強化を図り、さらなる経済交流を推進する必要があると考えております。

次に４、ＩＴ関連についての(1)と(2)、Society5.0及びＡＩ・ＩｏＴに関する取り組みについてにお答えいたします。４の(1)及び４の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

産業や生活に関するさまざまなデータを取得し、その連携と活用を行う高付加価値型社会Society5.0の実現に向けて、県では沖縄ＩＴイノベーション戦略センターを活用し、海外先進事例の調査や実証事業を通じて、本県への適用可能性の検討を行っております。ＡＩ・ＩｏＴにつきましては、Society5.0実現のために、重要な技術要素と考えており、本年度は海ブドウの養殖におけるＩｏＴデータのＡＩ分析・制御や、豚の生育管理のための画像データ収集とＡＩ分析などの実証事業を支援しております。

今後も県内産業におけるＡＩやＩｏＴの積極的活用に向けて、実証事業の実施支援や導入支援を行い、沖縄型Society5.0の実現を目指します。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　組踊300年の対応についてなんですけれども、文化芸術基本法というのがあると思うんですね。この文化芸術基本法の中に歌舞伎、文楽、いろいろ能楽、これの末席ではありますが組踊が入っているんですよ。組踊が入っている。今回のこの企画、実行委員会の中には国の機関も入っているんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時４分休憩

午後５時４分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

国の機関と申しますか、公益社団法人の芸能実演家団体協議会の会長の野村萬さんに名誉会長として入っていただいております。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　何が言いたいかというと、日本政府というか、この伝統文化である組踊ですよ、組踊をやはり伝統継承に国も責任を持って参画していかないといけないということなんですね。ということは何かというと、県だけが企画するんじゃなくて、国を巻き込んでやはりもう少し大きな行事にしていくというのが普通の流れじゃないかなと僕思うんですが、文化庁なりそういう国の機関にアプローチはされたんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　ちょっと今東京サイドではございませんけれども、国の総合事務局のほうが委員会の中に入っておりまして、そういうところからのアプローチ等かけていきたいなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　これは予算に関しても国にやはり先頭を切って参加していただくという、そのぐらいやは

りすごいイベントだと思うんですね。歌舞伎何百年とあれと等しい、やはり同じぐらいの重要な無形文化財なんで、堂々と自信を持ってこれは300年の公演は国の機関を巻き込んでもらいたいと、これ要望しておきます。

あと、民謡協会組織の統合に向けた取り組みについてなんですが、これは僕は何年か前から話しているんですけれども、ついこの間まで17団体だったのがこの１年、２年でまた３団体ふえて、結局沖縄県が島唄関係、民謡関係で何かイベントでお願いしようとするときに、どこにやっていいかわからなくなって、結局この人たちの出番が県のイベントとかそういう県の事業に出番がなくなってきてしまっているというのが今の現状なんです。だから、早目に空手が連絡協議会ができたように、統合できたように、今回は玉城知事にぜひ先頭を切っていただいて、玉城知事から各団体にぜひこういうのをつくりませんかという案内を出して、知事が先頭を切ってやってくださいよ。空手はそういうふうな流れでできたわけだから、知事、やっぱりその辺かかわってほしいんですが、どうでしょう。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私も民謡も好きですし、民謡会の中には先輩、後輩、さまざまな友人関係の方々もいます。そして、県外でもやはり民謡教室が大変盛んでその民謡教室で一生懸命ウチナーの文化になれ親しみ、ウチナーを愛する人になろうと頑張っている人たちもいっぱいいます。民謡はそういう意味では非常に裾野が広いという意味で、私たちのチムグクル、アイデンティティーの紛れもない大切な文化だと思います。民謡会を取り巻く環境や現況、いろいろ関係者の意向を把握するということは非常に大事だと思いますが、例えば、本当に組織をまとめる必要性があって、ぜひにということであれば前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　ぜひ、お願いいたします。

知事が呼びかけると皆さん集まるかと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

あの団体はヤーグヮーチュクエーの団体が多くて、あれとは合わない、これとは合わないというそういうことがあるんで、これはどなたか別の世界の人たちが声をかけてやっぱりこういう連絡協議会をつくっていただくということが、今後の民謡協会の統合につながるんではないかなと思っております。

さて、このＡＩなんですけれども、もうＡＩという言葉が出て大分たちます。私は議会の中にもぜひこのＡＩを県として何に使うのか、何に活用するのか、僕はもう今交通渋滞を考えれば――よく中国が今先行しているかと思いますけれども、交通制御にやはりこのＡＩを導入させる。日本でももうこれ始まっているんですよね。なぜそんな話をするかというと、沖縄県の交通渋滞の損失額が平成13年の調査で年間1600億ですよ。こんな小さい沖縄県が全国の第３位ですよ、東京、大阪に次いで。ということは、平均所得が216万しかないのに、一人頭計算すると16万くらいが交通渋滞によって無駄なお金が出てしまっている。

そういうことも考えたら、いち早くこの交通渋滞を解決する意味でＡＩを導入して、やはり今ＡＩを導入すれば交通渋滞は緩和できると、そういう研究がなされているわけだから、県は今何をＡＩを――いろんな仕組みはわかりますよ。何とかにＡＩを採用しますとか。だけど、僕らは聞いていてＡＩを何に使うのかという実感がないんですよ。だから、今沖縄県が一番弱点である交通渋滞をまずＡＩに任せてみようやということで、導入する気はございませんか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　この件に関しましては、さきの内閣府の大臣の肝いりで、今内閣府でまず取り組んでいると思います。そういう意味では去年あたりから、宜野湾バイパスとかそこら辺を使って、今年度はまた空港からあしびなーまでを自動運転、それもＡＩ制御、それから、まだ信号操作まではやっていないようですけれども実証実験をやっていますので、そこら辺の動向を注目しながら連携できるところは連携したいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　これですね、もうかなり研究されていますよ。僕もいろいろ調べたんですけれども、自立分散型制御、これがもう実際今実証実験されるくらいまで技術が高まっている。これを早目に沖縄県の交通渋滞解決のために導入してもらいたいなと。これＡＩという言葉が出てすぐそういうふうな話をした覚えがあるものですから、ぜひこれは取り組んでいただきたいなと思います。

そういう意味では、本部長に、この信号機のＡＩ導入について、どういう見解をお持ちか意見をよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

まず、信号機なんですけれども、実はかなり高度化されていることはされておるんです。集中制御式と申しまして、幹線道路に設置した感知器で交通情報を吸

い上げて、それを交通管制センターで分析をして、そして一定のエリアでの信号を複数コントロールするということをやっております。ただ、恐らく議員御指摘のＡＩ化というところまではこれは分類できないものなのかなというふうに思います。御指摘のとおり、渋滞の緩和とか、あと解消といった形に役立つということであれば、基本的には積極的に活用を考えたいとは思うんですが、ただ、何分恐らくこういうものは、開発するにも実現するにもインフラも含めて予算が相当かかると思いますので、費用対効果なんかも考えながらしっかり技術開発の動向だとか、また他府県、国の導入状況なんかもよく見て、波に乗りおくれないようにしたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　他府県の動向を見る前に、沖縄県が先頭を切ってそれを導入する時期ではないかなと思います。先ほど言った平成13年の調査で、既に１キロ当たりかなりの損失額を計上しているんですね。年間で1600億。今は観光客もふえて、人口もふえているから、もうとんでもない損失額を出しているわけですね。だから、費用対効果に関しては、確実に僕は出てくるかと思うので、ぜひ県警本部のほうもその推進に向けて当局といろいろと話を進めていただきたいなと思っております。

それと最後ですが、空港の民営化についてなんですが、企画部長、空港の民営化に関しては、昨年の６月、私は同じ質問をいたしました。そうすると、きょうの企画部長の答弁は昨年の６月の答弁と全く一緒でございます。

これ、はっきり言いますけれども、この空港の民営化に関して、他府県の動向とか、他空港の状況を見ていて、見て、そして各経済関連の皆さんと相談をしながら考えたいと思いますじゃなくて、状況を見る前に、沖縄県が一番最初に民営化するぐらいのそのぐらい積極的にやらないと、今観光的にも相当打撃を受けるんですよ。

北海道、この前視察しましたよ。チャンギも行きました。今度福岡にも行こうと思っています。これどういうことかといいますと、民営化になってそういうふうに相手が外国とのやりとりや、いろんな路線のやりとり、こういう動向がＬＣＣがもうみんな向こうに行ってしまうとか、そういう流れだってできかねないんですよ。だから、早目に民営化に関しては取り組んでいただかないと、僕はだから去年の６月に質問しているんですが、どういう機関と民営化の件でどういう話し合いを持ったんですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

民営化のメリットについては、議員もよくおっしゃっておられるというふうに承知しておりますが、那覇空港につきましては、民営化も重要な論点ではありますけれども、能力の増強が非常に重要なことでございまして、那覇空港はどこまで増強すればよいのかというのが先に来るのではないかと。民営化すると民間の資本をどれぐらい集められるかというところが直ちにやってまいりますので、その前に公共の資金を投下して、那覇空港の能力を最大まで増強するほうをまずは一生懸命やりたいと。今第２滑走路ももうそろそろできますし、さらに拡張につきましても重要な論点としてございますので、防衛との協力も調整もございますし、さらにひいては経済界のほうからは間を埋め立てるとか、いろんなアイデアもあるし、さらに２次交通のこともあります。たくさん重要論点ございますから、民営化ということで絞っていくと、どのような空港を運営するのかということに結局戻ってくるものですから、那覇空港の増強を民営化の検討も怠らずやっていきますけれども、そちらのほうも重視してやってまいりたいというところでございます。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　これ僕思うんですよ。何て言うのかな、よく僕ら質問すると他県の動向を見ながらとか、要するに他空港の状況を見ながらとか、そういう答弁が結構多いんじゃないかなという気がしている。さっきもＡＩの話やるけれども、やはり沖縄県が最初にこの事例をなし遂げるんだというぐらいの勢いで、この空港の民営化に関しては研究していただきたい。だから、知事、やはりチャンギ空港も行くし、福岡空港も行くし、北海道の状況もぜひやっぱり知事みずから視察して、民営化に関してはいち早く検討していただきたい。なぜそういう話をするかといいますと、やはりこの沖縄県は観光が一番の基幹産業ですよね。観光がもう下降線をたどるということは絶対あってはいけないことだと思うんですよ。ますます観光を盛り上げていかないといけない。そういう意味で空港というのは、非常に大切なツールだと思うんですね。知事の見解をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　空港の民営化、それから機能化については私も非常に関心があるところですから、他空港の事例などもしっかりと研究していきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　ぜひ、積極的な民営化に向けた行動を起こしていただきたい。

それと最後になるんですが、僕は知事の行革の目玉について伺うと言ったんですが、僕はできないという理由ではなく、やっぱりできる理由を探す。そういう行革を玉城知事には陣頭指揮をとっていただきたい。だから、玉城デニー知事の行革の一番の目玉は意識改革であると、そのくらいの気持ちで積極的に沖縄の問題、諸問題取り組んでいただきたい。

なぜそういうことを言うかといいますと、やはり今議会でもそうですが、後手後手に回っている事例が余りにも多過ぎる。そういう意味では、積極的に先行するぐらいの勢いであらゆる案件をこなしていかないと、後手後手感がちょっと出てきているんで、もう少し積極的に解決していただきたいという。だからそういう意味では、玉城デニーを先頭に意識改革、それを玉城デニー知事の目玉にしていただきたいなと要望します。

最後に、玉城デニー知事の覚悟を一つ。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　ありがとうございます。

私も去年の10月、知事に就任をしてからどのような行政のあり方が県民にしっかりと利益が還元できるのか、県民の持っている利益を尊重していくということが一番重要ではないかと思います。その中には、意識改革は最も大きなポイントだというふうに思っております。そして、では行政の中でどういう意識改革をしていくかというと、例えば長く要望があり、また検討の課題でありました市街化調整区域を改めて見直していこうということで、そのための、では人材を置いてはどうかとか、さまざまな創意工夫から始めていくということを念頭に、各部局それから職員の皆さんと精いっぱい、ある種民間の経営手腕なども学びながらしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

予算については、２月６日の議会運営委員会において19人から成る予算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、甲第１号議案から甲第40号議案までについては、19人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔予算特別委員名簿　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　ただいま予算特別委員会に付託されました予算を除く乙第１号議案から乙第35号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末に掲載〕

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時22分休憩

午後５時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明３月１日から５日までの５日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明３月１日から５日までの５日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月６日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時24分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　大　浜　一　郎

会議録署名議員　　山　内　末　子

平成31年３月６日

平成31年
第　２　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　９　号）

平成31年
第 2 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第９号）**

平成31年３月６日（水曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第9号

平成31年3月6日（木曜日）

午前10時開議

第１　議会運営委員の辞任の件
第２　乙第30号議案及び乙第31号議案（土木環境委員長報告）
第３　甲第25号議案から甲第40号議案まで（予算特別委員長報告）
第４　陳情第17号、第18号及び第22号の付託の件
第５　陳情平成30年第92号の取り下げの件

本日の会議に付した事件

日程第１　議会運営委員の辞任の件
日程追加　議会運営委員の選任の件
日程第２　乙第30号議案及び乙第31号議案
　乙第30号議案　指定管理者の指定について
　乙第31号議案　指定管理者の指定について
日程第３　甲第25号議案から甲第40号議案まで
　甲第25号議案　平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
　甲第26号議案　平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
　甲第27号議案　平成30年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
　甲第28号議案　平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）
　甲第29号議案　平成30年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第30号議案　平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
　甲第31号議案　平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第32号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第33号議案　平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
　甲第34号議案　平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
　甲第35号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第36号議案　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）
　甲第37号議案　平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第38号議案　平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第39号議案　平成30年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
　甲第40号議案　平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第４　陳情第17号、第18号及び第22号の付託の件
日程第５　陳情平成30年第92号の取り下げの件

出　席　議　員（47名）

議　長　新　里　米　吉　君　　副議長　赤　嶺　　昇　君

1番	瀬長美佐雄君	24番	山内末子さん
2番	玉城武光君	25番	渡久地修君
3番	親川敬君	26番	玉城満君
4番	新垣光栄君	27番	仲村未央さん
5番	次呂久成崇君	28番	照屋大河君
6番	宮城一郎君	29番	仲宗根悟君
7番	大城憲幸君	30番	崎山嗣幸君
8番	金城泰邦君	31番	金城勉君
9番	大浜一郎君	32番	末松文信君
10番	西銘啓史郎君	33番	具志堅透君
11番	新垣新君	34番	島袋大君
12番	比嘉瑞己君	35番	中川京貴君
13番	西銘純恵さん	36番	座喜味一幸君
14番	平良昭一君	37番	嘉陽宗儀君
15番	上原正次君	38番	新垣清涼君
16番	当山勝利君	39番	瑞慶覧功君
17番	亀濱玲子さん	41番	狩俣信子さん
18番	當間盛夫君	42番	比嘉京子さん
19番	上原章君	43番	大城一馬君
20番	座波一君	45番	糸洲朝則君
21番	山川典二君	46番	照屋守之君
22番	花城大輔君	47番	仲田弘毅君
23番	又吉清義君		

欠　　員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	主査	宮城亮君
次長	勝連盛博君	政務調査課長	前田敦君
議事課長	平良潤君	副参事	奥野英明君
課長補佐	佐久田隆君	主幹	中村守君
主査	嘉陽孝君		

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

２月28日の会議において設置されました予算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に親川敬君、副委員長に座波一君を互選したとの報告がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　日程第１　議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

３月４日、仲村未央さんから、都合により議会運営委員を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

仲村未央さんの議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、仲村未央さんの議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま仲村未央さんの議会運営委員の辞任が許可

されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　議会運営委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、当山勝利君を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に当山勝利君を選任することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第２　乙第30号議案及び乙第31号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

ただいま議題となりました乙第30号議案及び乙第31号議案の議決議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第30号議案「指定管理者の指定について」は、与那原マリーナの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体はサンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体で、指定の期間は平成31年４月１日から平成36年３月31日までの５年間であるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者となる団体が台風災害時にとった不適切な対応について、県はどのような指導を行い、今後どういう対策をとることになったのかとの質疑がありました。

これに対し、県は指定管理者に対し、業務改善命令を出し、指定管理者からは再発防止に取り組むとの改善報告がなされた。今後の対策としては、海から打ち上げられた海藻を農家が肥料として再利用できるよう、水切りや保管がきちんとできるコンテナを設置するよう指定管理者と調整したとの答弁がありました。

次に、指定管理区域の変更に伴い与那原マリーナの指定管理者の負担が増加するが、負担増に対してはどのように対応するのか、また、フェンスをくぐり抜けて入ってくる釣り人等への対策は検討されているのかとの質疑がありました。

これに対し、与那原マリーナの船だまり部分を新たに管理区域に含めることで、船だまりから徴収される利用料金を管理費に充てることになる。また、フェンスをくぐり抜けて入ってくる人への対策については、今後、指定管理者と協議しながら対応を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、海藻の不法投棄に関する調査結果や裁判の結果が、指定管理者の選考結果に影響を与える可能性はないかとの質疑がありました。

これに対し、県としては、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の意見や弁護士の助言などを総合的に判断したところ、当該行為は、著しく社会的信用を損なう行為ではなかったと判断しているとの答弁がありました。

そのほか、不適切対応後の指定管理者の組織体制見直しの有無、県と指定管理者との合意事項に関する管理責任の明確化等について質疑がありました。

次に、乙第31号議案「指定管理者の指定について」は、西原・与那原マリンパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は株式会社クリード沖縄及びサンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体で、指定の期間は平成31年４月１日から平成36年３月31日までの５年間であるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の構成員について、施設ごとに委員を選任しているのか、また、どのような方が委員に選ばれているのかとの質疑がありました。

これに対し、施設ごとに運用委員会を設置することは非効率であることから、土木建築部に８名の委員で構成されている運用委員会を設置している。委員の内訳は、学識経験者１名、財務に精通する者１名、施設の機能等に専門的知識を有する者１名、施設の利用団体または利用者の代表５名を選定しているとの答弁がありました。

そのほか、台風時に臨港道路に吹き上げられる砂への対応策、ライフセーバーの人件費の財源等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第30号議案及び乙第31号議案の議決議案２件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第30号議案及び乙第31号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第30号議案及び乙第31号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第３　甲第25号議案から甲第40号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長親川　敬君。

―――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――

〔予算特別委員長　親川　敬君登壇〕

○予算特別委員長（親川　敬君）　おはようございます。

ただいま議題となりました甲第25号議案から甲第40号議案までの予算議案16件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長を初め関係部局長等の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず初めに、甲第25号議案「平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第４号)」は、扶助費等の義務的経費及び国の補正予算関連経費並びに11月補正予算編成後の事情変更により、緊急に対応を要する経費について計上するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出ともに83億3106万2000円で、補正後の改予算額は、7439億8398万5000円となる。

歳入の主な内容は、県民税や事業税など県税の増、地方法人特別税の増に伴う地方譲与税の増、普通交付税の交付決定額のうち未計上分など地方交付税の増、事業費の減や内示減による国庫支出金の減、県有施設整備基金繰入金や特定目的基金を活用した事業の減に伴う繰入金の減、平成29年度決算剰余金の未計上分である繰越金の増、事業費の減などによる県債の減などである。

歳出の主な内容は、県税及び地方交付税等の増に伴う財政調整基金積立金の増、県有地売却代及び今後の公共施設等の適正管理に対応するための県有施設整備基金積立金の増、県分の一部を市町村分に流用することによる沖縄振興特別推進交付金（市町村）の増、離島住民等の割高な船賃及び航空運賃の低減に要する交通運輸対策費の増、保育所等の整備に要する保育対策事業費の減、大型ＭＩＣＥ施設の基本設計に要するコンベンション振興対策費の減、災害発生が想定を下回ったことによる災害復旧事業費の減、国の補正予算に伴う停電時に信号機へ電気を供給するための信号機電源付加装置の整備に要する交通安全施設費の増などである。

なお、繰越明許費は、予算編成後の事由により、年度内に完了しない見込みの事業について翌年度に繰り越して実施するため追加をし、また、これまでに計上した繰越明許費に係る事業について、新たに繰り越しが必要となる箇所が生じたことなどにより変更をするものである。

また、債務負担行為は、衆議院議員選挙費及び芸術大学設備整備費について、平成31年度にわたり設定するものである。

さらに、甲第26号議案から甲第40号議案までの特別会計補正予算は、施設整備費等の増減や繰越明許費の追加、建物売却代の追加、国庫内示の減に伴う事業費の減、債権回収の増に伴う一般会計への繰出金の

増、貸付実績が当初見込み額を下回ったことに伴う貸付金の減額や借入利率が見込み利率を下回ったことに伴う長期債利子の減等に係る補正であるとの説明がありました。

本案に関し、過去５年間における２月補正の予算額の推移はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、２月補正の予算額については、平成26年度が205億円、平成27年度が68億円、平成28年度がマイナス76億円、平成29年度が４億円、平成30年度は83億円となっているとの答弁がありました。

次に、いわゆる主要３基金の残高について適正な水準というものはあるのかとの質疑がありました。

これに対し、本県は、財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金などの積み立てを行っているが、これらの基金については、特に適正な基金残高の水準を示すような指標は国から示されておらず、各地方公共団体の判断に基づき、その積み立てや取り崩しが行われているとの状況である。

県としては、災害等の緊急事態や想定外の歳入減などに備えるとともに、社会保障関係費の増加や老朽施設等の計画的な整備等に対応するための財源を確保するために、これらの基金については、一定の残高を確保する必要があるものと考えているとの答弁がありました。

次に、子ども生活福祉部関連の予算が２月補正で18億円の減額補正となっているが、その理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、子ども生活福祉部では、増額で約２億8600万円、減額で約20億円、トータルで約18億円の減となっている。減額に計上している14事業のうち、給付費などの義務的経費が約６億円、施設整備に係るものが約10億円の減額である。

減額の理由は、義務的経費は、市町村が所要額を見込んでおり、給付費等に関しては、もともと当初予算で不足が出ないように計上していることから、２月までの市町村の実績を勘案して減額補正を行うものである。

また、施設整備についても、市町村の計画の変更や、公募に対する応募がなかったことから減額に至ったものであるとの答弁がありました。

次に、県税が伸びている中、県税の当初予算の組み方とその増加要因は何かとの質疑がありました。

これに対し、県税予算の組み方については、税目ごとに過去の収入実績でそれぞれの課税対象の推移と、毎年の税制改正の影響などを勘案して当初予算を見込んでいる。

今回の補正については、景気の拡大ということで見込み以上に法人所得の増加による法人県民税、法人事業税が伸びたこと、個人県民税において納税義務者数が増加したことにより、収入実績が当初見込みよりも約56億7000万円ふえたものであるとの答弁がありました。

次に、離島航路補助事業費を減額する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、離島航路補助事業費を減額する理由は、航路事業者の旅客数が見込みより増加したことや、燃料費が見込みより減少したことから、航路事業者の収支が改善し、結果的に当初、欠損が生じる見込みとなっていた補助対象航路が14航路から５航路に減ったことによるものであるとの答弁がありました。

次に、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業の設計費が皆減となっているが、その理由は何か、また、県有の普通財産を売り払ってでも財源を確保するなどの考えはないかとの質疑がありました。

これに対し、大型ＭＩＣＥ施設については、平成24年度のあり方調査から事業をスタートし、平成25年度には基本構想、平成27年度にはＭＩＣＥ施設整備民活導入可能性検討調査、平成28年度には基本計画を、一括交付金を活用して事業を進めてきた。基本設計も一括交付金を活用したいと内閣府と調整をしてきたが、内閣府の理解が得られず、工期の関係上一括交付金を活用することができないことから減額補正をするものである。

また、次年度に改めて調査を行い、外国資本も含めて民間活力の導入などさまざまな形でどういうことが財源の確保につながり、また一日も早い大型ＭＩＣＥ施設の建設につながるかということも含めてしっかりと調査研究していきたいとの答弁がありました。

次に、２月補正予算の中で、国の補正予算関連経費として計上されたものには、どのようなものがあるか、また、総額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、国の補正予算の主な内容として、防災・減災、国土強靱化、ＴＰＰ協定の早期発効に対応するための対応、中小企業小規模事業者に対する支援、その他喫緊の課題への対応となっており、補正予算関連として13事業、27億4200万円を計上しているとの答弁がありました。

次に、国の補正予算に伴う農林水産部の補正額は幾らか、そのうち、ＴＰＰ関連予算は幾らか、また、ＴＰＰ関連事業として、幅広い農業農村整備事業、いわゆるＮＮ事業があるが、なぜ当初予算から計上できないのかとの質疑がありました。

これに対し、国の補正予算に伴う農林水産部の補正額は18億2496万円で、うちＴＰＰ対策関連予算は３億1110万円となっている。ＴＰＰ関連事業は、国においても補正予算でしか対応していない事業もあり、沖縄県も農林水産省の動きに対応するように、補正予算の活用も含めながら、その額の総額、地域ニーズに近づけるように措置しているところである。また、全国的に見ても、ＮＮ予算に関しては、補正予算や臨時的な措置による上乗せが大きいとの答弁がありました。

そのほか、たばこ税及び県民税利子割の減少要因、小学校等の公的施設を活用した放課後児童クラブの整備状況と今後の子供たちの受け入れ見通し、医学臨床研修事業費の内容と減額理由、医師確保の現状及び課題と今後の見通し、畜産経営環境保全対策費の減額理由、複式学級教育環境改善事業の減額理由、スクールサポートスタッフ配置事業の減額理由と配置状況、産地パワーアップ事業のこれまでの取り組み状況と減額理由、鉄軌道を含む新たな公共交通システム促進事業の減額理由、沖縄都市モノレール延長事業に係る受託事業に要する経費と建設推進費の減額理由、障害者自立支援給付費と小児救急電話相談事業の減額理由、高等学校等就学支援金事業の増額理由、海岸漂着物等地域対策推進事業の増額理由、水産業構造改善特別対策事業費の減額理由、中央卸売市場活性化事業の増額理由、精神医療費の増額理由などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第25号議案から甲第40号議案までの16件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第25号議案から甲第40号議案までの16件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案16件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第25号議案から甲第40号議案までは、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第４　陳情第17号、第18号及び第22号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情３件のうち、陳情第17号及び第18号の２件については、米軍基地関係特別委員会に、陳情第22号については、子どもの未来応援特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第５　陳情平成30年第92号の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、陳情者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、陳情平成30年第92号の取り下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明３月７日から26日までの20日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明３月７日から26日までの20日間休会とすることに決定いたしました。

―――――

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時25分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　大　浜　一　郎

会議録署名議員　　山　内　末　子

平成31年３月27日

平成31年
第　2　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第 10 号）

平成31年 第２回 沖縄県議会（定例会）会議録（第10号）

平成31年３月27日（水曜日）午前10時16分開議

議　事　日　程　第10号

平成31年３月27日（水曜日）

午前10時開議

第１　議会運営委員の辞任の件

第２　特別委員の辞任の件

第３　乙第１号議案から乙第６号議案まで（総務企画委員長報告）

第４　乙第14号議案（経済労働委員長報告）

第５　乙第８号議案から乙第13号議案まで及び乙第22号議案から乙第24号議案まで（文教厚生委員長報告）

第６　乙第７号議案及び乙第15号議案から乙第21号議案まで（土木環境委員長報告）

第７　沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

島袋　　大君　　照屋　大河君
瑞慶覧　功君　　渡久地　修君　　提出　議員提出議案第５号
糸洲　朝則君　　當間　盛夫君
山内　末子さん

第８　乙第27号議案、乙第32号議案、乙第34号議案及び乙第35号議案（総務企画委員長報告）

第９　乙第29号議案（経済労働委員長報告）

第10　乙第25号議案、乙第26号議案、乙第28号議案及び乙第33号議案（土木環境委員長報告）

第11　甲第１号議案から甲第24号議案まで（予算特別委員長報告）

第12　パラオ共和国200海里水域での操業継続に関する意見書

瑞慶覧　功君　　大浜　一郎君
西銘啓史郎君　　山川　典二君
島袋　　大君　　大城　一馬君　　提出　議員提出議案第６号
親川　　敬君　　瀬長美佐雄君
嘉陽　宗儀君　　金城　　勉君
大城　憲幸君　　山内　末子さん

第13　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書

渡久地　修君　　次呂久成崇君
宮城　一郎君　　当山　勝利君
亀濱　玲子さん　仲村　未央さん
照屋　大河君　　仲宗根　悟君
崎山　嗣幸君　　狩俣　信子さん
比嘉　京子さん　大城　一馬君
親川　　敬君　　新垣　光栄君　　提出　議員提出議案第１号
平良　昭一君　　上原　正次君
玉城　　満君　　新垣　清涼君
瑞慶覧　功君　　赤嶺　　昇君
瀬長美佐雄君　　玉城　武光君
比嘉　瑞己君　　西銘　純恵さん

嘉陽　宗儀君　　山内　末子さん

第14　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める決議

渡久地　修君　　次呂久成崇君
宮城　一郎君　　当山　勝利君
亀濱　玲子さん　仲村　未央さん
照屋　大河君　　仲宗根　悟君
崎山　嗣幸君　　狩俣　信子さん
比嘉　京子さん　大城　一馬君
親川　　敬君　　新垣　光栄君　　提出　議員提出議案第２号
平良　昭一君　　上原　正次君
玉城　　満君　　新垣　清涼君
瑞慶覧　功君　　赤嶺　　昇君
瀬長美佐雄君　　玉城　武光君
比嘉　瑞己君　　西銘　純恵さん
嘉陽　宗儀君　　山内　末子さん

第15　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議

渡久地　修君　　次呂久成崇君
宮城　一郎君　　当山　勝利君
亀濱　玲子さん　仲村　未央さん
照屋　大河君　　仲宗根　悟君
崎山　嗣幸君　　狩俣　信子さん
比嘉　京子さん　大城　一馬君
親川　　敬君　　新垣　光栄君　　提出　議員提出議案第３号
平良　昭一君　　上原　正次君
玉城　　満君　　新垣　清涼君
瑞慶覧　功君　　赤嶺　　昇君
瀬長美佐雄君　　玉城　武光君
比嘉　瑞己君　　西銘　純恵さん
嘉陽　宗儀君　　山内　末子さん

第16　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議

渡久地　修君　　次呂久成崇君
宮城　一郎君　　当山　勝利君
亀濱　玲子さん　仲村　未央さん
照屋　大河君　　仲宗根　悟君
崎山　嗣幸君　　狩俣　信子さん
比嘉　京子さん　大城　一馬君
親川　　敬君　　新垣　光栄君　　提出　議員提出議案第４号
平良　昭一君　　上原　正次君
玉城　　満君　　新垣　清涼君
瑞慶覧　功君　　赤嶺　　昇君
瀬長美佐雄君　　玉城　武光君
比嘉　瑞己君　　西銘　純恵さん
嘉陽　宗儀君　　山内　末子さん

第17　陳情平成30年第76号（総務企画委員長報告）
第18　陳情平成29年第97号、陳情平成30年第93号、陳情第９号及び第23号（文教厚生委員長報告）
第19　陳情平成30年第130号（土木環境委員長報告）
第20　請願平成29年第６号、陳情平成28年第173号、陳情平成29年第14号、陳情平成30年第90号、同第91号、同第114号、同第119号及び陳情第５号（米軍基地関係特別委員長報告）
第21　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　議会運営委員の辞任の件
日程追加　議会運営委員の選任の件
日程第２　特別委員の辞任の件
日程追加　特別委員の選任の件
日程第３　乙第１号議案から乙第６号議案まで
　乙第１号議案　沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
　乙第５号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
　乙第６号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第４　乙第14号議案
　乙第14号議案　沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
日程第５　乙第８号議案から乙第13号議案まで及び乙第22号議案から乙第24号議案まで
　乙第８号議案　沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
　乙第９号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
　乙第10号議案　沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
　乙第11号議案　沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例
　乙第12号議案　沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例
　乙第13号議案　沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
　乙第22号議案　沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
　乙第23号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
　乙第24号議案　沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第６　乙第７号議案及び乙第15号議案から乙第21号議案まで
　乙第７号議案　沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例を廃止する条例
　乙第15号議案　土地収用法施行条例
　乙第16号議案　沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
　乙第17号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
　乙第18号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
　乙第19号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例
　乙第20号議案　沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例

乙第21号議案　沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例
日程第７　沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第８　乙第27号議案、乙第32号議案、乙第34号議案及び乙第35号議案
乙第27号議案　財産の処分について
乙第32号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第34号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第35号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について
日程第９　乙第29号議案
乙第29号議案　車両損傷事故に関する和解等について
日程第10　乙第25号議案、乙第26号議案、乙第28号議案及び乙第33号議案
乙第25号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第26号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第28号議案　訴えの提起について
乙第33号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
日程第11　甲第１号議案から甲第24号議案まで
甲第１号議案　平成31年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成31年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成31年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成31年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成31年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成31年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成31年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成31年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成31年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成31年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成31年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成31年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成31年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成31年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成31年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成31年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成31年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成31年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成31年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第22号議案　平成31年度沖縄県病院事業会計予算
甲第23号議案　平成31年度沖縄県水道事業会計予算
甲第24号議案　平成31年度沖縄県工業用水道事業会計予算
日程第12　パラオ共和国200海里水域での操業継続に関する意見書
日程第13　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書
日程第14　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める決議
日程第15　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念さ

せることに理解を求める決議
日程第16　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議
日程追加　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書
日程追加　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める決議
日程追加　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議
日程追加　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議
日程第17　陳情平成30年第76号
　陳情平成30年第76号　石垣市内の客引き行為等の対策強化を求める陳情
日程第18　陳情平成29年第97号、陳情平成30年第93号、陳情第９号及び第23号
　陳情平成29年第97号　透析患者や移植者が自立と安心して生活できる福祉社会づくりに関する陳情
　陳情平成30年第93号　沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例の制定に関する陳情
　陳情第９号　久志診療所の存続を求める陳情
　陳情第23号　子宮頸がんワクチン副反応被害の実態調査と必要な支援の充実を求める陳情
日程第19　陳情平成30年第130号
　陳情平成30年第130号　渡嘉敷港港湾内のしゅんせつに関する陳情
日程第20　請願平成29年第６号、陳情平成28年第173号、陳情平成29年第14号、陳情平成30年第90号、同第91号、同第114号、同第119号及び陳情第５号
　請願平成29年第６号　在沖米軍基地の核兵器貯蔵疑惑に関する請願
　陳情平成28年第173号　平成29年度住宅防音工事の予算確保とコンター見直しに関する陳情
　陳情平成29年第14号　沖縄防衛局のコンター見直しに関する陳情
　陳情平成30年第90号　ＣＶ22オスプレイの嘉手納基地での運用に断固反対する陳情
　陳情平成30年第91号　Ｅ３早期警戒管制機の駐機場移転等を求める陳情
　陳情平成30年第114号　嘉手納基地内でのＨＨ60ヘリコプター事故に関する陳情
　陳情平成30年第119号　ＦＡ18戦闘攻撃機の墜落事故に関する陳情
　陳情第５号　嘉手納基地所属の米空軍兵による銃所持脱走事件に関する陳情
日程第21　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（47名）

議　長	新里米吉　君	12　番	比嘉瑞己　君
副議長	赤嶺　昇　君	13　番	西銘純恵　さん
1　番	瀬長美佐雄　君	14　番	平良昭一　君
2　番	玉城武光　君	15　番	上原正次　君
3　番	親川　敬　君	16　番	当山勝利　君
4　番	新垣光栄　君	17　番	亀濱玲子　さん
5　番	次呂久成崇　君	18　番	當間盛夫　君
6　番	宮城一郎　君	19　番	上原　章　君
7　番	大城憲幸　君	20　番	座波　一　君
8　番	金城泰邦　君	21　番	山川典二　君
9　番	大浜一郎　君	22　番	花城大輔　君
10　番	西銘啓史郎　君	23　番	又吉清義　君
11　番	新垣　新　君	24　番	山内末子　さん

25 番	渡久地　修 君	36 番	座喜味　一 幸 君
26 番	玉 城　満 君	37 番	嘉 陽　宗 儀 君
27 番	仲 村　未 央 さん	38 番	新 垣　清 涼 君
28 番	照 屋　大 河 君	39 番	瑞慶覧　功 君
29 番	仲宗根　悟 君	41 番	狩 俣　信 子 さん
30 番	崎 山　嗣 幸 君	42 番	比 嘉　京 子 さん
31 番	金 城　勉 君	43 番	大 城　一 馬 君
32 番	末 松　文 信 君	45 番	糸 洲　朝 則 君
33 番	具志堅　透 君	46 番	照 屋　守 之 君
34 番	島 袋　大 君	47 番	仲 田　弘 毅 君
35 番	中 川　京 貴 君		

欠　　員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平 田　善 則 君	政務調査課長	前 田　敦 君
次　長	勝 連　盛 博 君	副 参 事	奥 野　英 明 君
議事課長	平 良　潤 君	主　幹	比 嘉　猛 君
課長補佐	佐久田　隆 君	主　幹	新 垣　勝 弘 君
主　査	嘉 陽　孝 君	主　幹	中 村　守 君
主　査	宮 城　亮 君		

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

３月25日、渡久地修君外25人から議員提出議案第１号「県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書」、議員提出議案第２号「県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める決議」、議員提出議案第３号「県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議」及び議員提出議案第４号「県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議」の提出がありました。

また、昨日、島袋大君外６人から議員提出議案第５号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」及び瑞慶覧功君外11人から議員提出議案第６号「パラオ共和国200海里水域での操業継続に関する意見書」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　日程第１　議会……

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第１　議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

３月25日、西銘啓史郎君から、都合により議会運営委員を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

西銘啓史郎君の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、西銘啓史郎君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま西銘啓史郎君の議会運営委員の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があ

ります。
　この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。
　これに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
　よって、この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　議会運営委員の選任の件を議題といたします。
　お諮りいたします。
　議会運営委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、座波一君を指名いたしたいと思います。
　これに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
　よって、議会運営委員に座波一君を選任することに決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第２　特別委員の辞任の件を議題といたします。
　３月25日、島袋大君から、都合により子どもの未来応援特別委員を辞任したい旨の願い出がありました。
　お諮りいたします。
　島袋大君の特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
　よって、島袋大君の特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。
　ただいま島袋大君の子どもの未来応援特別委員の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。
　この際、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。
　これに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
　よって、この際、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　特別委員の選任の件を議題といたします。
　お諮りいたします。
　子どもの未来応援特別委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、西銘啓史郎君を指名いたしたいと思います。
　これに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
　よって、子どもの未来応援特別委員に西銘啓史郎君を選任することに決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第３　乙第１号議案から乙第６号議案までを議題といたします。
　各議案に関し、委員長の報告を求めます。
　総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書　(条例)　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕
○総務企画委員長（渡久地　修君）　おはようございます。
　ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第６号議案までの条例議案６件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
　委員会におきましては、総務部長及び企画部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。
　以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。
　まず、乙第１号議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、一般職の職員及び国の特別職の職員の期末手当に係る支給割合が平準化されることを考慮し、知事等及び特別職の秘書の期末手当に係る支給割合を平準化するため関係する条例の規定を整理するものであるとの説明がありました。
　本案に関し、上半期と下半期の期末手当を平準化する理由は何かとの質疑がありました。
　これに対し、今回の平準化については、人事委員会の勧告の中で民間企業を調査したところ、上半期と下半期の取り扱いについては差がなかったことから、県の一般職も平準化し、それにあわせて今回、県の特別職も平準化するものであるとの答弁がありました。
　そのほか、特別職の報酬のあり方と今後の県財政の見通しについて質疑がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」は、学校教育法の一部改正に伴い、同法を引用する条例の規定を整理する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、自己啓発等休業制度の運用実績はどうなっているか、また、同制度利用による効果としてはどのようなものがあるかとの質疑がありました。

これに対し、過去５年間に自己啓発等休業を許可した件数としては、他任命権者を含む県全体において47件ある。また、自己啓発等休業制度の活用効果としては、法科大学院の法務研究科を履修した職員が高度な法的知識と能力を公務に還元した事例や、保健師採用職員が保健学の博士前期課程を履修し、その内容を担当業務に活用するなど、組織の活性化、業務の効率化に一定の効果があるとの答弁がありました。

そのほか、県における人材育成の方法、自己啓発等休業を利用した国際貢献活動の実績について質疑がありました。

次に、乙第３号議案「沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、新たに協議が調った児童福祉法等に基づく知事の権限に属する事務の一部について市町村が処理することとするほか、土地改良法の一部が改正され、土地改良区の業務運営の適正化を図るための措置として財務会計制度が見直しされることに伴い、当該事務に係る事務の規定を追加する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、市町村へ権限移譲を行う理由は何か、また、その効果と課題としてどのようなものがあるかとの質疑がありました。

これに対し、権限移譲を行う理由としては、住民に身近な事務は、できる限りより住民に身近な自治体である市町村が担うほうが行政サービスの向上が図られるためである。また、権限移譲の効果としては、居住地に近い市町村役場等で手続を行うことによる住民の利便性向上や、県への文書送付などに要する時間の削減が図られるなどの事務処理時間の短縮が挙げられる。一方、課題としては、市町村における技術職員などの人材確保を初めとした組織体制の整備等が課題となっているとの答弁がありました。

次に、市町村への権限移譲の今後の展開をどう考えているかとの質疑がありました。

これに対し、今後の展開については、平成30年３月に策定した行政運営プログラムにおいて、質の高い住民サービスの提供を図る観点から、小規模町村を含むおおむね10市町村以上に権限を移譲している水道法、農地法、旅券法、沖縄県屋外広告物条例の４法令に基づく事務を重点移譲事務として積極的に取り組んでいくとの答弁がありました。

そのほか、パスポート発券業務の市町村への権限移譲の状況と今後の見通し、権限移譲に当たっての市町村の同意の必要性、権限移譲を受ける市町村への支援体制などについて質疑がありました。

次に、乙第４号議案「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、消費税法等の一部が改正されたことによる消費税率の引き上げに伴う行政サービスの提供に要する増加経費を受益者負担の原則に基づき、県の使用料等の料金に適切に反映させる必要があることから、使用料の額、利用料金の基準額等を改める必要がある29の条例について一括して改正を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、29の条例を一括改正する提案になっているが、その理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、一括提案する理由としては、条例改正の改正動機が同じであることから、29の条例を個別に審議するのではなく、一つの条例にまとめ、一つの委員会で一括して審議することで円滑な審議に資するものであるとの答弁がありました。

次に、消費税率の引き上げ分をどのように反映させているのか、また、引き上げを行わなかった条例はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、一般会計については、コストの課税対象経費に係る消費税の増加分のみを反映させ、コスト増加分の範囲内で改定したところである。一方、公営企業会計及び指定管理者に係る使用料については、これらの者が消費税を納税する必要があることから、現行使用料に２％の増加分を加算して改定を行ったところである。また、改定を行わなかったものとしては、政令等により全国一律に料金が定められているもので、今回その政令の改正がなかったもの、授業料などもともと非課税のもの、端数整理の結果、現行料金に変更がなかったものなどであるとの答弁がありました。

そのほか、消費税の引き上げ時期が延期された場合の対応、軽減税率制度の概要と対象品目、キャッシュレス決済によるポイント還元の対象者などについて質疑がありました。

次に、乙第５号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、機器の使用料等について徴収根拠を定め、使用料及び手数料の額の適正化を図り、及び廃止するほか、消費税法等の一部が改正されたことに伴い、衛生環境研究所手数料等の額を改める等の必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、工業技術センター使用料と建設材料試験手数料が今回廃止となるが、その理由は何か、また、廃止による利用者への影響はないかとの質疑がありました。

これに対し、工業技術センター使用料の廃止理由については、装置の老朽化により修繕ができなくなったためである。また、代替装置による対応、あるいは別の分析方法等で置きかえることにより代替できるため、廃止の影響はないものと考える。建設材料試験手数料の廃止理由については、これまで財団法人沖縄県技術センターに試験業務を委託して実施していたものを同センターの自主事業として実施することに伴い廃止するものである。また、試験業務そのものはこれまでどおり実施されるため廃止の影響はないものと考えるとの答弁がありました。

そのほか、使用料及び手数料の徴収方法について質疑がありました。

次に、乙第６号議案「沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号を必要な限度で利用することができる事務に、生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う進学準備給付金の支給に関する事務を加える等の必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、マイナンバーを利用できる事務として追加することで、どのようなメリットがあるのかとの質疑がありました。

これに対し、マイナンバーを利用することで、申請時の添付書類を省略できるため、申請者にとって市役所等に出向く時間や発行手数料等の負担軽減等、利便性の向上が図られる。また、庁内における特定個人情報の利用できる事務の拡大による行政事務の効率化が図られるとの答弁がありました。

そのほか、個人情報の漏えい対策、マイナンバーカードの県内発行状況と全国比較、マイナンバーカード発行対象となる外国人の定義、外国人への生活保護の適用状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第１号議案から乙第６号議案までの条例議案６件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案から乙第６号議案までの６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案６件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案から乙第６号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第４　乙第14号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

〔委員会審査報告書　(条例)　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

ただいま議題となりました乙第14号議案の条例議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第14号議案「沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例」は、消費税法の一部を改正する等の法律、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等により、消費税及び地方消費税の税

率が引き上げられるとともに、所得税法等の一部を改正する法律等により、消費税の軽減税率制度が創設されたこと等を踏まえ、条例の規定を整理する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、法令改正等に伴い条例改正を行うということであるが、市場関係事業者に影響はないかとの質疑がありました。

これに対し、税率の引き上げや軽減税率の導入に伴い、中央卸売市場における取引に係る消費税等の転嫁が適切かつ円滑に行われるよう所要の改正を行うものである。従来の取引方法及び事務処理等に変更はないので特に大きな影響はないと考えているとの答弁がありました。

次に、軽減税率制度などの国の施策に対応するための準備等はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、卸売業者、仲卸業者及び小売業者等の売買参加者を対象に、軽減税率の対象品目など軽減税率制度に関する説明会を実施するなど、対応や準備が円滑に行えるようにしているとの答弁がありました。

そのほか、関連事業者の販売スペース等の状況について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第14号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第14号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第５　乙第８号議案から乙第13号議案まで及び乙第22号議案から乙第24号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書　(条例)　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　こんにちは。

ただいま議題となりました乙第８号議案から乙第13号議案まで及び乙第22号議案から乙第24号議案までの条例議案９件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長、保健医療部長、病院事業局長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第８号議案「沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の額を改めるほか、介護医療院変更許可申請手数料の徴収根拠を定める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第９号議案「沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例」は、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するとともに、条例に違反して、威迫や欺き、対償の供与などの不当な要求を行った者に対する罰則の規定を整備し、平成31年７月１日から施行するため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、保護者のいない児童等を家庭的な養育環境の中で養護し、社会的な自立を促進するため、県立石嶺児童園に、同園との密接な連携を確保しつつ、同園とは別の場所で運営される地域小規模児童養護施設を設置することができることとする等の必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、地域小規模児童養護施設とはどういうものか、また、同施設の定員と職員の配置計画はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、地域小規模児童養護施設は、主として児童養護施設に入所している子供たちを対象に、本体施設の支援のもと地域社会の民間住宅を活用して、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の

中で養護を実施することによって、子供の社会的な自立を促進するものである。

また、同施設は６名の定員であり、４名の職員を常駐させることになっているとの答弁がありました。

次に、現在、児童養護施設は県内に幾つあるのか、また、地域小規模児童養護施設は幾つ設置されているのかとの質疑がありました。

これに対し、児童養護施設は県内に８カ所設置されている。

また、地域小規模児童養護施設は沖縄市に１カ所、糸満市に２カ所、与那原町に３カ所、石垣市に１カ所で、合計７カ所設置されているとの答弁がありました。

そのほか、地域小規模児童養護施設の運営主体となるための条件、職員の増員計画の有無、児童指導員の資格要件、住民説明会の内容、指定管理者制度のモニタリングのあり方、児童養護施設の定員数と在籍数、一時保護の現状などについて質疑がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例」は、本県における歯科口腔の健康状況を踏まえ、歯科口腔保健に関する正しい知識を普及し、県民みずからが主体的に歯科疾患の予防等に努めるよう機運を高めるとともに、県及び歯科医療等業務関係者などの責務を明らかにし、相互に連携・協力し、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、本県における子供たちの虫歯の状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、全国の12歳児を対象に毎年度実施されている永久歯列の虫歯調査で、平成29年度における本県の１人当たりの虫歯の罹患率は1.7本となっている。これは全国平均の0.82本と比べると約２倍の数値であり、全国ワーストとなっているとの答弁がありました。

そのほか、本条例における集団フッ化物洗口の位置づけ、歯科医療等業務関係者との意見交換の有無、沖縄県8020運動推進連携会議の構成、子供の貧困と虫歯の因果関係、乳児健康診査における歯・口腔検査の有無、歯科口腔保健の推進に必要となる財政措置のあり方などについて質疑がありました。

次に、乙第12号議案「沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例」は、健康増進法の改正に伴い、同法の受動喫煙の定義に関する条項を引用する条例の規定を改める必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、がん登録を実施する目的は何か、また、本県におけるがん登録の状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、がん登録は、がんの罹患や予後がどうなったかという状況を登録・把握し、分析する仕組みであり、がんの罹患率や治療効果の実態を把握するために必要なものである。これによって正確にがんの実態を把握し、より効果的ながん治療の取り組みに資することを目的とするものである。

また、平成29年度における本県のがん登録の状況を見ると、県が指定した病院からの届け出数が１万1726件で、同じく診療所からの届け出数は983件であり、合計で１万2709件となっているとの答弁がありました。

次に、本県におけるがんの罹患状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、本県における平成27年度のがんの罹患状況を見ると、男性については大腸がんが最も多く、923件、次に肺がんが683件、前立腺がんが657件、胃がんが414件となっている。一方、女性は乳がんが最も多く、1069件、次に大腸がんが540件、子宮がんが373件、胃がんが203件となっているとの答弁がありました。

そのほか、高校におけるがん教育の取り組み状況、受動喫煙防止対策の現状などについて質疑がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立総合精神保健福祉センターにおける手数料の額の適正化を図るため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、１点目に、診断書の発行手数料を690円から750円に改めるものである。

２点目に、証明書発行手数料を450円から480円に改めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第22号議案「沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、県立北部病院附属安田診療所を廃止するとともに、消費税法等の一部改正に伴い、人間ドック料等の使用料及び手数料の額を改める必要があることから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、どのような経緯で安田診療所を廃止することになったのかとの質疑がありました。

これに対し、安田診療所は、平成19年度に一旦休診していたが、平成22年６月に国頭村が県から同診療所を無償で借り受けて、これまで国頭村立東部へき地診療所として診療を行ってきた。本年１月に国頭村

から引き続き村立の診療所として開設・運営していくために、医師の住宅を含めた診療施設を無償譲渡してほしい旨の要請があったことから、県としては地域住民の医療を確保するという観点から、安田診療所を廃止して、速やかに当該施設の国頭村への無償譲渡を行うものであるとの答弁がありました。

次に、県は国頭村立東部へき地診療所に対してどのような支援を行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、県は同診療所の運営に要する経費に対して、平成28年度に1458万2000円、平成29年度は1371万円の補助金を交付しており、平成30年度についても1406万2000円の補助金を交付することとしているとの答弁がありました。

そのほか、沖縄県地域医療構想における構想区域のあり方、医師確保の現状、その他の診療所の運営状況などについて質疑がありました。

次に、乙第23号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、県立高等学校の職員定数を4099人から4080人に、県立特別支援学校の職員定数を1895人から1866人に、県立中学校の職員定数を42人から44人に、市町村立小学校及び中学校の職員定数を１万58人から１万154人にそれぞれ改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、市町村立小中学校の特別支援学級は幾つ増加するのか、また、これが増加する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、平成31年度における市町村立小中学校の特別支援学級数は、平成30年度に比べて178学級増加する。

また、特別支援学級が増加する理由としては、特別支援教育に係る理解啓発の取り組みが奏功し、保護者や小中学校の教員等において障害のある子供とその教育についての理解が深まったこと。さらに、平成28年度に特別支援学級の設置要件を見直して、対象児童が一人でもいれば特別支援学級の設置を可能としたことによるものであるとの答弁がありました。

そのほか、特別支援学級における教職員の充足状況、県立高校等における学級数の増減見通し、特別支援学校の学級数が減少する理由、障害を持つ児童生徒の就学決定のあり方、児童心理治療施設の現状などについて質疑がありました。

次に、乙第24号議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、「沖縄県職員の給与に関する条例」及び「沖縄県人事委員会規則」に基づく市町村立学校教職員の扶養手当の認定に関する事務など、沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部を権限移譲の協議が調った市町村が処理することとし、平成31年８月１日から施行するため条例を改正するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第８号議案から乙第13号議案まで及び乙第22号議案から乙第24号議案までの条例議案９件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第８号議案から乙第13号議案まで及び乙第22号議案から乙第24号議案までの９件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案９件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第８号議案から乙第13号議案まで及び乙第22号議案から乙第24号議案までは、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第６　乙第７号議案及び乙第15号議案から乙第21号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書　(条例)　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました乙第７号議案及び乙第15号議案から乙第21号議案までの条例議案８件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、環境部長、土木建築部長及び企業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第７号議案「沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例を廃止する条例」は、石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等の整備が完了するため、沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金を廃止する必要があり条例を廃止するものであるとの説明がありました。

本案に関し、整備を行った機器の耐用年数や管理費について基金での対応はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、耐用年数は10年を予定しており、管理費については、県の予算で対応するとの答弁がありました。

次に、今回、老朽化に伴って新規に機器を整備することになるが、この機器が老朽化した際にはどのような対応を考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、次回、高額の機器整備が必要になったときには、また新たに条例をつくり、高額機器の代替あるいは新機器を購入することになる。また、機器整備については、単年度の予算の範囲で足りるものについては、毎年の交付金の中で整備していくことになるとの答弁がありました。

次に、乙第15号議案「土地収用法施行条例」は、土地収用法の規定に基づく鑑定人及び参考人に対する旅費及び手当の支給根拠並びに額の根拠を定めるとともに、審議会及び手数料に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、本条例の施行に伴い、沖縄県収用裁決申請等手数料条例及び沖縄県事業認定審議会条例が廃止になるが、これまでの事業認定関係は担保されていて影響は生じないかとの質疑がありました。

これに対し、これまで本県では土地収用法に基づく条例を複数制定していたが、今回の条例制定により一本化することになり、土地収用法に係る業務を遂行する上で効率化につながると考えている。事業認定の部分についても、今回廃止する事業認定審議会条例と同様な内容を本条例で規定しており、条例廃止に伴う影響は生じないとの答弁がありました。

次に、乙第16号議案「沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例」は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、利用料金を改める必要があるため条例を改正するものである。また、施行期日は、平成31年10月１日とするとの説明がありました。

次に、乙第17号議案「沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例」は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、港湾施設の使用料及び土砂採取料を改める必要があるため条例を改正するものである。また、施行期日は、平成31年10月１日とするとの説明がありました。

次に、乙第18号議案「沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、屋外広告物法及び条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、移譲について協議が調った事務を浦添市が処理することとするため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、屋外広告物許可事務及び違反広告物是正事務の権限を移譲される市町村のメリットは何かとの質疑がありました。

これに対し、市町村が独自で許可なり除去等の手続ができるようになるので、きめ細かい対応ができるようになるとの答弁がありました。

次に、各市町村に権限を移譲し、しっかりと域内の違法広告物を規制する必要があると考えるが、県としては積極的に権限移譲を進める予定であるのかとの質疑がありました。

これに対し、屋外広告物については、まちづくり、風景づくりに非常に密接に関連しており、積極的に市町村に権限を移譲していきたいと考えている。各市町村への説明会においても権限移譲の意義等を説明しているところであるとの答弁がありました。

次に、条例に違反しているのではないかと通報があった屋外広告物に対しては、どのような対応をとることになるのかとの質疑がありました。

これに対し、通報があった場合は、まず現場を確認し、この広告物が違反していることの確認がとれれば、張り紙等を掲げた違反者に片付けをしていただくことになる。除去されない状況であれば、権限移譲した市町村で除去することになるとの答弁がありました。

次に、政治絡み、選挙絡みの屋外広告物もあるが、このようなものに対する指導は、市町村に任せることになるのかとの質疑がありました。

これに対し、権限移譲した市町村において対応することになるとの答弁がありました。

次に、乙第19号議案「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、用途地域等における特例許可の申請に対する審査等に係る手数料の徴収根拠を定めるとともに、条例の規定を整理する等のため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正で手数料や許可範囲等については緩和される方向になっているのかとの質疑がありました。

これに対し、今回制定する手数料は、全て緩和の方向であり、用途規制についても、これまでは審査会の同意を得ないと許可できなかったものも、政令、省令の基準に適合する場合は、知事の権限で許可できるようになり、大幅な緩和となっているとの答弁がありました。

次に、施行までに一定期間を置いて周知徹底する必要があると思うが、どのような対策を考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県建築士事務所協会等の建築関係団体と連携を図りながら、一般の方には沖縄県のホームページを通じて周知を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、乙第20号議案「沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例」は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等により消費税等の税率が引き上げられることに伴い、水道料金の額を改めるため条例を改正するものである。また、施行期日は、平成31年10月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、消費税率２％アップが一般家庭に与える影響はどれくらいの額になるのかとの質疑がありました。

これに対し、企業局が供給している24市町村において、１世帯当たりの人数を４人として１人１日当たり水道使用量を約230リットルとして試算した場合、１カ月当たり約88円の増加、年額では1056円の増加を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、市町村によっては消費税上乗せ分をそのまま料金に落とし込むところもあれば、料金改正をせずに負担を吸収してしまう市町村もあるかと思うが、各市町村の動向は把握しているのかとの質疑がありました。

これに対し、企業局で水道用水を供給している24市町村にアンケートを実施した結果、21市町村については、消費税引き上げに伴う水道料金の改定を行う方向で検討しており、改定時期については、１町１村においては条例で消費税を明記しておらず、消費税相当額を料金に加える体系となっていることから条例改正の必要性はなく、また、１市１町においては、現在、議会に上程し審議を行っていると聞いている。それ以外の17市町村の改定時期については検討中と聞いているとの答弁がありました。

次に、前回の消費税引き上げ時の料金改定の際に、各市町村はどのような対応をとったのかとの質疑がありました。

これに対し、その当時、企業局が水道用水を供給している市町村は22市町村あったが、そのうち17市町村が消費税分を引き上げ、５市町村は引き上げを行っておらず、市町村が負担したことになるとの答弁がありました。

次に、乙第21号議案「沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例」は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等により消費税等の税率が引き上げられることに伴い、工業用水道料金の額を改めるため条例を改正するものである。また、施行期日は、平成31年10月１日とするとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第７号議案及び乙第15号議案から乙第21号議案までの条例議案８件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第７号議案及び乙第15号議案から乙第21号議案までの８件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案８件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第７号議案及び乙第15号議案から乙第21号議案までは、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　日程第７　議員提出議案第５号　沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

島袋　大君。

〔議員提出議案第５号　巻末に掲載〕

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　　大君　議員提出議案第５号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」、提案をいたします。

ただいま議題となりました議員提出議案第５号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由につきまして、提出者を代表いたしまして御説明申し上げます。

県議会議員の期末手当は、同条例に基づき、年3.1月分が支給されております。

今般、人事委員会勧告に基づき一般職員及び知事等に係る期末手当の支給割合が平準化されること等を考慮し、県議会として議員に係る期末手当の支給割合を検討する必要があることから、去る３月20日開催の各派代表者会で協議いたしました。その結果、県議会議員に係る期末手当の支給割合についても平準化することで意見が一致し、本条例案を提出することとしたものであります。

本条例案の改正内容を申し上げますと、平成31年度から支給される期末手当について、現行の６月期の支給割合を「100分の147.5」から「100分の155」に引き上げ、12月に支給される期末手当の支給割合を「100分の162.5」から「100分の155」に引き下げるものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第５号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第５号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第５号は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第８　乙第27号議案、乙第32号議案、乙第34号議案及び乙第35号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書　(議決事件)　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました乙第27号議案、乙第32号議案、乙第34号議案及び乙第35号議案の議案４件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び警察本部警務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第27号議案「財産の処分について」は、警察職員の福利厚生施設である宿泊施設「サザンプラザ海邦」を売却処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、当該施設を売却するに至った経緯はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、売却の経緯については、平成28年度末に当該施設の所有権が警察共済組合から沖縄県へ移

転することに伴い、施設の利活用について知事部局とともに検討したところ、不特定多数の者が利用する宿泊施設等の公的施設については、早期の廃止あるいは民営化、その他の合理化が求められるとの閣議決定の趣旨を踏まえ、沖縄県公有財産管理運用委員会において売却することが決定されたところであるとの答弁がありました。

そのほか、施設売却後の利活用方法、土地を含めた売却価格などについて質疑がありました。

次に、乙第32号議案「包括外部監査契約の締結について」は、地方自治法第252条の36第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約の目的を外部の専門家による監査の実施及び結果の報告とし、金額の上限を1071万3000円と定め、契約の相手方を公認会計士の友利健太氏とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、包括外部監査の目的は何か、また、監査のテーマはどのように設定しているのかとの質疑がありました。

これに対し、包括外部監査は、地方公共団体の監査機能の専門性、独立性の強化を図るために監査機能に対する住民の信頼を高めるという趣旨で導入されたものである。

また、包括外部監査のテーマの設定については、地方公共団体の事情や社会情勢等を踏まえ、監査人自身がテーマを設定するとの答弁がありました。

次に、乙第34号議案「沖縄県教育委員会教育長の任命について」は、教育委員会教育長が平成31年３月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、前副知事に係る退職手当の取り扱いについて質疑・答弁がありました。

次に、乙第35号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員５人のうち１人が平成31年４月４日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第27号議案及び乙第32号議案の議決議案２件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第34号議案及び乙第35号議案の同意議案２件については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより乙第27号議案、乙第32号議案、乙第34号議案及び乙第35号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第27号議案及び乙第32号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第27号議案及び乙第32号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　次に、乙第34号議案及び乙第35号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第34号議案及び乙第35号議案は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第９　乙第29号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

〔委員会審査報告書　(議決事件)　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました乙第29号議案の議決議案について、委員

会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第29号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、車両損傷事故について和解し、損害賠償の額を定めるために、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、名護漁港臨港道路に格納されていた引き出し式車どめの上を県民が運転する車両が通行したところ、当該車どめの上部に当該車両が接触し、車両のフレームが損傷したため損害賠償額を39万円と定め支払うものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明の概要でありますが、採決の結果、乙第29号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第29号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第29号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（新里米吉君）　日程第10　乙第25号議案、乙第26号議案、乙第28号議案及び乙第33号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書　(議決事件)　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました乙第25号議案、乙第26号議案、乙第28号議案及び乙第33号議案の議決議案４件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第25号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成30年第３回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場新築工事（建築）の契約金額を3835万800円増額し、18億3501万7200円に変更するものであり、変更の理由は、隣接工区の施工がおくれたこと等による工事費用の増額であるとの説明がありました。

本案に関し、なぜ工期おくれにより3800万円余りの多額の変更が必要になるのか、また、増額した費用の内訳はどのようになっているかとの質疑がありました。

これに対し、磁気探査の結果、異常点が多く発見され、工場でつくった鋼材を仮置きする場所が必要になったことや現場に運んでくる費用等が新たに生じたことによる増額である。また、増額費用の内訳としては、資材仮置きヤードの確保と現場運搬費として約2300万円、さらに、建築物の基礎施工に際し、地足場の設置が必要にもかかわらず当初積算から漏れていたことやくいの施工箇所で転石等が見つかったため、その除去費用であるとの答弁がありました。

そのほか、異常点における不発弾の有無、不法投棄の情報、擁壁を築造するためのくいの本数の変更状況、磁気探査業務の発注先等について質疑がありました。

次に、乙第26号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成30年第４回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、本部港（本部地区）岸壁整備工事の契約金額を２億5301万1600円増額し、19億2053万1600円に変更するものであり、変更の理由は、ジャケットの基礎杭施工において、先行試験杭の打設結果により杭厚増の必要性が確認されたため、次期施工の杭部材規格変更に伴う増額であるとの説明がありまし

た。

本案に関し、本工事の工期の見込みと工事内容はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、工期は、平成30年７月９日から平成31年12月31日までとなっており、工事内容については、ジャケット部の鋼管くいの打ち込みとジャケットの工場製作、現場での据えつけ工事であるとの答弁がありました。

次に、ジャケット部からドルフィン部の工事の工期とドルフィン部の事業費はどれくらいになるのかとの質疑がありました。

これに対し、ドルフィン部の１基目の工事は既に発注しており、平成30年７月から工事が始まっている。残りの２基の部分についても３月19日に契約予定である。予定では平成31年度末の完成を予定している。事業費は、最初に発注したドルフィンの１基について約２億2000万円となっているとの答弁がありました。

次に、本部港にクルーズ船等が入ることになったときに何万トン級の船を計画しているのかとの質疑がありました。

これに対し、本部港においては、ゲンティン香港社と連携を組んで事業に取り組んでおり、その計画では22万トン級の大型クルーズ船の寄港に対応する岸壁の整備を行っているとの答弁がありました。

次に、工事の設計変更について、大幅な工法の変更や事業費の変更等も含めどういう形で許認可を受けて仕事を進めているのか、また、国との予算の関係はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、工事の施工において変更が必要となった場合には、請負者と発注者が協議を行い双方同意のもとに変更の手続を行っている。国との関係では既決予算の範囲での対応ということで協議は行っていないとの答弁がありました。

そのほか、クルーズ船寄港に伴う受け入れ体制の構築、クルーズ船受け入れに係るハード面及びソフト面整備の役割分担、ＣＩＱ整備の課題解決に向けての調整状況等について質疑がありました。

次に、乙第28号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者等に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

次に、乙第33号議案「流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について」は、流域下水道の建設に要する費用について、全体計画の見直しに伴い、流域市町村の負担率の改定を行うため、下水道法第31条の２第２項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、１点目に、中城湾流域下水道（具志川処理区）及び中城湾南部流域下水道（西原処理区）の全体計画の見直しに伴い、それぞれの全体計画汚水量を変更する。２点目に、全体計画汚水量の変更に伴い、流域市町村の負担率を変更するとの説明がありました。

本案に関し、中城湾南部流域下水道の南城市について、平成47年に現在より3624立米ふえることを想定しているのかとの質疑がありました。

これに対し、下水道の全体計画は約15年から20年くらい先を見越した計画としており、今回の見直し計画の数値は、平成47年までということではない。詳細については南城市で検討しているとの答弁がありました。

次に、南城市大里地域がかなり変動する可能性があると思うが、負担率は何年単位で見直すことになるのかとの質疑がありました。

これに対し、基本的に区域の変更や大幅な人口見込みの変動が生じた場合等に全体計画の見直しを実施していくことになり、実績としてはおおむね３年から10年に一度くらいのペースで見直しを行っているとの答弁がありました。

次に、中城湾南部流域下水道への編入について、その他の地区にも広げることは可能なのかとの質疑がありました。

これに対し、もともと市街地化していてかなり離れた地域を編入しようとする際は考え方が別になり、沖縄汚水再生ちゅら水プランなどの中で見直していかないと編入はできないと考えているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第25号議案、乙第26号議案、乙第28号議案及び乙第33号議案の議決議案４件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第25号議案、乙第26号議案、乙第28号議案及び乙第33号議案の４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第25号議案、乙第26号議案、乙第28号議案及び乙第33号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後１時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き議事進行いたします。

日程第11　甲第１号議案から甲第24号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長親川　敬君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔予算特別委員長　親川　敬君登壇〕

○予算特別委員長（親川　敬君）　ただいま議題となりました甲第１号議案から甲第24号議案までの予算議案24件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、室部局長出席の上、総務部長から概要説明を聴取した後、会派代表委員による質疑を行いました。

その後、各常任委員会に対し、所管の予算事項について調査を依頼し、本委員会での審査に加え、各常任委員会において専門的な立場から慎重に調査を行ってまいりました。

以下、審査及び調査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

委員会においては、まず初めに、平成31年度当初予算については、残り期間が３年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに向け、取り組みを加速しなければならないため、平成31年度重点テーマを踏まえ、沖縄の持つ優位性と潜在力を生かす施策を戦略的に展開するとともに、沖縄県ＰＤＣＡ等の反映及び沖縄県行政運営プログラムの推進により、一つ一つの施策・事業の効率性や実効性の向上に向けた取り組みを行うことを基本的な考え方として予算を編成したところである。

一般会計予算案の総額は、7349億4500万円で、前年度に比べ0.5％の増となっている。

農業改良資金など20特別会計予算案の合計は、2548億9477万1000円で、前年度に比べ3.0％の減となっている。

病院事業など公営企業会計予算案の合計は、1184億5557万9000円で、前年度に比べ7.1％の増となっている。

一般会計予算案について、歳入の主な内容は、景気拡大等による個人県民税や法人事業税など県税の増、国の地方財政計画の動向等を勘案しての地方交付税の増、沖縄振興交付金等の国庫支出金の減、減債基金からの繰入金の減、中小企業振興資金貸付金元金収入など諸収入の増などである。

歳出の主な内容は、離島航路運航安定化支援事業など総務費の増、子どものための教育・保育給付費など民生費の増、含蜜糖振興対策事業費など農林水産業費の増、技能五輪・アビリンピック全国大会推進事業など労働費の減、沖縄都市モノレール延長整備事業など土木費の減、県立特別支援学校整備に伴う事業費など教育費の増などであるとの概要説明がありました。

次に、当初予算案に関し、６名の会派代表委員から、予算編成の基本的な考え方、室部局の予算体系及び主な事業の概要などについて質疑がありました。

各常任委員会の調査においては、まず初めに、ワシントン駐在員活動事業費の内容とこれまでの実績について質疑がありました。

これに対し、ワシントン駐在員は、米国政府の関係者や連邦議会議員への面談を実施している。平成27年度から平成31年２月末現在のトータルとしては、延べ779人との面談を実施している。また、ワシントンＤＣで開催される米国の連邦議会議員主催の公聴会にこれまで17回、また、米国内のシンクタンクのシンポジウムに50回ほど参加している。それ以外にも米国での沖縄関係情報や、新聞でどういった報道がなされているか、政府関係者の動向などの情報提供をトータルで328回ほど実施している。また、沖縄県内で事件・事故が発生した場合に、沖縄県の意見をしっかりと伝えに行っている。このような活動を通して、沖縄県の現状の理解促進と基地問題の情報提供、米国内の情報収集に努めているところであるとの答弁がありました。

次に、公共施設マネジメント推進事業の事業内容と増額の理由は何か、また、今後の大規模改修工事に当

たっての県の考え方について質疑がありました。

これに対し、公共施設マネジメント推進事業は、平成30年度までのファシリティマネジメント推進事業の後継事業で、公共施設等に係るトータルコストの縮減や財政負担の平準化といった全庁的な施設マネジメントを推進していくこととしており、今年度の予算として約３億8500万円を計上している。対前年度のファシリティマネジメント事業比で約4000万円の増となっており、増額の主な要因としては、今回、建物内部、設備の更新を主とする大規模改修工事の実施を予定しており、対象箇所は、若夏学院教室棟、八重山職員住宅平得団地を予定している。

また、今後の大規模改修工事に当たっての県の考え方としては、県ではこれまで大規模改修の事例がほとんどないことから、同事業により管財課でモデル工事として実施していくことで、今後の県全体での長寿命化の取り組みを円滑に進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、離島航路運航安定化支援事業の内容と実績はどうなっているか、また、２隻目の支援に至った理由と今後の展開について質疑がありました。

これに対し、当該事業は、平成24年度に策定した計画に基づき実施しており、14航路を対象として、一航路一隻ということで、小規模離島の赤字航路に就航する船舶の建造、購入費等に補助してきており、平成30年度までに９航路が完了、残り５航路についても引き続き計画どおりしっかり取り組んでいく予定である。

また、平成31年度に久米・渡名喜航路の２隻目の支援に至った理由としては、小規模離島の渡名喜島に就航している重要な生活航路であること、ほかの航路と比べ貨物量が多く、かつ航行距離が長いこと、加えて久米島に就航していることなどから、２隻のフェリーによる運航体制の必要性の高さを最優先に考慮したところである。要望のあるほかの航路の２隻目については、今後、いろいろな需要動向等も見ながら検討していきたいとの答弁がありました。

次に、糸満警察署の建てかえの進捗状況はどうなっているか、また、老朽化した警察署の建てかえに係る今後の計画について質疑がありました。

これに対し、糸満警察署の建てかえについては、現在、設計が終わり建築に向けた工事に向け準備しているところである。また、老朽化した警察署の今後の建てかえについては、築39年を経過している宜野湾警察署の新庁舎建設事業を今回予算措置したところである。その他の老朽化している警察署等、例えば名護警察署については約38年が経過しており、また海抜が非常に低いところに位置するため、災害発生時の活動拠点として警察機能が十分果たせないことも懸念されることから、建てかえに向けた準備を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、パラオ海域でのマグロ操業が来年１月から禁止されることになった経緯は何か、また、どのような対応を考えているかとの質疑がありました。

これに対し、パラオ共和国では、同国の排他的経済水域、いわゆる200海里水域の約80％を完全な漁業禁止区域、残り20％を国内漁業のみ操業可能な水域とするパラオ国家海洋保護区設置法を2015年に公布し、2020年から完全施行する見込みとなっており、パラオ海域で操業している本県マグロはえ縄漁船への影響が懸念される状況にある。

県としては、漁業関係団体と連携し、本県マグロはえ縄漁業への影響を最小限にするよう努力するとともに、去る２月８日に副知事及び漁業関係団体とともに、日本国政府としてパラオ共和国との協議を継続するよう農林水産省と外務省に要請したところであり、今後も関係団体と連携しながら国に対して強く要請していきたいとの答弁がありました。

次に、ＩｏＴ利活用促進ネットワーク基盤構築・実証事業が大幅増となった理由は何か、また、これまでの経過と今後の展開について質疑がありました。

これに対し、当該事業は、ＩｏＴ産業のさまざまなデータを収集し活用するものであるが、増額の主な理由は、ＩｏＴデータの収集活用の規模拡大とデータ公開などのシステム増強経費、また補助事業件数の増加などに対応するためである。

また、これまでの経過と今後の展開としては、平成30年度は、海ブドウ養殖の生産性向上や高品質を図る養殖ＩｏＴ装置の開発や、道の駅を初めとする観光施設等の客層分析データの取得等、５件の実証事業を採択したが、平成31年度は観光産業など重点分野を中心に10件程度を採択する予定であり、同様の実証事業を平成32年度まで行う予定であるとの答弁がありました。

次に、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業の次年度の調査内容について聞きたい、また、今後の供用開始までのスケジュールはどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、次年度の調査内容は、新たな施設、整備のあり方や財源確保策、それから県外、海外を含めてマーケットニーズがどの程度あるのかを民間事業者との直接の対話等を含め盛り込んでいくことを考えて

おり、一日も早い施設整備が実現できるようしっかりと調査を行う予定である。

また、今後のスケジュールについては、調査のあり方の中で財源を含めて施設の機能等も固まってくるが、今の段階ではいつまでにといったことを明確に申し上げることはできないとの答弁がありました。

次に、沖縄子供の貧困緊急対策事業における、高校敷地内の子供の居場所設置数、市町村が行う子供の居場所の設置数及び子供の貧困対策支援員の配置人数はどうなっているのか、また、同事業の大幅な予算増額の要因は何かとの質疑がありました。

これに対し、当該事業によって県立高校５カ所に子供の居場所を設置している。平成30年10月現在で市町村において子供の居場所が134カ所設置されており、同じく市町村に子供の貧困対策支援員が141人配置されている。

また、平成31年度予算が大幅にふえているのは、高校内の居場所を３カ所ふやして合計で８カ所に拡充すること、より困難な不登校児などに対応するための広域的な居場所を設置すること、離島町村に対する貧困対策支援員の定期的な配置のほか、子供の居場所間の連携強化及び運営支援などの取り組みを実施することによるものであるとの答弁がありました。

次に、医師派遣推進事業における医師派遣の実績と今後の見込みはどうなっているか、また、本事業の課題としてどのようなものがあるかとの質疑がありました。

これに対し、当該事業による離島・僻地等の医師の派遣については、本年度における当初の計画では78名の医師を派遣するものであったが、実際には75名の派遣となっている。平成31年度については、本年度の実績や派遣元などとの調整を踏まえて、75名の医師を確保する予定である。

また、本事業の課題としては、医師の偏在等に加えて派遣元及び派遣先の都合などにより、急遽、医師の派遣ができなくなるという事態が生じているので、今後はそのようなことが起こらないように関係機関と連携しながら医師の確保に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、民間の医療法人等と比較すると県立病院事業の経営に占める人件費の割合は高いと思われるが、他県の公的病院と比べてその人件費の比率はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、病院事業局の人件費については、平成29年度沖縄県病院事業会計決算における医業収益に占める職員給与の比率は71.6％となっている。

一方、平成28年度地方公営企業年鑑によると、都道府県が経営主体となっている病院のうち、黒字を計上している病院の職員給与費対営業収益比率は52.8％で、同じく赤字を計上している病院については64.2％となっているとの答弁がありました。

次に、本県における小中学校の教職員の定数に占める臨時的任用教職員の割合について、全国的に見るとどうなっているのか、また、この間教職員採用試験の受験年齢を35歳から45歳に引き上げているが、現在も45歳を超える臨時的任用教職員がいるのかとの質疑がありました。

これに対し、本県における公立小中学校の教職員定数は、平成30年５月１日現在、8889人となっており、そのうち臨時的任用職員数は1436人で、教職員定数に占める割合は16.2％であり、全国平均の7.7％と比べると8.5ポイント高くなっている。

また、平成30年５月１日現在の小中学校、高校における45歳を超える臨時的任用教職員は、小学校が115人で、割合で見ると13.2％、同じく中学校が35人で6.2％、高校が12人で5.0％となっており、公立学校全体の合計では、162人で8.8％となっているとの答弁がありました。

次に、米軍航空機騒音監視事業の目的と期待される効果は何かとの質疑がありました。

これに対し、当該事業は、常駐機の訓練に加え、外来機のたび重なる飛来により、運用状況が複雑化し、騒音が激化している嘉手納及び普天間両飛行場において、13台のカメラを設置して、飛行機種の特定や飛行経路の確認など監視機能の強化を図ることを目的としている。

また、期待される効果としては、本事業により得られたデータをもとに、米軍関係者や国に対して航空機の騒音軽減を強く求めていくことができるのではないかと考えている。また、現在の航空機騒音自動監視測定システムに少し機能を付加して、きょう測定したデータを翌日にはまとめることができるようになり、そのデータをインターネットで公開するなど、米軍基地からの騒音の実態を広く情報発信できるものと考えているとの答弁がありました。

次に、県全体の予算がふえている中、土木建築部の予算が約100億円近く減額となっているが、部としてどのように認識しているか、また、今後の市町村事業への予算配分はどうなるかとの質疑がありました。

これに対し、土木建築部から要求した予算の要望額に対して、当初予算は90億円の減となるなどかなり厳しい状況と認識している。都市モノレール事業が今

年度でほぼ終了するということで、平成30年度に計上していた約140億円のモノレール事業費が減額されているが、約40億円から50億円近くをその他の事業に計上することができており、市町村に対しても、要望額にはほど遠いが、対前年度に比べ４％近い増額で、最低限のラインは確保したものと考えている。与えられた予算を執行しながら次年度以降さらなる増額に向けてしっかりとした取り組みを行っていくとともに、市町村事業への予算配分については、土木建築部としてはなるべく市町村に配慮しながら、事業の個別の進捗状況を踏まえて可能な範囲で影響を最小限に抑える努力をしていくとの答弁がありました。

次に、水道事業広域化の進捗状況と今後の展開はどうなっているか、また、用水供給により料金はどの程度下がったのかとの質疑がありました。

これに対し、水道事業広域化の進捗状況については、平成30年３月に、粟国村において用水供給を開始したところである。今後の展開としては、今年度に引き続き次年度は南大東村、北大東村、座間味村阿嘉島の工事を実施するほか、渡嘉敷村、渡名喜村、伊平屋村、伊是名村の工事に新たに着手していく予定であり、離島８村において平成33年度までに用水供給を開始することになっている。

また、用水供給を開始した粟国村では、用水供給されたことにより料金がほぼ半額になり、沖縄本島の平均程度まで料金は下がっているとの答弁がありました。

そのほか、他国地位協定調査の目的と今後の展開、不発弾処理の現状と今後の見通し、消防広域化の具体的方法、予算編成過程での多額の収支不足が生じた要因と収支不足の縮減に向けた対応策、行財政改革への取り組み内容、行政運営プログラムの目標及び成果、琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業の内容と増額理由、県税の伸び率と全国との比較、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の仕組みと増額理由、離島観光・交流促進事業の評価と継続に至った理由、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業の減額理由と今後の見通し、市町村分の一括交付金が現状維持となった経緯、警察官の採用状況と人件費の増減状況、沖縄県警察における外国人観光客への対応策、沖縄県警察における児童虐待に係る関連予算の状況と取り組み内容、信号機等の交通安全施設の整備方針と予算の措置状況、定期監査での委託業務に対する指摘内容、人事委員会が行う公民格差の調査方法、海外県人会交流派遣の実績と予算の確保、農業大学校の移転整備計画の進捗状況、県産農林水産物の海外への販路拡大策と定番化に向けた取り組み、気候変動に適応した果樹農業技術開発事業の目的と今後の展開、沖縄県新規就農一貫支援事業内容と増額理由、工芸産業パワーアップ事業の内容と離島地域への展開、商工労働部の調査・実証事業のうち事業化に至った件数と今後の見通し、県内企業人材確保支援事業の内容と相談窓口での具体的な相談内容、スマートエネルギーアイランド基盤構築事業の目的と事業内容及び成果、おきなわ国際協力人材育成事業の内容及び実績と次年度の取り組み、沖縄観光コンベンションビューローへの委託契約の件数と同ビューローの意見等の反映状況、離島観光活性化促進事業の増額理由と次年度の新たな取り組み、沖縄空手会館の活用状況と新たな取り組み、教育旅行の誘致実績、観光目的税の検討における教育旅行の取り扱い、ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業の実績と今後の取り組み、児童虐待に対応するための児童相談所の予算措置状況、一時保護所の現状、保育士確保対策事業の増額要因、性暴力被害者ワンストップ支援センターの人員配置と被害者支援の課題、離島患者等支援事業の活用状況、離島・僻地における医師確保の取り組みと課題、国民健康保険料の滞納状況、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付状況、栄養実態調査費の事業内容と本県における栄養摂取の現状、北部基幹病院の基本的枠組みに関する協議会の開催回数と合意形成に向けた懸念材料の有無、病院事業に対する一般会計からの繰入金の状況及び今後の収支見通し、平成31年度予算における入院収益の減及び外来収益の増の要因、消費税引き上げに伴う診療報酬等の改定内容、病院事業における一般会計からの借り入れ状況と今後の返済見通し、スクールカウンセラーの活用状況、スクールソーシャルワーカーの役割と関係機関との連携、普通学校及び特別支援学校における看護師の配置状況と今後の見通し、就職活動キックオフ推進事業の内容と成果、全国高等学校総合体育大会の開催方式と本県での競技種目、外来植物防除対策事業の内容、防除対策マニュアルの策定状況、外来種ギンネムの活用事例、ヤンバル地域のマングース対策の成果、ジュゴンの生息状況、外来生物侵入防止事業費の計上方法、住宅確保に困窮している高齢者への支援策、土木建築部発注工事における入札の不調・不落等の状況と改善に向けた取り組み、沖縄都市モノレール延長整備の進捗状況と供用開始の時期、電線類地中化の進捗状況と今後の見通し、座間味浄水場の建設スケジュール及び建設候補地の選定状況、県が支出したＰＦＯＳ除去費用への国からの予算措置状況、上下水道施設の耐震化及び老朽化対策の取

り組みなどについて質疑がありました。

なお、各常任委員会から提出された予算調査報告書を、委員に配付したところ、４名の委員から総務企画委員長及び経済労働委員長に対し質疑の通告があり、当該委員長の出席を求め質疑が行われました。

また、各常任委員会の調査の過程で、３項目の要調査事項の報告がありましたが、委員会での協議及び採決の結果、総括質疑は行わないこととなりました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、甲第１号議案については、採決に先立ち、沖縄・自民党所属委員から修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数で否決されました。

修正案が否決されたことに伴い、甲第１号議案の原案について採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、甲第２号議案から甲第24号議案までの予算議案23件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査及び調査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

甲第１号議案に対しては、西銘啓史郎君外13人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

西銘啓史郎君。

〔甲第１号議案に対する修正案　巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎君登壇〕

○西銘　啓史郎君　それでは、甲第１号議案「平成31年度沖縄県一般会計予算」の修正案につきまして、提出者を代表して修正内容及び提出理由を御説明申し上げます。

まず初めに、修正内容について、お手元に配付済みの甲第１号議案に対する修正案をごらんください。

タブレットに掲載されています本会議配付資料９番を御参照していただければと思います。

別紙を読み上げます。

平成31年度沖縄県一般会計予算の一部を次のように修正いたします。第１条の第１表、歳入歳出予算の中の歳出、款２総務費を671億5474万4000円に、項１総務管理費を182億8478万7000円に、款14予備費及び項１予備費をそれぞれ２億7214万8000円に改めます。なお、歳入合計、歳出合計は変わりません。

また、詳細は添付いたしました、修正後の平成31年第２回沖縄県議会（定例会）議案（その１）及び当初予算説明書（抜粋版）をごらんいただきたいと思います。

次に、修正内容について簡単に申し上げます。

修正内容（箇所）は知事公室所管の（事項）基地対策調査費の中のワシントン駐在員活動事業費7214万8000円を減額し、予備費へ同額を増額するものであります。

次に、提案理由について申し上げます。

2015年に開設されたワシントン事務所について、ことしで５年目を迎えます。現在、現地の駐在員２名、県職員と現地スタッフ１名で事務所の運営を行い、駐在員の役割は大きく４つとあります。１つ、基地問題に関する情報収集、２つ、沖縄の状況などの情報発信、３つ、知事訪米の対応、４つ、沖縄に関する図書の充実化、研究環境の整備とあります。

県のホームページで知事公室の中のワシントン駐在の欄をクリックすると、そこには目次があり、ワシントン駐在の活動について５項目あります。

１つ目は最新の活動内容、２つ目は知事訪米の対応、３つ目、米政府・米連邦議会等への対応、４つ目、交流・広報活動、５つ目、ワシントンにおけるシンポジウム等とあります。ぜひ与党の皆様もこの内容をチェックしていただきたいと思うのですが、最新の活動内容にはワシントン事務所からの週報、ウイークリーレポートに基づいた内容が記載されています。残念ながらこれもごく最近の昨年12月からアップされたようであります。

現地事務所の重要な役割は、情報の収集と発信だというふうにおっしゃっています。現地にいなければ収集できない情報や、また現地において米政府・米連邦議会への情報発信、影響力を与えることであると思います。ワシントンコア社からのレポートが年２回、９月の中間報告、３月の最終報告、これまでに沖縄県に提出されております。平成27年度、平成28年度、平成29年度、そして平成30年度９月末の中間報告と７回上がっております。その平成29年度最終報告を熟読する中で気になる点があります。それは126ページに記載されている「専門家等を活用したヒアリング調査」という項目の中で６名の有識者と面談した内容が記載されております。これは匿名となっておりますけ

れども、恐らくワシントンコア社が面談したと思われますが、普天間代替施設――ＦＲＦ（フテンマ・リプレイスメント・ファシリティー）に関するワシントンＤＣの意思決定者や有識者の考え方は、現在４つのグループに分けることができると有識者の一人が述べております。

１つ目は、ＦＲＦについて「わからない・考えない・知らない」というグループで、外交・安全保障政策よりも米国内の問題に関心があるグループ。そして２つ目は、ＦＲＦについて興味がある、もしくは考えようとするグループで辺野古移転に賛成しており、２番目に大きな規模を誇る。３つ目のグループが、代替案を探しているグループで米国内や九州等を移転先として模索しているグループがありますが、これはわずか少数とのことです。そして４つ目、反軍・反戦を掲げるグループで在沖米軍基地の存在に反対する活動を展開しているがこれも少数とあります。グループの構成としては、先ほどの「わからない・考えない・知らない」というグループが圧倒的に多くて、２つ目の辺野古賛成はどんどん人数がふえているとのレポートであります。さらにこの有識者は、米国関係者は辺野古反対に強固な今の沖縄県とは話をするのが難しいと感じているとも述べております。

先般の中間選挙で、新人議員が多く当選した米国議会、今後の状況については今年度末の報告書に上がると思いますが、残念ながらこれまでの知事の訪米で米国議会に多くの理解を求めようとしたということに対して、この有識者はこういう見解を話しております。その観点からしても、残念ながら知事の訪米や現地事務所の努力が本当に実を結んでいるのどうか、甚だ疑問であります。

我が会派も2017年９月に訪米し、現地事務所訪問、所長との意見交換も行いました。この４年間の事務所の効果は本当にどうなんでしょうか。どうか与党の議員の皆様もしっかりと御判断をいただきたいと思います。これまでの延べ面談者の数を執行部は効果としています。779人の方々と議会議員、政府関係者とも面談をしたとあります。大切なことはその中身であり、内容です。議員本人と直接的な面談ができなくて、補佐官との面談等が非常に多くなっております。また、今回のワシントン駐在員活動事業費以外にも有識者連携等推進事業との名目で、平成29年度に3300万円、平成30年度に2400万円の随意契約もワシントンコア社と行われております。

１億円近いコストに加え、駐在員の外国勤務手当（在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当）等が支給されています。約１億円の費用を高率補助のメニュー、国95％、県５％負担に当てはめれば20億円の事業が実施可能です。また、一括交付金の負担20％に当てはめれば５億円の事業が実施可能であります。

日本全国の都道府県の海外事務所の状況も調べてみました。現在日本全国で海外に事務所を構えている都道府県は40ありますが、大きな東京都、千葉県は海外に事務所を構えておりません。東京都は以前、ニューヨーク、パリに事務所を構え、平成12年に閉鎖したそうであります。その理由はやはり費用対効果ということで閉鎖を決めたそうであります。東京都は、逆に外務省に出向し、大使館で働く都庁職員もいるとのことでした。外務省に確認すると現在全国、都道府県別は未確認ですが、25名の地方公務員が出向をしているそうであります。東京都も逆に外務省に出向して、大使館で働いている都庁職員もいっぱいいるとのことでした。また他府県では、ジェトロ、日本貿易振興機構内に同居しているケースも多々あります。コスト面の軽減を図っていることがうかがえます。

ところで、先ほど申し上げました県のホームページですけれども、この中に交流・広報活動というのがあります。全部プリントをして読んでみました。中身は、ピクニックへの参加であったり、敬老会への参加であったり、先ほどの目的とは別に懇親を深める交流活動も必要ではあるかもしれません。そして、米政府・議会への面談も補佐官を中心にされていますが、余り詳細な記述はありません。それと、先ほど言いましたワシントンの報告書、ぜひ与党の皆さんも目を通してもらいたいと思いますが、この費用が本当に１億円に値するかどうかも含めて再度いろいろ御議論・御検討をお願いしたいと思います。

そういう観点から、関連予算を削除する修正案を提出いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたしまして修正動議といたします。

○議長（新里米吉君） これより本修正案に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって西銘啓史郎君外13人から提出された修正案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

甲第１号議案に対する討論の通告がありますので、

順次発言を許します。

次呂久成崇君。

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久　成崇君　ただいま議題となりました甲第１号議案について、修正案に反対し、原案に賛成する立場から討論を行います。

最近の沖縄経済は、観光や雇用関連指標が前年を上回るなど、平成24年以降、景気の拡大が続いております。

平成30年の入域観光客数は約984万人で、６年連続で過去最高を更新し、平成31年に入っても観光客数は好調で、１月は対前年同月比４万人増となる75万人、２月は前年同月比６万800人、率にして8.5％ふえ、２月としては過去最高となっています。情報通信関連産業についても、雇用者数は４万5000人、売上高は4300億円を超えるなど好調を維持しております。また、直近の平成30年12月の有効求人倍率は1.23倍となり、27カ月連続で１倍を超えており、完全失業率も昨年７月には44年ぶりの２％台を記録するなど、雇用情勢も好調に推移しております。平成30年の沖縄県内へのクルーズ船の寄港は速報値で528回となり、過去最多を記録しましたが、平成31年もさらにふえ県内へのクルーズ船の寄港は697回を見込んでいます。また、アジア各地と那覇空港間の直行便数については、平成24年度末の週49便から平成30年12月末には週235便と大幅に伸びており、同空港における農林水産物や食品の輸出額も増加し、平成29年農業産出額は1005億円に上り、平成24年の877億円から大幅に伸びています。さらに県外外資系企業によるリゾートホテルの進出が続くなど、沖縄の発展可能性に国内外のマーケットから評価が高まっています。

その一方で、雇用の質の改善、県民所得の向上、子供の貧困の解消などは、本県が抱える喫緊の課題であります。平成31年度においては、残り期間が３年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに向け、各種施策の取り組みを加速しなければなりません。こうした状況の中、今定例会に提案された平成31年度一般会計当初予算案においては、玉城知事が公約で掲げた新時代沖縄の到来、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の構築の３つの視点を踏まえ、総額7349億円が計上されております。

まず、新時代沖縄の到来の視点については、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画に基づく取り組みを一層推進し、観光・リゾート産業や情報通信関連産業等のリーディング産業の拡充・強化、国際物流拠点を形成し、県民所得の向上に向けた取り組みや本県にＩＴイノベーションを取り込むため、必要な条件や環境等を分析し、生産性向上、高付加価値化及び新ビジネスの創出を目指した取り組み、沖縄ＭＩＣＥ振興戦略に基づき国内外のＭＩＣＥ誘致、受け入れ体制の強化、人材育成等に取り組み、ＭＩＣＥ推進による各産業分野の成長発展とブランド力の向上を図る取り組み、また那覇港におけるクルーズ需要の増大及び大型化に対応するための第２クルーズバースの整備など多岐にわたる分野で相乗効果を期待できるさまざまな取り組みが予定されています。

また、誇りある豊かさの視点については、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るため、日米地位協定の問題点をさらに明確化していくため、他国における米国との地位協定の調査の実施や沖縄のソフトパワーを生かした国際交流、国際貢献を通じた取り組みとして、国際的な視点で平和構築について考える機会を提供するためのワークショップの開催、グローバルな視点を持ち国際協力を担う人材の育成など、平和の緩衝地帯の形成を目指すための取り組みが予定されています。

沖縄らしい優しい社会の構築の視点については、子供の貧困対策として、中高生バス通学無料化の制度設計に向けた調査やひとり親家庭や生活に困窮する多子世帯などへの支援、待機児童対策として、市町村が実施する保育所等の整備や認可外保育施設の認可化の支援、保育士の確保や放課後児童クラブの公的施設を活用した設置の取り組み、また、離島力の向上に向けては、大東地区における超高速ブロードバンド環境の整備、離島航路を就航する船舶の建造支援の拡充など、本県の課題に対応した施策が予定されています。

このように、当初予算案は県民が求める将来像の実現と、諸課題の解消に向けた諸施策が効果的に盛り込まれたことを高く評価するものであります。

さて、ワシントン駐在員活動事業費の減額修正についてでありますが、本県に所在する広大かつ過密な米軍基地は、地域の産業振興や生活環境の整備を図る上で大きな阻害要因になっているとともに、米軍に起因する事件・事故や航空機騒音等の基地被害が県民生活に大きな影響を与えております。

ワシントン駐在員活動事業費は、こうした沖縄の米軍基地をめぐる諸問題について、米国ワシントンＤＣに駐在員を設置し、米国政府等関係機関に対し、辺野古新基地に反対する県民世論及びそれを踏まえた建設阻止に向けた知事の考えや沖縄の正確な状況を伝え、米国側の理解と協力を促し、本県の米軍基地問題を初めとする沖縄の課題解決に向けて取り組むことを目的

とし、知事訪米の対応、基地問題に関する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割としております。

ワシントン駐在は、平成27年度から職員２名を配置し、平成31年２月末時点で、米国連邦議会関係者292名、国務省関係者74名、国防総省関係者23名、国家安全保障会議関係者３名、副大統領経験者１名、報道関係者81名、県人会関係者44名、シンクタンクの有識者等261名、延べ779名の方々と意見交換等を行ってきました。地方自治体が、政治の中心都市であるワシントンＤＣにおいて、単独で事務所を設置することは極めて異例のことであり、平成27年度、28年度は、ＦＡＲＡ（外国代理人登録法）の登録や米国向け英語版ホームページの開設、連邦議会関係者や国務省、国防総省の担当者等と面談するなど、駐在活動を安定的に行う環境づくりに取り組むとともに、連邦議会関係者や米国政府関係者等とのネットワークづくりに取り組んでいます。

さらに平成29年度からは、それまでに構築されたネットワークを活用し、本庁との連携を強化し、沖縄の基地問題の課題解決のため取り組んでおります。平成30年３月には、ワシントンＤＣにおいて、「変わりゆく東アジアの安全保障情勢と沖縄―在日米軍の在り方の再考―」をテーマに国内外の有識者と連携して、シンポジウムを開催いたしました。シンポジウムでは、翁長知事の講演に加え、ウィリアム・ペリー元国防長官による基調講演や有識者によるパネルディスカッションを通じて、朝鮮問題をめぐる状況の変化を踏まえた活発な議論が行われました。11月には、玉城知事が訪米し、ニューヨークでの講演会や国連事務次長との面談、ワシントンＤＣでの政府関係者、有識者との面談を行い、対話を通じた沖縄の米軍基地問題の解決について、米側の理解と協力を求めたところであります。

平成30年度は、米国での情報発信の強化として、米国政府関係者、連邦議会関係者、有識者等へのニュースレターの配信を開始しました。ニュースレターは、埋立承認の撤回や県知事選挙の結果、知事訪米の状況や県民投票の結果等について、平成30年度は、８月、９月、10月、12月、３月にそれぞれ約200カ所に送付しております。また、米国連邦議会の委員会公聴会での議論やシンクタンク主催のシンポジウムでの議論、現地での新聞の情報等、米国政府の政策形成に関する情報をリアルタイムで本庁と情報共有し、知事まで報告しており、県の基地問題の解決に向けた取り組みの参考としております。

さらに、米軍に起因する事件・事故が発生した場合には、速やかに米国政府関係者に県内の状況を伝えるとともに、事故の再発防止策の実施等を求めております。平成29年は、９月に嘉手納飛行場をめぐる米軍の一連の行為について、10月には、東村高江でのＣＨ53Ｅの不時着、炎上事故について、12月には、普天間第二小学校へのＣＨ53Ｅからの部品落下事故及び海兵隊員による交通死亡事故について、平成30年は、１月に相次ぐ米軍ヘリコプターの不時着について、６月には、Ｆ15戦闘機の墜落及び名護市数久田の流弾事故について、国務省及び国防総省の担当者に対して、県民の不安が高まっている沖縄の状況や米軍への抗議内容等について説明を行っております。

平成31年度は、これまでの取り組みに加えて、ワシントンＤＣ以外での活動にも重点を置き、国連との連携や有識者と連携した会議の開催、連邦議会関係者の沖縄への招聘等に積極的に取り組んでいくこととしており、基地問題の解決に向けた米側の理解と協力を得るため、さらにワシントン駐在の活動を充実強化する必要があります。

このような中、沖縄県と米国との間にネットワークを構築し、沖縄県の米軍基地をめぐる状況について、直接、米国政府に働きかける取り組みを行っているワシントン駐在員活動事業費を削除するということは、沖縄県の情報収集及び情報発信の能力を低下させるとともに、沖縄の米軍基地問題が解決されたとの誤った認識を米側に与えるだけではなく、沖縄の基地負担の軽減を図る動きにブレーキをかけるということになりかねず、大きく県益を損なうものであります。

米国ワシントンＤＣに駐在員を設置し、辺野古新基地建設の阻止、そして米軍基地から派生する諸問題の解決に向け、ワシントン駐在員の活動を継続的に行うことで、県の考えが幅広く理解されるものであることから、ワシントン駐在員活動事業費の削減を求める予算修正案には反対します。

以上のことから、甲第１号議案は、新時代沖縄の到来に向けアジアのダイナミズムを取り込み、経済全体を活性化させるとともに、沖縄らしい優しい社会を構築し、誇りある豊かさを実現するため、原案のとおり成立させるべき予算であると考えます。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解を賜り、原案に賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

〔座波　一君登壇〕

○座波　　一君　修正案に対する賛成討論を行いま

す。

ただいま反対の討論が長々とありました。重要なのはそのワシントン事務所がどういう結果をもたらしたか、どういう効果をもたらしたかという問題であって、それがどのような効果が出たかということを言って、それを反対してくれればそれは納得するんですが、経済的な状況や実績を強調するようなものの中でそういう議論を避けたような討論はどうかなと思っております。

それでは、平成31年度予算案の基地対策業務費の基地対策調査費、ワシントン駐在員活動事業費7214万8000円を全額減額する修正案に賛成の立場で討論します。

今回の修正提案で平成28年から４年連続となりますが、ワシントン事務所開設当初から今まで、米軍基地問題や辺野古代替施設建設問題に、解決や改善に向けた進展が見えるどころか、国との裁判は続き繰り返され、民意は示されていると主張しながらも、さらに莫大な血税を投じて県民投票を実施し、ますます県民が分断され、県の基地行政が行き詰まっているのであります。

これまでの４年間、米軍基地から派生する諸問題への対応や辺野古代替基地建設をとめるために開設されたワシントン事務所は一体何をやってきたんでしょうか。自主財源が乏しい沖縄県の財政事情の中、事業効果が出ていないこの事業をあえて続ける意義が全く見出せないのであります。見出せないのは、私たち自民党だけでしょうか。

県当局や現地駐在員の報告によれば、沖縄県の主張が理解され日米の民意を動かすための活動を展開しているとされているが、その活動は認めるものの、何ら事業効果が出ていないのは明らかであります。そして駐在員による現地の活動が県知事の米軍基地政策へどのように反映されているのか。県民の期待に応えているとは言いがたいのではないでしょうか。

知事訪米で米政府関係者や米国市民、県人会に訴えるものの、実際は県知事の立場に賛同する人たちとの集会や交流会であり、既定路線の域を出ていない行動にしか見えません。

ワシントン事務所を起点に知事は、米国防省や政府要人を相手に沖縄の米軍基地を日米安全保障の大義から議論し、不可能を可能にするような、ハイレベルでテクニカルな交渉や政府間交渉を求める等の議論をしているのでしょうか。ただ反対を伝えるだけでしょうか。知事が訪米報告で幾らその成果を強調しても、私たちには、知事訪米の一連の行事達成に対する満足感にしか聞こえません。

玉城知事や県執行部はこのワシントン事務所をいつまで続けるのか。あるいは我々がなぜ毎年のようにワシントン事務所の歳出の修正を求めるのか、事態を真摯に受けとめ、重く受けとめるべきであります。

平成29年度の県のＰＤＣＡ実施報告書から、知事公室基地対策課のワシントン駐在員の配置に関する29年度決算額は１億3870万円であります。米政府の情報収集や情報発信をすることが順調に進捗していると報告されております。この１億3870万円はワシントン駐在員活動費6987万円、これは29年度です。それと基地対策調査費の6885万円に内訳されております。このワシントン駐在員配置の予算は平成27年度当初からワシントン駐在員活動事業費として基地対策調査費に配分されており、新年度も同様な予算配分であります。すなわち、肝心なのはこの２つの事業の活動内容と活動計画でありますが、事業の表現の違いはありますが、現地活動以外はほぼ情報収集や情報発信であり、内容が全く似通っているのであります。すなわち、わざわざ人件費を含めワシントンに約１億円の経費を使うまでもなく、沖縄の本庁内において基地対策調査費の範囲内で情報収集や発信は可能であり、必要に応じて適宜現地に赴き、知事の訪米に備えることで対応できるのではないかと考えざるを得ません。まして、現地には業務を委託するコンサル会社もあるわけでございます。また、事務所開設当初の主な活動目的は、米政府機関におけるロビー活動でございましたが、手続上の不備で活動ができなかったわけであります。

今、その活動ができているかどうか、まだ疑問は消えませんが、それを問うよりもまず沖縄の基地問題が改善されないままの状況で現地駐在員の活動を評価できるものではありません。

翁長前知事から玉城知事にかわり、初めての予算編成でありますが、本来この時期に行政機関としてワシントン駐在員活動事業の事業効果を検証し、見直すべきであります。

我々は31年度の予算案の全てを否定しているものではありません。予算の成立は重要であるということは当然認識していますが、このワシントン駐在員活動事業費は認めるわけにはいかないということであります。

以上のことから、修正案に対して賛同し賛成討論といたしますが、どうか議員各位の御賛同のほどよろしくお願い申し上げまして討論といたします。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わ

りました。
　これをもって討論を終結いたします。
　休憩いたします。
　　午後２時10分休憩
　　午後２時10分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　これより甲第１号議案から甲第24号議案までの採決に入ります。
　議題のうち、まず甲第１号議案を採決いたします。
　まず、本案に対する西銘啓史郎君外13人から提出された修正案について採決いたします。
　お諮りいたします。
　本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
　　〔賛成者起立〕
○議長（新里米吉君）　起立少数であります。
　よって、修正案は、否決されました。

○議長（新里米吉君）　次に、原案について採決いたします。
　お諮りいたします。
　原案に賛成の諸君の起立を求めます。
　　〔賛成者起立〕
○議長（新里米吉君）　起立多数であります。
　よって、甲第１号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　次に、甲第２号議案から甲第24号議案までの23件を一括して採決いたします。
　お諮りいたします。
　ただいまの議案23件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
　よって、甲第２号議案から甲第24号議案までは、原案のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（新里米吉君）　日程第12　議員提出議案第６号　パラオ共和国200海里水域での操業継続に関する意見書を議題といたします。
　提出者から提案理由の説明を求めます。
　瑞慶覧　功君。

　　〔議員提出議案第６号　巻末に掲載〕

　　〔瑞慶覧　功君登壇〕
○瑞慶覧　功君　ただいま議題となりました議員提出議案第６号につきましては、経済労働委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。
　提案理由は、パラオ共和国200海里水域での操業継続について関係要路に要請するためであります。
　次に、議員提出議案第６号を朗読いたします。
　　〔パラオ共和国200海里水域での操業継続に関する意見書朗読〕
　以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。
○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。
　　〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　この際、お諮りいたします。
　ただいま議題となっております議員提出議案第６号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。
　これに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
　よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第６号「パラオ共和国200海里水域での操業継続に関する意見書」を採決いたします。
　お諮りいたします。
　本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
　よって、議員提出議案第６号は、原案のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第13　議員提出議案第１号　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書、日程第14　議員提出議案第２号　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める決議、日程第15　議員提出議案第**

３号　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議及び**日程第16　議員提出議案第４号　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡久地　修君。

〔議員提出議案第１号、第２号、第３号及び第４号　巻末に掲載〕

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　ただいま議題となりました議員提出議案第１号から第４号までの４件につきまして、提出者を代表して、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念すること等を求めることについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第１号を朗読いたします。

〔県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第２号の決議につきましては、内容が意見書と同趣旨でありますので、宛先だけを申し上げます。

〔県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める決議の宛先朗読〕

次に、議員提出議案第３号及び第４号の決議につきましても、議員提出議案第１号及び第２号において日米両政府に対して求めていることについて理解を求める内容でありますので、宛先だけを申し上げます。

〔県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第１号及び第２号の宛先で、国内の関係要路につきましては、その趣旨を要請するために議員を派遣する必要があることから、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号から第４号までについては、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号から第４号までについては、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後２時27分休憩

午後４時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に米軍基地関係特別委員会に付託いたしました議員提出議案第１号から第４号までについては、先ほど米軍基地関係特別委員長からお手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

この際、お諮りいたします。

議員提出議案第１号「県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書」、議員提出議案第２号「県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める決議」、議員提出議案第３号「県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議」及び議員提出議案第４号「県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号から第４号までを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　この際、**議員提出議案第１号**

県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書、議員提出議案第２号　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める決議、議員提出議案第３号　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議及び**議員提出議案第４号　県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議**を一括議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長仲宗根　悟君。

〔議員提出議案第１号から第４号　巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長　仲宗根　悟君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（仲宗根　悟君）　ただいま議題となりました議員提出議案第１号から第４号までについて、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、提出者を代表して渡久地修委員の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における質疑の概要について申し上げます。

本案に関し、これらの意見書・決議を出してそれだけで断念を求めるのはどうかと思う。本来、知事が県民投票の結果を受けて具体的に条件、対案を示すべきであり、県議会として行動するのは県民投票条例の目的外の利用にならないかとの質疑がありました。

これに対し、県民投票条例の目的は県民の民意をはっきりさせることであり、それを受けて県民投票条例第10条により知事はその結果を尊重し、内閣総理大臣や米国大統領に通知するものであり、県議会としてどのような行動をとるかが大事である。県議会としての意見をはっきりさせるために意見書を提出することが我々の務めであるとの答弁がありました。

次に、日米合意から22年が経過しており、埋立承認取り消しを取り消したのも翁長県政であり、それによって工事が進められている。埋立承認の撤回、取り消しは最近のことであり、民意と法律的手続が違うのではないかとの質疑がありました。

これに対し、県が工事を進めているということについては、我々と見解が180度違うところであり、県は埋立承認を撤回し、我々はそれが生きていると思っているので、何よりもはっきりとした民意に沿って県議会として意見書を提出すべきであるとの答弁がありました。

次に、県民投票の結果を受けて基地建設の断念を求めるだけでは、これまでのことの繰り返しで解決にはならないのではないか、県知事や県議会は要求ばかりではなく、問題の解決のために対案を出すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、今回の県民投票により反対の明確な民意が初めて示されたことにより、議会としての明確な意思をしっかり示す必要があるとの思いで、今回意見書・決議を提案したところであるとの答弁がありました。

次に、埋立工事を断念した場合、補償問題が生じるが、誰が責任をとるのかとの質疑がありました。

これに対し、我々は、常に工事の中止を求めてきたという事実としてある。県や多くの県民も反対し続けてきたことを無視して国は今まで工事を強行してきているのであって、埋立工事を断念したら補償は県が負いなさいというのは筋が通らないと私たちは考えているとの答弁がありました。

そのほか、国連事務総長及び国連人権理事会議長宛ての意見書等送付の実績の有無、国連等機関への意見書等送付や受理の手順や段取りの確認状況、国連人権理事会の構成国及び人権問題の内容並びに宛先としての妥当性等についての質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要でありますが、採決に先立ち、公明党所属委員及び維新の会所属委員は退室しました。

採決の結果、議員提出議案第１号から第４号までについては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後４時36分休憩

午後４時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより議員提出議案第１号「県民投票の結果を尊

重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書」、議員提出議案第２号「県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める決議」、議員提出議案第３号「県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議」及び議員提出議案第４号「県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議」の４件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立多数であります。

よって、議員提出議案第１号から第４号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第１号及び第２号に関し、提案理由説明の際、提出者から、その趣旨を国内の関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、議員派遣について採決いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第１号及び第２号の趣旨を国内の関係要路に要請するため議員５人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立多数であります。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時40分休憩

午後４時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第17　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第18　陳情４件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました陳情４件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。
各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、ただいまの陳情４件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。
――――――◆・・◆――――――
○議長（新里米吉君）　日程第19　陳情１件を議題といたします。
本陳情に関し、委員長の報告を求めます。
土木環境委員長新垣清涼君。
――――――――――――――――――――
〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕
――――――――――――――――――――
〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕
○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。
お諮りいたします。
本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。
――――――◆・・◆――――――
○議長（新里米吉君）　日程第20　請願１件及び陳情７件を議題といたします。
請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
米軍基地関係特別委員長仲宗根　悟君。
――――――――――――――――――――
〔請願及び陳情審査報告書　巻末に掲載〕
――――――――――――――――――――
〔米軍基地関係特別委員長　仲宗根　悟君登壇〕
○米軍基地関係特別委員長（仲宗根　悟君）　ただいま議題となりました請願１件及び陳情７件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これよりただいま議題となっております請願１件及び陳情７件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。
請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、ただいまの請願１件及び陳情７件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。
――――――◆・・◆――――――
○議長（新里米吉君）　日程第21　閉会中の継続審査の件を議題といたします。
――――――――――――――――――――
〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕
――――――――――――――――――――
○議長（新里米吉君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。
各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。
――――――◆・・◆――――――
○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。
なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど

文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成31年第２回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後４時48分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　大　浜　一　郎

会議録署名議員　　山　内　末　子